# 婦人有権者
# WOMEN VOTERS

### 私共の立場と目的

一、同盟は政党には中立、選挙には推薦、応援を致しません
一、同盟は婦人の間に婦人有権者としての自覚をよび起し、正しい選挙を行うようすゝめると共に
一、私共が選んだ議員や、議会や政府、政党を見まもり、意見を出したり
一、よい婦人議員や、よい婦人役人が多数出るよう運動します。
一、又民主主義の逆行に反対し婦人の既得権を失わないよう努力します。

### 新年号主要目次

主張……（一）
第二十三臨時国会報告……（一）
婦人参政十周年記念大会……（二）
旧婦選運動者懇談会……（二）
あまから帖……（三）
売春禁止法制定促進委員会
その後のうごき……（三）
甘やかされてはいけない…（四）
本部・支部報告……（四）

## 第二十三臨時國会報告

参議院議員　市川房枝

第二十三回臨時国会は十一月廿二日召集され、十二月十六日に閉会、廿五日間の会期を終えた。

今度の国会は自由民主党と社会党との二大政党結成以来はじめてのものであり、開会と同時に内閣の新首班の指名が行われた。

その結果衆参両院はそれぞれ自民党代行委員鳩山一郎氏を指名、ただちに第三次鳩山内閣が組閣された。記名投票の結果は左の通りである。

| | 衆院 | 参院 |
|---|---|---|
| 鳩山氏 | 二八八 | 一四九 |
| 鈴木氏 | 一五〇 | 六四 |
| 白票 | 〇 | 二 |

私は前回の首班選挙では鳩山氏に投票したが、此度は白票を投じた。それは自民党が選挙によらざる合同であり、総裁を決定せず代行委員制としている点に対しての抗議の意志表示として行つたのであつた。これについて朝日新聞に批難の投書があつたので、私の立場を回答しておいた。

鳩山内閣は、清新さを持たぬ。「暫定政権」と評されつつも、ともかく衆議院で二百九十九名の絶対多数の与党を擁して発足した。

首班指名後は十日間の自然休会に入り、十二月二日の休会明けに開会式が行われ、首相の施政に関する所信表明と重光外相の外交情勢の報告が行われた。

以後約二週間実質的な審議が行われたが、深刻な対立を呼ぶ重要法案もなかつた為か、当初心配された与党の多数横暴もやゝ控えぎみであり、議長、副議長、常任委員長の独占なども行われなかつた。

× × ×

◇今国会の最大の眼目は、地方財政の赤字処理に在り、これは直接選挙区につながるものなので、政府与党内での意見の調整が困難であつた。然し十五日には「三十年度地方財政特別措置法案が成立し、更に最終日には、三十年度特別会計予算の補正第二号及「交付税譲与税配付金特別会計法改正案」の両件が、政府原案通り成立した。

又前国会から継続審議中の「地方財政再建促進特別措置法案」も衆議院本会議を通過した。

この特別会計の予算補正成立により、本年度地方財政の赤字補てんとして百六十億円の特別交付金が早ければ年内に地方団体に配布される事になつた。

◇この問題に併行して注目された公務員の年末手当の件である。これは公務員の期末手当は予算上一年間を通じて二ケ月分となつているが、夏期手当として既に〇・七五ケ月分が支給済みなので残りは一・二五ケ月分となつていた。これに対し官公労は二カ月分を支給せよと要求したが、人事院では政府に対し「国家公務員には期末手当として〇・二五カ月分を増額支給すべきである」との勧告を行い政府はこれを受入れた。十二月十五日「一般職員の給与に関する法律を改正する法律」が成立、国家地方公務員、政府関係機関職員は一・五カ月分の年末手当を貰える事となつた。

◇ところが同じ日に「国会議員の歳費、旅費および手当に関する法律を改正する法律案」が議員提出され、衆議院は質疑討論なく通過した。

これに対し参議院では第十七の八木幸吉氏は反対討論の通告を開会寸前議長宛提出したが、議場内で行われた議院運営委員会で退けられ、疑、討論も無しで通過した。然し参議院では八木幸吉氏、八木秀次氏及私は（何れも十七控室）起立せず反対の意志を表明した。今日の改正による議員の期末手当増額は〇、二五ケ月一九、五〇〇円であるが、税金八、七七五円（四五％）差引一〇、七二五円である。私は基本手当増額の場合と同様、受取り、新宿職安ニコヨンのあぶれの際の融通資金として寄附した。

◇次に今国会の主要なものに、原子力関係法案がある。衆議院は十四日、参議院は十六日相次いで日米原子力協定を承認し、更に濃縮ウラン受入れによつて第一歩をふみ日本の原子力開発に備えて原子力基本法、原子力委員会設置法、原子力局設置法（総理府設置法を改正する法律）の三法を可決した。

原子力基本法は衆院議員の超党派提出であり内容は、原子力の研究、利用、開発を平和目的だけに限定、学術会議の三原則を取入れて、民主的な運営、自主的な開発成果の公開を明文化した。又広くアメリカ以外の国々とも協力する方針を確立している。

◇又日ソ国交調整、日比賠償を中心とする外交問題は予算、外務、本会議で論議の的となつたが殊に李ライン問題を中心とする日韓国交の問題について参議院本会議は各派共同提案「日韓問題に関する決議案」を全会一致可決している。又日本の国連加盟問題について衆議院は十二月六日、参議院は七日の本会議に於て、「国際連合への加盟に関する決議案」を全会一致採択した。

ところが十四日、日本の加盟が実現しなかつた為、衆院社会党は政府の責任を追及する外相不信任案を提出した。これは記名投票の結果当時二五九、賛成一三五票で否決された。次いで内閣不信任案に代る「民主政治擁護に関する決議案」を本会議に上程する動議が提出されたが、賛成一三二票反対二五六票で否決、本会議には上程されなかつた。

× × ×

以上が廿三回臨時国会に目立つた案件であるが、会期が短かかつた為提出された法案は政府提出、議員提出併せて廿件に過ぎなかつた。

そのうち政府提出法律案は十二件で十一件が成立、（その他条約五件、予算一件成立）衆議院議員提出法律案は十三件でうち五件成立、参議院議員提出は十三件（成立なし）である。

当局関係法案は一つもなかつた。（三〇、一二、二五）

### 兩院の勢力分野（十二月一日現在）

◇衆議院

| | |
|---|---|
| 自民党 | 二九九 |
| 社会党 | 一五四 |
| 小会派（うち労農四 共産二） | 八 |
| 無所属 | 三 |
| 欠員 | 三 |
| 計 | 四六七 |

◇参議院

| | |
|---|---|
| 自民党 | 一一九 |
| 社会党 | 六八 |
| 緑風会 | 四六 |
| 無所属（うち労農一 共産一） | 八 |
| 第十七控室 | 四 |
| 欠員 | 五 |
| 計 | 二五〇 |

## 主張＝一九五六年の課題

平和共存という文字が大きな活字で新聞にとりあげられたのはたしか五五年の元旦だつた。この文字を見た時の感激はいまなお忘れることができない。そうだ、今年の課題はこれだと、私はどんなに勇気づけられたことだろう！

それから一年、世界は私の期待を裏切ることなく進んだ。「でも、秋の四国外相会議の失敗は？」と、反問される方もあろう然しそれにも拘らず、昨年四月のジュネーヴの極東平和会議から今夏の四大国巨頭会談に示された所謂ジュネーヴ精神、一口に云えば、武力づくの喧嘩はやめて話し合いで仲よくという精神は、依然健在だと私は信じているし、各国の論評もそのように報じているものもある。利害の相反するものが平和共存でゆこうということ、それがどうして平担な道であり得よう？ちよつと話が纒まらなかつたからといつてすぐ匙をなげるのはあまりにも短気である。容易に纒まらない困難な問題であればこそ話し合いが必要であり、だからこそ世界中の人がこんな簡単なことを一大発見でもしたように、ジユネーヴ精神、ジユネーヴ精神とさわいでいるのではないだろうか、五五年はともかく、こうした雰囲気で世界が包まれた。

それから、五五年はもう一つおまけがあつた。それは、長い間外国人に足げにされていても、石のように默つていたアジヤ、アラブの弱小国が、草木の萌え出るように四月一斉にバンドンから立上り初めたことである。民族の独立と自由を叫んで、国際政治の舞台はアジヤの一幕を演出することなしには、もはや欧州の舞台だけでは物足りなくなつてきたのだ。大国に対する弱小国の発言、これが五五年の世界の大きな収獲だつた。

五六年という年は上述のジユネーブ精神とバンドン精神が主流となつて交錯していく年であろう。そしてその間に、いまなお相当な勢いでいぶつている、「報復」や「力」の政策が若干の茶番劇としてひよい／＼頭をもたげていくことだろう。人間の歴史は水の流れのように単純ではないから、このような筋書きをその通りに演出するには、人間に与えられた最高の叡智と勇気と根気が絶対に必要だということも忘れてはならない。

このような国際情勢を背景に日本人である私たちは迎える一年間の政治的諸活動の綜合的な目標をどこにしぼるべきだろうかそれはジユネーブ精神とバンドン精神のより一層の高揚に寄与することに求める以上、何があるだろう。私たちには先ず世界情勢に逆行する再軍備のための憲法改悪に実践的に反対すること、第二はアジア民族の独立と共存共栄のために日ソの国交回復を一日も速やかにすること第三は日中の国交を恢復することと、この三点を解決することだと思う。その他の個々の政治的諸活動のプログラムは最終的にこれらの焦点に結びつけられねば意味が半減するだろう。登り道は多いが頂上はこれである。道は峻しくとも、天には栄、地には平和！の鐘の真理であることを信じ、勇気をもつて新しい年を前進しよう。（降誕節の夜 野村カツ）

### 一月時局研究会

【演題】「中国訪問講演会」
【日時】一月十四日（土）午後一時半―三時半
【場所】日本女子大学豊明講堂
【講師】片山哲氏
法政大教授　中村哲氏
平和協会幹事吉井千賀子氏
会場整理券あります（卅円）
何卒お誘い合せて多数御出席下さいませ。

### 婦人問題研究所 一月研究会 お知らせ

▽日時　一月廿一日（木）午後一時半―四時
▽会場　婦選会館
▽講師　労働省婦人少年局婦人労働課長　大羽綾子氏
▽課題　最近の婦人労働の諸問題について
▽会費　三十円
どなたも自由に御出掛下さい
婦人問題研究所

### 一月十五日は成人の日

婦人参政十年にして迎えるこの日を、有意義に祝いましょう。新有権者のみなさまが、一票の権利を正しく使うことを身につけて下さるように。

それぞれの地域、環境に応じて成人の日を中心にもより会又は個人的な話し合いをもつて、政治啓発の運動を展開して下さい。

### 「新年の集い お知らせ」

明けましておめでとうございます

一九五六年も相変らず多忙な年となるでしょう。例年の通り年賀状は御遠慮し、左の予定で小さな集りを持ち度いと存じます

日時　昭和卅一年一月七日（土）午後一時―三時
場所　婦選会館（国電代々木駅下車鉄道病院裏）
電話37局七一一三番

当日御出席の方は御面倒乍ら葉書又は電話で自宅宛御返事を下さいませ

市川房枝
自宅　渋谷区千駄ケ谷五ノ八八九
電話（37局）一六七四番

慶賀新春（御申込順）

医療婦人友の会
井上なつゑ
東京都杉並区高円寺一ノ一四

たかむれ
高群逸枝
東京都世田谷区世田谷四ノ五六二

参議院議員
国際家族計画会議副委員長
婦人問題研究会会長
加藤シヅエ
東京都品川区小山七ノ五三
電話（78）一〇五八

三輪田繁子
東京都千代田区九段三ノ四
電話（33）九二四五

社会福祉法人婦人福祉会
会長　山田ワカ
東京都新宿区若葉一ノ八ノ七
電話四谷（35）二〇五〇

平塚らいてう
東京都世田谷区成城町三六四
電話（41）八四一五

丸岡秀子

東京都議会議員
村上ヒデ
東京都港区芝高輪西台町一
電話三田（45）三五五〇

都議会議員
婦人問題研究会理事
世田谷支部長
本島百合子
東京都世田谷区池尻町一六三
電話世田谷（42）三八五九

都議会議員
藤田孝子
申合せにより、年賀状を出しません
東京都新宿区信濃町九
電話（35）一二二一

自由民主党婦人局
竹田菊
東京都世田谷区玉川等々力町三ノ一九六
電話（玉川）〇三一〇

奈良家庭裁判所調停委員
村立保育所長
藤岡うた代
奈良県宇智郡北宇智村

日本婦人有権者同盟
中央委員
田中きねよ
東京都千代田区有楽町毎日新館内
ラジオ東京営業部

女性の輝やかしい前進を祈る
塩田きさの
東京都杉並区西荻窪三ノ一〇

草月会いけばな教授
常任参与
花川清映
教場渋谷区千駄ケ谷五ノ八八九 婦選会館
中央区両国三浅草橋際初音森神社
自宅 墨田区[illegible]町四ノ九
電話（63）八二二七

鈴木布美
東京都文京区丸山町四〇
電話（94）〇〇一〇

井出医院
竹内茂代
東京都新宿区三光町一

日本婦人有権者同盟
都城支部長
水間アヤ
都城市栄町

日本婦人有権者同盟
都城支部副支部長
堤武子

日本婦人有権者同盟
都城支部
書記　松田かう
会計　早川フミ

日本婦人有権者同盟
宮崎支部一同
宮崎市船塚町七七
中島歌子方

定価一部拾円（郵税四円）　編輯兼発行人　松生徳子　発行所東京都渋谷区千駄ケ谷五ノ八八九婦選会館　日本婦人有権者同盟　電話淀橋（37）〇七一三番　振替東京一九五四〇九

---

# 支部報告

### 函館支部（荒木 伸子）

◇四月二十日総会を開催、次の新役員を決定。支部長平出ふさ江、副支部長田中ツル、会計秋尾ヒデ子、書記荒木伸子◇五月某日、地域婦人会主催の「更年期と社会」と題する講演会に平出支部長講演を行う◇NHK主催の函館地区婦人大会に出席◇六月の臨時例会で地区大会のゆき方に不明朗な点あり、又構成に全く婦人が参加していない点にも不満を抱き、役所側の意向をきくことにした◇七月例会では①大月照江氏がコロンボ会議出席の費用の一部として頂くよう送金すること②第五回北海道婦人大会に代表二名を送る件を決定◇七月某日地域婦人大会にて平出会長講演、題は「児童心理」。同某日平出会長NHKより「寄附に就て」を放送◇八月の例会は先の婦人大会出席者から報告があつた後、当地出身代議士田中正巳氏の講演をきく。保守合同の見通し、教科書問題、売春等処罰法案の経過について説明をきいた◇八月某日、地域婦人会にて「家庭婦人と職業婦人」と題し、平出会長講演◇九月二日、NHK主催「大会の感想を語る座談会」に支部員一名出席録音は六日の婦人の時間に放送。◇婦人大会報告会に於て分科会別の報告の一部を説明者として支部員一名が登壇、終つて世界母親大会北海道代表梅田幸子氏報告会に出席◇某日、会長NHKより「主婦の衛生講座」を放送◇九月例会を二十日に開き、来道中の南原繁氏講演会とする。演題は「文化の理想を確立せよ」失業問題ソ連と中国の住宅、社会福祉施設その他に就て、つぶさに説明され約三千人の聴衆に感銘を与えた◇十月の例会では①婦選の十周年記年行事として本部から講師を招き講演会をもつ事②赤い羽募金で街頭に立つことを拒否、又連絡協議会が色々な切符の売さばき方に判用さがちな点を検討してみる必要があるので、来月の協議会に申入れを行う事等をきめた◇市議田中光子氏（会員）から市政の一端に就きお話をきいた。

### 札幌支部（小端千恵子）

◇六月二十三日、新聞社論説委員より時局問題の話をきく◇七月十日、社会を明るくする運動の一環として映画の切符前売利益金にて図書、茶菓を持参で少年鑑別所を訪れ、慰問激励の後、所長の話をきく◇八月十九日、全道婦人大会に売春条例促進方を提案、大会の名に於て決議、中央、道、市宛に条例制定の促進要望書を送り婦人少年局発行の「売春を防ごう」のリーフレットを参加全員の資料として配つた◇九月二十三日、東京都初の婦人選管委員大浜英子氏を来賓に迎えて、道選管杉浦委員長より当支部初の表彰をうけ記念品を授与された。会員一同喜びの拍手にわく。後、大浜女史より家族制度の講演をきき、活発な質疑応答続出、盛会であつた◇十月二十二日、志摩道民課長より道政の動きにつき講演をきく。

### 上田支部結成

市川先生をお迎えして 記念講演會を開催

（富井 翔子）

上田在住、坂城支部会員は、かねてより上田支部結成を念願としていたが、同志三十九名を得て、十月五日、本部より荒巻組織委員長を迎えて、上田市公会堂に於て結成式を上げた。役員は暫定的に理事制を採用、合議制で運営する事に決定、河原みや、海瀬ゑつ子、斎藤とし子、宮島とし子、荒井美鈴、富井翔子の六名を理事に選出した。支部結成記念として、夜の市川房枝先生に依る「婦選獲得拾周年を迎えて」と題する講演は五百余名の聴衆を集めて盛況であつた。

### 郡山支部

支部長代理（水 芳枝）

◇六月、新市議―各部の委員長のみを招き、市内婦人団体に呼びかけて懇談会開催◇八月、本部の夏期大学参加。売春禁止法が否決されたので、その経緯について先生の講演会を開催（市内の婦人団体連絡協議会も後援）◇郡山地区協議会の要望により、広島に於いて開かれた原水爆禁止平和大会の代表として水芳枝出席◇十一月は婦選獲得十周年記念として藤田たき先生の講演会を開く予定。◇郡山の婦人団体は皆戦後出来たものであるが、同盟は歴史の古いことと公明選挙に永い間貢献してきた点をかわれて表彰されることになつた。

### 仙台支部（長島やう子）

◇五月二十四日総会開催、役員改選を行う。五月三十日付で県選管から表彰される◇六月十五日の例会に中川善之助教授を招き憲法問題に関して講演をきく◇七月の役員会に於て今後毎月一回宛平和憲法の研究会を持つことを決定、講師は憲法を林弁護士、民法を横東北大講師と定めて実行中◇同七月例会に東北大の武藤教授を招き、「ソ連見てあるき」の講演をきゝスライドで学ぶ◇八月の役員会で支部創立の十年と、婦選獲得十周年を記念して、市川先生の講演会を開くことに決定、準備を進める◇九月例会には加藤教授（地球学研究所）からセイロンのみやげ話をきく◇十月十五日市川先生の講演会を河北新報社と共催で開く。ポスター七十枚、ちらし六千枚を配布、費用一万六千円を要したのは寄附を仰いで賄う◇婦人少年室と協力、売春禁止法制定の促進運動を行う◇去る四月の市長選挙の後、二カ月に亘り投票の調査がなされているので、その後始末に就ての話を十一月十日、林弁護士、河北新報論説委員を招いて聞く予定◇婦人懇談会の要望で婦人会館の建設が企画されているので、資金カンパの為、十二月にダンス・パーテイを開く権利を獲得し成果をあげるべく努力中。

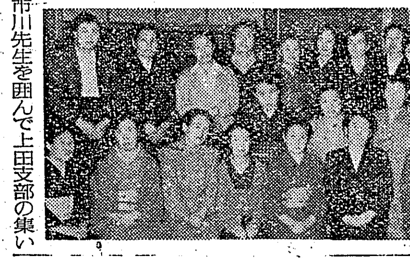

市川先生を囲んで上田支部の集い

### 青森支部（永沢 光恵）

主婦連、地域婦人会、職域婦人団体、同志婦人団体、県教組婦人部及び市教組婦人部、経済団体、農協婦人部及びPTA婦人部等の横のつながりとして県に唯一つの青森県婦人団体連絡協議会があり、その幹部の殆んどが有権者同盟構成メンバーであるため、事業計画及び実行の場合あるゆる団体の協力を得る事が出来る。

革新系、保守系のいかんを問わず、支部は同盟の主旨に賛同する人々により構成されているので、絶対中立の立場が周囲にも理解され仕事がスムースに進められる。

有権者同盟はその担当すべき分野を研究し性格をはつきりした仕事のみをしている。

これまでの運動としては、衆議院議員選挙、知事選挙を通じて、政党代表を招いての討論会、選良を送る夕、政見発表をきく会、当選市長との懇談会等を開催、多数の有権者が一堂に会して互いに啓発される機会をつくつた他、選管と協力して、ポスター、パンフレット等を配り、広告車で街頭に活躍するなどの公明選挙運動を展開注目をひいた。（詳細は機関紙に発表済みなので省略）

◇七月二十八日、原水爆禁止県大会を開催、同盟が積極的に協力し議長団にも加わる。◇八月六日の広島における世界大会に、県代表として同盟会員二名参加、後[illegible]告会を開く、婦人少年室の仕事には売春禁止問題、農村婦人問題等つねに協力、支部の会合には婦人少年室の協力を得て会議室を使う

### 名古屋支部

◇六月、総会及び小林市長を囲む市政懇談会を開く◇七月、労働省婦人少年室と協力、売春禁止法に就て講演会開催。講師は市川房枝先生。◇婦人少年室の内職実態調査に協力。◇九月、奥村市会議員を招き、市吏員のサービス、自治法の改正等につき話をきく会開催◇十月、世界母親会議の報告会を開催、服部女史の話をきく◇十一月、十二日CK六十回婦人の集いの時間にNHKと共催、普通選挙三十周年婦人参政十周年を記念して、所ひさえ氏が同盟の生立ちを語り中部日本紙の論説委員から婦人にのぞむことをきく予定。

× × ×

十一月十二日、CK新館ホールに於て、婦人参政十周年記念第六十回CK婦人の集いを、NHKとの共催で開いた。三百余名の婦人参集、活発な討論を交し、盛会であつた。当支部の所久恵氏は「名古屋に於ける婦人参政運動の歴史」を講演、婦人が夫に頼るだけの生活から脱して、経済的能力と知識をしつかり身につけ、常に新しい感覚を養うなど、今後へのよき指針となる警告を与えられた。中日論説委員清水武雄氏からは、「これからの婦人と政治」と題し参政権を正しく行使出来るよう、婦人自身の手で育成してゆかねばならぬことを強調した講演があり、フロアーからの質問に所氏ともども熱心に答えられた。この実況は録音により十一月十九日の婦人の時間に放送された。

× × ×

ソ連は革命後三八年、例えれば午後の二時か三時、中国は恰も午前七時か八時であろう。だが日本は漸く黎明を前に未だ深い眠りに落ちている状態、未だ低い女性の地位を思うと焦慮にたえない。然し貧困と無知と戦争をなくす事が出来たらそれは完全に婦選の成長した時といえよう。地道な歩みを続けて来たわが同盟がこの放送によつてハツキリ存在を認められ、栄えある表彰を文化の日に受けるなど。洵にうれしいことである。然し当支部の為に献身的に働いて下さつた長沼てる子さんの御主人が、この日急逝された事は一同の大いなる悲しみであるが、謹んで哀悼の意を捧げると共に、今後の一層の努力を誓う次第である。終りに、この集いを盛会に導いて下さつた放送局の佐々木基子女史に厚く感謝の意を捧げる。

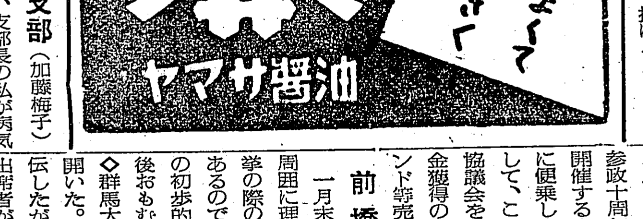
品質日本一
味がよくて割のきく
ヤマサ醤油

### 多治見支部（加藤梅子）

支部総会後、支部長の私が病気で二カ月もやすんだ為、何もとりたててしていない。後継者がなくてはいけないと反省している。目下絶滅か再興かの岐路に立つて極力努力中

### 西三河支部（内田あぐり）

総会の際に言つた通り、当地は支部活動に困難あり、地味なゆき方をと心掛け、機関紙の読書会等続けて行つている◇過日売春禁止法の成立危しとみえた頃、小林錡氏に宛て有権者の立場から、促進方要望の手紙を出したが、返書なく、氏は反対投票をしているので、その理由をきゝ、党に縛られて反対していては駄目だと自覚して貰うよう話すつもり。多忙ののまゝ果せずにいるが、実行する所存である。

### 新宿支部（代理森美子）

◇七月八日第三年次総会、運動目標を決定◇八月は開店休業◇九月第一回の委員会を開き、支部の運動方針として、今年度も「もより会」を度々開き会員獲得に努めることを決定。その第一回会合を、十月四日、森宅にて開催、新宿区議加藤明子、四谷信子両氏を招いて区政の話を聞き懇談した。集る者二十六名、区政への認識を深めると共に、新会員をも獲得◇新宿区婦人団体協議会に於ける活動として地方選挙の反省会に協力、十二月は当支部の当番なので、婦人参政十周年記念行事実行委員会が開催する十二月十七日の記念大会に便乗し、これを支部の事業ともして、この大会に新宿区婦人団体協議会を動員参加の予定◇運動資金獲得のため引続き電球や生理バンド等売つている。

### 前橋支部

一月末に結成したばかりで未だ周囲に理解されておらず、地方選挙の際のミスを悪宣伝された事もあるので、当分、地味に会員個々の初歩的な勉強に力を入れて然る後おもむろに起ちたい方針である◇群馬大学の先生を招き講習会を開いた。地域の新聞にものせて宣伝したが最初の五月には三十名の出席者があつたのが、六月には二十名、七月十名となつたのは残念だつたが、会員間の親睦には役立つたと思う◇八月は休み、九月は例会を開催、機関紙をよんだりして勉強した◇十一月には藤原道子氏により頂き三団体共催で懇談会を開く予定。目下は同盟の中立という立場を周囲に理解させる為専ら努力している。

### 芝浦支部（高橋 みき）

今年は身近かにあるものを勉強したいと思い、九月十四日、芝浦二丁目所在の五十嵐水産を見学、近くの母の会と合同、六十名ほどが参加、その後時間の許す人々だけ十七名ほどで、芝浦汚水処分場の見学を行つた◇九月二十三日、本部の荒巻組織委員長と御一緒に芝浦製糖会社を見学の後、婦選獲得十周年に就てのお話をきく。会員一同益々支部活動の重要性を深く認[illegible]力強い集りであつた。

（欠席支部書面報告）

### 秋田支部（中村 政子）

九月八日、日米文化センターに於て例会開催、出席二十名。秋田魁新報社政治経済部長の前田景次氏を招き、最近の国際、国内問題に就て時事解説を聴講、熱心な質疑応答もあつて有益であつた。◇十月五日から七日迄の三日間、秋田市で開催の北部指導者会議に、中村出席、会場の児童会館にて福島、青森両支部会員と出会い、夜は宿舎で福島支部の皆様と懇談の集いをもつた。懐旧談に花さいて時間のたつのが惜しまれた。一年生の気持で三日間の勉強が出来たことを喜んでいる。婦選十周年の記念行事は目下計画中。

### 京都支部（山添 さと）

四月の地方選挙に際し市内各婦人団体に呼びかけて協力、次の公明選挙運動を行う。①宣伝カーで又はプラカードを掲げて市内目抜通りを行進、啓発用ビラを配つて宣伝、②公明選挙連盟理事長前田多門氏の講演会開催、各党代表者も招き公明選挙の実践を誓つて貰う。この夜前田氏を囲み新聞社と婦人団体代表者による座談会を開く③投票日近い四月二十一日、棄権防止と正しい選挙を呼びかけて再び宣伝カーにのる◇五月には大学婦人協会その他と共催で比国金星未亡人会の一行を歓迎する会開催◇七月売春禁止法制定促進の請願書を各国会議員に送り、大衆の啓蒙にトラック上からビラを配る◇八月各婦人団体と協力、森永粉乳中毒問題につき、患者の見舞や実地調査、患者への慰問方法を早急に講じるよう会社側代表に申入れなど行う。なおこの問題調査で来京中の紅露政務次官と懇談、京都の実情を陳情書処方を要望する◇九月、売春禁止の市条例制定を計画している革新派市議員に賛成、各党派市議員室を訪問、制定促進方を要望◇十月、売春禁止法制定促進運動を協議、十月中旬大阪で開催予定の近畿婦人大会に各婦人団体と市地域婦人会合同でこの問題を提出することを計画。大会提出の議案は、我々が各地区選出の国会議員に強力に働きかけること、次国会には必ず売春禁止法に賛成投票するよう要望すると共に議員個々の法案に対する態度を、婦人団体はたえず見守つている旨をも通達する要望書を出すことに決定。

### 別府支部（河村 無我）

◇五月二十八日総会、役員選挙。◇六月十八日、第一回役員会開催役員会、例会、行事計画等を協議売春禁止法の国会通過めざして努力すること、会員並に一般の政治啓蒙と会員増加運動を行うこと、市の婦連協と協調して講演会を持つこと、国会見学のため定期積立をすること等決めた◇七月十五日の役員会で、七月例会を売春問題に就ての講演会として開催のこと及び市の売春問題につき討議◇十八日売春等処罰法案通過を期して本部の指示により、賛否不明の十七議員宛、陳情書を発送◇八月二十日例会は市長、助役を囲み市政懇談会とし、席上、市の売春問題につき風俗取締条令の強化を、又騒音防止取締条令をも市議会上程の約束をして頂く。◇八月二十五日、赤松常子女史を招き講演会開催、売春等処罰法案否決までの経緯、及母子福祉、未亡人の内職法の問題等につき話して頂き有益であつた。◇九月二十四日の役員会で、国会見学の件を企画、一般婦人にも呼びかけること、二十八日に市会を傍聴することなどとり決めた後、売春と騒音の取締りの件につき、保健所と警察へ陳情にいつた。◇九月二十八日、市議会見学、当日の会議に風紀取締及騒音防止条令に関する案件が提出された。

なお国会見学は来春早々の予定。

### 鹿児島支部（小田愛子）

昨年の婦人週間に、市川顧問を迎えたことを契機に発足した鹿児島支部も、丸一年半のあゆみでどうやら、軌道に乗つてまいつたようでございます。会員の数は余り多くはありませんが一人々々が自覚をもつた会員であると申上げられると存じます。三十年度は一年間のプログラムを立て、毎月の例会を経営して居りますが、同盟支部が、他の団体にさきがけて、政治啓蒙の為の仕事を持ち、この点でのイニシアテイヴをとるように致して居ります。

最近の歩みを御紹介致しますと次のようになります。ちなみに例会は毎月第一土曜日に定めております。

| | |
|---|---|
| 五月 | 総会 |
| 六月 | 売春禁止法制定促進大会開催（鹿県婦団連） |
| 七月 | 市長を囲む会（市政全般について） |
| 八月 | 県知事を囲む会 |
| 九月 | 代議士を囲む会（各党、売春問題を中心に） |
| 十月 | 県議を囲む会（財政問題売春条例に集中） |
| 十一月 | 婦人県議を囲む会（婦人問題、売春条例に集中） |

はつきりと目的をかゝげた団体であるだけに小さいが、筋の通つた活動をなし、あくまでも政治的には中立の立場から行動することに努めてまいりましたことが、幾多の試練の後やつと、最近認められてまいつたようでございます。会員獲得に努める一方他の婦人団体との連けいを密にすることが地方に於て実質的に婦人の政治意識を高め、目的を達することの出来る近道でないかと思料されますので鹿児島県婦人団体連盟に加盟し、売春問題についても、鹿児島県売春禁止法制定促進委員会の有力なメンバーとなることにより市のある動きを致しております。

### 発行に就ておわび

十一月号は発行人名義変更の手続に要する日数を計算して、時間的に困難でした為、臨機に十二月との合併号とし、二頁を増すことにさせて頂きました。本部役員、支部の方々のお骨折で広告が賑やかに集りましたのを深謝、併せて御賛助下さつた広告主の方々にも厚く御礼申上げます。事務的にも何かと障碍がありまして予想以上に発行の遅れました点、謹んでおわび申上げ、皆さまの忌憚ない御叱正をお願い致します。

# 婦人参政十周年記念大会

婦人参政十周年記念大会は、十二月十七日午後一時より、東京神田の共立講堂で開かれた。会場には男子をもまじえて三千人の聴衆がつめかけ、盛況裡に午後四時、幕を閉じた。実行委員会副会長藤田たき氏の挨拶について、自民党中曽根氏、社会党鈴木茂三郎氏の挨拶があり、前国際婦人参政権協会々長マーグレー・コーベツト・アシユビイ夫人をはじめ、各国より祝辞のメッセージが寄せられ、つづいて放送討論会が行われた。これは十二月十七日午後一時婦人の時間に、NHKより録音放送された。

司会は江上フジ（NHK婦人部長）

### 男女の別ないまで向上した婦人

**江上** 昭和二十年十二月十七日の衆議院議員選挙法改正により、婦人は始めて参政権を得たが、これは、偶然に与えられたものではなくずつと昔の自由民権運動時代からの撓まざる努力の賜であります。地方選挙をも含めて既に二十数回にわたる選挙を行つてきた私達はもう子供ではありません。いまここで十年間をふり返つてみるのも意義があることと思います。

**平林たい子** この際ぜひとも言つておきたいことは、婦人が非常に努力をしてきたということは、涙ぐましいばかりで、婦人の政治的向上が少いという意見には、反対であります。よく女ばかりに目が向けられますが、女の欠点は男にもある欠点なのです。問題は家庭的その他、幾重にも重なる悪条件をいかに絶ち切るかということで、同性を侮辱する売春問題にしても、自覚した婦人がこれに立ち向うことは当然であるのに、立派な自由主義者にしても、女が一生懸命にしているのに、これに水をかけるようなことをいいます。

**阿部真之助** 本日のテーマは婦人の政治的向上をはかるには、どうしたらよいか、ということですが、これは女に関する政治をよくすることか、女自身が政治に関してよくなることか、よく分りませんが、女の政治ばかりよくなつても全体の政治がよくなるとは限りません。自分は女の投票には関心をもつていました。男は何百回も投票して、ろくでもない投票をやつてきました。女も男と同じ人間なんですから、女もへたをするとろくでもないことをしてしまいます。女はものの考え方が具体的で抽象的なことに関しては不得意ですから、注意しなければならないと思います。

**中島健蔵** 戦争以来の女の自覚には実におどろくべきものがあります。そこで、男とか女とか、区別をつけるのはいけないと思います。些かの区別もしない、いたわることもしない、それがいいのだと思います。ただ政治的におくれている女がいますが、女の中の啓発は男がしてはやりにくいことがあるのです。これは、進んだ女がおくれた女の手をとつてあげるべきで、おくれていて困るわね、と悪口をいつているだけではいけないと思います。

**江上** ここにみえているお二人の男性は、まれにみる婦人の協力者のようです。ここらで、第二回のご発言をお願いしましょう。

### 女を束縛する制度や習慣

**平林** 女は男に対して対抗意識は持つていません。ですが男は権利の上にのつかつていい気持でいます。その制度を私達は目の敵にしているので、男を目の敵にしているのではありません。男に対抗していない証拠には、男と結婚しているのをみても分るではありませんか。

**阿部** 男と喧嘩したら、男も困るだろうが、女だつても困るんじやありませんか。喧嘩しないで、仲よくしていつたらいいんです。

**中島** 確かに、習慣としては男の横暴に便利なところがありますが、制度としては、もうないのじやありませんか。男と女と喧嘩していても仕方がない。この頃は逆コースで、家族制度の復活などがいわれています。今の制度は男女平等なんですから、それを維持していかれるよう、女性優越とはいわないで、男女平等ぐらいで我慢をしていただきたい。お互に協力してやつていこうじやありませんか。

### 男の場・女の場区別あるべきか

**質問** 男（学生） 男と女と同じであるといわれましたが、差のある平等はあつてしかるべきだと思います。乱斗国会の揚合でも、女が女らしくしたら防げたのではないでしょうか。男は男の場で平等、女は女の場で平等であるべきだと思います。

**中島** 男と女とが同じだということは、絶対的に同じだというのではありません。勿論、力わざなどでは男は強いです。乱斗事件はあれは女が利用されたんだと、私は考えています。女が頑張れば男も手を出すまい、というわけだつたのでしょう。私は、男が考えているような男女の差は、なくなすべきだと信じています。男の場女の場、というのは認めがたい。「場」における平等というのには絶対に反対します。

**阿部** 中島さんのお説と同じ意見です

### 多すぎる政治的中立

**質問** 女（婦人会役員） 政党にはいつている婦人が少いのは、婦人の目覚め方が少いといわれますが、私は婦人会をしています関係上、党にはいることは会の運営上困りますので、差しひかえています。どうしたらいゝでしょうか。

**平林** 政党が党員に期待することが過重すぎるともいえます。今まで政党にはいることがなかつたので、討論などに馴れていない、政党の雰囲気がかたすぎる、などがいえましょう。

**阿部** 政党は婦人会を利用しようとしている、そのために、幹部が政党に入ると、その婦人会はくずれてしまうのでしょう。

**平林** 日本には政治的中立があまりにも多くて、これは不思議な現象と云えます。すべての人が自分の意見をもつべきで、また、自分は〇〇党だがあなたが××党なのは認める、という自由な雰囲気が欲しいものです。

**中島** 今の日本では、政党にはいることは政治家になることを意味しています。また今までは、同じ保守派でも二つあり、革新派でも二つあつて、どちらがど[illegible]いえず、是々非々主義できました。日本を動かしてきたのはこれらの浮動票ではなかつたかと思います。

**質問** 女（働く主婦） 民主的かどうかみるには、女の立場をみれば分ります。どんな小さな集りでも、主婦が出席しようとする時、これをはばむのは男性です。女が政治的に目覚めるには男性の理解がほしいと思います。

**中島** 男ばかりに押しつけられても困りますね。男の理解だけでは駄目で、これを打開するには女が攻勢に出る必要があります。

**江上** ここらで苦言と、将来への建設的なご意見を聞かせて下さい。

### 男と同じ標準て

**平林** 婦人代議士について言いたいのですが、よく国会に女らしい雰囲気を添えるといいますが、議員は芸妓ではないのですからそれは意味のないことです。相手が女だろうと、ハンデイキヤツプを考えてやつたり感傷的になつたりしないで、男に対すると同じきびしい標準をもつて婦人代議士にも対するべきだと思います。

**阿部** 女は進歩したというが、自分のものがない。みせかけが多い。自分の方から出た本当のものを持つて欲しいと思います。

**中島** 日本の特殊性と思いますが、女は自分がやればやれるという力を出しきつていない。自分は女だから出来ない。と言いすぎます。学問とか技術の面では同じなのです。男たちは女が、能力を一杯に出すことを期待しています。

**江上** 女が政治的に向上することは、議論や考えるだけでなく、実行することです。そのために今日の会がお役にたてば幸いです。

三時十分に討論会終了。

最後に、この十年の歴史を飾るページエント、婦人参政への道が、舞台にくり展げられたが、観衆は片唾をのむ思いでこれに見入り聞き入つた。

幕があくと、舞台には、明治、大正、昭和、とそれぞれの衣裳をつけた女性の姿が見える。と、ひくい遠い声で唱和が続く

—長い暗い道であつた。
長い暗い道であつた。
私達の過去は、
忍従と束縛と、不平等と、
長い隠忍の生活であつた—
それは長い隠忍の生活であつた—
そして又……
—私達の歴史にはこんな事もあつた。

（女大学第六条が朗読される。）

—しかし、私達も忍従の生活にばかりたつていたのではなかつた！
「日本婦人も、一個の人間として生きなければならないのだ」

と先覚者の叫びは、暗い道に流れた稲妻の光の様にきらめき、私たちの黎明は訪れ始めたのであつた

平塚らいてう氏の青踏社運動（大正七年）に始まり、続いて新婦人協会（平塚らいてう、市川房枝、奥むめお）の発足に到り（大正九年）治警第五条、第一項、第二項改正の要求、即ち我国婦人参政権運動の声は巷に溢れたのだつた。

御病気と御老齢のため欠席された平塚氏の、とだえとだえの録音放送は、往年、原始女性を太陽と仰ぎ新しい自我の確立をめざして青踏運動をおこした情熱の人を偲ばせて、感一入のものであつた。

又、和服姿の奥氏の往時を語る言葉も亦、現在の私達の胸をうつのだつた。

「寒い事務所で夜の十一時、十二時まで色々打合せを致しました。帰りには幼児を抱きしめ、背負つた子の足を袂で温め乍ら帰つたものです、色々苦しい事だらけでした。けれど今こゝで、この運動をやめてしまつたならば後につづくものは、又始めからやり直さなくてはならない、と歯をくいしばつてやりとげました」と

その後（大正十一年）に、第二項（演説をきく自由）が貴衆両院を通り、この団体は解散されたが、之によつて急速に政治的関心が高まり、婦人参政権協会（婦風会内）婦人参政同盟等が誕生し、対議会運動をもりあげていつた。

そのひとり高橋千代氏は「その頃のエピソードの一つとして、当時婦人運動をしているものは皆、素行の悪いもの許りだ、といつた、代議士の一人に非常に立腹して、皆で、朝早くおしかけ、謝罪文をとつた事などありました」と迫害の模様を一くさり。

続いて、大正十三年十二月、男子の普通選挙が通る事になつたのに刺激されて、各種婦人団体が団結して、婦人参政権獲得期成同盟会が結成された。

当時の総務理事久布白落実氏が、長い斗いを一貫して来り、今尚第一線で活躍していられる名演説で当時の模様を細々と語られる。

続いて、その頃、社会主義的な考えをもつた婦人の集りとして、赤瀾会が誕生し、近藤真柄氏も世話人の一人として活躍した。

第二回メーデーには婦人団体として初めて之に加はり、赤い気焔を吐いた。

近藤真柄氏の無産婦人同盟と婦人参政権運動についてのお話のあと山高しげり氏は満州事変後の連合運動、ゴミの処理、母性保護等を取りあげ、身近な問題から、政治と生活という一貫したコースを話して下さつた。

—婦人達の願いは強く、婦人達の声は高く—

婦選獲得運動は、大きな力の輪になつてつき進められた。

満州事変後のファッショ反動時代にも、色々な形ですすめられた。

（昭和）五年四月第一回の「全日本婦選大会」が開かれてから、昭和十三年まで、毎年婦選大会を開催、参政権要求がなされた。

この時、与謝野晶子氏が作詩し、山田耕筰氏が作曲して下さつた「婦選の歌」は今日、尚、私達の間に機会あるたびに歌われている歌でもある。

初期の運動から今日まで、半生を貫いて婦選獲得運動に挺身された、市川先生は、山高氏のあとをついで、終戦迄の模様とマツクアーサーの国内五大改革案を見、ポツダム宣言によつて「与えられた参政権」までの経緯をつぶさに話して下さる。—

かくて斗いは終つた。

—婦人参政への道は険しく、多難であつた。私達はいま、この道のために斗つて来られた方達に心からの拍手を送ろう—

舞台の上も下も一つになつて、婦選の大合唱が歌われている中を静かに幕が下りる。

お話の間に写されるスライドあり私達は、眼から、耳から、強くこの歴史の瞬間をとらえると共に、この日を境に次なる新らしい年の足ぶみを踏み出したのだつた。道はまだまだ険しく長い先輩諸姉のまいた種を、より強く健かに育てる為にこそ、現在の同盟につながる私達の使命がある事を、深く〳〵痛感させられた。満二十周年、三十周年の記念行事も愈々盛大にひらかれるようにしようではないか。

後藤信子
東京都渋谷区鶯谷三五 矢部方

お贈答に お来客に お茶一服に
小ざさのもなか
小ざさの本煉（ようかん）
小ざさ

◀どうぞ一人でも多く会員に御勧誘下さい

第一種会員（婦人）……年会費 三〇〇円
[illegible]
購読料……年間（送料共）一五〇円

日本婦人有権者同盟
中野支部一同
東京都中野区昭和通り二ノ五〇 安富さだの方

日本婦人有権者同盟
岡山支部一同
岡山市久米三六ノ一 太田此美方

日本社会党新宿支部婦人部長
新宿区議会議員
四谷信子
東京都新宿区若葉町一ノ一〇

今城みね子
東京都北区田端町四八七
電話（82）六八〇〇番

（柔道）
佐藤道場
東京都世田谷区三軒茶屋町五六
電話（42）〇一一一番

内山コト
東京都世田谷区代田一ノ三六四
電話（42）二八四五

日本婦人有権者同盟
澁谷支部一同
渋谷区代々木上原一二三六 伊藤輝子方

三橋舞踊研究所
花柳壽太節
小田原市井細田五九八

日本婦人有権者同盟
上伊那支部
長野県伊那市山本町 春日敏子方

森田よし子
東京都大田区久ケ原町五一五
電話（75）〇七六六

日本婦人有権者同盟
新宿支部一同
支部長 山本ミテイ
副支部長 秋田かよ
同 沢藤チイ
東京都新宿区若松町二二税務署内 山本テイ方
電話（34）八一七四

日本婦人有権者同盟
板橋支部
役員一同

日本婦人有権者同盟
板橋支部長
中央委員
手島智恵子
東京都板橋区板橋町二ノ四四〇
電（96）三四二〇

日本婦人有権者同盟
板橋支部
東京都板橋区板橋町二ノ四四〇 手島方

日本婦人有権者同盟
板橋支部副支部長
中央委員
下竹操
東京都板橋区上板橋五ノ五六五五

日本婦人有権者同盟
板橋支部副支部長
林千代
東京都板橋区板橋町二ノ六五九

厚生省児童局
母子福祉課長
吉見靜江
東京都杉並区和田本町一〇三

参議院議員
全日本婦人団体連合会副会長
長谷部廣子
宿舎 東京都千代田区紀尾井町一 清水谷議員宿舎
自宅 名古屋市北区舟附町二ノ五八
電話（4）七七三

参議院議員
全国繊維産業労働組合顧問
赤松常子
東京都世田谷区船橋町四三七

全国婦人歯科医会
清川歯科医院
清川清
東京都荒川区日暮里町二ノ四六
電話荒川（86）四九八二

日本婦人有権者同盟
政治運動委員
黒川初江
東京都世田谷区世田谷二ノ一四七六

日本婦人有権者同盟
別府支部一同
別府市[illegible]園町 甲斐コウメ方

---

婦人参政十周年
男子普選三十周年

# 旧婦選運動者 懇談會

婦人参政十周年記念行事実行委員会主催に依る旧婦選運動者懇談会に就いては、その十二月三日後の各新聞になかなかくわしく、婦人団体の名と個人の氏名も見えてあり、ラジオの録音には、七十三才小口みち子さんが「二十二才、マーガレツト髷、編上靴ばきでした」が、女が政治の話を聞きに行つてはならぬ、政党に加ることは治安を害する、なんてわけのものではないという憤慨から警察法の改正運動の繰返しの年月が始り、新婦人協会、婦人参政同盟等の面々と大馬力で、大正十一年には貴族院をも通過」と道が開けた時のいきさつを嬉しげに述べ、「現在、婦人議員でおられる方々がそれぞれの議会で何をなさるか大きなマナコで拝見していますよ」と感謝の辞に加えられたのをお聞きなさいましたか。プログラム順に申せば司会は実行委員の一人、日本婦人有権者同盟書記の森美子さん。

申分のない日和の参会者百五十名婦人参政運動への男子協力者であつた方々のうち十氏も座敷のかみてに並んで居られ、旧婦選獲得同盟、議会運動委員塩原静さんが、「婦選同窓会みたい」と開会の辞受付けで桃色リボン章を胸に付けてもらいました高齢の方々も談笑実行委員長、市川房枝女史の挨拶と経過報告に続いては、若い代表全国繊維産業労働組合婦人部の船山とみさん、旧婦選運動者への感謝の言葉があつて、記念品、婦人参政十周年記念の文字入り湯呑が先づ八十四才の堺為子夫人に贈られ、桃色リボンの面々に皆同じものが配られ、前記小口さんの感謝の辞があつたのです。

× × ×

婦選運動の亡き人達に就いては、社会からの指弾、官憲等の圧迫にも屈せずになされたお人柄、功績が一人々々の写真に書き添えられた小冊子が配られ、旧基督教婦人参政権協会の久布白オチミ氏が追悼の言葉、遺族代表として高島賢浄氏未亡人と、も一人「母和崎ハル在れば今日の慶びようはざぞ」と伊藤輝子さんが惜しむ。

衆議院議員杉浦武雄氏は婦人会が各地で選挙に利用され勝である事に注意、婦人参政権の実績への奮起をうながして祝辞とされました明治天皇の行事もあつたとの般若苑庭園で、心づくしの赤飯おべんとうも女中さん達からのお茶サービスで一層の結構。

食後広間に戻つては、選挙関係功労者として藍綬褒章受章された山高しげり女史が懇談の司会。

とくとお急ぎの堀切先生、終戦時東久邇内閣の後を受け十月九日就任式だつた幣原内閣の内務大臣堀切善次郎氏から「十日の閣議には婦人に参政権を与える事を決定していたのです。

ですから十一日マツカーサーから勧告を受ける前に決定していた点を忘れないで下さい。歴史は正しく伝えられなければなりません。市川さんでさえ、かち得たものでないと言つて居られたから先頃電話で真相をお伝えしたのです。」

「参政権は未だ持たなかつた何十年も前から婦選運動者が選挙粛正愛市連盟その他に真面目な協力をして下さつていた事に敬意と感謝をもつて居りました。

終戦の激動期に処するに、婦人の中正な思想に期待致しまし」と述べられるおだやかさは翁面を忍わせられました。

かつて普選運動をなさつた西岡竹次郎氏は長崎県知事、「婦選の歌」ではなく「普選の歌」を指揮した居出。憲政会に婦人の支持がゆくと大変だから、婦人公民権を政友会幹部会が認めたと独断発表をした私を政友会は除名処分にするわけにもゆかず、坊主頭になれということでフサフサのオールバツクを剃つて詫び入れをした話等で座は大笑い。

婦選獲得団体旧同志奥うめを氏、河口愛子氏の挨拶、平塚らいてう女史その他からの祝電披露もあつてキリスト教参政権協会、守屋東さんからは明治二十三年既に婦人の傍聴禁止を解除されるよう請願運動があつたと、その写しを示される。

旧無産婦人同盟の演説上手、岩内とみえさんの新潟だより、菊川君子さんの懐久談。とても懇談で夕刻にもなり、点呼で御顔拝見は、旧新婦人協会、生田花世、片岡阜、上村露子、菊地ミツ、黒崎悦子、閣口冬子、田島ひで、楢みな、田中孝子、辻しな、平山信子、山田わか、大竹せい。

旧婦人参政同盟は佐伯富代、高橋千代、武部りつ、本島百合子、中林澄子、市川喜久子、杉原久真子野本成子、田中芳子。

旧婦選獲得同盟、浅野せつ、阿部淑子、大月照江、大坪英子、加藤梅子、加藤清子、加藤シヅエ、木内キヤウ、児玉勝子、児玉翠枝、里吉澄、塩原米、鈴木芳子、竹内茂代、谷野せつ、新妻伊都子、野村正子、橋爪梅子、原田清子、平井恒子、藤田たき、藤間アサヨ、星野あい、前島ふく、丸山春枝、三輪田繁子、山中雪、山村みつ、米山久子、加藤寿々子、加藤ひさ戸塚トミ、沼田臨子、吉田[illegible]

旧婦人同志会、宮本寿恵、村上ヒデ子、田辺繁子

旧基督教婦人参政権協会、築山らく、宮郷みち枝

旧無産婦人同盟及社大婦人同盟、赤松常子、近藤真柄、藤原道子、前田稲子、阿部静枝、大野秋子、九津見房子、小松志摩、田辺とせの諸姉と世話役に忙しい実行委員数十姉。

更に男子協力者、平林広人氏は来るべき十年に期待するところ大と激励。

実行委員側の山口シヅエ氏の挨拶に次ぎ、岩内とみえ氏の緊急動議満場の拍手のうちに市川房枝氏に記念樹贈呈の寄附金がお盆に六千円程集つた。

社会党の渡辺道子氏の閉会の辞で幕をとじた。（優記）

## あまから帖

去る十二月十七日、婦人参政十周年記念大会のペイジエント「婦人参政への道」に、旧無産婦人同盟の一員として、三分間話さねばならぬハメになつた。三分間でまとまつた話はもとより無理であり、さらばといつて、おせん泣かすな式では短か過ぎこれには大いに閉口、無産婦人同盟の一員であつたことが、うらみの種というような次第であつた。

「はじめに行為ありき」という言葉がある。私たちが運動に入つたきつかけも、頭の中で組み立てた理論からでなく、実際に壁にぶつかつて、それから考えをまとめる場合が多い。新婦人協会から婦選獲得同盟まで、よく会員であつた田中芳子氏も、大正八年神田青年会館へ教科書問題についての講演を聴きにいつたとき、婦人だからとの理由で警官に追い出され、婦選獲得運動の必要を痛感したことが動機であつたという。

無産婦人同盟と限らず、婦人が社会運動団体をつくつたのは治安警察法で婦人の政治結社加入を禁止していたからである。そういえば、政談演説会には、弁士室へお弁当をとどけに来たとか、控室に急用ができたとかいつて入口の巡査の許可を得たものであつた。そういう変ちくりんなことをするより、大手を振つて入れるようにしようというのは、当然すぎる当然である

第一次大戦後の社会運動、労働運動勃興期に日本社会主義同盟が組織されたときも、政治結社加入の自由をもたない婦人社会主義者は、少数ではあつたが「赤瀾会」をつくつた。それが私の運動への振り出しである。

ところが、話が横道へそれるがこの日本社会主義同盟へ、実はたつたひとり婦人が加盟していたのである。岡山の貝原たい氏のちに山川均、菊栄氏らの水曜会のメンバーになり、同じくそこで月刊雑誌「社会主義研究」を編集していた西雅雄氏と結婚、西氏の入獄中、粗食と過労による脳溢血で、一子秀夫君を残して急逝した西たい氏である。

裁縫の上手な、いい人で、ひとりで自分の道を見出し、社会主義同盟へ加盟の申込をしたのであつた。たいさんが名前をどう書きくずしたのか、加盟者は男だときめてかかつていたからか、同盟では「大八」と読んで登録したのであつた。

話が更にもう一つ変転するが人の名というものはむずかしいもの、先頃の十周年記念大会の席上、社会党の鈴木委員長は、明治期の婦人社会主義運動にふれて福田英子氏を引き合いに出されたが、福田ひで子というべきところを、えい子といつておられた。社会主義政党の委員長としては黒星。聞いていた私どもの間で、ひとつ何んとかいつてあげねばという話も出た。そして次のようなハガキが鈴木氏宅へとどいた筈である。

「あなたは鈴木しげ三郎ではなくも三郎とおつしやいましたね。私もエイ子ではなく、ヒデ子と申します。どうか今後よろしくお見知りおき願います。婦人参政記念大会より帰りて 福田英子」

× × ×

今日は話がだんだんそれて行く日である。歳末のせいかも知れない。これでは「あまあま帖」である。来年は馬齢を加えて「からから帖」では味気ないがまたお目にかかりましょう。御多幸を祈り上げます。

（十二月二十三日）

近藤真柄

## メッセージ

前国際婦人参政権協会々長
マーグレー・C・アシユビイ夫人

私は参政権を得られた日本の女性が、お国の繁栄のため大きな貢献をなされたことに対し、心から御祝いを申上げます。そしてこれからの十年間に日本の婦人が男女の真の協力をもたらすために、更に有意義な役割をはたされるであろうことを信ずるものであります英国の女性は、参政の権利と義務を、日本の皆さまよりずつと早くから持つておりました。しかも我国に於いても、今尚男女の完全なる平等を妨げる多くの障害が存在するのであります。我等の偉大なる指導者エルノア・ラスボーン女史が申しましたように、私たちは平等と同一を混同してはなりません。我々女性は過去の遺物でありもはや現代に適用せぬ数々の束縛なしに、私達の内なる最上のものを国家、社会に与えるための平等の機会をもつことを要求するのであります。

今日の大会に二つの新しい政党否再組織された二大政党がその代表をおくられると承りました。凡ての婦人団体が、政党と密接なる関係をもち、常に政党をして婦人の要求を充分理解せしめることが肝要であります。（抜粋）

## 全國婦人議員 婦人教育委員 大会予告

▽期日 昭和三十一年二月三日、四日、五日
▽会場 三日午後 総会 虎ノ門共済会館
四日午前及午後 分科会 衆議院及参議院会館
五日午前 総会 虎ノ門共済会館
五日午後 議員と婦人団体代表との会合 虎ノ門共済会館
▽議題
1、如何にして婦人議員の質の向上と数の増加を計り、その活動を活溌ならしめるか
2、如何にして共通の政策—売春禁止法の制定、婦人子供の福祉等—の実現をはかるか
3、第三日午後、婦人議員と婦人団体代表との会合
イ、婦人議員より婦人団体へ、又婦人団体より婦人議員への注文
ロ、婦人議員と婦人団体との連絡について
▽参加者 婦人議員（国会、都道府県会、市区町村会）婦人教育委員（都道府県及市区町村委）婦人団体及労組婦人部代表
▽主催 婦人参政十周年記念行事実行委員会
▽一般婦人の傍聴を歓迎します。

## 賣春禁止法制定促進委員会その後の動き

第二十二国会でお流れになつた売春禁止法を「次の国会の劈頭に出す」と云う公約を履行してもらうために第三次鳩山内閣の牧野新法相に私共は大きな期待をかけている。売春禁止法制定促進委員会では、八十数名の人を各団体から動員し十二月七日午後三時に久布白神崎両先生を先頭に牧野法相に面会をした。

冒頭に芸者ガール賛美論をとうとうと聞かされ唖然たる一同にたたみかけて「売春と云う言葉は実にいやらしい不愉快な言葉だ。わたしはこの売春と云う言葉がいやで法務委員をやめた」とおつしやる。然しこの厳然たる売春の事実を法相は何んとお考えになるだろうか。すでに禁止されている人身売買と云う言葉でごまかすおつもりなのかと首をかしげたのは私だけだろうか？

なかなか雄弁な新法相は私共に口をはさむ余地をあたえない。お気に召さない事を一寸いいかけると席を立とうとなさる。二、三十年前の芸者しか御存じないと見えるので、現在の芸者は云々と説明をして、一同大変な御立腹に会つて了つた。日本は富士山と一緒に芸者を世界にほこりたいといわれる法相。売春という言葉はききたくないとつつぱねられ希望の持てる様なことをいわれるかと思うとまるでたよりのないことをいわれ何の結論もつかめず、過ぐる日の市川先生と牧野法相の、東京新聞の売春問答の記事のたよりなかつたことを、今さらながら思い起してこの法案の通過の困難さをしみじみ考えさせられた。

然し、促進会は三十五団体が手を取つて益々運動をつづけて行こうとしている。三月中には売春の歴史をおり込んだ記録映画も完成されるだろうし、全女性がこの法案の制定促進のために、立ち上る日の近からんことを祈つてやまない。

全国地域婦人団体連絡協議会理事長
全国未亡人団体協議会事務局長
山高しげり
東京都世田谷区上馬町二ノ八五
電話（42）五七六二

稲吉はつゑ
東京都中野区本郷通り一ノ七

日本婦人有権者同盟
上田支部一同
上田市前田町八四四 河原みや方

あけましておめでとうございます
旧冬十年ぶりに疎開先より帰りまして、従前同様指圧療法を続けて参ります。何卒倍旧の御支援をお願い申上げます。
加藤梅子
東京都文京区音羽七ノ四（大谷方）
電話（94）七五六七（呼）

調布市議会議員
早川数江
調布市国領町二二〇〇

日本婦人有権者同盟
坂城支部
長野県坂城町大宮 森 弓子方

日本婦人有権者同盟
世田谷支部
東京都世田谷区太子堂町三五七 中村喜美子方
電世田谷（42）三四四三

世田谷区議会議員
革新クラブ幹事長
森田キミ
東京都世田谷区祖師谷一ノ四六三
電話（32）五二八一

世田谷区議会議員
くらしの会東京事務局長
小畑マサ江
東京都世田谷区太子堂町三九五
電話（42）四九三六

世田谷区議会議員
婦人問題研究会理事
本多シズエ
東京都世田谷区上馬町二ノ二三三
電話（42）六八七二（呼）

世田谷区松原一丁目婦人会会長
藤島ナツ子
東京都世田谷区松原一ノ六八
電話（32）〇三一〇

岸本千代子
東京都世田谷区世田谷三ノ四四五
電話（42）九九四九

世田谷区教育委員
小林時枝
東京都世田谷区代田町一ノ六三四
電話（32）三四九七

婦人文化新聞社
有田アサノ
豊田春江
静岡市人宿町一丁目一ノ五
電話 三三〇九

鈴木芳子
東京都世田谷区下馬三ノ六
電話（42）二八三三

武蔵野市議会議員
榎本よし代
武蔵野市吉祥寺一八八二

武蔵野市議会議員
佐田信子
武蔵野市西窪一六二

武蔵野市議会議員
小竹美知
武蔵野市吉祥寺二四五八
電話ムサシノ一一一八

武蔵野市教育委員
日本婦人有権者同盟武蔵野支部長
小池順子
武蔵野市吉祥寺一六

武蔵野市婦人団体連合会会長
宮野靜子
武蔵野市武蔵境二六四

日本婦人有権者同盟
武蔵野副支部長
中村君枝
武蔵野市吉祥寺二三八〇

新年おめでとうございます
三上英子
東京都杉並区高円寺五ノ八〇二
電話中野（38）二二一八

（1）　第11巻第2号　（昭和２２年８月２１日　第三種郵便物認可）　婦　人　有　権　者　昭和31年2月1日発行　（毎月一回一日発行）

# 婦人有權者
# WOMEN VOTERS

### 二月号主要目次

憲法改正の問題点……（一）
参議院選挙と私の立場……（一）
本部支部通信……（一）
原子戦略の現段階からみた基地問題……（三）
あまから帳……（二）
家庭相談欄……（二）

### 私共の立場と目的

一、同盟は政党には中立、選挙には推薦、応援を致しません

一、同盟は婦人の間に婦人有権者としての自覚をよび起し、正しい選挙を行うようすゝめると共に

一、私共が選んだ議員や、議会や政府、政党を見まもり、意見を出したり

一、よい婦人議員や、よい婦人役人が多数出るよう運動します。

一、又民主主義の逆行に反対し婦人の既得権を失わないよう努力します。

## 憲法改正案の問題點拾う

# 家族制度の復活

## 再び徴兵への道開くか

保守、革新と、我が国政界始まつて以来の二大政党対立のもとに、二十四通常国会は幕をあけます、開幕とともに、両党しのぎをけづる斗いの焦点は、何といつても絶対多数をにぎる自民党が、その立党の公約によつて「憲法改正」への足踏みを、思い切つてはじめることでしよう。その第一の突破口として、小選挙区制を実施しようとしていますし、憲法調査会法案をも提出する運びとなつています。本同盟も昨年六月号で、婦人に不利な小選挙区制には反対する立場をとつて来ましたし、今年度の運動目標「平和憲法を守りましょう」の立場からも、来る六月に予定されている参議院選挙のなりゆきを注視しなければなりません。その意味で、いよいよ具体化しはじめた改正案の内容を検討してみることにしました。

昨年の第廿二特別国会で当時の民主党が単独提案した「憲法調査会法案」は審議未了のまま廃案となつた、その後、自民党の結成により、憲法改正への動きはますます活溌になり、今国会の重要法案の一つとして再び議員提出の形をとつて審議される模様で、自民党憲法調査会（会長山崎巌氏）では、左の様に内定した。

一、調査会は日本国憲法に検討を加え、関係諸問題を調査審議し、その結果を、内閣、及び内閣を通じて国会に報告する。

一、委員は五十名以内を内閣が任命する　イ、国会議員三十人、ロ、学識経験者二十人で非常勤とする。

一、これの主任大臣は総理大臣とする。

この調査会が、改正の原案をねるに際しては、旧自由党案（二十九年十一月発表された、会長岸信介氏）旧改進党案（同月発表、会長清瀬一郎氏）また、参議員緑風会政調会長広瀬久忠氏の代表する、自主憲法期成議員同盟案（三十年八月）の三試案に、学者、其の他の意見を採択してつくりあげるという。

では、なぜ、どこをどのように改正しようとしているのか、三試案と現在の憲法とを比較しながら、最も問題の焦点となる個条をひろつてみよう。

### 天皇のこと（第一條）

**△現憲法**　日本国民統合の象徴であり、その地位は主権の存する日本国民の総意に基く

**△自由党案**　日本国の元首で、国民の総意により国を代表する

**△改進党案**　対外的にその国を代表する元首であり、国内的に実権者でなくともよい、旧憲法の天皇主権への復元は意図しない

**△議員同盟案**　元首であることの主旨を文言上明かにする

**解説**＝以上の点からみると、文言上は、元首であるも旧に復元しないと云い乍ら、意図するところは立憲君主国即ち天皇制の復活まではゆかないとしても天皇の比重を強めることを企図しているということが出来る

### 戦争の放棄のこと（第九條）

**△現憲法**、武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては永久に之を放棄する、前項の目的を達成するため、陸海空軍、其他の戦力は之を保持しない、国の交戦権は之を認めない

**△自由党案**　国の安全と防衛に関する一章を設け、戦争放棄は前文中に宣明すると共に、国力に応じた最小限の軍隊は設置し得るものとする、軍の最高指揮権は内閣総理大臣におき、国防会議軍の編成、維持、戦争並に非常時態の宣言、軍事特別裁判所、軍人の政治不干与並に権利義務の特例など軍事に関する最小限の特例を設ける。

**△改進党**　国家の独立と自由を防衛するにたる陸海空軍その他の戦力を保持する、軍の最高指揮権は国会にある、そして総理大臣は国防会議の補佐の下にこれを行使する、宣戦及び講和については、国会の議決を絶対に必要とする、宣戦の布告は、内閣の助言により、天皇が国民の名において行う規定を設ける。軍の編成並に兵力量は、法律で定める。

**△議員同盟**　章名を「国の防衛」と改める、第九条規定の戦争放棄は、侵略戦争の放棄を意味するものである事を明らかにするとともに、自衛のための戦力は保有することが出来るよう改正する。

**解説**＝何れもが明かに軍隊をもつことをとなえ、しかも宣戦布告の条項までいれられている。今までも、「あくまで軍隊ではありません」となし崩し再軍備と云はれながら、旧吉田内閣時代より数をましてきた自衛隊はすでに十七万に達し、今年度は倍増強する計画にある。このとき憲法で、軍隊を公然と認めるということは、又、赤紙一枚で応召され、今尚、その傷のいえない夫を、愛児を再び戦場に送らなくてはならないやうな、国民皆兵、徴兵制度への道を開くことになる。

### 基本的人権のこと（第十一條）

**△現憲法**　国民はすべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことの出来ない永久の権利として、現在及び将来永久に国民に与えられる。

**△自由党**　基本的人権の主要なものを、各条に列記して、その保障の原則を明示する。各条に列記したもの、その他基本的人権は、社会の秩序を維持し、公共の福祉を増進するため法律をもつて制限し得る旨を規定する。全文に条文を簡略にすること。

**△改進党**　個々の基本権について制限の要否と、限界を明僚にする必要がある。

**△議員同盟**　社会正義、治安の推持あるいは公共の福祉等の必要によつて法律によつて制限し得るものであることを規定する

**解説**＝何れの案にも見られる通り法律で制限することをうたつている。勿論、人権は無制限に尊重さるべきでもないが、強いて制限をうたうことによつて、ふたたび、治安の維持、公共の福祉に名をかりて、信仰、言論結社、出版等の自由が、侵害されますます逆コースへと拍車をかけられる危険が生まれる

### 時局研究会

【日時】三月十一日（土）
【演題】本年度の国家予算について
【講師】朝日新聞論説委員交渉中
【会費】三十円

月に一回の勉強会です。何卒奮つて御参加下さいませおまちしております。

### △家族生活に關すること（第廿四條）

**△現憲法**　配偶者の撰択、財産権相続、住居の選定、離婚並に婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、成立されなければならない。

**△自由党**　従来の封建的家族制度の復活は否定するが、夫婦親子を中心とする血族的共同体を保護尊重し、親の子に対する扶養及び教育の義務、子の親に対する孝養の義務を規定すること農地の相続につき、家産制度を取入れる

**△改進党**　旧家族制度への復元は厳に警戒せねばならぬが、いやしくも家庭なるものが存在する以上は家庭の平和、家族の幸福を目的とする第三の原理を表明すべきではなかろうか。農地の相続に関し、その細分化を防止する何等かを考慮すべしとの論が有力。

**△議員同盟**　家族の問題については、われわれは固より復古的な考えをもつものではない。戸主権の復活、夫権の復活、長子相続制等、家族間の法律上の不平等などは絶対に考えない。しかし社会生活の自然の単位として、家族相互間、殊に親子間に於いて、和親結合の美を挙げさせ、なお財産についても、その持続発展の途を講ずるような政治方針を、憲法上に規定することは必要であり、もつて家庭内の法的平等を堅持しつつ、家族の社会生活の自然の単位としての本領を発揮させるべきであろう。

**解説**＝三案とも旧家族制度の復活ではないと断りながら、子の親に対する孝養の義務、家族の和親結合等、同様に、旧家族制度への復活、家中心の考え方であり、それは親に孝、君に忠との一連の思想から出発する。私達として最も警戒すべきは、この改正によつて、更に民法の規定が変えられる事を考えなくてはならない。

その他、地方自治体の長を、住民の意志による直接選挙をやめて、間接選挙に変える等、鳩山自民党政府の打出そうとする憲法改正問題は、今までの様に、第九条の戦争放棄のみが問題でなく、全面的な逆コースへの進展とみられる点が多々ある事を警戒しなくてはならない。

## 参議院選挙と私の立場
### ―出したい人を理想選挙で―

市川房枝

来る六月には、参議院議員の半数即全国区選出議員五十名、地方区選出議員七五名が改選されます。

参議院議員の選挙は三年目毎に行はれますが、此度の選挙は憲法改正を阻止するかどうかの鍵を秘めた重要な選挙となりました。

それは憲法改正には、先づ衆参両院で、各々三分の二の多数で可決することが必要だからです。

そこで改正を主張する自民党及緑風会は、その三分の二を此度の選挙で確保しようとするし改正に反対する社会党はこれを阻止するため、三分の一以上を確保しようとしています。

若し反対派が三分の一以上を確保すれば、向う三ケ年間一次の参議院選挙迄は、絶対に憲法改正は出来なくなります。

衆議院に於ては昨年二月の総選挙で社会党その他憲法改正反対派が三分の一以上を占めました。然し政府は衆議院の解散によつていつでもこの数字を変更することが出来ます。若し今国会で選挙法改正案が成立、小選挙区による選挙が行はれゝば、政府与党は必ず三分の二以上を獲得するでありましよう。

従つて、此度の参議院選挙は憲法改正反対の立場にある私としては、是非とも改正反対の議員を一人でも多く当選させたい改正賛成候補者は一人でも多く落したいと切望しています。

尤も参議院に於ては、私は無所属がよいと考へ、私自身立候補の際も現在も無所属の立場で行動しています。それで、此度の選挙では、無所属で憲法改正に反対の婦人議員が望ましく私としては、そうした婦人を探して、私の場合と同じような理想選挙で推し出したいと考へています。

政治をよくする―政治を国民大衆のものとするためには、どうしても金のかゝらない選挙頭を下げなくともよい選挙によつて出したい人を推し出して当選せしめる、これが根本だと思います。

公明選挙を唯お題目として称へているだけでなく、こうした選挙運動に、多数の方々が個人として参加される事を切望いたします。

×　×　×

### 本部通信

△一月六日、於婦選会館
本部再検討委員会を開催、大会迄に何か結論が出る様に積極的に之を進めようと第[illegible]回会合準備の為、開催、（出席＝松生、森、大月、野村、加藤（し））

△一月十四日　定例定任委員会
財務確立のため観劇会を開く
二月上旬開かれる婦人議員大会特別傍聴を各支部へ通知
「有権者」二月号編輯の件
（出席、松生、大月、森、前島野村、落合、荒巻、加藤（し）

△一月十六日、再検討委員会
出席者、近藤真柄氏、平林たい子氏、市川先生、藤田たき先生
本部側＝松生、野村、森、加藤（し）同盟存在の意義、性格、組織対象等に就き諸先生方より種々貴重な御意見を戴く、この委員会の経緯は折を見て一括報告の予定

△一月廿二日　臨時常任委員会
大雪の中を、財務確立のために参会す（出席＝松生、大月、荒巻、前島、落合、高橋、加藤（し）

### 支部通信

**△名古屋支部**
十一月廿三日、日本看護協会愛知支部と共催のもとに、愛知県文化会館に於て、参議院議員加藤シズエ氏から、「国際家族計画会議と日本の実情」に就いて有益なお話を伺つた。

**△秋田支部**
十二月十二日、前会長斎藤きえ氏を招き、婦選十周年を記念して「婦人解放運動の歴史」と題し、感銘深い講演会をもち、その後、各種婦人団体共催の懇談会、時事問題に関する質疑応答あり盛会裡に終了、夜は同盟だけの会合に余興等あり、和気あいあいのうち九時閉会した。尚、会に先立ち、先覚者和崎ハル女史の石碑にぬかづいた。

当日の講演会状況はNHK、ラジオ東北等より放送された。

**▽芝浦支部**
十二月下旬、藤田先生、伊藤輝子氏を招いて「一票のつかい方」と「家族制度」「身近な選挙の実例」などわかり易くお話戴き、参会者六十余名、非常に喜んでいる。

**▽澁谷支部**
十一月廿八日、小峯柳太郎氏の「家庭婦人と経済の動き」に就ての講演あり、活発な質問続出、講師を喜ばせた。区内の中学校敷地売収にからむ不正事件を追及する特別委員会に会員交替で傍聴を続ける。区内婦人団体連絡協議会の結成に当り、当支部も参加し仕事を始めた

**△杉並支部**
十一月十日、婦選十周年記念講演会を、杉並公民会にて当支部主催にて開く、講師は御多忙中の市川先生、参会者は、各婦人団体、PTAに呼びかけた為、非常に盛会の中に、有意義な会をもつた。

**△世田谷支部**
一月十三日、「支部の歩みをきく会」歴代支部長より十年の歩みを聞き、十年間、種々運動に消長はあり乍ら、会員が十年間に殆んど増加していない事を痛感

尚、市川先生御立寄り下さり、東京従業婦組合（元春婦の組合）結成の裏話などを伺い有意義に送

【本号は都合により二頁と致しました。御了承下さい】

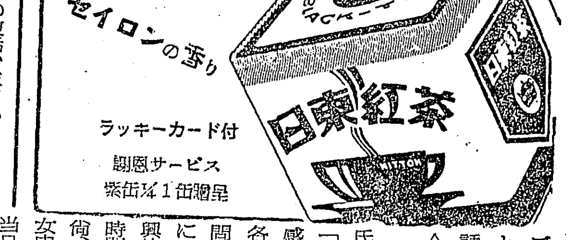
セイロンの香り
日東紅茶
ラッキーカード付
謝恩サービス
紫缶¼1缶贈呈

---

## 再検討委員会について

前号所載のとおり、去る十月三十日、中央委員会の際に、同盟の再検討委員会を設けることが提案されていたが、その具体化の前提として、十二月十四日、先ず同盟への批判会がもたれた。

御出席は、市川房枝、藤田たき上代たの（日本婦人平和協会）渡辺松子（K・W・C・A）平林たい子（作家評論家）、近藤真柄（婦人運動の先覚者あまから帳筆者）など諸先生と、本部側役員、支部長さんたち。出来るだけ多くの方々の御意見を頂こうと、三十名の方に御出席を乞うたのであつたが、押しつまつた師走のこととてお集りの少かつたのは残念だつたが、然し、次の諸点について有益な御批判や、今後への示唆を頂けたことは幸いであつた。

財務の問題

一、冗費を省くこと、例えば機関紙も必ず四頁にする必要はないし合併号などの方法もある。

二、会費の徴収―リストを作つて督促すること。

三、会員増加運動が必要

四、賛助会員の増加を計ること。

五、会員及会員外でも同盟の事業に理解ある方々からの援助を仰ぐこと。

これらに就て、矯風会、YWCA等で実行されている方法についてお話をうかがい、結論として、来年度からは年度はじめに、財務上の目標を定め、達成に努力すること、ゆき当りばつたりの方法はいけないということであつた。

事務局の強化

一、事務局長格の人がほしい。現在適当な候補者もないが、なるべく早く適任者をみつける努力をすること

執行部組織について

一、規約改正にも絡んだ問題だが新人を広く求めて刷新をはかる必要もあり、これは発足する委員会が、なお一層検討してみること。

会長の問題

市川先生に是非―と渡辺氏が直談判。団体の長と議員とは兼ねるべきでないというのが先生の御持論だが、これは絶対かえられないという鉄則でもあるまい。同盟のよりよい発展のために―と熱望をお伝えし、いろいろ議論も出たがここで即決されるべき問題でもないので、検討委員会にもちこすことになつた。

かくて翌十五日開かれた常任委員会により「再検討委員会」のメンバーを左の通り内定した。

市川房枝、藤田たき、上代たの、渡辺松子、平林たい子、近藤真柄の諸氏（近くお願いの書面提出の予定）と本部から大月照江、森美子、野村かつ、加藤しげ代の諸氏と松生。

再検討委員会は差当り、このメンバーで新年早々発足、随時必要な人を加えてゆくことになつた。

地方のみなさまからも、よい進言と御協力を頂きたいと思う。（松生徳子）

## ☆　婦人の政治的関心は　☆
## たかまつたか？　☆

### 甘やかされてはいけない

十二月十日、ラジオ東京が、婦選十週年記念として「婦人の政治への関心は高まつたか？」のテーマの下に、二元街頭録音を行つた。

其の一方の場所、世田谷区松沢小学校々庭に、私は支部の皆様と共に参加した。六十人ほどの参会者の殆どが主婦らしい。

司会者は簡単な質問をだして群衆の中にマイクを入れて、答をとる。その様々の発言を聞いて、講師松岡洋子女史が、感想をのべるというやり方で、自由な気分の中に進められた。

「婦人の政治関心は高まつたか」という問に対して

「選挙に対する関心はあつても自主性がないから、真の政治関心とはいえないだろう。」という意味の答が圧倒的に多かつたがそれに対して、松岡女史は、

「政治というものを、選挙や議会への関心とのみ限らず、日頃の生活の中で起る困つた問題、例えば、学校教育について、不良化のこと、値上げや配給のこと等をとり上げ、みんなで解決しようとして動くこともそれも政治ではないか。だとすれば、この十年間の婦人の動きは、男性よりずつと活発であり政治的関心が高まつたともいえよう」との意見をのべられた。司会者は、この言葉を展開して「新聞をよむ場合、何をよむか」「会合での発言の態度は」等々具体的な問を出しながら、マイクを移動して発言を求めた。

私は、過日実行した、売春禁止促進運動の経験を例に引いて「婦人の政治的な動きは、表面華やかにくりひろげられているようではあるが、一歩家庭に突込んだ時、まだまだ楽観出来ぬ要素を沢山見出すことが出来る。今夏の売春禁止法の際は婦人団体が、あんなに熱心に運動したにも拘らず、全然無関心の主婦が予想外に多い。又、其後引続いて行われている国民募金運動についても、家庭に引こんでいる婦人に呼びかけてみると一旦国会で否決されたものを又促進してよいのか？とか、政治向の事は主人と相談してからでないと署名出来ない。という婦人が非常に多かつた事実をあげ、ジャーナリズムの波にのつた現象は、大海の一波紋に過ぎず、幾世代かに渉つて婦人を支配してきた「夫唱婦随」思想は実に底知れぬ程の深さで根をはつている」と発言した。参会者の中からも拍手によつて賛意が表せられた。

この録音は、十六日の午後、編集されて放送された。

私は、あの発言がどんな形でつぎはぎされ、音波にのることかと期待をもつてスイッチを入れた。ところが、前述の私の発言は、全部カットされていた。

結極、放送当事者の企図するところは「婦人の政治関心は高まつている」というにあつたらしく、色々の発言は、それにピントを合せて集録されたものになつていた。

戦後、婦人参政という新事実は、ジャーナリズムの一焦点であり、婦人集団の社会的な動きは、まことにニュースバリューのある出来事であるためか、言論界の寵児の如く、はなやかに取上げられてはいるが、真に婦人の解放を希う者は、よくよく用心をしなければならぬ現象ではなかろうか？

人気のない家の中で、放送を聞き終つて、私はこれではならぬ、もつと真剣に掘下げ、取組まねばという感を強く抱かずにはいられなかつた。

（世田谷支部・中村喜美子）

小野田セメント
社長　安藤豊禄
東京・丸の内

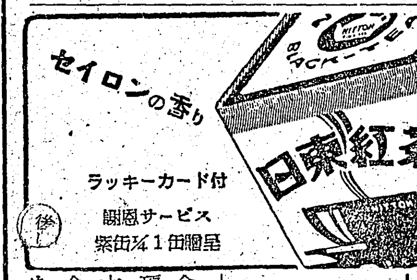
セイロンの香り
日東紅茶
ラッキーカード付
謝恩サービス
紫缶¼1缶贈呈

### 本部通信

▽十一月二十六日　常任委員会

▽十二月三日　婦人参政十周年記念行事実行委員会主催の懇談会に協力

▽十二月六日　政治運動委員会と支部長会議を合同で開催

▽十二月十四日　同盟批判会

▽十二月十七日　婦人参政十周年記念大会に全面的協力、参加

品質日本一
味がよくて割のきく
ヤマサ醤油

### 支部通信

**世田谷支部**　中村喜美

―この稿は、私から、世田谷支部会員に対する報告をも兼ねさせて頂く―

十一月十四日「中国の生活を聞く会」を開催。中国視察より帰られた当区選出都議員の本島百合子氏（社）栃倉晴二氏（自民）梅津四郎氏（共）の三氏を囲み、視察談を伺う。夫々立場の異る三氏が、中国の政治と、人民生活の結びつきについて語られ、まことに興味ある報告であつた。このたびも会員外の方が多数参加され、こうした会は、有権者同盟ならではとよろこんで下さつた。

十二月十日、ラジオ東京の街頭録音に参加。

婦選十周年記念放送として「婦人の政治への関心は高まつたか」のテーマで、街録を行うから、有権者同盟支部に協力方の依頼があつた。会員諸姉に連絡して、御発言の用意をおねがいした。

当日の発言者中、半数以上が同盟会員であり、ラジオ東京より感謝された。

三十一年一月十三日。新年会予定。本年は当支部の十周年に当るので、「支部の歩みを語る会」とする。昭和二十二年支部創設に努力された大竹せい元支部長をはじめ、歴代の支部長諸姉の御参加をねがい、その運動の跡を語つて頂き、将来への跳躍台としたい。

元支部長を助けて、御働き下さつた方々については、余り正確にわかつて居りませんが、是非ふるつて御参加下さる様、紙上からお願いします。（詳細は別紙通知）

**宮崎支部**

今年も後わずか、同盟でもここに昭和三十年を送るにあたり、本年最後の例会を左の通りひらきました。お互いに新しい年への抱負を語り合いました。

一、とき　午後一時半―三時半
一、ところ　中島支部長宅
一、議題　今年の同盟の活動と新年への希望を語る

☆　☆

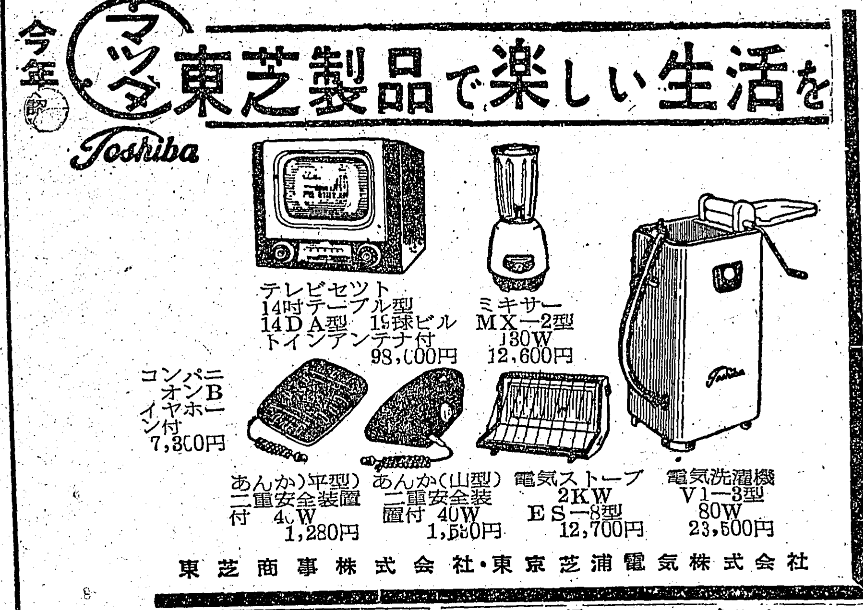
今年も（マツダ）東芝製品で楽しい生活を
Toshiba
テレビセット　14吋テーブル型　14DA型　15球ビルトインアンテナ付　98,000円
ミキサー　MX―2型　130W　12,600円
コンパニオンB　イヤホーン付　7,300円
あんか（平型）二重安全装置付　40W　1,280円
あんか（山型）二重安全装置付　40W　1,580円
電気ストーブ　2KW　ES―8型　12,700円
電気洗濯機　V1―3型　80W　23,600円
東芝商事株式会社・東京芝浦電気株式会社

喫茶
サニー
八重洲柳中通
電(28)8014
経営者　任田かしく

### おねがい

会費、購読料の完納
新会員増加の運動

今年も、皆さまのなお一層の御協力を切にお願い申上げます。

賀正

横山正一

弁護士　三上英雄
東京都杉並区高円寺五ノ八〇二
電話中野(38)一一二八

日本婦人有権者同盟
札幌支部長　小端千恵子
札幌市北十条東三丁目
電話(三)二五四八

文京区保護司会副会長
宮川英子
東京都文京区関口台町二六
電話(94)二三四〇

日本婦人有権者同盟
杉並支部一同
東京都杉並区荻窪三ノ一五
横田直子方

日本婦人有権者同盟
札幌支部一同
札幌市北十条東三丁目
小端方

日本婦人有権者同盟
芝浦支部一同
東京都港区西芝浦四ノ二大塚自動車株式会社　秋山まち方

全国婦人歯科医会
鈴木鶴子
東京都豊島区巣鴨一ノ七二

日本婦人有権者同盟
文京支部副支部長
設楽晴子
東京都文京区原町一二〇
電話(94)五九三六

日本婦人有権者同盟
文京支部会計
小林みさを
東京都文京区原町一三五

上野ソーシャル・サービス・センター
種田あい子
東京都文京区龍岡町一三

日本婦人有権者同盟
文京支部長
松田きぬ
東京都文京区東片町一三
電話(92)三九四四

文京区議会議員
川越すゞの
東京都文京区駒込林町一七七
電話(82)六〇六三

日本婦人有権者同盟
名古屋支部長
根岸ヤス
名古屋市東区新出来町五ノ五一

日本婦人有権者同盟
名古屋支部副支部長
宮崎幹子
名古屋市東区東矢場町二ノ三

婦人問題研究所長
藤田たき
東京都中野区上ノ原町十ノ五
電話(36)一四九〇

日本婦人有権者同盟
松本支部一同
松本市国府町
松沢光子方

日本婦人有権者同盟
会津支部長
村井柳子
会津若松市磐三日町四七

日本婦人有権者同盟
郡山支部
郡山市本町二〇
菊地寿子
太田緑子
水　芳枝
湯浅音枝
柳沼よし
須藤八重子
松下のゑ
田村いち
多田艶子
黒河内重子
伊沢君代
佐藤トク
吉田いち
相楽ツネ
力石鈴子

文部事務官（婦人教育係長）
塩ハマ子
文部省社会教育課
電話(58)〇〇九一

祝通子
東京都世田谷区経堂町七六二
電話(42)〇〇六二

文部事務官（婦人教育担当）
金子貞子
文部省社会教育課
電話(58)〇〇九一

婦人人権擁護同盟代表理事
田辺繁子
東京都目黒区自由ケ丘二〇一
電話(78)〇四一九

日本婦人有権者同盟
目黒支部一同
東京都目黒区中目黒四ノ一四五四
電話(49)〇〇〇八
篠塚志磨子方

日本婦人有権者同盟
第一副会長
第二副会長
常任委員
一同

# 婦人有権者

WOMEN VOTERS

## 二月号主要目次

憲法改正の問題点……（一）
参議院選挙と私の立場……（一）
本部支部通信……（一）
原子戦略の現段階からみた基地問題……（二）
あまから帳……（二）
家庭相談欄……（二）

## 私共の立場と目的

一、同盟は政党には中立、選挙には推薦、応援を致しません
一、同盟は婦人の間に婦人有権者としての自覚をよび起し、正しい選挙を行うようすゝめると共に
一、私共が選んだ議員や、議会や政府、政党を見まもり、意見を出したり
一、よい婦人議員や、よい婦人役人が多数出るよう運動します。
一、又民主主義の逆行に反対し婦人の既得権を失わないよう努力します。

# 憲法改正案の問題點拾う

## 家族制度の復活

## 再び徴兵への道開くか

保守、革新と、我が国政界始まって以来の二大政党対立のもとに、二十四通常国会は幕をあけます、開幕とともに、両党しのぎをけずる斗いの焦点は、何といっても絶対多数をにぎる自民党が、その立党の公約によって「憲法改正」への足踏みを、思い切ってはじめることでしょう。その第一の突破口として、小選挙区制を実施しようとしていますし、憲法調査会法案をも提出する運びとなっています。本同盟も昨年六月号で、婦人に不利な小選挙区制には反対する立場をとって来ましたし、今年度の運動目標「平和憲法を守りましょう」の立場からも、来る六月に予定されている参議院選挙のなりゆきを注視しなければなりません。その意味で、いよいよ具体化しはじめた改正案の内容を検討してみることにしました。

昨年の第廿二特別国会で当時の民主党が単独提案した「憲法調査会法案」は審議未了のまま廃案となった、その後、自民党の結成により、憲法改正への動きはますます活発になり、今国会の重要法案の一つとして再び議員提出の形をとって審議される模様で、自民党憲法調査会（会長山崎巌氏）では、左の様に内定した。

一、調査会は日本国憲法に検討を加え、関係諸問題を調査審議し、その結果を、内閣、及び内閣を通じて国会に報告する。
一、委員は五十名以内を内閣が任命する
イ、国会議員三十人、ロ、学識経験者二十人で非常勤とする。
一、これの主任大臣は総理大臣とする。

この調査会が、改正の原案をねるに際しては、旧自由党案（二十九年十一月発表された、会長岸信介氏）旧改進党案（同月発表、会長清瀬一郎氏）また、参議員緑風会政調会長広瀬久忠氏の代表する、自主憲法期成議員同盟案（三十年八月）の三試案に、学者、其の他の意見を採択してつくりあげるという。

では、なぜ、どこをどのように改正しようとしているのか、三試案と現在の憲法とを比較しながら、最も問題の焦点となる個条をひろってみよう。

### 天皇のこと（第一條）

△**現憲法** 日本国民統合の象徴であり、その地位は主権の存する日本国民の総意に基く

△**自由党案** 日本国の元首で、国民の総意により国を代表する

△**改進党案** 対外的にその国を代表する元首であり、国内的に実権者でなくともよい、旧憲法の天皇主権への復元は意図しない

△**議員同盟案** 元首であることの主旨を文言上明かにする

**解説**＝以上の点からみると、文言上は、元首であるも旧に復元しないと云い乍ら、意図するところは立憲君主国即ち天皇制の復活まではゆかないとしても天皇の比重を強めることを企図しているということが出来る

### 戦争の放棄のこと（第九條）

△**現憲法**、武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては永久に之を放棄する、前項の目的を達成するため、陸海空軍、其他の戦力は之を保持しない、国の交戦権は之を認めない

△**自由党案** 国の安全と防衛に関する一章を設け、戦争放棄は前文中に宣明すると共に、国力に応じた最小限の軍隊は設置し得るものとする、軍の最高指揮権は内閣総理大臣におき、国防会議軍の編成、維持、戦争並に非常時態の宣言、軍事特別裁判所、軍人の政治不干与並に権利義務の特例など軍事に関する最小限の特例を設ける。

△**改進党** 国家の独立と自由を防衛するにたる陸海空軍その他の戦力を保持する、軍の最高指揮権は国会にある、そして総理大臣は国防会議の補佐の下にこれを行使する、宣戦及び講和については、国会の議決を絶対に必要とする、宣戦の布告は、内閣の助言により、天皇が国民の名において行う規定を設ける。軍の編成並に兵力量は、法律で定める。

△**議員同盟** 章名を「国の防衛」と改める、第九条規定の戦争放棄は、侵略戦争の放棄を意味するものである事を明らかにするとともに、自衛のための戦力は保有することが出来るよう改正する。

**解説**＝何れもが明かに軍隊をもつことをとなえ、しかも宣戦布告の条項までいれられている。今までも、「あくまで軍隊ではありません」となし崩し再軍備と云はれながら、旧吉田内閣時代より数をましてきた自衛隊はすでに十七万に達し、今年度は倍増強する計画にある。このとき憲法で、軍隊を公然と認めるということは、又、赤紙一枚で応召され、今尚、その傷のいえない夫を、愛児を再び戦場に送らなくてはならないやうな、国民皆兵、徴兵制度への道を開くことになる。

### 基本的人権のこと（第十一條）

△**現憲法** 国民はすべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことの出来ない永久の権利として、現在及び将来永久に国民に与えられる。

△**自由党** 基本的人権の主要なものを、各条に列記して、その保障の原則を明示する。各条に列記したもの、その他の基本的人権は、社会の秩序を維持し、公共の福祉を増進するため法律をもって制限し得る旨を規定する。全文に条文を簡略にすること。

△**改進党** 個々の基本権について制限の要否と、限界を明僚にする必要がある。

△**議員同盟** 社会正義、治安の推持あるいは公共の福祉等の必要によって法律によって制限し得るものであることを規定する

**解説**＝何れの案にも見られる通り法律で制限することをうたっている。勿論、人権は無制限に尊重さるべきでもないが、強いて制限をうたうことによって、ふたたび、治安の維持、公共の福祉に名をかりて、信仰、言論結社、出版等の自由が、侵害されますます逆コースへと拍車をかけられる危険が生まれる

### △家族生活に關すること（第廿四條）

△**現憲法** 配偶者の撰択、財産権相続、住居の選定、離婚並に婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、成立されなければならない。

△**自由党** 従来の封建的家族制度の復活は否定するが、夫婦親子を中心とする血族的共同体を保護尊重し、親の子に対する扶養及び教育の義務、子の親に対する孝養の義務を規定すること農地の相続につき、家産制度を取入れる

△**改進党** 旧家族制度への復元は厳に警戒せねばならぬが、いやしくも家庭なるものが存在する以上は家庭の平和、家族の幸福を目的とする第三の原理を表明すべきではなかろうか。農地の相続に関し、その細分化を防止する何等かを考慮すべしとの論が有力。

△**議員同盟** 家族の問題については、われわれは固より復古的な考えをもつものではない。戸主権の復活、夫権の復活、長子相続制等、家族間の法律上の不平等などは絶対に考えない。しかし社会生活の自然の単位として、家族相互間、殊に親子間に於いて、和親結合の美を挙げさせ、なお財産についても、その持続発展の途を講ずるような政治方針を、憲法上に規定することは必要であり、もって家庭内の法的平等を堅持しつつ、家族の社会生活の自然の単位としての本領を発揮させるべきであろう。

**解説**＝三案とも旧家族制度の復活ではないと断りながら、子の親に対する孝養の義務、家族の和親結合等、同様に、旧家族制度への復活、家中心の考え方であり、それは親に孝、君に忠との一連の思想から出発する。私達として最も警戒すべきは、この改正によって、更に民法の規定が変えられる事を考えなくてはならない。

その他、地方自治体の長を、住民の意志による直接選挙をやめて、間接選挙に変える等、鳩山自民党政府の打出そうとする憲法改正問題は、今までの様に、第九条の戦争放棄のみが問題でなく、全面的な逆コースへの進展とみられる点が多々ある事を警戒しなくてはならない。

## 参議院選擧と私の立場

### ー出したい人を理想選挙てー

**市川房枝**

来る六月には、参議院議員の半数即全国区選出議員五十名、地方区選出議員七五名が改選されます。

参議院議員の選挙は三年目毎に行はれますが、此度の選挙は憲法改正を阻止するかどうかの鍵を秘めた重要な選挙となりました。

それは憲法改正には、先づ衆参両院で、各々三分の二の多数で可決することが必要だからです。

そこで改正を主張する自民党及緑風会は、その三分の二を此度の選挙で確保しようとするし改正に反対する社会党はこれを阻止するため、三分の一以上を確保しようとしています。

若し反対派が三分の一以上を確保すれば、向う三ケ年間ー次の参議院選挙迄は、絶対に憲法改正は出来なくなります。

衆議院に於ては昨年二月の総選挙で社会党その他憲法改正反対派が三分の一以上を占めました。然し政府は衆議院の解散によっていつでもこの数字を変更することが出来ます。若し今国会で選挙法改正案が成立、小選挙区による選挙が行はれゝば、政府与党は必ず三分の二以上を獲得するでありましょう。

従って、此度の参議院選挙は、憲法改正反対の立場にある私としては、是非とも改正反対の議員を一人でも多く当選させたい改正賛成候補者は一人でも多く落したいと切望しています。

尤も参議院に於ては、私は無所属がよいと考へ、私自身立候補の際も現在も無所属の立場で行動しています。それで、此度の選挙では、無所属で憲法改正に反対の婦人議員が望ましく私としては、そうした婦人を探して、私の場合と同じような理想選挙で推し出したいと考へています。

政治をよくするー政治を国民大衆のものとするためには、どうしても金のかゝらない選挙頭を下げなくともよい選挙によって出したい人を推し出して当選せしめる、これが根本だと思います。

公明選挙を唯お題目として称へているだけでなく、こうした選挙運動に、多数の方々が個人として参加される事を切望いたします。

× × ×

### 時局研究会

【日時】三月十一日（土）
【演題】本年度の国家予算について
【講師】朝日新聞論説委員 交渉中
【会費】三十円
月に一回の勉強会です。何卒奮って御参加下さいませ おまちしております。

### 本部通信

△一月六日、於婦選会館
本部再検討委員会を開催、大会迄に何か結論が出る様に積極的に之を進めようと第一回会合準備の為、開催、（出席＝松生、森、大月、野村、加藤（し））

△一月十四日 定例定任委員会
財務確立のため観劇会を開く
二月上旬開かれる婦人議員大会特別傍聴を各支部へ通知
「有権者」二月号編輯の件
（出席、松生、大月、森、前島 野村、落合、荒巻、加藤（し））

△一月十六日、再検討委員会
出席者、近藤真柄氏、平林たい子氏、市川先生、藤田たき先生 本部側＝松生、野村、森、加藤（し）同盟存在の意義、性格、組織対象等に就き諸先生方より種々貴重な御意見を戴く、この委員会の経緯は折を見て一括報告の予定

△一月廿二日 臨時常任委員会
大雪の中を、財務確立のために参会す（出席＝松生、大月、荒巻、前島、落合、高橋、加藤（し）

### 支部通信

△**名古屋支部**
十一月廿三日、日本看護協会愛知支部と共催のもとに、愛知県文化会館に於て、参議院議員加藤シヅエ氏から、「国際家族計画会議と日本の実情」に就いて有益なお話を伺った。

△**秋田支部**
十二月十二日、前会長斎藤きえ氏を招き、婦選十周年を記念して「婦人解放運動の歴史」と題し、感銘深い講演会をもち、その後、各種婦人団体共催の懇談会、時事問題に関する質疑応答あり盛会裡に終了、夜は同盟だけの会合に余興等あり、和気あいあいのうち九時閉会した。

尚、会に光立ち、先覚者和崎ハル女史の石碑にぬかづいた。

当日の講演会状況はNHK、ラジオ東北等より放送された。

▽**芝浦支部**
十二月下旬、藤田先生、伊藤輝子氏を招いて「一票のつかい方」と「家族制度」「身近な選挙の実例」などわかり易くお話戴き、参会者六十余名、非常に喜こんでいる。

▽**渋谷支部**
十一月廿八日、小絲柳太郎氏の「家庭婦人と経済の動き」に就ての講演あり、活発な質問続出、講師を喜ばせた。区内の中学校敷地買収にからむ不正事件を追及する特別委員会に会員交替で傍聴を続ける。区内婦人団体連絡協議会の結成に当り、当支部も参加し仕事を始めた

△**杉並支部**
十一月十日、婦選十周年記念講演会を、杉並公民会にて当支部主催にて開く、講師は御多忙中の市川先生、参会者は、各婦人団体、PTAに呼びかけた為、非常に盛会の中に、有意義な会合をもった

△**世田谷支部**
一月十三日、「支部の歩みをきく会」歴代支部長より十年の歩みを聞き、十年間、種々運動に消長はあり乍ら、会員が十年間に殆んど増加していない事を痛感 尚、市川先生御立寄り下さり、東京従業婦組合（売春婦の組合）結成の裏話などを伺い有意義に送る

【本号は都合により二頁と致しました。御了承下さい】

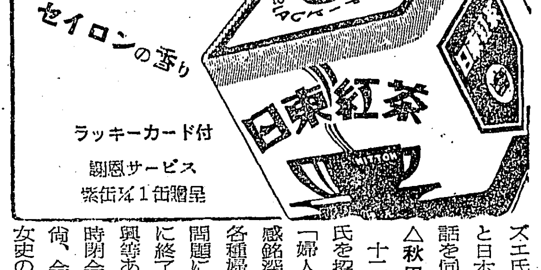
セイロンの香り
日東紅茶
NITTON
ラッキーカード付
謝恩サービス
紫缶¼1缶贈呈

---

## 再検討委員会について

前号所載のとおり、去る十月三十日、中央委員会の際に、同盟の再検討委員会を設けることが提案されていたが、その具体化の前提として、十二月十四日、先ず同盟への批判会がもたれた。

御出席は、市川房枝、藤田たき上代たの（日本婦人平和協会）渡辺松子（K・W・C・A）平林たい子（作家評論家）、近藤真柄（婦人運動の先覚者あまから帳筆者）など諸先生と、本部側役員、支部長さんたち。出来るだけ多くの方々の御意見を頂こうと、三十名の方に御出席を乞うたのであったが、押しつまった師走のこととてお集りの少かったのは残念だったこと。

然し、次の諸点について有益な御批判や、今後への示唆を頂けたことは幸いであった。

財務の問題
一、冗費を省くこと、例えば機関紙も必ず四頁にする必要はないし合併号などの方法もある。
二、会費の徴収ーリストを作って督促すること。
三、会員増加運動が必要
四、賛助会員の増加を計ること。
五、会員及会員外でも同盟の事業に理解ある方々からの援助を仰ぐこと。

これらに就て、婦風会、YWCA等で実行されている方法についてお話をうかがい、結論として、来年度からは年度はじめに、財務上の目標を定め、達成に努力すること、ゆき当りばったりの方法はいけないということであった。

事務局の強化
一、事務局長格の人がほしい。現在適当な候補者もないが、なるべく早く適任者をみつける努力をすること

執行部組織について
一、規約改正にも絡んだ問題だが新人を広く求めて刷新をはかる必要もあり、これは発足する委員会が、なお一層検討してみること。

会長の問題
市川先生に是非ーと渡辺氏が直談判。団体の長と議員とは兼ねるべきでないというのが先生の御持論だが、これは絶対かえられないという鉄則でもあるまい。同盟のよりよい発展のためにーと熱望をお伝えし、いろいろ議論も出たがここで即決されるべき問題でもないので、検討委員会にもちこすことになった。

かくて翌十五日開かれた常任委員会により「再検討委員会」のメンバーを左の通り内定した。

市川房枝、藤田たき、上代たの、渡辺松子、平林たい子、近藤真柄の諸氏（近くお願いの書面提出の予定）と本部から大月照江、森美子、野村かつ、加藤しげ代の諸氏と松生。

再検討委員会は差当り、このメンバーで新年早々発足、随時必要な人を加えてゆくことになった。

地方のみなさまからも、よい進言と御協力を頂きたいと思う。（松生徳子）

## ☆ 婦人の政治的関心は たかまったか？ ☆

十二月十日、ラジオ東京が、婦選十週年記念として「婦人の政治への関心は高まったか？」のテーマの下に、二元街頭録音を行った。

其の一方の場所、世田谷区松沢小学校々庭に、私は支部の皆様と共に参加した。六十人ほどの参会者の殆どが主婦らしい。

司会者は簡単な質問をだして群衆の中にマイクを入れて、答をとる。その様々の発言を聞いて、講師松岡洋子女史が、感想をのべるというやり方で、自由な気分の中に進められた。

### 甘やかされてはいけない

「婦人の政治関心は高まったか」という問に対して

「選挙に対する関心はあっても自主性がないから、真の政治関心とはいえないだろう。」という意味の答が圧倒的に多かったがそれに対して、松岡女史は、

「政治というものを、選挙や議会への関心とのみ限らず、日頃の生活の中で起る困った問題、例えば、学校教育について、不良化のこと、値上げや配給のこと等をとり上げ、みんなで解決しようとして動くことそれも政治ではないか。だとすれば、この十年間の婦人の動きは、男性よりずっと活発であり政治的関心が高まったともいえよう」との意見をのべられた。司会者は、この言葉を展開して「新聞をよむ場合、何をよむか」「会合での発言の態度は」等々具体的な問を出しながら、マイクを移動して発言を求めた。

私は、過日実行した、売春禁止促進運動の経験を例に引いて

「婦人の政治的な動きは、表面華やかにくりひろげられているようではあるが、一歩家庭に突込んだ時、まだまだ楽観出来ぬ要素を沢山見出すことが出来る。今夏の売春禁止法の際は婦人団体が、あんなに熱心に運動したにも拘らず、全然無関心の主婦が予想外に多い。又、其後引続いて行われている国民募金運動についても、家庭に引こんでいる婦人に呼びかけてみると一旦国会で否決されたものを又促進してよいのか？とか、政治向の事は主人と相談してからでないと署名出来ない。という婦人が非常に多かった事実をあげ、ジャーナリズムの波にのった現象は、大海の一波紋に過ぎず、幾世代かに渉って婦人を支配してきた「夫唱婦随」思想は実に底知れぬ程の深さで根をはっている」と発言した。参会者の中からも拍手によって賛意が表せられた。

この録音は、十六日の午後、編集されて放送された。

私は、あの発言がどんな形でつぎはぎされ、音波にのることかと期待をもってスイッチを入れた。ところが、前述の私の発言は、全部カットされていた。

結極、放送当事者の企図するところは「婦人の政治関心は高まっている」というにあったらしく、色々の発言は、それにピントを合せて集録されたものになっていた。

戦後、婦人参政という新事実は、ジャーナリズムの一焦点であり、婦人集団の社会的な動きは、まことにニュースバリューのある出来事であるためか、言論界の寵児の如く、はなやかに取上げられてはいるが、真に婦人の解放を希う者は、よくよく用心をしなければならぬ現象ではなかろうか？

人気のない家の中で、放送を聞き終って、私はこれではならぬ、もっと真剣に掘下げ、取組まねばという感を強く抱かずにはいられなかった。

（世田谷支部・中村喜美子）

### 本部通信

▽十一月二十六日 常任委員会
▽十二月三日 婦人参政十周年記念行事実行委員会主催の懇談会に協力
▽十二月六日 政治運動委員会と支部長会議を合同で開催
▽十二月十四日 同盟批判会
▽十二月十七日 婦人参政十周年記念大会に全面的協力、参加

### 支部通信

**世田谷支部** 中村喜美

ーこの稿は、私から、世田谷支部会員に対する報告をも兼ねさせて頂くー

十一月十四日「中国の生活を聞く会」を開催。中国視察より帰られた当区選出都議員の本島百合子氏（社）栃倉晴三氏（自民）梅津四郎氏（共）の三氏を囲み、視察談を伺う。夫々立場の異る三氏が、中国の政治と、人民生活の結びつきについて語られ、まことに興味ある報告であった。このたびも会員外の方が多数参加され、こうした会合は、有権者同盟ならではとよろこんで下さった。

十二月十日、ラジオ東京の街頭録音に参加。

婦選十周年記念放送として「婦人の政治への関心は高まったか」のテーマで、街録を行うから、有権者同盟支部に協力方の依頼があった。会員諸姉に連絡して、御発言の用意をおねがいした。

当日の発言者中、半数以上が同盟会員であり、ラジオ東京より感謝された。

三十一年一月十三日。新年会予定。本年は当支部の十周年に当るので、「支部の歩みを語る会」とする。昭和二十二年支部創設に努力された大竹せい元支部長をはじめ、歴代の支部長諸姉の御参加をねがい、その運動の跡を語って頂き、将来への跳躍台としたい。元支部長を助けて、御働き下さった方々については、余り正確にわかって居りませんが、是非ふるって御参加下さる様、紙上からお願いします。（詳細は別紙通知）

**宮崎支部**

今年も後わずか、同盟でもここに昭和三十年を送るにあたり、本年最後の例会を左の通りひらきました。お互いに新しい年への抱負を語り合いました。

一、とき 午後一時半ー三時半
一、ところ 中島支部長宅
一、議題 今年の同盟の活動と新年への希望を語る

### おねがい

**会費、購読料の完納**
**新会員増加の運動**

今年も、皆さまのなお一層の御協力を切にお願い申上げます。

小野田
PORTLAND CEMENT ONODA
小野田セメント
社長 安藤豊禄
東京・丸の内

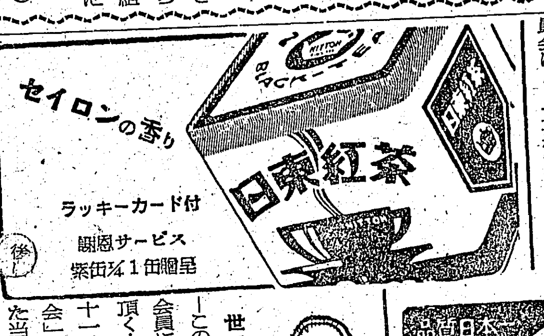
セイロンの香り
日東紅茶
ラッキーカード付
謝恩サービス
紫缶¼1缶贈呈

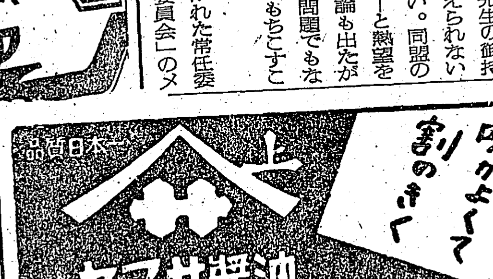
味がよくて割のきく
品質日本一
ヤマサ醤油

今年
マツダ
東芝製品で楽しい生活を
Toshiba
テレビセット 14吋テーブル型 14DA型 19球ビルトインアンテナ付 98,000円
ミキサー MX―2型 130W 12,600円
コンパニオンB イヤホーン付 7,300円
あんか（平型）二重安全装置付 40W 1,280円
あんか（山型）二重安全装置付 40W 1,580円
電気ストーブ 2KW ES―8型 12,700円
電気洗濯機 V1―3型 80W 23,500円
東芝商事株式会社・東京芝浦電気株式会社

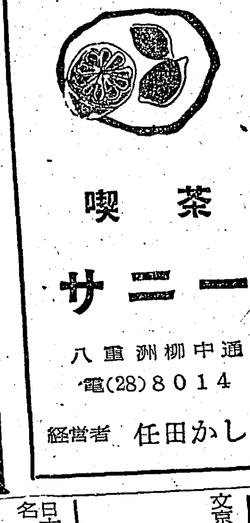

賀正
横山正一

弁護士 三上英雄
東京都杉並区高円寺五ノ八〇二 電話中野(38)二二一八

日本婦人有権者同盟 札幌支部長 小端千恵子
札幌市北十条東三丁目 電話(三)二五四八

文京区保護司会副会長 宮川英子
東京都文京区関口台町二六 電話(94)二三四〇

日本婦人有権者同盟 杉並支部一同
東京都杉並区荻窪三ノ一五 横田直子方

日本婦人有権者同盟 札幌支部一同
札幌市北十条東三丁目 小端方

日本婦人有権者同盟 芝浦支部一同
東京都港区西芝浦四ノ二大塚自動車株式会社 秋山まち方

全国婦人歯科医会 鈴木鶴子
東京都豊島区巣鴨一ノ七二

日本婦人有権者同盟 文京支部副支部長 設楽晴子
東京都文京区原町一二〇 電話(94)五九三六

日本婦人有権者同盟 文京支部会計 小林みさを
東京都文京区原町一三五

上野ソーシャル・サービス・センター 種田あい子
東京都文京区龍岡町二三

日本婦人有権者同盟 文京支部長 松田きぬ
東京都文京区東片町一三 電話(92)三九四四

文京区議会議員 川越すゞの
東京都文京区駒込林町一七七 電話(82)六〇六三

日本婦人有権者同盟 名古屋支部長 根岸ヤス
名古屋市東区新出来町五ノ五一

日本婦人有権者同盟 名古屋支部副支部長 宮崎幹子
名古屋市東区東矢場町二ノ三二

婦人問題研究所長 藤田たき
東京都中野区上ノ原町十ノ五 電話(36)一四九〇

日本婦人有権者同盟 松本支部一同
松本市国府町 松沢光子方

日本婦人有権者同盟 会津支部長 村井柳子
会津若松市竪三日町四七

日本婦人有権者同盟 郡山支部
郡山市本町二〇
菊地寿子 水野芳枝 柳沼よし 松下のゑ 多田艶子 伊沢君代 吉田いち 相楽ツネ
太田緑子 湯浅音枝 須藤八重子 田村いち 黒河内重子 佐藤トク 力石欽子

文部事務官（婦人教育係長） 塩ハマ子
文部省社会教育課 電話(58)〇〇九一

祝通子
東京都世田谷区経堂町七六二 電話(42)〇〇六二

文部事務官（婦人教育担当） 金子貞子
文部省社会教育課 電話(58)〇〇九一

日本婦人有権者同盟 代表理事 田辺繁子
東京都目黒区自由ケ丘二〇一 電話(78)〇四一九

日本婦人有権者同盟 目黒支部一同
東京都目黒区中目黒四ノ一四五四 電話(49)〇〇〇八 篠塚志磨子方

日本婦人有権者同盟
第一副会長
第二副会長
常任委員
一同

婦人有權者
WOMEN VOTERS

### 私共の立場と目的

一、同盟は政党には中立、選挙には推薦、応援を致しません
一、同盟は婦人の間に婦人有權者としての自覚をよび起し、正しい選挙を行うようすゝめると共に
一、私共が選んだ議員や、議会や政府、政党を見まもり、意見を出したり
一、よい婦人議員や、よい婦人役人が多数出るよう運動します。
一、又民主主義の逆行に反対し婦人の既得権を失わないよう努力します。

三月號主要目次
主張……（一）
血税のゆくえ……（一）
全日本婦人議員大会……（二）
あまから帖……（二）
参加各団体のうごき……（三）
家庭相談……（三）
政府の売春防止法案……（三）
大会感想……（三）
国際連絡委だより……（四）
本部支部だより……（四）

## 血税のゆくえ

## 太る軍事費、細る社會保障費

二大政党対立のもとに、いよいよ二十四通常国会は幕をあけ、昭和三十一年度予算案も上提され、いま本格的審議が行われている。私たちの苦しい生活のなかからおさめられた税金がどのようにつかわれてゆくか。政府はこの一年間に何をしてゆこうとするのか。そしてそれは、私たちの生活にどうひびいてくるかを知るために、予算の内容について勉強してみよう。

### 31年度予算案をきる

一家に予算生活が必要なように国でも一年間の収入、支出を見合つて予算をたてる。

### 国の予算と一家の家計との違い

①私たちの家計は大体年の暮、十二月までで一区切りとするが、国の会計年度は四月から三月までとすること②政府がつくつて、これを国会に提出し、承認を得て始めて成立する。③毎年、その時の政府及び与党が何をやろうとしているかを示す。つまり政策の集中的表現であるから、その時の政府の意向によつて、どういう政策費をどれだけ織りこむかによつて私たちの生活に直接ひびいてくる。④収入の基礎が、一家では勤労収入によるが、国では殆んど強権的に取りあげられた税金によつてまかなわれる（九〇%）

### 予算はこうしてつくられる

毎年七、八月頃に大蔵省が、各省の大体の要求をとる。しかしこの要求額は殆んど倍額位のものを出してくるが、費目別に大ナタを振つて十二月頃、第一次査定をおわりこれを一まとめしたものが予算編成として表われてくる。これに今年度は重点的に何をするか（編成方針）が折りこまれて閣議を経てくる。これが、一月末衆議院に提出され一ケ月の審議期間を経て採決され、三月終り頃、参議院を通過して四月からはじまる。これを本予算という、このほかに、補正（追加）予算、暫定予算などがある。

### 一般会計の外に沢山の予算がある

一兆円予算などといわれるのは一般会計予算といい、これ以外にいろいろ予算があつて、これを特別会計という、現在は三十七種類ある。例えば食糧管理特別会計予算とか健康保険特別会計予算、外国為替資金特別会計予算等々があり、その資金の量は一般より大きく二兆二千億位にのぼるこれ以外に政府関係機関として専売、国鉄、電々公社、住宅金融公庫、国民金融公庫等々がある。

### 軍備費にくわれた予算の特徴

先ず歳出の面から見ると一般に今年の予算はズンベラボウ予算だなどといわれているが、これは、保守党から見ても政策的重点がないしかし、昨年度にくらべて増えたものが、不生産的なものに使われているという事はいえる。例えば①軍事費として軍人恩給、防衛費②地方財政赤字補顛につかわれ、社会保障とか、民生安定には振向けられていない。社会党では「性格がないどころじやなく、再軍備を進めるための予算、その前提として憲法的改正をする予算」ではないかといつているが、公平にみて、社会保障が圧迫され、再軍備予算だと思われる。

### 他は苦しくとも防衛費だけは

では、具体的にはどうなつているだろうか。この予算案のうち一番多額なのは再軍備費で、防衛費一四〇七億円で、旧軍人恩給費七二六億を加えて二一三四億（予算の五分ノ一、約二二%）になる。このうち、防衛費は予算が全然きまらないうちに、日米の交渉によつて優先的に天引きされてしまい、しかも、国会で審議もされない。その間、査定も議論もなく、一指だにもふれられない状態である。日本の予算の編成権が米の制約をうけているといわれるところだ。防衛関係総額は一四〇億ふえ、その分が自衛力増強のために向けられるのだ。その他に予算面に表われた予算外契約として、ジェット機、ヒコーキ、潜水艦等をつくるためこれを一年でなく何年かで支出する約束をした分が一五〇億許りある。

### 戦前よりふえる予備隊

この防衛費によつて、六カ年計画の自衛力増強三カ年目の今年度は陸上自衛隊だけで十八万、陸海空で二万人増強で、これは戦前の常時兵力（十八万）よりふえる事になる。

防衛分担金、日米安保条約に基いて、駐留軍経費（米軍の購買費と、労務者給料、基地拡張のための費用、顧問団の経費）などは、半分宛分担という事になつている。これは、日本の防衛力がふえるに従つてへらすという事になつているので毎年話し合つている。

三十年度は民生安定を重点的に打出したのに、選挙対策上もこれをふやす事が出来ず、鳩山にプレゼントの意味もあつて大巾にへらしてもらつた。過般重光外相が渡米のおり、そのたびに交渉が難航しているのを新聞などに書き立てられるのはまずいから、今年から原則を作つてくれと交渉して出来たのが分担金削減に関する一般方式であつて、これは防衛庁費と施設費提供費のふえた半分をへらすということになつた。これでいくと六〇〇億にふやさなくては米に対する分担金はゼロにならない。政府は、三十三年度にゼロになる目標をたてゝいるから、毎年二、三百億ふやさなくてはゼロにならない。

### 軍人恩給ベースアップ

一応、計画にそつて完成しても、米の国際情勢によつて左右されるから、日本の計画だけでは自動的にかえる事は出来ないといえる。

地上兵は減つても、航空、原子部隊が中心となつて残るのではないかと見られている。

防衛関係費だけでは再軍備とはいえない。広い意味で、軍人恩給が七七六億にふえ、しかも、将校に重く、兵に軽く、階級差を大きくつけたまま今年の七月からベースアップされる。即ち、実質的防衛費は二、一三四億円にのぼり、憲法で禁止されている建前からいえば、決して少い額ではない。「軍事費に金がくわれている」という事が特徴だといえる。

### 後退の社会保障費

予算面では増えたが、実際には、これらは殆んど全部が人口の自然増加による当然のもので、とりわけ新らしい施策はなく、現状維持が、ちよつと下廻つている。健保の赤字穴うめ対策に三十億出すことになり、また一部を利用者に負担させることになつた。今まで初診料だけだつたものが、今後は初診、再診とも金を出すことになつた。

教育費にしても危険校舎、中学新築、僻地教育の費用など私たちの見逃すことの出来ない費用は、要求の三分の一に減らされてしまつた。僅かの朗報として準保護児童へ教科書を与えること、給食費の免除など、また国立劇場の設計費、オリンピック費などが多少、選挙対策的な要素を含んで計上されたが、全体的には昨年よりやや後退し、社会保障をうたつて成立した、鳩山内閣として見るとき、その税金の四〇%位しか国民の福祉にあてられないようならはらな政策を施行するにすぎない結果となつている。

### 貴方はこんなに税金を拂つている

歳入の殆んどは国民の払ふ税収入によつてまかなわれている。今国民一人当りどの位税金を払つているかをみると、赤ちやんから老人まで一人当り国税、地方税をあわせて一万五千円を払わされている。それは勤労所得税のほかに煙草、塩など専売益金、その他沢山の消費税として国に吸いとられているから、ほんのスズメの涙ほどの減税で、夫婦、子供五人家族二万円のサラリーマンで、月七、八十円の額が減税になる程度。そのかわり砂糖の関税引上げを利用者にかけたり、都市計画税等によつて地代、家賃にはねかえつてくるようなおそれのあるもの、その他今年度も真に国民の立場からいつて、決して良い予算編成とはいえず、税金はとられつぱなしで、少しも生活の楽になる様な政策は立てられていないという事が云える

朝日新聞政治部
和田教美氏にきく
―二月十一日時局講演会にて―

### 31年度一般会計歳入歳出概算

（単位百万円）

| 区分 | 前年度予算額 | 31年度概算額 | 比較増△減 |
|---|---|---|---|
| **歳入** | | | |
| 租税及印紙収入 | 774.818 | 826.717 | 51.899 |
| 専売納付金 | 117.490 | 112.713 | △ 4.777 |
| 官業益金及官業収入 | 12.205 | 13.619 | 1.414 |
| 政府資産整理収入 | 7.146 | 7.722 | 576 |
| 雑収入 | 38.991 | 36.087 | △ 2.904 |
| 前年度剰余金受入 | 40.807 | 38.064 | △ 2.743 |
| 計 | 991.457 | 1.034.922 | 43.465 |
| **歳出** | | | |
| **社会保障関係費** | | | |
| 生活保護費 | 34.835 | 36.247 | 1.412 |
| 児童保護その他社会福祉費 | 7.507 | 7.555 | 48 |
| 遺族および留守家族等援護費 | 4.606 | 5.009 | 403 |
| 社会保険費 | 12.387 | 16.088 | 3.701 |
| 失業対策費 | 28.884 | 35.177 | 6.293 注① |
| 結核対策費 | 12.995 | 13.368 | 373 |
| 小計 | 101.214 | 113.444 | 12.230 |
| **文教関係費** | | | |
| 義務教育費国庫負担金 | 73.700 | 76.910 | 3.210 |
| 国立学校運営費 | 30.863 | 33.408 | 2.545 |
| 文教施設費 | 8.457 | 8.065 | △ 392 |
| 育英事業費 | 4.198 | 4.201 | 3 |
| 小計 | 117.218 | 122.584 | 5.366 |
| 科学技術振興費 | 8.835 | 11.456 | 3.121 |
| 国債費 | 43.357 | 38.440 | △ 4.917 |
| **恩給関係費** | | | |
| 文官等恩給費 | 16.400 | 17.342 | 942 |
| 旧軍人遺族等恩給費 | 66.936 | 72.630 | 5.694 |
| 小計 | 83.336 | 89.972 | 6.636 |
| 地方交付税交付金 | 137.403 | 162.810 | 25.407 |
| 防衛関係費 | 132.705 | 140.765 | 8.000 |
| 賠償等特殊債務処理費 | 10.000 | 10.000 | 0 |
| **公共事業関係費** | (150.079)<br>146.589 | (151.397)<br>141.497 | (1.318) 注②<br>△ 5.092 |
| 住宅対策費 | 17.347 | 10.347 | △ 7.000 |
| 出資および投資 | 4.000 | 0 | △ 4.000 |
| 外航船舶建造融資利子補給 | 3.507 | 3.132 | △ 375 |
| 予備費 | 8.000 | 8.000 | 0 |
| 重要経費計 | 813.071 | 852.447 | 39.376 |
| 雑件 | 178.386 | 182.475 | 4.089 |
| 合計 | 991.457 | 1.034.922 | 43.465 |

（備考）計数整理の結果異動を生ずることがある。
注①特別失業対策事業費35億円および就労対策事業費69億円を含む。
注②カツコ内は特別失業対策事業費および就労対策事業費を含む。

### 時局研究会

憲法擁護国民連合有田八郎氏を囲んで、この運動の具体策についての懇談会
日時　三月十七日（第三土曜日）午後二時より四時
場所　新宿文化会館（都電新宿二丁目下車）
婦人平和協会と共催
整理券　三十円
何卒お誘い合せて多数御出席下さいませ

### 主張

## 婦人議員大会を傍聴して

全日本婦人議員大会に私も傍聴者として出席したが、実は幕が開いて閉ぢるまで果して纒まるだろうかと内心ヒヤヒヤしていた。というのは与えられた問題を深く掘り下げてゆけば現在の政治の矛盾にぶつつかり、切角超党派で共通の結論をと望んで集つた大会が喧嘩の場とならぬとも限らないからであつた。ところがこれは全く無用の心配だつた。それはみんなが建設的な態度で問題に取つ組んだためどの問題についても至極おだやかに満場一致で結論が出たからである。婦人議員の勉強の足りなさを素直に認めた態度、小選挙区制や教育委員の任命制反対も婦人の進出を阻むからという理由からのみでなく日本の民主化そのものにもとるというもつと根本的な意味で反対だとする態度、また婦人と子供の福祉について婦人が如何に党派を超えて平和を求めているかということなど、さすが婦人の参政十周年の実践の成果を如実に物語るものであつた。大会の三日目、戦争反対や家族制度復活反対などを初めとしてさまざまな重要決議が行われたとき、私は自分の目を、耳を疑つたほどであつた。自民党から共産党に到るまでの巾の広いこの大会でこれらの決議がスルスルと満場一致で可決されたということはほんとうに素晴らしいことであつた。そしてこのことは歴史の正しい流れは何人の人為をもつても抗し得ないものであること歴史の流れは各人のイデオロギーを超えて各人の心の底にある本当の願いをゆり動かして統一するものだという教訓を私はこのことの中に深く学びとつたのであつた。

が同時に私はもう一つの重要な出来事に気づいた。三日目の午後の懇談会である婦人議員が「息子を戦争で失つた婦人は戦争はこりごりだと云う、それでいて選挙ともなれば、その婦人は再軍備を認める政党に投票する、世の中にはこんな婦人が多い」と弁じた。すると会場には嵐のような拍手が起つた。私はこの光景をみてなんだかおかしな気がした。なぜなら、その日の午前中、戦争絶対反対、家族制度復活反対原水爆実験禁止と平和利用等々の決議を満場一致で可決された婦人議員さんは一体どういう政党に所属されていられるのだろうかと思つたからである。息子を戦死させた母親が再軍備を是認する政党に一票を投ずるのがおかしければ、同様に、小選挙区制や教育委員任命制に反対する議員がそれを主張する政党に籍をおいたり、社会保障費や教育費の増額を要求する議員が之を圧迫する政策をとる政党に所属するのもおかしい。果して、このおかしなことを自分はしていないと断言できる議員さんがこの大会に何人いられるだろう? こう思つたとたん、私はおかしい気がしたのである。婦人議員の質の向上が叫ばれ、婦人議員がもつと勉強しなければと反省されたのも、実はこの辺のところに問題があるのではなかろうか? 私は大会の大きい成果を心から喜ぶとともに、私をも含めて凡ての婦人が政治に関して自分の云つていることと、していることとの矛盾に気づくようにもつともつと物事をほり下げて勉強しなければならないと思うと同時に、本同盟の活動のますます必要なことを思うのであつた。（野村かつ）

日本婦人有權者同盟　電話澁谷(37)〇七一三番

---

## 基地は"攻撃"のためのもの

### ＝原子戦略の現段階からみた基地問題＝

高橋政治経済研究所　高橋甫

―元海軍少佐である氏は、戦争の、殊に、原子時代の、みなごろし戦争と日本の軍事基地化に反対しようと、現代に生きる、われらとるべき道を示唆される―十二月十七日時局研究会講演要旨

### 原子兵器のおそるべき進歩

十年前原子兵器が出現した時は米国のトルーマンのソ聯に対する威嚇的説明もあつて世界中の人々は之に対し正確な判断を誤つていた。「米国の原子兵器独占は長く続かない」といつたオツペンハイマーの予言は的中して間もなくソ聯は米国より一歩先んじて運搬、操作、生産の何れもが非常に容易な水爆実験を行つて米国を驚かした。然し、原子兵器が戦争の本質にまで及ぶほど決定的なものであるがどうかは、今なほ軍事専門家歴史家の間に激しい論争がなされている。即ち、十五世紀に於て初めて大砲が出現した当時の情勢と非常によく似ていて、砲兵は他の軍備と比べて経費がかさむので、限られた富める国だけが之を保有する事が出来たが、現在ではそれが間違つていると同じ様に、原子兵器もやがては一般の兵器化し、その巨大な攻撃力も、将来は攻防均衡の法則によつて中和されるだろうと云うのである。

ともあれ、今や現実に、世界の主要国は、その軍備面に積極的に原子兵器をとり入れ、益々之に頼ろうとしている。一九四五年に始まつた原子兵器の無制限軍拡競争はこの十年間に、異常な躍進をとげ水素爆弾、ウラン爆弾、コバルト爆弾といつた超兵器から、原子砲原子爆雷、対空原子頭部誘導弾、原子力潜水艦、原子力空母等、大小さまざまの兵器をうみ、その破壊力のみならず、大きさや種類等目ざましい発達ぶりである。

### 原子兵器とはこのようなもの

今、原子兵器の表象的存在である原水爆兵器に就て述べてみると。

**一、破壊力が、天文学的倍率て破天荒に増大したこと。**

**二、大破壊力に比べて運搬容易の事。**

**三、破壊に要する時間が短縮した事。**

**四、破壊作用の局限が無制限なこと。**

などがあげられる

破壊力の大きいことは今更いうまでもないが、例をとれば、英国は十メガトン五発で飲料水や、地方団体の行政機能をやられて、国家としての行動がとれなくなるし、十発で人口の四分の一と、工業力の八〇%を占める都市を破壊することが出来るといわれる。米国では十発で製鋼能力の四分の三が壊滅するといい、戦術原爆の場合は半径千米の圏内にある地上部隊、飛行場、艦艇の大部分を一発で壊滅させる事が出来る

二、運搬の容易なことは、この破壊力を更に徹底させる。十メガトン以上の爆発力ある爆弾が、B52重爆撃機一機によつて音速に近い速さで、敵の本土の心臓部にまで突入投下出来るということになる。特に注目すべき事は、世界中のどんな国に対しても、致命傷となる様な奇襲が、僅かの準備で、秘密のうちに実施出来る様になつたことです。

第三の時間短縮についても、戦略上大きな意味をもつ、つまり、戦争は、最初の数十時間でその大勢が決められる事もありうるので、常に待期姿勢にある兵力を必要とし、ますます軍備強化と、相互の警戒にかりたてることになつた。

第四の特質に就ては、最も重要なことであるということは、いわゆる「残存放射能」の問題であり、爆風、爆発熱、直接放射能の三つの瞬間的破壊作用のほか、長い間然も広汎な地域に、被害の正確に掴めないような悪魔的な破壊作用が、その瞬間に生じる事であります。このことは兵器としての性格をも疑はしめ、昨年ジユネーヴ会談にまで発展して、平和への前進をもたらしたというのも実にこの第四の特質についての自覚から起つたものだと思います。この特質をもつている為に、一面原子戦争の勃発をおさえる内部的矛盾として考えられる事も注目すべきことです。ですから、残存放射能問題を中心として平和論をたてることは有意義なことと考えます。

### 原子戦略の現状はこうだ。

信頼出来る筋からの情報によれば現在米軍の原子兵器は、西欧大陸に配置されているだけで戦斗爆撃機及び軽爆五五〇機を始めとして、原子砲、オネストジョンがあり、これら兵器を使つて開戦すれば、一時間半以内に約八百発の原爆を、共産軍陣地へうち込むことができ、六～七日間で、第二次大戦中の両軍の弾薬全部に相当する破壊力を発揮出来る態勢だという。又、従来の考え方でいえば、飛行場は「沈まざる空母」であつた。然し原子戦の下では決定的に沈没することになつた。飛行場攻撃用の「地表完全破壊型原爆」を使うと、二万トンの標準原爆の場合、直径八百米、深さ三十米の放射能穴ができる。この穴には相当期間近よれないし、後で埋立て工事を始めたところで、新らしく飛行場をつくるほどの経費と日時を要するしかも、飛行場は動かないから、攻撃も容易であると云う点から基地問題に大恐慌を来すやうになつた。

現在推定される、原子戦略の原則的なものに就いてみると

一、原子兵器の貯蔵量は一定量を超えると飽和状態になり、貯蔵量よりむしろ、高性能航空機の保有量の方が必要となる。

二、戦略爆撃用には出来るだけ大爆発力のもの、戦術用には極く小型のものという様に多種多様のものが出るだろうという傾向にある即ち敵の心臓部にとびこむ戦略爆撃機は最大の破壊効果を狙う。「従つて原子兵器が戦術原子兵器として登場した今日では、原子兵器と戦争を一緒にすてるより、我々が之から救われる道はなくなつたのである。」

原子兵器の防衛の原則としては、

（イ）攻撃力の時間的圧縮に対処する。

（ロ）破壊力の吸収能力を増大する。

の二つが考えられる。

（イ）については、何時でも、すべての点で、戦争中心の国防国家として、分散、疎開等凡ゆる部門について考えなくてはならない。

（ロ）については、いざという時敵の攻撃を吸収出来るように平素から沢山衛星国、衛星基地を並べておく用意が必要になる。

### 基地問題はみんなの問題だ

以上述べて来たことから、現在の「基地」がどんな意味をもつ存在であるかを推定すれば、

第一に、開戦と同時に、空軍の発進地、中継補給地として攻撃的性格の非常に強いもの、第二に、交戦国相互原子兵器による攻撃が交換された場合、殆んどの基地は廃墟となること、第三に敵の原子攻撃を吸収する役目が重視されて来たこと、この第四の点こそ重大な問題であつて、最近わが国でも一部の人々から「我々を守るための基地」など云われているが、

今日の基地は、日本人を守るための基地ではなく、米国が一旦戦争となつた時、敵を攻めるための基地であり、又、米国に代つて原子攻撃を吸収するための基地であることが明らかだと云ふ事が出来る今や米、ソと云わず、英、仏、独伊といわずあらゆる国の人民大衆にとつて、ひとたび戦争が始まれば、勝つても負けても原子攻撃のもとに壊滅にひとしい運命にあるこの時、戦争に反対し、平和を守ることこそ今日の人類共通の課題であり、義務であると云える、そして具体的には、再軍備反対、基地反対の行動として要求される。

基地反対＝それは狭い意味だけの基地ではなく、日本全土にわたつて一大基地化の傾向―つまりこの島国が、根こそぎ一つの世界戦略メカニズスの中の基地として組みこまれている＝そこにこそ深刻にして大きな問題があるのだと思ふ基地は単に農民にとつての土地や風紀その他の問題だけでなく、実に民族が生き残るための斗争であらねばならないのだ。戦後、私達は、非武装の文化国家を目ざして世界にほこる平和憲法を採用したが、原子戦略発展の段階に徹して益々それが正しい道であつたと云う確信を強くする。日本が、日本民族が、再び戦争勢力となる誤りを阻止することこそ今日の私たちの義務であると固く信じるものであります。（在責記者）

---

## 相談欄

### だまされた利殖の金！詐欺罪として告訴出来るか

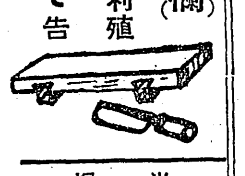

担当　今城みね子

### 質問

私は夫と娘と老母の四人暮しです。夫は某電話局勤務ですが、生活が楽でありませんので、私が東京で呉服類を仕入れ、郷里の青森の農家に売込み、帰えりに林檎や海産物を仕入れ、商いをして相当の小金をためました。だんだん年をとりましたので知人のA婦人に奨められ、利殖の方法をA氏にまかせ小口金融をはじめました。期間は短かく、十日間で三分の利を天引きして、次々と指図通りに動かせている中に、元利三十万円程に及んだとき、示し合せたように幾口も一辺に返済がなくなりました。A氏を信用して証書一切もらつておりません。

近所で聞きますと、A氏の息子は自動車の運転手をしているが、競輪、競馬で大穴をあけ、A氏はとても苦にやんでいたそうです。

私は全く途方にくれています、お金が返らないなら、せめて腹いせに詐欺罪で告訴したいのですが、出来ないでしょうか。又、他によい解決法がありましょうか。

### 回答

貴女が発奮して商魂たくましく働いて家計を助けた事は、本当に賞讃に値するものとして、敬服致します。けれど、A氏の甘言にうつかりつられたという裏面には、貴女があまりにも利慾にのみ走つて判断の目がくらんでいたのではないでしょうか。私は、A氏のやり口は彼の保全経済会のそれと同一と判断致します。口車一つで貴女の慾心を煽り立てて、金融に名をかりて、お金を巻上げようとしたものです。大勢の人に貸付けたと見せかけて、実はA氏ひとりでその金を利用していたに間違いありません。そして恐らく、その費途は、息子の借金の穴埋めだつたでしよう。A氏を盲信して、何の証書も取らずに、これまでに、貸付けてきたとは、貴女も、あんまり人が良すぎましたね。

さて、解決の方法ですが、先ずA氏の息子は収入があるのですから、根気よく請求してせめて元金丈けを返済してもらう事です。又一策として、警察の人事相談係に申しこんで解決してもらうことですが、これは、費用は、全然要りません。次に、A氏を詐欺罪で告訴できるかという点ですが、これは少々疑問です。第一、貴女の側には、利慾に迷つて行動したという過失がありますし、それにA氏は確に人を欺してお金をからめ取つたに違いありませんが、十日間で三分の利息といえば月には一割の高利となり、たとえ一部分でもそれを貴女は受取つていますから告訴しても、果して、検事が詐欺罪として起訴するかどうか、疑問になります。それに貸したお金を回収する手段としては、告訴しない方がよいのです。そして、何回でも、返済してほしいと請求する事です。私はA氏も次第に、前非を悔いて、やがては、支払いをするものと思います。それにつけても、お金をためる事のむずかしさそして更に、お金の運用の倫一層のむずかしさを痛感致す事ですがいや更には又、お金も結構ながら何かもつと他に生き甲斐の目を向ける女でありたい……と思います

（以上）

---

## あまから帖

お正月に多くたまるものは、カレンダーであるが、友人からわざわざおくられた修養カレンダー一日一訓は、友松円諦氏監修のものである。達筆に書かれたその日その日の一訓に、それぞれ写真が添えてあり、画や仏像も色どりをなしている。

旧臘病没された赤松克麿氏の葬儀がこの友松氏の神田寺で行われたが、坊さんは洋服に袈裟がけであり、幕のうしろからオルガンとヴアイオリンの静かな合奏もあつたという。驚いたり感心したりしたのであるが、このカレンダーもそれと一脈通ずるところがあるようである。

カレンダー二十三日のところには、不易不離と染めづけのある湯呑みの画、その日の訓は「日日是好日」であり、私の誕生日の三十日をみると「弱音を吐かぬ」と書いてある。

私はこれに暗示されたらしく一月二十三日、雪ふりの寒い日なのに、NHKホールの売春禁止法についての討論会に出かけていつたのである。その日の質問者は、この運動に尽力されている人が多く真面目ないい会でまことに「是好日」であつた。

しかし業者のあやつる東京都女子従業員組合という赤線青線区域で働く女の生活権擁護のための組織ができたことに対し、加藤シズエ氏は「その背後に社会党員が画策していることはまことに遺憾であり、党では統制委員会にかけてあるので、早晩結末がつくと思うが、この人達は、戦後古くから籠の鳥解放運動などしていて、多少考えにズレがある。多くの党員のなかには、そんな人もあつて……」と答えたのである。

このことはズレなどというものではなく、完全な間違いであり、悪徳行為である。売春禁止法制定をかけている社会党として遺憾ぐらいで済まされるものではなく、また加藤氏の言は戦前の運動に対するグベツでもある。

話は違うが、過日私が若い人達のところで、私どもの昔の仲間は、金も知識も地位もなかつたがといいかけたら、戦前の人はみなそうだつたようですねと見下げられた。遠慮も程々にすべきもの、弱音は吐かぬものと思つたことである。

カレンダー三十一日には、「始めもよく、中もよく、終りもよければ」とある。運動の上にも、運動者にもそうありたいものである。

近藤　貞柄

---

品質日本一
味がよくて割のきく
ヤマサ醤油

寒中御見舞
申しあげます

日本婦人有権者同盟
仙台支部
支部長　長島やう子
外一同
仙台市東二番町

日本婦人有権者同盟
秋田支部
支部長　中村政子
外一同
秋田市保戸野金砂町

日本婦人有権者同盟
諏訪支部
諏訪市湖柳町
北原よし子方

中央魚類株式会社
東京都中央区築地五ノ一中央卸売市場内
電話築地（55）呼出し　一一七一一九　二一七一一九
内線　総務部六三七・六三八・六五二
営業部二八〇・四八〇・二七八
営業部直通一三三四八

魚商業協同組合
東京都中央区築地五ノ一中央卸売市場内
電話築地（55）呼出し一一七一一九
内線三〇九・三一五・三三五
直通一三四一五

東京芝浦電気株式会社特約店
松下電器産業株式会社特約店
東京都承認ラジオサービス店
井関ラジオ電機商会
井関忢子
東京都新宿区下落合一丁目五二七番地
電話落合（95）四八一五番

（1）　第11巻第3号　（昭和22年8月21日 第三種郵便物認可）　婦人有權者　昭和31年3月1日発行（毎月一回一日発行）

**私共の立場と目的**

一、同盟は政党には中立、選挙には推薦、応援を致しません

一、同盟は婦人の間に婦人有権者としての自覚をよび起し、正しい選挙を行うようすゝめると共に

一、私共が選んだ議員や、議会や政府、政党を見まもり、意見を出したり

一、よい婦人議員や、よい婦人役人が多数出るよう運動します。

一、又民主主義の逆行に反対し婦人の既得権を失わないよう努力します。

# 婦人有權者
# WOMEN VOTERS

**三月號主要目次**

主張……（一）
血税のゆくえ……（一）
全日本婦人議員大会……（二）
あまから帖……（二）
参加各団体のうごき……（二）
家庭相談……（三）
政府の売春防止法案……（三）
大会感想……（三）
国際連絡委だより……（四）
本部支部だより……（四）

# 太る軍事費、細る社會保障費

# 血税のゆくえ

二大政党対立のもとに、いよいよ二十四通常国会は幕をあけ、昭和三十一年度予算案も上提され、いま本格的審議が行われている。私たちの苦しい生活のなかからおさめられた税金がどのようにつかわれてゆくか。政府はこの一年間に何をしてゆこうとするのか。そしてそれは、私たちの生活にどうひびいてくるかを知るために、予算の内容について勉強してみよう。

## 31年度予算案をきる

一家に予算生活が必要なように国でも一年間の収入、支出を見合つて予算をたてる。

### 国の予算と一家の家計との違い

①私たちの家計は大体年の暮、十二月までで一区切りとするが、国の会計年度は四月から三月までとすること②政府がつくつて、これを国会に提出し、承認を得て始めて成立する。③毎年、その時の政府及び与党が何をやろうとしているかを示す。つまり政策の集中的表現であるから、その時の政府の意向によつて、どういう政策費をどれだけ織りこむかによつて私たちの生活に直接ひびいてくる。④収入の基礎が、一家では勤労収入によるが、国では殆んど強権的に取りあげられた税金によつてまかなわれる（九〇％）

### 予算はこうしてつくられる

毎年七、八月頃に大蔵省が、各省の大体の要求をとる。しかしこの要求額は殆んど倍額位のものを出してくるが、費目別に大ナタを振つて十二月頃、第一次査定をおわりこれを一まとめしたものが予算編成として表われてくる。これに今年度は重点的に何をするか（編成方針）が折りこまれて閣議を経てくる。これが、一月末衆議院に提出され一ケ月の審議期間を経て採決され、三月終り頃、参議院を通過して四月からはじまる。これを本予算という、このほかに、補正（追加）予算、暫定予算などがある。

### 一般会計の外に沢山の予算がある

一兆円予算などといわれるのは一般会計予算といい、これ以外にいろいろ予算があつて、これを特別会計という、現在は三十七種類ある。例えば食糧管理特別会計予算とか健康保険特別会計予算、外国為替資金特別会計予算等々があり、その資金の量は一般より大きく二兆二千億位にのぼるこれ以外に政府関係機関として専売、国鉄、電々公社、住宅金融公庫、国民金融公庫等々がある。

### 軍備費にくわれた予算の特徴

先ず歳出の面から見ると一般に今年の予算はズンベラボウ予算だなどといわれているが、これは、保守党から見ても政策的重点がないしかし、昨年度にくらべて増えたものが、不生産的なものに使われているという事はいえる。例えば①軍事費として軍人恩給、防衛費②地方財政赤字補塡につかわれ、社会保障とか、民生安定には振向けられていない。社会党では「性格がないどころじやなく、再軍備を進めるための予算、その前提として憲法的改正をする予算」ではないかといつているが、公平にみて、社会保障が圧迫され、再軍備予算だと思われる。

### 他は苦しくとも防衛費だけは

では、具体的にはどうなつているだろうか。この予算案のうち一番多額なのは再軍備費で、防衛費一四〇七億円で、旧軍人恩給費七二六億を加えて二一三四億（予算の五分ノ一、約二二％）になる。このうち、防衛費は予算が全然きまらないうちに、日米の交渉によつて優先的に天引きされてしまい、しかも、国会で審議もされない。その間、査定も議論もなく、一指だにもふれられない状態である。日本の予算の編成権が米の制約をうけているといわれるところだ。防衛関係総額は一四〇〇億ふえ、その分が自衛力増強のために向けられるのだ。その他に予算面に表われた予算外契約として、ジエット機、ヒコーキ、潜水艦等をつくるためこれを一年でなく何年かで支出する約束をした分が一五〇億許りある。

### 戦前よりふえる予備隊

この防衛費によつて、六カ年計画の自衛力増強三カ年目の今年度は陸上自衛隊だけで十八万、陸海空で二万人増強で、これは戦前の常時兵力（十八万）よりふえる事になる。

防衛分担金、日米安保条約に基いて、駐留軍経費（米軍の購買費と、労務者給料、基地拡張のための費用、顧問団の経費）などは、半分宛分担という事になつている。これは、日本の防衛力がふえるに従つてへらすという事になつているので毎年話し合つている。三十年度は民生安定を重点的に打出したのに、選挙対策上もこれをふやす事が出来ず、鳩山にプレゼントの意味もあつて大巾にへらしてもらつた。過般重光外相が渡米のおり、そのたびに交渉が難航しているのを新聞などに書き立てられるのはまずいから、今年から原則を作つてくれと交渉して出来たのが分担金削減に関する一般方式であつて、これは防衛庁費と施設等提供費のふえた半分をへらすということになつた。これでいくと六〇〇億にふやさなくては米に対する分担金はゼロにならない。政府は、三十三年度にゼロになる目標をたてゝいるから、毎年二、三百億ふやさなくてはゼロにならない。

### 軍人恩給ベースアップ

一応、計画にそつて完成しても、米の国際情勢によつて左右されるから、日本の計画だけでは自動的にかえる事は出来ないといえる。

地上兵は減つても、航空、原子部隊が中心となつて残るのではないかと見られている。

防衛関係費だけでは再軍備とはいえない。広い意味で、軍人恩給が七七六億にふえ、しかも、将校に重く、兵に軽く、階級差を大きくつけたまま今年の七月からベースアップされる。即ち、実質的防衛費は二、一三四億円にのぼり、憲法で禁止されている建前からいえば、決して少い額ではない。「軍事費に金がくわれている」という事が特徴だといえる。

### 後退の社会保障費

予算面では増えたが、実際には、これらは殆んど全部が人口の自然増加による当然のもので、とりわけ新らしい施策はなく、現状維持が、ちよつと下廻つている。健保の赤字穴うめ対策に三十億出すことになり、また一部を利用者に負担させることになつた。今まで初診料だけだつたものが、今後は初診、再診とも金を出すことになつた。

教育費にしても危険校舎、中学新築、僻地教育の費用など私たちの見逃すことの出来ない費用は、要求の三分の一に減らされてしまつた。僅かの朗報として準保護児童へ教科書を与えること、給食費の免除など、また国立劇場の設計費、オリンピック費などが多少、選挙対策的な要素を含んで計上されたが、全体的には昨年よりやや後退し、社会保障をうたつて成立した、鳩山内閣として見るとき、その税金の四〇％位しか国民の福祉にあてられないようならはらな政策を施行するにすぎない結果となつている。

### 貴方はこんなに税金を拂つている

歳入の殆んどは国民の払ふ税収入によつてまかなわれている。今国民一人当りどの位税金を払つているかをみると、赤ちやんから老人まで一人当り国税、地方税をあわせて一万五千円を払わされている。それは勤労所得税のほかに煙草、塩など専売益金、その他沢山の消費税として国に吸い取られているから、ほんのスズメの涙ほどの減税で、夫婦、子供五人家族二万円のサラリーマンで、月七、八十円の額が減税になる程度。そのかわり砂糖の関税引上げを利用者にかけたり、都市計画税等によつて地代、家賃にはねかえつてくるようなおそれのあるもの、その他国立大学の授業料の値上げなどに今年度も真に国民の立場からいつて、決して良い予算編成とはいえず、税金はとられつぱなしで、少しも生活の楽になる様な政策は立てられていないという事が云える

朝日新聞政治部
和田教美氏にきく

—一二月十一日時局講演会にて—

**31年度一般会計歳入歳出概算**

（単位百万円）

| 区分 | 前年度予算額 | 31年度概算額 | 比較増△減 | |
|---|---|---|---|---|
| **歳入** | | | | |
| 租税及印紙収入 | 774.818 | 826.717 | 51.899 | |
| 専売納付金 | 117.490 | 112.713 | △ 4.777 | |
| 官業益金及官業収入 | 12.205 | 13.619 | 1.414 | |
| 政府資産整理収入 | 7.146 | 7.722 | 576 | |
| 雑収入 | 38.991 | 36.087 | △ 2.904 | |
| 前年度剰余金受入 | 40.807 | 38.064 | △ 2.743 | |
| 計 | 991.457 | 1.034.922 | 43.465 | |
| **歳出** | | | | |
| **社会保障関係費** | | | | |
| 生活保護費 | 34.835 | 36.247 | 1.412 | |
| 児童保護その他費<br>社会福祉費 | 7.507 | 7.555 | 48 | |
| 遺族および留守家族等援護費 | 4.606 | 5.009 | 403 | |
| 社会保険費 | 12.387 | 16.088 | 3.701 | |
| 失業対策費 | 28.884 | 35.177 | 6.293 | 注① |
| 結核対策費 | 12.995 | 13.368 | 373 | |
| 小計 | 101.214 | 113.444 | 12.230 | |
| **文教関係費** | | | | |
| 義務教育費国庫負担金 | 73.700 | 76.910 | 3.210 | |
| 国立学校運営費 | 30.863 | 33.408 | 2.545 | |
| 文教施設費 | 8,457 | 8.065 | △ 392 | |
| 育英事業費 | 4.198 | 4.201 | 3 | |
| 小計 | 117.218 | 122.584 | 5.366 | |
| 科学技術振興費 | 8.835 | 11.456 | 3.121 | |
| 国債費 | 43.357 | 38,440 | △ 4.917 | |
| **恩給関係費** | | | | |
| 文官等恩給費 | 16.400 | 17.342 | 942 | |
| 旧軍人遺族等恩給費 | 66.936 | 72.630 | 5.694 | |
| 小計 | 83.336 | 89.972 | 6.636 | |
| 地方交付税交付金 | 137.403 | 162.810 | 25.407 | |
| 防衛関係費 | 132.705 | 140.765 | 8.000 | |
| 賠償等特殊債務処理費 | 10.000 | 10.000 | 0 | |
| **公共事業関係費** | (150.079)<br>146.589 | (151.397)<br>141.497 | (1.318)<br>△ 5.092 | 注② |
| 住宅対策費 | 17.347 | 10.347 | △ 7.000 | |
| 出資および投資 | 4.000 | 0 | △ 4.000 | |
| 外航船舶建造融資利子補給 | 3.507 | 3.132 | △ 375 | |
| 予備費 | 8.000 | 8.000 | 0 | |
| 重要経費計 | 813.071 | 852.447 | 39.376 | |
| 雑件 | 178.386 | 182.475 | 4.089 | |
| 合計 | 991.457 | 1.034.922 | 43.465 | |

（備考）計数整理の結果異動を生ずることがある。
注①特別失業対策事業費35億円および就労対策事業費69億円を含む。
注②カツコ内は特別失業対策事業費および就労対策事業費を含む。

**時局研究会**

憲法擁護国民連合有田八郎氏を囲んで、この運動の具体策についての懇談会

日時　三月十七日（第三土曜日）午後二時より四時
場所　新宿文化会館（都電新宿二丁目下車）
婦人平和協会と共催
整理券　三十円
何卒お誘い合せて多数御出席下さいませ

## 主張

### 婦人議員大会を傍聴して

全日本婦人議員大会に私も傍聴者として出席したが、実は幕が開いて閉ぢるまで果して纏まるだろうかと内心ヒヤヒヤしていた。というのは与えられた問題を深く掘り下げてゆけば現在の政治の矛盾にぶつつかり、切角超党派で共通の結論をと望んで集つた大会が喧嘩の場とならぬとも限らないからであつた。ところがこれは全く無用の心配だつた。それはみんなが建設的な態度で問題に取つ組んだためどの問題についても至極おだやかに満場一致で結論が出たからである。婦人議員の勉強の足りなさを素直に認めた態度、小選挙区制や教育委員の任命制反対も婦人の進出を阻むからという理由からのみでなく日本の民主化そのものにもとるという根本的な意味で反対だとする態度、また婦人と子供の福祉について婦人が如何に党派を超えて平和を求めているかということなど、さすが婦人の参政十周年の実践の成果を如実に物語るものであつた。大会の三日目、戦争反対や家族制度復活反対などを初めとしさまざまな重要決議が行われたとき、私は自分の目を、耳を疑つたほどであつた。自民党から共産党に到るまでの巾の広いこの大会でこれらの決議がスルスルと満場一致で可決されたということはほんとうに素晴らしいことであつた。そしてこのことは歴史の正しい流れは何人の人為をもつても抗し得ないものであること歴史の流れは各人のイデオロギーを超えて各人の心の底にある本当の願いをゆり動かして統一するものだという教訓を私はこのことの中に深く学びとつたのであつた。

が同時に私はもう一つの重要な出来事に気づいた。三日目の午後の懇談会である婦人議員が「自分の息子を戦争で失つた婦人は戦争はこりごりだと云う、それでいて選挙ともなれば、その婦人は再軍備を認める政党に投票する、世の中にはこんな婦人が多い」と弁じた。すると会場には嵐のような拍手が起つた。私はこの光景をみてなんだかおかしな気がした。なぜなら、その日の午前中、戦争絶対反対、家族制度復活反対原水爆実験禁止と平和利用等々の決議を満場一致で可決されたた婦人議員さんは一体どういう政党に所属されていられるのだろうかと思つたからである。息子を戦死させた母親が再軍備を是認する政党に一票を投ずるのがおかしければ、同様に、小選挙区制や教育委員任命制に反対する議員がそれを主張する政党に籍をおいたり、社会保障費や教育費の増額を要求する議員が之を圧迫する政策をとる政党に所属するのもおかしい。果して、このおかしなことを自分はしていないと断言できる議員さんがこの大会に何人いられるだろう？ こう思つたとたん、私はおかしい気がしたのである。婦人議員の質の向上が叫ばれ、婦人議員がもつと勉強しなければと反省されたのも、実はこの辺のところに問題があるのではなからうか？ 私は大会の大きい成果を心から喜ぶとともに、私をも含めて凡ての婦人が政治に関して自分の云つていることと、していることとの矛盾に気づくようにもつともつと物事を掘り下げて勉強しなければならないと思うと同時に、本同盟の活動のますます必要なことを思うのであつた。（野村かつ）

---

# 基地は"攻撃"のためのもの

## ＝原子戦略の現段階からみた基地問題＝

高橋政治経済研究所　高橋　甫

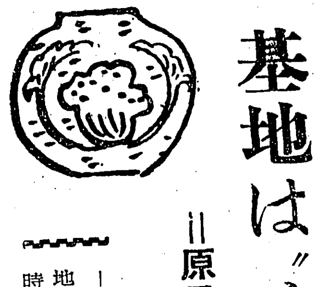

—元海軍少佐である氏は、戦争の、殊に、原子時代の、みなごろし戦争と日本の軍事基地化に反対しようと、現代に生きる、われらとるべき道を示唆される——十二月十七日時局研究会講演要旨

### 原子兵器のおそるべき進歩

十年前原子兵器が出現した時は米国のトルーマンのソ聯に対する威嚇的説明もあつて世界中の人々は之に対し正確な判断を誤つていた。「米国の原子兵器独占は長く続かない」といつたオツペンハイマーの予言は的中して間もなくソ聯は米国より一歩先んじて運搬、操作、生産の何れもが非常に容易な水爆実験を行つて米国を驚かした。然し、原子兵器が戦争の本質にまで及ぶほど決定的なものであるがどうかは、今なほ軍事専門家歴史家の間に激しい論争がなされている。即ち、十五世紀に於て初めて大砲が出現した当時の情勢と非常によく似ていて、砲兵は他の軍備と比べて経費がかさむので、限られた富める国だけが之を保有する事が出来たが、現在ではそれが間違つていると同じ様に、原子兵器もやがては一般の兵器化し、その巨大な攻撃力も、将来は攻防均衡の法則によつて中和されるだろうと云うのである。ともあれ、今や現実に、世界の主要国は、その軍備面に積極的に原子兵器をとり入れ、益々之に頼らうとしている。一九四五年に始まつた原子兵器の無制限軍拡競争はこの十年間に、異常な躍進をとげ水素爆弾、ウラン爆弾、コバルト爆弾といつた超兵器から、原子砲、原子爆雷、対空原子頭部誘導弾、原子力潜水艦、原子力空母等、大小さまざまの兵器をうみ、その破壊力のみならず、大きさや種類等目ざましい発達ぶりである。

### 原子兵器とはこのようなもの

今、原子兵器の表象的存在である原水爆兵器に就て述べてみると。

**一、破壊力が、天文学的倍率で破天荒に増大したこと。**

**二、大破壊力に比べて運搬容易の事。**

**三、破壊に要する時間が短縮した事。**

**四、破壊作用の局限が無制限なこと。**

などがあげられる

破壊力の大きいことは今更いうまでもないが、例をとれば、英国は十メガトン五発で飲料水や、地方団体の行政機能をやられて、国家としての行動がとれなくなるし、十発で人口の四分の一と、工業力の八〇％を占める都市を破壊することが出来るといわれる。米国では十発で製鋼能力の四分の三が壊滅するといい、戦術原爆の場合は半径千米の圏内にある地上部隊、飛行場、艦艇の大部分を一発で壊滅させる事が出来る

二、運搬の容易なことは、この破壊力を更に徹底させる。十メガトン以上の爆発力ある爆弾が、B52重爆撃機一機によつて音速に近い速さで、敵の本土の心臓部にまで突入投下出来るということになる。特に注目すべき事は、世界中のどんな国に対しても、致命傷となる様な奇襲が、僅かの準備で、秘密のうちに実施出来る様になつたことです。

第三の時間短縮についても、戦略上大きな意味をもつ、つまり、戦争は、最初の数十時間でその大勢が決められる事もありうるので、常に待期姿勢にある兵力を必要とし、ますます軍備強化と、相互の警戒にかりたてることになつた。

第四の特質に就ては、最も重要なことであるということは、いわゆる「残存放射能」の問題であり、爆風、爆発熱、直接放射能の三つの瞬間的破壊作用のほか、長い間掴めないような悪魔的な破壊作用が、その瞬間に生じる事であります。このことは兵器としての性格をも疑はしめ、昨年ジユネーヴ会談にまで発展して、平和への前進をもたらしたというのも実にこの第四の特質についての自覚から起つたものだと思います。この特質をもつている為に、一面原子戦争の勃発をおさえる内部的矛盾として考えられる事も注目すべきことです。ですから、残存放射能問題を中心として平和論をたてることは有意義なことと考えます。

### 原子戦略の現状はこうだ。

信頼出来る筋からの情報によれば現在米軍の原子兵器は、西欧大陸に配置されているだけで戦斗爆撃機及び軽爆五五〇機を始めとして、原子砲、オネストジョンがあり、これら兵器を使つて開戦すれば、一時間半以内に約八百発の原爆を、共産軍陣地へうち込むことができ、六〜七日間で、第二次大戦中の両軍の弾薬全部に相当する破壊力を発揮出来る態勢だという

又、従来の考え方でいえば、飛行場は「沈まざる空母」であつた。然し原子戦の下では決定的に沈没することになつた。飛行場攻撃用の「地表完全破壊型原爆」を使うと、二万トの標準原爆の場合、直径八百米、深さ三十米の放射能穴ができる。この穴には相当期間近よれないし、後で埋立て工事を始めたところで、新らしく飛行場をつくるほどの経費と日時を要するしかも、飛行場は動かないから、攻撃も容易であると云う点から基地問題に大恐慌を来すやうになつた。

現在推定される、原子戦略の原則的なものに就いてみると

一、原子兵器の貯蔵量は一定量を超えると飽和状態になり、貯蔵量よりむしろ、高性能航空機の保有量の方が必要となる。

二、戦略爆撃用には出来るだけ大型のもの、戦術用には極く小型のものという様に多種多様の爆発力のものが出るだろうという傾向にある即ち敵の心臓部にとびこむ戦略爆撃機は最大の破壊効果を狙う。「従つて原子兵器が戦術原子兵器として登場した今日では、原子兵器と戦争を一緒にすてるより、我々が之から救われる道はなくなつたのである。」

原子兵器の防衛の原則としては、

（イ）攻撃力の時間的圧縮に対処する。

（ロ）破壊力の吸収能力を増大する。

の二つが考えられる。

（イ）については、何時でも、すべての点で、戦争中心の国防国家として、分散、疎開等凡ゆる部門について考えなくてはならない。

（ロ）については、いざという時敵の攻撃を吸収出来るように平素から沢山衛星国、衛星基地を並べておく用意が必要になる。

### 基地問題はみんなの問題だ

以上述べて来たことから、現在の「基地」がどんな意味をもつ存在であるかを推定すれば、第一に、開戦と同時に、空軍の発進地、中継補給地として攻撃的性格の非常に強いもの、第二に、交戦国相互原子兵器による攻撃が交換された場合、殆んどの基地は廃墟となること、第三に敵の原子攻撃を吸収する役目が重視されて来たこと、この第四の点こそ重大な問題であつて、最近わが国でも一部の人々から「我々を守るための基地」など云われているが、今日の基地は、日本人を守るための基地ではなく、米国が一旦戦争となつた時、敵を攻めるための基地であり、又、米国に代つて原子攻撃を吸収するための基地であることが明らかだと云ふ事が出来る。今や米、ソと云わず、英、仏、独伊といわずあらゆる国の人民大衆にとつて、ひとたび戦争が始まれば、勝つても負けても原子攻撃のもとに壊滅にひとしい運命にあるといふことが出来る。

この時、戦争に反対し、平和を守ることこそ今日の人類共通の課題であり、義務であると云える、そして具体的には、再軍備反対、基地反対の行動として要求される。基地反対＝それは狭い意味だけの基地ではなく、日本全土にわたつて一大基地化の傾向＝つまりこの島国が、根こそぎ一つの世界戦略メカニズスの中の基地として組みこまれている＝そこにこそ深刻にして大きな問題があるのだと思ふ基地は単に農民にとつての土地や風紀その他の問題だけでなく、実に民族が生き残るための斗争であらねばならないのだ。戦後、私達は、非武装の文化国家を目ざして世界にほこる平和憲法を採用したが、原子戦略発展の段階に徹して益々それが正しい道であつたと云う確信を強くする。日本が、日本民族が、再び戦争勢力となる誤りを阻止することこそ今日の私たちの義務であると固く信じるものであります。（在貰記者）

# あまから帖

お正月に多くたまるものは、カレンダーであるが、友人からわざわざおくられた修養カレンダー一日一訓は、友松円諦氏監修のものである。達筆に書かれたその日その日の一訓に、それぞれ写真が添えてあり、画や仏像も色どりをなしている。

旧臘病没された赤松克麿氏の葬儀がこの友松氏の神田寺で行われたが、坊さんは洋服に袈裟がけであり、幕のうしろからオルガンとヴアイオリンの静かな合奏もあつたという。驚いたり感心したりしたのであるが、このカレンダーもそれと一脈通ずるところがあるようである。

カレンダー二十三日のところには、不易不難と染めづけのある湯呑みの画、その日の訓は「日日是好日」であり、私の誕生日の三十日をみると「弱音を吐かぬ」と書いてある。

私はこれに暗示されたらしく一月二十三日、雪ふりの寒い日なのに、NHKホールの売春禁止法についての討論会に出かけていつたのである。その日の質問者は、この運動に尽力されている人が多く真面目ないい会でまことに「是好日」であつた。

しかし業者のあやつる東京都女子従業員組合という赤線青線区域で働く女の生活権擁護のための組織ができたことに対し、加藤シズエ氏は「その背後に社会党員が画策していることはまことに遺憾であり、党では統制委員会にかけてあるので、早晩結末がつくと思うが、この人達は、戦後古くから籠の鳥解放運動などしていて、多少考えにズレがある。多くの党員のなかには、そんな人もあつて……」と答えたのであつた。

このことはズレなどというものではなく、完全な間違いであり、悪徳行為である。売春禁止法制定をかかげている社会党として遺憾ぐらいで済まされるものではなく、また加藤氏の言は戦前の運動に対するグベツでもある。

話は違うが、過日私が若い人達のところで、私どもの昔の仲間は、金も知識も地位もなかつたがといいかけたら、戦前の人はみなそうだつたようですねと見下げられた。遠慮も程々にすべきもの、弱音は吐かぬものと思つたことである。

カレンダー三十一日には、「始めもよく、中もよく、終りもよけれ」とある。運動の上にも、運動者にもそうありたいものである。

近藤　真柄

# 相談欄

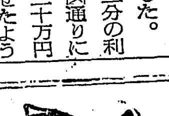

## だまされた利殖の途！詐欺罪として告訴出來るか

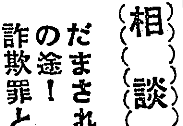

担当　今城みね子

### 質問

私は夫と娘と老母の四人暮しです。夫は某電話局勤務ですが、生活が楽でありませんので、私が東京で呉服類を仕入れ、郷里の青森の農家に売込み、帰えりに林檎や海産物を仕入れ、商いをして相当の小金をためました。だんだん年をとりましたので知人のA婦人に奨められ、利殖の方法をA氏にまかせ小口金融をはじめました。期間は短かく、十日間で三分の利を天引きして、次々と指図通りに動かせている中に、元利三十万円程に及んだとき、示し合せたように幾口も一辺に返済がなくなりました。A氏を信用して証書一切もらつておりません。

近所で聞きますと、A氏の息子は自動車の運転手をしているが、競輪、競馬で大穴をあけ、A氏はとても苦にやんでいたそうです。

私は全く途方にくれています、お金が返らないなら、せめて腹いせに詐欺罪で告訴したいのですが、出来ないでしようか。又、他によい解決法がありましようか。

### 回答

貴女が発奮して商魂たくましく働いて家計を助けた事は、本当に賞讃に値するものとして、敬服致します。けれど、A氏の甘言にうつかりつられたという裏面には、貴女があまりにも利慾にのみ走つて判断の目がくらんでいたのではないでしようか。私は、A氏のやり口は彼の保全経済会のそれと同一と判断致します。口車一つで貴女の慾心を煽り立てて、金融に名をかりて、お金を巻上げようとしたものです。大勢の人に貸付けたと見せかけて、実はA氏ひとりでそれを利用していたに間違いありません。そして恐らく、その費途は、息子の借金の穴埋めだつたでしよう。A氏を盲信して、何の証書も取らずに、これまでに、貸付けてきたとは、貴女も、あんまり人が良すぎましたね。

さて、解決の方法ですが、先ずA氏の息子は収入があるのですから、根気よく請求してせめて元金丈けを返済してもらう事です。又一策として、警察の人事相談係に申しこんで解決してもらうことですが、これは、費用は、全然要りません。次に、A氏を詐欺罪で告訴できるかという点ですが、これは少々疑問です。第一、貴女の側には、利慾に迷つて行動したという過失がありますし、それにA氏は確に人を欺してお金をからめ取つたに違いありませんが、十日間で三分の利息といえば月には一割の高利となり、たとえ一部分でもそれを貴女は受取つていますから告訴しても、果して、検事が詐欺罪として起訴するかどうか、疑問になります。それに貸したお金を回収する手段としては、告訴しない方がよいのです。そして、何回でも、返済してほしいと請求することです。私はA氏も次第に、前非を悔いて、やがては、支払いをするものと思います。それにつけても、お金をためる事のむずかしさそして更に、お金の運用の倚一層のむずかしさを痛感致す事ですがいや更には又、お金も結構ながら何かもつと他に生き甲斐の目を向ける女でありたい……と思います

（以上）

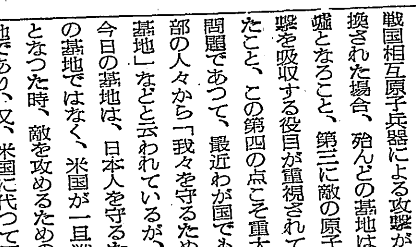

品質日本一
味がよくて割のきく
ヤマサ醤油

寒中御見舞申しあげます

日本婦人有権者同盟
秋田支部
支部長　中村政子
外一同
秋田市保戸野金砂町

日本婦人有権者同盟
仙台支部
支部長　長島やう子
外一同
仙台市東二番町

日本婦人有権者同盟
諏訪支部
諏訪市洲柳町
北原よし子方

中央魚類株式会社
東京都中央区築地五ノ一中央卸売市場内
電話築地（55）呼出し　二一一七一—九　二二七一—九
内線　総務部六三七・六三八・六五二
営業部二八〇・四八〇・二七八
営業部直通—三三四八

魚商業協同組合
東京都中央区築地五ノ一中央卸売市場内
電話　築地（55）呼出し　一一七一—九
内線三〇九・三一五・三三五
直通—三四一五

東京芝浦電気株式会社特約店
松下電器産業株式会社特約店
東京都承認ラジオサービス店
井関ラジオ電機商会
井関悊子
東京都新宿区下落合一丁目五二七番地
電話落合（95）四八一五番

日本婦人有権者同盟　電話渋谷（37）〇七一三番

Published by League of Women Voters of Japan No. 889, Sendagaya 5—chome, Shibuya-ku, Tokyo, Japan

# 全日本婦人議員大會から

# 婦選十年の實り

## 堂を壓す一千人の熱情

去る二月三、四、五日の三日間にわたつて、東京虎の門共済会館及び衆参議員会館に於て、婦人参政十周年記念行事実行委員会主催のもとに初の「全日本婦人議員大会」が開かれた。現在、婦人議員は衆参、都道府県会、市区町村会議員及び教育委員の数は合計千五百二十八名に上るが、その中大会出席者、計四百四名、それに労組代表、婦人団体などの特別傍聴を合せて約七百名が、別項議題について熱心に討議し合つた結果、別項の様な決議を可決し、大会宣言を朗読し、多くの収穫と、ともに今後の課題をもちながら、有終の美をもつて、非常な盛会のうちに会を閉じた。

### 第一日　総会

二月三日午後一—四時、共済会館に於て、北海道から、南九州の各県まで、全国の府県名を書いた立札が会場に林立する講堂内は、定刻三十分前には空席もないほどの盛況。

午後一時船山登美子氏（全労）司会のもとに、開会の辞藤田孝子氏（都議）、議長団には赤松常子氏（社）外五名、書記長に藤田たき氏、書記四名運営委員十二名が議長団の会議によつて推薦された。実行委員長市川房枝氏の挨拶要旨

「私は長年婦選運動に携はつてきた者の一人として実行委員会に参画した。この会は婦選十周年記念行事の中の一つで、今日ここまで準備することは実に大きな努力であつた。この会の経費は、実行委員諸婦の骨折りによつて、百五十万の寄附を募ることが出来、それによつてまかなつている。すでに行つた行事の主なものは、十一月の旧婦選運動者懇談会、十二月十七日の婦選十周年記念大会である。本日の大会のほか、各地の講演会婦選関係資料調査、展示会をも計画しているが、実行委員各位の御骨折りは、まことに涙ぐましいものであり、この陰の力を忘れないやうに願いたい。なおこの大会は被選挙権行使の反省と向上をねらいとしており、超党派的会合であるため、その成果如何によつては、之がはじめのおわりとなる恐れもあるから是非協力して有意義に進められたい」

旨述べられた。次で各国婦人活動家よりのメッセージ朗読の後、いよいよ大会議事に入り、各提案説明の後、一括質問に入つた。

## 決議

一、婦人参政権獲得に活躍された先輩並に本大会開催に当り議員及び教育委員にあらざる実行委員諸氏の御協力に対する感謝決議

二、戦争絶対反対、家族制度復活反対

三、原水爆実験禁止と平和利用

四、第一議題に関する決議

1 教育委員会制度の現状維持

2 小選挙区制反対

3 選挙違反の厳罰と連座制の強化並に公明選挙の徹底

五、第二議題に関する決議

1 売春禁止法制定促進並に充分なる予算措置の実現

2 社会保障費の増額

イ、母子福祉資金貸付費の全額国庫負担並に利子免除

ロ、児童の福祉費の増額

ハ、原爆被害者治療費の増額

ニ、受胎調節対策費の増額

3 教育費の増額

イ、老朽校舎の改築費の増額

ロ、特殊学級費の増額

ハ、給食費の増額

ニ、女子教育職員の産前産後の体力に於ける学校教育の正常な実施の確保に関する法律の完全実施

昭和三十一年二月五日

全日本婦人議員大会

### 質疑

**第一議題に対しては**

「教委制の改廃」「小選挙区制の問題」「婦人有権者に対する啓蒙」「家庭生活と政治生活の両立について」等々の発言があつたが、それらはすべて明日の分科会で、相互に論議してよい決論を出すべき問題であつて説明者個人の意見は差控えるとの答弁

**第二議題（イ）**に対する質問として、個人売春、赤線、青線とは何か、はつきり説明してほしいとの声が飛び出し「愚問!!」「そんなことを知らない議員がいるのか!!」等の声が出る。従業婦の厚生資金と保護施設、封建性の打破と道徳教育、転落防止対策、予算措置、政府の態度等について質問が続出。

第一問の売春形態、赤青線区域について法的根拠の下に、懇切、叮寧に説明された態度は、先覚者と感じられた。後の質問についても夫々の問題に対してとつた国会婦人議員団の態度、政府の意向、これからの見通し等を発表して聴衆に満足を与えた。

**第三議題（ロ）**に対しては、学校給食費の増額、母子保護対策、主として予算の増額と施設の充実義務教育費の増額、家族計画等について発言があり、質問と云うよりむしろ要望といつた形

横山氏は予算要求額に比し、決定額の僅少なことを弁明、すべて御要望にそうべく努力中、と国会議場での大臣答弁さながらの状態

以上で第一日目の議事を終り、大会宣言の起草委員をあげ（山高しげり氏外五氏）閉会

全日本婦人議員大会　東京　1956.2.3～5

### 第二日　分科会

二月四日午前十時—午後四時衆、参議員会館に於いて

雪のちらつく寒い日にもかかわらず、定刻にはどの会議室も満員、四つの分科会に分れ、同じ議題について審議、討論をした。

第二分科会の模様を伝えると、先づ、第一議題の（一）婦人の特異性については、特異性、特殊な任務ありとする意見が多く、本質的には同じでなくてはならないが現在の社会状勢の下では、凡ゆる場合男性に比し劣つている点が多いから、女性の地位の向上、福祉の増進について、どうしても議員及び、教育委員の努力にまたねばならない。（二）〝活動を妨げるもの〟については「家庭や社会の封建性に煩いされて心身共に過重になりどうしても男性の様に身軽に動けない」「視野がせまく各方面との交流が出来にくい」「女性意識を去れ」「同性の排他心」等。

（三）超党派活動については「東京都の様に、廿三区婦人議員団を組織して、勉強会をもち、交流をはかつている」所もあるが、国会議員団のように初めて婦人議員が登場した際、ミルク問題を共通の課題としてとりあげたが最後には消費者と、資本家のどちらの立場に立つかで相違が出来たこと、近くは、売春問題の扱い方に見られるように、限界がありそうに思われるが、女性の立場にたつての封建社会との斗い、平和の問題、婦人子供の福祉等については出来るだけ協力推進出来るとの意見だつた。（四）（五）質の向上と、数の増加については、「よい婦人を推し出す背景が弱い、婦人有権者や、婦人団体に働きかけて、政治啓蒙の必要あり」「公明選挙と連座制の強化をはかり、小選挙区制に反対し、婦人が出やすい状勢をつくれ」「現議員は勇気と信念をもつてよく勉強し、世の信頼にこたえ、後進のための道をひらけ」

（六）教委制については

「改廃論者は、冗費節約のためと称しているが、冗費は他に沢山ある。教育の民主化と中立性堅持のため現制度は絶対必要」「推薦制になれば、婦人や、権力とつながりをもたぬものはとても出られない」等の立場から、満場一致「現制度堅持」を打出す、以上で第一議題の審議をおわり、休憩に入り

午后一時再会

**第二議題（イ）**売春禁止法について「売春は悪であると云う道義感の上に立つて立法してほしい、と共に。その観念徹底のために、啓蒙運動に充分力を注いでもらいたい」「転落防止のための措置を講ぜよ」出席国会議員より本問題の経過報告あり、婦人議員は、夫々の立場から、男子議員を説得し今国会に於ては絶対にその成立を期さねばならぬ」と意見の一致を見た

（ロ）婦人子供の福祉について

「母子福祉法の単独立法化をはかれ、社会保障関係費、義務教育費の増額要望」生活保護費、失対費、保育園補助費の増額）要求、これ等については夫れぞれ、実例をあげて其の急務を強調」

「すべての発言者の要望である社会保証制度の確立のためには平和が絶対必要である、平和憲法を守りぬく決意をかためて、議員、教育委員は協力しよう」

以上六時間にわたつて真剣に討議され、それより後、参会者はバスに分乗して、実行委員会招待の夕食会に神田ＹＷＣＡに向つた。

### 第三日　総会

二月五日共済会館議長団は第一日に同じ、昨日の分科会の責任者が登壇し、報告した（報告内容は前日の第二分科会と殆んど同意見多く、大体の考えのある所は一つであるとの感を強めた）後、石川ハナ氏（横浜市議）より「婦人参政権獲得に活躍された先輩、並に本大会開催に当り議員及び教育委員にあらざる実行委員諸氏の御努力に対する感謝決議」あり次で、大会宣言、大会決議（別掲）を満場拍手のうちに採択、正午閉会した。

## 議題

**第一議題**　（説明者）宮城タマヨ氏

如何にして婦人議員及び婦人教育委員の質の向上と数の増加をはかり、その活動を活発ならしめるか。

一、議員及び教育委員としての責務を果す上に婦人の特異性ありや否や。（特殊の任務ありや否や）

二、婦人議員として、又教育委員としての活動を妨げるものありや、ありとすれば何か。

三、婦人問題についての議員の超党派の協力は可能か。

四、婦人議員及び教育委員の数は、参議院を除き減少しつつあり、その原因はどこにあるか。

五、婦人議員及び教育委員の質の向上をはかり、数を増加する対策如何。

六、教育委員制度の改廃について。

**第二議題**

如何にして婦人共通の政策の実現をはかるか。

（イ）売春禁止法の制定について　（説明者）神近市子氏

（ロ）婦人と子供の福祉について　（説明者）横山フク氏

## 〰議員、教育委員 特別傍聴人〰懇談会開く

**二月五日午後一時—四時 共済会館に於いて**

大会終了と共に、今まで最後の席にいた、婦人団体、労組婦人部代表、その他よりなる特別傍聴者の席を、前中央にうつし、議員達でかこむようにして懇談会にうつる

この日の主要題目は、

一、婦人議員、教育委員により、婦人団体、労組婦人部代表への要望。婦人団体、労組婦人部代表より婦人議員、教育委員への要望。

二、両者相互間の連絡について

とあり、市川実行委員長の挨拶に「今回の大会のプログラムの中で最も期待したものは、この懇談会である」との言葉があつたが、私達も大いに期待をしていた。婦人議員側から

①婦人団体は選挙母体になつてもよいのではないか

②婦人団体は、政治色を帯びてはいけないと云う言葉に、非常にしばられている、例えば、議員が議会活動を報告しようとしても、婦人団体より断られることがある、また、労組員が、議会を傍聴しようとすると、同僚から、その人は政治活動に関係しているのではないかと疑はれて了う、之は憂慮すべきことである、婦人団体よ、大胆に、且勇敢であれと叫びたい。

婦人団体側からも種々発言あつたが、本同盟より小端札幌支部長、中村武蔵野支部会員より種々発言があつた。市川委員長の「議員は、特権意識をもたず、どの議会に属する議員も、国民の小使の気持で充分自戒し、婦人団体も、上手に、議員をつかつて、お互の発展に努力しましよう」とむすんで、有意義に閉会した

## あまから帖

### ルールを守れ

婦人参政十周年記念行事実行委員会主催で全日本婦人議員大会が開かれて、いろいろ話題にもなり問題も投げている。十年前にはなかつた議員という肩書をもつた全国の婦人が一堂に会し得たそのことには、私も敬意と祝意を表したことであるが、同時に一種の危惧を感じたのも事実であつた。

実行委員会では、大会準備の都合もあるので、参加者はこれこれの日までに申込んでほしいと希望しておいた。そしてその方針で事を運んだのであつた。ところが大会の前日になつて、都道府県五大市婦人議員大会から、実行委員会に決議が突きつけられた。

それは次のようなことであつた。我々は全日本婦人議員大会に出席するつもりでいたが、一部の議員は多忙のため期日までに申込み手続きをしなかつたり、怠つたりした。実行委員会は満員締切をたてに、これら議員の出席を受けつけない。この態度には承服できないというのである。そしてそれらの議員を参加させないなら、都道府県五大市婦人議員は全員出席せず、別に会合をもつという意見もあつたと附言された。議員をカサにきた態度なのである。

なお東京都会の婦人議員村上、本島、藤田の三氏は、実行委員であり、議員大会準備委員であるのに、都道府県五大市婦人議員の決議に名を連らねているのである。

これについて社会党の赤松常子氏は多数で決めれば少数も名を連らねて従うのが民主主義のルールで、仕方のないことだと云われた。

そんな陣笠的ルールは改めた方がよろしい。本人の意志で協調するなり、一致点を見い出して同調するというならば結構、あくまで別個の意見であるのに少数は多数に呑まれるのがルールであるのなら、民主主義も独[illegible]同じになつてしまうのである。少数意見の確認をさせることも、意見の保留も出来る筈である。

議会というところは、数が物をいうのであるから、一票でも多いことが有利となる。それが議員の売込みや身売りが盛んな理由であり、質より量をといわれるところである。

十年前にはなかつた婦人議員婦人教育委員が千五百二十八名も全国で選出された結果が、横紙破りの多数決を拡大し、特権意識の支配力を増強させたのでは困りものである。私の感じた危惧はそこだつたのである。（近藤　真柄）

北
第一種会員（婦人）……年会費　三〇〇圓
[illegible]……同　五〇〇圓
賛助会員（男子、外國人）……同　一、〇〇〇圓
購読料……年間（送料共）一五〇圓
（購読料を含む）

▲どなたも一人でも多く会員に御勧誘下さいます

---

# みんなの力でもり上げよう

## 憲法擁護、家族制度の復活反対、売春禁止法促進

## 参加各団体の動き

### 憲法擁護國民連合

二月十日第八回全体実行委員会（本部より西村常任出席）に於て、左のように決定した。

今国会は政府、与党は必死になつて、憲法改悪のための準備として、憲法調査会法案、選挙法改正法案を通し、又一方、国民にたいする宣伝活動を活溌にしてくる。そのため、これを守ろうとする側にとつては、必ずしも楽観を許されない状勢にある。この時、之を阻止しようとする強力な運動の方法として

上半期（二月—七月）は参議院選挙にひとりでも多く憲法を守る立場にたつ人を出す。

下半期（十二月まで）は参加団体及び、友誼団体推せんの一万名を登録して、横の連絡をはかると共に、憲法改悪反対署名運動の推進力とする。二、三月中は全国主要都市に演説会を開く

東京では

日時　三月三日午後一時
場所　京橋公会堂
挨拶　片山哲、有田八郎、鈴木茂三郎
講師　中野好夫、務台理作、千田是也、松岡洋子、市川房枝

### 賣春禁止法制定促進委員會

今国会こそは、是非とも同法案の成立を目ざして、参加三十余団体の運動は愈々活溌化してきた。

去る二月二十四日 ＹＷＣＡに於ける委員会（伊藤輝子氏、加藤しげよ常任出席）では左の様に決定した。

**国会対策**　国会内との緊密な連絡をとるため市川房枝氏の参院会館に事務連絡場所を設け（交渉中）神崎清氏を更に加え事務当局を強化して、法務委員会の傍聴、法務委員への個別働きかけをする

**國民募金のこと**　法案が本会議に上提される前に、是非とも売春の悪徳を啓発するための自主映画製作（委員長＝伊藤輝子氏）のためと、運動推進のために、来る三月七日都内七箇所に分かれて街頭募金運動にのり出し、与論の支持と法案制定に努力する。

### 家族制度復活反對協議會

二月十四日第一回の大会準備委員会（荒巻常任出席）を聞き、大要左の様に決定した。

名称＝婦人の立場から、憲法廿四条の家族制度復活反対を、強力に唱えようと、家族制度復活反対「総蹶起大会」と名ずけ

日時　四月廿一日（土）
場所　港区公会堂

にて、講演内容に強い線を打出し討論を交はし、陳情、デモ行進を行う予定

なお同協議会は、二十六団体加盟のもとに、昭和二十九年発足以来昨年四月及び九月に指道者講習会をひらき、又、各政党の方針をきく会、その他、都立大法学部唄孝一先生、教育大法学部磯野誠一先生、東大の近藤康雄先生等の諸先生から、講義をきく等毎月、月例会を設け、大いに勉強し、啓蒙運動に力を入れてきた。

### 政府の売春防止対策

政府の「売いん防止法案」第六次骨子案として売春問題連絡協議会（委員長＝田中内閣官房副長官）売春問題に関係ある各行政機関の局長で構成されている）のつくつた甲乙の二案を発表した。

▽甲　案

一、（勧誘）売いんの目的をもつて、公衆の目にふれるような方法で、人をその相手方となるように勧誘した者は—に処する。

二、（売いんの周旋等）売いんの周旋をし、またはその目的で、人を売いんの相手方となるように勧誘した者は—に処する。

三、（売いんの場所の提供）売いんを行う場所を提供した者は—に処する。

四、（困惑等による売いん）婦女を欺き、または困惑させて売いんをさせた者は—に処する。

五、（特殊関係の利用）①親族、業務、雇用その他特殊の関係にある者が、その影響力を利用して売いんをさせたときは—に処する。

②略

六、（前貸等）売いんをさせる目的で、前貸その他の方法により、人にその他の財産上の利益を供与した者は—に処する。

七、（売いんをさせる契約）婦女に売いんをさせることを内容とする契約の申込、または承諾をした者は—に処する。

八、（売いん施設の経営等）①売いんを業とする婦女に売いんを行う場所を提供することを主たる目的とする施設を経営し、または管理した者は—に処する。

②売いんを業とする婦女を常時居住させ、これに売いんをさせることを業とする者の罰も前項と同様とするものとすること。

九、（資金の供与等）情を知つて【八】の①の施設の経営に要する資金を供与し、または土地もしくは建物を提供した者は—に処する。

十、（両罰）法人の代表者または法人、もしくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、その法人または人の業務に関し、【七】から【九】までの罪を犯したときは、その法人または人に対しても、各条の罰金刑を科する。

十一（併科）略

付則　①施行に猶予期間を置くものとすること。

②略

③売いんをすることおよびその相手方となることの処罰については、条例に委ねるものとする。

△乙　案

甲案より一、二、三、九の各項および付則の③を除いたもの。

× × ×

これに対し、前記促進委員会では去る三十年九月二日、売春問題対策協議会（会長山崎佐氏）の答申案を飽くまで支持する線で進んでいるが、政府側は、この答申案は予算を非常に多くとると云う理由から、今回の政府案となつたのである。しかしこの法案では、単独売春（業者が介在しない個人的な売春）の処罰は、各府県に一任し地方条令によつて罰する事になつているが、法律で悪であることを規定する必要があること、及び地方条令のないところもあるから実施困難なこと、日本で云う個人売春は、組織売春の細胞である点などから、これでは骨ぬき法案にしようとしていること、甲乙二案を出したことは、与論の支持が弱ければ、乙案に切かえようとのにおいが強いとして、婦人団体の一段の協力と、強力な国会へのはたらきかけが必要であるとみている。

# 大會に出席して

## 北から南から

**鹿児島支部　内藤　ふゆ子**

この度の会を傍聴させて頂いて婦人の協力がどんなに偉大なものを創造してゆくかということをしみじみ思いました。どんな小さな会合でも、会と名のつくものは人の協力なくしては出来るものでなく、殊に主催者となり、その中核となるものは、身も心も労することと一通りでないことを知つておりますだけに、この大会の計画、準備、構成、会の進行、その他万端実に立派になされていることに感嘆いたしました。それは主催の方方が、協力という位の言葉では表わし難い目的に向つて智恵も、情熱も、労力も惜しみなく出しあつてこの会を創造して下さつた、という感じでした。

会の始めと終りの婦選の歌のレコードをきいて、明治以来、婦選獲得の為に辛酸をなめられた先覚者が心に浮かび、深い感慨にひたりました。

婦人議員の発言を通じて感じさせられるもの数々御座いましたが同盟の運動のますます大事なことを思いました。

**札幌支部長　小端　千惠子**

婦人議員、教育委員の数は減少しつつある、その原因について、「仕事の面では男子議員と肩を並べるために、男子の二倍、三倍の働きをしている、しかし小人数のために、注視され、同性のシツト反対が案外に多い」との意見がありました、今一度、有権者の側に立つて考えて頂き度いことは、選出された側としての役目を十二分に果しておられるかどうか、一票を投じた時はあらゆる問題について、連絡をとつて頂き、どういう問題が、どの様に審議されているか、どのように運営され、決定されてゆくかを知り度く、頼みをかけて代表として選びましたのに二倍、三倍の多忙さに連絡のひまもない議員側と、家庭の主婦の婦人団体との間のかけ橋は、暗中模索となり、一票を捧げた、有権者の信頼の度をうすめてゆくのではないかと思います。婦人団体にもつと、もつと密接な連絡をとつて議会の傍聴をも積極的にうながすことこそ、歳費をもらつている議員側の責任だと思います。

先ず、同性に信頼される議員になつて頂き、十二分に働いて頂きたいと存じます。

単なる名誉職ではありません、公僕精神を忘れないで、男子議員を敬服させるところまで持つて行くよう、互にたすけあうべきだと思いました。

**武蔵野支部　中村　君枝**

全国に亘る婦人議員の大会をよくあれまでお運び下さいました市川先生始め実行委員の皆様の御苦労と、その陰の力として働いて戴きました諸姉の御尽力に心から感謝しながら、特別傍聴者の一人として感想の一端を述べさせて戴きます。

先ず其の第一としては、率直に申上げて、婦人議員として婦人の代表者である方が果して之でいゝかと首をかしげざるを得ない婦人議員がまだ相当にいらつしやると言う悲しむべき事実でございました。最近婦人議員の質の向上とか婦人議員の能力の限界とか言つたことが、批判的な論調で述べられていますが、之では婦人議員の質の向上が叫ばれるのも尤もなことだと感じた場面が、此の大会三日間に幾度あつたことでございましよう。もとより今回の大会の趣旨にはそう言つた意味の大きな眼目が置かれた次第ですが、その態度なり考方が余りにもうわすべりでありながら、自分は婦人のリーダー格であると言つた式の言動をなさる方が多過ぎなかつたでしようか。

「我々は未だ稚く」と大会宣言にも述べられましたが、問題は私達婦人の一人一人が謙虚に私達の足元をみつめ、反省と自覚と、そして又不撓不屈の精神をもつて、手を携えて進むと言うその心構えなり、その意欲であると思います。悲しい哉、現在婦人議員として第一線にある方々の中にも、余りにも稚な過ぎる方々が相当にいらつしやるという事実、恐らくその方は、支援して下さつた一般婦人の方々からも浮上つてしまつていらつしやるのではないかと考えますと、甚だ頼りない気持でございました。次に婦人議員から婦人団体への要望の中で圧倒的な声として婦人団体が婦人議員の選出に邪魔をせず協力して欲しいと言う要望がございました。もとより婦人団体のあり方として婦人議員の選出に協力すると言う立場は基本的にも了解でき望ましいことと存じますが、私は先づ「出たい人より出したい人」になつて戴き度いことを大会三日間を通じて強く感じた次第でございます。本当に出したい人であれば婦人団体は喜んで協力することでございましようし、出したい人に協力もしない団体があれば、それは婦人団体の名に値しないものでございましよう。

尚、私は婦人団体の一員として、「幸にして当選の栄を克ちとられたら、婦人議員同志が先づ仲よく手を握りあつて進んで戴きたいと」を強くお願いいたす次第でございます。

最後に此の大会三日間議題には「婦人議員の質の向上をはかり其の数を増加させる対策如何」とうたわれながら、後に続く婦人議員の養成問題については、何等真剣な討議が特にされなかつたことは、婦選十年の実りの一つを此の大会に見出してかみしめ更に将来に大きな実りを生み出そうと言う此の大会の趣旨からしても甚だ物足りなく思はれました。婦人議員の間にも未だ稚い人が多く、又私達一般女性も稚いことを痛感いたしました。

以上思いつくまゝに感想の一端を述べさせて戴きましたが、今回の大会に寄せて期待が大きかつただけに不満な点ばかりを述べることになりました。その多くは私自身に対する反省でもございます。皆様と共に明日への希望を新にし努力したいと存じます。

日鐵汽船
社長 渡辺一良　副社長 太田民治
本社 東京・丸の内（丸ビル）

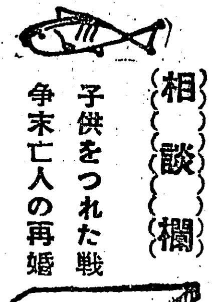

## 相談欄

### 子供をつれた戦争未亡人の再婚

担当　今城みね子

（問）

私の夫は、結婚後一カ月余りで出征し、まもなく南方で戦死しました。遺児として、男の子が一人あります。終戦前後の混乱時代でしたが、私も稼いでお金を得たいと思い、親戚の人々の同意を得て子供をある親戚の家にあずかつてもらいまして、現在中学の二年になりますが、引続いて一切の世話になつて居ります。御蔭で私は身軽で活躍できる身となりました。

処が、当時は闇商売が盛んで儲かりましたので、農家から、野菜や穀物を仕入れては、都内に売込んで相当の収入を得ましたが、商売仲間でいろいろと私に親切にしてくれたAと遂に好い仲になりました。その後、Aはつまらぬことで詐欺罪に問はれ刑に服することになりましたので、私も放つておくわけにゆかず、亡夫の恩給扶助料やその他貯えの私財を事件解決の費用に投じてしまいましたので、現在では、苦しい生活状態です。

私とAとの間には、幼ない男女の二児があり、今ではどうにもならない運命に陥りまして、誠に親戚にも顔向けできない気持です。

このまゝでは、幼ない子供にも可愛想ですから、Aと結婚届をして夫婦として生活してゆきたいのですが、親類の中には反対意見もあり、又、長男に対してもいくら親切に世話してもらつていてもこれから先、無制限にこの状態を続けてゆくのも申訳ないし、私は今後の措置に煩悶して居ります。どうしたらよいでしようか。（千葉仲子）

（答）

これも戦争未亡人の悲劇で、同情致します。けれど、亡夫の遺児は、親代りの親類に養育してもらつて、貴女は身軽に活動できて不幸中の幸いと言うべきでしたから、その時期をもう少し自重してほしかつたですね。いくら儲かるといつたところで、正業でない闇商売を手がけたのが、誤りの第一歩でした。Aと交際するようになつたのも、Aが刑事々件を起すようになつたのも闇商売からですし、出来れば正業で働らきたかつたですね。Aの事件を解決するために貴女が亡夫の恩給扶助料を注ぎこんだとの事ですが、国家のために歎かわしい行為でした。申すまでもなく、こうした恩給は貴女方遺族としての大切な扶助料ではないでしようか、闇商売からいずれは、競輪競馬、パチンコ等の遊戯が頻繁となり、悪い結果を招くのは、判りきつた事です。

Aと結ばれて、幼児のために結婚届をするとの事ですが、親戚の方々とよく相談して、後日、悔いのないようにして下さい。貴女の場合は、結婚届をするとしないに関係なく既に恩給扶助料は、停止されるものなのです。貴女の放慢な行動がこうした結果になつたのですが、幸い長男が御世話になつている親戚の方が、情愛深くよく面倒をみて下さる様子ですから、よく今後ともお頼みして、亡夫の為めに長男を立派な人に仕上げるように貴女もしつかりと生活して下さい。Aとの結婚は、現在事実上の共同生活をして居るので、親類の中に反対者があつたとてどうにもなりませんが、よく親戚にも了解してもらつて、決して自暴自棄にならないよう、幼ないお子さん達の為めにも、更生していただきたいものです。（今城みね子）

### 回答者『御紹介』

毎号家庭相談欄を執筆して下さる今城みね子氏は、熱心な会員であり、又よいお母さんでもあります出身校は東京府立第一高女、津田英学塾、明治大学女子部法科、明治大学法学部で御座居ます、地方の方々の中で、困難な問題をおもちの方が御座居ましたら編輯部迄御質問下さいませ紙面で、又は直接先生から、御解答下さいます。尚、本欄に対する、御意見およせ下さいませ。

# 婦人有權者
WOMEN VOTERS

## 四月号主要目次

小選挙区反対に
婦人団体起ち上る……一
民主政治の破壊と
市川房枝氏本会議に質問……一
軍備より生活を……二
書評、新刊紹介……二
売春問題対談……三
家庭相談……三
家事審判法一部改正法律案……四
たゆみなき本部支部活動……四

## 私共の立場と目的

一、同盟は政党には中立、選挙には推薦、応援を致しません
一、同盟は婦人の間に婦人有権者としての自覚をよび起し、正しい選挙を行うようすゝめると共に
一、私共が選んだ議員や、議会や政府、政党を見まもり、意見を出したり
一、よい婦人議員や、よい婦人役人が多数出るよう運動します。
一、又民主主義の逆行に反対し婦人の既得権を失わないよう努力します。

# 小選擧區制案 まかり通る？

## もう默ってはいられない！

## 起ち上る婦人團体

### 反對連絡協議会準備会が発足

小選挙区制案に絶対反対を主張しつづけてきた本同盟達は、今国会にいよいよこれが上提されるに及んで、政治運動委員会を中心に総力をあげて反対運動を展開するために、先に五団体（婦人平和協会、大学婦人協会、東京YWCA、日本YWCA、同盟）に呼びかけ、賛同を得たためにこれが提唱団体となつて、さらに広く志を同じくする他団体、個人に呼びかけ、去る三月三十日、参議院会館に多数集つて今後強力にこれを進めようと話し合つた。質疑応答に、自民党最上英子氏、社会党赤松常子氏無所属市川房枝氏に呼びかけたが最上英子氏は最後まで御出席なさらず、無所属から長谷ひろ氏が出席された。

先ず、赤松常子氏から「あらゆる世論、新聞論調、識者学者がこぞつて反対しているこの法案に私達社会党はあらゆる手をつくして反対している。その理由は憲法改正の意図がふくまれていること。日本の将来の方向がファッショに傾き、民主々義の破壊を招くことである。公然と再軍備の道が開かれ、戦争準備に進むであろう。

また買収、疑応などがあり、ことに新人、婦人の進出が阻まれ新らしいセンスをもつものが出られなくなることは政治の将来に暗影を投げるものである。保守永久政権の確立、一党独裁、ファッショに進むことは明かであり、反対政党は抹殺される結果になろう。絶対に反対しなければならない」とあいさつ。

つゞいて市川房枝氏が、別掲の様に本会議の質問演説にもられた趣旨を説明され、「自民党の婦人部に属する人数人が私の処にきて〃先生是非反対してくれ〃と言つたので〃貴方達党の幹部の所へ行きなさい〃と言つたが、これが現実である。鳩山氏は答弁の中で〃婦人も党の中で公認すれば有名な人は出られます〃と答えているが、〃公認〃ということが絶対条件であるが、婦人は、おちるに決つているような党の弱いところへもつていく、一つのゼスチュアを示すにすぎない。」と厳しくついた。

続いて、具体的にどういう活動を展開するかについて種々論議が交わされたが啓蒙、宣伝をするとともに、現段階では、時を争う問題でもあるから、政府に徹回を迫り、押し通させない事に主眼をおき、国民の各層が反対しているのだということを示す事が必要、だということになり、各団体から一人宛が参加して、別項の様な声明書をもつて太田自治庁長官はじめ関係各層への働きかけを行つた。

なお、その後各団体より一名づつの小委員をあげ協議をつづけ、別項のような研究会をもつことになり、つづいて、準備会で論議された、ビラの配布や、街頭進出、署名運動、国民大会等の具体的運動のすすめ方について協議する、今回のこの運動は、すべての報道陣がこぞつて応援し、当日参加出来なかつた団体も積極的な参加を申入れ、今後の運動のもりあがりが期待される。

会場風景

### 声明書

只今政府によつて国会に提出されております「公職選挙法の一部を改正する法律案」即ち、小選挙区制法案に対し、私共は左の理由により、これが通過に絶対反対するものであります。

一、新人及び婦人の当選を困難にし小人物の当選を容易にする。
一、買収をし易くし、一層政治の腐敗を招く。
一、死票が多くなる。従つて民意を反映しない。
一、党利党略による区割りは全国民が納得し難い。

昭和三十一年三月三十日
小選挙区制反対婦人連絡協議会準備会

### 時局研究会

「日時」四月十四日（土）午後二時―四時（時間厳守）
「場所」於婦選会館
「演題」教育二法案について
「講師」朝日新聞政治部記者（交渉中）
「会費」三十円

御近所のお母様達お誘合せの上、多数御出席下さいませ。

### 特別研究会

「日時」四月十一日　十一時
「場所」銀座松坂屋五階、特別食堂
「演題」小選挙区制について
「講師」朝日新聞政治部　熊倉正彌氏

# 民主政治を破壊するもの

## 市川房枝氏　参院本会議て質問

### 三月二十八日参議院本会議における質問内容（速記録全文）

私は、ただいま議題となつておりまする政府のいわゆる小選挙区制案に対しまして、直接の利害関係は持つておりませんけれども、非常に重要な問題と思われますので二、三鳩山総理にお伺いしたいと思つております。

いわゆる小選挙区制案に対しましては、私は基本的には反対ではありませんが、しかし、日本の現状では時期尚早であると考えております。もし現在小選挙区制を採用するとすれば、西ドイツでやつておりますように、小選挙区制と比例代表制を併用したらよいと考えておるものであります。両制度の併用については、選挙制度調査会において、蝋山政道氏が提案されたようでありまするが、ほとんど審議されなかつたのを遺憾に思います。

選挙制度の問題は別といたしまして、今私が第一にお伺いしたいと思いますのは、いわゆる小選挙区制案の内容についてでございます。先ほどから総理並びに自治庁長官の御答弁を伺つておりますと調査会の答申によつて案を作つた公正なものである、党利党略によつたものではないということをお答えがございました。私もそれを望むのでありまするが、しかし選挙制度調査会の小委員長として、この案についての立案に参加された矢部貞治氏その他の方々が、新聞紙上ではつきりと党利党略によつて変更されているのだということをおつしやつております。あるいは各新聞紙の論説、あるいはその他ラジオ等を見ましても、全部党利党略によつて変更されておるということを申しております。ラジオなんかでのいわゆる街頭録音についてみましても、国民の多数がやはりそういうふうに考えて非常に憤慨しております。そういう声を、あるいはそういう記事を鳩山総理ほか太田自治庁長官[illegible]るいは自民党の幹部の方々は一体ごらんになつていないのか、あるいはそういう声は聞えておいでにならないかどうか。

私は今度の内容が、党利党略によつていわゆるこの自民党の現議員、あるいは前議員が当選しやすいように、それと反対に社会党の議員が落選するようにといいますか、そういうことがもし案の中に入つているとすれば、これは、これこそ社会党の方たちのおつしやる一種のクーデターである、私は非常に重大な問題だと思います。

私は、自民党はそれこそ参議院を加えれば約四百名の大政党であるといわれます。その中には良心的な方々もたくさんおいでになると思いますのに、どうしてこういう日本の民主主義政治を破壊するような案が大手を振つてまかり通ろうとしているのか。

もうすでに、現在の日本は二大政党になつておりますし、しばしば鳩山総理のおつしやるように、これは憲法の改正の問題と関係がないということでありとすれば何も急ぐ必要はないのじやないか。

私は法案を撤回をして、そして世論に聞き、社会党ともよく話し合つた上で再提出なすつたらいかがか、こう思うのでありまするが、これはまあ先ほどからの御答弁で撤回する意思はないということをはつきりおつしやつております。もし撤回しないとしても、せめて継続審議として、国会の審議の過程において、世論を取り入れて修正すべき点を修正してほしいと思うのでありまするが、その点もだめでありましようか、これは鳩山総理に対しての私の第一の質問であります。はつきりとその点を伺いたい。

なお、先ほど私は、日本の現状では小選挙区制は時期尚早だと申し上げましたがそれは小選挙区制の悪い方面ばかりが出てくるだろうと考えるからであります。御承知のようにアメリカ、イギリスは小選挙区制であります。しかし日本の有権者の政治意識は、アメリカやイギリスの有権者のレベルまで残念ながら参つておりません。先日、本院で選挙粛正に関する決議が満場一致で可決された、これも非常に残念なことであります。選挙粛正を唱え、あるいは法律が戸別訪問の禁止をしておる。こういう現状で小選挙区制が実施されたならば、選挙違反、買収等々が盛んになることは私は必定だと思います。選挙制度調査会におきましても、小選挙区制を決定すると同時に連座制の徹底化、取締りの公正化、政治資金規正の強化、公営の拡充等が答申案に含まれておりました。ところが今度の政府案には、連座制の強化のためには付帯訴訟制度を採用しただけにすぎません。この連座制もいわゆるおとりの抜け穴があるものでありますから、実際はほとんど役立たない。今日このあとで、社会党の中村高一氏ほか四名から提出されております公職選挙法の一部を改正する法律案の内容は、皮肉にもちようど選挙制度調査会の答申を取り入れたもののように思われます私はそれに大賛成であります。総理は、この政府案で選挙の粛正あるいは公正が期待できると思つておいでになるかどうか。また政府案に、社会党の提案しておりまする選挙粛正なんかに関する点をお取り上げになつて、政府案にお加えになる御意思があるかどうかこれを第二点として伺いたいと思います。

次に、小選挙区制になりますと新人や婦人の当選が困難になつて参ります。婦人の場合、男子と一対一で当選できるようでなくてはだめだとも言えますが、また、かりに男子よりも婦人がすぐれておるとしても、男子を選ぶといつた封建制が日本には強く残つております。小選挙区制下のイギリスの下院では現在二十四名婦人議員がおります。米国の下院では十六名おります。日本の衆議院では御承知のように、現在八名婦人議員がおられますが、もし小選挙区制になりましたならば、幾人出てこられるか、あるいは一人も出られないかもしれないと思う。実は去る二月三、四、五の三日間、東京で婦人の国会議員を初め、全国の地方議員及び教育委員が約五百名集りまして婦人議員大会を開催いたしました。その際、小選挙区制が問題となりました。自民党の中山マサ氏がまつ先に反対の意思を表明されました。（拍手）社会党、無所属の全議員がこれに同調いたしまして、満場一致で小選挙区制反対の決議をいたしました。そうしてその決議は、大会当日の議長でありました自民党の最上婦人局長と社会党の赤松婦人部長、無所属の村上都会議員によつて太田自治庁長官に提出されましたことは御記憶だと思います。去る十日の選挙制度調査会でたまたま小選挙区と婦人の問題が出て参つて下村委員が、選挙権は男女平等だが、被選挙権は男子の役柄だ、小選挙区制になつて婦人が出られなくなるのは当然だと言われたそうでありますが、婦人団体はこれを聞いて非常に憤慨しております。婦人の問題について鳩山総理は、婦人議員なんか出られなくともいいというふうにお考えになつておりますか、あるいは何らかそれに対する対策をお立てになるおつもりでありまするかどうか、その点を伺いたいと思います。

**首相**　西ドイツのお話がありまして、西ドイツではおつしやつた通りに、比例代表制を加えて小選挙区制でやつております。これは確かに死票をなくすには大へんいい制度だと思います。比例代表制をかつて私も唱えたことがございます。とにかく二つの政党になりましたときには、小選挙区の方が各国で採用しておる制度で、明朗に選挙ができるので、二大政党の場合は比例代表なしの小選挙区制をとつておるのが多数なものですから、その方がいいと思つてその制度を採用いたしました。

それから社会党の案について、継続審議をやつて協議をする意思があるかどうかというお話がありました。継続審議を前提としての社会党との協議は、政府としては賛成はできませんけれども、区割りや何かについては社会党と協議する余裕は政府においても持つておるつもりであります。

それから社会党の案について取り入れる意思があるかどうかという御質問がございました。個人本位の選挙を政党中心に移行せしめること、及び連座制の強化をはかるとともに、選挙民の啓発に努力をするという社会党の主張には私は賛成でございます。

小選挙区制で、婦人代議士に反対かとか、どういうように考えておるかとか、（「そんなことは言わぬ、ぼんやりしていてはいかぬ」と呼ぶ者あり）いえ、最後にありました。私は昭和二十年ごろでしたか、二十一年ごろでしたか、その時分から婦人参政権を主張いたしましてその主張を続けております。それで今日の選挙法改正におきましても、婦人に対しての被選挙権を奪う、少くするというような考えは全然考えておりません。公認の制度によつて有名なる婦人は十分に当選される機会があると思います。（拍手）

定価一部拾円（郵税四円）
編輯兼発行人　松生徳子
発行所　東京都渋谷区千駄ケ谷五ノ八八九婦選会館
日本婦人有権者同盟
電話渋谷（37）〇七一三番
振替東京一九五四〇九

---

# がんばれ上田支部

## 封建制との斗いに屈せず

昨年の十月、念願の上田支部を結成した私達は結成記念に市川房枝先生に御来田願いまして深く感動しましたのを皮切りに、毎月の例会を唯一の勉強機関として着々と自己を高めてゆく心構えを整えてゆく様に努力しています。私達は新春を迎えて、第一の運動としてこの春めでたく有権者となつて成人式に臨む人々に有権者としての自覚を高めて頂く為に、本部から祝いのメッセージをおくりたいと相談しあいました。勿論市民課でこれを受けて、式の当日立派なはなむけになる事と信じたわけですが、私達の希望が余りにも甘いものであつた事が後で解りました。市民課長は「前例のない事。時期が早い、市役所はむずかしい所」等を理由に私達の提案をしりぞけたのでありました。私達は私達の無力さを今更乍ら寂しく心にかみしめ、世の中の本当の姿を知つた様な気持にもなつたのでありました。そして後で知つた事ですが、連婦からの祝いの茶碗は受納したとの事で、私達の祝いの言葉は時期早尚の理由で受けなかつた事を思い合せますと、私達のファイトは燃え上りました。地方には未だ古さが残つていまして、無名の婦人が起ち上る事自体が面白くない様です。白眼視される事を恐れませんが、どうして人間の心に暖かさがないのか本当に寂しい気持が致します。けれど、私達は之を機会に、今後とも定例会を重ねて勉強し合い、私達の足跡を築いてゆこうと心にちかつています。どうぞみなさま生れた許りの支部ですが、何かと御指導下さいますよう、お願い致します。（上田支部　富井希久子）

# 都選管の公明選擧

## 推進協議会ひらく

都選管では去る一月廿日都立産業会館に、都下婦人団体代表約六十名を招き、参院議員選挙に対する公明選挙推進協議会を開いた。議題は

一、常時啓発運動の具体的方策について
二、来るべき参議院議員選挙における事前運動の防止について
三、婦人団体と選挙管理委員会との連絡について

席上市川房枝先生の参院と衆院の性格についての簡単な説明があり地婦連、主婦連、婦人有権者同盟東京母の会各代表挨拶の後斎藤栄次郎氏の時局に対する講演を聞き参加婦人の意見発表があつたが、それはわが同盟が常に提唱し実行しているものに過ぎなかつた。たまたま選管の予算が話題になり都選管では一回の選挙に九千万円かかると説明され自治庁桜間選管課長の説明によると一ケ年一億の予算で有権者一人二円の割で各地方自治体に交付その内各都府県三分の一市町村三分の二の割に配分されている筈だけれど、選管費と指令されない為地方によつては全額他へ流用しているところもあるという。この外選挙のある場合は別に一億の予算を出すとのことであつた。（高橋）

# 國際連絡委員會だより

昨夏以来半歳余にわたつて五十周年創立記念大会後日本をはじめアジア諸国など旅行をされた国際婦人同盟会長エスター・グラフ女史はこの程無事デンマークに帰国、また、はりきつて第二期会長としての仕事を始められた様子です。アジア地域はほとんど初めての旅行であつただけに、旅の印象も鮮やか、とくに日本での経験は忘れられないものになつたらしく、来日後再び戻つて暫らく滞在したコロンボではデラニアガラ副会長の言葉ですとグラフさんは大変な日本熱で、毎日その話でにぎやかですともありました。滞日中いろいろのお世話になつたりおあいした方々、市川先生や皆さまにどうぞよろしくとあり、皆さんでこんどは一緒にデンマークへ訪ねていらして下さい、ともありました。

それから次の事柄は、それぞれ責任はありながら、私共の力だけでは動きのとれないものですとも角お知らせをし、皆様の中から名案のおありの方には出して頂きおちえを拝借いたしたいと存じます。

**〇スウエーデンの現状**―こう云うテーマで来る八月二十四日から九月二十九日までの五週間にわたり、国際婦人同盟とその前会長リユード博士指導の下のスウエーデンの支部主催で東洋諸国の支部団体から各二名の参加を得て催す研究会です。御存じのようにスウエーデンは西欧諸国中でも生活程度の高い社会制度のよく発達した国であり、東洋諸国の婦人指導者たちの今後の動きに指針を与えるという意味でも一つのモデル国家のあり方をできるだけ広い範囲にわたつて見学してほしいという計画です。

申込〆切は六月一日（デンマーク本部で）、滞在中はスウエーデンの家庭に住込み、従つて小づかい程度で滞在費は大体先方もち、往復旅費は出席者の負担です。本部は勿論日本の参加を強く希望しています。お心当りの方（出席可能の）は委員会まで至急御連絡願います。資格としては英語がよくできること本国の事情に通じ、所属団体の仕事に積極的に参加し、相当の影響力もあり、帰国後その経験を生かし得る人、年令には制限はありませんが、社会福祉、団体活動、婦人と政治、成人教育といつたように自分の専門分野があり、それらについて特にスカンデイナヴイアでの研究を希望される様な方をのぞんでいます。

**〇第二回アジア地域会議**―今秋パキスタンのダカで、全パキスタン婦人協会が中心となつて開催。議題は「家内工業」が考えられているようです。

**〇次の評議会**―これはスウエーデンの研究会開催直前の八月二十日頃からオスロー（ノルウエー）で開かれる予定です。

こういう知らせをグラフ女史からうけて、しみじみとまた思うことは身体一つ、素手に近い状態で働いている寂しさです。まあ、私共と同じ状態で働いている他国の婦人も多いのですし世界に通じる身辺の窓が開けて風が入つてくる様になつただけでも一歩前進、時と共にもつと積極的に動けるために多くの人材と資力が集ることを祈り、そのために頑ばつてみたいと存じます。御協力を念じております。（大月照江）

# 支部通信

## 名古屋支部

日時　一月廿八日（土）午前十一時、場所　YWCA、ゲスト　NHK佐々木基子女史、CBC稲葉千代子女史、市社会教育課前田美稲子女史、議題「家庭生活と議員生活は両立するか」愛知県教育委員加藤かつ、愛知県会議員横地さだえ

内容については

其の人の家庭環境に依て、多少異うが、子女あるものの家庭生活と、議員生活とを両立させる事は相当な困難が伴うものである。が婦人議員の現状は、恰も、三角形の底辺の様なものであるから、助け合い、盛り立てて男性の圧迫と斗つて行かなければならぬ。そして主婦は家庭にのみ生きるという通念を捨てて、其の能力と発言を生かす広い場所を求める事が必要である。との御意見や、佐々木プロデューサーの次のような警告は、私共の胸を強くゆさぶるものがあつた。

「一九五六年は、日本にとつて一線を劃する重大な秋である。保守革新の二大政党が対立し、小選挙区制実施の色も濃く、憲法改正も行われる憂もある、而も世界は原水爆の渦の中に押し流されようとしているではないか、女性は今こそ心を新にし、団結して平和の確立に努力をしなければならぬ」

戦争は三十年のブランクを、私共女性の生長に大きな空白を齎したが、私共は日本の文化と生活を守る為に、敢然と斗わなくてはならぬとの決意を一同新にした。

## 武蔵野支部

一月廿日　藤田たき先生に御出で頂き「婦選十週年に当つて」と云う題で、婦人が参政権を得るまでの先覚者の方々の御苦心談を初めとして、売春問題、予算問題、有権者の自覚、諸外国の婦人参政権の様子等々をお話いただき、参会者四十数名、非常な感激の裡に有意義な二時間余りをすごしました。

# 本部だより

▽一月二十八日　於実務学会
二月の常任委員会を別項婦人議員大会に協力のためくり上げ。総会準備のため委員をあげ事務的な進行をはかる。議員大会に協力のための人選。地方から特別傍聴にいらつしやる方達との懇談会の手筈をきめる。出席者　松生、大月、森、野村、渡辺、荒巻、西村、落合、加藤（し）。

▽二月十日午後二時
参議員選挙対策委員会開催、於実務学会、出席者　野村、荒巻、落合、加藤（し）。

▽二月十四日午後二時
総会準備委員会開催、於婦選会館、出席者　西村、森、前島、渡辺。

▽二月廿日午前十時
臨時常任委員会開催、於婦選会館
出席者　松生、大月、西村、渡辺加藤清、加藤し、高橋、吉田

▽二月廿二日
東横ホール若手歌舞伎観賞会を催しキツプ三百十七枚売る。

▽二月廿三日午後三時
再検討委員会開催於婦選会館、出席者市川房枝氏、藤田たき氏、上代たの氏、平林たい子氏、渡辺松子氏、近藤眞柄氏
本部側出席者、大月、野村、加藤（し）
総会にのぞむ準備と、再検討委員会の報告。

# 婦人大会を終え

## 和やかな懇談会

三日間の会議を終えて、鳩山首相官邸のレセプションから本部へ引きあげ、我家へ帰つた様な気安さで、もち帰つた折り詰め弁当を開きながら、和気あいあい裡に懇談会にうつる

出席者
内田あぐり（碧南支部、市議）
田中　光子（函館支部、市議）
内藤ふゆ子（鹿児島支部）
北原よし子（諏訪〃）
藤松　孝代（松本〃）
小端千恵子（札幌〃）
松本　歌子（網走〃）
松田　きぬ（都内文京〃）
三上　英子（〃　杉並〃）
・中村君枝（〃ムサシノ〃）
本部側松生副会長
野村、前島、高橋、森各常任

各自、自己紹介ののち、いろいろ意見を出しあい、同盟の使命の重大性、支部長としての責任を痛感し、本部も支部も一体となつてますます運動を進めてゆこうと語り合つた。

◇◇◇◇◇

# 発展する同盟

## 新会員を迎えて（七月以降の紹介）

◇◇◇◇◇

**第一種**

自七月一日至十二月十三日

矢野きよ、三浦明子、田辺つか佐野歳子、長山よし子、佐藤政子森澄子、船端幸子、河野永子、高崎ひろ子、吉田かと（以上別府支部）山本たま、磯部貴代子、武藤敏子、武藤昌子、木村登志子、安部久恵（以上名古屋支部）中森洋子、河崎美枝子、藤巻、古柴はる横井しづ（以上芝浦支部）沢井操（中野支部）好川貞子（会津支部）佐々木初子（仙台支部）山本徳子、福田博子（以上杉並支部）本田ちとせ、浅原千代子、河合梅子河合菊代（以上板橋支部）名木田綾子、大島三三子、佐藤、薮喜美子（以上新宿支部）池上三雪、酒井きぬ、加藤弘子、田中とき（以上目黒支部）八木、斎藤和子、笠置操（以上渋谷支部）尾間松子（世田ケ谷支部）板野季子、大賀寿子、板野数江、大薮登茂子、水畑保子、谷眞寿子、千田蓉子（以上岡山支部）守屋静枝（上伊那支部）花岡みよし、佐藤その、金子ふじ、倉島小蘭、松山今子、関口たみよ、荒井美鈴、宮嶋とみ子、桑沢扶美子、西尾なみ、森田いつ子瀬川きみ江、一志公子、村井光江内藤きわ、伊藤よう、羽島千代子[illegible]田和子、安田愛子、藤沢武代、八田たつよ、佐藤志ん、滝沢ゆき河合君子、八木らん、丸山千代子松山ぎん、青柳杷十伊、木下房江小林けさ江、斎藤とし子、石井富子、鈴木みつ江、若林てる、小宮山三子、小山とみ子、河原みや富井拇子（以上上田支部）小木、角覚子、武井恒子（以上札幌支部）吉山京子、沢畑まさ子、南美恵子、荒木登代子、産業経済協会調査部、山本信子、上村鈴以（以上本部直属）

**第三種**

宗像正子、尾関まさ、中野てい子、早川数江（以上本部）

**賛助会員**

川村武史、中山一（以上杉並支部）

**第一種**

植村すずい（三本信子）阿部里子（会津支部）岡村コタキ、馬場烈子（以上芝浦支部）山本多賀子（京都支部）長橋タケ（渋谷支部）馬野都留子（新宿支部）横山紀ゑ（以上世田ケ谷支部）中野千歳山口勇子、土肥ウメ（以上河合泰子）西脇千枝子、森山須磨子（以上田中芳子）

賛助員　秋田徳治（新宿支部）

以上二月二十三日まで（）内は紹介者

### 「訂正お詫び」

編輯子が不馴れのためいろいろ御迷惑をおかけ致しました。御許し下さいませ。一月号「婦選十周年記念大会」記事中、青踏社運動（大正七年）を明治四十四年に、新婦人協会（大正九年）は大正八年、婦選大会は十二年まで、と訂正いたします。二月号「時局研究会」通知の日時は三月十一日とありましたが、二月十一日の間違いでした。以上まとめて訂正お詫び致します。

### おねがい

総会も近づきまして、準備をすゝめておりますが、財政確立のための**会費・購讀料の完納**、**新会員増加の運動**、**掲載広告のあつせん**に会員のみなさまの一層の御協力をひとえにお願い申しあげます。

品質日本一
味がよくて割のきく
ヤマサ醤油

生徒募集
入学随時、規則書進呈
専任講師　主婦の友・日本経済新聞＝講師　岡松喜与子
あさがや
クッキングスクール
杉並区阿佐ケ谷一ノ七七六
（阿佐ケ谷南口駅前ダンス教習所あと）
TEL（38）四三九三

お買物は
渋谷・池袋
東横

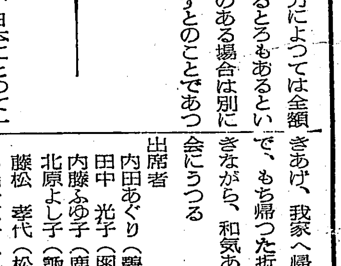

セイロンの香り
日東紅茶
ラッキーカード付
謝恩サービス
紫缶¼1冊贈呈

お台所の合理化に
ガスレンジ
東京瓦斯株式会社

# 婦人有権者
# WOMEN VOTERS

### 四月号主要目次

小選挙区反対に
　婦人団体起ち上る……一
民主政治の破壊と
　市川房枝氏本会議に質問……一
軍備より生活を……二
書評、新刊紹介……二
売春問題対談……三
家庭相談……三
家事審判法一部改正法律案……四
たゆみなき本部支部活動……四

### 私共の立場と目的

一、同盟は政党には中立、選挙には推薦、応援を致しません

一、同盟は婦人の間に婦人有権者としての自覚をよび起し、正しい選挙を行うようすゝめると共に

一、私共が選んだ議員や、議会や政府、政党を見まもり、意見を出したり

一、よい婦人議員や、よい婦人役人が多数出るよう運動します。

一、又民主主義の逆行に反対し婦人の既得権を失わないよう努力します。

# 小選擧區制案 まかり通る？

## 起ち上る婦人團体

### 反對連絡協議会準備会が発足

## もう黙ってはいられない！

小選挙区制案に絶対反対を主張しつづけてきた本同盟達は、今国会にいよいよこれが上提されるに及んで、政治運動委員会を中心に総力をあげて反対運動を展開するために、先に五団体（婦人平和協会、大学婦人協会、東京YWCA、日本YWCA、同盟）に呼びかけ、賛同を得たためにこれが提唱団体となつて、さらに広く志を同じくする他団体、個人に呼びかけ多数集つて今後強力にこれを進めようと話し合つた。去る三月三十日、参議院会館に自民党最上英子氏、社会党赤松常子氏無所属市川房枝氏に呼びかけたが最上英子氏は最後まで御出席なさらず、無所属から長谷川ひろ氏が出席された。

先ず、赤松常子氏から「あらゆる世論、新聞論調、識者学者がこぞつて反対しているこの法案に私達社会党はあらゆる手をつくして反対している。その理由は憲法改正の意図がふくまれていること。日本の将来の方向がファツシヨに傾き、民主々義の破壊を招くことである。公然と再軍備の道が開かれ、戦争準備に進むであろう。

また買収、饗応などがあり、ことに新人、婦人の進出が阻まれ新らしいセンスをもつものが出られなくなることは政治の将来に暗影を投げるものである。保守永久政権の確立、一党独裁、ファツシヨに進むことは明かであり、反対政党は抹殺される結果になろう。絶対に反対しなければならない」とあいさつ。

つゞいて市川房枝氏が、別掲の様に本会議の質問演説にもられた趣旨を説明され、「自民党の婦人部に属する人数人が私の処にきて〃先生是非反対してくれ〃と言つたので〃貴方達党の幹部の所へ行きなさい〃と言つたが、これが、現実である。鳩山氏は答弁の中で〃婦人も党の中で公認すれば有名な人は出られます〃と答えているが、〃公認〃ということが絶対条件であるが、婦人は、おちるに決つているような党の弱いところへもつていく、一つのゼスチユアを示すにすぎない。」と厳しくついた。

続いて、具体的にどういう活動を展開するかについて種々論議が交わされたが啓蒙、宣伝をするとともに、現段階では、時を争う問題でもあるから、政府に徹回を迫り、押し通させない事に主眼をおき、国民の各層が反対しているのだと示す事が必要、だということになり、各団体から一人宛が参加して、別項の様な声明書をもつて太田自治庁長官はじめ関係各層への働きかけを行つた。

なお、その後各団体より一名づつの小委員をあげ協議をつづけ、別項のような研究会をもつことになり、つづいて、準備会で論議された、ビラの配布や、街頭進出、署名運動、国民大会等の具体的運動のすすめ方について協議する、今回のこの運動は、すべての報道陣がこぞつて応援し、当日参加出来なかつた団体も積極的な参加を申入れ、今後の運動のもりあがりが期待される。

### 声明書

只今政府によつて国会に提出されております「公職選挙法の一部を改正する法律案」即ち、小選挙区制法案に対し、私共は左の理由により、これが通過に絶対反対するものであります。

一、新人及び婦人の当選を困難にし小人物の当選を容易にする。」

一、買収をし易くし、一層政治の腐敗を招く。

一、死票が多くなる。従つて民意を反映しない。

一、党利党略による区割りは全国民が納得し難い。

昭和三十一年三月三十日

小選挙区制反対婦人連絡協議会準備会

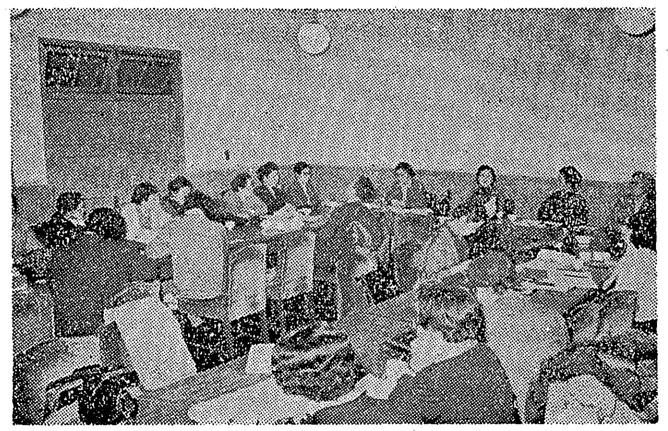

会場風景

### 時局研究会

「日時」四月十四日（土）午後二時—四時（時間厳守）
「場所」於婦選会館
「演題」教育二法案について
「講師」朝日新聞政治部記者（交渉中）
「会費」三十円

御近所のお母様達お誘合せの上、多数御出席下さいませ。

### 特別研究会

「日時」四月十一日　十一時
「場所」銀座松坂屋五階、特別食堂
「演題」小選挙区制について
「講師」朝日新聞政治部　熊倉正彌氏

# 民主政治を破壊するもの

## 市川房枝氏　参院本会議て質問

### 三月二十八日参議院本会議における質問内容（速記録全文）

私は、ただいま議題となつておりまする政府のいわゆる小選挙区制案に対しまして、直接の利害関係は持つておりませんけれども、非常に重要な問題と思われますので二、三鳩山総理にお伺いしたいと思つております。

いわゆる小選挙区制案に対しましては、私は基本的には反対ではありませんが、しかし、日本の現状では時期尚早であると考えております。もし現在小選挙区制を採用するとすれば、西ドイツでやつておりますように、小選挙区制と比例代表制を併用したらよいと考えておるものであります。両制度の併用については、選挙制度調査会において、蝋山政道氏が提案されたようでありまするが、ほとんど審議されなかつたのを遺憾に思います。

選挙制度の問題は別といたしまして、今私が第一にお伺いしたいと思いますのは、いわゆる小選挙区制案の内容についてでございます。先ほどから総理並びに自治庁長官の御答弁を伺つておりますと調査会の答申によつて案を作つた公正なものである、党利党略によつたものではないということをお答えがございました。私もそれを望むのでありまするが、しかし選挙制度調査会の小委員長として、この案についての立案に参加された矢部貞治氏その他の方々が、新聞紙上ではつきりと党利党略によつて変更されているのだということをおつしやつております。あるいは各新聞紙の論説、あるいはその他ラジオ等を見ましても、全部党利党略によつて変更されておるということを申しております。ラジオなんかでのいわゆる街頭録音についてみましても、国民の多数がやはりそういうふうに考えて非常に憤慨しております。そういう声を、あるいはそういう記事を鳩山総理ほか太田自治庁長官、あるいは自民党の幹部の方々は一体ごらんになつていないのか、あるいはそういう声は聞えておいでにならないかどうか。

私は今度の内容が、党利党略によつていわゆるこの自民党の現議員、あるいは前議員が当選しやすいように、それと反対に社会党の議員が落選するようにといいますか、そういうことがもし案の中に入つているとすれば、これは、これこそ社会党の方たちのおつしやる一種のクーデターである、私は非常に重大な問題だと思います。

私は、自民党はそれこそ参議院を加えれば約四百名の大政党であるといわれます。その中には良心的な方々もたくさんおいでになると思いますのに、どうしてこういうような案が大手を振つてまかり通ろうとしているのか。

もうすでに、現在の日本は二大政党になつておりますし、しばしば鳩山総理のおつしやるように、これは憲法の改正の問題と関係がないということであるとすれば何も急ぐ必要はないのじやないか。

私は法案を撤回をして、そして世論に聞き、社会党ともよく話し合つた上で再提出なすつたらいかがか、こう思うのでありまするが、これはまあ先ほどからの御答弁ではつきりおつしやつております。もし撤回しないとしても、せめて継続審議として、国会の審議の過程において、世論を取り入れて修正すべき点を修正してほしいと思うのでありまするが、その点もだめでありましようか、これは鳩山総理に対しての私の第一の質問であります。はつきりとその点を伺いたい。

なお、先ほど私は、日本の現状では小選挙区制は時期尚早だと申し上げましたがそれは小選挙区制の悪い方面ばかりが出てくるだろうと考えるからであります。御承知のようにアメリカ、イギリスは小選挙区制であります。しかし日本の有権者の政治意識は、アメリカやイギリスの有権者のレベルまで残念ながら参つておりません。先日、本院で選挙粛正に関する決議が満場一致で可決された、これも非常に残念なことであります。選挙粛正を唱え、あるいは法律が戸別訪問の禁止をしている。こういう現状で小選挙区制が実施されたならば、選挙違反、買収等々が盛んになることは私は必定だと思います。選挙制度調査会におきましても、小選挙区制を決定すると同時に連座制の徹底化、取締りの公正化、政治資金規正の強化、公営の拡充等が答申案に含まれておりました。ところが今度の政府案には、連座制の強化のためには付帯訴訟制度を採用しただけにすぎません。この連座制もいわゆるおとりの抜け穴があるものでありますから、実際はほとんど役立たない。今日このあとで、社会党の中村高一氏ほか四名から提出されております公職選挙法の一部を改正する法律案の内容は、皮肉にもちようど選挙制度調査会の答申を取り入れたもののように思われます

私はそれに大賛成であります。総理は、この政府案で選挙の粛正あるいは公正が期待できると思つておいでになるかどうか。また政府案に、社会党の提案しておりまする選挙粛正なんかに関する点をお取り上げになつて、政府案にお加えになる御意思があるかどうかこれを第二点として伺いたいと思います。

次に、小選挙区制になりますと新人や婦人の当選が困難になつて参ります。婦人の場合、男子と一対一で当選できるようでなくてはだめだとも言えますが、また、かりに男子よりも婦人がすぐれておるとしても、男子を選ぶといつた封建制が日本には強く残つております。小選挙区制下のイギリスの下院では現在二十四名婦人議員がおります。米国の下院では十六名おります。日本の衆議院では御承知のように、現在八名婦人議員がおられますが、もし小選挙区制になりましたならば、幾人出てこられるか、あるいは一人も出られないかもしれないと思う。実は去る二月三、四、五の三日間、東京で婦人の国会議員を初め、全国の地方議員及び教育委員が約五百名集まりまして婦人議員大会を開催いたしました。その際、小選挙区制が問題となりました。自民党の中山マサ氏がまつ先に反対の意思を表明されました。（拍手）社会党、無所属の全議員がこれに同調いたしまして、満場一致で小選挙区制反対の決議をいたしました。そうしてその決議は、大会当日の議長でありました自民党の最上婦人局長と社会党の赤松婦人部長、無所属の村上都会議員によつて太田自治庁長官に提出されましたことは御記憶だと思います。去る十日の選挙制度調査会でたまたま小選挙区と婦人の問題が出て参つて下村委員が、選挙権は男女平等だが、被選挙権は男子の役柄だ、小選挙区制になつて婦人が出られなくなるのは当然だと言われたそうでありますが、婦人団体はこれを聞いて非常に憤慨しております。婦人の問題について鳩山総理は、婦人議員なんか出られなくともいいというふうにお考えになつておりますか、あるいは何らかそれに対する対策をお立てになるおつもりでありまするかどうか、その点を伺いたいと思います。

**首相**　西ドイツのお話がありまして、西ドイツではおつしやつた通りに、比例代表制を加えて小選挙区制でやつております。これは確かに死票をなくすには大へんいい制度だと思います。比例代表制をかつて私も唱えたことがございます。とにかく二つの政党になりましたときには、小選挙区の方が各国で採用しておる制度で、明朗に選挙ができるので、二大政党の場合は比例代表なしの小選挙区制をとつておるのが多数なものですから、その方がいいと思つてその制度を採用いたしました。

それから社会党の案について、継続審議をやつて協議をする意思があるかどうかというお話がありました。継続審議を前提としての社会党との協議は、政府としては賛成はできませんけれども、区割りや何かについては社会党と協議する余裕は政府においても持つておるつもりであります。

それから社会党の案について取り入れる意思があるかどうかという御質問がございました。個人本位の選挙を政党中心に移行せしめることと、及び連座制の強化をはかるとともに、選挙民の啓発に努力をするという社会党の主張には私は賛成でございます。

小選挙区制で、婦人代議士に反対かとか、どういうように考えておるかとか、（「そんなことは言わぬ、ぼんやりしていてはいかぬ」と呼ぶ者あり）いえ、最後にありました。私は昭和二十年ごろでしたか、二十一年ごろでしたか、その時分から婦人参政権を主張いたしまして その主張を続けております。それで今日の選挙法改正におきましても、婦人に対しての被選挙権を奪う、少くするというような考えは全然考えておりません。公認の制度によつて有名なる婦人は十分に当選される機会があると思います。（拍手）

---

# がんばれ上田支部

## 封建制との斗いに屈せず

昨年の十月、念願の上田支部を結成した私達は結成記念に市川房枝先生に御来田願いまして深く感動しましたのを皮切りに、毎月の例会を唯一の勉強機関として着々と自己を高めてゆく心構えを整えてゆく様に努力しています。私達は新春を迎えて、第一の運動としてこの春めでたく有権者となつて成人式に臨む人々に有権者としての自覚を高めて頂く為に、本部から祝いのメッセージをおくりたいと相談しあいました。勿論市民課でこれを受けて、式の当日立派なはなむけになる事と信じたわけですが、私達の希望が余りにも甘いものであつた事が後で解りました。

市民課長は「前例のない事。時期が早い、市役所はむずかしい所」等を理由に私達の提案をしりぞけたのでありました。私達は私達の無力さを今更乍ら寂しく心にかみしめ、世の中の本当の姿を知つた様な気持にもなつたのでありました。そして後で知つた事ですが、連婦からの祝いの茶碗は受納したとの事で、私達の祝いの言葉は時期早尚の理由で受けなかつた事を思い合せますと、私達のファイトは燃え上りました。地方には未だ古さが残つていまして、無名の婦人が起ち上る事自体が面白くない様です。白眼視される事を恐れませんが、どうして人間の心に暖かさがないのか本当に寂しい気持が致します。けれど、私達は之を機会に、今後とも定例会を重ねて勉強し合い、私達の足跡を築いてゆこうと心にちかつています。どうぞみなさま生れた許りの支部ですが、何かと御指導下さいますよう、お願い致します。（上田支部　富井希久子）

# 都選管の公明選擧

## 推進協議会ひらく

都選管では去る一月廿日都立産業会館に、都下婦人団体代表約六十名を招き、参院議員選挙に対する公明選挙推進協議会を開いた。議題は

一、常時啓発運動の具体的方策について

二、来るべき参議院議員選挙における事前運動の防止について

三、婦人団体と選挙管理委員会との連絡について

席上市川房枝先生の参院と衆院の性格についての簡単な説明があり地婦連、主婦連、婦人有権者同盟東京母の会各代表挨拶の後斎藤栄次郎氏の時局に対する講演を聞き参加婦人の意見発表があつたが、それはわが同盟が常に提唱し実行しているものに過ぎなかつた。たまたま選管の予算が話題になり都選管では一回の選挙に九千万円かかると説明され自治庁桜間選管課長の説明によると一ケ年一億の予算で有権者一人二円の割で各地方自治体に交付その内各都府県三分の一市町村三分の二の割に配分されている筈だけれど、選管費と指令されない為地方によつては全額他へ流用しているところもあるという。この外選挙のある場合は別に一億の予算を出すとのことであつた。（高橋）

# 國際連絡委員會だより

昨夏以来半歳余にわたつて五十周年創立記念大会後日本をはじめアジア諸国など旅行をされた国際婦人同盟会長エスター・グラフ女史はこの程無事デンマークに帰国、また、はりきつて第二期会長としての仕事を始められた様子です。アジア地域はほとんど初めての旅行であつただけに、旅の印象も鮮やか、とくに日本での経験は忘れられないものになつたらしく、来日後再び戻つて暫らく滞在したコロンボではデラニアガラ副会長の言葉ですとグラフさんは大変な日本熱で、毎日その話でにぎやかですともありました。滞日中いろいろのお世話になつたりおあいした方々、市川先生や皆さまにどうぞよろしくとあり、皆さんでこんどは一緒にデンマークへ訪ねていらして下さい、ともありました。

それから次の事柄は、それぞれ責任はありながら、私共の力だけでは動きのとれないものですとも角お知らせをし、皆様の中から名案のおありの方には出して頂きおちえを拝借いたしたいと存じます。

**○スウエーデンの現状—**こう云うテーマで来る八月二十四日から九月二十九日までの五週間にわたり、国際婦人同盟とその前会長リユード博士指導の下のスウエーデンの支部主催で東洋諸国の支部団体から各二名の参加を得て催す研究会です。御存じのようにスウエーデンは社会制度のよく発達した国であり、東洋諸国の婦人指導者たちの今後の動きに指針を与えるという意味でも一つのモデル国家のあり方をできるだけ広い範囲にわたつて見学してほしいという計画です。

申込〆切は六月一日（デンマーク本部で）、滞在中はスウエーデンの家庭に住込み、従つて小づかい程度で滞在費は大体先方もち、往復旅費は出席者の負担です。本部は勿論日本の参加を強く希望しています。お心当りの方（出席可能の）は委員会まで至急御連絡願います。資格としては英語がよくできること本国の事情に通じ、所属団体の仕事に積極的に参加し、相当の影響力もあり、帰国後その経験を生かし得る人、年令には制限はありませんが、社会福祉、団体活動、婦人と政治、成人教育といつたように自分の専門分野があり、それらについて特にスカンデイナヴイアでの研究を希望される様な方をのぞんでいます。

**○第二回アジア地域会議—**今秋パキスタンのダカで、全パキスタン婦人協会が中心となつて開催。議題は「家内工業」が考えられているようです。

**○次の評議会—**これはスウエーデンの研究会開催直前の八月二十日頃からオスロー（ノルウエー）で開かれる予定です

こういう知らせをグラフ女史からうけて、しみじみとまた思うことは身体一つ、素手に近い状態で働いている寂しさです。まあ、私共と同じ状態で働いている他国の婦人も多いのですし世界に通じる身辺の窓が開けて風が入つてくる様になつただけでも一歩前進、時と共にもつと積極的に動けるために多くの人材と資力が集ることを祈り、そのために頑ばつてみたいと存じます。御協力を念じております

（大月照江）

# 本部だより

▽一月二十八日　於実務学会

二月の常任委員会を別項婦人議員大会に協力のためくり上げ。総会準備のため委員をあげ事務的な進行をはかる。議員大会に協力のための人選。地方から特別傍聴にいらつしやる方達との懇談会の手筈をきめる。出席者　松生、大月、森、野村、渡辺、荒巻、西村、落合、加藤（し）。

▽二月十日午後二時

参議員選挙対策委員会開催、於実務学会、出席者　野村、荒巻、落合、加藤（し）。

▽二月十四日午後二時

総会準備委員会開催、於事務局、出席者　西村、森、前島、渡辺。

▽二月廿日午前十時

臨時常任委員会開催、於婦選会館
出席者　松生、大月、西村、渡辺
加藤清、加藤し、高橋、吉田

▽二月廿二日

東横ホール若手歌舞伎観賞会を催しキップ三百十七枚売る。

▽二月廿三日午後三時

再検討委員会開催於婦選会館、出席者市川房枝氏、藤田たき氏、上代たの氏、平林たい子氏、渡辺松子氏、近藤真柄氏

本部側出席者、大月、野村、加藤（し）

総会にのぞむ準備と、再検討委員会の報告。

# 支部通信

### 名古屋支部

日時　一月廿八日（土）午前十一時、場所　YWCA、ゲスト　NHK佐々木碁子女史、CBC稲垣千代子女史、市社会教育課前田美稲子女史、議題「家庭生活と議員生活は両立するか」愛知県教育委員加藤かつ、愛知県会議員横地さだえ

内容については

其の人の家庭環境に依て、多少異うが、子女あるものの家庭生活と、議員生活とを両立させる事は相当な困難が伴うものである。が婦人議員の現状は、恰も、三角形の底辺の様なものであるから、助け合い、盛り立てて男性の圧迫と斗つて行かなければならぬ。そして主婦は家庭にのみ生きるという通念を捨てて、其の能力と発言を生かす広い場所を求める事が必要である。との御意見や、佐々プロデユーサーの次のような警告は、私共の胸を強くゆさぶるものがあつた。

「一九五六年は、日本にとつて一線を劃する重大な秋である。保守革新の二大政党が対立し、小選挙区制実施の色も濃く、憲法改正も行われる憂もある、而も世界は原水爆の渦の中に押し流されようとしているではないか、女性は今こそ心を新にし、団結して平昭の確立に努力をしなければならぬ」

戦争は三十年のブランクを、私共女性の生長に大きな空白を齎したが、私共は日本の文化と生活とを守る為に、敢然と斗わなくてはならぬとの決意を一同新にした。

### 武蔵野支部

一月廿日　藤田たき先生に御出で頂き「婦選十週年に当つて」と云う題で、婦人が参政権を得るまでの先覚者の方々の御苦心談を初めとして、売春問題、予算問題、有権者の自覚、諸外国の婦人参政権の様子等々をお話いただき、参会者四十数名、非常な感激の裡に有意義な二時間余りをすごしました。

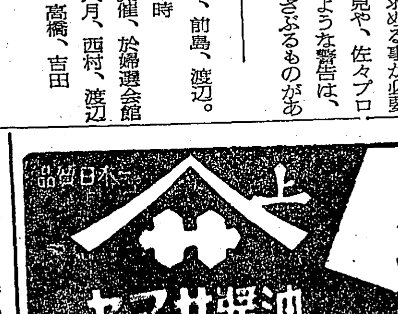
品質日本一
上
味がよくてきめのきく
ヤマサ醤油

# 婦人大会を終え

## 和やかな懇談会

三日間の会議を終えて、鳩山首相官邸のレセプションから本部へ引きあげ、我家へ帰つた様な気安さで、もち帰つた折り詰め弁当を開きながら、和気あいあい裡に懇談会にうつる

出席者
内田あぐり（碧南支部、市議）
田中光子（函館支部、市議）
内藤ふゆ子（鹿児島支部）
北原よし子（諏訪〃）
藤松孝代（松本〃）
小端千恵子（札幌〃）
松本歌子（網走〃）
松田きぬ（都内文京〃）
三上英子（〃杉並〃）
・中村君枝（〃ムサシノ〃）

本部側松生副会長
野村、前島、高橋、森各常任

各自、自己紹介ののち、いろいろ意見を出しあい、同盟の使命の重大性、支部長としての責任を痛感し、本部も支部も一体となつてますます運動を進めてゆこうと語り合つた。

# 発展する同盟

## 新会員を迎えて（七月以降の紹介）

◇◇◇◇◇

第一種

自七月一日至十二月十三日

矢野きよ、三浦明子、田辺つか佐野蕪子、長山よし子、佐藤政子森澄子、船端幸子、河野永子、高崎ひろ子、吉田かと（以上別府支部）山本たま、磯部貴代子、武藤敏子、武藤昌子、木村登志子、安部久恵（以上名古屋支部）中森洋子、河崎美枝子、藤巻、古柴はる横井しづ（以上芝浦支部）沢井操（中野支部）好川貞子（会津支部）佐々木初子（仙台支部）山本徳子、福田博子（以上杉並支部）本田ちとせ、浅原千代子、河合梅子河合菊代（以上板橋支部）名木田綾子、大島三三子、佐藤、数寄美子（以上新宿支部）池上三雪、酒井きぬ、加藤弘子、田中とき（以上目黒支部）八木、斎藤和子、笠臨操（以上渋谷支部）尾間松子（世田ケ谷支部）板野季子、大賀寿子、板野数江、大籔登喜子、水畑保子、谷真寿子、千田要子（以上岡山支部）守屋静枝（上伊那支部）花岡みよし、佐藤その、金子ふじ、倉島小蘭、松山今子、関口たみよ、荒井美鈴、宮嶋とみ子、桑沢扶美子、西尾なみ、森田いつ子瀬川きみ江、一志公子、村井光江内藤きわ、伊藤よう、羽島千代子岡田和子、安田愛子、藤沢武代、八田たつよ、佐藤志ん、滝沢ゆき河合君子、八木らん、丸山千代子松山ぎん、青柳柜十伊、木下房江小林けさ江、斎藤とし子、石井富子、鈴木みつ江、若林てる、小宮山三三子、小山とみ子、河原みや富井拇子（以上上田支部）小木、角寛子、武井恒子（以上札幌支部）吉山京子、沢畑まさ子、南美恵子、荒木登代子、産業経済協会調査部、山本信子、上村鈴以（以上本部直属）

第三種

宗像正子、尾関まさ、中野てい子、早川数江（以上本部）

賛助会員

川村武史、中山一（以上杉並支部）

第一種

植村すずい（三本信子）阿部里子（会津支部）岡村コタキ、馬場烈子（以上芝浦支部）山本多賀子（京都支部）長橋タケ（渋谷支部）馬野都留子（新宿支部）横山紀子、志村しづ、坪井和江、菊池やゑ（以上世田ケ谷支部）中野千歳、山口勇子、土肥ウメ（以上河合婆子）西脇千枝子、森山須磨子（以上田中芳子）

賛助員　秋田徳治（新宿支部）

以上二月二十三日まで（）内は紹介者

### 「訂正お詫び」

編輯子が不馴れのためいろいろ御迷惑をおかけ致しました。御許し下さいませ。一月号「婦選十周年記念大会」記事中、青踏社運動（大正七年）を明治四十四年に、新婦人協会（大正九年）は大正八年、婦選大会は十二年まで、と訂正いたします。

二月号「時局研究会」通知の日時は三月十一日とありましたが、二月十一日の間違いでした。以上まとめて訂正お詫び致します。

### おねがい

総会も近づきまして、準備をすゝめておりますが、財政確立のため

**会費・購讀料の完納**
**新会員増加の運動**
**掲載広告のあつせん**

に会員のみなさまの一層の御協力をひとえにお願い申しあげます。

生徒募集
入学随時、規則書進呈
専任講師　主婦の友・日本経済新聞＝講師　岡松喜与子
あさがや
クッキングスクール
杉並区阿佐ケ谷一ノ七七六
（阿佐ケ谷南口駅前ダンス教習所あと）
TEL（38）四三九三

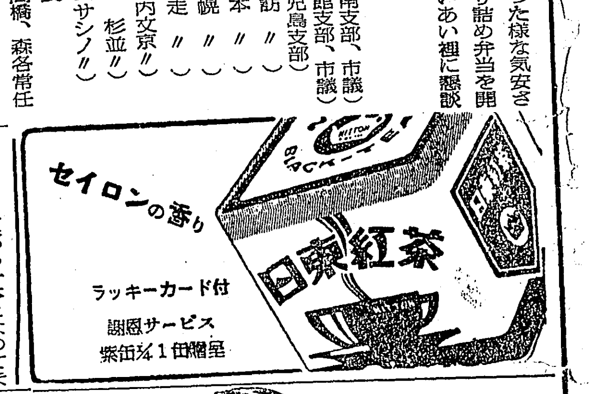
セイロンの香り
日東紅茶
ラッキーカード付
謝恩サービス
紫缶¼1個贈呈

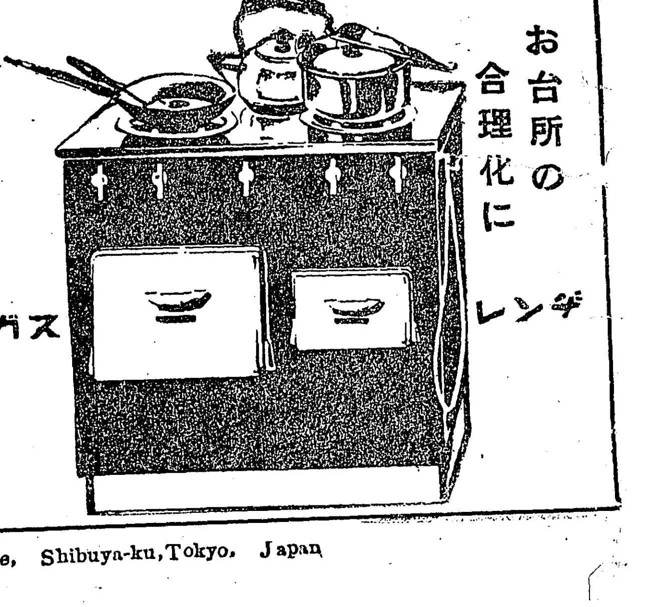
お台所の合理化に
ガスレンヂ
東京瓦斯株式会社

お買物は
渋谷・池袋
東横

定価一部拾円（郵税四円）
編輯兼発行人　松生徳子
発行所東京都渋谷区千駄ケ谷五ノ八八九婦選会館
日本婦人有権者同盟
電話淀橋(87)〇七一三番
振替東京一九五四〇九

# 『憲法擁護』を有田さんにきく

# 軍備より生活を

## 再び誤ちを繰返すな

三月十七日婦風会で婦人平和協会、婦風会、同盟三団体主催の下に開かれた時局研究会で有田八郎氏（憲法擁護国民連合会長）は次のように述べられた。

### 留守家族の窮状

私がこの運動をはじめた動機は追放中、引揚促進の仕事に携り、留守家族達の困窮状態をいろいろみ、戦争の惨禍を痛感して、どうしても戦争放棄、社会保障制度の拡充、国民の福祉増進、生活の安定、向上等を達成させるには新憲法のもとでなくてはならないと信じたからであります。その結果最初〃憲法を守る会〃という個人的研究会をもちましたが、その後、情勢のうつりかわりは、研究会などではなくなつたので、運動をすゝめるために、団体加盟の形に切りかえ「憲法擁護国民連合」が昭和二十九年に結成されました。その後、婦人団体、青年団体等の組織と密接な交渉をもつようになり現在百数十団体が加盟しています。

### 日米会談の取引き

アメリカは昨年夏のダレス、重光会談があつてからのち、ラドフオード参謀の口を通じて、わが国の自衛隊を三十―三十五万に増員することを要求してきました。ところがいままでは、吉田内閣いらい漸増の方針できた自衛隊も鳴物入りで集めてギリギリで十五万ぐらい。しかも、月給を与えなくてはならないのだから、これ以上にふやすことはなかなかむつかしい。そこでどうしても、タバコ銭ぐらいで自由になる徴兵制をしかなくてはならない。その上、米国の要求のように集団安全保障条約に加盟するようになれば、海外派兵も考えなくてはならず、そのためにも是非〃憲法改正〃ということが、米国から強く要望されてきたわけであります。重光外相帰国の際の〃日米共同声明〃の発表をめぐつて米紙は海外派兵を約束したと掲載していますが、日本側は大いにあわてゝ大使館から取消しを申し入れたりしましたが、相当念入りな論議が交わされた事には間違いはないものと信じられます。

その裏付けをするかのように、外相の帰国を峠として、停滞気味だつた保守合同が強引にやつてのけられましたが、これは保守勢力を結集して、強い権力をもつて、憲法改正を狙つたのであります。

いま問題の「小選挙区制」も、亦、その一環であるのです。保守党の出やすいように、区割りをすれば、勢い、革新系は出にくゝなる。そこで、議席の三分の二を占めて、ゆう〱憲法改正案を上提する心組みなのでありますが、それも、これも骨組みは、実に、日米会談の時にできたものに相違ありません。

### 後悔先に立たず

こゝにおいて、憲法擁護は焦眉の急務となつてきたのであります現行憲法あつてこその運動でありますから、ひとたび改められてしまつてからでは、どうにもなりません。そこで私は、他の諸々の問題はさておいて、今は〃平和憲法擁護〃一本槍で全国民の力を結集しなくてはうそだと思つていますところで、今日の情勢をみますと私が非常に心配でならないのは、憲法を守るか、どうかは、これほどわれわれの国民生活に密接にして根本的な問題はないのに、しかも政府は強引に改正へ持つてゆこうとしているのに、案外、一般国民の認識が少いということであります。後悔せぬうちに、みんなの認識を呼び起さねばならないと私は例え三人、五人の会合にも、それぞれの集つた人々のうしろに、それぞれの影響があることに期待して喜こんで出かけます。

### 守れ三つの柱

もちろん今の憲法が全く完全だとは思われません。改めるべきところもありますが、少くとも大事な次の三つの柱、つまり戦争放棄主権在民、基本的人権（家族制度売春等、特に、婦人の権利、平等などに関係あるものが結びついている）等が改められることには絶対反対しているのであります。もちろん正面きつてそれらの点を改めるなどとは言つていないが、政府のやり方は実に巧妙なのだからだまされぬ用心が必要なのです。

例えば、改正案の中に「天皇を元首と改める」という言葉は政治上の言葉を多少とも含んでいると思われる。ですから〃元首〃と改めた後に、言葉の解釈の仕方では相当に政治的な意味を持たせうるニユアンスをもつていると思うのであります。現在、自衛軍の統率は総理大臣の仕事でありますがこれなどは困つている問題なので天皇を元首と改めた後、更に軍備と結びつけて大元師陛下を再現したい下心がみえるのであつて、かりに戦前と同じではないにしても、それにほゞ近いものになることが想像されるのでありますが、これは、天皇御自身のためにも決して幸福ではないと思うのです。

### 軍備盲腸論とは

ここで、軍備問題に一言すれば「独立国である以上、軍備のない国はどこにもない」という言葉をよくきくが、軍備はアクセサリーではなく、必要の有無によつて考えるべき問題であります。私は世界状勢から判断して軍備は不要と思う。ジユネーヴ会談の際、米国もソ連も、戦争はもういやだといつているではありませんか。いやしくも独立国の一つが、中立を宣言していれば、世論を無視して国境をこえてまで侵略出来るものではないのであります。「人なみに、軍備をもつべきだ」という説を私は「軍備盲腸論」とよんでいます。人類が進化しないズツと昔には、入用だつた臓器も、現在は何の用もしない。かえつてこれがあるためにわずらつた時に生命を脅かすにいたつています。つまり過去の日本の軍備は実にそれであつたのです。戦争という痛い手術をしてとり除いたものを、何をこのんで再びとりつける必要がありましようか。かりに、軍備を再び持てばどうなるかというに、金が大変かかり不幸をまねくばかりでありましよう。軍備は敵と仮想される国を目標にしてするものですから日本の場合、中共ないしソ連でしようから、日本の国力では、とても太刀うちできません。貧しい日本にとつては現在程度の軍備でも分不相応だと思うのです。

あるか、どうかもわからない戦争を目標に、年々多くの金をかけてゆくのは、税金をすてているようなもので、これは決して国民生活は豊にはなりません。社会保障の充実、国民生活の向上、すべて予算がないから出来ないのではなく、基本的な考え方がちがうから軍備のためのムダな費用につかわれているのです。

私は一昨年、スウエーデンのストツクホルムを訪れましたが、そのとき、要路の人四人に「隣接するソ連からの直接（武力）間接（思想・宣伝）の侵略に対する不安はないか」とたずねてみましたが、かつて帝政ロシヤと二回戦つて敗れた結果からみて「今後、スウエーデンは大国たるべき野心をすて、外には中立、平和を、内には社会福祉政策をとることに決定した。当時、国の内外ともに、危険や困難な問題は沢山あつたが、我慢しつゞけた結果、今日のような国になつた」と誇らしげに語つていました。そしてソ連と隣接している土地だけに、共産陣営からの呼びかけをおそれていたが「思想的に悪化しないためには、国民に不平不満のない生活をさせることが、これが保障の第一だ」といつていました。

### 軍閥の犯した罪

振り返つてみると、昭和初年に起つた張作林の爆作死事件は、爆薬をしかけた者が日本の軍人であることがわかり、当時の田中陸相は軍法会議にかけて軍紀を明かにしようとしたが、天皇もそのように裁下されたのですが、軍部内に反対運動があつて責任者免官処分でごまかしてしまつた。田中陸相は引責辞任されたが、この当時から次第に軍閥がはびこりはじめて遂に日華事変をひきおこすことになつたのであります。思えばあの当時、軍法会議にかけて軍紀を正しておいたなら、日本の禍根はかりとられていたのではないでしようか。かくて近衛内閣の不拡大声明にもかゝわらず戦火は全中国にひろがり、長期戦となつてしまつたのです。一九三七年、国際共産党に備えるためという名目で、日独伊の三国防共協定に調印したのですが、これは日華事変の長期化に悩んだ軍部が、この三国軍事同盟で事態を救おうとしたのでありました。この締結の際、近衛第二次内閣において私達は大戦争になるからとの理由で、極力反対したのでしたが入れられず、外相辞任しまして約一年後に第二次世界大戦がぼつ発したのであります。これも三国同盟を国民の力で阻止出来ていたらこれほどの結果には到らなかつたと思うのであります。

### 婦人、青年よ起て

ちようど、この時の情勢は、憲法改正問題の今日と非常によく似ているのであります。改正のもつ重大な意味を国民生活と直結している大問題を、国民は知らないままに、政府の巧妙な手段にのせられる危険が非常に多いのであります。いざ、となつたときに、そんなはずではなかつた、といつてもとりかえしはつかないのであります。少くとも危険を予知できることに対して、国民の注意を喚起せずにはおられないのであります。末端の一人々々にまで、憲法擁護の必要を、理解、徹底させて、国民投票となつた場合には、一人でも多くの人に、反対してもらわねばならないのであります。特に婦人層、青年層に、大きく期待するゆえんであります。だが、この運動は、全部が手をつないで一生懸命にやらねば負けてしまうのであります。くり返していうが、保守党は、選挙戦は実に上手であり、手段も巧妙なのでありますから、うつかりしていると、負けてしまう心配は充分あるのであります。国民一人々々の深刻な問題に、こぞつて手をつなぎ、一大運動を起さなくてはならないのであります。

（文責記者）

## 真剣に質疑應答

有田氏の話しが終つて次のような質疑応答が行われた。

**問** 憲法改正には絶対反対なのだが、人から「軍備なしで大丈夫か」といわれると、大丈夫といゝ切る自信がもてないが。

**答** 大丈夫かどうか ということは常識の問題でありまして、米国のグランサーは〃安心出来る軍備としては、月をさえも要塞にしたいぐらいに思つているが果してそれだけの必要があるかどうかは、政治家の判断すべきことだ〃といつている。つまり「もし青天井が落ちてきたらどうするか」というのと同程度の心配だといえよう。国内の治安維持には警察があたるのが原則でありまして、治安のための実力ある警察があれば充分であります。

**問** 憲法改正は、保守 党の意思か、又は米国の意志か

**答** ウハ、国民の中 の憲法改正に積極的な階層には、一、戦争をやればもうかる階層、一、昔の軍隊に郷愁をもつている階層との二つがあるようです。米国は、アジアの防衛はアジア人の手で、という建前をとつていますから、当然、再軍備要求が、憲法改正要求へと進展してきたわけです。保守党政府は、米国の政策にそつて動いているわけであります。

**問** 国連に加盟すれば、派兵の義務を生じるのか。

**答** 軍隊をもたなくとも 加盟は出来ます。派兵をするには、その都度承認を得なければなりません。朝鮮動乱の際、加盟国のうち、兵隊らしい派兵をしたのは二三カ国であり、他の十六カ国は他の形で協力したのであります。

**問** 日本はもつと、自分の立場を強く主張すべきではないでしようか、米国の顔色ばかりみて動いていてはだめだと思うけれど。

**答** チヤーチルは、〃アメリカとイギリスは非常な友邦だが、いいたいことを充分いうのは、むしろ友邦としての義務だ〃といつているが、いうべき機会をとらえて、いうべきことを充分に言い、根気よく主張を通すことが大事であつて、渋い顔色だから、といつて敬遠してしまつてはだめなのです。

---

## 婦人参政十周年記念
## 「政治と暮し」展覧会

◇とき　四月六日（金）～十一日（水）
◇ところ　銀座松坂屋五階画廊
◇展示内容
一、くらしと政治のつながり
一、婦人参政十年の歩み
一、婦選運動史
一、外国の婦人参政状況
◇座談会　五階食堂特別室にて
四月十日（火）午後二時～四時
「議員生活十年を顧みて」
—衆議院議員戸叶里子氏、同山口シズエ氏—
四月十一日（水）午後二時～四時
「婦人は政治に何を望むか」
—自民社会両党の政調会長出席—
◇相談室　都民室公聴部その他飾窓には サザエ さんの漫画
◇主催　婦人参政十周年記念行事実行委員会

---

**書評**

### 迷える羊の心理つく

＝「あなたはタバコがやめられる」＝

このポケツト・ブツクは現代アメリカ探偵小説界のホープ ハーバート・ブリーン の著で「あなたはタバコがやめられる」という書名のとおりの内容のものだが、アメリカ商業主義の変つた条件つきなのが評判となつている。曰く、「この本は、あなたが必ずタバコをやめられることを保証しています、もしやめられなかつたら代金はすぐお返しします」出版元のヴアンガード・プレスのこの企劃を尊重して、当訳書を出版した早川書房でも、三十一年八月卅一日までの期間を限つて返金保証をつけている。木々高太郎訳は、おなじ悩みに対してみぢかに語る態度をよく伝えている。いわゆるタバコ害毒を解いたり、説得をしたりという文句はなく、多年の愛煙家であつた著者の体験から、淋しさも苦悩もなく自然に禁煙をかちとつた愉しさをやゝアヂ的に述べ語つている。禁煙一週日にして自分の好む煙草を買つてきて他人にすゝめ、わざと自ら燐寸をすつてやつたりする茶目気たつぷりなしぐさもほゝえましい。

返金保証があつてもまだ一度も返金した事がないと威張つているが、この本を買つて読もうというあいが既に禁煙を切望している人々であろうし、迷える羊の心理をうまく掴んでいるものといえる。（早川書房百円）（世田谷一主婦）

---

**新刊紹介**

### 西田克巳著　廓（くるわ）

娼家の長子として生れた著者が「日本資本主義社会の醜さの結晶」としての廓（くるわ）を鋭い筆致で描きだしている近来の問題作である。

時は日露戦争直後、ところは京都中書島、無一文から遊廓の顔役にまでのし上る主人公貫太の鬼のような働きぶりも「人間というのは搾るか搾られるかの二通りしかない」という人生観からきている。この本の中には救世軍の廃娼運動も織りこまれているが暴力でたたきのめされしかも警察は手も出せない。業者の息が前からかかつているからである。

新店故に、自ら買つて出て身代りの自首をした貫太が、警察で救世軍の弁護士に話す言葉は著者がもつとも言わんとした点ではないであろうか。「目の前の泥濘ばかりきれいにしないでどうして泥濘が出来たもんか考えてみたことがあるんですかい」「もしどうしても廓を潰したければ、日本は法治国やから廃娼に賛成する代議士を帝国議会に多勢送こんで、そこで堂々と勝を占めろということつちや」

噂にきく明治警察の拷問ぶりもこゝでは生々しい物語として描かれている。病気になつても「勘忍して」ということしか知らない妓、自殺した姉の借金のかたに妹を差出すことを約束させられる老婆、無智と貧乏の織りなす哀れな物語が、著者のいうように「通俗小説以上のリアリズムを以て構成されて」いる。教訓的な物語ではない。むしろ貫太の働きぶりを賞讃しているかにさえみえる。そして一読、ひとを惹きつけずにはおかない。売春の問題を語る者は、まず「くるわ」によつてその実態をみられることを切にお勧めする。

今年の一月末に出版され、ただちに再版を重ねた。大正、昭和とつゞく三部作のその一。三一新書、二七八頁 一七〇円

（落合）

代々木驛前
千代田鮨
婦選会館へおいでの節は是非御用命のほどおまちいたしております
電話淀橋（37）五〇七二番

---

# 成るか、賣春等處罰法案

政府の売春対策審議会委員に選ばれた、藤原道子氏（社・参）をお招きし、さきの、売春問題対策協議会の、委員であつた藤田たき氏（婦人問題研究所長、前同盟会長）にお願いし審議会の経過について、いろいろ対談「こんどこそ、この法案を通さなくては……」との多くの婦人の声を代表して激励していただいた。（3月26日於婦選会館、文中敬称略）

藤原氏

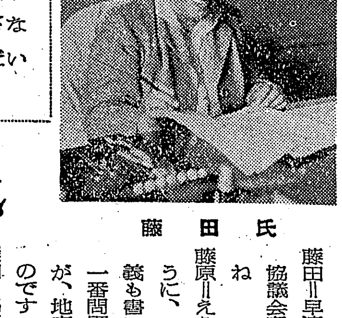
藤田氏

## 藤原氏 對談 藤田氏

# こんどこそは…

## 〃売春は悪〃を成文に

藤田＝早速ですが、売春問題連絡協議会案が新聞にでていましたね

藤原＝ええ、あれは、御承知のように、（前号照会）目的も、定義も書いていないのです。しかも一番問題である単純売春の処罰が、地方条令にまかされているのです

藤田＝協議会の時には売春を悪と断じ、処罰する。しかし可愛想な売春婦を頭から処罰するという態度より保安処分、しかも前科を附さぬ保安処分、ということになつていましたが。

藤原＝今後の原案はあまり漠然としている。というので問題にして目的を、性道徳を尊重する意味でも、売春の禁止を定義として入れようと、今日の委員会できまりました。又、単純売春を地方条令にまかせると、完全に骨ぬきになつて了うし、搾取がなければ、売春してもよいと、若い人に印象づけることは、よくありません。

藤田＝前の協議会では、国審でさえ、単純売春を罰しなくては意味がないといつていましたが

藤原＝そうなんです。政府では、地方条令にまかせ、国としては取りしまらないというのです

藤田＝そうすれば、条令がないところは、野放しの状態になりますね、国で取締らなくては効果がありません。

藤原＝その点、委員会でも、法一本にしようと意見が一致しました。そうなれば、条令も吸収するようなものになります。けれど、単純売春のことについては「人権蹂躙」をしきりにいつていましてねえ……

藤田＝前のときも、「人権蹂躙になる」と、幾度も口にしていましたが、それが業者の人権なのですよ—

藤原＝それにしても、今度こそはどうしても成立させないと、憲法改正やら、何かで、又ウヤムヤにされて了うので、出来るだけ、社会党の出したもの（趣旨別項参照）を法案に折りこみながら早く進めたいと努力しています

藤田＝ところで今日の委員会は何回目ですか、

藤原＝四回目です。先づ、第一回総会で委員長を互選し、例の粋も甘いもかみ分ける、という菅原通済氏ですよ、副委員長に田辺繁子氏。そして、対象に関する委員会と、措置に関する委員会とにわかれて、審議をつゞけています。私は対象に関する委員会の方です。

藤田＝前のときは、処罰の対象は娼婦、ポン引、業者、それに男娼などを引張り出す人もあつていろいろ別れ面倒でしたが今度はどうですか？

藤原＝今度のもやつと目的も明記する。「売春は悪である」事をいわなくては、と言うところまできました。二八日には、審議会から最終的な案が出ます。

藤田＝婦人の委員の方々の御活躍で、だんだん理想的なものに近よりますね。

罰則の方は如何ですか、売春婦には、貧困や、教育のないためになる人が多いので、先にも申しましたように前科にならないための心づかいもしましたが、今度はどうですか。

藤原＝罰則は売春婦に対しては保安処分で、ポン引きなどをする男に対しては厳罰にすることになつています、娼婦の相手の男性に対しても両罰主義で罰金です。

藤田＝業者に対しては厳しくてもちろんよいと思つていましたが男子の委員方はどうですか、

藤原＝業者は、さきの次官通牒でやつているのだ。廃業させるなら保障はどうするのだといいます。また売春を禁止するとなれば、売春婦の保護はどうするとか、街娼がふえるではないか、など言つていましてね「引つぱつたもの、うるさくつきまとうものだけが罰せられるのでは、それは業者の保護ではないか」と委員会で言つてきたのですが、委員の中には、「あまりむづかしく言うと通らなくなるから」などという人もいましてね

藤田＝[illegible]国などでは、つきまとうものだけを厳罰にしていますが国内の状勢がちがうのですからそれだけを、まねされたのでは困りますねえ。

藤原＝陰でやることをそのまゝ見のがすということは、業者に、宿屋、料理屋、ホテルなどになつて、脱がれる道をつけてやるようなものですからね。

藤田＝その点大いに危険ですね。

藤原＝拙速をとるといつても一度法律を作つてしまうと仲々直しにくいものですから、つくるとき、出来るだけよいものを作りたいと思つているのですがねえ

藤田＝大いにがん張つて下さいね この頃一、二の新聞では、こんどの案は保護厚生の面が非常によいと言つているようだが、その点どうですか

藤原＝仲々そうはいきませんよ

藤田＝保護厚生の面で頑張つて下さいね、この法案が通過した場合の法律の施行の時機はどうですか

藤原＝最大一年ということになつています

藤田＝業者の刑の重さはどうですか

藤原＝相当重くしてよいと言つています、与党委員でも社会党の案は立派だとほめていますが、捜査官を設けていることなどは大反対らしいのね

藤田＝その点、オメカケさんをもつている人も多勢いるから心配なんでしよう

藤原＝そうなの、それで通すのが困難なの

藤原＝委員の中にも紐つきみたいなのがあつてね、業者に保証をつけようとかいつてるのよ、でも今度は通さないと政府にとつても致命傷だから、必ず通すと云つていますがね、大臣の中にも通そうとするのが何人かありますよ

藤田＝協議会のときも、何人も大臣が変つてね、所かんの大臣にほんとうに出す意思があるかどうかゞ問題ですね

藤原＝大臣は通すといつていますが、病気になつてしまつてね、あと二週間位は動けないそうです、緒方さんの急死以来、一寸の病気でもみんな大事をとつてね

藤田＝歴代の大臣が国会答弁のときになると故障が出ますね、本国会で成立の見込がありますか

藤原＝審議会案は、最終的には四日に仕上げをしますが、措置委員会の方の決定もありましようし、総会ではどうきまるかまだわかりませんね

藤田＝予算のことはどうですか

藤原＝先日神近さんの質問に対して、大蔵大臣が答弁したのによれば「法律が通れば予算は出す」というのです、ですから是非とも法案は通したいと思います

藤田＝婦人団体がたつて委員たちを激励したり、請願したりするといいのでしようね

藤原＝えゝ、是非働いて頂きたいと思います

藤田＝委員の方たちもよくやつて下さいましたね、この上とも是非しつかりお願い致します

藤原＝何とか成立させたいと努力しています、皆さんの御協力をお願いします

（以上、落合、加藤貫）

追記

四日の総会は、決論を六日に持こしたが、問題となつている単純売春の処罰問題は、社会党及び婦人団体の反対にもかかわらず、どうやら与党委員によつて、またまた骨ぬき法案にされるらしい模様にて、藤原氏達は最後の頑張りをつづけている（五日脱稿）

---

### 売春對策審議会

三月五日、総理府設置法の一部改正法律案通過によつて、これの設置は決定した。売春関係に対する政府の諮問機関であつて、政府に答申案を提出し、法案成立後も、取締りのなりゆきを観察する恒久的な機関である。

### 賣春問題 対策協議会

昭和二十八年十二月十八日、閣議了解によつて内閣に設置された、委員長山崎佐氏。

---

## 社會黨提出案

**第一（前文）** 婦人の売春行為は政治の貧困と当該婦人の無自覚から生ずる人権の放棄を意味するだけでなく社会に与える不安と弊害には、はかり知れないものがあるこの法律は、右行為による教育の破壊、道徳の逸脱、犯罪の増加年少者の不良化、性病と汚職、精神のビ廃による勤労意欲の減退をふくむ社会秩序の崩壊を憂え、右行為にたいする国家の否定意志を明確化し、広汎にわたる国民の協力をえて、社会の公序良俗の維持に資せんとするものである。

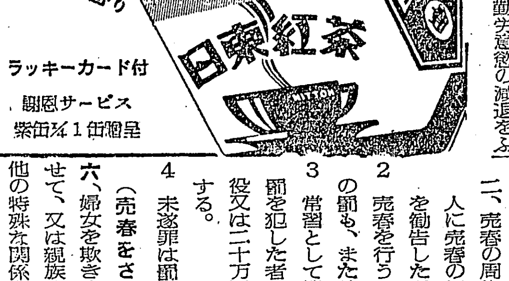
セイロンの香り
日東紅茶
ラッキーカード付
謝恩サービス
紫缶¼1缶贈呈

**第二（目的）** この法律は、（一）売春及び売春をさせる行為に関する処罰及保安処分に関する規定を定めることによつて、売春の社会悪であると云う国家意志を明らかにし、（二）売春婦をめぐる中間搾取、人身売買行為に厳重なる刑罰規定を設けることによつて、（三）婦人の人権を守り善良なる風俗と健全なる社会秩序の維持に寄与する事を目的とする。

**第三（定義）** この法律で売春とは婦女が対償を受け、又は受ける約束で不特定の相手方と性交することを云う。

**第四**

1　単純売春に関する処置
売春行為をした者は、行政罰（科料五千円以下）又は保安処分の何れかを撰択して科する。（警察、検察庁、家庭裁判所）

2　常習売春
常習売春は加重処分すること。

3　相手方
売春行為の相手方となつたものは一万円以下の科料に処することとする。

**（売春の周旋等）第五、** 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一、売春の周旋をした者
二、売春の周旋をする目的で、人に売春の相手方となることを勧告した者

2　売春を行う場所を供与した者の罰も、また前項と同様とする

3　常習として第一項又は前項の罰を犯した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

4　未遂罪は罰する。

**（売春をさせる行為）第六、** 婦女を欺き、若しくは困惑させて、又は親族、業務、雇用その他の特殊な関係を利用して売春をさせた者は、五年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2、前項の罪を犯した者が当該売春の対象の全部若しくは一部を収受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、一年以上十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。以下略

---

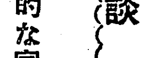

## 相談欄

### 一方的な家主の公正證書の作成

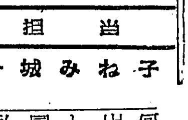

担当　今城みね子

（問）

私は、老母と夫と二女児の四人暮しの主婦です。夫は、一昨年羅紗会社を辞めてから、商売をしたいと思つて、B区の電車通り近くに商店向の木造二階建が建築中だつたのを知つて、階下五坪、階上五坪を、権利金三十二万円、敷金拾万円、家賃は月壱万一千円也と定めて、去年二月から、借りました。そして、ウインドウその他戸棚、装飾等に金三十五万円を投じて毛糸店を開業致しました。その際家主から、特に税務署には、権利金や敷金及び家賃を、知らさぬように注意がありました。開店当時こそは、いくらか売上げもよかつたのですが、その後は引続いて売上げが少なくて、毎月、経費に追われて、赤字になり、困つております。近所にあつた同業者も廃業してしまいました。私共でも何とか生活を切り詰めて、経費を出来るだけ省くように努力致しましたが、採算がとれませんので、同じ坪数のお隣の家賃は七千円で私の方が四千円も高い不合理さに気付き、当分の間、お隣の家賃同様にしてほしいと家主さんに頼みました。ところが、家主さんは、採算がとれないのは、商売上の努力が、まだ足りないからだと言つて、申入れは聞入れてくれません夫は、気が弱くて、もう家主さんに交渉出来ないのです。そこで公正証書になつている契約書をだしてよく読んでみましたら、何んと家主さんに都合のよい事ばかり書いてあつて、驚きました。賃貸借の期間は、五ケ年で終了するとか明渡の時は、無条件で一切金銭上の要求をしないこと等で、勿論、権利金や敷金等は、記載してありません。家主さんが、家賃をどうしても減額してくれない場合、まだ賃貸借の期間中ですが私共でしたこれ等の造作等を、相当の相場で家主さんに買取つてもらうよう請求が出来ましようか。私のような場合は、どのようにしたら、一番よいでしようかお尋ね致します

（春野豊子）

（答）

営業不振で毎月喰込みでは、家賃値下げの交渉をなさるのも無理ではありませんし、まして、お隣と同一条件なのに、お宅だけ家賃が高いというのは、筋が通りませんから、営業帳簿一切を、家主さんに見せて、よく事情をお話して相当の減額をしてお貰ひなさい。どうしても家主さんが、応じないときは、簡易裁判所に、減額調停の申立をすることが出来るのですが、お隣同志でお互にそうしたことは感情を著しく悪くしますのでこの方法は私はあまりお勧め出来ません。

家主さんが、権利金、敷金、家賃等の一切を税務署には默つていてくれと頼んだとの事ですが、これは彼自身既にこの家屋では無理な権利金、敷金である賃貸借であることを承知しているわけですから、そこを逆に貴女は利用して、「他所の話であるが、、権利金、敷金等が多額に領収せられて居る事が税務署に知られて家主さんは多額の税金を徴収されて全く馬鹿を見たそうです。」といつた具合に遠廻しに話をしてみれば、頑固な家主さんでも、税務署の話をされては自分の不利益にもなるので相当の減額に応じるのではないでしようか。そのように多額の権利金や敷金を取れば、家主はそれ位の木造家屋の建築費は、殆んど消却して居り、家賃は丸儲けになつて居るような訳ですね。

家主に如何に有利のように公正証書契約が、できて居りましても、貴女のような場合、権利金や敷金の事が隠されてあつて、若し問題がおきたとき権利金、敷金の点が支払つて居る事が不明瞭ですから先ず第一に今の内に、貴女が、それを家主さんに支払つてあるという事実を、確認してもらう事が、大切と思います。又、無条件に立退くようとの条項もあるそうですが、家屋明渡しの場合には、当然に、造作を買取つてもらえる請求が出来ますよ。決して公正証者の条項をそんなに気苦労なさる事はありません。どうか、一日も早く営業が軌道にのりますよう、切角御奮斗下さい。

（今城みね子）

**私共の立場と目的**

一、同盟は政党には中立、選挙には推薦、応援を致しません
一、同盟は婦人の間に婦人有権者としての自覚をよび起し、正しい選挙を行うようすゝめると共に
一、私共が選んだ議員や、議会や政府、政党を見まもり、意見を出したり
一、よい婦人議員や、よい婦人役人が多数出るよう運動します。
一、又民主主義の逆行に反対し婦人の既得権を失わないよう努力します。

# 婦人有權者
# WOMEN VOTERS

**五月号主要目次**

主張……一
売春防止法案……一
教育二法案……二
家族制度復活反対大会……三
女の一生（民法解説）……三
政治とくらし展覧会々場より……三
本部、支部活動……四

## 婦人團体結束の成果
## 今国会成立の見通しなるか
### 参院本会議で質問

## 賣春防止法案
### 政府原案

第二国会昭和二十三年六月（内閣提出）委員会で審議未了、第十五国会二十八年三月両院とも提案理由の説明なし、第十九国会二十九年五月衆院法務委付託のまま第二十一国会二十九年十二月解散で流産第二十二国会三十年六月衆院法務委で否決、本会議で否決、と以上のような長い経過を通りながらも第二十二国会の否決の際は「売春等に関する決議」により、強力な審議会を設けて、次期通常国会へは必ず提出する事を公約した。その後審議会より政府に答申案を提出したもの。

「売春防止法案」は今国会の重要法案の一つとして、衆議院と同時に参議院においても充分の審議期間を設けるため、去る九日の本会議に上提され、政府委員（松原一彦君）より左の様にこの法律案の骨子について の 説明 がなされた

第一に、この法律案におきましては、法律の目的を明らかにし、売春の反社会性を明確にするとともに、これが防止の対策としましては、売春を行うおそれのある女子に対する保護更生の措置を講じ、他方、単なる売春行為それ自体はこれを刑罰の対象とせず、主として売春の周旋、困惑等による売春売春をさせる契約、場所の提供、対償の収受、前貸し、いわゆる管理売春、資金提供など、売春を助長する各種の行為を刑罰をもつて取り締ることとし、第二に、保護更生措置としては、既存の公共の福祉に関する施設の活用、現行法令の適切な運用をはかるほかに、新たに都道府県に、性格、行状、または環境に照らして売春を行うおそれのある女子及びその家庭につき必要な調査指導を行い、あるいは相談に応ずるための婦人相談所を設置することとし、このような女子を発見し、その相談に応じ必要な指導を行う婦人相談員を都道府県に置くこととし、市には置くことができることとし、なお、都道府県は、右の要保護女子のうち、必要と認める者につきましては、収容保護を行うための婦人保護施設を設置することができることとし、第三に婦人相談所、婦人相談員、あるいは婦人保護施設の設置、その他都道府県または市の支弁する所要費用につきましては国が一定額を負担または補助することとし、第四に、この法律の適用に当りましては、国民の権利を不当に侵害しないように留意すべきことを明らかにし、第五に、最後に、いわゆる売春婦あるいは売春業者の保護更生または転廃業のため一定の猶予期間を設け、保護更生に関する規定を、刑事処分に関する規定より先に施行するものとし、また売春に関する地方条例との関係を明確にいたしました。

以上、立法の趣旨及び本法案の要点につき御説明申し上げましたもとより法律のみをもつて、直ちによく売春防止の目的を達成し得るものとは考えませんが、関係行政措置の推進と国民の協力のもとに、この法律の適切なる運用を行うならば、必ずや見るべき効果をあげ得ることと確信いたす次第でございます。

これに対し、横山フク氏、高田なほ子氏、宮城タマヨ氏、市川房枝氏より左の諸点につき鋭い質問がくり展げられた。

### 単純賣春罰せずば 画龍點睛をかく

▽横山フク氏

今回売春法が先国会において否決されたときから今国会には当然政府より提案されるべきと期待していた。それは今や単に婦人の人権尊重というだけでなく、大きな社会問題として取りあげられ、時代の要求とさえなつているからであつて、男子の方々においても今日の野放し売春に対して、何とか規正を加えなくてはとの考えがもたれていることは事実であろうと思う。そこで本法案が提出されたものと思うが

（一）単純売春をとり締らない点

（二）散娼対策（三）業者に対する方法等二三の質問に対し、松原委員より左の様な答弁がなされた

今国会の法案では単純売春は刑罰の対象とせず、むしろ救済の対象とした、それは、売春行為の証拠があげづらい為、外に表われた面から厳重にとり締つて順次絶滅させるという方針であるが、今後は十二分に売春対策審議会に研究してもらうつもりであること、（二）に対しても同様、街路その他に於て表われたる面を厳重にし部屋を貸すものやちらばつてもぐつているものを、自然そこに通うことが出来ないように誘導する、（三）業者に対しては、本法案の施行は来年四月一日から、さらに罰則規定の効力が生じて、警察が取締りにのりだすのは昭和三十三年四月一日からとなつているのでその間に十分転廃業してもらうよう研究する等々の説明があり、次

### 家族制度とのつながり

▽高田なほ子君　国土復興の実も上り、国際的地位も軌道にのりつつあるが、こと売春に関しては、世界で公認売春の現存するところはトルコ、コスタリカと我が国の三国だけ、（中略）戦後の性道徳の低下を防ぐために先頭にたつべき政府与党の中に、芸者賛美者があり、待合の温存を はかるあり、基地周辺の環境浄化に目をおおつて おくようでは、社会悪の根絶は 不可能 である。更に、人身売買と家族制度の関連についてでありますが、なかんずく一身の犠牲によつて家族を救済するという古い家族制度のきずなに縛られておる者が、今日の売春婦の中に多いのであります。これらの家族関係は、その四〇％が夫に死別した者であり、そのうちの七〇％は一人ないし五人の子持ちであり母子福祉問題と深いつながりを持つております。また未婚者においてもその半数は四人以上の兄弟を持つ、特に長女が多く、五〇％以上は親元に送金をいたしまして孝行を尽しておるという実情であります。この国の貧困と家族制度とのつながりの深さをしみじみと思わせられる問題でありますが、今般憲法改悪にからむ家族制度の復活は、誤まつた親孝行の概念と結びつく人身売買、売春行為を容易ならしめる因を作るので、かかる見地からも、家族制度の復活は絶対に企図すべきものではないと考えられます。

と述べ、更に、予算措置に就て質問した。

### 国民生活の安定させ

▽宮城タマヨ氏　はおなじく法の盲点として、単純売春が罰せられていないことをつき、更に、この法案は売春対策のほんの一角が解決されたにとどまらず、これが根本は国民生活の安定こそ大事だと力説し現在の様な、精神的、物質的なにも国民生活の不安定なのは全く政治家の責任だと追及した

▽市川房枝氏　提出された法案は不備だが、しかし第二十二国会での公約を守つて今国会に政府提案として出されたことに敬意を表し度いが、残り少い会期中に成立する確信が総理にあるかどうか。船田長官に対して伺い度いことは昨年婦人団体が陳情に伺いました折「自分は業者から票をもらうので売春処罰法には賛成出来ない」と仰言つたが、現在は閣僚の一人として政府提案の法案に対して責任ある立場だが、これを今国会に成立させる御努力がいただけるか、どうか、と、いたい点をついて質問。これらについて、政府側はこぞつて法案成立に大いに努力するとの確答をなした。

## 主張
## 生活に叡智を

過日の家族制度復活反対総蹶起大会に於て一人の年若い婦人から「誰がどこで家族制度を復活すると言つているのですか、このような大会が開かれているからにはそのような動きがあるのでしようか」と卒直な疑問の言葉を吐かれたのでありましたが民主主義を育成するためと称している小選挙区法案、教育の偏向を防ぐためと称して出された教育二法案等々に見られるように、一般には非常に軟かく、さりげなく出された言葉のうらに隠そうとして隠しおゝせない鎧の閃きを見逃してはならないのであります。御承知のように憲法調査会設置法案が提出されていろいろの非難をあびながらも今国会を通過致しましようし、いよいよ本格的に憲法調査会に於て改正の問題が論じられるわけでありまして改正試案の中に於ては家族生活に関し、子の親に対する扶養の義務、家族の和親結合等、又農地の均分相続をやめて家産制度をとり入れる等の項目があることは、親に孝君に忠の思想に通じ個人の単位から家庭の単位にうつり、そこには当然家長の権利が拡大される結果になるのであります。私達は幼児が危険なものに近寄ろうとするとき、その母親が顔色かえて飛び出して行く光景にしばしばぶつかります。それは他でもありません、危険物を予め察知して之を防ごうとする母親の愛と叡智に外なりません。

いま、これを一歩我が子から広い社会に眼を転じて見ましよう。敗戦という尊い血によつてあがなわれた民主主義の土壌はそれまで一人の人間として扱われなかつた婦人の大いなる眼ざめと努力によつて、或はPTAに、或は地域の婦人会に或は職場の婦人の組織等に見られるように健かな発展をとげつゝあるのであります。この時私達は、あらん限りの叡智を働かせ、みるもの、きくもののすべてから身に迫る危険を予知しこれを防ぎましよう。一人一人の婦人の力は弱くとも大勢の声をまとめることによつて、議員をおさえ国会をゆすることも出来ることは、今回の小選挙区制法案が盛々たる世論の前に醜い党利党略の姿を横たえんとしている事によつても明かでありまして、絶対多数の上にアグラをかいた議会勢力ほど危険きわまりないものはありませんし、これを防ぐ世論の力の大いさを如実に示してくれたものでもあります。

いつでも私達は、私達をとりまく圧迫を払いのけるために斗いの手を休めることは出来ません。一人の手が怠けることは、今後に続く多くの人のつまづきを意味します。憲法に規定された条項すら守られぬうちに、その憲法の存在すら危ぶまれる現在です。私達は来るべき参議院選挙を始め、今後のあらゆる斗いの為に、日常眼に見、耳にふれ、友と語る一つ一つの中に限りない人間愛と、叡智を働かせて、よりよい前進をしようではありませんか。（松生　徳子）

### 賣春禁止法制定貫徹全国大会

▽日時　五月十八日　午後一時〜四時
▽場所　朝日新聞社講堂

プログラム

第一部
一、開会のことば
一、議長団選挙
一、大会書記長、書記任命
一、委員長挨拶並に経過報告
一、報告（政府、審議会、国会、其の他）
一、質疑応答
一、決議、大会宣言、むすびの言葉

第二部
一、映画製作報告
一、記録映画〃売春〃上映

尚、大会に先立ち、午前日比谷音楽堂前に集合「売春禁止」の歌披露ののち、大会々場前までデモ行進を行う予定、多数会員の御参加をのぞみます。

## 法案可決さる
### 衆院法務委員会

五月十二日の衆院法務委は今国会成立危しとの噂に社会党は同時審議中の同党案をひつこめ、とも角不完全ながらもこれを第一の突破口としようと政府原案の可決に協力したので同夜満場一致の支持により通過した。

かねて婦風会、有権者同盟等三十三の婦人団体参加の下につくられた「売春禁止法制定促進委員会」では衆参婦人議員と提携して、久布白オチミ委員長を先頭に、たえず与論の喚起と国会へのはたらきかけを行つてきたものであつた

この朝同盟では、政治運動委員三名が促進委員会とともに衆参両院の各法務委員に面会、要請書を提出、法案成立のための努力をお願いした。続いて衆院法務委を傍聴したが、ズラリと並んだ業者代表さん始め婦人団体側は少数。「保護更生施設に難点あり」と時間かせぎの真鍋儀十氏の長々とした長広舌に、一たん婦選会館にかえつたが、その日折良く、市川先生との懇談会に集つた十数名の会員は再び衆院法務委員会の成果を気づかい傍聴に出かける先生とともにこの法案成立を願つて署名された全国十万余名の人々に代つて、法案採決の結果を見届けに向つたのであつた。

同夜八時すぎ、世田谷区内の若い人々の集合場所に「法案可決」のお土産をたずさえて入つていらした先生を迎えた一同は一斉に拍手した。市川先生のお顔も何時になく明るく輝いていたのであつた。しかし今後に残された問題こそ、深く大きいものがあろう。保護更生の施設、指導等により一層婦人団体の理解と協力が望まれよう。

## 総会期日延期のお知らせ

第十二年次総会は、かねてより常任委員会報告により御承知の通り準備委員会をもつて協議致しておりましたが、今国会は重要法案の審議が続き、それにつれて本同盟も政治運動委員会を中心として各委員会あげて 対国会 活動をつゞけ、加えて間近かにひかえた参議院改選にともなう公明選挙運動を推進するために常任及び都内各支部に於ては手一杯の活動を致しております。このことは、各地方支部におかれましても同様と存じますので、毎年四月乃至五月に開かれておりました総会は、参議院選挙後に夏期大学と前後して開催することがよいと決定致しました。日時決定次第機関紙をもつて御通知申しあげます。各位におきましては、参議院選挙に、同盟かねてよりの主張通り公明選挙の徹底を期すよう万全の活動をおねがい致します。

電話淀橋（37）〇七七七番

---

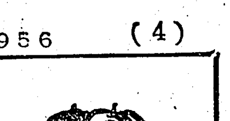

## たゆみなき運動すゝむ
## 活潑な各支部報告

地味な歩みでありながら、各地で努力を続けている活動は、婦選十年とともに、漸く成果をみせはじめ、地方によつては、同盟の仕事はその地ではなくてはならない行事にまで発展し、本同盟支部は、輝く存在となつているところが少くない。よせられた各支部の報告から、それらをひろい、今後ともますます結束して、よい活動をすゝめてゆこう。

### 札幌支部

新年初の例会を、成人の日の一月十五日午後三時より、第百生命保険二階講堂にて開く。例年、この日はじめて有権者となる市内幾千の若人に、同盟札幌支部としてメッセージと共に、有権者としての自覚を深めて下さいと、すりものを配つたのを今年は廃止、たまたま、この日成人式の講師として中央より御来道の前田多門先生より「婦人の政治意識の高揚について」の題にてお話をおききする。

二月十一日屯田小学校において催された江南婦人会に、北海道選挙管理委員長松浦栄先生と御一諸に出席。二月三、四、五の三日間中央において催された、全国婦人議員大会に出席して、見た事きいた事、感じた事をお話し、何はともあれ、一人一人が有権者としての資格をそなえましようとお話する。家族制度の問題、憲法改正の問題、分県問題、売春問題等々もゆつくり新聞をよむひまさえない家庭婦人にとつては、遠いところの問題、一人ではどうにもならない問題のように思いがちにて、もつと知つて頂きたい、もつとたがいに知らせあうべきだと思つた。

三月例会は十六日十二時三十分アメリカ文化センター二階講堂にて開く。

一、映画「原子の歩み」（アメリカ文化センター提供）解説北大理学部教授吉市二郎先生、難解な原子力について、くわしく説明をおききし、改めてその偉力に驚く。

二、講演「時局問題について」講師北海道新聞論説主幹大内基先生よりうかがう。久し振りの講演にて質疑きれまなく、時間をはるかに超過し散会する。（小端）

### 都城支部

一月十五日　例会開催

1、教育委員制度改廃について討論会を開くことを決定、それについての打合わせをする。

2、全国婦人議員大会に、永野つや市教育委員（会員）出席されることにきめ、費用の一部を賛金カンパすることにきめる。

一月二十八日、堤副支部長と、水間支部長同道して、市内の有識者を訪問、カンパに歩く。

二月十五日　例会開催

1、永野氏の全国婦人会議の報告をきく。

2、二月二十日開催の討論会の準備打合せ。

二月二十日「教育委員制度の改廃を如何に考えるか」について討論会を開催する。

一、協力団体　都城市婦人連絡協議会、都城市PTA連絡協議会

一、講師　県教育委員長鹿島透氏　前県婦人連絡協議会長春田まつ子氏、県町村会々長中崎大三郎氏

### 宮崎支部

一月二十五日、年頭に当り、この一年間に婦人として取りあげ考えなければならない諸問題を、それぞれの講師を一堂にお招きして、左の様に盛大にして、意義ある会をもつことができました。

〃一九五六年の婦人の課題〃

○婦人会員のなやみと希望　宮崎婦人連絡協議会長
○学校教育の諸問題　宮崎県学校教育指導主事
○母子家庭の福祉　宮崎県婦人児童課長
○婦人と政治、国際理解　宮崎県社会教育委員
○婦人と社会教育の諸問題　宮崎県社会教育主事
○裁判官からみた婦人問題　宮崎家裁裁判官
○婦人の労働問題、売春問題　宮崎婦人少年室長
○婦人と組合活動　宮崎県職組婦人部長
○児童福祉問題　宮崎県児童福祉司

司会日本婦人有権者同盟宮崎支部

二月　定例会

木村禧八郎氏の講演「婦人と経済について」　（山口）

### 會津若松支部

村井支部長は、此の度び、会津若松市長であられた御良人村井八郎氏の任期満了と共に、川崎市の御本宅に移住されることになつたので、その送別会を三月二十五日午後一時より東山温泉の天亀に於て催しました。

昭和廿七年六月支部結成以来、支部長にお願いしてから四年になります。御多忙の身を以つて、この四年間を常に我々会員のみならず、封建的な会津若松婦人界の為に明るい「ともしび」となつて来られたのでありました。お別れとなると、今更実に感慨深いものがあります。

右のような意味の山室副支部長のお別れのことばに対して、村井支部長の いつもの 会員 思いのこもつた御挨拶があり、記念品贈呈の後、会食に移りました。終つて大広間に於ける余興となつて、村井支部長の凛々たる謡曲、会員の民謡、最後に 早川いね子の 舞踊「白虎隊」「荒城の月」があつて尽くるなき惜別の会も果てたのでありました。当日の参加者八十余名でございました。

三月二十日午後一時より村井支部長宅に於て、本部政治教育部長野村かつ子女史のお話を聴く会を催しました。近来にない盛会にて「女性と政治」のいかに連繋があり、いかに深いものであるかを三十一年度政府予算を取上げて、納得の行くまで話して下さいました事は、吾々にとつて実に政治の勉強になりました。特に女性にとつては苦手であるところの「数字」の面に於て、興味深くお話し下さいましたので「学び得たよろこび」に、会員一同感銘を深くしました

### 武蔵野支部

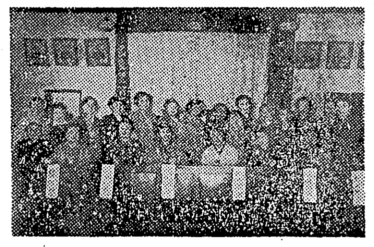

支部三月の催として婦人の市会議員、民生委員PTA副会長をお招きして座談会を開いた。

先づ終戦後武蔵野市に於ける婦人の進出状況を報告し、又有権者同盟の今日迄の経過を説明して入会を勧誘した。次に座談会に移り、どこのPTAでも会合の席上で女性がありのまゝの意見が発表されない事が指摘された。選挙に当つてはよい人を選ばなければならない事、民生委員から被保護家庭の状況報告があり、すべての社会生活が、政治に連絡している事を再認識した。終りに市会議員小竹氏より全国婦人議員大会の様子を伺い記念撮影をして散会した。

### 目黒支部

三月二十二日　目黒支部長宅にて本部政教委員長、野村かつ子氏を迎え、「国内状勢について」実にわかりやすく、解説いただき、町内防犯婦人部、新生活連絡協議会、同盟支部会員等多数の出席者一同に深い感銘をあたえた。

その他、小選挙区制の是非、教育委員の問題等話し合つた。

四月五日は、午後一時より、目黒区役所にて、藤田たき先生を迎えて、公明選挙の講演会を開催の予定。

### 本部だより

▽常任委員会＝三月十日、出席＝松生、渡辺、大月、前島、西村、荒巻、加藤しげよの諸姉により、定例常任委員会が開催され、次の事項につき協議決定された。

一、家事審判法一部改正に関する法律案の、衆議院における修正決定について、婦人の権利擁護の立場から、参議院法務委員会に対して、再修正を要望する陳情運動をYWCA、婦人平和協会、主婦連、大学婦人協会、及び看護協会等、諸団体と共に行うこと。

二、国際婦人同盟に関する件。

財政活動の特別委員会のメンバーに大月氏を送ることに決定、五十ポンドの会費は個人会員（一人年千円）をふやして、とりあえず同盟負担の額を軽くすること、その為に各支部に個人会員として一名宛加盟するよう要請すること。

註＝国際婦人同盟（日本では、本同盟のみが加盟している。先年大月照江氏がコロンボにゆかれた。詳細は十巻、八号、十一、十二合併号参照）会費は、年額五十ポンドに増加した。団体負担でもよく、団体の中の個人が負担してもよい方法がとられている。加盟なさつた方々には色々な資料が随時おくられる。）

三、国際婦人民主連合会の招待状（〃二十八日より北京で行われる。同会の役員会への招待）に対しては、此の際、都合に依り参加しないこと。

四、総会期日の件

準備の都合により、七月に延期の意見強し。

▽臨時常任委員会＝三月十六日、於婦選会館、出席＝松生、渡辺、西村、荒巻、落合、加藤しげよの諸氏が集り、次の事項について協議

一、小選挙区制反対運動について先づ、五団体（婦人平和協会、YWCA、大学婦人協会、婦人矯風会、同盟）に呼びかけ、その他の団体にも、巾広く共同運動に協力を求め度い、具体的方法については、各団体の打合せ会を早急に開いて相談すること

二、婦人参政十周年記念行事実行委員会主催の「政治とくらし」の展覧会に資料を出して協力すること。

### 事務局日誌より

三月一日－三日　芝女子会館における文部省主催「全国婦人指導者会議」に同盟より政教委員長野村かつ氏講師として出席
四日　参議院選挙対策　於婦人職業協会。野村、荒巻、加藤しげよ氏出席
七日　売春国民募金に渋谷、世田谷支部、事務局出動
十日　定例常任委員会
十二日　「家事審判法」の陳情
十五日　編集会議
十六日　臨時常任委員会
十七日　時局研究会　於矯風会
廿三日　小選挙区制反対の運動のすすめ方協議、市川先生、東京Y、日本Y、平和協会出席
廿六日　文化放送に小選挙区反対のお母さん達の集りとして各支部有志集つて録音。夜は藤原道子氏、藤田たき氏を婦選会館にお招きして売春問題対談を依頼
（記事参照）
廿九日　東京支部連合会、政選委員会招集、財政確立のための観劇と国会内の運動に即応して運動をすすめる打合せ
三十日　小選挙区制反対のための婦人団体の集り、於参議員会館
（以上）

## 東京支部連合會開く

三月二十九日午後一時於婦選会館

出席＝目黒、世田谷、渋谷、文京新宿、芝浦、ムサシノ支部。本部側＝西村、高橋、荒巻、前島、加藤しげよ

協議事項

一、家事審判法の一部改正に対する国会活動の件
一、婦選十周年記念展覧会に組織動員の件
一、小選挙区制反対運動展開の件
一、家族制度復活反対総決起大会参加協力の件（前号参照）
一、財務確立のため前進座観劇券切符取扱いの件
一、各支部に講師を斡旋し前項の運動を各もより会に於てもすすめる件

四月はムサシノ支部に田辺繁子氏を招き家族制度の話をきく。各支部においても本部に御申し出あれば支部連合会の名に於て講師に交渉致します。

### おわび

毎号潤達な筆をふるつて、読者の共感をよんでおりましたあまから帳の、前号「ルールを守れ」とつけたのは、全く、編集子の誤りでありまして、本文と、チグハグの感になりましたことを、お許し願います。多忙と、頭の悪さをあわせて冷汗三斗の思いで御座いました。筆者及び読者諸姉に深くお詫び致します。

## 陳情書

去る二月十七日衆議院に於て家事審判法の一部を改正する法律案中第十五条の二を修正の上可決されましたが私共は婦人の立場からこの修正に強く反対するものであります

若しこの修正案がそのまゝ成立しましたならば義務の履行状況調査勧告の申出が事実上困難である現状では権利者にとつてこの修正はかえつて不利益であります　殊に権利者の大部分が婦人であることを思いますとき依然として泣き寝入りとなる婦人があとをたゝぬ事を恐れるものであります

この故に先般修正された「権利者の申出があるときは」を削除し政府原案通りに可決されますよう要望するものであります

昭和三十一年三月十日

主婦連合会々長　奥むめお
大学婦人協会々長　山崎文
社団法人日本看護協会々長　林塩
日本キリスト教女子青年会々長　植村環
日本婦人平和協会々長　上代たの
日本婦人有権者同盟副会長　松生徳子

## 慰謝料の請求など
### 泣き寝入りをなくす

### 家事審判法の一部を改正する法律案（政府案）

家庭裁判所が取扱う扶養や離婚、婚約不履行等の争いは、慰謝料の請求取りきめなどするだけでおわつてしまつて、それがほんとに約束通り履行されているか、どうかまでの権限がなかつたので弱い方の泣き寝入りでふみ倒されたまま済んでしまう事件が多かつた、が去る一月卅一日衆議院に上提された「家事審判法の一部を改正する法律案によると

①家庭裁判所は、約束が果してまもられているかどうかを調査し、義務の勧告をすることができる。②履行を命令することもでき、服さないものには過料制裁をすることができる。③支払う金銭を預つて、その慰謝料の受け渡しの仲介までできる。

右のように、今までウヤムヤに葬られてしまいがちな債務が完全に行えるように改めるものであ[illegible]

ところが、衆議院法務委員会で審議の結果、「義務の履行の調査、勧告を職権のみでやるのは行過ぎのきらいがあるから、権利者の申し出かあつたときにはじめてこの調査勧告をするようにすべき」であるとして修正、全員一致決定してしまつた。

これをきいた同盟及び各婦人団体では別項のような陳情書を、両院法務委員会に提出し、修正の個所を削除し、種々の事情で本人が申出られない場合にも、この法によつて泣きね入りのないようまもられることを願い、原案支持を要望した。

品質日本一
味がよくて割のきく
ヤマサ醤油

無料法律相談及鑑定（民事刑事）
時間　日曜午前中及夜八時以後
東京辯護士会長
辯護士　三上英雄
杉並区高円寺五ノ八〇二
中央線高円寺駅南口氷川神社前
（38）一二一八

文化服装学院
東京都渋谷区代々木山谷町一八五
電話淀橋（37）五一八一（代表）

生徒募集
入学随時
専任講師　主婦の友 日本経済新聞　講師　岡松喜与子
あさがや クッキングスクール
阿佐ケ谷南口駅前
TEL（39）四三九三

Published by League of Women Voters of Japan No. 889, Sendagaya 5-chome, Shibuya-ku, Tokyo, Japan

（1） 第11巻第5号 （昭和22年8月21日 第三種郵便物認可） 婦人有権者 昭和31年5月1日発行 （毎月一回 一日発行）

# 婦人有権者
## WOMEN VOTERS

### 五月号主要目次

主張……一
売春防止法案……一
教育二法案……二
家族制度復活反対大会……三
女の一生（民法解説）……三
政治とくらし展覧会々場より……三
本部、支部活動……四

### 私共の立場と目的

一、同盟は政党には中立、選挙には推薦、応援を致しません
一、同盟は婦人の間に婦人有権者としての自覚をよび起し、正しい選挙を行うようすゝめると共に
一、私共が選んだ議員や、議会や、政府、政党を見まもり、意見を出したり
一、よい婦人議員や、よい婦人役人が多数出るよう運動します。
一、又民主主義の逆行に反対し婦人の既得権を失わないよう努力します。

# 売春防止法案 政府原案

## 婦人團体結束の成果
## 今国会成立の見通しなるか
## 参院本会議で質問

第二国会昭和二十三年六月（内閣提出）委員会で審議未了、第十五国会二十八年三月両院とも提案理由の説明なし、第十九国会二十九年五月衆院法務委付託のまま第二十一国会二十九年十二月解散で流産第二十二国会三十年六月衆院法務委で否決、本会議で否決、と以上のような長い経過を通りながらも第二十二国会の否決の際は「売春等に関する決議」により、強力な審議会を設けて、次期通常国会へは必ず提出する事を公約した。その後審議会より政府に答申案を提出したもの。

「売春防止法案」は今国会の重要法案の一つとして、衆議院と同時に参議院においても充分の審議期間を設けるため、去る九日の本会議に上提され、政府委員（松原一彦君）より左の様にこの法律案の骨子について、の説明がなされた。

第一に、この法律案におきましては、法律の目的を明らかにし、売春の反社会性を明確にするとともに、これが防止の対策としましては、売春を行うおそれのある女子に対する保護更生の措置を講じ、他方、単なる売春行為それ自体はこれを刑罰の対象とせず、主として売春の周旋、困惑等による売春をさせる契約、場所の提供、対償の収受、前貸し、いわゆる管理売春、資金提供など、売春を助長する各種の行為を刑罰をもつて取り締ることとし、第二に、保護更生措置としては、既存の公共の福祉に関する施設の活用、現行法令の適切な運用をはかるほかに、新たに都道府県に、性格、行状、または環境に照らして売春を行うおそれのある女子及びその家庭につき必要な調査指導を行い、あるいは相談に応ずるための婦人相談所を設置することとし、このような女子を発見し、その相談に応じ必要な指導を行う婦人相談員を都道府県に置くこととし、市には置くことができることとし、なお、都道府県は、右の要保護女子のうち、必要と認める者につきましては、収容保護を行うための婦人保護施設を設置することができることとし、第三に婦人相談所、婦人相談員、あるいは婦人保護施設の設置、その他都道府県または市の支弁する所要費用につきましては国が一定額を負担または補助することとし、第四に、この法律の適用に当りましては、国民の権利を不当に侵害しないように留意すべきことを明らかにし、第五に、最後に、いわゆる売春婦あるいは売春業者の保護更生または転廃業のため一定の猶予期間を設け、保護更生に関する規定を、刑事処分に関する規定より先に施行するものとし、また売春に関する地方条例との関係を明確にいたしました。

以上、立法の趣旨及び本法案の要点につき御説明申し上げましたもとより法律のみをもつて、直ちによく売春防止の目的を達成し得るものとは考えませんが、関係行政措置の推進と国民の協力のもとに、この法律の適切なる運用を行うならば、必ずや見るべき効果をあげ得ることと確信いたす次第でございます。

これに対し、横山フク氏、高田なほ子氏、宮城タマヨ氏、市川房枝氏より左の諸点につき鋭い質問がくり展げられた。

### 単純賣春罰せずば画龍點睛をかく

▽横山フク氏 今回売春法が先国会において否決されたときから今国会には当然政府より提案されるべきと期待していた。それは今や単に婦人の人権尊重というだけでなく、大きな社会問題として取りあげられ、時代の要求とさえなつているからであつて、男子の方々においても今日の野放し売春に対して、何とか規正を加えなくてはとの考えがもたれていることは事実であろうと思う。そこで本法案が提出されたものと思うが

（一）単純売春をとり締らない点（二）散娼対策（三）業者に対する方法等二三の質問に対し、松原委員より左の様な答弁がなされた

今国会の法案では単純売春は刑罰の対象とせず、むしろ救済の対象とした、それは、売春行為の証拠があげづらい為、外に表われた面から厳重にとり締つて順次絶滅させるという方針であるが、今後は十二分に売春対策審議会に研究してもらうつもりであること、（二）に対しても同様、街路その他に於て表われたる面を厳重にして部屋を貸すものやちらばつてもぐつているものを、自然そこに通うことが出来ないように誘導する、（三）業者に対しては、本法案の施行は来年四月一日から、さらに罰則規定の効力が生じて、警察が取締りにのりだすのは昭和三十三年四月一日からとなつているのでその間に十分転廃業してもらうよう研究する等々の説明があり、次で、

### 家族制度とのつながり

▽高田なほ子君 国土復興の実も上り、国際的地位も軌道にのりつつあるが、こと売春に関しては、世界で公認売春の現存するところはトルコ、コスタリカと我が国の三国だけ、（中略）戦後の性道徳の低下を防ぐために先頭にたつべき政府与党の中に、芸者賛美者があり、待合の温存をはかるあり、基地周辺の環境浄化に目をおおつておくようでは、社会悪の根絶は不可能である。更に、人身売買と家族制度の関連についてでありますが、なかんずく一身の犠牲によつて家族を救済するという古い家族制度のきずなに縛られておる者が、今日の売春婦の中に多いのであります。これらの家族関係は、その四〇%が夫に死別した者であり、そのうちの七〇%は一人ないし五人の子持ちであり母子福祉問題と深いつながりを持つております。また未婚者においてもその半数は四人以上の兄弟を持つ、特に長女が多く、五〇%以上は親元に送金をいたしまして孝行を尽しておるという実情であります。この国の貧困と家族制度とのつながりの深さをしみじみと思わせられる問題でありますが、今般憲法改悪にからむ家族制度の復活は、誤まつた親孝行の概念と結びつく人身売買、売春行為を容易ならしめる因を作るので、かかる見地からも、家族制度の復活は絶対に企図すべきものではないと考えられます。と述べ、更に、予算措置に就て質問した。

### 国民生活の安定させ

▽宮城タマヨ氏 はおなじく法の盲点として、単純売春が罰せられていないことをつき、更に、この法案は売春対策のほんの一角が解決されたにとどまらず、これが根本は国民生活の安定こそ大事だと力説し現在の様な、精神的、物質的なにも国民生活の不安定なのは全く政治家の責任だと追及した

▽市川房枝氏 提出された法案は不備だが、しかし第二十二国会での公約を守つて今国会に政府提案として出されたことに敬意を表し度いが、残り少い会期中に成立する確信が総理にあるかどうか。船田長官に対して伺い度いことは昨年婦人団体が陳情に伺いました折「自分は業者から票をもらうので売春処罰法には賛成出来ない」と仰言つたが、現在は閣僚の一人として政府提案の法案に対して責任ある立場だが、これを今国会に成立させる御努力がいただけるか、どうか、と、いたい点をついて質問。これらについて、政府側はこぞつて法案成立に大いに努力するとの確答をなした。

---

## 主張 生活に叡智を

過日の家族制度復活反対総蹶起大会に於て一人の年若い婦人から「誰がどこで家族制度を復活すると言つているのですか、このような大会が開かれているからにはそのような動きがあるのでしようか」と卒直な疑問の言葉を吐かれたのでありましたが民主主義を育成するためと称している小選挙区法案、教育の偏向を防ぐためと称して出された教育二法案等々に見られるように、一般には非常に歓かく、さりげなく出された言葉のうらに隠そうとして隠しおゝせない鎧の閃きを見逃してはならないのであります。御承知のように憲法調査会設置法案が提出されていろいろの非難をあびながらも今国会を通過致しましようし、いよいよ本格的に憲法調査会に於て改正の問題が論じられるわけでありまして改正試案の中に於ては家族生活に関し、子の親に対する扶養の義務、家族の和親結合等、又農地の均分相続をやめて家産制度をとり入れる等の項目があることは、親に孝君に忠の思想に通じ個人の単位から家庭の単位にうつり、そこには当然家長の権利が拡大される結果になるのであります。私達は幼児が危険なものに近寄ろうとするとき、その母親が顔色かえて飛び出して行く光景にしばしばぶつかります。それは他でもありません、危険物を予め察知して之を防ごうとする母親の愛と叡智に外なりません。

いま、これを一歩我が子から広い社会に眼を転じて見ましよう。敗戦という尊い血によつてあがなわれた民主主義の土壌はそれまで一人の人間として扱われなかつた婦人の大いなる眼ざめと努力によつて、或はPTAに、或は地域の婦人会に或は職場の婦人の組織等に見られるように健かな発展をとげつゝあるのであります。この時私達は、あらん限りの叡智を働かせ、みるもの、きくもののすべてから身に迫る危険を予知しこれを防ぎましよう。一人一人の婦人の力は弱くとも大勢の声をまとめることによつて、議員をおさえ国会をゆすることも出来ることは、今回の小選挙区制法案が絶対多数の上にアグラをかいた議会勢力ほど危険きわまりないものはありませんし、これを防ぐ世論の力の大いさを如実に示してくれたものでもあります。

いつでも私達は、私達をとりまく圧迫を払いのけるために斗いの手を休めることは出来ません。一人の手が怠けることは、今後に続く多くの人のつまづきを意味します。憲法に規定された条項すら守られぬうちに、その憲法の存在すら危ぶまれる現在です。私達は来るべき参議院選挙を始め、今後のあらゆる斗いの為に、日常眼に見、耳にふれ、友と語る一つ一つの中に限りない人間愛と、叡智を働かせて、よりよい前進をしようではありませんか。（松生 徳子）

---

### 売春禁止法制定貫徹（全国）大会

▽日時 五月十八日 午後一時〜四時
▽場所 朝日新聞社講堂

プログラム

第一部
一、開会のことば
一、議長団選挙
一、大会書記長、書記任命
一、委員長挨拶並に経過報告
一、報告（政府、審議会、国会、其の他）
一、質疑応答
一、決議、大会宣言、むすびの言葉

第二部
一、映画製作報告
一、記録映画〃売春〃上映

尚、大会に先立ち、午前日比谷音楽堂前に集合「売春禁止」の歌披露ののち、大会々場前までデモ行進を行う予定、多数会員の御参加をのぞみます。

---

## 法案可決さる
### 衆院法務委員会

五月十二日の衆院法務委は今国会成立危しとの噂に社会党は同時審議中の同党案をひつこめ、とも角不完全ながらもこれを第一の突破口としようと政府原案の可決に協力したので同夜満場一致の支持により通過した。

かねて婦風会、有権者同盟等三十三の婦人団体参加の下につくられた「売春禁止法制定促進委員会」では衆参婦人議員と提携して、久布白オチミ委員長を先頭に、たえず与論の喚起と国会へのはたらきかけを行つてきたものであつた。

この朝同盟では、政治運動委員三名が促進委員会とともに衆参両院の各法務委員に面会、要請書を提出、法案成立のための努力をお願いした。続いて衆院法務委を傍聴したが、ズラリと並んだ業者代表の間に混つて、促進委員会の福田さん始め婦人団体側は少数。「保護更生施設に難点あり」と時間かせぎの真鍋儀十氏の長々とした長広舌に、一たん婦選会館にかえつたが、その日折良く、市川先生との懇談会に集つた十数名の会員は再び衆院法務委員会の成果を気づかい傍聴に出かける先生とともにこの法案成立を願つて署名された全国十万余名の人々に代つて、法案採決の結果を見届けに向つたのであつた。

同夜八時すぎ、世田谷区内の若い人々の集合場所に「法案可決」のお土産をたずさえて入つていらした先生を迎えた一同は一斉に拍手。市川先生のお顔も何時になく明るく輝いていたのであつた。しかし今後に残された問題こそ、深く大きいものがあろう。保護更生の施設、指導等により一層婦人団体の理解と協力が望まれよう。

---

## 総会期日延期のお知らせ

第十二年次総会は、かねて御承知の通り準備委員会をもつて協議致しておりましたが、今国会は重要法案の審議が続き、それにつれて本同盟も政治運動委員会を中心として各委員会あげて対国会活動をつゞけ、加えて間近かにひかえた参議院改選にともなう公明選挙運動を推進するために常任及び都内各支部に於ては手一杯の活動を致しております。このことは、各地方支部におかれましても同様と存じますので、毎年四月乃至五月に開かれておりました総会は、参議院選挙後に夏期大学と前後して開催することがよいと決定致しました。日時決定次第機関紙をもつて御通知申しあげます。各位におきましては、参議院選挙に、同盟かねてよりの主張通り公明選挙の徹底を期すよう万全の活動をおねがい致します。

---

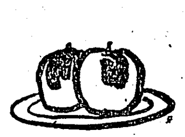

# たゆみなき運動すゝむ
# 活潑な各支部報告

地味な歩みでありながら、各地で努力を続けている活動は、婦選十年とともに、漸く成果をみせはじめ、地方によつては、同盟の仕事はその地ではなくてはならない行事にまで発展し、本同盟支部は、輝く存在となつているところが少くない。よせられた各支部の報告から、それらをひろい、今後ともますます結束して、よい活動をすゝめてゆこう。

### 札幌支部

新年初の例会を、成人の日の一月十五日午後三時より、第百生命保険二階講堂にて開く。例年、この日はじめて有権者となる市内幾千の若人に、同盟札幌支部としてメッセージと共に、有権者としての自覚を深めて下さいと、すりものを配つたのを今年は廃止、たまたま、この日成人式の講師として中央より御来道の前田多門先生より「婦人の政治意識の高揚について」の題にてお話をおききする。

二月十一日屯田小学校において催された江南婦人会に、北海道選挙管理委員長松浦栄先生と御一諸に出席。二月三、四、五の三日間中央において催された、全国婦人議員大会に出席して、見た事きいた事、感じた事をお話し、何はともあれ、一人一人が有権者としての資格をそなえましようとお話する。家族制度の問題、憲法改正の問題、分県問題、売春問題等々もゆつくり新聞をよむひまさえない家庭婦人にとつては、遠いところの問題、一人ではどうにもならない問題のように思いがちにて、もつと知つて頂きたい、もつとたがいに知らせあうべきだと思つた。

三月例会は十六日十二時三十分アメリカ文化センター二階講堂にて開く。

一、映画「原子の歩み」（アメリカ文化センター提供）解説北大理学部教授古市二郎先生、難解な原子力について、くわしく説明をおきゝし、改めてその偉力に驚く。

二、講演「時局問題について」講師北海道新聞論説主幹大内基先生よりうかがう。久し振りの講演にて質疑きれまなく、時間をはるかに超過し散会する。（小端）

### 都城支部

一月十五日 例会開催

1、教育委員制度改廃について討論会を開くことを決定。それについての打合わせをする。

2、全国婦人議員大会に、永野つや市教育委員（会員）出席されることにきめ、費用の一部を資金カンパすることにきめる。

一月二十八日、堤副支部長と、水間支部長同道して、市内の有識者を訪問、カンパに歩く。

二月十五日 例会開催

1、永野氏の全国婦人会議の報告をきく。

2、二月二十日開催の討論会の準備打合せ。

二月二十日「教育委員制度の改廃を如何に考えるか」について討論会を開催する。

一、協力団体 都城市婦人連絡協議会、都城市PTA連絡協議会

一、講師 県教育委員長鹿島透氏 前県婦人連絡協議会長春田まつ子氏、県町村会々長中崎大三郎氏

### 宮崎支部

一月二十五日、年頭に当り、この一年間に婦人として取りあげ考えなければならない諸問題を、それぞれの講師を一堂にお招きして、左の様に盛大にして、意義ある会をもつことができました。

〃一九五六年の婦人の課題〃

○婦人会員のなやみと希望 宮崎婦人連絡協議会長
○学校教育の諸問題 宮崎県学校教育指導主事
○母子家庭の福祉 宮崎県婦人児童課長
○婦人と政治、国際理解 宮崎県社会教育委員
○婦人と社会教育の諸問題 宮崎県社会教育主事
○裁判官からみた婦人問題 宮崎家裁裁判官
○婦人の労働問題、売春問題 宮崎婦人少年室長
○婦人と組合活動 宮崎県職組婦人部長
○児童福祉問題 宮崎県児童福祉司

司会日本婦人有権者同盟宮崎支部

二月 定例会

木村禧八郎氏の講演「婦人と経済について」（山口）

### 會津若松支部

村井支部長は、此の度び、会津若松市長であられた御良人村井八郎氏の任期満了と共に、川崎市の御本宅に移住されることになつたので、その送別会を三月二十五日午後一時より東山温泉の天亀に於て催しました。

昭和廿七年六月支部結成以来、支部長にお願いしてから四年になります。御多忙の身を以つて、この四年間を常に我々会員のみならず、封建的な会津若松婦人界の為に明るい「ともしび」となつて来られたのでありました。お別れとなると、今更実に感慨深いものがあります。

右のような意味の山室副支部長のお別れのことばに対して、村井支部長の いつもの会員 思いのこもつた御挨拶があり、記念品贈呈の後、会食に移りました。終つて大広間に於ける余興となつて、村井支部長の凛々たる謡曲、会員の民謡、最後に 早川いね子の 舞踊「白虎隊」「荒城の月」があつて尽くるなき惜別の会も果てたのでありました。当日の参加者八十余名でございました。

三月二十日午後一時より村井支部長宅に於て、本部政治教育部長野村かつ子女史のお話を聴く会を催しました。近来にない盛会にて「女性と政治」のいかに連繋がありいかに深いものであるかを三十一年度政府予算を取上げて、納得の行くまで話して下さいました事は、吾々にとつて実に政治の勉強になりました。特に女性にとつては苦手であるところの「数字」の面に於て、興味深くお話し下さいましたので「学び得たよろこび」に、会員一同感銘を深くしました。

### 武藏野支部

支部三月の催として婦人の市会議員、民生委員PTA副会長をお招きして座談会を開いた。

先づ終戦後武藏野市に於ける婦人の進出状況を報告し、又有権者同盟の今日迄の経過を説明して入会を勧誘した。次に座談会に移り、どこのPTAでも会合の席上で女性がありのまゝの意見が発表されない事が指摘された。選挙に当つてはよい人を選ばなければならない事、民生委員から被保護家庭の状況報告があり、すべての社会生活が、政治に連絡している事を再認識した。終りに市会議員小竹氏より全国婦人議員大会の様子を伺い記念撮影をして散会した。

### 目黒支部

三月二十二日 目黒支部長宅にて本部政教委員長、野村かつ氏を迎え、「国内状勢について」実にわかりやすく、解説いただき、町内防犯婦人部、新生活連絡協議会、同盟支部会員等多数の出席者一同に深い感銘をあたえた。その他、小選挙区制の是非、教育委員の問題等話し合つた。

四月五日は、午後一時より、目黒区役所にて、藤田たき先生を迎えて、公明選挙の講演会を開催の予定。

---

# 慰謝料の請求など
## 泣き寝入りをなくす
### 家事審判法の一部を改正する法律案（政府案）

家庭裁判所が取扱う扶養や離婚、婚約不履行等の争いは、慰謝料の請求取りきめなどをするだけでおわつてしまつて、それがほんとに約束通り履行されているか、どうかまでの権限かなかつたので弱い方の泣き寝入りでふみ倒されたまま済んでしまう事件が多かつた、が去る一月卅一日衆議院に上提された「家事審判法の一部を改正する法律案によると

①家庭裁判所は、約束が果してまもられているかどうかを調査し、義務の勧告をすることができる。②履行を命令することもでき、服さないものには過料制裁をすることができる。③支払う金銭を預つて、その慰謝料の受け渡しの仲介までできる。

右のように、今までウヤムヤに葬られてしまいがちな債務が完全に行えるように改めるものであ[illegible]

ところが、衆議院法務委員会で審議の結果、「義務の履行の調査、勧告を職権のみでやるのは行過ぎのきらいがあるから、権利者の申し出かあつたときにはじめてこの調査勧告をするようにすべき」であるとして修正、全員一致決定してしまつた。

これをきいた同盟及び各婦人団体では別項のような陳情書を、両院法務委員会に提出し、修正の個所を削除し、種々の事情で本人が申出られない場合にも、この法によつて泣きね入りのないようまもられることを願い、原案支持を要望した。

### 陳情書

去る二月十七日衆議院に於て家事審判法の一部を改正する法律案中第十五条の二を修正の上可決されましたが私共は婦人の立場からこの修正に強く反対するものであります

若しこの修正案がそのまゝ成立しましたならば義務の履行状況調査勧告の申出が事実上困難である現状では権利者にとつてこの修正はかえつて不利益であります 殊に権利者の大部分が婦人であることを思いますとき依然として泣き寝入りとなる婦人があとをたゝぬ事を恐れるものであります

この故に先般修正された「権利者の申出があるときは」を削除し政府原案通りに可決されますよう要望するものであります

昭和三十一年三月十日

主婦連合会々長 奥 むめお
大学婦人協会々長 山崎 文
社団法人日本看護協会々長 林 塩
日本キリスト教女子青年会々長 植村 環
日本婦人平和協会々長 上代たの
日本婦人有権者同盟副会長 松生徳子

---

## 本部だより

▽常任委員会＝三月十日、出席＝松生、渡辺、大月、前島、西村、荒巻、加藤しげよの諸姉により、定例常任委員会が開催され、次の事項につき協議決定された。

一、家事審判法一部改正に関する法律案の、衆議院における修正決定について、婦人の権利擁護の立場から、参議院法務委員会に対して、再修正を要望する陳情運動をYWCA、婦人平和協会、主婦連、大学婦人協会、及び看護協会等、諸団体と共に行うこと。

二、国際婦人同盟に関する件。財政活動の特別委員会のメンバーに大月氏を送ることに決定、五十ポンドの会費は個人会員（一人年千円）をふやして、とりあえず同盟負担の額を軽くすること、その為に各支部に個人会員として一名宛加盟するよう要請すること。

註＝国際婦人同盟（日本では、本同盟のみが加盟している。先年大月照江氏がコロンボにゆかれた。詳細は十巻、八号、十一、十二合併号参照）会費は、年額五十ポンドに増加した。団体負担でもよく、団体の中の個人が負担してもよい方法がとられている。加盟なさつた方々には色々な資料が随時おくられる。）

三、国際婦人民主連合会の招待状 二十八日より北京で行われる。同会の役員会への招待）に対しては、此の際、都合に依り参加しないこと。

四、総会期日の件

準備の都合により、七月に延期の意見強し。

▽臨時常任委員会＝三月十六日、於婦選会館、出席＝松生、渡辺、西村、荒巻、落合、加藤しげよの諸氏が集り、次の事項について協議

一、小選挙区制反対運動について先づ、五団体（婦人平和協会、YWCA、大学婦人協会、婦人矯風会、同盟）に呼びかけ、その他の団体にも、巾広く共同運動に協力を求め度い、具体的方法については、各団体の打合せ会を早急に開いて相談すること

二、婦人参政十周年記念行事実行委員会主催の「政治とくらし」の展覧会に資料を出して協力すること。

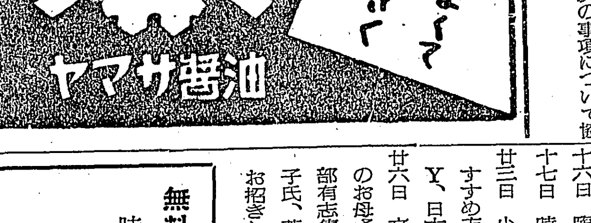

## 東京支部連合會開く

三月二十九日午後一時於婦選会館

出席＝目黒、世田谷、渋谷、文京、新宿、芝浦、ムサシノ支部。本部＝西村、高橋、荒巻、前島、加藤しげよ

協議事項

一、家事審判法の一部改正に対する国会活動の件
一、婦選十周年記念展覧会に組織動員の件
一、小選挙区制反対運動展開の件
一、家族制度復活反対総決起大会参加協力の件（前号参照）
一、財務確立のため前進座観劇券切符取扱いの件
一、各支部に講師を斡旋し前項の運動を各もより会に於てもすすめる件

四月はムサシノ支部に田辺繁子氏を招き家族制度の話をきく。

各支部においても本部に御申し出あれば支部連合会の名に於て講師に交渉致します。

### 事務局日誌より

三月一日—三日 芝女子会館における文部省主催「全国婦人指導者会議」に同盟より政教委員長野村かつ氏講師として出席
四日 参議院選挙対策 於婦人職業協会。野村、荒巻、加藤しげよ氏出席
七日 売春国民募金に渋谷、世田谷支部、事務局出動
十日 定例常任委員会
十二日 「家事審判法」の陳情
十五日 編集会議
十六日 臨時常任委員会
十七日 時局研究会 於婦風会
廿三日 小選挙区制反対の運動のすすめ方協議、市川先生、東京Y、日本Y、平和協会出席
廿六日 文化放送に小選挙区反対のお母さん達の集りとして各支部有志集つて録音。夜は藤原道子氏、藤田たき氏を婦選会館にお招きして売春問題対談を依頼（記事参照）
廿九日 東京支部連合会、政運委員会招集、財政確立のための観劇と国会内の運動に即応して運動をすすめる打合せ
三十日 小選挙区制反対のための婦人団体の集り、於参議員会館 （以上）

### おわび

毎号潤達な筆をふるつて、読者の共感をよんでおりましたあまから帳の、前号「ルールを守れ」とつけたのは、全く、編集子の誤りでありまして、本文と、チグハグの感になりましたことを、お許し願います。多忙と、頭の悪さをあわせて冷汗三斗の思いで御座いました。筆者及び読者諸姉に深くお詫び致します。

無料法律相談及鑑定（民事 刑事）
時間 日曜午前中及夜八時以後
東京辯護士会長
辯護士 三上英雄
杉並区高円寺五ノ八〇二
中央線高円寺駅南口氷川神社前
（38）一二一八

文化服装学院
東京都渋谷区代々木山谷町一八五
電話淀橋（37）五一八一（代表）

生徒募集
入学随時
専任講師 主婦の友 日本経済新聞 講師 岡松喜与子
あさがや
クッキングスクール
阿佐ケ谷南口駅前
TEL（39）四三九三

Published by League of Women Voters of Japan No. 889, Sendagaya 5—chome, Shibuya-ku, Tokyo, Japan

# 「教育委員總辞職」のこえもでる
# 憂うべき新教育二法案
## 参議院の良識に期待

去る四月二十一日、衆議院では、「暁の国会」審議のうちに、社会党そのほかの革新系議員棄権のまま自民党議員だけの賛成二百二十票によつて「新教育委員会法案」と「教科書法案」いわゆる、新教育二法案は可決され、いよいよ参議院に送られ、参議院の「良識」ある審議をまつ段階になつた。之に対しては、先に東大の矢内原教授を始めとする現職の大学総長の反対声明が、関東、関西と呼応しておこり、つゞいて地方の新制大学々長、教授もつゞき、教育委員の総辞職などと、世論あげての大きな反対の渦は捲きおこつたのだが……　では、何故、この問題が、こう大きな問題として扱われているのだろうか。子をもつ母親の立場からも私達は、「教育は時の政治の動向によつて左右されてはならず、教育の制度と方針は政治の外において安定せらるべきだが、最近、文教政策の傾向はこの原則をあやうくするように思われる」と反対声明に見られるように、政府のなそうとしていることがらを知らなくてはならない。四月時局研究会は東大、慶大、日大講師の山本敏夫氏を迎え解説いたゞいた。

### 選挙のための地固め

いま改革しようとする一番の問題点は、教育委員の公選か、任命制かということであります。公選とは、その地区の住民の直接の選挙によつて選出されるわけでありますが、これを改めて、知事、市町村長が、地方の議会の同意を得て任命する、いわゆる任命制ということが大きな争いになつております。それに対しては、いろいろの考えもありますが、公選になつてから比較的進歩的な人が、殊に県や都などの場合なつているのが事実です。というのはその場合県や都が一つの選挙区だから割合組織票がものをいつて出てくる結果になります。もちろん、政党を背景にして立候補することはよくないのですが、自然に大選挙区では革新の票が多いわけです。これは保守党にとつて面白くありません。市町村の場合は多少違つて地域も狭まり、保守的な人が比較的多いのです。露骨にいえば、市町村は今のままでよく、市町村から選ばれたものが間接に選ぶのならよいと、明らかにいまの、保守、革新の勢力を考えていつているのです。こういうわけで、一般投票にすると革新系にしめられてしまうから、任命制にすれば、保守優勢の状態ではこれが反映して安心だというわけです。もう一つ、直接的なことをいうと、参議院選挙を有利にするためには、地方の有力者（知事や市町村長）や議会と結びつかなくてはいけない。つまり地方議会の七、八割を占める教育行政をもつことは、学校丈でなく婦人団体、青年団体にまで力をもつことであつて、たとえば、地方政治の中で、〃橋を直しました〃〃道路がきれいになりました〃といい面だけをスライドにおさめて青年婦人の集りに流すこともでき自分の選挙をねらい、相当の腕をふるうことができるために、知事や、市町村長に、今まで教育委員会に属していた権限をあたえれば大変に喜び、次の参院選挙は相当有利に戦えるとの計算をたてているわけです。

### 其方の都合ばかりは

けれども、其方の都合はよくても、教育を守る立場からすれば默つているわけにはいきません。いまの委員会制度はまだ満七年きりたつておりませんので、ほんとの制度の効果や、妙味ははつきりしていません。けれども、教師や、PTAなど実際に働いている人からは相当理解されて、ようやく機能があらわれ始めようとし、教育が「国民のもの」として考えられようとしているときであるのに、これが通るとなると、政党の政策の影響が教育に及ぶことになつて困るのです。

こんどの法案の中で「三人以上は同一の政党に属してはならぬ」と書いてはあります。しかし、そうすると、二人は政党人であつてよいわけでありますし、これを選ぶ議会、すなわち議員は勿論政党を背景にして選ばれてきた人達であるので、いまは原則として「中立」ということになつているのがかえつて非常に政党色の濃い委員会がつくられる危険性が出てくる純粋に子供のための立場から選ばれたのとは大きな違いであります

### 文部大臣の命令一下

教育長（教員の推薦権や、教科書採択上の実際上の大きな権限をもつている）も今までは、教育委員会が選べばよかつたが、今度は「必ず」政党人である「文部大臣」の承認を得なければいけないとあります。つまり、大臣の気に入らないものはクビになりますので勢い、文部大臣の気にいるようなことをしておく方が安全だということになります。そういう人が、教育長として、全県、全都の教育行政、教員の推薦権までも牛耳ることになるわけです。

更におかしいのは、市町村の場合は、委員は三人でありますが、教育長をその中から一人選ぶことになつています。教育委員は素人でも結構であつて、唯、教育の問題に公平無私に考えられる人ならよいわけでありますが、教育長となると、今までは資格が必要でありましたように、教員や、教科書の事について、専門家でなくてはいけないわけであります。ところが、このように、三人の中から一人を選ぶとなると、誰か一人を手なづければ、ある一人の人が勝手にどういう事も出来、まして、これが町村長の任命となると、この意をうけて、どんなことでも出来る、ということになるのです。

このことは、町村許りでなく、国との関係でも重大な問題として考えられるわけであります。

### 首に縄をつけられて

文部大臣は、行政の面だけでなく教育の内容についても「必要な措置要求が出来る」ということになつていまして、文部大臣の権限が非常に拡大され、今かりに或る地方の教育委員会でやつたことがおもしろくないと思つた場合、「それは教育本来の目的に反するから」こうしろ、あゝしなくてはならぬ」ということが出来るのです。〃本来の目的〃ということが、誰のために何のため具合よくやるのか不明だから、どのようにも拡大解釈が出来るのです。しかも、大臣に要求されて一番働く教育長には大臣の鑑札がついているのですからその通りにやりますし、首に縄をつけられて思うように動かせられるようになつているのです。

前にさわいだ二法案の場合のように、教員が動いても教育委員会が取上げなかつた場合もありましたが、今度は文部大臣から県の教育長を通して圧力をかけるから非常な重圧となるのです。

### 教育の中立は保たれるてしょうか

我々の立場から言つて非常におかしいと思うことは、〃中立を保つ〃とうたいながら逆に中立を侵していくことであつて、教育行政は大変不安定になつてくるということです。即ち、任命制の委員会や鑑札付きの教育長によつて、力をもつている政党の圧力が影響してくることです。今日のような二大政党の対立になつては、政府が変る度に教師や子供が迷惑します。教育学の関係者が等しく「教育を直接の政党に結びつける事をさけなくてはいけない」と叫るところの根底であります。それ許りでなく教育の内容についても同様のことがいえまして社会教育の問題など、時の知事、市町村長の選挙の時の恰好の道具として使われることは明らかであります。

### ねらいはおなじ教科書法案

教科書法も教育委員会法案と切り離して考えられません。文部省の中で同じ局長の下でつくられているので同じ目的で援け合つているのだと思うのです。昨年春の総選挙以来、国定教科書の統一とか民編国管だとか騒がれて来ましたが、その流れが流れて、今度の法案提出に来ているのです。本来なら一ツの科目について何十種類もの教科書があり、都の場合など、各学校ごとに、先生が選んでおり田舎などでも町か市ごと位に何種類かをきめて、その中から地方に適したものをとるという所が多いのですが今度の法案では改めて各県ごとに一種類としています。一つの県では必ず、一課一種類ということになつて、二種類にする場合は大変むづかしい手続きをとることになつているのです。そのことは先生の立場からすると、自分で研究する余地もなく、上から与えられるものをとることは教えにくい許りでなく、研究する意欲をうしない、いきおい不勉強になることはあきらかです。そのほか①大きな会社のものだけが残り②会社同志の競争による内容の研究や工夫を失つてしまい③先生も自分で選ぶのでないから生きいきした教え方の工夫が出来なくなる等々の欠点があげられます。もち論、教科書選定協議会を設け、その選定によつて教育委員会がきめることになつていますし、先生も参加することになつてはいますが、その協議会委員は教育委員会の任命によるものとなつています。具体的にいうと、政党の力で教科書の内容、例えば、〃平和共存〃という言葉を好まない文部大臣だとすれば、それをとり除くことも出来るわけであります。

### 検定という衣きて

又、偏向を防ぐために文部省の中に四、五名の常勤検定員（課目毎に専任出来る人）をおくことになつているが、こうなると、出版社はどうしても通してもらうために、その検定員の気に入るようなものを作る。つまりは〃検定〃という「カクレミノ」をまとつた「検閲」だという事になる。また、教科書をきめる最後の人は教育長となつているが、もし偏向教科書をきめれば、次には選任されぬことをおそれて、やはり文部省の気に入るようにするから政治色は当然教科書とりきめの場合にも出てくる。

私は、教科書までが直接政争にまきこまれるような機構には反対であり、独立した委員会をもつた方がよいと主張してきた。この委員会は、日本学術会議の専門家半数くらいを主にして、残りは文部省側から参加するといつたように内容の基準をはつきり作つた方がよいと思う。〃教科書を安く〃〃古いものが活用出来るように〃〃転校しても使えるように〃という父兄側のねがいは負担を軽く、ということになるが政府はこの声にうまくのつて、「父兄の圧倒的支援」を得たとばかりに検定を強調し、参院選挙の人気取りスローガンとしても大変うまいものであります。

### 防衛費二十分の一て

けれども、教科書を安くするためには、もつと適当な方法があると思うのです。（1）郵税を安くする（雑誌に比べて送料が高すぎる）（二）紙の質について各出版社が適当な価格のところで協定する（今は値段構わず競争でよい紙を使つている）（三）無償配布を実行する。この義務教育教科書を無償にすることは、欧州のほとんどの国、及び東南アジア、中共あたりでは既に行つており、日本でもやる気があれば防衛費の二十分の一も使わずに全国的にやることが出来るのです。

もし一度に出来なければ、要保護世帯又はこれに準ずる世帯の子供に対して先づしたらよいのです。また、今度の改正にあたつては、その他に、取引の不公正、内容の偏向、人名や年度に誤りのあることなどをあげていますが、それらのことは改正の本筋ではなくて、実際には、いまの社会科教科書の内容を変えたいことにあるのです。何故かといゝますと、今の教科書を学んで大きくなつた子供等はおそらく革新派を支持するようになることは明かで、このことは保守派にとつて大きな脅威だからであります。こゝで注意したいことは英国あたりの保守といわれる人達は、今日本の革新派がいつている程度のことは常識としてのみこんだ上での保守だということです。

### 衣の下から鎧

このようにして、「父兄の負担を軽くする」ということから出発した筈の改正の目標は、文部次官が正直にも、「学科の内容を変えることだ」といつたようにすりかえられてきているのです。学科内容を変えることは、教育基本法を改め、やがては憲法を改めねばなりません。去る三月十九日の大学総長の声明と時を同じくして、政府は知事任命制の意図を明かにしています。大臣が知事を任命し、更にその知事が教育委員を任命し、その教育委員会が教育長を任命するといつた関係から、当然、教育行政は政党に支配されるということになる。一つの政党が、絶対正しいと思う考え方で、教育をぬりつぶすことになるのでありまして教育の本来の目的は果されず、教育行政の中立は侵されるのであります。つまり、一般国民の投票によつて主権在民の今日は、当然、PTA教育委員もえらび、その監視によつて、教育行政を行う以外に正しい教育のあり方はないのであります。

（文責記者）

### 全國教育委員会大会

▽日時 五月十八日午後二時より
場所 四谷外濠公園（雨天の際は千駄ケ谷体育会館）
「民主々義の基盤たる教育制度をこわす政府提出の新教委法案を徹底的に紛砕する」と教育団体二十七団体の主催によるもの
▽大会名称―新教委法案反対中央国民大会
▽大会次第
一、経過報告
一、決意表明
一、大会宣言

品質日本一 味がよくて割のきく ヤマサ醤油

家庭の灯油 リリー印
ガソリンはゼネラルチエーンで
ゼネラル物産株式会社

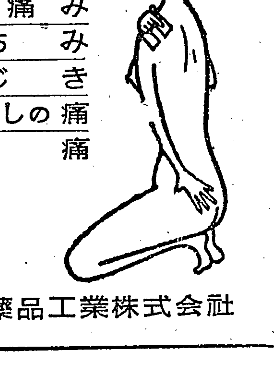

こりと痛みに…
強い浸透力・速い効きめのはり薬！
イチバン
肩のこり
腰の痛み
うちみ
くじき
ふしぶしの痛
頭痛
定価 50円 100円
ニチバン
日絆薬品工業株式会社

---

# 再び婦人を泣かすな
## 家族制度復活反対総蹶起大会

「ふたたび婦人の泣くことのないように、家族制度の復活を防ぎましよう」と、眉宇に固い決意のほどをみなぎらせ、ブラスバンドを先頭に、白いタスキがけ、プラカードをかかげた婦人だけの静かなデモ隊は、午前十時日比谷新音楽堂に勢ぞろいして、午後からの会場、港区公会堂をめざして目抜き通りを整然と行進した。見送る街の人、ビルの窓からは手をふつて応援する若い職場婦人や、激励のテープを投げるところもあり、世間の大きな注目のうちに、本同盟はじめ二十七団体が参加して結成された「家族制度復活反対連絡協議会」主催のもとに、四月二十一日総けつ起大会が開かれた。遠く、北海道、宮崎などの地方から馳せ参じた農村、漁村、職場、家庭、未亡人など約八百人にのぼる盛況であつた。

第一部では、法政大学法学部長中村哲氏の「憲法改正と家族制度復活」についての講演に始まり、押しつけられた憲法だから改正する必要があるというが、今の憲法は、基本的人権に就て規定することが建前であつて、平和的民主主義を強く打ち出している点に特質があるが、これを、旧憲法のように、天皇の名をかりて、一部の軍人や政治家が〃国民〃としての規定を作ろうとしていることは大きな問題であります。また改正案のなかに、「社会生活の単位としての家庭を尊重しなければいけない」といつたことがあげられ、「孝養の義務」を謳つて、家族制度の復活をくわだて、「国家への忠誠の義務」「国土防衛の義務」が、ともに徴兵制実現を期していることは明かであると指摘。

第二部生活報告では、農村の事情を、日青協理事、中村しづえさんは、「長男、長女は家を守る為の義務に押つけられて結婚の自由もなく、続けたい勉強もあきらめている。二男三男は困つても家から面倒をみてもらえない。旧家の名に拘つて娘の恋愛も認めない親達『家風に合わぬ』の一言で実家へ戻される不安な嫁の座」について訴え、家族制度は親たちの人間性までも歪めてしまつたのかと嘆く。

一方、老人の代表は「私の若かつた頃の女の立場と比べたら現在はもつたいない程じあわせだ。昔を恋しがる一部の人達は、自分が時代の波に置き去りにされている点をよく考え直してほしい」と語る。更に農家の嫁の座からは「父の遺産も夫の遺族扶助料も総て姑が切廻している婿家で唯黙々と働き続けてはいるが将来が不安」という声。これらに対して田辺繁子女史は「法律上〃家〃の制度はなくなつていても、現実には『親のいう事をきかないなら結婚の仕度をしてやらない』『財産を分けない』等の例が沢山ある。あと継ぎの子供だけを大切にする考え方も、家族制度が親の愛情まで歪める恐ろしいものだつた、という意味でよく思い出して頂きたい。旧い制度の残りかすを早く除くような啓蒙が必要だ。又農家のお嫁さんの不安は、法律の不備からくるもので婚家の父親が死んだ時、若い嫁が遺産を相続出来るように法や整備すべきだ」と言われる。これに関連してフロアーから「妻に遺産相続の知識がないために、親族会議が強い権力をもつて分配を左右する例、均分相続の権利は無理な気兼ねから放棄する必要はないのだが案外解らない為に家族制度の方が安心だ、という人々がいる」と家裁の調停委員さんはいう。又久米愛子女史は「均分相続とは必ずしも農地を分けることではない。進んだ農村では実質上の均分相続でうまくいつている。旧制度では戸主の恩恵だつた婚資や学資が、相続財産に含まれることは、家族全員の人格を認める観点からも必要なことだ」と均分相続不都合説に一矢を報いて解説。

国会議員を先頭に整然たるデモ行進（田村町附近）

### 働く婦人の場合

「女なるが故に賃金も安く、仕事の質の面でも不平等があり、職場での女の地位は未だ低い。既婚婦人が仕事と家庭を両立させる為の悩みも、周囲のみんなが理解しなくては解決しない」と訴え、ある先生は「再軍備への近道として政府はあらゆる面で民主教育をつぶそうと企てている。折角築いた男女共学の線も切崩されようとしている。赤字財政を口実にする首切勧告でも女は男より十年早く比率も一人に対して十人だ。共稼ぎの場合、合計収入が一定の線をこえると奥さんはやめろ、といわれる。しわよせや圧迫は常に女の上に強いが、原因は総て『女は従属物』と考える点にある。女の地位を守るためにも、民主教育を守らなければ」と強調される。講師の山川菊栄女史は「働く婦人の立場が悪いのは家庭に於ける婦人の地位の低さに続いている。どこの国の女も同様の過程は経てきたのであつて、日本の民主化が不徹底な証拠だから女が団結して民主的でないものに抵抗すると同時に男性の理解協力を必要とする。男女共学の線はその意味でも守らねばならない。組合運動は常に現実に失望した若い人々に新しい力を培つてやる場所でありたい。婦人の労働基準監督官をふやすこと八時間労働の強化で失業者を救う方向にもつてゆくこと等が大切」と論じ、続いて農家の次男に嫁いで戦争未亡人となつた塩見さんは「分家していなかつた為、公文書は[illegible]て親の家へ届き、病気で実家に帰つていた自分は何も知らされず扶助料も夫の遺骨さえも受取る事が出来なかつた。同居しろと両親から命令され、そむけば離婚になる処だつたのを弁護士に相談して免かれ、子供をとり戻すと脅かされて、ノイローゼになつたりしながらも、実家で養生したお蔭で病気を治すことが出来たが、〃不如帰〃のような例は幾らもあつたのだ。戸主権に苦しめられた私は新憲法になつて初めて解放された。昔の苦しみを繰返さぬように、私は家族制度の復活には強く反対する」とうつたえて会場を感動させる。

この他「憲法は新しい権利と共に義務をも規定している。一部の老人達に旧い制度を恋しがらせたりしないように、若い者は自らの義務も充分果し、老人をいたわつてやつてほしい」といつた声などがあり最後に田辺繁子女史は「家族制度は、醇風美俗とは別個のものだ。この制度は、血統で継ぐ男子が家長として、ピラミツド型の頂点にあり、家と財産をもつていて、下につく妻子は総て命令に従う。女はつまらぬものとされ、女が愚かである社会では大変好都合なしくみだつたのである。いかなる美名の下にも、どんな形ででもこの制度を復活すれば、国民全体の人権は蹂りんされるのだという事を、銘記しておいて頂きたい」と結ばれた。

セイロンの香り
日東紅茶
ラッキーカード付
謝恩サービス
集缶¾1缶贈呈

### 法律の守つている

## 女の権利（今と昔）

# 女の一生

すべて国民は個人として尊重されなければならない（憲法13条）

すべての国民は法の下で平等でなければならない（憲法14条）

家族に関する法律は個人の尊厳と両性の本質的平等を基として制定されなければならない（憲法24条）

| | 今の法律 | 旧い法律 |
|---|---|---|
| 娘の権利 | 結婚の成立　男も女も、満二十才になれば自分の自由意思で結婚出来ます（民法七三七条） | 男三十才、女二十五才になるまでは父母の同意がなければ結婚できませんでした。その上、戸主の同意までいりました。相続人は自由に結婚できませんでした。 |
| 妻の権利 | 夫婦の氏　夫と妻が相談してどちらかの氏をえらびます（民法七五〇条）<br>能力　夫も妻も同じです。<br>財産　同等の権利と義務をもち妻は自分の財産は自由につかえ夫婦の財産は共有とみなされます（民法 七六〇、六一、六二条）<br>協力扶助　夫も妻も互に協力しなければならない（民法七五二条） | 妻は夫の「家」にはいるのが原則で個人と個人の結婚ではなかつた。夫が妻の家にはいるのは婿養子の場合だけ。<br>妻は無能力者で、法律上の行為には夫の許可が必要<br>妻の財産も夫に管理され、夫婦の財産も夫のものとみなされた。<br>日常の家事についても夫の代理人であつて、独立では何もできない。 |
| 母の権利 | 親権　子供の養育や、教育をするのは父母の共同の責任です（民法七二五条） | 子供に対しても父だけが親権者でした。父のいないとき、又は親権を行えないときだけ母が親権者になれました。しかし、その場合財産上の行為については親族会のかんとくがいりました |
| 離婚の場合 | 協議離婚　本人同志の自由な意思でできます。（民法七六三条）<br>原因　夫と妻の間に少しも差別はありません。（民法七七〇条）<br>財産分与請求権　夫と妻は離婚のときから二年間、互に財産分与を請求することができます。<br>子の処置　話合いで親権者をどちらかにきめられます。 | 二十五才までは父母及び戸主の同意がいりました。昔の協議離婚は夫の一方的な追出し離婚が普通でした。<br>妻の不貞は何時でも夫からの離婚原因でしたが、夫の不貞は姦通罪で罰せられた時だけ妻の方の離婚原因となりました。<br>妻は、はだかで追出されていました。子供は「家」のものでしたので、父につくのが原則で離婚はいつも母子の別れとなりました。 |
| 老後・相続の場合 | 均分相続　父母の財産はどの子にも平等に分けます（民法九〇〇条）<br>妻は何時でも夫の財産の相続人です（民法八九〇条）<br>1、子供のあるとき―妻は$1/3$。子は男も女も平等に残りの$2/3$を分ける。2、子供がないとき―夫の親や祖父母のあるとき、妻は$1/2$。夫の兄弟姉妹と分けるとき、妻は$2/3$。<br>老後の扶養　老後の面倒は子供全部の責任です（民法八七七条）<br>子供達での面倒をみることについて話合ができなければ、家庭裁判所が事情をよく調べてきめてくれます。 | 家督相続　『家』を継ぐ者だけ財産を全部もらいました。家を継ぐ人は、順位がきまつていて長男が優先し、女の子はいつも後まわしでした。妾の子でも男ならば女の子に優先しました。子供がない場合も家の相続人は親族会がきめました。妻は夫の相続人となることは殆どありませんでした。<br>老後の扶養　老後は大抵財産もなく子の厄介者でした。親の面倒は家を継いだ者がみるときめられていて他の子供は生活が豊かでも知らん顔をすることができました。 |

# 議員生活十年を顧みて
## 婦人参政十周年記念
### 「政治とくらし」展覧会特別室より

婦人参政十周年記念事業の最後を飾る企てとして、四月六日より十一日まで行われた、「政治と暮し」の展覧会々場特別室では、政治に関する懇談会が二日に亘つて開かれた。第一日の十日は、議員生活十年の戸叶里子、山口シヅエ両女史を囲む会、所用のため遅参の両女史を待つ間に市川先生は、「婦人参政十年を省みて、どの位効果が上つたかを数学的に示すことは困難だが、婦選以前よりずつと進歩したと思われる政治は、母子保護と社会福祉に関する制度である。売春問題にしても、今国会に於て、政府が審議会を設け、処罰法案を提出せざるを得ない事態に追いこんだことは、婦人参政の功績である。いまの政府首脳部の中には、売春業者大会に祝詞を贈り、大いにその事業を讃美し、必要事として擁護するといつた人々がいることと考え合せ、非常に興味深いものがある」と述べられた。程なく戸叶女史が、地方講演の場からかけつけられる。十年前の今日、多数の婦人の支持によつて当選の栄をかち得て以来、連続十年よく婦人の立場を守り、男性議員に引けをとらない働きをされた女史を迎え、一同興味深くその言葉に耳を傾ける。

「第一回三十九名という多数の婦人議員は、夫々、婦人有権者の要望である。台所につながる政治、母子保護や社会福祉の問題について、胸ふくらませて登院したが、国会という場所も、意外に封建性は強く、婦人の発言はなかなか許されなかつた。それぱかりでなく酒気をおびた男子議員が暴言をはく。女はおとなしい方が好ましい等と、面と向つてきめつけられ、憤慨にたえなかつた。党を代表して演壇に立つた時は、〃社会党には男がいないか〃と野次られた。この様な空気の中では、実に働きにくゝ、皆様の期待にもそえなかつたし、きびしい批判をうけ、二回三回と数を重ねる選挙毎に仲間がへつてしまつた。然し六年目位から、急速に空気が変り、今ではわざわざ婦人議員の意見をきいてくれる様になつた。これは院外にある多数婦人有権者の自覚によつて、男性方が圧迫を感じてきたためであろう」とむすび、並居る婦人たちに満足と勇気を与え、懇談に入る。小選挙区制反対については、大いに激励。又、婦人層の政治啓蒙について協力を約束する。「社会党だというので、一部婦人会等では締出される場合があるが、私共婦人議員は、母子問題等の共通の事柄は、一生けん命奔走するから大いに利用してほしい。」

また社会活動をする母として、家庭や子供に、どう対処しておられるか。については「母の愛情と、子供等に正しい方向を与えることだと思う。私の場合、よき協力者があつたため、育児、家事をまかせることが出来た。現在二人の子供は、社会人として成長し母の活動を助けてくれている。」と答えられる女史の顔は自信にみちた、ゆたかな母性のほこりに輝いていた。三時半、山口シヅエ女史が頬を紅潮させて、颯爽と会場にあらわれる。健康保険法改正案の採決投票をおえて、かけつけた由

早速議員生活連続十年の弁を述べ、今後の努力をちかつた。

## 私共の立場と目的

一、同盟は政党には中立、選挙には推薦、応援を致しません
一、同盟は婦人の間に婦人有権者としての自覚をよび起し、正しい選挙を行うようすゝめると共に
一、私共が選んだ議員や、議会や政府、政党を見まもり、意見を出したり
一、よい婦人議員や、よい婦人役人が多数出るよう運動します。
一、又民主主義の逆行に反対し婦人の既得権を失わないよう努力します。

# 婦人有權者
WOMEN VOTERS

## 合併号主要目次

第二十四国会について……（一）
おもな法案・条約・協定…（一）
民主教育の危機…………（二）
参議院選挙の反省その他…（二）
雑草は抜かねばならぬ……（三）
不心得な夫に痛い新制度…（三）
本部・支部報告…………（四）
まだ理解されていない理想選挙…
…………………（四）

# 第二十四国会について①

—参議院議員 市川房枝女史にきく—

### 国民も深い関心

第二十四国会は、昨年十二月二十日に召集され、この六月三日迄会期百六十七日の長きに亘つて開かれました。二大政党対立のもとに初めて開かれた国会であつたのと、憲法調査会法案、小選挙区制法案、教育三法案等をはじめとして日本の将来の方向を決定するような幾多の重要法案が、上提審議されたことと相まつて、国民の関心もひとしお深く、極めて重要な意義を持つておりました。

### 残念な会期末の混乱

前半は大した波乱もなく平穏無事予算も無修正で、当初にきめた会期内に成立しました。後半小選挙区制法案をめぐつて両党の対立は俄かに激化し、衆議院での混乱となり、会期末には教育委員会法案をめぐつて遂に参議院までが暴力の場と化し警官隊を議場に引き入れるという事態を惹起したのは既に御承知のとおりで、事態そのものは勿論、その結果として、国民に国会不信の念を強く印象づけたことも亦、まことに残念至極なことです。

### 法案について

会期中に提出審議された法案は全部で二五六件、内訳は内閣提出一七二、議員提出八四となつており、そのうち内閣提出では一四一件が成立、衆議院で一七、参議院で四の案件が継続審議に、九件は審議未了になりました。議員提出のものでは成立二七件、継続審議三六件（衆議院 二六、参議院 一〇）審議未了は三四件となつております。議員提出の中には前国会からの継続審議の分一九件が含まれており、うち四件が成立しました。

条約、協定では例の日比賠償協定をはじめ全部が承認され、予算も三十一年度予算案をはじめ全部が成立しました。

### 成立した重要法案

いわゆる重要法案で成立したものは、

憲法調査会設置法、国防会議構成法、地方教育行政の組織および運営に関する法律（いわゆる新教育委員会法）、同法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律、地方自治法の一部改正法、防衛庁設置法、自衛隊法の各一部改正法、科学技術庁設置法、原子力研究所法、義務教育国庫負担の一部改正法、首都圏整備法、百貨店法などがあります。

### 論争の焦点

小選挙区制法案と新教委会法案

そのうち、日本の将来の方向をきめるほどの重要な意味をもち、又世論のきびしい批判を受けて、国会論争の焦点となつたものは、いわゆる小選挙区制法案と教育三法案のうちの一つである新教育委員会法案でした。その内容と経過については夙に御承知と思いますから省略しますが、前者は要するに自民党の議席を絶対多数にして憲法改正を促進するのがねらいであつただけに、与党側の大修正にもかかわらず遂に審議未了となつたことは、みなさんと同様よかつたと思います。後者は教科書法案、臨時教育制度審議会設置法案（何れも審議未了となつた）の二つと共に、通称教育三法案とよばれたものです。三法案ともに、戦後日本にうち樹てられた教育行政の地方分権と民主的運営を圧しつぶし教育の中央集権化をめざし、軍国主義の国家統制へもつてゆくのがねらいですが、特に問題となつたのがこの新教育委員会法案でした

### 残念な審議のあり方

#### 侵されるか教育の中立性

#### 冷静な運営監視が必要

このように或る意味で戦後の教育を根底から変えるような重要法案を議会史上その例をみない混乱の裡に専門的な論争も少く、意見の歩みよりもなく、又一つの修正も加えずに参議院を通過させてしまつたことは非常に残念であり、反省すべきことだと思います。こんどの法律で具体的に心配される第一の点は、政府が地方自治体の首長を任命し、その知事や市町村長が更に教育委員の任命権をもつことです。これまでは、私ども国民の選んだ教育委員会によつて国家百年のための教育行政が運営されるのが建前でありましたが、任命制になると勢いこどもの教育の上に保守と革新の何れを問わず、偏つた政治的圧力が加わりかねないことを警戒しなければなりません

第二に、文部大臣の「措置要求」をはじめ、都道府県教育長の任命に文部大臣の承認が必要となつた等、文部大臣の発言権が強化拡大され全国の教育行政に中央政府の考えを画一的に押しつけられる道が開けたことです。つまり時の政党を代表する文部大臣、ひいては文部官僚の考え方で、教育を不当に支配するようなことがあつては困るという心配です。多くの学者たちがこの法律に強く反対したのは、そんなことから教育の国家統制、中央集権が復活するのをおそれたからでした。第三には予算面について、従来教育委員会には予算原案送付権と予算執行権が与えられていましたが、新しく任命される教育委員会からは、それらの権限が殆ど奪われてしまうのです。このことから地方財政の赤字を理由に、教育予算が不当に圧迫される事態が起らないとも限りません。そこから先生の数の不足や教材の不足など起らないとはいえず、ひいては父兄の負担にひびいてくることも懸念されるのです。

しかし教育基本法のうたつている原則だけは、どこまでも崩されてはならないのですから、私どもはこの法律の将来の運営に就て一層関心を深め、冷静に監視する必要が痛感されます。

### 婦人関係法律

次に婦人関係のものでは、売春防止法、家事審判法の一部を改正する法律、母子福祉資金貸付法の一部を改正する法律の三件が成立しました。売春防止法は御承知のとおりの経過を辿つて、不完全だとはいえ、ともかく「売春は悪」であることを法文化出来たのは全く世論の勝利であつて、婦人の立場からは特に喜ばしい事です。今後は法律の不備を改正する方向に運動を進めると共に、法の精神の実質化をめざして、ぬかりない手をうちたいものです。第二の法律は、これ迄家裁できめた離婚の慰藉料や扶養料をふみ倒されても泣寝入りしている妻が多かつたので、裁判所が妻に代つて支払いの勧告や命令を出し「家事債務」をとりたててくれる制度をつくりました。

これは、衆議院で「権利者の申出があれば」という字句をつけてしまつたのを、参議院でとろうとして、私たちは大いにがんばり、婦人団体も熱心に陳情した結果、ようやく修正することが出来たのですが、賛成と反対の比率は八対八委員長（社会党）の意見で辛うじて目的を貫くことが出来たのでした。第三の法律は会期末のドタン場で成立しました。

母子福祉資金貸付法の一部改正法

1）家庭の家屋補修費として三万円以内を限度として、年三分の利子で貸付けられるようになつた。2、母子家庭の子女で高校に通学中の者に対し、従来は就学資金として月額七百円が貸付けられたのを、こんどの改正で月額千円に引上げられた。

といつたもので、母と子が身を寄せ合つて生活に苦斗している母子家庭にとつては、幾分かの光明をもたらすものといえましょう。

### 健保法の改正案も流産

審議未了となつたものには、栄典法案、行政改革関係の法案、前述の小選挙区制法案、教科書法案その他があり、例の健康保険法の一部改正案もついに話し合いがまとまらず流産しました。

これにより、健康保険財政は今年も更に約百億円の赤字が予想されており、その収拾のための予算措置に政府はひと苦労だと思います

### 暴力国会について

そもそもの原因は新教育委員会法案に反対の社会党が、法案を通すまいとして引延し策戦に出た。一方是が非でも通そうとする自民党は、数をたのみに無理押しをした、その対立の結果なのですが、対立を更に激化させたのは、従来参議院にあつては中立派であつた緑風会がこんどは少しも対立意見の調整に努めず、全面的に自民党側と同調したために、中立を堅持したのは僅かに純無所属の鮎川、八木両氏と私の三人だけとなり、参議院が全く二つにわれて対立してしまつたからでした。しかも正、副議長の双方とも自民党所属の人なので、幹部や政府の強制に動かされて自民党側を支持し、議会の運営に公正を欠いたことが益々事態を悪くしました。

更にその底流をなす原因としては六月三日で議員の半数は任期満了となるために、それ以上会期の延長が出来なかつたことでした。このことは自民党にとつては、あくまで会期中におし通そうとする焦りとなり、社会党にとつては、うまくゆけば法案は流せるのだ、という考え方から、双方に無理押しの拍車をかけた点も見落せません。社会党の暴力がきびしく批判されましたが、多数の横暴も同じく厳格に批判されるべきです。

ともあれ参議院が議会史上初めてともいうべき抗争の場と化したことは事実であり、いかなる理由にもせよ、国会での暴力は許せないことです。私は勿論教育委員会法案には反対ですから、審議未了を希望していましたが、だからといつて限度をこしたやり方には絶対賛成出来ませんので、議場内ではどちらにもつかず、終始自分の良心に従つて行動しました。

### 正・副議長の黨籍離脱を申入れ

暴力国会を通して考えさせられることは、現在の参議院が次第に政党化してきて、本来あるべき性格を見失い、衆院の弟分のような形になりかけていることです。

衆議院は政党同志がそれぞれの政策を掲げて争う場となるために、ゆきすぎて不当な決定をしてしまつたり、或いは最近のように多数党が数にものをいわせて、世論を無視した法律をつくつてしまうことも屡々起きてきます。その時、冷静に片よらず、公平な判断を下し、ブレーキをかけるのが、参議院本来の役目なのです。衆、参両院は、車の両輪のように相補つてはじめて、二院制の妙味を発揮し、そこにこそ、民主政治は健全に育つのです。第二院といわれますが決してその役割を軽く視ることはできません。

参議院がその本来の役目を果すためには、衆議院とは自ら異つた超党派的な性格が要求されますから、政党色はないことが望ましいわけです。まして公正に議会を運営すべき立場の正、副議長には特にこうした条件が強く要求されるわけで、こんどの事態に鑑みて、純無所属の立場にある鮎川義介氏八木幸吉氏と私の三人は「参議院の議長、副議長は党籍を離脱してもらうこと、又これを慣例として貰いたいこと」を文書を以て申入れたのでした。（文責はすべて記者にあり）

## 第二十四国会を通過した おもな 法案と條約・協定

◇憲法調査会設置法　自民党の議員提出、五月十九日成立。全文十一条と付則から成り、骨子は次の通り。①調査会は内閣に設置され現行憲法に検討を加え、調査審議した結果を、内閣及内閣を通じて国会に報告する②調査会は委員五〇人以内で組織され、国会議員三〇人、学識経験者二〇人で構成委員は非常勤とする③調査会に学識経験者からなる専門委員と幹事を置き、首相が任命する④調査会に事務局をおき、局長は首相が任命、職員は七人とする。とあり、政府与党がこれを基盤に改憲を断行し、日本の再軍備を合法化するねらいでいたことは明らかだが参院選挙の結果、国会で護憲派が三分の一以上の勢力をしめたために、社会党内には憲法調査会へ加入すべきでないという主張が強まり、一応超党派のたてまえをとつた同会は、有名無実化するのではないかとみられている。発足は八月初めの予定。

◇国防会議構成法　防衛庁発足の廿九年以来懸案とされた法案で三年越しに陽の目をみたわけ。

国防会議は総理大臣を議長とし副総理、外務、大蔵の各相、防衛経済企画各庁長官の関係により構成される。今後日本の国防方針、防衛計画ならびに防衛産業の大綱防衛出動の可否、その他国防上必要と認められる事項につき総合的審議を行う。この国防会議に防衛六カ年計画をかけて正式決定する筈であるが、憲法改正が三年間不能となつたことは国防会議の運営上大きな支障となり、防衛六カ年計画も再検討が必要になる模様。

この法律は七月二日公布施行となり、同日国防会議は発足している

◇日本原子力研究所法—この法案審議の際、政府側は「国立研究所」として政府の強い監督下におきたい意向であつたが、正力国務相らの反対により結局「民間資金が参加出来る特殊法人」つまり日銀のような性格のものとなつた。資本金は、国庫負担分二億五千万円のほか、民間資金約二億円を期待役員は政府が任命し、理事長一名副理事長一名、監事二名。役員は国会議員、政府、政党職員、民間の営利団体役員（直接利害関係ある）との兼務を禁じられている。

◇科学技術庁設置法—三月二十六日の国会で可決され、五月十九日科学技術庁が発足した。主に自然科学部門の科学技術行政を総合的に推進するために新設されたもの因みにこの新設計画は第二次吉田内閣当時からのものだつた。

◇特定物資輸入臨時措置法—通称バナナ法。バナナ、パイナップル罐詰など特定物資の輸入で暴利を得ている業者から、利益の一部を国庫に吸い上げて、電源開発、住宅建設などの資金にあてようという目的の法律。適用の対象はバナナ、パイ罐、腕時計、スジコの四品目となつている。入札制度をとり、差益金を国庫に納入させる方式であるが、その間、業者と政治家の間の怪しい取引が行われたりして政治資金集めの手段にされては困るということで、社会党が問題にした因縁つきの法案であつた。

◇百貨店法—デパートの事業活動を制限して中小商業者を保護しようというもの。六月十六日から施行されている。閉店時間、休業日数を規定する他、新築や拡張に制限をつけている

◇所得税法改正法—サラリーマンの税負担が、この法律でほんの少し軽くなる。即ち給与所得のうち従来は課税を控除される部分は、収入の一五%、最高六万円であつたものを、二〇%、八万円まで引上げられた。七月一日から実施されている。例をあげれば、収入一万五千円の独身者は月額一五〇円減税。二万円で夫婦と子供三人の五人家族では、従来八七円の所得税がかかつていたのが掛らなくなるといつた程度。

◇未帰還者留守家族援護法改正法—現行法では兵役中病気にかかつたまま引揚げた者の家族に対し、廿八年から三年間、留守家族手当を支給し、無償で病気を治してやることになつていた。その期限が七月末切れるが、病人の大部分が結核患者なので未だ全快しないものが多く、そのため三年間猶予期間を延長することにしたもの。

◇首都圏整備法—六月九日から施行されている。従来の首都建設委員会に代つて、首都圏整備委員会がバトンをうけつぎ、地下鉄の整備建設、高速道路建設（自動車交通を円滑化する目的）都市の高層化（土地を有効に使うため）、緑地帯の整備、首都建設計画の実施などの事業を推進する筈になつている。

◇日比賠償協定（五月九日調印、六月三日国会承認）周知の通り日本が第二次大戦中比国に与えた損害に対する賠償をとりきめたもので、これにより日本は比国に対し五億五千万ドル相当の役務及び資本財を二十年間に支払わねばならない。

（最初の十年間に年平均二千五百万ドル、後の十年間に年三千万ドル）しかしこの協定発効により、日比間の国交は正式に回復し、大使の交換がなされる筈。

他に日米農産物協定、日米技術協定、日濠、日印、日仏の各航空協定。カンボジアとの友好条約等。

× × ×

---

# もより会ひらく 各支部活動さかん

### 坂城支部

去る三月十二日元会長藤田たき先生の講演会は、公民館はじまつて以来という盛会で、二階がおちはしないかと心配された程の集りになりました。地元の婦人会、青年会など本腰で協力をして下さり藤田先生が、同盟のはたらき、政治のことなど、大変わかりやすいお話で、啓蒙はいうに及ばず、今後の私達の活動の上にも大きなプラスになつたことでした。

藤田先生はじめ、みなさまに厚くお礼申しあげます。

また、先日大英寺に会員二十名許り集つて、唄も踊りも出るたのしいお花見をひらきました。このごろ新聞を見るたびに、小選挙区制、教育二法案など、わたくし達婦人もしつかりしなければならない、大事な峠に立たされているのだと覚悟を新に致しますが、こんなとき私たちで出来ることは一人でも多くの人と話をして共鳴者をふやし、世の中をよくしてゆきたいと思うことです。それにしてもたつた一人の人でも、話合つて、納得してもらつて、会員をふやすことのむづかしさを思つております。が、先日の講演会以来、支部会員みな様の熱心なお骨折りで、二人、三人とボツボツ会員がふえていることは有難いことです。今月から「会場持廻りの件」がきまりましたので、今までよりも充分にお互の意見を交換し合い会の発展のたすけになることとよろこんでおります。

（四月廿日森）

### 武蔵野支部

過日の東京支部連合会において決定の通り、四月の支部の催しとして十四日午後一時半より第四小学校講堂において、田辺繁子先生玉城肇先生（武蔵野市教育委員民族史の研究家）のお二方を御招きして「家庭を明るくするには、こうしたらよいか」。「近代社会における家族の意義」という演題のもとに、婦人週間記念の集いを開催いたしました。

当日は時局研究会と重りまして各支部の方に御出席いただけませんでしたが、本部より荒巻常任、文京支部より支部長他お二人の方が応援にお出下さり、丁度PTAの会など各学校において開かれました為、参会者は百名位でございましたが盛会に終ることが出来ました。

田辺先生は「明るい家庭を作るにはまず婦人が無意識のうちに押しつけられている家族制度から解放されなければならないし、又貧困、結婚難、住宅難を社会的に解決しなければならない」と人権の尊重という基本的な問題から実例を挙げて、わかり易く順々と説かれお母様方も感銘深い、よいお話を伺つたと、とても喜んでおられました。

続いて玉城先生は「近代社会における家族の意義」という事に重点をおかれ、家族制度が如何に子供達にゆがめた物の考え方をさせているか、親子夫婦の愛情が如何に恩恵的、支配的になつているかを、学者の立場から説かれ家族の問題は社会的、経済的、政治的に解決されねばならないが、近頃の家族制度復活の動きに対しては、主婦自らがはつきりした態度と決意とをもつてあたらなければならないと述べられました。

これに対し質問、討論があつて四時すぎに散会いたしました。

### 世田谷支部

五月二日、区内でも豪農と知られる斎田邸で、支部と区内の婦人の集り、ときわぎ会共催でこのたび副支部長湯川隆子氏、前委員内山コト氏がPTAアメリカ視察団の一員として、五月二十四、五の両日サンフランシスコで開かれる全米PTA大会に出席のため渡米することになり、壮行会をかねた会合をひらく。折よく市川先生、藤田たき先生に御出席願い、市川先生より国会の報告をかねて、参議院のあり方、在米生活の長い藤田先生からは、次の様な親切なお話を聞かせていただいた。はじめて我が子を遠い旅に出すときの私達母親と変りないように、ユーモアを交えた中に、急所をはづさず渡米の心構えや、細かい御注意は、売春問題や、婦人問題で鋭い御意見を吐く先生と違つた一面を知つて行く方は勿論、集つた七十余名のお母さん達にとつても、たのしい意義ある和やかな会でありました。

#### はじめて外國へ ゆく方々に

二年程前、比島から上院議員のペクソンさん（婦人）が来日され日本ユネスコの国際委員会でお茶の会を開きました。その

時はどういうものか各委員長だけが話をすることになつていたのですが、その日青少年委員会では委員長が欠席だつたため副委員長の村岡花子さんが発言しました。続いて同席した、もう一人の婦人である私にもしゃべれということで、何でもないようなことを発言したのです。と、ところが、女である故に、その何でもないことが印象に残つて非常に見直されたという事です。戦後婦人達の何でもない言葉であつても、誠のある言葉が、にくしみをなくし、国際親善にどれほど役立つたかしれません。この度は、PTAの視察だそうですが、現在PTA活動はほとんどが女の人が実際にやつています。英語が出来なくても眼で見、感じたことがどんなにか大きな成長になるでしよう。ただ気をつけることは、何かきかれたときイエスとノーをはつきりすること、考えを明かにすることです。また日常のことで守つてほしいことは招待をうけた時は、必ず時間をまもる事です。早くても、おそくとも失礼で、思いやりの心を働かせることです。そして招待された翌日は、電話なり、手紙でお礼をいう。お土産は、日本人はあまりあげすぎるので、何のために出すかと思われますよ、丸帯一本を差上げるより、卓におくように、ピアノの上におくように幾つにも小さく切つて差上げても大変よいおみやげになるのですもの日本といろいろちがいますからよく考えることです。それから行く前に簡単にその国の歴史をよんで、予備知識をもつていた方が、非常に便利ですよ。飛行機に始めての方もありましょうが、一寸も心配いりませんよ。水平にとんでね、上るときと下りるときだけベルトを結ぶ必要がありますがね。とに角、何にも心配しないでね、沢山の期待をかけすぎないで、ゆつたりと眼に入るもの、耳できいたものを覚えて、帰つてから、米国に関するしろうとする意慾を助けるのに役立つのです。高層建築の華かなニューヨークにも、まるでゴミだらけの所もあるのですよ、悪い所も勿論見てこなくてはなりませんが、良いところを見てきて、今後の個人や、団体の成長に役立せたらよいと思います。

### 杉並支部

四月二十五日午後六時半より杉並法人会館に於て参議員議員市川房枝先生、前労省婦人少年局長藤田たき先生の両先生をお招きして国会報告と婦人問題講演会を開催した。折悪しく雨風強く出足をはばまれ折角の催しに残念であつたがこの天候を冒して集まられた七十名の熱心な方々に対して主催者側として感謝したい。最近の社会情勢は益々私共の予断を許さず小選挙区制、ひいては憲法改正、家族制度の復活或は教育委員会法案、売春禁止法案など国会での成行きを市川先生より懇切にお話いただき、ことに参議院のあり方につき衆議院と異なるところを説かれこの頃の参議院が其特質を失いつつあることをなげかれた。家事審判法一部改正についても聴衆のもとめに応じて結局は政府原案にもどそうと衆議院案を修正すべく市川先生初め社会党、緑風会議員の努力せられたにも拘わらず多数の力によつて目的を達せられなかつたことをお話いただき、また藤田先生より局長御在任中の内職婦人の実情や売春禁止法案をめぐつてそのいきさつを伺い、結局はもつともつと社会福祉法のゆき亘ることを念じ、私共婦人が目ざめ、一票を正しく行使することに帰することを今さらのように感じたのであつた。

講演会後茶話会を開き懇談の後散会した。

## 本部通信

四月二日　小選挙区制反対婦人連絡協議会では国会に陳情を行う根本官房長官、太田自治庁長官に面接、陳情書を手交、野村常任、西村会計参加

七日　婦人参政十周年記念行事実行委員会主催の展覧会場に参加

前記協議会では小選挙区制の解説をきゝ今後の運動打合せ、講師＝朝日新聞政治部熊倉正彌氏

十二日　前記協議会として地元文京支部に対し、鳩山首相宅訪問の上、小選挙区制反対の婦人の意志を表明する様依頼、直ちに音羽御殿を訪ね薫子夫人に面接、要望書提出

十四日　時局研究会（二面参照）

十八日　売春禁止法制定促進委員会に加藤しげよ常任出席

十九日　前記協議会では、有楽町にて小選挙区制反対のビラ三万枚を通行人に手交して与論の喚起につとめた。野村常任、西村会計、世田谷支部参加

二十一日　家族制度復活反対総けつ起大会に会員多数の動員にて街頭にデモ行進をなす

二十三日　公明選挙連盟の打合せ会に高橋常任出席

二十四日　護憲連合会合に加藤（し）常任出席

二十八日　常任委員会＝後六時於婦選会館　出席＝松生、西村、大月、高橋、荒巻、野村、加藤（し）

（一）武田製薬提供の婦人の時間（日本放送、毎週土曜十一時十五分より十五分間、期間は今のところ限られていない、内容は各団体にて自由、参加団体＝主婦連、地婦連、東京Y、平和協会、大学婦人協会、同盟）に、六月は選挙をひかえて同盟が受持つ事に定め、野村常任、世田谷支部長中村喜美子氏に依頼し、打合せ及び内容検討一任ときまる

（二）選挙対策を急ぐこと、リーフレット及びビラの原稿作成につき、野村、加藤（し）責任をもつこと

（三）小選挙区反対街頭署名の件につき協議会を招集し打合せること、野村、西村責任

（四）売春問題　国会に働きかける、自民党政調会、各党代議士に要望書提出のこと、高橋、加藤（し）責任

（五）支部連合会急ぎ招集のこと五月八日に決定

（六）総会日取りの件（別項）

（七）国際連絡委　パキスタン、ダカに於ける展覧会出品の件につき中野支部、前常任松崎初枝氏に委員長大月氏より委嘱の件承認、八月迄に送ること（国内特有の手工芸品）

（八）労働省婦人課主催、インドネシア婦人（婦人団体幹部及び雑誌編輯者）との懇談会　五月四日国際文化会館、加藤（し）出席

☆ ☆

## 藤田たき推薦会について

第廿回通常国会は政府与党の方針通り六月三日迄延長されることは殆んど確定的となりました。公職選挙法第三十二条第二項により今回の参議院選挙は閉会の日から三十一日以後、三十五日以内に行われる事になります。

従つて選挙期日は七月八日頃が確定的となりました。この参議院選挙に備えて保守、革新とも既に公認候補を発表し各地に前哨戦が始まつています。

新聞も日々これを報道していますが、毎日新聞（五月七日付）に本同盟に関し次の記事がみられました。即ち「地方区の情勢」と題し、東京…「新人としては前労働省婦人少年局長藤田たきが革新系無所属として婦人有権者同盟の推薦で出馬することが予想されている…」

ところが本同盟は会則として〃特定候補の推薦応援は出来ない〃ことになつており、恐らく次の事実が誤まり伝えられたものでありましよう。それは去る四月廿八日、婦選会館に於て有志が相寄り、「理想選挙でよい婦人を国会へ送る為」相談会を行いました。その結果満場一致「藤田たき氏」を推薦する事となり、同氏の承諾を得て「藤田たき推薦会」が発足したものであります。推せん会会員には勿論同盟前会長藤田氏を敬慕する有権者同盟会員有志も含まれていた事から前記のような記事が掲載されたものと思いますので、ここに同盟機関紙上をもつて一般新聞の誤報を訂正致します。

## 新會員紹介

（十二月廿一日以降）

阿部里子、木村キノ、塚原幸子（以上会津支部）岡村コタキ、馬場烈子、遠藤ミキ、野飼孝葉（以上芝浦支部）横山紀子、志村しづ、坪井和江、菊地やえ、榎本菊枝（以上世田谷支部）鈴木リン、内野雅子、佐々木千代、佐々木敏子（以上秋田支部）長橋タケ、井桁静、栗山和子（以上渋谷支部）山本多賀子（京都支部）宇尾喜子（札幌支部）辻藤たづえ、武井愛子（以上ムサシノ支部）浜田茂子、青井石子（以上杉並支部）長野都留子（新宿支部）土肥うめ、西脇千枝森山須磨子、中野千歳、山口勇子阿部けい、高野喜代子、山口文子桑野静、田中キン、竹島勝子、越智睦子、中林澄子、沼田いせ子、橋本美枝子（以上本部）

× × ×
× × ×

東芝
電氣洗濯機
廉価な普及型
VI—3型
23,500円
Toshiba

有権者同盟会員の店
コールドパーマ・御婚禮御着付
その他美容一般
☆最寄りのお方はどうぞ………
平井美容室
永田由起
本店 国電平井駅前
電話（68）六二四五
支店 墨田区寺島八九〇

専任講師
主婦の友 日本経済新聞 講師 岡松喜与子
宮内彰子
伊藤京子
生徒募集
入学随時
あさがや クッキングスクール
阿佐ケ谷南口駅前
TEL（39）四三九三

Published by League of Women Voters of Japan No. 889, Sendagaya 5-chome, Shibuya-ku, Tokyo, Japan

# もより会ひらく 各支部活動さかん

## 坂城支部

去る三月十二日元会長藤田たき先生の講演会は、公民館はじまつて以来という盛会で、二階がおちはしないかと心配された程の集りになりました。地元の婦人会、青年会など本腰で協力をして下さり藤田先生が、同盟のはたらき、政治のことなど、大変わかりやすいお話で、啓蒙はいうに及ばず、今後の私達の活動の上にも大きなプラスになつたことでした。藤田先生はじめ、みなさまに厚くお礼申しあげます。

また、先日大英寺に会員二十名許り集つて、唄も踊りも出るたのしいお花見をひらきました。このごろ新聞を見るたびに、小選挙区制、教育二法案など、わたくし達婦人もしつかりしなければならない、大事な峠に立たされているのだと覚悟を新に致しますが、こんなとき私たちで出来ることは一人でも多くの人と話をして共鳴者をふやし、世の中をよくしてゆきたいと思うことです。それにしてもたつた一人の人でも、話合つて、納得してもらつて、会員をふやすことのむづかしさを思つておりますが、先日の講演会以来、支部会員みな様の熱心なお骨折りで、二人、三人とボツボツ会員がふえていることは有難いことです。今月から「会場持廻りの件」がきまりましたので、今までよりも充分にお互の意見を交換し合い会の発展のたすけになることとよろこんでおります。（四月廿日森）

## 武蔵野支部

過日の東京支部連合会において決定の通り、四月の支部の催しとして十四日午後一時半より第三小学校講堂において、田辺繁子先生玉城肇先生（武蔵野市教育委員民族史の研究家）のお二方を御招きして「家庭を明るくするにはどうしたらよいか」。「近代社会における家族の意義」という演題のもとに、婦人週間記念の集いを開催いたしました。

当日は時局研究会と重なりまして各支部の方に御出席いただけませんでしたが、本部より荒巻常任、文京支部より支部長他お二人の方が応援にお出下さり、丁度PTAの会など各学校において開かれました為、参会者は百名位でございましたが盛会に終ることが出来ました。

田辺先生は、「明るい家庭を作るにはまず婦人が無意識のうちに押しつけられている家族制度から解放されなければならないし、又貧困、結婚難、住宅難を社会的に解決しなければならない」と人権の尊重という基本的な問題から実例を挙げて、わかり易く順々と説かれお母様方も感銘深い、よいお話を伺つたと、とても喜んでおられました。

続いて玉城先生は「近代社会における家族の意義」という事に重点をおかれ、家族制度が如何に子供達にゆがめた物の考え方をさせているか、親子夫婦の愛情が如何に恩恵的、支配的になつているかを、学者の立場から説かれ家族の問題は社会的、経済的、政治的に解決されねばならないが、近頃の家族制度復活の動きに対しては、主婦自らがはつきりした態度と決意とをもつてあたらなければならないと述べられました。

これに対し質問、討論があつて四時すぎに散会いたしました。

## 世田谷支部

五月二日、区内でも藪殿と知られる斎田邸で、支部と区内の婦人の集り、ときわぎ会共催でこのたび副支部長湯川隆子氏、前委員内山コト氏がPTAアメリカ視察団の一員として、五月二十四、五の両日サンフランシスコで開かれる全米PTA大会に出席のため渡米することになり、壮行会をかねた会合をひらく。折よく市川先生、藤田たき先生に御出席願い、市川先生よりの国会の報告をかねて、参議院のあり方、在米生活の長い藤田先生からは、次の様な親切なお話を聞かせていただいた。はじめて我が子を遠い旅に出すときの私達母親と変りないように、ユーモアを交えた中に、急所をはづさず渡米の心構えや、細かい御注意は、売春問題や、婦人問題で鋭い御意見を吐く先生と違つた一面を知つて行く方は勿論、集つた七十余名のお母さん達にとつても、たのしい意義ある和やかな会でありました。

### はじめて外國へゆく方々に

二年程前、比島から上院議員のペクソンさん（婦人）が来日され日本ユネスコの国際委員会でお茶の会を開きました。その時はどういうものか各委員長だけが話をすることになつていたのですが、その日青少年委員会では委員長が欠席だつたため副委員長の村岡花子さんが発言しました。続いて同席した、もう一人の婦人である私にもしやべれということで、何でもないようなことを発言したのです。ところが、女である故に、その何でもないことが印象に残つて非常に見直されたという事です。戦後婦人達の何でもない言葉であつても、誠のある言葉が、にくしみをなくし、国際親善にどれほど役立つたかしれません。この度は、PTAの視察だそうですが、現在PTA活動はほとんどが女の人が実際にやつています。英語が出来なくても眼で見、感じたことがどんなにか大きな成長になるでしよう。ただ気をつけることは、何かきかれたときイエスとノーをはつきりすること、考えを明かにすることです。また日常のことで守つてほしいことは招待をうけた時は、必ず時間をまもる事です。早くても、おそくとも失礼で、思いやりの心を働かせることです。そして招待された翌日は、電話なり、手紙でお礼をいう。お土産は、日本人はあまりあげすぎるので、何のために出すかと思われますよ、丸帯一本を差上げるより、卓におくように、ピアノの上におくように幾つにも小さく切つて差上げても大変よいおみやげになるのですもの日本といろいろちがいますからよく考えることです。それから行く前に簡単にその国の歴史をよんで、予備知識をもつていた方が、非常に便利ですよ。飛行機に始めての方もありましようが、一寸も心配いりませんよ。水平にとんでね、上るときと下りるときだけベルトを結ぶ必要がありますがね。とに角、何にも心配しないでね、沢山の期待をかけすぎないで、ゆつたりと眼に入るもの、耳できいたものを覚えて、帰つてから、米国に関するしろうとする意慾を助けるのに役立つのです。高層建築の華かなニューヨークにも、まるでゴミだらけの所もあるのですよ、悪い所も勿論見てこなくてはなりませんが、良いところを見てきて、今後の個人や、団体の成長に役立せたらよいと思います。

## 杉並支部

四月二十五日午後六時半より杉並法人会館に於て参議員議員市川房枝先生、前労省婦人少年局長藤田たき先生の両先生をお招きして国会報告と婦人問題講演会を開催した。折悪しく雨風強く出足をはばまれ折角の催しに残念であつたがこの天候を冒して集まられた七十名の熱心な方々に対して主催者側として感謝したい。最近の社会情勢は益々私共の予断を許さず小選挙区制、ひいては憲法改正、家族制度の復活或は教育委員会法案、売春禁止法案など国会での成行きを市川先生より懇切にお話いただき、ことに参議院のあり方につき衆議院と異なるところを説かれこの頃の参議院が其特質を失いつつあることをなげかれた。家事審判法一部改正についても聴衆のもとめに応じて結局は政府原案にもどそうと衆議院案を修正すべく市川先生初め社会党、緑風会議員の努力せられたにも拘わらず多数の力によつて目的を達せられなかつたことをお話いただき、また藤田先生より局長御在任中の内職婦人の実情や売春禁止法案をめぐつてそのいきさつを伺い、結局はもつともつと社会福祉法のゆき亘ることを念じ、私共婦人が目ざめ、一票を正しく行使することに帰することを今さらのように感じたのであつた。

講演会後茶話会を開き懇談の後散会した。

## 本部通信

四月二日　小選挙区制反対婦人連絡協議会では国会に陳情を行う根本官房長官、太田自治庁長官に面接、陳情書を手交、野村常任、西村会計参加

七日　婦人参政十周年記念行事実行委員会主催の展覧会場に参加

前記協議会では小選挙区制の解説をきゝ今後の運動打合せ、講師＝朝日新聞政治部熊倉正彌氏

十二日　前記協議会として地元文京支部に対し、鳩山首相宅訪問の上、小選挙区制反対の婦人の意志を表明する様依頼、直ちに音羽御殿を訪ね薫子夫人に面接、要望書提出

十四日　時局研究会（二面参照）

十八日　売春禁止法制定促進委員会に加藤しげよ常任出席

十九日　前記協議会では、有楽町にて小選挙区制反対のビラ三万枚を通行人に手交して与論の喚起につとめた。野村常任、西村会計、世田谷支部参加

二十一日　家族制度復活反対総けつ起大会に会員多数の動員にて街頭にデモ行進をなす

二十三日　公明選挙連盟の打合せ会に高橋常任出席

二十四日　護憲連合会合に加藤（し）常任出席

二十八日　常任委員会＝後六時於婦選会館　出席＝松生、西村、大月、高橋、荒巻、野村、力藤（し）

（一）武田製薬提供の婦人の時間（日本放送、毎週土曜十一時十五分より十五分間、期間は今のところ限られていない、内容は各団体にて自由、参加団体＝主婦連、地婦連、東京Y、平和協会、大学婦人協会、同盟）に、六月は選挙をひかえて同盟が受持つ事に定め、野村常任、世田谷支部長中村喜美子氏に依頼し、打合せ及び内容検討一任ときまる

（二）選挙対策を急ぐこと、リーフレット及びビラの原稿作成につき、野村、加藤（し）責任をもつこと

（三）小選挙区反対街頭署名の件につき協議会を招集し打合せること、野村、西村責任

（四）売春問題　国会に働きかける、自民党政調会、各党代議士に要望書提出のこと、高橋、加藤（し）責任

（五）支部連合会急ぎ招集のこと五月八日に決定

（六）総会日取りの件（別項）

（七）国際連絡委　パキスタン、ダカに於ける展覧会出品の件につき中野支部、前常任松崎初枝氏に委員長大月氏より委嘱の件承認、八月迄に送ること（国内特有の手工芸品）

（八）労働省婦人課主催、インドネシア婦人（婦人団体幹部及び雑誌編輯者）との懇談会　五月四日国際文化会館、加藤（し）出席

☆

☆

## 藤田たき推薦会について

第廿四回通常国会は政府与党の方針通り六月三日迄延長されることは殆んど確定的となりました。公職選挙法第三十二条第二項により今回の参議院選挙は閉会の日から三十一日以後、三十五日以内に行われる事になります。

従つて選挙期日は七月八日頃が確定的となりました。この参議院選挙に備えて保守、革新とも既に公認候補を発表し各地に前哨戦が始まつています。

新聞も日々これを報道していますが、毎日新聞（五月七日付）に本同盟に関し次の記事がみられました。即ち「地方区の情勢」と題し、東京…「新人としては前労働省婦人少年局長藤田たきが革新系無所属として婦人有権者同盟の推薦で出馬することが予想されている…」

ところが本同盟は会則として〃特定候補の推薦応援は出来ない〃ことになつており、恐らく次の事実が誤まり伝えられたものでありましよう。それは去る四月廿八日、婦選会館に於て有志が相寄り、「理想選挙でよい婦人を国会へ送る為」相談会を行いました。その結果満場一致「藤田たき氏」を推薦する事となり、同氏の承諾を得て「藤田たき推薦会」が発足したものであります。推せん会会員には勿論同盟前会長藤田氏を敬慕する有権者同盟会員有志も含まれていた事から前記のような記事が掲載されたものと思いますので、ここに同盟機関紙上をもつて一般新聞の誤報を訂正致します。

## 新會員紹介

（十二月廿一日以降）

阿部里子、木村キノ、塚原幸子（以上会津支部）岡村コタキ、馬場烈子、遠藤ミキ、野飼孝葉（以上芝浦支部）横山紀子、志村しづ、坪井和江、菊地やえ、榎本菊枝（以上世田谷支部）鈴木リン、内野雅子、佐々木千代、佐々木敏子（以上秋田支部）長橋タケ、井桁静、栗山和子（以上渋谷支部）山本多賀子（京都支部）宇尾澄子（札幌支部）辻藤たづえ、武井愛子（以上ムサシノ支部）浜田茂子、青井石子（以上杉並支部）長野都留子（新宿支部）土肥うめ、西脇千枝森山須磨子、中野千歳、山口勇子阿部けい、高野喜代子、山口文子桑野静、田中キン、竹島勝子、越智睦子、中林澄子、沼田いせ子、橋本美枝子（以上本部）

× × ×

× × ×

× × ×

有権者同盟会員の店
コールドパーマ・御婚禮御着付
その他美容一般
☆最寄りのお方はどうぞ………
平井美容室
永田由起
本店　国電平井駅前
電話（68）六二四五
支店　墨田区寺島八九〇

専任　師
主婦の友
日本経済新聞
講師　岡松喜与子
宮内彰子
伊藤京子
生徒募集
あさがや
クッキングスクール
入学随時
阿佐ケ谷南口駅前
TEL（39）四三九三

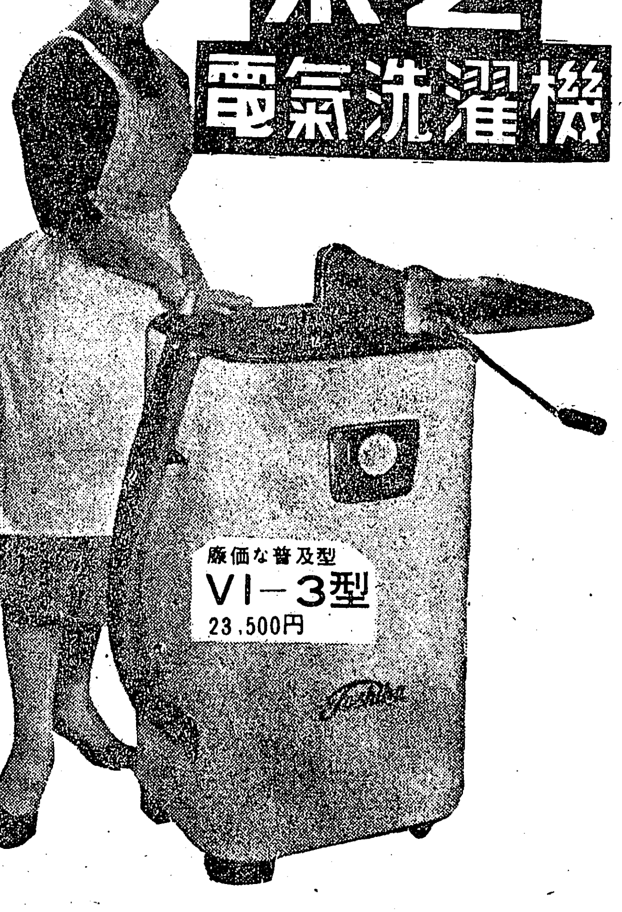

Published by League of Women Voters of Japan No. 889, Sendagaya 5-chome, Shibuya-ku, Tokyo, Japan

---

(1) 第11巻6・7合併号 （昭和22年8月21日第三種郵便物認可） 婦人有権者 昭和31年7月20日発行 （毎月一回一日発行）

# 婦人有権者
# WOMEN VOTERS

### 合併号主要目次

第二十四国会について……（一）
おもな法案・条約・協定…（一）
民主教育の危機…………（二）
参議院選挙の反省その他…（二）
雑草は抜かねばならぬ……（三）
不心得な夫に痛い新制度…（三）
本部・支部報告…………（四）
まだ理解されていない理想選挙…………………（四）

### 私共の立場と目的

一、同盟は政党には中立、選挙には推薦、応援を致しません
一、同盟は婦人の間に婦人有権者としての自覚をよび起し、正しい選挙を行うようすゝめると共に
一、私共が選んだ議員や、議会や政府、政党を見まもり、意見を出したり
一、よい婦人議員や、よい婦人役人が多数出るよう運動します。
一、又民主主義の逆行に反対し婦人の既得権を失わないよう努力します。

# 第二十四国会について

—参議院議員　市川房枝女史にきく—

## 国民も深い関心

第二十四国会は、昨年十二月二十日に召集され、この六月三日迄会期百六十七日の長きに亘つて開かれました。二大政党対立のもとに初めて開かれた国会であつたのと、憲法調査会法案、小選挙区制法案、教育三法案等をはじめとして日本の将来の方向を決定するような幾多の重要法案が、上提審議されたことと相まつて、国民の関心もひとしお深く、極めて重要な意義を持つておりました。

## 残念な会期末の混乱

前半は大した波乱もなく平穏無事予算も無修正で、当初にきめた会期内に成立しました。後半小選挙区制法案をめぐつて両党の対立は俄かに激化し、衆議院での混乱となり、会期末には教育委員会法案をめぐつて遂に参議院までが暴力の場と化し警官隊を議場に引き入れるという事態を惹起したのは既に御承知のとおりで、事態そのものは勿論、その結果として、国民に国会不信の念を強く印象づけたことも亦、まことに残念至極なことです。

## 法案について

会期中に提出審議された法案は全部で二五六件、内訳は内閣提出一七二、議員提出八四となつており、そのうち内閣提出では一四一件が成立、衆議院で一七、参議院で四の案件が継続審議に、九件は審議未了になりました。議員提出のものでは成立二七件、継続審議三六件（衆議院 二六、参議院 一〇）審議未了は二四件となつております。議員提出の中には前国会からの継続審議の分一九件が含まれており、うち四件が成立しました。

条約、協定では例の日比賠償協定をはじめ全部が承認され、予算も三十一年度予算案をはじめ全部が成立しました。

## 成立した重要法案

いわゆる重要法案で成立したものは、

憲法調査会設置法、国防会議構成法、地方教育行政の組織および運営に関する法律（いわゆる新教育委員会法）、同法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律、地方自治法の一部改正法、防衛庁設置法、自衛隊法の各一部改正法、科学技術庁設置法、原子力研究所法、義務教育国庫負担の一部改正法、首都圏整備法、百貨店法などがあります。

## 論争の焦点

### 小選挙区制法案と新教委会法案

そのうち、日本の将来の方向をきめるほどの重要な意味をもち、又世論のきびしい批判を受けて、国会論争の焦点となつたものは、いわゆる小選挙区制法案と教育三法案のうちの一つである新教育委員会法案でした。その内容と経過については夙に御承知と思いますから省略しますが、前者は要するに自民党の議席を絶対多数にして憲法改正を促進するのがねらいであつただけに、与党側の大修正にもかかわらず遂に審議未了となつたことは、みなさんと同様よかつたと思います。後者は教科書法案、臨時教育制度審議会設置法案（何れも審議未了となつた）の二つと共に、通称教育三法案とよばれたものです。三法案ともに、戦後日本にうち樹てられた教育行政の地方分権と民主的運営を圧しつぶし、教育の中央集権化をめざし、軍国主義の国家統制へもつてゆくのがねらいですが、特に問題となつたのがこの新教育委員会法案でした。

## 残念な審議のあり方

### 侵されるか教育の中立性

### 冷静な運営監視が必要

このように或る意味で戦後の教育を根底から変えるような重要法案を議会史上その例をみない混乱の裡に専門的な論争も少く、意見の歩みよりもなく、又一つの修正も加えずに参議院を通過させてしまつたことは非常に残念であり、反省すべきことだと思います。こんどの法律で具体的に心配される第一の点は、政府が地方自治体の首長を任命し、その知事や市町村長が更に教育委員の任命権をもつことです。これまでは、私ども国民の選んだ教育委員会によつて国家百年のための教育行政が運営されるのが建前でありましたが、任命制になると勢いこどもの教育の上に保守と革新の何れを問わず、偏つた政治的圧力が加わりかねないことを警戒しなければなりません。

第二に、文部大臣の「措置要求」をはじめ、都道府県教育長の任命に文部大臣の承認が必要となつた等、文部大臣の発言権が強化拡大され全国の教育行政に中央政府の考えを画一的に押しつけられる道が開けたことです。つまり時の政党を代表する文部大臣、ひいては文部官僚の考え方で、教育を不当に支配するようなことがあつては困るという心配です。多くの学者たちがこの法律に強く反対したのは、そんなことから教育の国家統制、中央集権が復活するのをおそれたからでした。第三には予算面について、従来教育委員会には予算原案送付権と予算執行権が与えられていましたが、新しく任命される教育委員会からは、それらの権限が殆ど奪われてしまうのです。このことから地方財政の赤字を理由に、教育予算が不当に圧迫される事態が起らないとも限りません。そこから先生の数の不足や教材の不足など起らないとはいえず、ひいては父兄の負担にひびいてくることも懸念されるのです。

しかし教育基本法のうたつている原則だけは、どこまでも崩されてはならないのですから、私どもはこの法律の将来の運営に就て一層関心を深め、冷静に監視する必要が痛感されます。

## 婦人関係法律

次に婦人関係のものでは、売春防止法、家事審判法の一部を改正する法律、母子福祉資金貸付法の一部を改正する法律の三件が成立しました。売春防止法は御承知のとおりの経過を辿つて、不完全だとはいえ、ともかく「売春は悪」であることを法文化出来たのは全く世論の勝利であつて、婦人の立場からは特に喜ばしい事です。今後は法律の不備を改正する方向に運動を進めると共に、法の精神の実質化をめざして、ぬかりない手をうちたいものです。第二の法律は、これ迄家裁できめた離婚の慰藉料や扶養料をふみ倒されても泣寝入りしている妻が多かつたので、裁判所が妻に代つて支払いの勧告や命令を出し「家事債務」をとりたててくれる制度をつくりました。

これは、衆議院で「権利者の申出があれば」という字句をつけてしまつたのを、参議院でとろうとして、私たちは大いにがんばり、婦人団体も熱心に陳情した結果、ようやく修正することが出来たのですが、賛成と反対の比率は八対八委員長（社会党）の意見で辛うじて目的を貫くことが出来たのでした。第三の法律は会期末のドタン場で成立しました。

母子福祉資金貸付法の一部改正法

1、[illegible]家庭の家屋補修資として三万円以内を限度として、年三分の利子で貸付けられるようになつた。2、母子家庭の子女で高校に通学中の者に対し、従来は就学資金として月額七百円が貸付けられたのを、こんどの改正で月額千円に引上げられた。

といつたもので、母と子が身を寄せ合つて生活に苦斗している母子家庭にとつては、幾分かの光明をもたらすものといえましよう。

## 健保法の改正案も流産

審議未了となつたものには、栄典法案、行政改革関係の法案、前述の小選挙区制法案、教科書法案その他があり、例の健康保険法の一部改正案もついに話し合いがまとまらず流産しました。これにより、健康保険財政は今年も更に約百億円の赤字が予想されており、その収拾のための予算措置に政府はひと苦労だと思います

## 暴力国会について

そもそもの原因は新教育委員会法案に反対の社会党が、法案を通すまいとして引延し策戦に出た。一方是が非でも通そうとする自民党は、数をたのみに無理押しをした、その対立の結果なのですが、対立を更に激化させたのは、従来参議院にあつては中立派であつた緑風会がこんどは少しも対立意見の調整に努めず、全面的に自民党側と同調したために、中立を堅持したのは僅かに純無所属の鮎川、八木両氏と私の三人だけとなり、参議院が全く二つにわれて対立してしまつたからでした。しかも正、副議長の双方とも自民党所属の人なので、幹部や政府の強制に動かされて自民党側を支持し、議会の運営に公正を欠いたことが益々事態を悪くしました。

更にその底流をなす原因としては六月三日で議員の半数は任期満了となるために、それ以上会期の延長が出来なかつたことでした。このことは自民党にとつては、あくまで会期中におし通そうとする焦りとなり、社会党にとつては、うまくゆけば法案は流せるのだ、という考え方から、双方に無理押しの拍車をかけた点も見落せません。社会党の暴力がきびしく批判されましたが、多数の横暴も同じく厳格に批判されるべきです。

ともあれ参議院が議会史上初めてともいうべき抗争の場と化したことは事実であり、いかなる理由にもせよ、国会での暴力は許せないことです。私は勿論教育委員会法案には反対ですから、審議未了を希望していましたが、だからといつて限度をこしたやり方には絶対賛成出来ませんので、議場内ではどちらにもつかず、終始自分の良心に従つて行動しました。

## 正・副議長の黨籍離脱を申入れ

暴力国会を通して考えさせられることは、現在の参議院が次第に政党化してきて、本来あるべき性格を見失い、衆院の弟分のような形になりかけていることです。

衆議院は政党同志がそれぞれの政策を掲げて争う場となるためにゆきすぎて不当な決定をしてしまつたり、或いは最近のように多数党が数にものをいわせて、世論を無視した法律をつくつてしまうことも屢々起きてきます。その時、冷静に片よらず、公平な判断を下し、ブレーキをかけるのが、参議院本来の役目なのです。衆、参両院は、車の両輪のように相補つてはじめて、二院制の妙味を発揮しそこにこそ、民主政治は健全に育つのです。第二院といわれますが決してその役割を軽く視ることはできません。

参議院がその本来の役目を果すためには、衆議院とは自ら異つた超党派的な性格が要求されますから、政党色はないことが望ましいわけです。まして公正に議会を運営すべき立場の正、副議長には特にこうした条件が強く要求されるわけで、こんどの事態に鑑みて、純無所属の立場にある鮎川義介氏八木幸吉氏と私の三人は「参議院の議長、副議長は党籍を離脱してもらうこと、又これを慣例として貰いたいこと」を文書を以て申入れたのでした。（文責はすべて記者にあり）

# 第二十四国会を通過した おもな 法案と條約・協定

◇憲法調査会設置法　自民党の議員提出、五月十九日成立。全文十一条と付則から成り、骨子は次の通り。①調査会は内閣に設置され現行憲法に検討を加え、調査審議した結果を、内閣及内閣を通じて国会に報告する②調査会は委員五〇人以内で組織され、国会議員三〇人、学識経験者二〇人で構成委員は非常勤とする③調査会に学識経験者からなる専門委員と幹事を置き、首相が任命する④調査会に事務局をおき、局長は首相が任命、職員は七人とする。とあり、政府与党がこれを基盤に改憲を断行し、日本の再軍備を合法化するねらいでいたことは明らかだが参院選挙の結果、国会で護憲派が三分の一以上の勢力をしめたために、社会党内には憲法調査会へ加入すべきでないという主張が強まり、一応超党派のたてまえをとつた同会は、有名無実化するのではないかとみられている。発足は八月初めの予定。

◇国防会議構成法　防衛庁発足の廿九年以来懸案とされた法案で三年越しに陽の目をみたわけ。

国防会議は総理大臣を議長とし副総理、外務、大蔵の各相、防衛経済企画各庁長官の関係により構成される。今後日本の国防方針、防衛計画ならびに防衛産業の大綱防衛出動の可否、その他国防上必要と認められる事項につき総合的審議を行う。この国防会議に防衛六カ年計画をかけて正式決定する筈であるが、憲法改正が三年間不能となつたことは国防会議の運営上大きな支障となり、防衛六カ年計画も再検討が必要になる模様。この法律は七月二日公布施行となり、同日国防会議は発足している

◇日本原子力研究所法—この法案審議の際、政府側は「国立研究所」として政府の強い監督下におきたい意向であつたが、正力国務相らの反対により結局「民間資金が参加出来る特殊法人」つまり日銀のような性格のものとなつた。資本金は、国庫負担分二億五千万円のほか、民間資金約二億円を期待役員は政府が任命し、理事長一名副理事長一名、監事二名。役員は国会議員、政府、政党職員、民間の営利団体役員（直接利害関係ある）との兼務を禁じられている。

◇科学技術庁設置法—三月二十六日の国会で可決され、五月十九日科学技術庁が発足した。主に自然科学部門の科学技術行政を総合的に推進するために新設されたもの因みにこの新設計画は第二次吉田内閣当時からのものだつた。

◇特定物資輸入臨時措置法—通称バナナ法。バナナ、パイナツプル罐詰など特定物資の輸入で暴利を得ている業者から、利益の一部を国庫に吸い上げて、電源開発、住宅建設などの資金にあてようという目的の法律。適用の対象はバナナ、パイ罐、腕時計、スジコの四品目となつている。入札制度をとり、差益金を国庫に納入させる方式であるが、その間、業者と政治家の間の怪しい取引が行われたりして政治資金集めの手段にされては困るということで、社会党が問題にした因縁つき法案であつた。

◇百貨店法—デパートの事業活動を制限して中小商業者を保護しようというもの。六月十六日から施行されている。閉店時間、休業日数を規定する他、新築や拡張に制限をつけている

◇所得税法改正法—サラリーマンの税負担が、この法律でほんの少し軽くなる。即ち給与所得のうち従来は課税を控除される部分は、収入の一五%、最高六万円であつたものを、二〇%、八万円まで引上げられた。七月一日から実施されている。例をあげれば、収入一万五千円の独身者は月額一五〇円二万円の夫婦なら月額二〇〇円の減税。二万円で夫婦と子供三人の五人家族では、従来八七円の所得税がかかつていたのが掛らなくなるといつた程度。

◇未帰還者留守家族援護法改正法—現行法では兵役中病気にかかつたまま引揚げた者の家族に対し、廿八年から三年間、留守家族手当を支給し、無償で病気を治してやることになつていた。その期限が七月末切れるが、病人の大部分が結核患者なので未だ全快しないものが多く、そのため三年間猶予期間を延長することにしたもの。

◇首都圏整備法—六月九日から施行されている。従来の首都建設委員会に代つて、首都圏整備委員会がバトンをうけつぎ、地下鉄の整備建設、高速道路建設（自動車交通を円滑化する目的）都市の高層化（土地を有効に使うため）、緑地帯の整備、首都建設計画の実施などの事業を推進する筈になつている。

◇日比賠償協定（五月九日調印、六月三日国会承認）周知の通り日本が第二次大戦中比国に与えた損害に対する賠償をとりきめたもので、これにより日本は比国に対し五億五千万ドル相当の役務及び資本財を二十年間に支払わねばならない。

（最初の十年間に年平均二千五百万ドル、後の十年間に年三千万ドル）しかしこの協定発効により、日比間の国交は正式に回復し、大使の交換がなされる筈。

他に日米農産物協定、日米技術協定、日濠、日印、日仏の各航空協定。カンボジアとの友好条約等。

× × ×

× × ×

× × ×

# 民主教育の危機
## —地方教育行政の組織及び運営に関する法律について—

小林時枝

教育は真理に向つて百年の計をもつてたてられなければならぬことは、誰しも思うところである。しかるに民主時代に如何なる理由があろうともゆるすことの出来ない暴力が、しかも参議院に於てふるわれ、乱斗さわぎまでひきおこし、八十六条（雑則、附則もいれて）もある法案が、わずかに九条までしか審議されずに多数の力で押しきられたのが「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」である。

旧法と新法との相異で第一にあげられるのは、教育委員の公選制が廃止されて任命制となつたことである。教育基本法の第十条一項に「教育は不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負つて行われるべきものである」とあり、此の民主的な法律を無視したものであることは申すまでもなく、教育委員会制度の根本主旨は、教育行政の主体の民主化にあり、任命制になることは、その性格に根本的変化をもたらす恐れがある。しかも教育行政の政治的中立性がうしなわれて政党化する恐れがある。六月十四日の全国知事会議に於て、鳩山首相は「教育委員会の委員の選任について、新教育委員会制度の適正な運営は一に委員の人選にかゝつているので、真に人格の高潔にして、教育に関する識見の高い人物を一党一派に偏することなく選定され、教育の政治的中立と公正な運営の確保とを期せられたい」と説示しておられる。しかし都道府県知事及び市区町村長が議会の同意を得て任命するのであるから、たとえ長が政党的に中立無所属であつても議会は絶対的に政党的の場所であるからである。

次に旧法には会議の公開の条文があるが、新法にそうした条文がなく硝子張りでなくなる恐れがある。更に教育長の選出、任命にも問題があり、又学校における教科書以前の教材教具についても一、一委員会の承認を受けねばならなくなり、教師の良識を尊重せず戦前の統制時代に逆もどりの恐れがある。

国家社会の羅針盤である大切な教育こそは公正な誰にでも納得のゆく超党行政で慎重に審議されなくてはならないと思う。七月廿日前後に施行に伴う政例が出るそうであるが、教育向上のためには以上のような恐れを最少限度にとどめ出来るだけ近いうちにこんどこそ慎重に審議された百年の計に是正されることを願つてやまない。

母の大きな使命である子供の教育は、あくまで総ての母の手と直接つながることが最も望ましいことである。それにつけても参議院議員には是非とも良識ある、教育に深い理解のある立派な人が切望されてならない。

---

| | 全国区 計 | 全国区 前 | 全国区 元 | 全国区 新 | 地方区 計 | 地方区 前 | 地方区 元 | 地方区 新 | 計 | 新分野 | （非改選議員数） | （改選前の分野） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 自民 | 19 | 9 | 1 | 9 | 42 | 24 | 1 | 17 | 61 | 122 | （61） | 122 |
| 社会 | 21 | 13 | 1 | 7 | 28 | 13 | 2 | 13 | 49 | 80 | （31） | 68 |
| 緑風 | 5 | 5 | | | | | | | 5 | 31 | （26） | 43 |
| 労農 | | | | | | | | | | | （0） | 2 |
| 共産 | 1 | | 1 | | 1 | | | 1 | 2 | 2 | （0） | 1 |
| 諸派 | 1 | | | 1 | | | | | 1 | 1 | （0） | 0 |
| 無所属 | 5 | | | 5 | 4 | 2 | | 2 | 9 | 14 | （5） | 8 |
| 計 | 52 | 27 | 3 | 22 | 75 | 39 | 3 | 33 | 127 | 250 | （123） | 244 |

黨派別当選者数

# 参議院選挙の反省

### 改憲阻止に成功

こんどの選挙の結果、憲法改正に反対する革新勢力がついに定員の三分の一を上廻る議席を獲得、向う三ケ年間、参議院に於ける改憲の発議をくいとめることが出来たのは、平和憲法擁護をうつたえ続けてきた私たちの立場から、何といつても喜ばしいことである。

### 二大政党挾みうち 消えゆく良識の人

しかし一方反省すべき要素も幾つかあるのを否めない。

第一にあげられるのは、こんどの選挙の結果愈々参議院も二大政党対立の形となり、かつては政党色に染らぬ良識を旗印として参議院の主導権を握つていた緑風会が大きく十二名も前議席を割つたのをはじめ、諸派、無所属といつた中立グループの不振がめだつ。これに関連して、今の日本の政治にとつて一番必要な、健全な良識や透徹した知性というものが、参議院からしめ出される傾向が益々強く現われてきた点である。

### 労組、官僚代表進出

新議員を職業別からみると、労組出身の三四名が第一位、官僚出身二六名がこれに続くといつた風に、当選者の大部分が限られた職能代表ないしは利益代表で占められており、これまで緑風会や諸派の中で、良識の人と考えられた人たちが続々と落選したのをはじめ新しい候補者のうちでも、中正な学識経験者とみなされる理想的な人たちは残念にも敗れ去つたのが多い。これは今度の選挙が宇組織と地盤（殆と政党によつて動かされる）で戦われたことを意味しており、恰も学識経験とか中立性といつても勝負にはならぬかに見えるのである。

### 歪む参院の性格

衆議院の他に参議院をおいた最大の理由は、良識ある議員の判断で衆議院が極端な政争に走つた場合に、それを是正する点にあつたのはいうまでもないが、このままでゆけば参議院も亦、衆議院と全く同じことを繰返す可能性が強くなり、二院制の意味は非常に薄れてしまうことが懸念されている。

### 少い？自覚した票

世論調査（六月廿五日・毎日）によれば「投票する候補者を何できめるか」の問に対し全国区の場合では人物五四・二一党三一・三%地方区の場合も人物五六・一一党二八・九の比率となつており、殆ど地域や年令その他にかゝわりなく意見が一致しており、参議院には政党政派の別を超えた「良識の人」を求める考え方の反映とみられている。又「これまでの参議院はその使命の果していると思うか」に対し「あまり果していない」と答えたのは四六・二%、「果していない」と言い切つたのが一三・三%、半数以上がいまゝでのようで良いとは思つていない。「こんどの選挙で前議員を出した方がよいか、新人がよいか」に対して「前者」と答えたのは二二・六%後者を望んだのが四九・八%である。以上の結果から、参議院がいままでのようで良いとは思つておらず、議員には人物を重視して選び、新しい人に期待をかけている—筈なのである。

ところで実際の結果は、政党人が圧倒的多数、前議員ほど有利で強く、汚職と暴力への批判も充分出ていないのは何故だろう？分析は次号にゆづるとして要するに未だ「自分で見きわめ、自分の意志で判断した投票」が少いからだ、といえないだろうか？

### 参院らしい運営を

ともあれ参議院の二大政党化が避け難い現実となつた今は、せめて今後の運営の面に参議院らしさを期待する他はなく、その意味から「政党の成長」が強く要望される当選した人々には良識の府の議員であり、有権者の代表であることを忘れないで頂きたい。限られた組織や利益代表の立場は離れて、良識と知性をもつて重責を充分果されることが望まれる。

### 一票のゆくえを見まもろう

私達は、言い古されたことだが、一票のゆくえを絶えず監視し、注文をつけ、民主政治に背く現象を見つけたなら、ぬかりなく声をあげ、世論の圧力をかけることを怠つてはならない。

### 多かつた棄権

こんどの選挙の全国平均投票率は別表の通りの不成績。ざつと見て五人に二人が棄権、五〇%前後の府県の場合は有権者の半分が投票していないことになる。棄権の多かつた理由には、従来いわれてきた「参議院」に対する関心と認識の不足の他、相つぐ汚職と乱斗事件に呆れ果てた末の棄権も多い見込。更には選挙戦に「憲法改悪反対」のスローガン以外、見るべき政策が打出されなかつたこと、当選本位の候補者公認の仕方等、政党側の 反省すべき 理由もあつた。とはいえ、要は有権者の、民主政治への熱意と、一票の使命に対する自覚の不足だ—と評論家は一せいにきめつけている。そのとおりで—選挙前にくり返し呼びかけ、うつたえられてきた啓発のための言葉は、そのまま明日へのためにより強く繰り返されなければならない。

婦人の投票率が男子より更に低いことは、こんども全国共通の現象である。最後には多数で決められる民主政治のなかにあつて、全有権者の五二%、男子より二百十万人も多い婦人票の強みをあたら捨て去つてよいものだろうか？ 正義を愛し不正を憎み、純潔を尊ぶ婦人の意見がこれ迄の選挙でフルに生かされていたなら、政治はもつとよくなつていたに相違ない。

選挙の時無関心でいながら、悪い政治に直面して被害をうけた時ばかり、政治のあり方や政治家を批難してみてもはじまらない。国民は無関心でも、国家がいい政治を行う責任を負うべきだ—といつた民主政治否定の考え方がまだ心のどこかに残つてはいないだろうか？ よい候補者がいないからとか私ひとりくらい—とか考えて棄権した人はなかつたか、かり出されていい加減な投票をしたり、頼まれたお義理の票を入れたことはなかつたか、もう一度反省すると共に次の選挙には積極的関心をもつて自分で判断し、良心にはじない一票が投じられるよう、常時、政治意識を昂めてゆこうではないか理想は遠くとも、一歩々々それに近づけることは、私たちの一票の使い方いかんにかかつている。「有権者の最低の義務」をもう一度再認識しよう。

## 全國区黨派別得票数

| | 得票数 | 百分率 | 前回の得票率 | |
|---|---|---|---|---|
| 自民 | 11,359,623 | 39.72 | 29.1 | 自由（22.7）<br>改進（6.0）<br>鳩自（0.4） |
| 社会 | 8,536,066 | 29.83 | 20.7 | 左社（14.3）<br>右社（6.4） |
| 緑風 | 2,883,214 | 10.08 | 12.2 | |
| 労農 | 181,461 | 0.63 | 0.4 | |
| 共産 | 599,054 | 2.09 | 1.1 | |
| 諸派 | 606,926 | 2.12 | 1.2 | |
| 無所属 | 4,442,581 | 15.53 | 35.2 | |
| 計 | 28.608.925 | 100.0 | | |

（注） 自民党の前回百分率は当時の自由、改進、鳩自三党派の得票率を合算した。また社会党も左社、右社を加えたもの。

## 地方区黨派別得票

| | 得票数 | 百分率 | 前回の得票率 | |
|---|---|---|---|---|
| 自民 | 14,354,005 | 48.35 | 43.4 | 自由（31.4）<br>改進（10.1）<br>鳩自（1.9） |
| 社会 | 11,156,058 | 37.58 | 24.4 | 右社（10.5）<br>左社（13.9） |
| 緑風 | 683,035 | 2.30 | 7.5 | |
| 労農 | 120,414 | 0.41 | 1.0 | |
| 共産 | 1,123,633 | 3.78 | 0.9 | |
| 諸派 | 115,812 | 0.39 | 1.2 | |
| 無所属 | 2,136,498 | 7.19 | 21.5 | |
| 計 | 29.689.455 | | | |

（注） 自民党の前回百分率は当時の自由、改進、鳩自三党派の得票率を合算した。また社会党も左社、右社を加えたもの。

歯の御相談は
清川医院へ
有権者同盟会員 清川清経営
東京都荒川区日暮里2の46
TEL（89）4982
清川歯科医院

### 婦人の候補者

◇全国区

加藤シヅエ、高田なほ子、藤原道子（以上社・前）児玉マツエ、吉田セイ、山本杉（以上自民・新）井上なつゑ（緑風・元）高口住子加藤かつ、小杉イ子（以上無所属・新）合計十名。

当選者 加藤シヅエ一七五〇一五八票（最高記録）。高田なほ子一四五一五六九票。藤原道子一三八四〇二四票。

◇地方区

東京都—藤田たき（無所属・新）深川タマエ（自民・前）柏原ヤス（無・新）岡山縣—近藤鶴代（自民・新）広島縣—迫千代子（無・新）徳島縣—紅露みつ（自民・前）熊本縣—山下ツ子（無・新）合計七名。

当選者 近藤鶴代二〇二五二五票紅露みつ一一九七四二一票。

参議院婦人議員当選者数

| | 候補者 全国 | 候補者 地方 | 候補者 計 | 当選者 全国 | 当選者 地方 | 当選者 計 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 廿二年 | 一三 | 三 | 一六 | 八 | 二 | 一〇 | （六年議員七 三年議員三） |
| 廿五年 | 一五 | 七 | 二二 | 三 | 二 | 五 | |
| 廿八年 | 一七 | 一一 | 二八 | 六 | 四 | 一〇 | |
| 卅一年 | 一〇 | 七 | 一七 | 三 | 二 | 五 | （現在婦人議員 |

現参議院婦人議員党派別（改選の結果）

| | | |
|---|---|---|
| 革新系 | 八 | （社会党五、緑風高良、無ク長谷部、純無市川） |
| 準革新系 | 二 | （緑風 奥、宮城） |
| 保守系 | 五 | （自民党） |
| 合計 | 一五 | |

参議院の婦人議員数は最初十名であつたが、次の選挙で十二名に増加、更に第三回目には十五名と逐年増加し、衆議院とは全く逆の現象を呈していた。此度の選挙では増減なく十五名を維持。党派別では矢張革新派の方が断然多く、政党に所属しない議員が三分の一あることも特色といえよう。

## 都道府県別投票率
（自治庁選管委発表）

| | | 今回の投票率 | 内訳 男 | 内訳 女 | 前回の投票率 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 北海道 | 63.12 | 68.17 | 58.03 | 59.7 |
| 東北 | 青森 | 56.02 | 63.17 | 49.39 | 61.6 |
| | 岩手 | 65.53 | 71.76 | 59.80 | 67.9 |
| | 宮城 | 65.10 | 70.42 | 60.24 | 60.7 |
| | 秋田 | 71.70 | 77.01 | 66.84 | 67.4 |
| | 山形 | 78.53 | 81.91 | 75.58 | 79.2 |
| | 福島 | 75.96 | 80.64 | 71.82 | 74.6 |
| 関東 | 茨城 | 55.39 | 65.61 | 46.14 | 63.4 |
| | 栃木 | 64.25 | 72.76 | 56.72 | 67.5 |
| | 群馬 | 74.37 | 78.69 | 70.[illegible]4 | 78.6 |
| | 埼玉 | 63.17 | 70.40 | 56.49 | 64.1 |
| | 千葉 | 53.10 | 60.4[illegible] | 46.45 | 53.9 |
| | 神奈川 | 50.60 | 55.05 | 46.20 | 52.7 |
| | 東京 | 48.96 | 53.13 | 44.70 | 44.8 |
| 甲信越静 | 山梨 | 71.79 | 76.60 | 67.58 | 72.5 |
| | 長野 | 73.62 | 78.32 | 69.52 | 74.5 |
| | 新潟 | 65.75 | 73.25 | 59.19 | 72.0 |
| | 静岡 | 68.69 | 72.28 | 66.42 | 65.2 |
| 東海 | 愛知 | 59.00 | 63.51 | 54.91 | 60.1 |
| | 岐阜 | 61.46 | 68.10 | 55.41 | 60.5 |
| | 三重 | 65.08 | 70.45 | 60.37 | 67.9 |
| 北陸 | 富山 | 68.43 | 72.16 | 65.12 | 70.6 |
| | 石川 | 72.47 | 76.79 | 68.75 | 78.9 |
| | 福井 | 76.12 | 80.50 | 72.30 | 73.6 |
| 近畿 | 滋賀 | 66.86 | 74.09 | 60.60 | 69.6 |
| | 京都 | 49.55 | 56.51 | 43.33 | 51.1 |
| | 大阪 | 52.46 | 55.94 | 49.20 | 51.3 |
| | 兵庫 | 54.88 | 58.62 | 51.42 | 59.7 |
| | 奈良 | 61.15 | 65.63 | 57.19 | 69.7 |
| | 和歌山 | 65.82 | 70.36 | 61.76 | 56.5 |
| 中国 | 鳥取 | 74.12 | 79.24 | 69.70 | 79.0 |
| | 島根 | 78.82 | 81.41 | 76.52 | 83.7 |
| | 岡山 | 66.57 | 70.70 | 62.90 | 67.3 |
| | 広島 | 62.56 | 66.24 | 59.26 | 68.6 |
| | 山口 | 66.78 | 69.86 | 63.96 | 68.7 |
| 四国 | 徳島 | 52.36 | 58.94 | 46.48 | 55.4 |
| | 香川 | 70.83 | 73.71 | 68.30 | 72.5 |
| | 愛媛 | 64.70 | 68.63 | 61.18 | 63.8 |
| | 高知 | 65.43 | 68.37 | 62.83 | 69.1 |
| 九州 | 福岡 | 59.83 | 64.17 | 55.88 | 62.9 |
| | 佐賀 | 75.36 | 79.24 | 72.02 | 75.8 |
| | 長崎 | 62.65 | 67.34 | 58.40 | 64.7 |
| | 熊本 | 66.02 | 71.54 | 61.24 | 66.5 |
| | 大分 | 71.24 | 75.71 | 67.36 | 73.2 |
| | 宮崎 | 72.46 | 77.14 | 68.28 | 68.5 |
| | 鹿児島 | 69.69 | 74.21 | 65.89 | 72.7 |
| 全国平均 | | 62.11 | 66.89 | 57.73 | 63.2 |

---

# 雑草は抜かればならぬ
## —賣春防止法に伴う問題—

東京都民生委員連合会 里吉澄

### 一、満場一致とは？

「趣旨にあえて反対した者は一人もない、そのくせ成立まで約一世紀かゝつた。ともかくも満場一致で成立した、そのくせ完全実施の確信が持てる者は一人もいない取締りの対象は数十万、そのくせ真剣に転業を考えている者はまだ一パーセントにも満たない。こんな不思議な法律をご存じですか。『売春防止法』—」という見出しが最近の週刊誌に出ている。政府提出の売春防止法案は、去る五月十五日に衆院を、続いて二十一日参院を通過成立した。しかしこの法案に関する限り〃万場一致で可決〃の意味を額面通り受取ることが出来るであろうか。事実、可決成立の際のニュース写真をごらんなさい。何んと気のない満場一致であるかが判るだろう。

周知の如くこの法案は、政府が本腰を入れて成立させたというより全国の婦人団体と社会党に尻をひっぱたかれて出来上つたといつた性質のものゝようであつた。保守政党と売春業者とのつながりの深さたるや、法案成立までの長い歴史と経緯が証明済みである。又保守政党の楽打である財界の第一線機関としての金融関係からの多額の融資——一説には全国総額千五百億円と称される、利害相伴う関係の深さも知る人ぞ知るであるまた労働省婦人少年局の統計に依れば、全国業者中七十三名が公職選挙法による公職にあつたということで、つまり業者の約二割強が地方の有力者として選挙にうつて出ていたことになり、この面でのつながりも相当のものである。こういう事態の裡で「ザル」にせよ「骨抜き」にせよ、「売春は犯罪である」とクサビを一本打ち込めた現実は朗報であり、世論の力強さと民主主義の有難さが骨身に浸みて嬉しいこの喜びに偽りは更々ない——けれど「額面通り」頂きかねる不安と危惧も亦真実であるのを如何にせんである。労働省婦人少年局調査による売春の是非に関する売春婦百六十六名自身の答「禁止されるのは当然」十四%「禁止されると困る」十六%、「禁止しても効果はない」十%、「無関心」二十八%、「禁止するのはけしからん」「売春婦は必要だ」十%はそつくりそのまゝといわぬ迄も亦彼等の答としては妥当するのでないだろうか。話は少し古くはなるが、二十年前の昭和十年二月に公娼廃止に反対して集つた全国貸座敷業者の大会に、三十余名の国会議員が駆けつけて、激励演説を行つたことがあり、この中には現自民党議員や政府主脳の人物もいた。また有識者といわれる人達の裡にも、公娼廃止による売春の陰性化を憂う人がいる。世論は強かつた。が全面的に国民運動的なものだつたとはいい切れない。人が人を売買する不当をならす正論に抗しかねた一瞬に成立した売春防止法である。不利な態勢で蚊のなくような攻手だつたものが、やつと攻防対等線上で鎬を削れるようになつた実施までの二年間である。雑草は一本一本抜かねばならない。

### 二、所謂著名人の態度

保守系の国会議員によつて代表される考え方が社会一般にもなお有力である今日、所謂著名人といわれる人が、自分の地位にあぐらをかいて逆説的にものをいうことは、それが一般に与える影響を考える時傑然とする。

週刊朝日六月十七日号の夢声対談の相手役、菅原通済氏は、氏が売春対策審議会々長であるだけにもう少し要心してものをいつて頂かぬと非常な誤解を招く恐れがある。例えば二年前 売春業者達に「おまえたち、なにをやつてるんだ。なぜ、公娼をゆるせという運動をしないのか」と大いに講演したり、また最近彼等に「なぜ要領よく自粛してやらないんだ」といつたり、更に今後「いまからでもおそくないんだから、先手をうちたまえ。逃げみちをいろいろ教えてやつてもいい」「こんどはきみたちの会長になつてもいいよ」というつもりであるといつてられるこの言葉の裏に、氏が如何に売春業者の転廃業に苦心していられるかを読みとつた読者は果して何%いるだろうか。週刊誌が通勤途上乗りものの中などで読まれる性質をもつ以上、読者は深く読むことをしないのではないか。この週刊誌の性質を心得ているからこそ氏はかゝる発言をしたのだと逆に言えば言える。が現今のマス・コミユニケイションの果す役割を考慮すると、かかる発言こそが危険なのである。

氏は売春問題に対する婦人の熱意を「執念といつちやわるいが」と多少の皮肉を混じえてはいるが、これは率直に認めて頭を下げてられる。がそれすら婦人を揶揄して聞える文章全体の感じは、不潔と云うより外表現の仕様がない。氏の言葉から発散する雰囲気に眩惑されて、その真意を読みとれぬ読者がいるとすれば、迷惑をこうむるのは氏個人であるよりむしろ読者の方である。一遍こういう逆説的な読みものを調べて見たらどんなものだろう。おそらく相当学力のある人でも、週刊誌の性質上読後に残るものは、表面の言葉あるいは文章から発散する雰囲気だけではなかろうか。とすれば通済氏を評して「買う方の買春対策審議会長だ」とするある人の感覚に一般のそれが合致するのではなかろうか。買春対策審議会長が売春対策審議会長であるということは、未だ一般に売春行為、売る方であろうと、買う方であろうと、が絶対に悪なんだという信念が滲透していない現在、非常な誤解を招くおそれがある。

以上のことが、私一人の杞憂であれば幸いである。そうでないとすれば大問題である。いわゆる著名人といわれる人達は一つ充分に考えてもらいたい。売春対策審議会長の職にある、菅原氏には反省を促したい。百五十円のトンカツも食べずに、寒い地下室で苦心努力された売春防止法の成長のためにもお願いする。

### 三、ザル法の意味

売春防止法は一名ザル法と呼ばれている。つまり抜け穴が多いということである。或る議員の極端な評によれば赤線業者のガイド・ブックであるという。この法の内容を、昨年否決された「売春等処罰法案」と比較してみると、赤線を認めず売春業者をはじめ、場所、資産、土地、建物を提供したものを処罰する点は同様だが、全文二十二条と付則七条、主に売春行為を助長するような行為を罰することを主目的としている。が肝心の売春のための場所の提供に対する罰則「下宿、アパートを経営する者がその一室を貸与した後その部屋で売春が行われることを知つた場合、それだけでは罪にならない。云々」といつた如きアイマイな説明がザル法と呼ばれる所以である。が批判さるべきいろいろの不備はあつても、国が売春の不倫理性を明瞭に規定したことに大きな意義がある。今迄わずかに地方条令等によつて禁止されてはいたが、それは有名無実であつて、国が税金を取り立てることにより、間接的にもせよ、一種の業態と認めてたことから考えると大きな進歩であるといえよう。従つてザル法の持つ第一の意味は、売春は罪悪であると規定したそのことにある。世界で売春を公認している国は、中南米のコスタリカと近東のトルコの二ケ国だけだという。日本とて終戦後は公認はしていなかつたが、今迄は余りにも公然過ぎた。それが犯罪として、まがりなりにも国が規定したのである。

この法が発効するのは二年後である。業者は巻返し戦術を以つて虎視眈々とそのチャンスをうかがつている。猶予期間の延長、転廃業についての国家補償等々、これに対して政府及び警察が如何なる対策を行うか充分監視する必要がある。けれども私はこゝで地域社会の全機能をあげて、売春を許容せぬ社会環境を育成すべきことを訴えたい。警察、学校は勿論、民生児童委員、その他総べての関係官公民が緊密に連絡を保ち、売春防止に努力せねばならないことを再確認して頂きたい。

### 四、社会教育の徹底

実施期日は保護厚生の方は一年処罰は二年間猶予を認めている。売春業界は今後二年間現状維持可能である。

一番最初に思い出すことは昭和二十一年一月発令の勅令の有名無実化である。再び同じ苦杯をなめぬ、全国的に売春行為の罪悪感の徹底を計らねばなるまい。通人、粋者、苦労人の美衣に隠れた売春肯定派や、売春陰性化の露国の士に、目標のスリ替えをさせぬ厳しい世論をつくり上げねばならない。泥棒、殺人に対すると同じ罪悪感を持てる潔ぺきな国民性を教育する事である。学校教育、社会教育のあらゆる場を利用して、推進する。人類始つて以来と 豪語し、浜の真砂と匹敵して嘯いた牙城に打ち込んだ一本の杭である。腐らせぬための一大国民運動は当然の努力である。全国十三万二千の民生児童委員は、各地域に於ける社会福祉活動の中核体としての真価を発揚して、有力な婦人団体PTAを始め、関係諸機関員の協力を得て、啓蒙宣伝に挺身されたい。困難な仕事ではあるが、この法律の生れ得た世論の偉大さを力に世論のより強い展進を希まれたいのである。

### 五、諸條例実施の偉功

次に警察力にたのまねばならない。全国各地に実態に応じて生まれた諸々の取締条例がある。東京都の場合は殆ど有名無実、その内容も 売春防止法と 大差ないにも拘わらず、条例違反の繁昌ぶりは天下衆知のところである。最近都下調布市が厳しい条例実施で全店転廃業の実をあげており、又新法令成立お祝のためか五月二十三日夜から二十四日朝へかけて、台東区新吉原一帯の業者へ風俗営業取締法違反で手入れが行なわれたつまり警察力が動けば、防止法の実施を俟つまでもなく取締り得る事を示している。殊に進んだ地方の条例は相当厳格なもので、寧ろ防止法の骨の無さを嘆つている。

これ又、各地域の婦人団体その他有識者の熱烈な支持によつて、警察力の厳しい活動をまつ所以である。これが徹底すれば、二年後には売春防止法は嬉しい意味で有名無実化されるであろう。のみならず現在杞憂されているあの手この手の捲き返し運動の余地を与える隙がないことにもならないか。

### 六、世帯厚生運動の重要性

自らの性向によつて好んで売春婦となつている女性は極く少数者で、大部分が貧困家庭の婦女子であり、一部が誘惑を動機とする転落者である事は、売春婦の実態調査でも社会通念からも肯定されている。

憲法を基幹として社会福祉三法が実施されている国内で、誘惑に端をおいた転落者や、貧困家庭の婦女子を、最後の線まで追いやつていた現実は、政治の貧困とか資本主義経済の欠陥とかをいい立てるだけでは済まされぬ反省を感じさせられないだろうか。

福祉三法に関係する一切の人員教育者、治安関係官達の注意はどのように届いていただろうか。たとえば長期欠席児童の欠席理由は家庭調査が正確に行われ、その対処法が迅速適切にされていたか。要保護階層、被保護階層の実態が充分に把握され、対策指導が行なわれていたか。世帯厚生の指導が万全に実行されていたなら、おそらく転落は未然に防ぎ得たと考えられるのである。

貧困家庭の婦女子のみが「必要悪」と称する人肉市場の犠牲者であると考える国民感情に誤りがなかつただか。この際、特に送り出し地と推定される地域の関係官民、殊に民生児童委員諸氏の世帯更生運動への徹底した配慮を期待したい。更生指導の方法は各地の特殊事情によつて、それぞれ異ること故、画一的な方法は明示しかねるが、各地区ごとの民生委員協議会が主体となつて充分に研究手配されたいものである。

受け入れ地である、業者の集団地を持つ都市の関係者も亦、手を拱ねいていることなく、地域の社会環境浄化のため、絶え間ない監視と聴きとり等によつて、保護更生への援助に専念して頂きたいと考える。

### 七、国民の反省と努力

国民の売春に対する明確な態度の確立こそが、一切の行動に先行する。身売を親孝行と考える国民意識の低さにこそコマーシャリズムは跳梁するのである。売春業者自身「そりや、止められないウマイ商売ですよ。タマ（女）に前借を踏み倒されたり、病気でもされない限りは懐手で飯が喰えるのですから…でもね、考えてみると因業な商売だ。まともにお天道様を仰げる商売じやない」（週間読売六月四日号）と云つている。業者自身でさえ「因業」と感じ「まとも」でないと自覚しているのに、親孝行だの、必要悪だの、散娼が害悪をより多くするなど、根本的に反省すべき問題である。売春問題に対する反省と同時に、純潔教育、性道徳確立運動のための環境浄化運動も亦重要な命題となる。

売春防止法の成立で問題は既述の通り山積して来た。この法律の成立によつてオートメイション式に救われることは絶対にないのである。我々は今後一本一本の雑草を引き抜いてゆかねばならないのである。而も最初の一本は、国民の売春に対する反省と云う初歩からなのだ。今年度の売春防止対策費は関係官庁の合計総額が五千三百万円と云う、今からその効果の疑われるようなお粗末さであること六大都府県、北海道、福岡の八ケ所に、定員二十名の保護施設を兼ねた婦人相談所が設置され、全国で四百六十八名の婦人相談員を置く事になつた事を附記して、雑草抜きの困難を覚悟しよう。

☆ ☆ ☆

# 家事審判法の一部改正法
## 不心得な夫に痛い新制度

この法律は、廿四国会を通過して七月一日から施行されている—

家裁できめた離婚の慰藉料や扶養料を、ふみ倒したまゝ知らん顔をしている不心得な夫は極めて多いという。

家裁にもちこまれる離婚事件は東京だけで毎年二千数百件、全国では約二万件と見られているが、「家事債務を支払う」ことで話がまとまつたものゝうち完全履行は五二%、一部履行二一%、不履行二六%。東京だけでみると、履行三九%、一部履行二一%、不履行四〇%と、なんと不履行組が半数近くに及んでいる。そこでこれら不心得な夫たちにお灸をすえると同時に泣寝入りしている妻に代つて、裁判所が「家事債務」をとりたてゝやろうというのが、この法の狙い。

不心得な夫があつたとする。妻は家裁へゆく。家裁には専任調査官がいて、時には各家庭を巡回して状況調査をする程の熱心さで、約束が守られているかどうかを調べている。妻の依頼があつたり、又は不履行の夫を発見したらすぐ「履行勧告」を発送してくれる。「お払いになつてはいかがですか」とすゝめるわけ。それでも履行しない場合は「履行命令」を出し、この命に従わないときは過料の制裁を課することが出来る。それでも平気、というしぶとい場合は差押えや強制執行の最後手段をとる。

これまで強制執行の方法だけはあつたのだが、家族関係の争い事であるだけに、とかく実行し難いのと手続が煩わしいのとで、よほどの場合を除き余り利用されていない実情だつた。家裁の性格上なるべく円満に解決出来たら—というのでこうした制度が実施されるわけである。

今までは各判事が、個人の資格で勧告だけを行つていたが、こうした非合法の勧告でも大きな効果があり、この一年間に全国の家裁で成立した調停事件（一時払調停）についてだけみても完全履行のうち四割以上が、勧告により支払つたものだといわれる。この勧告が、法の裏づけと強制権をもつてきたのだから今後は踏み倒して知らん顔をきめるものはなくなるだろうと、最高裁ではいつている。

勧告や命令だけでなく支払われる金銭や財産分与による家財道具なども、家裁が預つて受渡し仲介の労をもとつてくれる。

最高裁家庭局では、勧告、命令寄託の三原則の上、更に夫が家財道具を処分するのを防ぐために、離婚裁判の進行中に、夫の財産を仮差押えしたり、夫の給料から強制執行でとりあげるなど抜け道防止の方法まで考慮中だという。（七月七日の読売新聞による）

### 会員の声

売春防止法が、とうとう成立したと思うと嬉しくて胸がいつぱいです法案通過に払われた婦人団体の方々や婦人議員の方の御苦労と御努力を心から感謝いたす次第です。これを機会にお願いしたいことがございます。未熟な考えかも知れませんが、意のあるところ少しでもおくみとり下されば幸いでございます。第一に、法律が成立したとはいえ業者に長い猶予期間があつたり不備な点が多々ございますので、早期に取締の強化充実をはからない時は、法の効果が失われるかも知れませんので、売春禁止法制定促進委員会は解散せずに、「売春対策強化同盟」といつたものに切りかえて活動を続けて頂きたいこと。業者に手心を加えず勅令第九号などを徹底的に活用して、取締りを厳にするよう、警察に世論の圧力をかけること、又猶予期間に業者が名目がえすることはおろか、営業していられぬように世論を啓発して下さい。

合併號主要目次

最近の教育問題について……（一）
主張……（一）
第十二年次総会……（二）
横顔……（二）
規約……（三）
夏の閑文学……（三）
共同運動のその後……（三）
本部・支部報告……（四）
事務局だより……（四）

婦人有権者
WOMEN VOTERS

### 私共の立場と目的

一、同盟は政党には中立、選挙には推薦、応援を致しません
一、同盟は婦人の間に婦人有権者としての自覚をよび起し、正しい選挙を行うようすゝめると共に
一、私共が選んだ議員や、議会や政府、政党を見まもり、意見を出したり
一、よい婦人議員や、よい婦人役人が多数出るよう運動します。
一、反民主主義の逆行に反対し婦人の既得権を失わないよう努力します。

## 「最近の教育問題について」

朝日新聞論説委員　伊藤昇

### 三つの問題

最近の教育問題といえば、次の三つが挙げられると思う。つまり一、太陽族映画　二、男女共学　三、教育委員会の問題だが、これらを検討しながら、全体的に戦後の教育改革がよかつたか、悪かつたかを考えてみたいと思う。

### 太陽族映画

マス・コミの影響が問題

### つよい抵抗力を

太陽族映画について一番考えなければならないのはマス・コミュニケーションの問題である。石原慎太郎が「太陽の季節」を書いたというだけならまだ差し支えないが、その作品に賞が与えられ出版されたとなると問題が起つてくる授賞に値するだけの作品ではないのに与えた、というところに出版ジャーナリズムの商魂のたくましさがあるのである。その結果は新聞がこれを追い、映画会社の取りあげるところとなつて、問題はさらに教育上、悪影響を与えるようになつた。このようなジャーナリズムの行き過ぎに対しては母として婦人としての立場から、大いに反対の声をあげるべきである。といつても相手はなかなか強硬で、例えば太陽族映画に対する批判への反撥として「PTA的常識」ということをいつているくらいである。視野が狭いくせに出しやばるという見方からでたものだが、映画は子供でも見るものだから、PTA的常識でも見られるものでなくては困るのである。しかし反対するとしても、以前漫画追放、悪書追放でさわいだ時、本を集めて焼いたことがあつたが、これはあまりに不見識だと思う。どのような本でも、人の著書を焼きすてるというのはよくないことである。

ジャーナリズムが、しつかりした批判を受けるということは必要だが、一方、法律で禁止しようという声の出てくるのは、警戒しなければならない。それこそ警視庁的常識で判断されるようになつては大変である。例えば放送法の問題、文部省の映画法等、戦前の言論制限へ近づこうとするような傾向は見逃すことのできない問題である。従つて簡単に都条例を作つて取締れとは言い得ないことを忘れてはならない。民主的に業者の判断で物事を解決してゆくか、官憲の手で社会の規律を保たせてゆくかの岐路とすれば、ここで、マス・コミュニケーションの反省がなければいけないと思う。政府から差し止めの命令が出る前に、自分たちの手でコントロールしなければならないのである。現代では大人も子供もあらゆる面でマス・コミュニケーションの影響を受けているわけで、それだけにまず学校教育の面で、マス・コミュニケーションに対する抵抗力、批判力を養うよう努力されるべきである

### 男女共学の問題

次に男女共学の問題だが、これは去る参議院選挙の際、清瀬文相の発言から問題化したものである清瀬発言の内容は「男女共学の廃止を検討する」と伝えられたが、文相に直接聞いてみると「男女共学を検討する」といつたのが誤り伝えられたようであつた。しかしそれにしても清瀬文相は「現行法のもとでは男女共学の廃止はできない」というのだが、教育基本法では「男女の共学は認められなければならない」としてあるだけなのだからなにも文相がここで改めて別学にせよとする必要はないわけである。それに一昨年の文部省の調査では、男女共学のための害は殆んどないということで、一方でそうした調査結果を出しておきながら、他方、文相が共学検討をとなえるのはいささかおかしいと思う。その点を文相に聞いたところ「いや、今回は諸外国の例を検討してみようと思う」と上手に逃げられてしまつた。

共学問題に就て私個人として言えば、日本としては画一的すぎるのではないか、例えば男子なら男子女子なら女子教育専門という学校がもう少しあつてよいと思う。将来私立経営で専門教育に専心するという人が現われると思つているが、もう少し余裕のある形が望ましいと考える。いずれにしても文相の「教育基本法を変えなければ共学廃止はできない」という答弁を聞けば、教育基本法も考え直す気持のあることが察しられる。それは文相の次のような言葉によつても明かではないだろうか。「現在の教育基本法には、平和、真理の追求、普遍的道徳は示されている。しかし所属団体への義務は書いてない。」所属団体への義務とは一体なんだろうか。言うまでもなく「国への忠誠」親に対する孝行を意味する日本国に対する国民の義務である。それを入れたいという実に巧妙な答弁に他ならない国への忠誠といつても現在の日本では、国即ち自民党の構成する政府だから、つきつめれば自民党への忠誠ということになる。大臣の頭の中にはこのような考えがひそんでいるのである。

### 逆行を警戒せよ

こうした考えのもとでの男女共学問題は、家族制度へとつながるものであることを注意しなければならない。実力競争の男女共学であればよいが、残念ながらそうとは言えない現状では、今日の保守党内閣で根本的に別学となれば、かつての高等女学校の復活となることは明らかである。男子の中学には敵わない高女。その結果学力的に社会的差別ができるならば、家庭での差別は当然のこととなるだろう。清瀬文相の考えを実現すれば、そうなるのである。男女共学は単に感情論だけでなく日本の民主化という考えに立つて批判すべきで、民主教育の線の崩れることは厳に警戒しなければならない。

### 新教委会法の実施について

新教育委員会法は十月より実施されるが、なぜ前の法律をこわしたかというと、簡単にいえば金がないからである。げんに三十一年度の予算にはこの選挙費用が計上されていなかつたのだから、廃止は審議されるまでもないことであつた。しかし理由はともかく、問題は、私達の選挙権の一つが、うやむやのうちに取りあげられたということにある。

民主的に選ばれなくてはならない教育委員が、任命制により一党一派の勢力に制約されるようになるかもしれない。それでよいのだろうか。自民党は各支部に指令を発し、任命に当つて日教組の勢力を排除するよう働きかけるということである。これは新教育委員会法の意図をはつきりと現わしたものにほかならない。今度の法律には「同一政党から二名以上はいけない」と規定してあるが、これは全くやむを得ない場合なのであつて例えば自民党から二名入れてよい、ということではないのである教育は政党などに干渉されてはならない。まして一部の利益代表、宗教団体などから出ても困るのである。教育はあくまでもその独立性、自主性を確保すべきである。

大達文政の下、教育の政治的中立をうたつた二法律により、教師の自由を束縛し、今回さらに行政面で教育委員会法を骨抜きとして中央集権にかえりつつある。まさに逆コースへの道をたどつているといわなければならない。六・三・三の制度にしても、今考えられているところでは、高校以上は家庭科コース、一般コース等コース制という、明らかにハンディキャツプをつけた制度である。新教育を支えている三本の柱は、まさに倒れかけているのが現状である。

加えて放送法、映画法など、言論の自由を束縛する方向に傾いていることを十分認識し、教育に関しては、財政措置こそ政府の責任だが、内容、方法での責任は、親一人一人にあるのだということを改めて自覚しなければならないと思う。（八・一八、婦人問題研究会での講話要旨、文責在記者）

### 九月時局研究会

日時　九月七日（金）午後二時―四時
場所　参議院　会館　第三　会議室
演題　国際問題―日ソ交渉、スエズ問題など
講師　NHK解説委員　平沢　和重氏
会費　三十円

平和協会との共催でしばらくぶりの勉強の会です。お誘い合せて多数御出席下さい。

## 教育改革の変遷

### 守れ！民主教育の柱

戦後十一年間、内外ともに複雑な情勢が今日もなお続いているがここで日本の教育改革をふり返つてみよう。

考えてみれば、戦後のあの虚脱状態の中で、教育改革だけは立派なスタートをきつたと思う。今後は子供の教育こそ大切だ、そういつた国民の気持が現れていたし、また、教育問題が占領軍の軍人たちによつて扱われず、米教育視察団という専門家の来日によつたことは、プラスと認めなければならない。こうしてスタートをきつた教育改革は三本の柱、つまり制度では、六、三、三、四制、行政面で、地方分権の教育、内容については、自分の頭でものを考える社会科の創設、この三本の柱に支えられてきたといわれている。では現状はどうであろうか。

昭和二十三年、教育委員会法が施行され、新教育が発足した時を第一期とすれば、二十四年から二十七年にかけて講和条約の締結を中心に新教育が批判されるようになつた。これを第二期とみることができよう。この批判は、子供のしつけの問題から口火をきつた。戦後の混乱がやや納まつたこの時期は、生活に追われていた親が、子供へと目を移すゆとりのできたときでもあつたのである。礼儀作法もわきまえぬ子供たち、これではいけないというので、修身科の必要がとなえられ、教育勅語に代るべきものが一部に要求されるようになつた。時の文相天野貞祐もまたこれを提唱し、辞任後「国民実践要領」なる著書を出版した。新教育への批判はやがて教師を批判する声となり、社会科に対する疑問となつて現われた。ある老議員などは、「社会科とは社会主義を教えるのか」などといつたり、社会科に対する滑稽な誤解が多かつた。こうした社会科改革の流れは講和、独立問題と並行して警察予備隊の誕生と合流し、愛国心の問題となり、安藤文相によつて「社会科指導要領」が発表された。発表の当日がかつての紀元節であつたことも、逆コース復活へのきつかけを作つた。次に二十九年、

## 主張　先ず政治意識の徹底を

日本婦人有権者同盟の今年度目標の内の一つ〝政治意識の徹底につとめましよう〟は、婦人有権者同盟が、その実現のため一日も努力を怠つてはならない最も重要な仕事であります。

昭和二十六年労働省婦人少年局が行つた農村婦人の調査によりますと、わずか六%が、町村会に関心をもつているのみで、しかも村会議員選挙の際に、えらぶ人を自分できめたものは三四%にすぎません。そして村の税金が何に使われているのかを何等かの例をあげて答え得たものは四割しかありませんでした。

勿論その後、婦人の政治的関心が高まつたことは事実ですが先頃行われた参議院の選挙においても、男女投票率の差は九・一六%に及んでいる事、また先日毎日新聞に発表せられた〝日ソ交渉で、ソ連はハボマイ、シコタン、クナシリ、エトロフを含めてソ連領と主張するが、これは正当な主張と思いますか〟のアンケートに対し、〝わからない〟が婦人の場合二五・五%（男は八・九%）に及んでいるなど、婦人参政十周年にして今尚婦人の政治意識の低さをつくづく感ずると同時に、婦人有権者同盟として、政治意識の徹底のための努力において欠けるところなきやを、深く反省するものであります。

婦人有権者同盟は全国組織をもつ団体ではありますが、会員数は決して多いということは出来ません。支部の数も未だに三十九を数えるのみであります。しかしこの支部の一つ一つが、その全力を出しきつて政治啓蒙にあたつているということが出来ましようか。勿論本部においても、支部においても講演会をもち時局研究会をひらき、夏季大学をもうけ、その啓蒙活動に見るべきもの多いのでありますが、ややもすると私たちはこれ等の会合を会員本位の会合に終らせているのではないでしようか。支部の一つ一つが、せめて一月に一度、その地域の大衆婦人に働きかけるための研究会、あるいは最寄り会を開催してほしいものです。

政治啓蒙は極めてじみな仕事です。〝政治とは〟〝選挙とは〟とか、あるいは〝政治と台所〟など、政治のABCを繰り返えし、繰り返えし一人でも多くの婦人に伝えるための努力を積み重ねてすすむことをこそ、三十一年度の第一の仕事といたしましよう。

（藤田たき）

郡山名物
桃もなか本舗
最中日本一
電 八三九
東京支店
うすかわ饅頭本舗
しろざけ屋
(96) 4908
〃売店 池袋平和通
板橋常盤台

残暑お見舞申上げます
（お申込順）

三輪田繁子
東京都千代田区九段三ノ四

稲吉はつゑ
東京都中野区本郷通り一ノ七

竹内茂代
東京都新宿区三光町一

東京弁護士会会長
三上英雄
東京都杉並区高円寺五ノ八〇二
電話中野(38)一二一八

参議院議員
国際家族計画連盟副会長
加藤シヅエ
東京都品川区小山七ノ五二三
電話(78)一〇五八

奈良家庭裁判所調停委員
北宇智村立保育所長
藤岡うた代
奈良県宇智郡北宇智村

日本婦人有権者同盟
芝浦支部一同
東京都港区西芝浦四ノ一
石井稲子方

東京都議会議員
村上ヒデ
東京都港区芝高輪西台町一
電話三田(45)三五五〇

文部事務官（婦人教育担当）
金子貞子
文部省社会教育課
電話(58)〇〇九一

参議院議員
赤松常子
東京都世田谷区船橋町四三七

平塚らいてう
東京都世田谷区成城町三六四
電話(41)八四一五

日本婦人有権者同盟秋田支部
支部長 中村政子
會員一同
秋田市保戸野金砂町一三
電話二一七八三

丸岡秀子

日本婦人有権者同盟
新宿支部一同
東京都新宿区若松町一三
山本テイ方

---

## さかんな各支部活動

### 名古屋支部

五月八日午後七時より、YWCA教室に名大法学部教授信夫清三郎先生を招き「参議院選挙と小選挙区制について」勉強の会を開催。憲法改正の前提としての小選挙区制、地方自治の危機、中央集権化、政府与党の反対勢力に対する意見の推移等々、非常に面白くお話しを聞き、活発な討論を展開して有意義に過したことを喜んでいる。

### 宮崎支部

新教育委員会法成立後の対策協議五月例会として「宮崎県内の町村婦人議員並に婦人教育委員と語る会」を開催。町村議員六名、市町教育委員二名が講師として参加六十余名の参会者があり、大変活溌な意見を交換して盛況だつた。各新聞社、民放でも特集として取材報道され、NHKでもローカルニュースでその状況を報じた。

席上、当支部会員並に参会者により左の事項を特に本部へ申入れ協議頂きたいと決議されたので御報告をかねてお願いする次第。

一、新教育委員会法の成立した場合、その運営について婦人有権者は強い意識をもつて見守ること。
一、特に委員の任命にあたつては婦人を加えることを考慮して貰う
一、右について同盟が主導権をもつて全国の婦人団体に呼びかけ、実現を期するような方途（例えば各種団体による連絡協議会を作り十月まで強力に運動するなど）を講じて頂きたい。

六月六日午後一時より中島支部長宅に会員との話し合いの会を開催。①婦人議員と語る会の反省会②同盟の今後の方針③参院選について、活溌な意見を交換。

六月十一日午前九時半―十一時半、児童福祉園内研究室に於て、参院選をひかえて語り合う会を開催。前宮崎県選管委員、同盟新会員の神戸タマ氏を講師として、親しく話し合いを持つて有意義であつた。

### 青森支部

六月一日、青森県公明選挙推進協議会主催の共同研修指導者講習会に、同盟会員全員が出席。午前の部、講演近藤唯一（文部視学官）石崎宣雄（弘大教授）小野正文（図書館長）の諸氏。午後分科会に分れて研修を行う。

六月八日、午前十時市役所前集合、広報車に乗つて公明選挙運動街頭にて「責任ある一票の行使」を促がす。

### 郡山支部

一月、新年親睦会開催
二月、福島民友新聞社編集局長松坂氏を講師に県政をきくの会開催
三月、本部常任委員野村かつ氏を囲み、時局問題について座談会開催。同下旬、各婦人会に呼びかけて、会員も共に、予算市会を傍聴。
四月、婦人週間郡山地区会議を開催。市内婦人団体に呼びかけて連絡協議会の主催とし、又市社教にもよびかけて共催を得る。今年のスローガン「家庭を明るくしましよう」の題で職業婦人、サラリーマン家庭の主婦、農村家庭の主婦、母子家庭婦人の立場から意見を発表、全体討議をする。又県代表として中央会議に出席された立谷麗子氏の感想報告をきく。最後に福島婦人少年室長飛松千鶴子氏の講評をきいた。同二十一日、調査表を配布、参院選挙推進売春防止啓蒙のためと併せて婦人参政十周年、同盟表彰記念行事として、当面する事局問題につき意見調査を行う、内容は別項参照。
五月十三日、衆議院を無理な形で通過した新教育委員会法案について、参議院では充分審議し世論をも考慮して貰いたい旨要望書を送る。（県選出参院議員、文教委員婦人議員、正副議長宛）◇五月十四日、市内婦人団体連絡協議会を緊急に開き、右の問題につき討議する。全会こぞつての賛成を得、更に市内十七婦人団体連署の要望書を右同様送付した。なお県婦人大会に呼びかける事に決定。

#### 要望書

教育委員会法改正について

地方教育行政の組織および運営に関する法律等が去る四月二十日の衆議院本会議において、私共国民には納得のゆかないまゝに可決されましたことは誠に遺憾であります。もとより教育は、時の政治の動向によつて左右されるものであつてはなりません。

右法案は、教育委員の公選制の廃止、文部大臣の権限の拡大、教育内容の介入等、凡そ民主的教育精神の根本をゆがめるものであり、もしこの法案がこのまゝ成立するならば、我国今後の教育は、まことに憂慮に堪えない方向に進むものと考えられます。

今既に、参議院に送られた同法案に対しては、衆議院における如き、多数によつて押し切られるということなく、参議院本来の性格による高邁なる良識により、充分慎重な審議をなされ、又党人各位におかれてもどうか

一、超党的立場に立たれ
二、国民の世論、更には教育を専門とする学者の声にも耳を傾けられ、

将来の国の基礎となるべき子供達の教育の方向、ひいては我国の教育の正道を誤らないような決定を得られますことを期待し念願してやみません。

郡山市婦人団体連署を以て右要望します。

昭和三十一年五月十七日

五月十五日、須賀川市に県婦人大会が開催されるので、郡山よりも誘い合せて各婦人会員多数参加、この会に右の議題を緊急動議として提出したが、研究課題として残され決議とはならなかつた。

五月三十一日、福島民友新聞社郡山支社長斎藤英記氏を講師として教育委員会制度改正法案をめぐる座談会を開催、市内各婦人団体会員多数参加する。

六月十三日、四月下旬配布のアンケート集計まとまり印刷出来。各会に配布、報道機関を通じて新聞にも発表してもらう。別項参照、

六月二十日、来る七月八日の参議院選挙の啓蒙のため、右の集計表をもつて座談会を開催の予定。各婦人会員多数の参加を呼びかけている。

### 秋田支部

五月、秋田県、市に於ける選挙管理委員会主催の公明選挙会議に出席。各種婦人団体、もより会に於て婦人の政治意識向上、公明選挙推進に努力することを協議した。

同十六日、本部中央委員伊藤輝子氏を迎えて支部例会を開催。会員二十名参集、本部報告、売春禁止法案をめぐつての経過、その募金運動など、めざましい活躍に一同感銘。伊藤氏久しぶりの帰秋に一同公園のつつじをめでながら、楽しい茶話会を開き、四時散会。翌日NHKより、伊藤氏を囲む座談会を放送、記念撮影をもした。

五月十八日、新教委会法案反対県民大会に、同盟支部も参加、協力した。

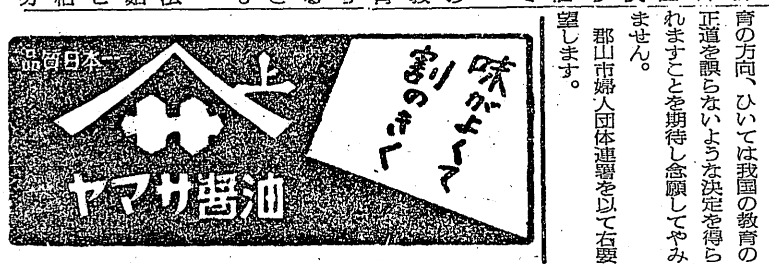
品質日本一
味がよくて割のきく
ヤマサ醤油

## まだ理解されていない　理想選挙

### 第二の理想選挙めざして……

とめどもなく暴露される政治の腐敗―その大きな原因の一つは、選挙の時に余り好ましくない人が沢山のお金を使い、頭を下げて議員になり、当選すると、有権者の代表であることは忘れて勝手な権力を振うことです。こういう選挙のあり方を正しい方向にむけかえて、ほんとうに政治を浄化させようとするのが理想選挙の趣旨です―有権者自らがこの人こそと思う立派な人を探し出して選挙費用をもちより、たとえ法律では許していても好ましくない運動方法はさけて推し出す―これは本同盟の一貫した主張であり、去る廿八年の参院議員選挙では同盟生みの親の市川房枝女史が、第一回の理想選挙を立派に具現されたことは、会員諸姉の熟知されるところです。今度の選挙に際して、市川女史を中心とした「藤田たき推薦会」がつくられ、推せん者の植村環、宇野千代、奥むめお、岸輝子、久米愛、上代たの、平林たい子、広瀬千代子、星野あい、丸岡秀子、宮城タマヨ、村岡花子の諸氏をはじめ、さまざまな階層からの自発的支持者によつて、第二の理想選挙で藤田女史を推し出そうと、積極的な運動が進められていたことも既報の通りです。

汚職と暴力の議員を国会から追放せよ―という要請が心ある有権者の間に声高く叫ばれていた折柄正義に強く、識見豊かに、かつ国際舞台にも、堂々たる藤田女史をこそ、是非国会に推し出さなければ―」、というのが推薦会全員の熱望であつただけに、運動は、市川女史の陣頭指揮の下、候補者と推薦会が一体となつて文字通りの心うたれる奮斗ぶりでしたが、得票数一九八三三三、最後まで当選圏内に迫りながらも遂に次点で敗れられたことは、言いやうもなく残念なことです。

### 激戦の東京地方区

藤田女史惜しくも落選

東京地方区は四名の定員に対して候補者は十七名。しかも政党或いは特殊な組織をバツクとする強豪が目白おしにならんだ、激戦区で、終盤戦の終る頃には早くも三名までは当選の予想をつけた下馬評がきかれる程でした。当選した四候補のバツクを探つてみると、安井謙氏（自民・前）は実兄の安井知事の後だてが大いにきいて全地域に亘つて有利であり、都下八市三郡の農山村では特に氏の地盤といわれ、九五〇〇〇票を獲得しています。野坂参三氏（共・新）は党組織の他個人的な人気でも票を集めたとみられます。島清氏（社・元）は旧右社系の組織をバツクとし、都下でも右派地方議員の地盤をうけついで有利でした。重盛寿治氏（社・前）は総評系旧左社の組織票がバツク。婦人候補者は藤田女史の他深川タマヱ氏（自民・前）が下町に強く、柏原ヤス氏（無・新）は新興宗教の組織を利用して相当広範囲に強いとみられていました。深川氏は下町と都下で柏原氏に、山手では藤田女史に圧倒されて敗れ、柏原氏と藤田女史が最後まで票を争つて当選圏に迫り乍ら、もうひと押しというところで敗れたのでした。

#### つよい組織と地盤と顔

ここでも考えられることは、組織と地盤と顔が強かつたことです。得票数の多い人ほどそれだけ参議院にふさわしい人物なのか？といえば必ずしもそうとはいえない現象です。良識の人と考えられた堀真琴氏（労農・前）も惨敗です。こんどの選挙はかねてから時期がわかつていただけに、候補者の大部分が半年も一年も前から、組織を利用して講演会を開いたり、研究会に出席したり、早手廻しに広く名をうる手段を構じてきました。極言すれば公示の出た時は既に終盤戦だといわれたものです。

### 終始理想の線で

そうしたなかにあつて、藤田女史の選挙運動は理想選挙の線に沿つて終始一貫「フエア」の一語につきます。選挙運動が公示後にはじめて開始されたのは勿論、しかも選挙法で許されていても好ましくないことは一切さけて、例えばトラツクも使わず、街頭演説も早朝は遠慮して九時から始めるといつた具合です。選挙費用は、最低十円から最高十万円（市川女史）と、推せん会宛に有権者から持ちよられた資金のうち、法定額より遙かに低い約八十万円で賄われました余り清潔で誠実であるだけに、それを理解する有権者がなぜもつと出てくれなかつたのかと残念ですしかし推薦会の統率ある策戦計画と、理想選挙への激しい情熱が相まつて藤田女史を理解支持する人々は尻上りに増えて、終盤戦の末には、藤田女史有望との下馬評もきかれるようになりました。

### 今後にそなえよう

一般婦人の関心が薄く棄権の多かつたことも見逃せない敗因です東京都内の婦人有権者は約二三九万人、投票率は四四・七〇%ですから半数以上が棄権しているわけです。これらの人々が「参議院」というものを充分理解し、理想選挙の意義を認識して正しい一票を投じていたなら、藤田女史のような立派な候補者を落さずにすんだのではないでしようか。

しかし惜敗とはいえ、これだけの激戦区にあつて終始理想選挙の線を貫き乍ら、当選圏にまで迫る得票が出来たということは、未だ私たちに希望を残してくれます。あきらめてしまつてはならないと思うのです。次の理想選挙をめざして、婦人の政治意識啓発に、一層の努力を続けるのが私たちの使命だと思います。

× × ×

この選挙を通じて本同盟日ごろの主義を貫きたいものと、推薦会への参加をお呼びかけしましたところ、藤田女史を敬慕する会員の方々が多数参加、並々ならぬ御協力を頂きましたことを、ここに感謝申上げます。

なお、広島地方区から立候補された会員の迫千代子氏は一四五二七五票で次点に達し乍らの惜敗でしたが、ここにも理想選挙の種子が根をおろして成長しつつあることを喜び、一層の御健斗を切にお祈りする次第です。

☆ ☆ ☆ ☆

## 本部通信

六月一日　日本放送企画による座談会「くらしと政治」に高橋常任委員と中村壽美子氏（世田谷・中央委員）が出席、新有権者三名との座談を録音。六月九日午前十一時半より十五分間放送になる。

六月二日　常任委員会＝午後六時於婦選会館。出席＝松生、高橋、大月、荒巻、加藤（し）野村。

協議決定事項

(1) 時局研究会の講師は、朝日新聞社論説委員の誰かに交渉すること（野村氏一任）
(2) 六月廿二日国際文化会館で開催の「国際理解の集い」後援者として同盟の名を出すことを承諾。本部から加藤（し）常任出席、他に支部から九名参加を呼びかける。
(3) 三十一年度同盟の運動方針を次の通りに決定
▽世界平和のために現憲法を守りましよう。
▽政治意識の徹底に努めましよう
▽婦人の社会的進出をはかりましよう。
▽会の組織を拡充しましよう。
決定の運動方針を印刷、各支部の意見を問い、併せて中央委員候補者、代議員氏名を照会すること（事務局担当）
(4) 野村、片岡両氏スウエーデン派遣の件は、市川先生に相談すること（松生氏に一任）
(5) 次回委員会は六月三十日。

六月五日　自治庁主宰公明選挙の会議に高橋常任委員出席。
六月九日　時局研究会　於文化会館、予定講師朝日新聞論説委員は病気出席不能のため、平和協会斡旋のジョンソン夫人（米）を囲む懇談会とする。
六月十一日　ラジオ企画「題名のない婦人の時間」の会合に、野村常任、中村壽美子氏出席
六月十二日　母親大会準備会に、中村壽美子氏
六月二十二日　国際理解の集いに加藤常任、支部会員参加。
六月二十三日　常任委員会
六月三十日　常任委員会　協議事項＝パキスタン展示会の件。スウエーデン行の件。総会日程の件。

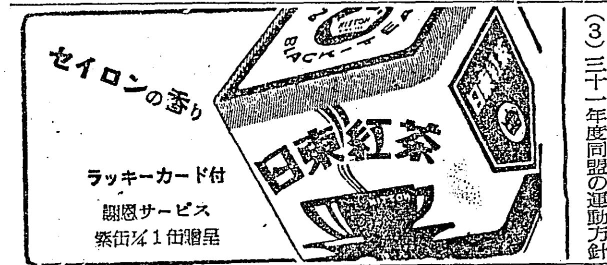
セイロンの香り
ラッキーカード付
謝恩サービス
日東紅茶

## 「売春防止」の徹底に

売春問題国民協議会準備中

「売春禁止法制定促進委員会」では、売春防止法成立後の会のありかたについて、討議の結果、①法律施行まで力をゆるめず監視を続けること②組織は更に強化してゆくこと③今後の運営基本方針を定めるため小委員会を設ける、という線が打出され、委員には山田民郎、本多シズヱ、小西咲、福田勝、江藤かつ子の五氏が選ばれた引つづき開かれた委員会で次の事項が承認され、この線にそつて今後は活動を続けることになつた。

1、名称を、売春問題国民協議会（仮称、名案があれば事務局まで申出て頂きたい由）とする。
2、趣意書の作成、規約の改正（小委員会が中心になつてつくる）
3、事業計画
（イ）ニュースの発行　毎月一回
（ロ）政府、議会に対する働きかけ、―法律施行に対する監視　法律改正促進、取締強化要求―
（ハ）啓蒙運動―映画の活用、講演会開催
（ニ）保護更生面―婦人団体が相談員の推せん母体になれるような体制をつくる（第一次）

会長として久布白オチミ女史が再び推せんされたが、正式決定は副会長、事務局長も共に二ケ月後に改選することとし、それ迄仕事を続けて頂くことになつた。これは久布白女史が、ドイツのブレーメンで開催される万国基督教婦人矯風会大会に出席され、その後欧米各地の売春問題に関する実情調査研究をして七月末帰国される予定だからである。その間の総ての運営は小委員会に一任、二ケ月間を正式発足の準備期間とすることになつた。会費も今のところ現行どおり。なお、今後の方針につき、御意見があれば、どしどし事務局まで申出てほしいと要望している（六月十二日付の報告による）

発行所 東京都渋谷区千駄ヶ谷五ノ八八九 婦選会館 日本婦人有権者同盟 電話渋谷（37）〇七一三番 振替東京一九五四〇九

（１）　第11巻8・9合併号　（昭和22年8月21日第三種郵便物認可）　婦人有権者　昭和31年9月1日発行　（毎月一回一日発行）

# 婦人有権者
# WOMEN VOTERS

合併號主要目次
最近の教育問題について……（一）
主張……………………………（一）
第十二年次総会………………（二）
横顔……………………………（二）
規約……………………………（三）
夏の閑文字……………………（三）
共同運動のその後……………（三）
本部・支部報告………………（四）
事務局だより…………………（四）

**私共の立場と目的**

一、同盟は政党には中立、選挙には推薦、応援を致しません
一、同盟は婦人の間に婦人有権者としての自覚をよび起し、正しい選挙を行うようすゝめると共に
一、私共が選んだ議員や、議会や政府、政党を見まもり、意見を出したり
一、よい婦人議員や、よい婦人役人が多数出るよう運動します。
一、又民主主義の逆行に反対し婦人の既得権を失わないよう努力します。

# 『最近の教育問題について』

朝日新聞論説委員　伊藤　昇

### 三つの問題

最近の教育問題といえば、次の三つが挙げられると思う。つまり一、太陽族映画　二、男女共学　三、教育委員会の問題だが、これらを検討しながら、全体的に戦後の教育改革がよかつたか、悪かつたかを考えてみたいと思う。

### 太陽族映画

マス・コミの影響が問題

### つよい抵抗力を

太陽族映画について一番考えなければならないのはマス・コミュニケーションの問題である。石原慎太郎が「太陽の季節」を書いたというだけならまだ差し支えないが、その作品に賞が与えられ出版されたとなると問題が起つてくる。授賞に値するだけの作品ではないのに与えた、というところに出版ジャーナリズムの商魂のたくましさがあるのである。その結果は新聞がこれを追い、映画会社の取りあげるところとなつて、問題はさらに教育上、悪影響を与えるようになつた。このようなジャーナリズムの行き過ぎに対しては母として婦人としての立場から、大いに反対の声をあげるべきである。とはいつても相手はなかなか強硬で、例えば太陽族映画に対する批判への反撥として「PTA的常識」ということをいつているくらいである。視野が狭いくせに出しやばるという見方からでたものだが、映画は子供でも見るものだから、PTA的常識でも見られるものでなくては困るのである。しかし反対するとしても、以前漫画追放、悪書追放でさわいだ時、本を集めて焼いたことがあつたが、これはあまりに不見識だと思う。どのような本でも、人の著書を焼きすてるというのはよくないことである。ジャーナリズムが、しつかりした批判を受けるということは必要だが、一方、法律で禁止しようという声の出てくるのは、警戒しなければならない。それこそ警視庁的常識で判断されるようになつては大変である。例えば放送法の問題、文部省の映画法等、戦前の言論制限へ近づこうとするような傾向は見逃すことのできない問題である。従つて簡単に都条例を作つて取締れとは言い得ないことを忘れてはならない。民主的に業者の判断で物事を解決してゆくか、官庁の手で社会の規律を保たせてゆくかの岐路とすれば、ここで、マス・コミュニケーションの反省がなければいけないと思う。政府から差し止めの命令が出る前に、自分たちの手でコントロールしなければならないのである。現代では大人も子供もあらゆる面でマス・コミュニケーションの影響を受けているわけで、それだけにまず学校教育の面で、マス・コミュニケーションに対する抵抗力、批判力を養うよう努力されるべきである。

### 男女共学の問題

次に男女共学の問題だが、これは去る参議院選挙の際、清瀬文相の発言から問題化したものである。清瀬発言の内容は「男女共学の廃止を検討する」と伝えられたが、文相に直接聞いてみると「男女共学を検討する」といつたのが誤り伝えられたようであつた。しかしそれにしても清瀬文相は「現行法のもとでは男女共学の廃止はできない」というのだが、教育基本法では「男女の共学は認められなければならない」としてあるだけなのだからなにも文相がここで改めて別学にせよとする必要はないわけである。それに一昨年の文部省の調査では、男女共学のための害は殆んどないということで、一方でそうした調査結果を出しておきながら、他方、文相が共学検討をとなえるのはいささかおかしいと思う。その点を文相に聞いたところ「いや、今回は諸外国の例を検討してみようと思う」と上手に逃げられてしまつた。

**九月時局研究会**
日時　九月七日（金）午後二時―四時
場所　参議院　会館　第三会議室
演題　国際問題―日ソ交渉、スエズ問題など
講師　NHK解説委員　平沢　和重氏
会費　三十円
平和協会との共催でしばらくぶりの勉強の会です。お誘い合せて多数御出席下さい。

共学問題に就て私個人として言えば、日本としては画一的すぎるのではないか、例えば男子なら男子、女子なら女子教育専門という学校がもう少しあつてよいと思う。将来私立経営で専門教育に専心するという人が現われると思つているが、もう少し余裕のある形が望ましいと考える。いずれにしても文相の「教育基本法を変えなければ共学廃止はできない」という答弁を聞けば、教育基本法も考え直す気持のあることが察しられる。それは文相の次のような言葉によつても明らかではないだろうか。「現在の教育基本法には、平和、真理の追求、普遍的道徳は示されている。しかし所属団体への義務は書いてない。」所属団体への義務とは一体なんだろうか。言うまでもなく、国への忠誠、親に対する孝行を意味する日本国に対する国民の義務である。それを入れたいという実に巧妙な答弁に他ならない国への忠誠といつても現在の日本では、国即ち自民党の構成する政府だから、つきつめれば自民党への忠誠ということになる。大臣の頭の中にはこのような考えがひそんでいるのである。

### 逆行を警戒せよ

こうした考えのもとでの男女共学問題は、家族制度へとつながるものであることを注意しなければならない。実力競争の男女共学であればよいが、残念ながらそうとは言えない現状では、今日の保守党内閣で根本的に別学となれば、かつての高等女学校の復活となることは明らかである。男子の中学には敵わない高女。その結果学力的に社会的差別ができるならば、家庭での差別は当然のこととなるだろう。清瀬文相の考えを実現すれば、そうなるのである。男女共学は単に感情論だけでなく日本の民主化という考えに立つて批判すべきで、民主教育の線の崩れることは厳に警戒しなければならない。

### 新教委会法の実施について

新教育委員会法は十月より実施されるが、なぜ前の法律をこわしたかというと、簡単にいえば金がないからである。げんに三十一年度の予算にはこの選挙費用が計上されていなかつたのだから、廃止は審議されるまでもないことであつた。しかし理由はともかく、問題は、私達の選挙権の一つが、うやむやのうちに取りあげられたということにある。

民主的に選ばれなくてはならない教育委員が、任命制により一党一派の勢力に制約されるようになるかもしれない。それでよいのだろうか。自民党は各支部に指令を発し、任命に当つて日教組の勢力を排除するよう働きかけるということである。これは新教育委員会法の意図をはつきりと現わしたものにほかならない。今度の法律には「同一政党から二名以上はいけない」と規定してあるが、これは全くやむを得ない場合なのであつて例えば自民党から二名入れてよい、ということではないのである。教育は政党などに干渉されてはならない。まして一部の利益代表、宗教団体などから出ても困るのである。教育はあくまでもその独立性、自主性を確保すべきである。

## 教育改革の変遷

### 守れ！民主教育の柱

戦後十一年間、内外ともに複雑な情勢が今日もなお続いているが、ここで日本の教育改革をふり返つてみよう。

考えてみれば、戦後のあの虚脱状態の中で、教育改革だけは立派なスタートをきつたと思う。今後は子供の教育こそ大切だ、そういつた国民の気持が現れていたし、また、教育問題が占領軍の軍人たちによつて扱われず、米教育視察団という専門家の来日によつたことは、プラスと認めなければならない。こうしてスタートをきつた教育改革は三本の柱、つまり制度では、六、三、三、四制、行政面では、地方分権の教育、内容については、自分の頭でものを考える社会科の創設、この三本の柱に支えられてきたといわれている。では現状はどうであろうか。

昭和二十三年、教育委員会法が施行され、新教育が発足した時を第一期とすれば、二十四年から二十七年にかけて講和条約の締結を中心に新教育が批判されるようになつた。これを第二期とみることができよう。この批判は、子供のしつけの問題から口火をきつた。戦後の混乱がやや納まつたこの時期は、生活に追われていた親が、子供へと目を移すゆとりのできたときでもあつたのである。礼儀作法もわきまえぬ子供たち、これではいけないというので、修身科の必要がとなえられ、教育勅語に代るべきものが一部に要求されるようになつた。時の文相天野貞祐もまたこれを提唱し、辞任後「国民実践要領」なる著書を出版した。新教育への批判はやがて教師を批判する声となり、社会科に対する疑問となつて現われた。ある老議員などは、「社会科とは社会主義を教えるのか」などといつたり、社会科に対する滑稽な誤解が多かつた。こうした社会科改革の流れは講和、独立問題と並行して警察予備隊の誕生と合流し、愛国心の問題となり、安藤文相によつて「社会科指導要領」が発表された。発表の当日がかつての紀元節であつたことも、逆コース復活へのきつかけを作つた。次に二十九年、大達文政の下、教育の政治的中立をうたつた二法律により、教師の自由を束縛し、今回さらに行政面で教育委員会法を骨抜きとして中央集権にかえりつつある。まさに逆コースへの道をたどつているといわなければならない。六・三・三の制度にしても、今考えられているところでは、高校以上は家庭科コース、一般コース等コース制という、明らかにハンデイキャップをつけた制度である。新教育を支えている三本の柱は、まさに倒れかけているのが現状である。

加えて放送法、映画法など、言論の自由を束縛する方向に傾いていることを十分認識し、教育に関しては、財政措置こそ政府の責任だが、内容、方法での責任は、親一人一人にあるのだということを改めて自覚しなければならないと思う。（八・一八、婦人問題研究会での講話要旨、文責在記者）

## 主張　先ず政治意識の徹底を

日本婦人有権者同盟の今年度目標の内の一つ〃政治意識の徹底につとめましよう〃は、婦人有権者同盟が、その実現のため一日も努力を怠つてはならない最も重要な仕事であります。

昭和二十六年労働省婦人少年局が行つた農村婦人の調査によりますと、わづか六%が、町村会に関心をもつているのみで、しかも村会議員選挙の際に、えらぶ人を自分できめたものは三四%にすぎません。そして村の税金が何に使われているのかを何等かの例をあげて答え得たものは四割しかありませんでした。

勿論その後、婦人の政治的関心が高まつたことは事実ですが、先頃行われた参議院の選挙においても、男女投票率の差は九・一六%に及んでいる事、また先日毎日新聞に発表せられた〃日ソ交渉で、ソ連はハボマイ、シコタン、クナシリ、エトロフを含めてソ連領と主張するが、これは正当な主張と思いますか〃のアンケートに対し、〃わからない〃が婦人の場合二五・五%（男は八・九%）に及んでいるなど、婦人参政十周年にして今尚婦人の政治意識の低さをつくづく感ずると同時に、婦人有権者同盟として、政治意識の徹底のための努力において欠けることなきやを、深く反省するものであります。

婦人有権者同盟は全国組織をもつ団体ではありますが、会員数は決して多いということは出来ません。支部の数も未だに三九を数えるのみであります。しかしこの支部の一つ一つが、そして会員の一人一人が、その全力を出しきつて政治啓蒙にあたつているということが出来ましようか。勿論本部においても、支部においても講演会をもち時局研究会をひらき、夏季大学をもうけ、その啓蒙活動に見るべきもの多いのでありますが、ややもすると私たちはこれ等の会合を会員本位の会合に終らせているのではないでしようか。支部の一つ一つが、せめて一月に一度、その地域の大衆婦人に働きかけるための研究会、あるいは最寄り会を開催してほしいものです。

政治啓蒙は極めてじみな仕事です。〃政治とは〃〃選挙とは〃とか、あるいは〃政治と台所〃など、政治のABCを繰り返えし、繰り返えし一人でも多くの婦人に伝えるための努力を積み重ねてすすむことをこそ、三十一年度の第一の仕事といたしましよう。（藤田たき）

郡山名物
桃もなか本舗
最中日本一
電　八三九
東京支店
うすかわ饅頭本舗
しろざけ屋
（96）４９０８
売店　池袋平和通
〃　板橋常盤台

残暑お見舞申上げます
（お申込順）

三輪田繁子
東京都千代田区九段三ノ四

稲吉はつゑ
東京都中野区本郷通り一ノ七

竹内　茂代
東京都新宿区三光町一

東京弁護士会会長
三上　英雄
東京都杉並区高円寺五ノ八〇二
電話中野（38）一二一八

参議院議員
国際家族計画連盟副会長
加藤シヅエ
東京都品川区小山七ノ五一三
電話（78）一〇五八

奈良家庭裁判所調停委員
北宇智村立保育所長
藤岡うた代
奈良県宇智郡北宇智村

日本婦人有権者同盟
芝浦支部一同
東京都港区西芝浦四ノ一
石井稲子方

東京都議会議員
村上　ヒデ
東京都港区芝高輪西台町一
電話三田（45）三五五〇

文部事務官（婦人教育担当）
金子　貞子
文部省社会教育課
電話（58）〇〇九一

参議院議員
赤松　常子
東京都世田谷区船橋町四三七

平塚らいてう
東京都世田谷区成城町三六四
電話（41）八四一五

日本婦人有権者同盟秋田支部
支部長　中村政子
會員一同
秋田市保戸野金砂町一三
電話二七八三

丸岡　秀子

日本婦人有権者同盟
新宿支部一同
東京都新宿区若松町三三
山本テイ方

[illegible] 発行所 東京都渋谷区千駄ヶ谷五ノ八八九 婦選会館 日本婦人有権者同盟 電話渋谷（37）〇七一三番 振替東京一九五〇四〇九

---

# さかんな各支部活動

### 名古屋支部

五月八日午後七時より、YWCA教室に名大法学部教授信夫清三郎先生を招き「参議院選挙と小選挙区制について」勉強の会を開催。憲法改正の前提としての小選挙区制、地方自治の危機、中央集権化、政府与党の反対勢力に対する意見の推移等々、非常に面白くお話しを聞き、活発な討論を展開して有意義に過したことを喜んでいる。

### 宮崎支部

新教育委員会法成立後の対策協議

五月例会として「宮崎県内の町村婦人議員並に婦人教育委員と語る会」を開催。町村議員六名、市町教育委員二名が講師として参加、六十余名の参会者があり、大変活溌な意見を交換して盛況だつた。各新聞社、民放でも特集として取材報道され、NHKでもローカルニユースでその状況を報じた。

席上、当支部会員並に参会者により左の事項を特に本部へ申入れ協議頂きたいと決議されたので御報告をかねてお願いする次第。

一、新教育委員会法の成立した場合、その運営について婦人有権者は強い意識をもつて見守ること。
一、特に委員の任命にあたつては婦人を加えることを考慮して貰う。
一、右について同盟が主導権をもつて全国の婦人団体に呼びかけ、各種団体による連絡協議会を作り実現を期するような方途（例えば十月まで強力に運動するなど）を講じて頂きたい。

六月六日午後一時より中島支部長宅に会員との話し合いの会を開催。①婦人議員と語る会の反省会②同盟の今後の方針③参院選について、活溌な意見を交換。

六月十一日午前九時半―十一時半、児童福祉園内研究室に於て、参院選をひかえて語り合う会を開催。前宮崎県選管委員、同盟新会員の神戸タマ氏を講師として、親しく話し合いを持つて有意義であつた。

### 青森支部

六月一日、青森県公明選挙推進協議会主催の共同研修指導者講習会に、同盟会員全員が出席。午前の部、講演近藤唯一（文部視学官）石崎宣雄（弘大教授）小野正文（図書館長）の諸氏。午後分科会に分れて研修を行う。

六月八日、午前十時市役所前集合、広報車に乗つて公明選挙運動街頭にて「責任ある一票の行使」を促がす。

### 郡山支部

一月、新年親睦会開催

二月、福島民友新聞社編集局長松坂氏を講師に県政をきくの会開催。

三月、本部常任委員野村かつ氏を囲み、時局問題について座談会開催。同下旬、各婦人会に呼びかけて、会員も共に、予算市会を傍聴

四月、婦人週間郡山地区会議を開催。市内婦人団体に呼びかけて連絡協議会の主催とし、又市社教にもよびかけて共催を得る。今年のスローガン「家庭を明るくしましよう」の題で職業婦人、サラリーマン家庭の主婦、農村家庭の主婦、母子家庭婦人の立場から意見を発表、全体討議をする。又県代表として中央会議に出席された立谷麗子氏の感想報告をきく。最後に福島婦人少年室長飛松千鶴子氏の講評をきいた。同二十一日、調査表を配布、参院選挙推進兼売春防止啓蒙のためと併せて婦人参政十周年、同盟表彰記念行事として、当面する事局問題につき意見調査を行う、内容は別項参照。

五月十三日、衆議院を無理な形で通過した新教育委員会法案について、参議院では充分審議し世論をも考慮して貰いたい旨要望書を送る。（県選出参院議員、文教委員婦人議員、正副議長宛）◇五月十四日、市内婦人団体連絡協議会を緊急に開き、右の問題につき討議する。全会こぞつての賛成を得、更に市内十七婦人団体連署の要望書を右同様送付した。なお県婦人大会に呼びかける事に決定。

**要望書**

教育委員会法改正について

地方教育行政の組織および運営に関する法律等が去る四月二十日の衆議院本会議において、私共国民には納得のゆかないまゝに可決されましたことは誠に遺憾であります。もとより教育は、時の政治の動向によつて左右されるものであつてはなりません。右法案は、教育委員の公選制の廃止、文部大臣の権限の拡大、教育内容の介入等、凡そ民主的教育精神の根本をゆがめるものでありもしこの法案がこのまゝ成立するならば、我国今後の教育は、まことに憂慮に堪えない方向に進むものと考えられます。

今既に、参議院に送られた同法案に対しては、衆議院における如き、多数によつて押し切られるということなく、参議院本来の性格による高邁なる良識により、充分慎重な審議をなされ、又党人各位におかれてもどうか

一、超党的立場に立たれ
二、国民の世論、更には教育を専門とする学者の声にも耳を傾けられ、

将来の国の基礎となるべき子供達の教育の方向、ひいては我国の教育の正道を誤らないような決定を得られますことを期待し念願してやみません。

郡山市婦人団体連署を以て右要望します。

昭和三十一年五月十七日

五月十五日、須賀川市に県婦人大会が開催されるので、郡山よりも誘い合せて各婦人会員多数参加、この会に右の議題を緊急動議として提出したが、研究課題として残され決議とはならなかつた。

五月三十一日、福島民友新聞社郡山支社長斎藤英記氏を講師として教育委員会制度改正法案をめぐる座談会を開催、市内各婦人団体会員多数参加する。

六月十三日、四月下旬配布のアンケート集計まとまり印刷出来。各会に配布、報道機関を通じて新聞にも発表してもらう。別項参照、六月二十日、来る七月八日の参議院選挙の啓蒙のため、右の集計表をもつて座談会を開催の予定。各婦人会員多数の参加を呼びかけている。

### 秋田支部

五月、秋田県、市に於ける選挙管理委員会主催の公明選挙会議に出席。各種婦人団体、もより会に於て婦人の政治意識向上、公明選挙推進に努力することを協議した。

同十六日、本部中央委員伊藤輝子氏を迎えて支部例会を開催。会員二十名参集、本部報告、売春禁止法案をめぐつての経過、その募金運動など、めざましい活躍に一同感銘。伊藤氏久しぶりの帰秋に一同公園のつつじをめでながら、楽しい茶話会を開き、四時散会。翌日NHKより、伊藤氏を囲む座談会を放送、記念撮影をもした。

五月十八日、新教委会法案反対県民大会に、同盟支部も参加、協力した。

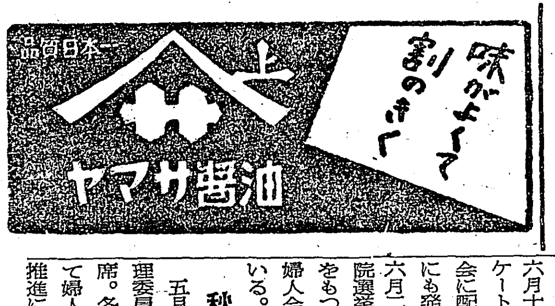
品質日本一
味がよくて割のきく
ヤマサ醤油

## まだ理解されていない
# 理想選挙

### 第二の理想選挙めざして……

とめどもなく暴露される政治の腐敗―その大きな原因の一つは、選挙の時に余り好ましくない人が沢山のお金を使い、頭を下げて議員になり、当選すると、有権者の代表であることは忘れて勝手な権力を振うことです。こういう選挙のあり方を正しい方向にむけかえて、ほんとうに政治を浄化させようとするのが理想選挙の趣旨ですー有権者自らがこの人こそと思う立派な人を探し出して選挙費用をもちより、たとえ法律では許していても好ましくない運動方法はさけて推し出すーこれは本同盟の一貫した主張であり、去る廿八年の参院議員選挙では同盟生みの親の市川房枝女史が、第一回の理想選挙を立派に具現されたことは、会員諸姉の熟知されるところです。今度の選挙に際して、市川女史を中心とした「藤田たき推薦会」がつくられ、推せん者の植村環、宇野千代、奥むめお、岸輝子、久米愛、上代たの、平林たい子、広瀬千代子、星野あい、丸岡秀子、宮城タマヨ、村岡花子の諸氏をはじめ、さまざまな階層からの自発的支持者によつて、第二の理想選挙で藤田女史を推し出そうと、積極的な運動が進められていたことも既報の通りです。

汚職と暴力の議員を国会から追放せよーという要請が心ある有権者の間に声高く叫ばれていた折柄正義に強く、識見豊かに、かつ国際舞台にも、堂々たる藤田女史をこそ、是非国会に推し出さなければーし、というのが推薦会全員の熱望であつただけに、運動は、市川女史の陣頭指揮の下、候補者と推薦会が一体となつて文字通りのそれは心うたれる奮斗ぶりでしたが、得票数一九八三三三、最後まで当選圏内に迫りながらも遂に次点で敗れられたことは、言いやうもなく残念なことです。

### 激戦の東京地方区

藤田女史惜しくも落選

東京地方区は四名の定員に対して候補者は十七名。しかも政党或いは特殊な組織をバツクとする強豪が目白おしにならんだ、激戦区で、終盤戦の終る頃には早くも三名までは当選の予想をつけた下馬評がきかれる程でした。当選した四候補のバツクを探つてみると、安井謙氏（自民・前）は実兄の安井知事の後だてが大いにきいて全地域に亘つて有利であり、都下八市三郡の農山村では特に氏の地盤といわれ、九五〇〇〇票を獲得しています。野坂参三氏（共・新）は党組織の他個人的な人気でも票を集めたとみられます。島清氏（社・元）は旧右社系の組織をバツクとし、都下でも右派地方議員の地盤をうけついで有利でした。重盛寿治氏（社・前）は総評系旧左社の組織票がバツク。婦人候補者は藤田女史の他深川タマヱ氏（自民・前）が下町に強く、柏原ヤス氏（無・新）は新興宗教の組織を利用して相当広範囲に強いとみられていました。深川氏は下町と都下で柏原氏に、山手では藤田女史に圧倒されて敗れ、柏原氏と藤田女史が最後まで票を争つて当選圏に迫り乍ら、もうひと押しというところで敗れたのでした。

**つよい組織と地盤と顔**

ここでも考えられることは、組織と地盤と顔が強かつたことです。得票数の多い人ほどそれだけ参議院にふさわしい人物なのか？といえば必ずしもそうとはいえない現象です。良識の人と考えられた堀真琴氏（労農・前）も惨敗です。こんどの選挙はかねてから時期がわかつていただけに、候補者の大部分が半年も一年も前から、組織を利用して講演会を開いたり研究会に出席したり、早手廻しに広く名をうる手段を構じてきました。極言すれば公示の出た時は既に終盤戦だといわれたものです。

### 終始理想の線で

そうしたなかにあつて、藤田女史の選挙運動は理想選挙の線に沿つて終始一貫「フエア」の一語につきます。選挙運動が公示後にはじめて開始されたのは勿論、しかも選挙法で許されていても好ましくないことは一切さけて、例えばトラツクも使わず、街頭演説も早朝は遠慮して九時から始めるといつた具合です。選挙費用は、最低十円から最高十万円（市川女史）と、推せん会宛に有権者から持ちよられた資金のうち、法定額より遥かに低い約八十万円で賄われました余り清潔で誠実であるだけに、それを理解する有権者がなぜもつと出てくれなかつたのかと残念です。しかし推薦会の統率ある策戦計画と、理想選挙への激しい情熱が相まつて藤田女史を理解支持する人々は尻上りに増えて、終盤戦の末には、藤田女史有望との下馬評もきかれるようになりました。

### 今後にそなえよう

一般婦人の関心が薄く棄権の多かつたことも見逃せない敗因です。東京都内の婦人有権者は約二三九万人、投票率は四四・七〇%ですから半数以上が棄権しているわけです。これらの人々が「参議院」というものを充分理解し、理想選挙の意義を認識して正しい一票を投じていたなら、藤田女史のような立派な候補者を落さずにすんだのではないでしょうか。

しかし惜敗とはいえ、これだけの激戦区にあつて終始理想選挙の線を貫き乍ら、当選圏にまで迫る得票が出来たということは、未だ私たちに希望を残してくれます。あきらめてしまつてはならないと思うのです。次の理想選挙をめざして、婦人の政治意識啓発に、一層の努力を続けるのが私たちの使命だと思います。

× × ×

この選挙を通じて本同盟日ごろの主義を貫きたいものと、推薦会への参加をお呼びかけしましたところ、藤田女史を敬慕する会員の方々が多数参加、並々ならぬ御協力を頂きましたことを、ここに感謝申上げます。

なお、広島地方区から立候補された会員の迫千代子氏は一四五二七五票で次点に達し乍らの惜敗でしたが、ここにも理想選挙の種子が根をおろして成長しつつあることを喜び、一層の御健斗を切にお祈りする次第です。

☆ ☆ ☆

## 「売春防止」の徹底に

売春問題国民協議会準備中

「売春禁止法制定促進委員会」では、売春防止法成立後の会のあり方について、討議の結果、①法律施行まで力をゆるめず監視を続けること②組織は更に強化してゆくこと③今後の運営基本方針を定めるため小委員会を設ける、という線が打出され、委員には山田民郎、本多シズヱ、小西咲、福田勝、江藤かつ子の五氏が選ばれた。引つづき開かれた委員会で次の事項が承認され、この線にそつて今後は活動を続けることになつた。

1、名称を、売春問題国民協議会（仮称、名案があれば事務局まで申出て頂きたい由）とする。
2、趣意書の作成、規約の改正（小委員会が中心になつてつくる）
3、事業計画
（イ）ニュースの発行　毎月一回
（ロ）政府、審議会に対する働きかけ、―法律施行に対する監視
（ハ）啓蒙運動―映画の活用、講演会開催
（ニ）保護更生面―婦人団体が相談員の推せん母体になれるような体制をつくる（第一次）

会長として久布白オチミ女史が再び推せんされたが、正式決定は副会長、事務局長も共に二ケ月後に改選することとし、それ迄仕事を続けて頂くことになつた。これは久布白女史が、ドイツのブレーメンで開催される万国基督教婦人矯風会大会に出席され、その後欧米各地の売春問題に関する実情調査研究をして七月末帰国される予定だからである。その間の総ての運営は小委員会に一任、二ケ月間を正式発足の準備期間とすることになつた。会費も今のところ現行どおり。なお、今後の方針につき、御意見があれば、どしどし事務局まで申出てほしいと要望している（六月十二日付の報告による）

## 本部通信

六月一日　日本放送企画による座談会「くらしと政治」に高橋常任委員と中村喜美子氏（世田谷・中央委員）が出席、新有権者三名との座談を録音。六月九日午前十一時半より十五分間放送になる。

六月二日　常任委員会＝午後六時於婦選会館。出席＝松生、高橋、大月、荒巻、加藤（し）野村。

協議決定事項
（1）時局研究会の講師は、朝日新聞社論説委員の誰かに交渉すること（野村氏一任）
（2）六月廿二日国際文化会館で開催の「国際理解の集い」後援者として同盟の名を出すことを承諾。本部から加藤（し）常任出席、他に支部から九名参加を呼びかける。
（3）三十一年度同盟の運動方針を次の通りに決定
▽世界平和のために現憲法を守りましよう。
▽政治意識の徹底に努めましよう
▽婦人の社会的進出をはかりましよう。
▽会の組織を拡充しましよう。
決定の運動方針を印刷、各支部の意見を聞い、併せて中央委員候補者、代議員氏名を照会すること（事務局担当）
（4）野村、片岡両氏スウエーデン派遣の件は、市川先生に相談すること（松生氏に一任）
（5）次回委員会は六月三十日。

六月五日　自治庁主宰公明選挙の会議に高橋常任委員出席。

六月九日　時局研究会　於文化会館、予定講師朝日新聞論説委員は病気出席不能のため、平和協会斡旋のジヨンソン夫人（米）を囲む懇談会とする。

六月十一日　ラジオ企画「題名のない婦人の時間」の会合に、野村常任、中村喜美子氏出席

六月十二日　母親大会準備会に、中村喜美子氏

六月二十二日　国際理解の集いに加藤常任、支部会員参加。

六月二十三日　常任委員会

六月三十日　常任委員会
協議事項＝パキスタン展示会の件。スウエーデン行の件。総会日程の件。

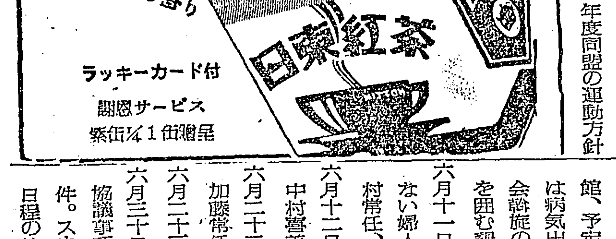
セイロンの香り
日東紅茶
ラッキーカード付
謝恩サービス
紫缶¼1缶贈呈

# 第十二年次総會

（落合登志子記）

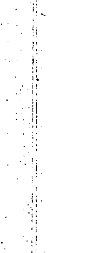

**参議院議員の選挙にともなう活動のために、例年よりおくれて、七月二十二日に第十二年次総会が開かれた。この大会で特筆すべきことは、世界平和のために現憲法を守ることが、運動目標の第一として再確認されたことと、ながいあいだ空席のままであつた会長の席に、学識経験ともに深い藤田たき先生を迎えることができたこと、それに市川顧問の実現を再びみることができたことといえよう。**

土用の照りつける暑さにも負けず、会場である婦選会館に集つた者は、本部役員、中央委員をはじめとして、支部長に代議員の合計五十四名、それに若干の傍聴者もみえて昼ごろには廊下まで一杯になる有様であつた。午前十時十五分、栗本第二副会長の司会により会は始められた。婦選の歌を全員で高らかに合唱したのち、松生副会長の挨拶、つづいて自己紹介がおこなわれた。落合書記代理の本部報告、西村会計の決算報告、各支部長の支部活動報告で午前の部はおわる。

今年の本部報告で注目すべきことは、新会員が二百名近くふえていること、大月照江国際連絡委員長が昨年八月にコロンボで開かれた国際婦人同盟創立五十周年記念大会に出席されたことなどであろう。政治運動委員会が、小選挙区制反対、売春禁止法制定促進、家族制度復活反対、憲法擁護、婦選十周年記念行事その他の諸活動を行つたことは、これまでも紙上に報告されてきたので、今日の報告はほんの項目だけで終つた。

決算報告は異議なく承認され、つづいて地方支部の報告にうつつた。郡山支部（報告者、水芳枝）仙台（長島やう子）、坂城（森弓子）、諏訪（北原よし子）、名古屋（日比野富美子）、京都（山添さと）、宮崎（中島歌子）、都城（串間マサエ）、前橋（田中あや）上田（海瀬ゑつ）、札幌（小端千恵子）のいずれも、地方の封建思想とたたかい、婦人の政治啓蒙に努力していられる模様には頭のさがる思いがする。一般に講師を招いて勉強する点については熱心で、その他地方議会のあり方を研究したり、婦人会に働きかけたり、成人の日を機に新しい層に呼びかけたりしているようであるが、そのほとんどが、封建性や保守の色がこくて、活動のやりにくい点を歎いておられた。

午後は都内九支部の報告より始つた。杉並、渋谷、目黒、武蔵野、芝浦、中野、文京、世田谷、板橋の各支部であるが、本部の活動に合流する場合が多いのと、総会の時間の関係でごく簡単に報告された。

## 慎重に議案審議

つづいて協議にはいり、先ず運動目標に関し高橋千代常任委員より説明が行われた。ここで問題になつたのは「世界平和のために現憲法を守りましよう」という目標で、「平和」という言葉を使うのは困るという声が地方から二三でた。赤い、と誤解されるというのである。都会では平気で口に出せる言葉であるのに、地方では禁句に近いものになつているという状態は、昨年も報告されたことで、前進の容易でないことを物語つているが、そのためにこそ同盟の活動が必要であるわけで、慎重協議の結果、原案が支持された。

目標は次の四項目と決定した。

一、世界平和のために現憲法を守りましよう。

一、政治意識の徹底につとめましよう。

一、婦人の社会的進出をはかりましよう。

一、会の組織を拡充しましよう。

予算は西村会計の説明があり、承認可決された。

ついで、今年の重要課題である役員および中央委員の選挙が行われた。これは約一年近く空席のままであつた会長の席を、今年は是非とも埋めて会の発展をはからねばならないという点と、現在の常任委員会を構成する人々が刷新を名目に一せいに辞任を申し立て、留任を固辞している点である。野村かつ常任委員が事情を説明し藤田たき氏を会長に仰ぎたい旨を提案したところ、全員挙手を以てこれに応え、満場一致で決定をみた。

そこで直ちに電話で藤田氏の意向を尋ね、会長就任の承諾を得、一同こおどりするうちに、市川房枝顧問の件も提案され、これも快諾を得て、同盟再出発の用意はここに九分通りできたのである。新役員その他は会長がみえてから改めて相談することにして、地方選出の中央委員十五名の選挙をさきに行つた。推薦および選挙による各委員の氏名は別表の通りである

藤田新会長は挨拶にあたり、三つの条件をもつて会長を引き受けたことをいわれた。すなわち、民主的にえらばれること、任期は一年だけのこと、市川氏を名実ともに顧問にすること、この三つである。しかしこの三条件は三つながらすべて実現されたもので、藤田会長の実現をみ、誠に喜ばしい。

市川顧問は、自分は名前だけというのは嫌いで、名前を出す以上は責任をとりたい。しかしながら同盟の運営に関する責任は会長と役員の方々のもので、自分は傍から手伝うという形で協力したい、と挨拶された。またべつに諮問機関をおいて同盟の運営に万全を期すことになり、午後四時半、総会は成功裡につつがなく終了した。

市川顧問と藤田新会長を囲んで第十二年次総会記念撮影

### 昭和三十一年度 運動目標

一、世界平和のために現憲法を守りましよう

一、政治意識の徹底に努めましよう

一、婦人の社会的進出をはかりましよう

一、会の組織を拡充しましよう

### 三十一年度役員及中央委員

会長 藤田たき
第一副会長 児玉琴枝
第二副会長 小端千恵子
書記 松浦三知子、谷林美枝子
会計 荒巻よしゑ、横田直子

常任委員

政治教育委員長 小林時枝
政治運動委員長 伊藤輝子
組織委員長 中村喜美子
財務委員長 増田勢以子
出版調査委員長 加藤しげ代
国際連絡委員長 藤田たき
編集委員長 鶴田勝子
〃 （実務は野間久子）
黒田静子、中村君枝、高橋みき、田沢富子

中央委員

伊藤恒子、今城みね子、尾高綾子、下竹操、田上喜美子、手島智恵子、任田かしく、中村とめ、野間久子、三上英子（以上東京）

串間マサエ、平出ふさゑ、針生かつ子、原田公恵、水芳枝、日比野富美子、山添さと、南条ひさい、内田あぐり、太田比美、森川三枝子、屋代九女、河原みや、千葉み江、溝口みよ（以上地方）

## 横顔 新役員と常任委員

**顧問＝市川房枝（参議院議員）**

煙幕に常におおわれたお顔だつた先生が、きつぱり禁煙されて二年、やや肥満型となり、やわらかに強く、内外にひまなく活躍されている。

**会長＝藤田たき**

婦人問題研究所長との兼任という重荷を負われたが益々お元気。些か停滞気味だつた同盟の空気に爽やかにして強力なる新風を送つて下さる。

**書記＝松浦三知子（主婦）**

前府中市議会議員。着実、精早なる気性の上に積み重ねた知識と経験とを、この大任である書記の仕事の上に活かして下さる。

**書記＝谷林美枝子（主婦）**

美しくなよやかな姿態の中から湧き出る責任感とその強い意志とで、同盟の歴史を永遠に書き残して下さる。疎開中は諏訪で婦人会やPTAで活躍。

**会計＝荒巻よしゑ（主婦）**

前常任委員。高からず細からずの御体格で稀にみる仕事熱心、家族制度復活反対のための共同運動にエネルギツシユな動きを示されている。

**会計＝横田直子（未亡人）**

家庭裁判所調停委員という仕事のかたわら、慎重堅実なる名会計として期待される。

**常任＝小林時枝**

政治教育委員長

現世田谷区教育委員であり、本同盟の中枢をなす部門の長として真剣に活躍して下さる

**常任＝伊藤輝子（主婦）**

政治運動委員長

昨年来、売春禁止法制定促進委員会で映画「売春」製作委員長として骨身をけづる苦労をされた。元常任委員。

**常任＝中村喜美子（主婦）**

組織委員長

細く長い御体格、その中よりわき出るアイソトープ的エネルギーは同盟を草の根の如くはびこらせる力を持つている

**常任＝増田勢以子（主婦）**

財務委員長

主婦業は副で本業は事業家、映画館、喫茶店、美容室を経営。その才能を買われて大学婦人協会の財務も引受けている人。

**常任＝加藤しげ代（主婦）**

出版調査委員長

若くフレッシュな感覚をもつて二児の育成のかたわら地味で肩のこる仕事ながら、委員長としての責任感に奮起していられる。

**常任＝鶴田勝子（主婦）**

編集委員長

素人で手を引かれながらも責任をはたすべく悲愴なる努力中、大勢の人達に愛読される「有権者」を作り度い。元常任委員

**常任＝高橋みき（主婦）**

無任所、地味だが強烈な支部活動を続けて来られた前支部長で、本部の会合には必ず出席されるという熱心なる運動家。

**常任＝田沢富子**

無任所、杉並区役所民生課厚生係として多忙な仕事を持つていられる。思慮深く地味な方。

**常任＝黒田静子**

すごく謙そんで正直な人。ありのままを頼んだり頼まれたり出来る仲間。英語の先生をして多くの子弟にしたわれている。

**常任＝中村君枝（主婦）**

無任所、武蔵野支部のホープであると同時に、その若さと啓蒙運動に対する火の如きフアイトを大いに期待されている。

（鶴田記）

## 協力團体の動き

護憲連合＝七月三十日の会合に荒巻よしゑ氏が出席したが、小選挙区制の実現と、これに伴つて参議院議員の推薦制への動きがみられるので、学者、弁護士、個人等各自の立場から話合いを行い、憲法を守る会をつくる動きもある。十一月全国的に運動を展開する。

家族制度復活反対連絡協議会

八月三十、三十一の両日、家族問題講習会を開く。講師は英国の家族生活＝磯野富士子氏。中国の家族生活＝門田昌子氏。日本の家族生活＝田辺繁子氏。の他座談会あり会費一日三十円。二日分五十円。同盟では世田谷、武蔵野、杉並、渋谷、目黒等各支部へ聴講券を配布協力する。

参議院議員

## 市川房枝 國会報告会

参議院議員選挙でおくれておりました恒例の国会報告会を、左の通り開催いたしますから、御友人をお誘い合わせの上、御出席下さいませ。

▼九月十五日（土）午後二時－四時

▼参議院会館第一会議室（都電三宅坂下車）

尚、国会報告のあと、理想選挙推進について御懇談申上げたく存じております。

国会見学－右報告会の前、午後一時より二時まで、御希望の方々で国会の見学をいたします。はがきでお申込みの上、一時十分前に右会場までお集り下さい。

文京区保護司会副会長
宮川英子
東京都文京区関口台町一六

全地婦連理事長
全未協事務局長
山高しげり
東京都世田谷区上馬二ノ八五
電話（42）五七六二

日本婦人有権者同盟
中央委員
三上英子
東京都杉並区高円寺五ノ八〇二
電話（38）一二一八

任田かしく
東京都中央区八重洲柳中通
電話（28）八〇一四

全国婦人歯科医会
清川歯科医院
清川清
東京都荒川区日暮里町二ノ四六
電話荒川（89）四九八二

日本婦人有権者同盟中央委員
宮崎支部副支部長
原田公恵
宮崎市神宮町四四四ノ二

内山コト
東京都世田谷区代田一ノ三六四
電話（42）〇一一一

日本婦人有権者同盟
中央委員
串間マサエ
宮崎県都城市蒲原

日本婦人有権者同盟
中央委員
田上喜美
東京都武蔵野市西窪三〇五

日本婦人有権者同盟
都城支部一同
宮崎県都城市栄町
水間あや方

太田此美
岡山市白石区久米三六一ノ二

ラジオ東京営業部
田中きねよ
東京都千代田区有楽町
毎日新館内

日本婦人有権者同盟
仙台支部
仙台市東二番丁長嶋ビル
支部長 長島やう子
副支部長 中央委員 針生かつ子
加藤よし子
外幹部一同

日本婦人有権者同盟
渋谷支部長
尾高綾子
東京都渋谷区代々木西原町九六九

日本婦人有権者同盟
上田支部一同
事務所 上田市前田町

上田支部
海瀬ゑつ子
富井希久子
宮島讃子
斎藤と志子
荒井美鈴
河原みや

佐々木あやみ
東京都渋谷区
幡ケ谷本町二ノ二七七

日本婦人有権者同盟武蔵野支部
武蔵野市会議員
小竹美知
武蔵野市吉祥寺二四五八
電話（三九八）四一一八

武蔵野市会議員
佐田信子
武蔵野市西窪一六二

同 武蔵野支部
宮野静子
武蔵野市吉祥寺三六四

同 武蔵野支部
小池順子
武蔵野市吉祥寺一六

---

# 規約

## 日本婦人有権者同盟

### 第一章 名称及事務所

第一条 本会は日本婦人有権者同盟と称し本部を東京都内に置く

### 第二章 目的及立場

第二条 本会は左の目的をもつ。

一、婦人有権者としての自覚の喚起、及び参政権の正しい行使のための政治教育。

二、国会、地方議会及び政府、政党を監視し、予算、法律、並に政策等に対し婦人の立場から政治的圧力を加えること

三、婦人の公職への参加を勧めこれが増加に努力する。

四、民主主義の逆行に反対し、婦人の既得権を失わないよう努力する。

五、右の目的を遂行するため必要なる資料の蒐集及び提供。

その具体的運動目標は毎年総会にてこれを決定する。

第三条 本会は政党に対して中立の立場を堅持し、選挙に際しては候補者の推薦並びに応援をしない。

### 第三章 会員

第四条 本会の目的及び立場に賛同する婦人有権者（満二十才以上）を以て会員とす。

会員は左の二種とし何れも機関紙月刊「婦人有権者」の無料配布を受ける。

第一種会員 会費年額三百円を納付するもの。

第二種会員 会費年額五百円を納付するもの。

### 第四章 会友及び賛助員

第五条 満二十才以下の婦人は会友とし会費は年額三百円とする

第六条 本会の目的及び立場に賛同する男子並に外国人は之を賛助員とし賛助員費は年額千円とする。

第七条 会友及び賛助員は機関紙月刊「婦人有権者」の無料配布を受ける。会友及び賛助員は本会の各種会合に出席できるが投票権は持たない。

### 第五章 支部

第八条 同一郡市区町村内に二十名以上の会員ある場合には支部を組織することが出来る。但し常任委員会の認めた場合には同一郡市区内に二つ以上の支部を置き、又附近の市区町村内会員を含む事が出来る。

第九条 支部を組織せんとする場合は中心となる会員三名連名の上、支部会員名簿及び会費を添えて会長に届出で常任委員会の承認を得ることを要する。

第十条 支部は会員会費及び会友賛助員費の半額を本部に納入する

第十一条 支部は支部長、副支部長、役員若干名を支部総会に於て選挙し、任期は一ケ年とする支部長は三期以上引続いて選ばれることは出来ない。

第十二条 本会の規約に違反し支部としての義務を履行しない場合には支部の解散を命ずることができる。

但しその決定は常任委員会三分の二以上の表決を必要とする。

解散を命ぜられた支部は異議を総会に申立てることが出来る。

総会は事情を審査し多数決によつて決定する。

第十三条 同一都道府県内に二つ以上の支部がある時には都道府県支部連合会を組織するものとする。連合会長は支部長の互選とし任期は一ケ年とする。連合会長は三期以上連続して選挙されることは出来ない。

### 第六章 総会

第十四条 本会の総会は毎年四月開催し、会長之を招集する。但し支部の過半数若しくは会員三分の一以上の要請あるときは会長は会議の目的を明示して臨時にこれを招集しなければならない。総会の期日及び場所は常任委員会これを定め、会長は招集状を総会開催期日前少くとも三週間前に発送しなくてはならない。

第十五条 総会は役員中央委員各支部長及び支部代議員を以てこれを構成し代理又は委任状による投票は認められない。

第十六条 支部代議員は前年度末において会費完納会員二十名につき一名とする。

但しその端数に対しては代議員を認めない。その他の会員は総会に出席し発言することは出来るが決議権を持たない。

第十七条 総会は本会の最高決議機関であり左の事項を行う。

一、本会の運動目標並に事業計画の決定

二、規約の改正

三、予算決算の審議決定

四、役員の選挙

五、その他の必要ある審議。

### 第七章 顧問

第十八条 本会に顧問一名をおく顧問は会の重要事項につき相談を受け、意見をのべる。出席の諸会合に於いて決議権をもつ。

### 第八章 役員

第十九条 本会に左の役員を置く

会長 一名
第一副会長 一名
第二副会長 一名
（地方支部会員中より）
書記 二名
会計 二名

第二十条 会長は本会を代表し本会会務の統轄に当ると共に総会中央委員会の議長となる。

第二十一条 副会長は会長の補佐に当ると共に会長事故あるときは会長事務を代行する。

第二十二条 書記は総会、中央委員会、及び常任委員会の記録並に通信の責任をもつ。

第二十三条 会計は本部の会計を担当し会費の徴収に当る。

第二十四条 会長、副会長、書記会計及び中央委員は総会において選挙し、その任期は一年とし再選を妨げない。但し会長は三期以上続いて選ばれることは出来ない。

### 第九章 中央委員会

第二十五条 中央委員三十五名（内十五名は地方支部会員）は総会に於て選出する。

第二十六条 中央委員会は総会に次ぐ議決機関であり役員及び中央委員を以て構成し、年三回以上之を開催、総会における決議の実行、会務の執行上必要な事項を審議する。

### 第十章 常任委員会

第二十七条 常任委員は中央委員の互選により決定し、員数は十名とする。

第二十八条 常任委員会は役員及び常任委員を以つて構成し、毎月一回之を開く、構成員過半数の出席を以つて成立する。

第二十九条 常任委員会は本会の執行機関であり総会及び中央委員会の決議に従い本会事業の遂行及び会務の執行に当る。

### 第十一章 委員会

第三十条 本会は第二章の目的達成の為め左の常設委員会を置く

一、政治教育委員会
二、政治運動委員会
三、出版調査委員会
四、組織委員会
五、財務委員会
六、国際連絡委員会

第三十一条 各常設委員会委員は常任委員会が会員中より選任する。委員長は常任委員会に於て互選する。

第三十二条 各常設委員会は委員若干名を以て組織し、毎月一回以上会合を開くものとする。

### 第十二章 欠員

第三十三条 役員及び中央委員に欠員を生じた場合、その後任は中央委員会において決定する。但しその任期は前任者の残存期間とする。

### 第十三章 事務局

第三十四条 本会は会務執行に当り必要な事務を遂行するため事務局をおく、事務局職員は会長が之を任免する。

### 第十四章 経費

第三十五条 本会の経費は次の収入を以て之に充てる。

一、会費、会友費、賛助員費
二、寄附金
三、事業利益金

第三十六条 本会の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

### 第十五章 規約改正

第三十七条 本規約は総会に於て出席会員三分二以上の同意がなければ之を変更することが出来ない。

## 財務委員會よりの御知らせ

○新劇観賞会 九月下旬

○ダンス・パーティ 十月二十七日（土）后六時－十時

四谷駅前主婦会館大ホール・二バンド交替出演の予定

会員諸姉は御家族、御知人御同伴の上、奮つて御参加下さい

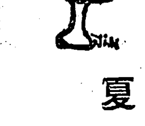

## 夏の閑文字

近藤眞柄

両国の川開き花火見物のお相伴にあずかつた。桟敷は倉庫かビルの屋上にこしらえてあつて飲みながら食べながら、頭上にあがる花火を見るのである。

もう三十数年前に、先代の守田勘彌が有楽座で「屋上の狂人」をやつた。勘彌の狂人は何かにつけては、屋上に馳け上つて俗人を嘲笑するような、凡人を軽くいなすような独白をいうのであつたが、ずいぶん遠い昔の記憶がひよんなところで浮び出たものである。

両国橋は一方交通になり、マイクは交通整理の叫び声をひつきりなしに伝えてくるし、空襲下のような爆音も間断なしで、ほんとうに屋上の狂人になりそうなかで江戸の華をみること三時間。夜は素人向きで、通というか粋というかは昼間にあると、川開き座談会の名士はいつているようであるが、明かるいうちは、色彩の美しさがあり、煙の消えがおそいので、楽しみが長い。一つ一つに解説的題名がついていて、いかにもそれらしい色と形が空を埋めるのである藤の花とぶどうの房は、目だけではどちらとも判断はできなかつたが、その他いずれも花火の草月流であり、前衛花火というところである。

機関銃的に打ち上げられると見物は興奮して、玉やア！と声を張り上げるが、フワリフワリと降つてくるものがあつて、やがてそれはポマードや浴衣やデパートや映画の広告文字になるので、伝統の玉やア！もカギやア！の声援も商魂には負けである。

いよいよ高潮のフイナレーになると、まこと美しい光で、表現が下手なままに、山下清の絵みたいと口走つて、あわてて口を手でおさえたのである。この花火をみて山下君は書いたものであるのに、本末顛倒したいい方は、いよいよ屋上の狂人になつてきたらしい。それにしても、花火をみて絵をかいて、多くの人に感銘を与えている山下君など、この世に生きる幸せな人のうちにはいると思う。山下君の表現を借りていえば「兵隊の位でいうと」大将の幸せである。それからこの大群集をどよませる花火のしかけやさんと打ち上げやさんも、この日は、大将級の幸せを感じているであろう。

大将級の幸せは、花火見物の群集を含む人類全体の望むところ、人類全体の幸福を仕かけたり、打ち上げてくれる人こそ、いま重要なんだと思つたとき、花火の光りは、傍らの有権者同盟の顧問と会長の横顔を照した。

こんな閑文字を並べたが、屋上の狂人の真夏の夜の夢とはしたくないのである。

## 共同運動のその後

### ―売春禁止法関係―

伊藤輝子

第二十四国会の終りに、私共四カ年間運動をつづけた、売春禁止法がやつと通過しました。流産、流産をつづけたこの法案がなかばあきらめているときに成立を見ましたが、私共は何か知ら心から喜べない様な状態でした。一つには実施まで二カ年というのが少し長過ぎることと、その間に業者間にどんな運動が初まるかという心配を考えますとき、まだまだ私共はこのまま安心は出来ないのです。

したがつて売春禁止法制定促進委員会では、売春対策国民協議会として九月から発足することに決定いたしました。

先きに支部の皆様方に、募金に際してお骨折りをいただき、おかげで売春映画も六月には完成をいたしなお大映に売り込み全国千六百の常設館で上映されることになりました。色々と問題のあつたこの映画も一先ず成功をおさめ、今後の協議会に充分な資金の獲得出来ましたことを厚くお礼申上げます。

なおこの映画は十カ月を経過しますと十六ミリとして協議会で、買取ることになつていますので、支部には無料でお貸しいたしますからその節は何卒御利用下さいませ。

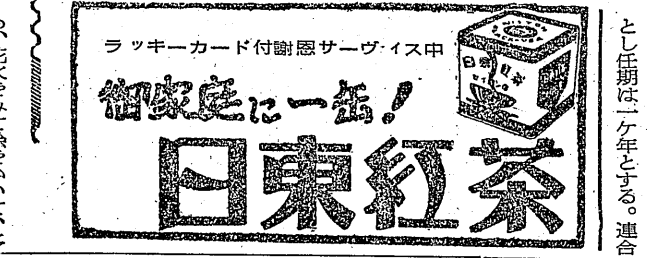
ラッキーカード付謝恩サーヴィス中
御家庭に一缶！
日東紅茶

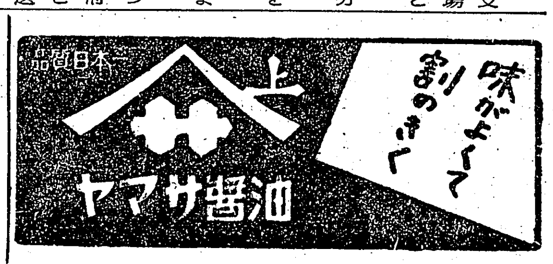
品質日本一
味がよくて割のきく
ヤマサ醤油

日本婦人有権者同盟
郡山支部一同
事務所 郡山市本町二〇
電話 一五四番

日本婦人有権者同盟
郡山支部
湯浅音枝
太田絲子

日本婦人有権者同盟
郡山支部
菊地壽子
水芳枝

日本婦人有権者同盟
中央委員
野間久子
東京都大田区田園調布四ノ一二六

日本婦人有権者同盟
中央委員
溝口みよ
長野県諏訪市弁天町三丁目

日本婦人有権者同盟
中央委員・函館支部長
平出ふさ江
函館市松陰町一三

自由民主党婦人局生活部副部長
竹田菊
東京都世田谷区玉川等々力町三ノ一九六
電話（70）〇三一〇

日本婦人有権者同盟
宮崎支部長
中島歌子
宮崎市船塚町七七
電話 宮崎 四四九七

婦人文化新聞社
有田アサノ
豊田春江
静岡市人宿町一丁目一ノ五
電話 ②局 三三〇九

日本婦人有権者同盟
名古屋支部長
根岸ヤス
名古屋市東区新出来町五ノ五二

日本婦人有権者同盟
会長 藤田たき
第一副会長 児玉琴枝
第二副会長 小端千恵子
書記 松浦三知子
〃 谷林美枝子
会計 荒巻よしゑ
〃 横田直子
政治教育委員長 小林時枝
政治運動委員長 伊藤輝子
組織委員長 中村喜美子
財務委員長 増田勢以子
出版調査委員長 加藤しげ代
国際連絡委員長（兼任） 藤田たき
編集委員長 鶴田勝子
常任委員 黒田静子
〃 中村君枝
〃 高橋みき
〃 田沢富子

# 婦人有権者

### 私共の立場と目的

一、同盟は政党には中立、選挙には推薦、応援を致しません
一、同盟は婦人の間に婦人有権者としての自覚をよび起し、正しい選挙を行うようすすめると共に
一、私共が選んだ議員や、議会や政府、政党を見まもり、意見を出したり
一、よい婦人議員や、よい婦人役人が多数出るよう運動します。
一、又民主主義の逆行に反対し婦人の既得権を失わないよう努力します。

# 都政へ都民の怒り "あくまで追及"と

## 婦人団体が主催 都民大会ひらく

会場風景 壇上の左端は藤田会長

とかく公金乱費の傾向があると風評の高い東京都が、こんどは現職の都議八十名（内一名は辞退）の退職金として、血税三千五百万円を、こつそりお手盛りで配つて都民の痛罵を浴びている——早くからこの問題に注目した婦人団体より、道義的に善処するよう要望されていたにも拘らず、都側はこれを無視した上、その不当に対する重ねての抗議に対しても「既得権であり、正当な処理だ」と放言して少しも反省の色がない。中には婦人団体の云い分を非常識と云い"この際ぶつつぶしてしまえ"と暴言をはく議員迄現われる始末これが都民の代表としてその幸福を守り、負担を軽くするよう努力すべき立場にある者の、言動か？一票のゆくえを常に見守る有権者の立場からも憤慨にたえない。本同盟では、主婦連、地婦連と手をつなぎ、かねて反対運動の打合せを重ねてきたが、遂に九月十七日午前十時半から、四谷主婦会館ホールに於て、三団体共催の「退職金不当支出反対都民大会」を開いて、不明朗な都政への抗議運動に気勢をあげた。

この日、降りこめる秋雨にも負けず一般主婦や婦人団体関係者の他墨田、港区政刷新同盟、北区を守る会など、男子の団体代表者の顔も混えた三百余名が参集、反対運動が、いまや全都的な都民運動にまで発展しようとする気運をただよわせていた。

会場正面には"血税のゆくへは"ガラスばりで""既得権、違法でないは議員だけ"納得の出来ないものは世論で一掃"など、都議退職金に対する怒りをこめたスローガンがズラリと掲げてある。

田崎敏子地婦連副会長、藤田たき 有権者同盟会長、奥むめお 主婦連会長の諸氏から挨拶があつた後、地婦連は中村いく副会長、主婦連は春野鶴子政治部長から、それぞれ運動経過が報告された。

### "当りまえだ" 誠意のない都側

ここに経過の概略をあげてみると、今年三月初め、知事内規が退職金の支給を合法化するために既に改められている、三千五百万円が持つてゆかれそうだ、等の情報が頻りだつた当時、要望書持参で四宮前都議会議長らと面会、善処方を懇請した。

五月に再び要望、理事者と議員の良識に期待していたが、残念乍ら裏切られた。三千五百万円は私達の血税なのに、不覚ながら配られた後でそれを知つた。余りに不明朗な処置に憤慨して九月七日、八日と、繰返し要望書を持つて抗議に押かけたが、会見した責任者のいい分は、要するに「既得権で当然だ」ということであり「首都東京の予算は国の予算の縮図ともいえる尨大なもので、これを審議する都議員の仕事は大変な激務であり、常勤に等しい労苦である。支給された額を月割にすれば、一人当り五千円程度の少額である。明治以来の既得権であり、従来も何ら不審を申立てられたことがない」などの点を強調、退職金を正当化する裏づけ論議で終始した。

然し仮りに常勤と見做しても自治法の精神からいえば、名誉職に対する慰労金や功労金は出せない建前だし、僅か五千円の少額でも民間の企業体では出せない処がザラにある。知事内規に基づいて既得権だというが、昭和二十六年六月一日以降適用されてきた内規の第三条によれば「死亡又は退職した者に対して」支給するのであり引続き当選したものには支給しないことになつている。この条項を去る二月二十七日に、内緒で削除して合法化したのだ、という事実に就て質したのに対しては都議会幹部の者何人かは、内規改正のことを知つていたと、遂に白状した。こんな大きな予算を伴う案件を知事内規の権限に委せきつていて、議会として責任が済むのか、と切込むと、「以後注意する」と答え退職金を秘密裡に支給した点に就ては、「給料やボーナスと同様のものを支給するのに、一々都民に公表する必要はない」と主張「それ程正当なものなら、何故ガラス張りにしなかつたのか」と切込んだのには答えなかつた。

又「何十年という永い間都政に献身しても、老後に何の保障もない先輩の例をみると、退職金くらい貰つてよいと思う」ともいつている。然しその為ならば、長期間の功労者をねぎらう別の方策をたてたらよいので、短期間の人も十把ひとからげの扱いはおかしい。自治法改正でいわゆるお手盛り支給が禁止されようという時、都議会は挙げて反対しており、自民党の 小山幹事長の 言によれば「首都単独法をつくつてほしいくらいに思つていた」という。婦人団体の要望に何か答えることはないのか、と重ねて尋ねても、既にいい尽されているという回答しか得られなかつた——といつたところである。

去る十三日、自治庁は、「違法でないが妥当ではない」と見解を表明している。私たちは、都の関係者が、都民の納得する具体的行為をとるまでは、あくまで追及し種々の運動を展開して、目的を達成しなければならない。

続いて登壇された参院議員市川房枝女史は「みみつちいというかも知れないが三千五百万円ぐらいなどといわせないで問題にすべきだ公金の浪費は国の場合にも沢山あるが、それをほじくつて是正してゆくのは矢張り女よりほかにないのではあるまいか。然し今度の問題で黙つてはいても、憤慨している人は沢山いるから、反対運動の支持者はぐんと増えるだろう。都側では、世論に叩かれて少々参つてきたらしく、三団体の代表者との話合いを申入れてきていると仄聞するが、会見は必ず公開の席にして、丸めこまれない用心が肝要である。この運動は、単に都側を反省させるに止らず、これをキッカケに、都民の政治への関心を昴めることに重点をおいて、どうか最後までがんばつてほしい」と激励。国会議員も含めて議員のあり方に言及、その一つとして自ら実行されているように「議員は有権者に対して歳費その他一切の収入を公表すること、有権者も亦それを要求すべきだ」と提唱される。

### 退職金返せ 主権無視に怒る聲

続いてマイクを場内参集者の中に入れて意見をきいた。

港区政刷新同盟の代表は「都側が違法でないといつても、自治法の二〇五条に照してみて完全に違法だ」と昨年港区で四十八名を提訴した実例をあげて強調。

憤慨した主婦達からの交々の意見は「僅かな都立高校の月謝さえ値上げしたではないか。三千五百万円を出してもなお、豊かにやつてゆけるほどの財政ではない。議員は職業と考えているらしい。これでは今後『職業として出るのかどうか』と確かめてから選ばなくてはならない。知事内規ももつと都民の納得出来るものにして貰いたい。

改正自治法による減収をうずめるために、さらに都では歳費の引き上げ案を用意しているとも聞いているが、もつてのほかの不心得だ」等々。墨田区政刷新同盟の代表は「都政の主権者は都民であることを根本において考えるべきだ都民の反対するものを強引にとるのは違法である。内規を都民に公表しないのも、民主主義を認めていないのだ」と何れも主権者たる都民の生活を第二義にする都側の考え方を鋭く攻撃。

論議は次第に解決の方法論に移り、「退職金はもう使つてしまつたなら、歳費から、月賦でも返して貰いたい。港区では、組合から借りて三百万円を返したが、この方法はどうか――納得のゆく処置をとるまで赤い羽募金への協力を申合せてはどうか…」「世論喚起のための都民大会を更には国民大会にもつてゆこう」「運動を強力に展開しよう」等が提案されて満場拍手で賛成する。世論喚起のため報道関係者の積極的協力を望む声も強かつた。

最後に、話合いについて都側から申入れてきている会見の扱いを、どうするかに就て討議の結果九月十八日、報道陣を加えて公開の会見をすることに決り、具体的な事項は執行部に一任され、朗読された固い決意の申合せを拍手で承認。この問題を氷山の一角と考えて今後は、公金の浪費を監視し、阻止するために国民すべてが団結してゆこうではないか、と司会者の力づよい挨拶に再び拍手を送つて会を閉じた。

× × ×

### 監査請求を提出

なお、九月二十六日、監査請求実行六団体打合せ会が開かれた。

1、経過報告中村いく
2、状況報告 小池順子
3、請求内容説明 春野靜子
4、代表署名
  奥むめお 山高しげり
  藤田たき 山崎文子
  山崎光子 渡辺松子
  三巻秋子 春野鶴子
  小池順子
5、代表挨拶 奥、山高、藤田
6、激励 市川房枝
7、出発

つづいて都へ請求書提出し、十月一日街頭署名を六団体で実行にうつすことに決定した。現在では衆議院地方行政委員会へ請求の準備中である。

### 申合せ

先般、総額三千五百万円の退職金が七十九名の都議会議員に極秘のうちに支給されました。これは九月一日から実施された地方自治法の改正に伴い、退職金が禁止されるのを見越し、知事内規を改正してまで都民の血税を支給したのであります。

私共婦人団体はこの問題について早くから注目し、都議会議長ならびに都知事に対し「道義上の問題として善処してほしい」と要望して来たのであります。今回も重ねて要望したのに対し、理事者、議会ともに「当然の処置である」と放言するに至つては甚だ遺憾であります。これが都民を代表し、都民の幸福を守り負担の軽減に努力される立場にある方々のとるべき態度でありましようか。

よつてこゝに都議会議員退職金の支出について研究会を開き広く都民の皆様と共に議員ならびに理事者側に反省を促し、都民が納得する何らかの具体的行為があるまで、この問題を追求し決論を得るまでは、各種の実際運動を展開し目的達成を期するものであります。

右申合せいたします。

昭和三十一年九月十七日

発起団体
主婦連合会
地域婦人団体
日本婦人有権者同盟
大学婦人協会
日本平和婦人協会
東京YWCA

### 十月時局研究会

日時 十月十三日（土）午後二時―四時
場所 婦選会館
演題 地方自治法改正について
講師 武蔵野大学助教授 芹沢彪衛氏
会費 三十円

日本婦人平和協会・婦人問題研究所との共催です。都議退職金問題にも絡んで、注目されている改正法を勉強致しましょう。お誘い合せて多数御出席下さい。

### 主張 政黨に對する同盟の態度

婦人界に於ての最近の一つの傾向は、婦人の間に政党意識が盛んになり、自民党乃至は社会党に入党する人達が増加しつつある事ではないかと思います。

これは二大政党の対立から、両政党の婦人層えの働きかけが活発になつて来たからです。社会党よりも自民党が熱心で、全国各地に支部を組織しているようです。

婦人が、自分の支持する政党に参加し、政治活動を行うことは結構ですが、その政党がどんな政党か、どんな政策を持つているかもよく知らず、只誘われるまゝ、お義理に参加するというのでは困ります。

政党は婦人会とは違つて、はつきりした立場があるので、出たり入つたりすると笑われます。

☆

有権者同盟は勿論政党ではありません。又どの政党にも所属せず、中立の立場をとつています。

"政治には中立の立場等はない"とて同盟を批難する人達もいます。然し同盟には、婦人有権者として、当然、民主主義や議会制度をまもり、独裁主義や封建制度を排撃する立場に立つています。政党に対しては、何等の拘束を受けず、自由な立場で、その性格、政策、業績等を検討し、選挙の度毎に支持政党を決定するよう有権者にすゝめています。

尤もそうして勉強した結果、或る政党に入党して政治活動をしたくなつたら、どんどんおいでなさいとすすめています。

中にははつきりと支持政党を決定している人、或は政党に所属している人もいられるでしょうが、同盟内では政党活動をせず、同盟の立場での、運動の価値を認めて協力されています。

若しはつきりとした政党活動を望まれるのであつたら、党へ行き、婦人部員としてやるべきだと思います。

☆

尚同盟が主張し、支持する運動目標、政策等がたまたま或る政党の政策と同一の場合がありますが、これは前記の同盟の立場から 総会に於て 討議の上 取上げられたもので、特定の政党を支持している訳ではありません。尤も同盟の堅持する民主主義、議会主義に反する政党があり、そうした行動をとれば、同盟はその政党に反対の運動をする事があるかも知れません。

政党に対してのこうした同盟の立場を一般の大衆の婦人達によく知らせ、気軽に同盟に参加してもらうよう努力いたしましよう。（市川房枝）

日本婦人有権者同盟 電話渋谷（37）〇七二三番

---

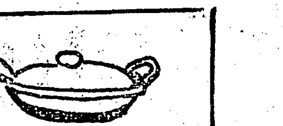

# たゆみなく熱心 各支部活動さかん

**仙台支部** 長島やう子

二月、東北大高橋助教授を招き、憲法改正に関する講話をきく。三月同教授より時局諸問題の解説を聞き、懇談する。四月、加藤シヅエ女史、八木秀次博士の講演会を他団体と共催する。小選挙区制反対のビラ（本部発行）を会員に配り本県選出の代議士にもビラ同封の親書を送り一考を願う。六月、ガーデイン・パーテイにおすしやおみくじを売り、資金獲得。七月市選管と共催で参議院立候補者の政見発表会を開く。本部発行の"手引"を配布して棄権防止を呼びかけた。

**坂城支部** 森 弓子

P・T・Aや婦人会に働きかける主義をとつており、婦人会の支部長を説得することを目標にしている。毎年の成人式には、しおりを上げている。

**諏訪支部** 北原よし子

人口二―三万の小都市で、しかも自民党と社会党が対立していてやりにくい。社会党で憲法を守る婦人の会をつくり、合同するよう誘われたが、社会党とは異うからと言つて断つた。自分でデザインした手拭を婦人参政十周年記念として売り出し、資金を獲得したが好評であつた。

**名古屋支部** 日比野富美子

六月、県選管の後援の下、宣伝カーに有志九名が搭乗、市内を巡回して参議院選の重要性を説き、公明選挙と棄権防止をよびかけた新聞社に推奨され、録音はCBCに依つて放送された。三十日、その反省会をもつて種々検討し、自己批判も行つた。これも七月四日のNHKより録音放送された。

八月十八日総会。新役員を次の通り決定。支部長＝根岸ヤス、副支部長＝日比野富美子、会計＝永安きん、同監査＝丹羽清子、書記＝戸谷八十、千葉行枝。

参議院の議員選挙です！

宣傳カーで呼びかける名古屋支部会員

**京都支部** 山添 さと

昨十月、近畿二府四県に呼びかけて売春禁止の運動展開。市川女史講演会を開催。四月、婦人大会参加。労組と家庭婦人と合同して家族制度 復活 反対、小選挙区制反対新教委会法案反対の運動をなす。五月、売春禁止法制定促進会改め完全実施促進委員会を設置、厚生施設をいかにするかを研究。六月に売春に関する婦人大会を開催。

**宮崎支部** 中島 歌子

七月四日例会にて六月行事の反省、本部総会出席の件、参議院選の件、会員研修会などにつき協議同十八日、政治研究会を開く。八月二十二日、定例会を開催「教育委員に是非婦人を推そう」と協議する。

**都城支部** 串間マサエ

当地は保守的で大変仕事がやり難いが負けずに、努力している。

**前橋支部** 田中 あや

昨年十月、藤原道子女史の話をきく会。本年五月「婦人の集い」に、吉田セイ、神近市子両女史を招く。会員はそれぞれPTAや婦人会の会長又は幹部であり、保守か革新か、ハツキリしているので中立性を理解して貰うのに骨が折れる。

**上田支部** 富井希久子

昨年十月に支部を結成、市川先生においで頂いてお話をきく。以来町の封建色を払うべく働いている。毎月、市会議員を招いて質問の会をもつているので、一もくおかれている。本年三月には藤田たき先生をお招きした。

**札幌支部** 小端千恵子

昨年十一月、家族制度に反対して、民法をきく会を開講、毎月続けている。北大の法律学者や調停判事を招く。一月、成人の日に前田多門氏のお話をきく会を開催、新有権者によびかけた。三月、原子力の話をきく会。四月、物価調整運動。砂糖、醤油、石炭等を例にとり研究。五月、公明選挙運動を展開、花森徳次氏を招いて話をきく。

**別所支部** （書面報告）

六月、本部の野村かつ氏を招き内外の政治的動向をきく。総会で決定の役員は次の通り。支部長＝南条ひさい、副支部長＝倉沢光子、会計＝水科みち子。

**別府支部** （書面報告）

六月、総会。支部長須東妙子、副支部長伊藤たか、姫野ノブ、会計清松よし江。同監査児玉瑞子、書記日野すえ乃。

▽おことわり 東京支部の報告は紙面の都合で割愛、お許しを乞う本部に近いだけに絶えず本部の運動に合流協力して活躍頂いている

## 第一回中央委員会

日時 七月廿三日午後一時―三時
場所 婦選会館
出席者 市川房枝、藤田たき、児玉翠枝、小端千恵子、松浦三知子谷林美枝子、荒巻よしゐ、横田直子、伊藤輝子、加藤しげ代、鶴田勝子、増田勢以子、黒田静子、中村富美子、中村君枝、高橋みき、田沢富子、小林時枝。

三上英子（杉並）手島智恵子、下竹操（板橋）田上富美子（武蔵野）中村とめ（世田谷）今城みね子（北）野間久子（大田）伊藤恒子（青梅）尾高澄子（渋谷）任田かしく（中央）日比野富美子（名古屋）水芳枝（郡山）山添さと（京都）屋代九女（前橋）串間マサエ（都城）

「名実ともに顧問として働く」と市川先生の力強い御挨拶のあと、藤田新会長から大要次のような御挨拶があつた。「期限は一年間、無理押しのないこと、創立者たる市川先生を顧問として迎えることの三つを条件に、会長の席につくことになつた。同盟のため日頃強い関心をもつていて下さる方々、また従来役員として尽され、此の度辞任された方々の中から会長の諮問委員会をつくりたい」と申出あり。即座に、中央委員会に承認された。

### 協議事項

（1）常任委員の選出＝二面所載の通り決定した。（2）運動目標の具体化に就て、活発な意見が交換された。（詳細は事務局から各支部宛にプリントをお送りしたので省略）

第一回常任委員会を七月廿八日次回中央委員会を十一月八日、と決定した。

## 本部支部打合せ会

日時 七月二十三日午前十時二十分―十二時三十分
場所 婦選会館
出席者 支部側＝森弓子（坂城）中島歌子、馬場ミチ（宮崎）串間マサエ（都城）山添さと（京都）水芳枝（郡山）星山くに（仙台）小端千恵子（札幌）田中あや（前橋）富井希久子（上田）日比野富美子（名古屋）中村君枝（武蔵野）中村富美子（世田ケ谷）中村とめ（新宿）鶴田勝子、伊藤輝子（渋谷）

本部側＝市川房枝、藤田たき、谷林美枝子、松生徳子、加藤しげ代、荒巻よしゐ。

### 協議事項

一、運動目標の具体化をはじめとして種々活発な意見が交換されたが、例年と同様、ことしも第一項「世界平和のために現憲法を守りましよう」が論議の焦点となり、もつと穏かな言葉にかえてはどうかとの意見も出たが、字句に拘らず、運動の真の精神をよく徹底させるよう、地区の事情に即した末端啓蒙に努力しようという結論が出た。他に教育委員の任命制に対処して、婦人委員を一人でも多く任命するよう関係筋に働きかけることが申合された。会の組織を拡充する際にぶつかる様々の困難のうち、同盟の中立性をどこまで守り、理解させるか、についての悩みが訴えられて、根強い封建性を払うべく敢斗される地方支部の方々の御努力は会場に深い感銘を与えた。他に機関紙に対する注文が幾つか出されたのは極力実現に努力する事にきまつた。

## 第一回常任委員会

七月二十八日（土）於婦選会館
出席者＝藤田たき、荒巻よしゐ、横田直子、松浦三知子、谷林美枝子、黒田静子、小林時枝、増田勢以子、中村君枝、鶴田勝子、伊藤輝子、高橋みき（順不同敬称略）

一、各種委員会の委員長及委員名
▽政教委員長 小林時枝、委員 三上英子、黒田静子、伊藤恒子 松本徳子、野村かつ子
▽政運委員長 伊藤輝子、委員 中村君枝、山田やす
▽組織委員長 中村富美子、委員 伊藤恒子、高橋みき、手島智恵子、長瀬ツル、中村とめ
▽財務委員長 増田勢以子、委員 西村好江、前島ふく、任田かしく、田上きみ、横田直子
▽国際連絡委員長 藤田たき、委員 野間久子、田上きみ、未交渉＝野見山ふみ、酒谷ふく
▽出版調査委員長 加藤しげ代
▽編集委員長 鶴田勝子、委員 谷林美枝子、中川暢子（一政氏夫人）児玉勝子、近藤真柄

二、共同運動の担当者を左の通り決定。▽売春問題対策国民協議会に伊藤輝子、中村君枝。護憲連合に荒巻よしゐ。家族制度復活反対連絡協議会に横田直子。

三、新支部結成の件 青梅支部は荒巻、西村両氏が斡旋準備中。古河支部は荒巻氏担当。
（その他の項目は都合で省略）

## 第二回常任委員会

八月十三日（月）於藤田会長宅
出席者＝増田勢以子、黒田静子、田沢富子、横田直子、松浦三知子小林時枝、鶴田勝子、谷林美枝子荒巻よしゐ、高橋みき、中村君枝伊藤輝子、幸寿恵（事務局）
傍聴＝沖野キクエ、植村美子、

協議事項

（1）教育委員任命制の実施につき、各地区、支部に於て婦人委員を一名以上出すよう運動すること本部は文書作成の上支部に呼びかける他、報道関係への発表、宣伝方に努力する。

（2）時間的に困難な夏季大学は中止し、九月の時局研究会を別項（一面参照）の通り開催する。日本放送より武田製薬提供の"題名のない婦人の時間"の企画会議に小林政教委員長出席。十月は座談会"新教育委員会法をめぐつて"と決定。（3）ダンス・パーテイを別項通り開催。（三面参照）（4）八月廿七日支部連合会を開く（5）国際連絡委員長は藤田会長であるが実務者は野間久子とする。
（その他 省略）

## 事務局だより

第十二年次総会で私達理想の会長を迎え又事務局には幸寿恵さんを迎え、事務室もきれいに大掃除をして気分も新たに仕事にはげんでおります。

七月二十八日 第一回常任委員会、於婦選会館、出席者、藤田会長、荒巻、横田、小林、伊藤、鶴田、増田、谷林、松浦、高橋、黒田、中村（君）
八月三日 編集委員会、政教委員会開催、於事務局、出席者、藤田会長、鶴田、児玉、小林、野村
八月四日、事務局の大掃除
八月六日 今日より幸さん出勤
八月七日 市川先生におひるの時間事務局のあり方につきいろいろおたづねする
八月八日 婦人問題研究所と同盟との打合せ会、於婦選会館、出席者、市川顧問、藤田会長、研究所より児玉、紀平、片岡、野田、同盟より谷林、荒巻、横田、小林鶴田、加藤、伊藤、事務局幸、伊藤
八月九日 売春対策国民協議会実行委員会 於東京Y 中村君枝出席
八月十日 題名のない婦人の時間企画委員会 於電通西別館 小林時枝出席
八月十一日 編集委員会 於事務局、出席者、鶴田、近藤、児玉谷林、神、幸
八月十三日 第二回常任委員会於会長宅、出席者、藤田会長、谷林、松浦、荒巻、横田、増田、黒田、田沢、小林、鶴田、高橋、中村君、伊藤、傍聴者、沖野菊枝、植村よし子
八月十八日 婦人問題研究所主催、伊藤昇氏の教育に関する問題の研究会、参加者約四十名
八月十九日 諮問委員会、於会長宅、出席者、藤田会長、平林たい子、松生徳子、西村好江、大月照江、高橋千代、森美子、野村かつ子
八月二十日 編集委員会、於婦選会館、出席者、鶴田、近藤、児玉、谷林、神、幸
八月二十一日 原水爆世界大会出席外国婦人歓迎会、於東京YWCA、同盟より横田直子、野間久子出席
八月二十七日 会長宅にて支部長会議開催予定

### 編集後記

柿のつやつやした葉にさす陽ざしも、秋めいてまいりました。参院選挙や三十一年度総会に押されて又々八月、九月の合併号を出さざるを得なくなり、ここに深くお詫びいたします。この号から不得手な私が大役を引受け、細いからだがこれ以上けずられたらどうしようと心配するほど苦労をして居ります。しかしミスの方はそれに反比例して多いことゝ思います。どうぞ寛大なるお心をもつて御[illegible]擬のほど心からお願いして、皆様に隅から隅まで読んで頂ける「有権者」を編集することが出来ます様お力添え下さいませ。なお支部からの特長ある通信を簡単にまとめてお送り下さることを希望いたして居ります。（鶴田）

日本婦人有権者同盟
中央委員
伊藤 恒子
東京都下青梅市勝沼六六

日本婦人有権者同盟
京都支部長・中央委員
山添 さと
京都市左京区下鴨蓼倉町八

生徒募集
入学随時、規則書進呈
専任講師 主婦の友・日本経済新聞＝講師 岡松富与子
あさがや クッキングスクール
杉並区阿佐ケ谷一ノ七七六
（阿佐ケ谷南口駅前ダンス教習所とり）
TEL（38）四三九三

参議院議員
長谷部広子
宿舎 東京都千代田区紀尾井町一 清水谷議員宿舎
自宅 名古屋市北区舟附町二ノ[illegible]
電話（4）七七三[illegible]

愛知県会議員
横地さだる

愛知県会議員
田中 いと

愛知県会議員
服部 勝尾

名古屋市会議員
奥村 蝶子

日本キリスト教婦人矯風会
宮崎支部
福田 貞
宮崎市[illegible]

日本婦人有権者同盟
坂城支部一同
支部長 森 弓子
[illegible]

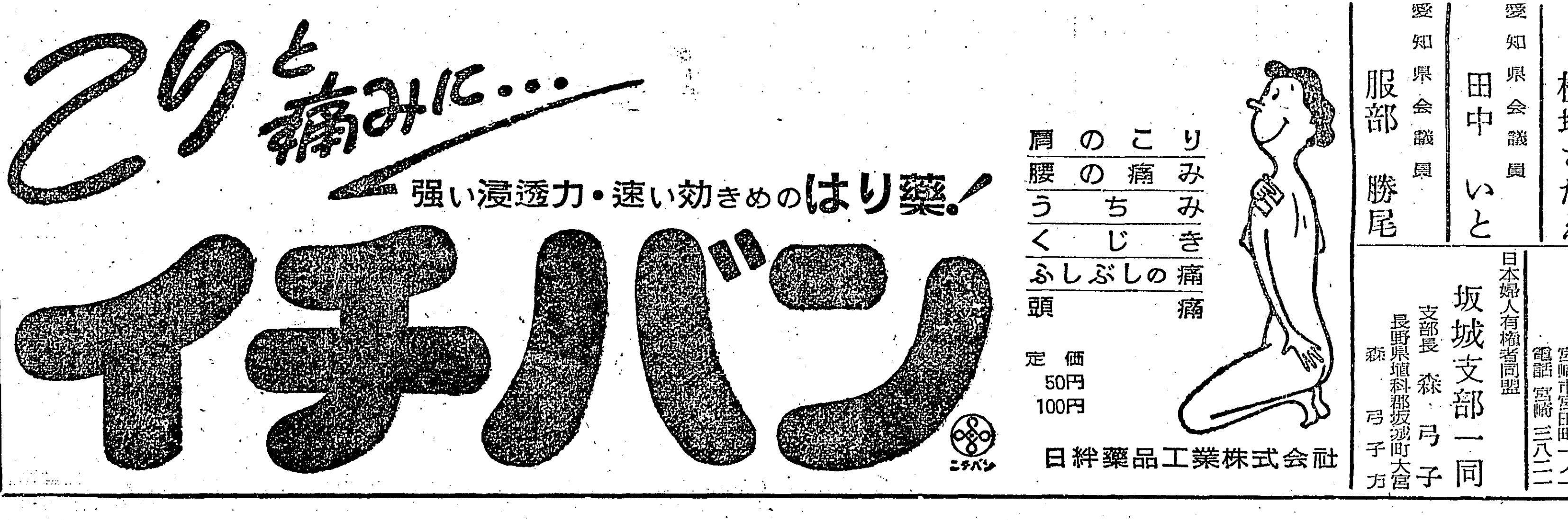

こりと痛みに…
強い浸透力・速い効きめのはり薬！
肩のこり
腰の痛み
うちみ
くじき
ふしぶしの痛み
頭痛
イチバン
定価 50円 100円
日絆薬品工業株式会社

Published by the League of Women Voters of Japan 889 Sendagaya 5-chome, Shibuya-ku, Tokyo, Japan

（1） 第11巻10号 （昭和22年8月21日 第三種郵便物認可） 婦人有権者 昭和31年10月1日発行 （毎月一回一日発行）

# 婦人有権者

### 私共の立場と目的

一、同盟は政党には中立、選挙には推薦、応援を致しません
一、同盟は婦人の間に婦人有権者としての自覚をよび起し、正しい選挙を行うようすすめると共に
一、私共が選んだ議員や、議会や政府、政党を見まもり、意見を出したり
一、よい婦人議員や、よい婦人役人が多数出るよう運動します。
一、又民主主義の逆行に反対し婦人の既得権を失わないよう努力します。

# 都政へ都民の怒り
## 〃あくまで追及〃と
### 婦人団体が主催 都民大会ひらく

とかく公金乱費の傾向があると風評の高い東京都が、こんどは現職の都議八十名（内一名は辞退）の退職金として、血税三千五百万円を、こつそりお手盛りで配つて都民の痛撃を浴びている――早くからこの問題に注目した婦人団体より、道義的に善処するよう要望されていたにも拘らず、都側はこれを無視した上、その不当に対する重ねての抗議に対しても「既得権であり、正当な処理だ」と放言して少しも反省の色がない。中には婦人団体の云い分を非常識と云い〃この際ぶつつぶしてしまえ〃と暴言をはく議員迄現われる始末これが都民の代表としてその幸福を守り、負担を軽くするよう努力すべき立場にある者の、言動か？一票のゆくえを常に見守る有権者の立場からも憤慨にたえない。本同盟では、主婦連、地婦連と手をつなぎ、かねて反対運動の打合せを重ねてきたが、遂に九月十七日午前十時半から、四谷主婦会館ホールに於て、三団体共催の「退職金不当支出反対都民大会」を開いて、不明朗な都政への抗議運動に気勢をあげた。

この日、降りこめる秋雨にも負けず一般主婦や婦人団体関係者の他墨田、港区政刷新同盟、北区を守る会など、男子の団体代表者の顔も混えた三百余名が参集、反対運動が、いまや全都的な都民運動にまで発展しようとする気運をただよわせていた。

会場正面には〃血税のゆくへはガラスばりで〃〃既得権、違法でない議員だけ〃納得の出来ないものは世論で一掃〃など、都議退職金に対する怒りをこめたスローガンがズラリと掲げてある。

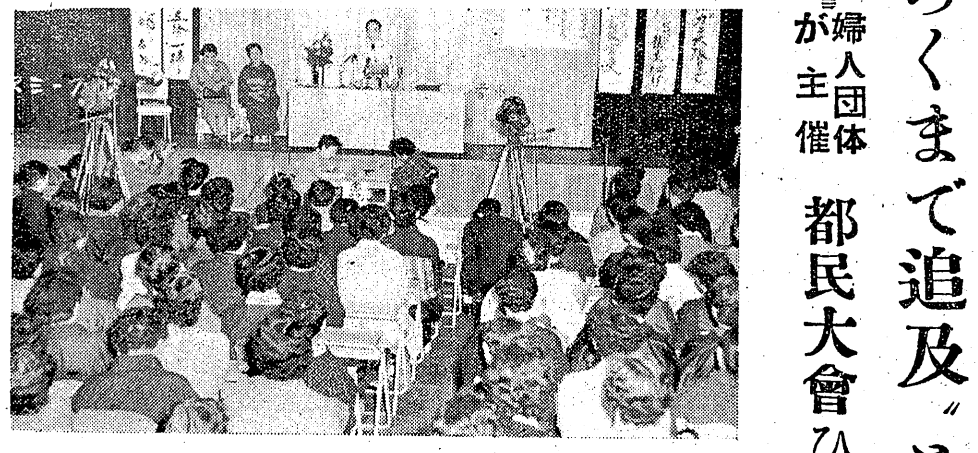
会場風景 壇上の左端は藤田会長

田崎敏子地婦連副会長、藤田たき有権者同盟会長、奥むめお主婦連会長の諸氏から挨拶があつた後、地婦連は中村いく副会長、主婦連は春野鶴子政治部長から、それぞれ運動経過が報告された。

### 〃当りまえだ〃 誠意のない都側

ここに経過の概略をあげてみると、今年三月初め、知事内規が退職金の支給を合法化するために既に改められている、三千五百万円が持つてゆかれそうだ、等の情報が頻りだつた当時、要望書持参で四宮前都議会議長らと面会、善処方を懇請した。

五月に再び要望、理事者と議員の良識に期待していたが、残念乍ら裏切られた。三千五百万円は私達の血税なのに、不覚ながら配られた後でそれを知つた。余りに不明朗な処置に憤慨して九月七日、八日と、繰返し要望書を持つて抗議に押かけたが、会見した責任者のいい分は、要するに「既得権で当然だ」ということであり「首都東京の予算は国の予算の縮図ともいえる尨大なもので、これを審議する都議員の仕事は大変な激務である、常勤に等しい労苦である。支給された額を月割にすれば、一人当り五千円程度の少額である。明治以来の既得権であり、従来も何ら不審を申立てられたことがない」などの点を強調、退職金を正当化する裏づけ論議で終始した。

然し仮りに常勤と見做しても自治法の精神からいえば、名誉職に対する慰労金や功労金は出せない建前だし、僅か五千円の少額でも民間の企業体では出せない処がザラにある。知事内規に基づいて既得権だというが、昭和二十六年六月一日以降適用されてきた内規の第三条によれば「死亡又は退職した者に対して」支給するのであり引続き当選したものには支給しないことになつている。この条項を去る二月二十七日に、内緒で削除して合法化したのだ、という事実に就て質したのに対しては都議会幹部の者何人かは、内規改正のことを知つていたと、遂に白状した。こんな大きな予算を伴う案件を知事内規の権限に委せきつていて、議会として責任が済むのか、と切込むと、「以後注意する」と答え退職金を秘密裡に支給した点に就ては、「給料やボーナスと同様のものを支給するのに、一々都民に公表する必要はない」と主張「それ程正当なものなら、何故ガラス張りにしなかつたのか」と切込んだのには答えなかつた。

又「何十年という永い間都政に献身しても、老後に何の保障もない先輩の例をみると、退職金くらい貰つてよいと思う」ともいつている。然しその為ならば、長期間の功労者をねぎらう別の方策をたてたらよいので、短期間の人も十把ひとからげの扱いはおかしい。自治法改正でいわゆるお手盛り支給が禁止されようという時、都議会は挙げて反対しており、自民党の小山幹事長の言によれば「首都単独法をつくつてほしいくらいに思つていた」という。婦人団体の要望に何か答えることはないのか、と重ねて尋ねても、既にいい尽されているという回答しか得られなかつた――といつたところである。

去る十三日、自治庁は、「違法でないが妥当ではない」と見解を表明している。私たちは、都の関係者が、都民の納得する具体的行為をとるまでは、あくまで追及し種々の運動を展開して、目的を達成しなければならない。

続いて登壇された参院議員市川房枝女史は「みみつちいというかも知れないが三千五百万円ぐらいなどといわせないで問題にすべきだ公金の浪費は国の場合にも沢山あるが、それをほじくつて是正してゆくのは矢張り女よりほかにないのではあるまいか。然し今度の問題で黙つてはいても、憤慨している人は沢山いるから、反対運動の支持者はぐんと増えるだろう。都側では、世論に叩かれて少々参つてきたらしく、三団体の代表者との話合いを申入れてきていると仄聞するが、会見は必ず公開の席にして、丸めこまれない用心が肝要である。この運動は、単に都側を反省させるに止らず、これをキツカケに、都民の政治への関心を昂めることに重点をおいて、どうか最後までがんばつてほしい、と激励。国会議員も含めて議員のあり方に言及、その一つとして自ら実行されているように「議員は有権者に対して歳費その他一切の収入を公表すること、有権者も亦それを要求すべきだ」と提唱される。

### 退職金返せ
#### 主権無視に怒る聲

続いてマイクを場内参集者の中に入れて意見をきいた。

港区政刷新同盟の代表は「都側が違法でないといつても、自治法の二〇五条に照してみて完全に違法だ」と昨年港区で四十八名を提訴した実例をあげて強調。

憤慨した主婦達からの交々の意見は「僅かな都立高校の月謝さえ値上げしたではないか。三千五百万円を出してもなお、豊かにやつてゆけるほどの財政ではない。議員は職業と考えているらしい。これでは今後『職業として出るのかどうか』と確かめてから選ばなくてはならない。知事内規ももつと都民の納得出来るものにして貰いたい。

改正自治法による減収をうずめるために、さらに都では歳費の引き上げ案を用意しているとも聞いているが、もつてのほかの不心得だ」等々。墨田区政刷新同盟の代表は「都政の主権者は都民であることを根本において考えるべきだ都民の反対するものを強引にとるのは違法である。内規を都民は認めていないのだ」と何れも主権者たる都民の生活を第二義にしている都側の考え方を鋭く攻撃、意見は次第に解決の方法論に移る。――退職金はもう使つてしまつているなら、歳費から、月賦でも返して貰いたい。港区では、信用組合から借りて三百万円を返させたが、この方法はどうか――納得のいく処置をとるまで赤い羽募金に非協力を申合せてはどうか…等の他世論喚起のための都民大会、更には国民大会にもつてゆこう。署名運動を強力に展開しよう等が提案されて満場拍手で賛成する。更に世論喚起のため報道関係者の全面的協力を望む声も強かつた。

続いて都側から申入れてきている話合いを、どうするかに就て討議の結果九月十八日、報道陣を加えた公開の会見をすることに決り、具体的な事項は執行部に一任された。

朗読された固い決意の申合せを拍手で承認。この問題を氷山の一角と考えて今後は、公金の浪費を監視し、阻止するために国民すべてが団結してゆこうではないか、と司会者の力づよい挨拶に再び拍手を送つて会を閉じた。

× × ×

### 監査請求を提出

なお、九月二十六日、監査請求実行六団体打合せ会が開かれた。

1、経過報告 中村いく
2、状況報告 小池順子
3、請求内容説明 春野鶴子
4、代表署名
　奥むめお 山高しげり
　藤田たき 山崎文子
　山崎光子 渡辺松子
　三巻秋子 春野鶴子
　小池順子
5、代表挨拶 奥、山高、藤田
6、激励 市川房枝
7、出発

つづいて都へ請求書提出し、十月一日街頭署名を六団体で実行にうつすことに決定した。現在では衆議院地方行政委員会へ請求の準備中である。

### 十月時局研究会

日時 十月十三日（土）午後二時―四時
場所 婦選会館
演題 地方自治法改正について
講師 武蔵野大学助教授 芹沢彪衛氏
会費 三十円

日本婦人平和協会・婦人問題研究所との共催です。都議退職金問題にも絡んで、注目されている改正法を勉強致しましょう。お誘い合せて多数御出席下さい。

### 申合せ

先般、総額三千五百万円の退職金が七十九名の都議会議員に極秘のうちに支給されました。これは九月一日から実施された地方自治法の改正に伴い、退職金が禁止されるのを見越し、知事内規を改正してまで都民の血税を支給したのであります。

私共婦人団体はこの問題について早くから注目し、都議会議長ならびに都知事に対し「道義上の問題として善処してほしい」と要望して来たのでありました。今回も重ねて要望したのに対し、理事者、議会ともに「当然の処置である」と放言するに至つては甚だ遺憾であります。これが都民を代表し、都民の幸福を守り負担の軽減に努力される立場にある方々のとるべき態度でありましょうか。

よつてこゝに都議会議員退職金の支出について研究会を開き広く都民の皆様と共に議員ならびに理事者側に反省を促し、都民が納得する何らかの具体的行為があるまで、この問題を追求し決論を得るまでは、各種の実際運動を展開し目的達成を期するものであります。

右申合せいたします。

昭和三十一年九月十七日
発起団体
主婦連合会
地域婦人団体
日本婦人有権者同盟
大学婦人協会
日本平和婦人協会
東京YWCA

## 主張 政黨に對する同盟の態度

婦人界に於ての最近の一つの傾向は、婦人の間に政党意識が盛んになり、自民党乃至は社会党に入党する人達が増加しつつある事ではないかと思います。

これは二大政党の対立から、両政党の婦人層えの働きかけが活発になつて来たからです。社会党よりも自民党が熱心で、全国各地に支部を組織しているようです。

婦人が、自分の支持する政党に参加し、政治活動を行うことは結構ですが、その政党がどんな政党か、どんな政策を持つているかもよく知らず、只誘われるまゝ、お義理に参加するというのでは困ります。

政党は婦人会とは違つて、はつきりした立場があるので、出たり入つたりすると笑われます。

☆

有権者同盟は勿論政党ではありません。又どの政党にも所属せず、中立の立場をとつています。

〃政治には中立の立場等はない〃とて同盟を批難する人達もいます。然し同盟には、婦人有権者として、当然、民主主義や議会制度をまもり、独裁主義や封建制度を排撃する立場に立つています。政党に対しては、何等の拘束を受けず、自由な立場で、その性格、政策、業績等を検討し、選挙の度毎に支持政党を決定するよう有権者にすゝめています。

尤もそうして勉強した結果、或る政党に入党して政治活動をしたくなつたら、どんどんおいでなさいとすすめています。

中にははつきりと支持政党を決定している人、或は政党に所属している人もいられるでしょうが、同盟内では政党活動をせず、同盟の立場での、運動の価値を認めて協力されています。

若しはつきりとした政党活動を望まれるのであつたら、党へ行き、婦人部員としてやるべきだと思います。

☆

尚同盟が主張し、支持する運動目標、政策等がたまたま或る政党の政策と同一の場合がありますが、これは前記の同盟の立場から総会にて討議の上取上げられたもので、特定の政党を支持している訳ではありません。尤も同盟の堅持する民主主義、議会主義に反する政党があり、そうした行動をとれば、同盟はその政党に反対の運動をする事があるかも知れません。

政党に対してのこうした同盟の立場を一般の大衆の婦人達によく知らせ、気軽に同盟に参加してもらうよう努力いたしましよう。（市川房枝）

日本婦人有権者同盟 電話淀橋（37）〇七二三番

---

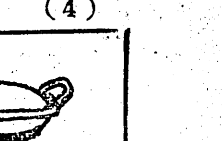

# たゆみなく熱心
## 各支部活動さかん

**仙台支部** 長島やう子

二月、東北大高橋助教授を招き、憲法改正に関する講話をきく。三月同教授より時局諸問題の解説を聞き、懇談する。四月、加藤シヅエ女史、八木秀次博士の講演会を他団体と共催する。小選挙区制反対のビラ（本部発行）を会員に配り本県選出の代議士にもビラ同封の親書を送り一考を願う。六月、ガーデン・パーティにおすしやおみくじを売り、資金獲得。七月市選管と共催で参議院立候補者の政見発表会を開く。本部発行の〃手引〃を配布して棄権防止を呼びかけた。

**坂城支部** 森弓子

P・T・Aや婦人会に働きかける主義をとつており、婦人会の支部長を説得することを目標にしている。毎年の成人式には、しおりを上げている。

**諏訪支部** 北原よし子

人口二―三万の小都市で、しかも自民党と社会党が対立していてやりにくい。社会党で憲法を守る婦人の会をつくり、合同するよう誘われたが、社会党とは異うからと言つて断つた。自分でデザインした手拭を婦人参政十周年記念として売り出し、資金を獲得したが好評であつた。

参議院の
議員
選挙
です!!
宣傳カーで呼びかける名古屋支部会員

**名古屋支部** 日比野富美子

六月、県選管の後援の下、宣伝カーに有志九名が搭乗、市内を巡回して参議院選の重要性を説き、公明選挙と棄権防止をよびかけた新聞社に推奨され、録音はCBCに依つて放送された。三十日、その反省会をもつて種々検討し、自己批判も行つた。これも七月四日のNHKより録音放送された。

八月十八日総会。新役員を次の通り決定。支部長＝根岸ヤス、副支部長＝日比野富美子、会計＝永安きん、同監査＝丹羽清子、書記＝戸谷八十、千葉行枝。

**京都支部** 山添さと

昨十月、近畿二府四県に呼びかけて売春禁止の運動展開。市川女史講演会を開催。四月、婦人大会参加。労組と家庭婦人と合同して家族制度復活反対、小選挙区制反対新教委会法案反対の運動をなす。五月、売春禁止法制定促進会改め完全実施促進委員会を設置、厚生施設をいかにするかを研究。六月に売春に関する婦人大会を開催。

**宮崎支部** 中島歌子

七月四日例会にて六月行事の反省、本部総会出席の件、参議院選の件、会員研修会などにつき協議同十八日、政治研究会を開く。八月二十二日、定例会を開催「教育委員に是非婦人を推そう」と協議する。

**都城支部** 串間マサエ

当地は保守的で大変仕事がやり難いが負けずに、努力している。

**前橋支部** 田中あや

昨年十月、藤原道子女史の話をきく会。本年五月「婦人の集い」に、吉田セイ、神近市子両女史を招く。会員はそれぞれPTAや婦人会の会長又は幹部であり、保守か革新か、ハッキリしているので中立性を理解して貰うのに骨が折れる。

**上田支部** 富井希久子

昨年十月に支部を結成、市川先生においで頂いてお話をきく。以来町の封建色を払うべく働いている。毎月、市会議員を招いて質問の会をもつているので、一もくおかれている。本年三月には藤田たき先生をお招きした。

**札幌支部** 小端千恵子

昨年十一月、家族制度に反対して、民法をきく会を開講、毎月続けている。北大の法律学者や調停判事を招く。一月、成人の日に前田多門氏のお話をきく会を開催、新有権者によびかけた。三月、原子力の話をきく会。四月、物価調整運動。砂糖、醤油、石炭等を例にとり研究。五月、公明選挙運動を展開、花森徳次氏を招いて話をきく。

**別所支部**（書面報告）

六月、本部の野村かつ氏を招き内外の政治的動向をきく。総会で決定の役員は次の通り。支部長＝南条ひさい、副支部長＝倉沢光子、会計＝水科みち子。

**別府支部**（書面報告）

六月、総会。支部長須東妙子、副支部長伊藤たか、姫野ノブ、会計清松よし江。同監査児玉瑞子、書記日野すえ乃。

▼おことわり 東京支部の報告は紙面の都合で割愛、お許しを乞う本部に近いだけに絶えず本部の運動に合流協力して活躍頂いている

## 第一回中央委員会

日時 七月廿三日午後一時―三時
場所 婦選会館
出席者 市川房枝、藤田たき、児玉翠枝、小端千恵子、松浦三知子、谷林美枝子、荒巻よしゑ、横田直子、伊藤輝子、加藤しげ代、鶴田勝子、増田勢以子、黒田静子、中村喜美子、中村君枝、高橋みき、田沢富子、小林時枝。

三上英子（杉並）手島智恵子、下竹操（板橋）田上喜美子（武蔵野）中村とめ（世田谷）今城みね子（北）野間久子（大田）伊藤恒子（青梅）尾高澄子（渋谷）任田かしく（中央）日比野富美子（名古屋）水芳枝（郡山）山添さと（京都）屋代九女（前橋）串間マサエ（都城）

「名実ともに顧問として働く」と市川先生の力強い御挨拶のあと、藤田新会長から大要次のような御挨拶があつた。「期限は一年間、無理押しのないこと、創立者たる市川先生を顧問として迎えること、の三つを条件に、会長の席につくことになつた。同盟のため日頃強い関心をもつていて下さる方々、また従来役員として尽され、此の度辞任された方々の中から会長の諮問委員会をつくりたい」と申出あり。即座に、中央委員会に承認された。

### 協議事項

（1）常任委員の選出＝二面所載の通り決定した。（2）運動目標の具体化に就て、活発な意見が交換された。（詳細は事務局から各支部宛にプリントをお送りしたので省略）

第一回常任委員会を七月廿八日、次回中央委員会を十一月八日、と決定した。

## 本部支部打合せ会

日時 七月二十三日午前十時二十分―十二時三十分
場所 婦選会館
出席者 支部側＝森弓子（坂城）中島歌子、馬場ミチ（宮崎）串間マサエ（都城）山添さと（京都）水芳枝（郡山）星山くに（仙台）小端千恵子（札幌）田中あや（前橋）富井希久子（上田）日比野富美子（名古屋）中村君枝（武蔵野）中村喜美子（世田ケ谷）中村とめ（新宿）鶴田勝子、伊藤輝子（渋谷）
本部側＝市川房枝、藤田たき、谷林美枝子、松生徳子、加藤しげ代、荒巻よしゑ。

### 協議事項

一、運動目標の具体化をはじめとして種々活発な意見が交換されたが、例年と同様、ことしも第一項「世界平和のために現憲法を守りましょう」が論議の焦点となり、もつと穏かな言葉にかえてはどうかとの意見も出たが、字句に拘らず、運動の真の精神をよく徹底させるよう、地区の事情に即した末端啓蒙に努力しようという結論が出た。他に教育委員の任命制に対処して、婦人委員を一人でも多く任命するよう関係筋に働きかけることが申合された。会の組織を拡充する際にぶつかる様々の困難のうち、同盟の中立性をどこまで守り、理解させるか、についての悩みが訴えられて、根強い封建性を払うべく敢斗される地方支部の方々の御努力は会場に深い感銘を与えた。他に機関紙に対する注文が幾つか出されたのは極力実現に努力する事にきまつた。

## 第一回常任委員会

七月二十八日（土）於婦選会館

出席者＝藤田たき、荒巻よしゑ、横田直子、松浦三知子、谷林美枝子、黒田静子、小林時枝、増田勢以子、中村君枝、鶴田勝子、伊藤輝子、高橋みき（順不同敬称略）

一、各種委員会の委員長及委員名
▽政教委員長 小林時枝、委員 三上英子、黒田静子、伊藤恒子 松本徳子、野村かつ子
▽政運委員長 伊藤輝子、委員 中村君枝、山田やす
▽組織委員長 中村喜美子、委員 伊藤恒子、高橋みき、手島智恵子、長瀬ツル、中村とめ
▽財務委員長 増田勢以子、委員 西村好江、前島ふく、任田かしく、田上きみ、横田直子
▽国際連絡委員長 藤田たき、委員 野間久子、田上きみ、未交渉＝野見山ふみ、酒谷ふく
▽出版調査委員長 加藤しげ代
▽編集委員長 鶴田勝子、委員 谷林美枝子、中川暢子（一政氏夫人）児玉勝子、近藤真柄

二、共同運動の担当者を左の通り決定。▽売春問題対策国民協議会に伊藤輝子、中村君枝。護憲連合に荒巻よしゑ。家族制度復活反対連絡協議会に横田直子。

三、新支部結成の件 青梅支部は荒巻、西村両氏が斡旋準備中。古河支部は荒巻氏担当。

（その他の項目は都合で省略）

## 第二回常任委員会

八月十三日（月）於藤田会長宅

出席者＝増田勢以子、黒田静子、田沢富子、横田直子、松浦三知子、小林時枝、鶴田勝子、谷林美枝子、荒巻よしゑ、高橋みき、中村君枝、伊藤輝子、幸寿恵（事務局）
傍聴＝沖野キクエ、植村美子、

協議事項

（1）教育委員任命制の実施につき、各地区、支部に於て婦人委員を一名以上出すよう運動すること 本部は文書作成の上支部に呼びかける他、報道関係への発表、宣伝方に努力する。

（2）時間的に困難な夏季大学は中止し、九月の時局研究会を別項（一面参照）の通り開催する。日本放送より武田製薬提供の〃題名のない婦人の時間〃の企画会議に小林政教委員長出席。十月は座談会〃新教育委員会法をめぐつて〃と決定。（3）ダンス・パーティを別項通り開催。（三面参照）（4）八月廿七日支部連合会を開く（5）国際連絡委員長は藤田会長であるが実務者は野間久子とする。

（その他 省略）

## 事務局だより

第十二年次総会で私達理想の会長を迎え又事務局には幸寿恵さんを迎え、事務室もきれいに大掃除をして気分も新たに仕事にはげんでおります。

七月二十八日 第一回常任委員会、於婦選会館、出席者、藤田会長、荒巻、横田、小林、伊藤、鶴田、増田、谷林、松浦、高橋、黒田、中村（君）
八月三日 編集委員会、政教委員会開催、於事務局、出席者、藤田会長、鶴田、児玉、小林、野村
八月四日 事務局の大掃除
八月六日 今日より幸さん出勤
八月七日 市川先生におひるの時間事務局のあり方につきいろいろおたづねする
八月八日 婦人問題研究所と同盟との打合せ会、於婦選会館、出席者、市川顧問、藤田会長、研究所より児玉、紀平、片岡、野田、同盟より谷林、荒巻、横田、小林鶴田、加藤、伊藤、事務局幸、伊藤
八月九日 売春対策国民協議会実行委員会 於東京Y 中村君枝出席
八月十日 題名のない婦人の時間企画委員会 於電通西別館 小林時枝出席
八月十一日 編集委員会 於事務局、出席者、鶴田、近藤、児玉谷林、神、幸
八月十三日 第二回常任委員会 於会長宅、出席者、藤田会長、谷林、松浦、荒巻、横田、増田、黒田、田沢、小林、鶴田、高橋、中村君、伊藤、傍聴者、沖野菊枝、植村よし子
八月十八日 婦人問題研究所主催、伊藤昇氏の教育に関する問題の研究会、参加者約四十名
八月十九日 諮問委員会、於会長宅、出席者、藤田会長、平林たい子、松生徳子、西村好江、大月照江、高橋千代、森美子、野村かつ子
八月二十日 編集委員会、於婦選会館、出席者、鶴田、近藤、児玉、谷林、神、幸
八月二十一日 原水爆世界大会出席外国婦人歓迎会、於東京YWCA、同盟より横田直子、野間久子出席
八月二十七日 会長宅にて支部長会議開催予定

### 編集後記

柿のつやつやした葉にさす陽ざしも、秋めいてまいりました。参院選挙や三十一年度総会に押されて又々八月、九月の合併号を出さざるを得なくなり、ここに深くお詫びいたします。この号から不得手な私が大役を引受け、細いからだがこれ以上けずられたらどうしようと心配するほど苦労をして居ります。しかしミスの方はそれに反比例して多いことゝ思います。どうぞ寛大なるお心をもつて御鞭撻のほど心からお願いして、皆様に隅から隅まで読んで頂ける「有権者」を編集することが出来ます様お力添え下さいませ。なお支部からの特長ある通信を簡単にまとめてお送り下さることを希望いたして居ります。（鶴田）

日本婦人有権者同盟
中央委員
伊藤恒子
東京都下青梅市勝沼六六

日本婦人有権者同盟
京都支部長・中央委員
山添さと
京都市左京区下鴨蓼倉町八

生徒募集
入学随時、規則書進呈
専任講師 主婦の友・日本経済新聞＝講師 岡松喜与子
あさがや
クッキングスクール
杉並区阿佐ケ谷一ノ七七六
（阿佐ケ谷南口駅前ダンス教習所とり）
TEL（38）四三九三

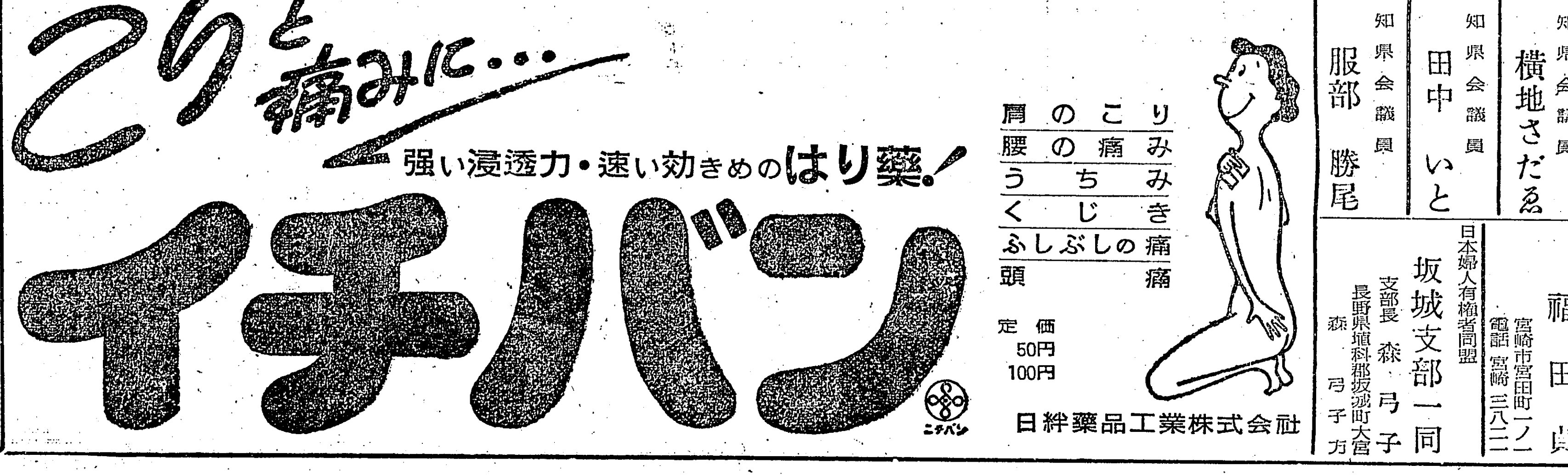
こりと痛みに…
強い浸透力・速い効きめのはり薬！
イチバン
肩のこり
腰の痛み
うちみ
くじき
ふしぶしの痛み
頭痛
定価 50円 100円
日絆薬品工業株式会社

参議院議員
長谷部広子
宿舎 東京都千代田区紀尾井町一 清水谷議員宿舎
自宅 名古屋市北区舟附町二ノ五
電話（4）七七三二

愛知県会議員
横地さだゑ

愛知県会議員
田中いと

愛知県会議員
服部勝尾

名古屋市会議員
奥村蝶子

日本キリスト教婦人矯風会
宮崎支部長
福田貞
宮崎市宮田町一ノ二
電話 宮崎 三八二

日本婦人有権者同盟
坂城支部一同
支部長 森弓子
長野県埴科郡坂城町大宮 森弓子方

## 座談會（上）

# 支部とグループ

## 組織活動よもやまばなし

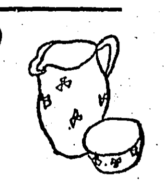

語る人（敬称略 五十音順）

市川房枝（参院議員・同盟顧問）
菊池壽子（同盟郡山支部長）
藤田たき（同盟会長）
吉田美知子（東京ＹＷＣＡ）

司会　鶴田勝子

**鶴田**　みな様お忙しいところをお集り頂いて、どうもありがとうございます。

今夜はお二人の先生のほかに日ごろ活潑に動いていらつしやる郡山支部から菊池さんに……グループ活動に大変熱心であり、亦会員獲得は特にお上手なＹＷＣＡから吉田さんにお出でを頂きまして、いろいろ承りたいと思うのですがー。先ず最初に本部、支部のあり方について、市川先生どうぞ…、

### 本部・支部のあり方

**市川**　そうね、いわゆる組織という問題からいえば支部が主で、それが集つて本部の出来るいき方とその反対に中央集権的ないき方の二通りがあるんですが、同盟のような性格だと、どつちでしょうね例えば名称のつけ方ですが、今は「婦人有権者同盟郡山支部」という風にいつていますね、それを「郡山市婦人有権者同盟」のようにそれぞれの土地の名前を冠して、地方色をハツキリした、中央集権的でないようないき方はどうですか？ どこの団体でもそうですけれども、やはり大衆の組織が主なのであつて、下が出来てから上が出来るのがほんとだと思うんです支部自身の主体性を確立する意味から、支部の人達もその方が良くはありませんか？

**藤田**　あのねえ、地方はそれでいいわねえ。でも東京都内の支部は少し違うのじやないでしようか？

**市川**　わたしはね、大してちがわないと思うよ。例えば何々婦人有権者同盟というのがあつてその上に東京都婦人有権者同盟があり、更にそれが日本婦人有権者同盟につながつている──といつた形になれば……。

**藤田**　誕生の時がちがうでしよう？本部が先に出来て、あとから支部が出来た、という事実があるので、同盟の場合はちよつとむつかしいのねえ。

**菊池**　私どもの地方では、東京に本部のあることを知らずに、郡山の単位団体のつもりで見ている人もありますよ。だから、このまゝでも地方色は出ています。それに私達としては、本部に依存している、というか、今のような形だとよりかゝれる…何か気楽なんですよね、例えば役員会を開くにしても、本部から機関紙が届きましたからーということで。勿論、支部としてのニュースは別に毎月出しているんですが…。

**藤田**　本部の責任、大きいわね、でも総会後は本部の動きは何でも支部長さん宛に通知することになつていますから…。

**菊池**　ほんとに、こんどはすつかり拍車をかけられて、私たちも愚図々々してられない気持で一生懸命なんです。総会後に、もう二度も役員会を開いたのですよ。とても感謝しています。

**鶴田**　すると当分は、やはり菊池さんのおつしやるように本部に依存、といつても余りよりかゝつて頂いちや困るんですが、今までのようないき方のほうが良いわけですかね。

**藤田**　勿論支部から本部宛にもどしどし働きかけて頂かなくてはね、例えば総会の議題なんか本部でお膳立てするんじやなくて、運動目標なんかも支部からどんどん出して貰うように、しなくちやならないわね。連絡を密接にすることが大切ね。

### ＹＷＣＡのいき方

**鶴田**　Ｙさん（ＹＷＣＡの略）は、どうやつていらつしやるんですか？

**吉田**　私どもでは、本部に特定の人がいるんではなくて、いろんなグループの中から選ばれた委員が集つて、本部で仕事をしていますので、同盟さんとは反対のいき方なのです。つまり私どものあり方は、グループ教育の中から、一人一人が自覚するような方向をめざしています。その意味では私どものあり方のほうが効果的ですけれども、どうしても、もとの方で伝えたいことのある場合なんかは連絡が遅くて不便ですね。それと、そのグループのリーダー格の人が本部と緊密に連絡してない場合、グループの単独行動をとりかねないきらいはあります。だから、横のつながりの交錯に、力を入れています。

**鶴田**　すると地方支部というのは？

**吉田**　特にありませんの、結局東京や大阪などのＹＷＣＡが、支部みたいなわけで日本Ｙにつながつているんですがー。

**鶴田**　次に、地方支部はとかく封建性の濃い処にあるのが多いわけですが、憲法とか平和の問題で啓蒙する場合、扱い方に苦労するんですけれども、Ｙさんでは、支部はおありにならないそうですが、やはり東京のＹから、グループへお流しになるわけですか？どんな風に流して、どう徹底させていらつしやるのか、うかがいたいのですがー

### 親しめる会合を

**吉田**　それはこちらからうかがいたいところです。でも私どもではグループの責任者でなくても、誰でも気易く来て下さるように、連絡会というものを開いています。広報の関係の人からきゝましたが親しい人の口から口へーというのが一番印象深く、よく伝わるという見解から、人の関係に一番重点をおいて、気楽にお友達になれることを主にしています。勿論、流したいことが日本Ｙから出ることもありますが、何でも流したいことは、連絡会に持ちこみます。そこでよく嚙みくだいてから、それぞれのグループへ持ち帰るわけですけれども、グループにも、解りのよいのと悪いのがありますのでね、よほどかみ砕いてから流さないと、もとで考えた真意を伝えるのはむつかしいですね。

**藤田**　ＹＷのグループの人達つてね、住居なんかも集まりやすく恵まれているけれど、人と人の関係を親しくしていて、もより会を盛んにやつていらつしやる。こういう点を同盟も学びとつて、もつと発展させなくちやなりませんね。

**鶴田**　もより会のあり方に就て市川先生、何かどうぞ…。

### 大衆婦人が目標

**市川**　Ｙさんの場合は、解りのいいグループが多くて盛んにやつていらつしやる、大変結構ですが、同盟のもより会は大衆婦人が目標ですからね。政治というのは結局数を得ることが大切なんで、少数の解りのよい人がいてくれても、大部分が解らないのでは、結果に於て政治はよくならない！。もより会の解釈の仕方ですが…。大衆婦人というのはね、遠くの会合に家を留守にして出られない、着物をかえてゆくのは憶くうだ、などといろいろ出にくい理由がある。そうした人の為に近所で会を開くわけですよ。さつきもお話が出ましたけれども、親しいから集りいいということのほかに、Ｙさんの場合は会員がお家も広かつたりして会合に便利だし、知識階級が多いことも非常に恵まれているんでそんな点に問題がないでしよう？

**吉田**　先生そう思つていらつしやるでしようが、この頃は大分変つてきているのですよ。認識を改めてください…。（笑声）

**市川**　そう？それはどうも…。そこでね、私は会員でない人達も集めて、楽しく愉快に話し合い乍ら

生活と選挙とか、政治とのつながりを理解させていく。十人ぐらいでいいから、そういう「もより会」を提唱してるんですよ。

**藤田**　今日も世田谷支部で話合つてきたんですが、そのもより会にさえ、なかなか引つぱり出せないのね。きいてみると支部で集りのよい処は、大てい無尽をやつているのね。

### 無盡も一役　ひと集めの苦心

**鶴田**　私の支部でもやつています月一回、無尽をやつたら人はきつと集りますね。せいぜい金額は五百円どまりくらいにしておけば、無尽としての失敗も余りありませんしね。地区的に別な処にもそういう集りを幾つか作つてやつています。菊池さんの方はレベルが高いから、その点やりいゝでしよう

**菊池**　そんなことありませんわ、どうやつて入りこもうかつて苦労しています。選挙啓蒙の時はやはり紙芝居をもつたりして、母子寮だの、病院にもぐりこんだり、個人の家に近所の人を集めたりするんです。去年の選挙の時はずいぶん頭をしぼつた末に、指人形をやりましたら、まあ、子供が半分ですが五、六十名きました。その時は感激しちやつて、こういう集りを、ふだんでも時々しましようねといつたものの、さてなかなかおつくうで、ふだんは出来ないものですね。湯浅さんは大槻の合併町村へ、去年の春ですが、県会と市会議員の選挙の時、オート三輪で啓蒙にいらしたら、危くなぐられそうになつて驚いて帰つていらしたことがあるんです。もつとも此処は町村合併で、ひどくもめた地区ですから、特殊な例ですけども時たまそんな目には会つても矢張り、のりこんで行つて働きかけないと駄目ですねえ。

**吉田**　私のほうのグループにも無尽をやつていたのが、一つあつたんですけど、問題が起つてしまつて中止しました。アパートみたいな集団生活の処では、私共の気付かないようなゴタゴタが起るんですね。指人形は、役員とか、中心格の人がなさるんですか？

**菊池**　はじめはそうでしたけども、もつと民主的に会員誰でも協力して頂こうということになつて、テープに吹込んでもらいましたが、いざとなると結局出られなかつたりして、やはり動くのは私たちでした。それで支部では、動きまわる人をつくり出そうと努力しているところです。

### 会員と会費の問題

それから私どもの支部は会員数が新陳代謝は常にしていますけど結局、年中九十名台という線がきまつてるんですが……。

**藤田**　偉いわね、新陳代謝していつも九十名というのは、喜んでいいと思いますね。だつて会員でなくなつた人でも、一度でも二度でも啓蒙のための会合に出てきているわけですから、結果においてそれだけ自覚した人が増えているわけですもの。

**菊池**　そうなんですね、ですから私達の支部では、会費が納められなくても、一年半から二年くらいの間は機関紙を続けて送つてますし、よくよくでないと会員名簿からは抜きません。〃婦人有権者〃を余分に送つていただくから出来るんですけれども。

**鶴田**　組織拡張の話になりましたが、会費の徴収には随分苦労してますが…。名簿を調べては会費切れの方には振替用紙を同封してお払い込みのお願いを出していますけども、なかなか送つて頂けませんで。何か良い案つてないものでしようか？

**藤田**　その方法についていう前にね、同盟の会費は一般の婦人会に比較して高いつていうことを認識しておかないと……。

**菊池**　郡山ではどの団体とも、そうかけ離れて高いとは思つてません。唯、会員をふやすといつても機関紙をよんでも解らないような人を、やたら入れても仕方がないのではないか、と考えるんです。で、大ていは地域の婦人会員の方に入つて頂くようにしています。

**鶴田**　会費は年二回の分割払いにしたり、或いはもつと細かく月払いにしている支部もありますね。会計の事務的な面が面倒にはなりますけれども、地方によつては年払いは大儀な処もあるでしようからね。三百円は高いと思われるかも知れませんけども、同盟は中立の立場からの啓蒙運動ですから、ヒモのつくような懸念のある大きな寄附金など、やたらに貰えませんしね。結局、会費収入が健全な本部の維持費、又は運動費の主軸なんですから、会員の方達も、会費を払う事自体が、一つの啓蒙運動への協力だ、という風に理解して頂きたいんです。

Ｙさんの方は如何ですか？

**吉田**　私共の会費五百円なんです高いという方もありますけれど、それだけないと日本Ｙを維持してゆけませんもの。

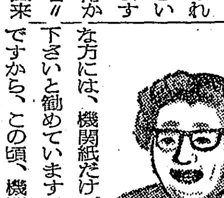

**鶴田**　会員獲得はむずかしいですね。私たち、会費の払えないような方には、機関紙だけでも読んで下さいと勧めています。

ですから、この頃、機関紙だけの会員も出来ていますよ。

会費のことでは、高いとか安いとか、いつか総会でもめたこともありましたわね。

**市川**　同盟は会員だけが対象の啓蒙じやなくて、むしろ大衆婦人の啓蒙を主目標にしなければならんわけですが…。だからといつて、会費収入が経済の基本であつてみれば、会費はいらないから、ともいい切れないし、そこがむずかしいですね。

**菊池**　だから結局賛助会員を、もつとふやさないと賄いきれませんね。そして唯啓蒙するだけの人も含めて会員と考えたら良いのじやないですか？但し、会員であつても機関紙を読みこなしているのかどうか、疑わしい場合もありますね。新聞以上にむずかしいというんですよ。郡山は、水さんが支部として易しいニュースを発行していますけど、親しめるように努力してるわけです。

**市川**　そう、支部ニュースは出すといいね、謄写刷りでいいからね

**藤田**　出してほしいですね、やはりそれは会員に対する愛情だわねえ。

**菊池**　そうやつて努力しても会員の集りは少いんですよ。総会に半数出席すればいゝ方ですもの。例会なんかほんとに少くて情なくなるくらい。機関紙は、どうも固いからとか理屈つぽいからといつて取りつけない人が多いですね。それでおしまいには私、解る人だけ読んでくれたらいゝと思うようになりましたけれども……。

**鶴田**　どうも済みません。読み易く、親しめるようにしようといま一生懸命努力してるんですよ。柔らかい記事を入れたり、支部との交流の欄を設けたりね、体裁も一行の字数をへらして風通しをよくするとか、いろいろ工夫しておりますから……。

**吉田**　どちらも同じようなことで……。私どものは英語が多すぎるといわれます。つまりバタ臭いのですね。この頃の会員さんたちは授産所にきているグループなども多いものですから、そういう方々にはあまり親しめないものがあるようです。それに、指導者に属する人が、余り大衆を扱いなれないものですから、そうしたグループの中へ自然に溶け込んでゆくことがむつかしくて苦労しています。それから私一つうかがいたいのですが、Ｙの会員数もずつと固定しているんです。それを増そうとして絶えず心配する、そうした面に精力を費すことがほんとうの運動の立場からみて良いことかどうか又、人口がこれくらいの地区では会員数もこれくらいが恰度いゝのだ、という限度があつて、それ以上をふやそうとするのは無理なんじやないかとも考え始めたんですそういう点を算定する、何か科学的な基礎というかそういうものはないでしようか。

科学的な基礎つて、私もちよつと知りませんけど、地域婦人会だつて人口の比率からみたら会員は随分少いですよ。だから東京あたりならね。人口割からみた場合に少くだつて良いんだと思うわ。

**菊池**　郡山は人口九万人のうち二〇％が何かの団体の会員ですね。

**藤田**　それでね、吉田さんのおつしやることは一理あるけれども、それかといつて油断するとどうにもならなくなりますよ。会員獲得にはやはり神経過敏な位、気にしていて恰度いいのじやない？

**鶴田**　唯、社交機関とは違いますから、入会の時の勧め方が大切ですね、何でもかんでも入つて下さい、というのでなく、よく同盟を理解した方に入つて頂けば、後から脱落してしまつたり問題の起ることもありませんし、その一人が啓蒙運動の選兵にもなつて下さるし…。

**菊池**　私達の支部で或る会員が亡くなつたんですよ。その方は一年位、会費も納まらず会合にも一度も出て来なかつたんです。唯、たつた一度、郡山市連協でまとめて災害地に送る慰問品を集めました時に、その方が沢山持つてきて下さつたそうです。だから会合に出たいという意欲はあつたんですねそれが出られない。せめて新聞だけは、といつて生前機関紙が届くと、家内が老眼鏡をかけては熱心に読んでいました、とその旦那様から聞かされて、私達は亡くなつた後に改めてその方の真価を知つたわけです。お話きいて水さんがすつかり泣かされちやつたそうですけど、こんな例に出会うと、やはり会合に来ない人にでも機関紙は一生懸命送つて上げなくてはーとしみじみ思いますね。

**藤田**　新聞のある限り、郵税の許す限り送つて上げたいわね、会員の整理も、会費が納らないからつて余り思い切つて整理しちやうのは考えものですね、勿論そういう人に経済面で頼つてはいけないけれど、整理は心の中でだけしておいて出来るだけ、正面切つた整理は慎重にしてほしいですね。

（以下次号）

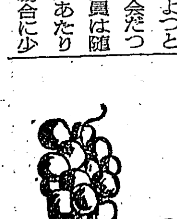

---

## 茶の間

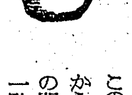

この欄は支部めぐり、といつた意味で、地方色ゆたかな各支部からの生き生きしたおたよりを集録したいと新設しました。茶の間の気楽さで読みながら、お互いを理解し、明日への活動の一助ともなれば、と念願して今月は南の端の宮崎支部から、中島さんに御寄稿頂きました。皆さまの御投稿を待つています。

宮崎支部　**中島歌子**

年次総会が東京で催される。地方支部はできるだけ出席したいと思う。ところが九州も南の宮崎の場合は そうたやすくは 行かれない。わざわざ行く場合をいうと次のようなことになる。まず汽車は東京までの直通が日に一本。それが急行で三十時間。その間の体のきつさは御想像におまかせする。日数は三日の会の為には往復の四日を加えて、飛脚のように行つて帰るだけで一週間。その一週間を妻や母が家をあけるためには、更に前後数日は雑用もあるので、少くも十日を 考え なければ ならない。これを費用でいえば、汽車賃だけで四千余円、これに寝食の諸雑費を内輪に見ても計八千円から一万円になる。などと数えて欠席のいいわけをしようとするのではない。宮崎は支部結成以来、一昨年一名であつた以外は毎年支部長と外一名が出席している。それは支部の義務でもあり、勉強への強い願いでもある。更には総会に出た喜びが、前に書いたもろもろの困難さなど「かち得てなお余りがある」といいたいのである。

例えば、総会は何日だろうと私達の支部会員は、総会に備えての盛り上りがまず始まる。愈々出席者も定まるとその留守中の子供の世話その他に心を配り、経費調達の苦面もする。あえて苦面という言葉を使う。お恥しい乍らそれが実状であるからー。特別な資金もない上に少い会費だけで、万事をまかなつており、しかも行事は予定の月一回の例会の外に、問題があると、二回でも三回でも集りをする。それも会員だけでする外に、婦人団体や教委や選管などと共催での公開行事も屡々もつ。講師も問題によつては二名乃至八名もお招きする。予算は手一ぱいというのが現状である。

（中略）

ついで乍ら、私達宮崎支部は原田初代支部長が生みの親で、まだ五年の若い会ではあるけれど、会員の年令層は二十台から六十才に及び、本部の綱領にもある中立の立場を守り、互いの発言を大切に重んじ和の協力で固く結ばれている。それに婦人会や諸官庁との連絡提携につとめ、幸い理解と応援もいただいている。と自慢の一くさりは申上げるけれど、組織の強化拡充の進まない点は大いに反省し努力をしなければならない。又時に外部からの思いがけない誤解や風当りがないとはいえない。したがつて常に謙虚に教えを仰ぎ、事によつては勇気と信念をもつて艱難にも耐えて行こうと励まし合つている。

よき講師に恵まれることが少く、なまの問題に直接ふれての解決が不足する支部として、本部からのこの上乍らのお導きは勿論、各支部からのお励ましもお願いしたい忙しいお体であることを万々存じ上げているけれど、時に地方への直接の御出向を願い、会員はいうまでもなく、一般婦人への御指導の機会をお作り下さるよう切にお願いする。

## 十姉妹と都会議員

三女に小鳥ずきの友達があつて、雛の世話をよくして一羽前に育てては、また玉子を生ませて、ひ孫まで成長させた。その孫の代の一つがいを三女はもらつて楽しんでいたのであつたがある朝、卵を見つけ、つづいて毎朝一個づつふえて六個になつた。うち一つはつぶれ、一つはかえらず、四つの赤裸の雛が誕生し、だんだん生育し、一カ月ほどの間に立派な十姉妹になつて人間をよろこばせた。

赤裸の雛から一羽前になるまでの親鳥の真剣な態度は全く感心させられた。玉子の抱きかた餌の与えかた、保温の調節、とびかた、鳴きかた、水浴みのしかた、みんな教えているにちがいない。今は親子兄妹六羽が同居して賑やかであるが、親と同じものをたべて、口ばしで体をかいたり、なつぱをつついたり行水をしてみたり、止り木に気取つたポーズをつけたり、音楽鑑賞をするような耳のかたむけかたをするあたり、親のする通りである。

言葉もなく、文字もなく、施設もなく、雰囲気もなくて、それでもわかるものはわかり、覚えるものは覚えてしまうものであるらしいので、習性とか天性とかだけで片づけられないものを感ずるのである。

いつまでも一緒にしておくと親の食べものをせがんだり、巣がせまかつたりで、親が可哀想だから、別にわけてやるのだとこんどは二女が鳥籠の工面や掃除をしている。思いやりのある人間が時機をみて、うまく取り計つてくれるから、住宅難にあえぐことがなく、らくに巣立ちができて十姉妹は幸せである。「子供の前ではいえないけれど子を育てる真剣さは鳥に負けますね」と反省させられた私がいうと、近所の奥さんは「鳥は生活が安定していますから、専念できますよ」といつた。

十姉妹と一緒にしては申しわけないようなものであるが、大名行列や退職金や歳費の値上げの不当をならしていた筈の人たちもみんな一緒にコソコソと分配にあずかつている都議会議員や（二名を除く）杉並区長の横領の場合をきくと、一つのわくのなかにいると、つい同じように喰べ、同じようにフンをたれることになるらしい。

「我々は出費が多く歳費だけでは不足であり、永年の慣例であつた退職金は自治法施行以前にとつても当然だ」とウソブくに至つては、居直り強盗である。都民として議員選びのまずかつたこと、議員育ての方針が間違つていたのである。

「渇しても盗泉の水を飲まず」「武士は喰わねど高揚子」復古調、逆コースもこの方向にいくと満更らでない。（近藤真柄）

## 委員会だより

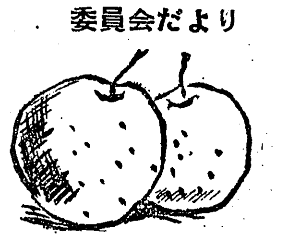

八月六日大月照江氏より事務を引きついだ。

八月廿二日、Ｙ・Ｗ・Ｃ・Ａにおける「第二回原水爆禁止世界大会外国婦人代表歓迎会」に各婦人団体参加。司会は羽仁説子氏、挨拶は植村環氏、英、米、ソ、仏、伯、スエーデンの代表を囲んで和気あいあい、最後に手をつないで原爆許すまじの合唱で散会した。久布白落実氏、奥むめお氏等に雑つて岸輝子氏、藤川栄氏等芸術家も見え多彩なものであつた。同盟よりは横田氏と野間出席。

扨国際的な 仕事として この九月（洪水の為十二月に延期の由通達があつた）に東パキスタン、ダツカで行われる展示会の件に焦点をあわせて見る。これは本年三月在日パキスタン大使館を通じて東南アジア婦人同盟より本同盟に呼びかけられたもので家内工業展示会と同時に行われるゼミナールへの勧誘である。この計画もアジア国際親善のためとパキスタン婦人の経済的地位の向上のためとすれば何とかしたいと前任者大月さんも努力したもの。この度も同氏の指示を得て外務、通産省の係の方々にも当つて見たが、展示する品々（絹、漆、竹、皮製品、織物、染物等）は寄贈されるとしても荷造り運送だけ でも十万は かゝる。今回は不参加と決定した。しかしこの計画のため奔走して色々教えられた。勿論同盟は数にも質にも充実させなければならないが、その会員の完全なファイルを作りその経歴、事業、才能、趣味まで克明にかきこみ、何時でも動員出来るように備えておくのである。ある人は染物と、ある人は人形、堂々と製作者の名で展示会に出品出来る。同盟も、ダツカ、コロンボどこへでも船積み出来る位のファンドを持つ。これは私の夢であるが夢として終らせたくない。今のところこうした国際的な申出も空しく、自分の無力さに、折角の初秋のさわやかさの中に冷汗をかき乍ら国際連絡委お詫びの報告をかいている。

追記　昨年コロンボに於ける五十年記念祝賀会席上にて、東南アジア国際婦人同盟本部は次期の三年間は東パキスタンのダツカに置かれる事になつた。その時に同盟より大月照江氏出席、道徳武装委員会の委員長に選挙された事は既報のとおりで、今後とも内外同盟の為に努力される事を期待している（国際連絡委員会・野間久子）

## 一票のゆくえ

西村好江

杉並支部は九月八日の第十年次支部総会行事として、新会長の講演と区長から区政をきく会を予定していた。本区長は三選であり、この三選にはとかくの噂もあり今後四年間の区政と新教育委員任命についての考え等をきく事が主な目的であつた。ところが九月一日から実施される改正地方自治法の発効直前の八月三十日に区長の退職金一二〇万円を筆頭に、前助役八〇万円、監査委員八万円、現職教育委員にも七万余円の退職金、慰労金の所謂すべりこみ支給が行われた旨の朝日新聞報道があり都議会議員の例と併せて割切れない感じを区民に抱かせた矢先同紙五日付では更に公益質屋の運転資金の一部を区長等幹部が山分けしていた事が報道され、私共区民を驚愕憤激させたのである。そこで支部としては、この機会に区長徹底究明へという動きもあつたが、事実を見究める必要もあり、政争のにおいがあるならそれにまきこまれる事もさけたいという考えから、急ぎ予定を変更し区長の出席を断り、総会にかてこの問題に対する今後の運動について協議した

### 杉並区政の教えるもの

結果、区政監視のスローガンを今こそ実行にうつすべきであるとし取り敢えず決議文を作成、十一日新旧支部長より区長初め三役、議員、及び関係者に手渡し、猛省を促すと共に監査委員には公正な監査の要望と激励をした。この区長会見の席上私共は、公益質屋関係の金は全部質屋に還元し、登録してある生活困窮者に無利息で貸付ける事を要望し、人手が不足なら婦人団体が交替で奉仕してもよいと申入れたところ区長は「金は返しニコヨンの生活資金にしたいと思う。只返すキツカケをまつている」との事であつたが、私共はあくまで公益質屋への返還を要求し、最後まで見守る意志をつたえ、とにかく返すという言質を得たのである。

其の後区議会では公益質屋の監査請求が行われ、十一日の臨時区議会では監査委員からこの事は違法ではないが道義上許されないものがある、というなまぬるい結果報告と所感が述べられた。ところが区民を代表して区政責任者の不当を責める立場にある議員は、一応語調激しく糾弾はするものの勉強不足から来る力の差というか、むしろ当の責められる側の力に押されるかの感を受けたのであるが、一体この矛盾は何によるのか。一に議員の質の問題であり最終的にはこれを選んだ有権者に戻るものであろう。よき一票の行使を目的とする本同盟の使命の重大さをしみじみと痛感した次第である。

目下区議会では、公益質屋と同様のケースの疑惑が他に二十四項目あるとして、監査請求を検討中であるが、九日には架空出張旅費を区長等三役が毎月数万円を分配していた事、十一日には毎年暮に課長以下の職員に雑手当、勤務手当等の名目で支給されている「モチ代」を各課から吸上げていたという事を、十三日には共同募金の事務費の一部を分配していた等、連日目を覆ういまわしい報道がつづき、ついに区民による区政刷新同盟の結成をみるに至つた。同盟支部としては今後横の連絡を緊密にし、この底知れぬドロ沼区政とジツクリ取組み、発生した事柄には抜本的対策を樹てると共に、この機会に一つでも多くの最寄会をもち、区政という身近な問題を通して政治への関心を少しでも高める運動をも併せて展開したいと希んでいる。

三一・九・一九記
（筆者は杉並支部長）

品質日本一
味がよくて割のきく
ヤマサ醤油

無試験入学許可
新学期受付中（先着順定員〆切）
外国銀行 貿易商社員 秘書養成
津田スクールオブビズネス
期間 三ケ月
津田英語會（昼・夜）
初歩より大学程度まで二百二十余クラス
大学受験科・数学科・高校生の部・中学生の部
講師 大学教授、外人並びに斯界権威者
開講 十月六日
津田英文タイプ
高校二年修程度の英語の実力を要す
初心者を対象として懇切指導
中央線千駄ケ谷駅前

高田外語
語学と受験の大殿堂
語学部（十月六日新学期開始）
英・独・佛・スペイン・中国語
初歩より大学程度まで（五〇クラス）
受験部（随時入学可）
大学受験綜合補習科
東大一橋組（二学級）一般大学組（五学級）早大組（六学級）
大学受験随意選擇科
英・国・数・理科・社会科・テスト科等（三五クラス）
東京都新宿区諏訪町二四三 電（37）七六六九
都電・国鉄・高田馬場駅すぐ上

どうせ習うなら
中野料理学園で
園長 瀧沢清子
月謝三百円　週一回午前・午後・夜間
中野駅南口二分 電（38）三八五五

最高の技術とパーマ液
美容室 日新
パーマネント コールド 四五〇円
電気 三〇〇円
京王沿線・下高井戸映劇ナラビ
TEL・（32）三四〇一

生徒募集
入学随時、規則書進呈
専任講師 主婦の友・日本経済新聞＝講師
岡松喜与子
宮内彰子
伊藤宗子
あさがやクッキングスクール
杉並区阿佐ケ谷一ノ七七六
（阿佐ケ谷南口駅前ダンス教習所となり）
TEL（38）四三九三

特許の万年マツト
①堅牢無比
②足当柔軟
③床面密着
④防音完全
⑤辷り止完璧
ヤシマ産業株式會社
東京都文京区根津八重垣町65
TEL駒込(82)2697・5459・7625

（1）　第11巻11号　（昭和22年8月21日 郵便物第三種認可）　婦人有権者　昭和31年11月1日発行（毎月一回一日発行）

**同盟の立場と目的**

一、政党には中立、選挙には推薦応援を致しません
一、婦人の間に婦人有権者としての自覚をよび起し、正しい選挙を行うようすすめると共に
一、私共が選んだ議員や、議会や政府、改党を見まもり、意見を出したり
一、よい婦人議員や、よい婦人役人が多数出るよう運労します。
一、又民主主義の逆行に反対し婦人の既得権を失わないよう努力します。

# 婦人有権者

**退職金問題**

## 行政訴訟で追求

## 〃都財政を公明に〃

### 婦人団体提訴のはこび

都議会議員の退職金反対運動に立つている六婦人団体が、九月二十六日、代表者九名を以て東京都監査委員に対し監査請求の挙に出たことは既報の通りだが、その後も熱心な署名運動や退職金を受けた都議宛にアンートを送り、或いは衆議院地方行政委員会へ陳情するなど具体的運動を展開して、大きく世論喚起の成果をあげてきた。

### 監査委の回答には不服

提出された監査請求は、東京都監査委員中川喜久雄、山田孝雄の両氏により監査されたが、十月十五日に受取つた回答は要するに「違法でない」というもの。この二人の監査委員は、落選議員の中から知事によつて委嘱されており、知事の意見を無視しては存在し得ない立場の人々であつてみれば、この回答はむしろ当然のことで、予期してはいたものの、まことに不服にたえないものであつた。

### 第二回都民大会から

初志の貫徹を期する六団体では、これ迄の経過を広く一般に知らせ、今後の運動方針をも協議するため、十月十七日、四谷主婦会館に第二回都民大会を開催。報道陣も含む約三百名が参集して、緊張した雰囲気の裡に活潑な意見を交換、討議が重ねられたが、この席上春野鶴子主婦連副会長より、慰労金についての中西都議会議長及び小山幹事長の談話が報告された。これは第二回都民大会の打合せ会が開かれた十五日夕刻、その席へ藤田孝子都議が、自民党代表と称して持参した文書によるもので、両氏は次のようにのべている。「慰労金の支出は違法でないことが、監査の結果確認された。しかしながら本問題に関しては都民感情を考慮して、とくと協議の上最善の方途を講じたいと思う」と。

適法と主張しながらも譲歩する動きをみせているのは、世論が痛かつた証拠であり、このことは運動の成果の一部というべきであろう。弁護士の久米愛氏は「監査委員は、都知事の委嘱した人々で、いわば同じ穴のむじなである。自分達のしたことを、その仲間の者が適法であると断定するなどは実におこがましいことだ。都民感情を考慮して云々というのは、一部を返還して慈善事業に寄附する、といつた意図のように闘いているが私達は先方のやつたこと自体が違法だというのだから、そんな筋違いの方法で納得は出来ないこゝで行政訴訟を起す権利のあることを、法律家の立場から皆さんに申上げるが、あくまで筋は通してゆきたいと思う」と挨拶。参議院議員市川房枝氏も、最後まで運動の精神を貫くよう激励された。

討議の結果、大会の決議は、行政訴訟の手段をとることに一致、その手続、時期等については六団体幹部に一任。又、監査の結果には不服であり、婦人団体側の要求は、退職金の全額返還によつて都議会の誠意を示して貰うことであり、いわゆる最善の方途の内容もその線にそつたものでありたい、という大会の意思を、中西都議会議長及び小山幹事長宛 に伝える こと。（十月二十三日要望書手交）同時に有権者の政治意識を啓発して、苟くもこの問題に対して納得のいく行為をとらないような議員は、次の選挙で必ず落すところまで、運動の精神を盛り上げ、隅々にまで滲透させようという決意を固めたのであつた。

**十一月時局研究会**

日時　十一月十七日（土）午後二時より四時
場所　参議院会館第二会議室
課題　自・社両党の婦人対策をきく
講師　自民党婦人局長　最上英子氏
　　　社会党婦人部長　赤松常子氏
（予定につき、変更があるかも知れません）
会費　三十円
主催　日本婦人平和協会
　　　日本婦人有権者同盟
　　　婦人問題研究所

### 違法とする理由

ここに監査請求書にみられる都議の退職金支給が違法であるとする六団体側の理由をあげ、併せて両監査委員の、これに対する反論の概略を述べてみると次のようなことになる。

（一）本件は過去及び現在におけるわが国地方自治法制の精神に照して違法である。理由は①議員は原則として他に職業を持つ傍ら、非常勤的に職務を行うことが許されているのだから、常勤の一般公務員の場合とは異り、退職金といつた性格のものは受けるべきでない。この意味で、改正自治法第二〇四条は、新たに給与等の支給制限を設けたのではなく、従前の自治法の主旨を明確に立法化したものに過ぎない。②明治以来の既得権だというが、旧憲法時代の議員は實費弁償だけを受けて、報酬は貰つていなかつたから、退職に際して慰労金を出すことは、その人が議員としての任務のために失つた本務の損失を補う意味から、必要な処置だつたと考えられるが、現行法による議員は既に報酬を受けているのだから同一の扱いをする理由はない③「死亡又は退職した場合に支給する」建前の退職金を在職中の議員に贈与した―これは退職金の贈与額及びその算定の方法が、一般職員の退職一時金よりも有利なこと、在職年限によつて算定されていること等からみて、功労に対する褒賞ではなく退職金とみるべきであり、従つてその支給は違法である。

（二）退職金に関する事項は、地方自治法第一四条第一項にいわゆる「行政事務の処理」に関する事項として、条例を以て定めるべき性質のものであるのに条例でない知事内規に基いて処理したこと。又、予算を伴う事項であるのに、議決を経ないで処理した点は、地方自治法第二三四条第一項前段の規定に照し知事の権限をこえた違法行為である。

（三）本件は知事内規の明文にも反した違法支出である。同規程の第一条に「議員の死亡又は退職した場合に支給する」とあるのに、現任の議員に対して贈与しているからで、任期満了は退職とは認め難い。又、自治法改正により退職金の支出が禁止されるのを見越し、内規を秘かに改めて支出したと考えられる点は昭和三十一年法律第一四七号を潜脱する行為である。

（四）退職金に要する経費は、議会費に計上するのが当然であるにもかかわらず、これを都庁費から支出したことは、款の流用であり、昭和三十一年度予算に反した違法支出である。又都庁費内部の各項の流用を、議会の議決を経ずに行つた点も違法である。

### 監査委の反論

以上に対する監査委員の反論は、要するに①改正以前の地方自治法には議員の退職金支給を禁止する何らの規定もなかつたこと②議員に対して退職金を支給することは適当でない―とはいうものの、それは「在職中の功労にむくゆる目的で贈与する慰労金」までも不適当だという意味ではない。議員の報酬は、あくまでも、具体的な勤務の対価として支給するものであり、慰労金は、在職中の綜合された又は特定顕著な功労に対して、それをねぎらう目的で贈与されるのだから、過去、現在を問わず、慰労金の本質には何ら変りがなく、従つて請求人の指適するような論理は成立しない云々（といつて、こちらが何ら法的根拠なしに公金を処理した点を違法としているのに対し、都側は「規定がないから出しても違法ではない」と言い又退職金ではなく「慰労金」だと言いくるめることで適法性を主張しているなど、紙面の都合で反論は省略するが、解釈の仕方は白と黒以上に違つているのである。

そこで「婦人有権者」編集部では、監査請求の回答写しを、都立大学教授戒能通孝氏に見て頂き、その御意見をうかがつてみた。

## 違法である

### 戒能通孝氏の意見

退職金支給の根拠となつている知事内規が、秘密扱い文書だという点が先ず問題だ。民主政治の精神からいえば本来、知事の意見で勝手に秘密文書をつくること自体が既に違反なのだがそれは暫くおくとしても、退職金は明らかに、条例にも規則にもない―即ち公開された一切の規定によらずに、贈与された。知事が、このように公金の処理を自由になし得るものとすれば予算編成は全く無意味となつてくるし、又かかる秘密事項を理由に、掴みどりで何でも出来る―という慣例を作り上げる惧れがあるわけだ。何に限らず現金の出入を伴う事項は、秘密文書に基いて扱うべきではないと思う。次に予算流用の点だが、これは款の移動と考えるべきで、当然予算を伴う事項なのだから追加予算を議会に提出して、審議すべき性質のものであつた。予算というものは、款、項、目までを一応報告して議会の承認を得ているのだから、たとえ同款内の移動でも、秘密規程によつて行うべきではない。通常議会に対しても、都議会に対しても、予算措置をとり得る時期であつたにも拘らず、公正な審議にかけなかつたのは、納得出来ない。こうしたことは、各款の中に、ふくみ資産をやたらに作り、流用は勝手、という慣例をつくる。議員に退職金を出すのならば、その予算を組むための項目を設けておくべきであり、予算編成の技術面からみても、大変まずいやり方で、私はこうした流用には賛成出来ない。

次に既得権―ということを楯にしているけれども、自治法の改正は、その既得権をなくするため（無論他に幾つか理由はあるが）になされたのだから、法の精神からいえば、たとえ施行以前の行為でも違反である。

在職議員に支給した点も、正当に貰えるものなら、過去に任期が切れた時、議員は請求の訴えを起すべきだつた。それを默つていた点から推察すると、過去には在職中退職金を貰うことはなかつたのではないか―即ち二月の内規改正で新しい権利を設定したのではないかと考えられる。内規改正をしたことが、直接脱法行為であるか否かは、その当時に、自治法改正によつて将来退職金が禁止される動きのあることを知つていてなされたのか否かで判定されるけれどもその立証は大変困難である。

ともあれ、都知事が何ら法律的な根拠なしに、多額の公金を処理した事実は否定出来ず、都監査委員の適法とするところを裁判所が認めるかどうかは疑問である。監査の結果に不服ならば、監査請求書に署名捺印した人は、仮に一人でも、行政訴訟を起す権利があるのだから、第二段の訴訟で争うことは当然だ。

### 運動を通じて主張すること

この運動を通じて私達が強く主張したいことは、依故地や、単なる勝敗が目標の抗争ではなくて、あくまで都の財政を公明にするために、大義名分を明らかにしたいからの訴訟であり、これをきつかけに、都民が都の財政に深い関心を持ち、苟くも違法がある場合は、個人でも追求する権利のあることを、広く知つて貰いたいのだ、ということである。その意味から運動が腰砕けにならず、最後まで筋を通すためにも、運動に携るものが常に歩調を揃えることが必要であり、都議側のなしくずしの緩和政策に引つかかつてはならないということである。又先に行つた陳情に対して、十月二十五日、大矢地方行政委員長は「違法と決つたからには、委員会では取上げられない」旨談話をもつて回答された。それにつけても、既に一部に漂いはじめている妥協的空気が、このことで更に強められることも懸念されるが、運動の将来のためには充分警戒しなくてはならない。

### 自治法改正とのからみあいなど

これに就て武蔵大学教授の芹沢彪衛氏は、こういつておられる本来、地方分権であり民主的である筈の地方自治法が、ここ二三年来次第に改正されて、中央集権化の傾向が強くなつており、これを阻止すべき立場の地方公共団体議員がその質の悪さを理由にされて、結果的には中央集権の動きに拍車をかけている―という事実である。これは微妙な絡み合いになつてくるけれども、地方財政の厖大な赤字を防止することが自治法改正の理由の第一となつているのに、みだりに米国視察に出たり、調査と称する大名旅行を企てたり、とかく地方財政の乱費、乱脈は目だつている。これらを理由に民主的法律の一条づつが、絶えず奪われてきている傾向は、大いに警戒すべきであり、結局はそうした反動攻勢の餌にされぬような、立派な議員を選ばなくてはならないということである。

**主張**

## 退職金問題にのぞむ態度

会長　藤田たき

東京都知事が都議へ退職金を支給したことは違法であるとして六婦人団体が提出した監査請求に対し、監査委員は適法であるとの回答をいたしました。

勿論私たちはこの回答以外のなにものをも期待してはおりませんでした。監査委員四人のうち二人は退職金を貰つている同じ仲間のことですから、監査資格はなく除外されました。しかし残る、議員ではない二人の委員も知事、都議の鼻息をうかがわずには存在できない人たちであつてみれば、この決定はむしろ当然のことです。私たちがそれを知りながらあえて監査を請求したのは、第二のステップ、即ち私たち有権者に許されている行政訴訟を行うための足固めにすぎなかつたのです。

一方、婦人団体の猛攻にへきえきした都議たちは、この適法の決定に気をよくしながらも、うしろめたさを禁じ得ず、退職金の一部を返す、自主的に社会事業などに寄附するなどといい出しました。

私どもはこの一部返済、あるいは寄附申出によつてまどわされてはなりません。すでに〃あんまりことを荒立てず〃の気持が見えはじめていることを警戒しなければなりません。なぜならば私たちは、三千五百万円の金は決して少ない額ではありませんが、この金を自主的にはき出すかどうかを問題にしているのでなく、私たちの血税を、一片の内規の改訂によつて、退職金を受くべからざる人々に支給することが違法である、勝手に知事が予算を流用することは違法である等々と主張しているのです。まだその事情を知りながら貰つたのは、議員としてあるまじき行為であると主張しているわけなのです。監査委員が適法であると決定したからといつて、また一部を寄贈してもらつたからとて引きさがるのであつたら今後、第二、第三の退職金問題が各地にひろがることを認めなければなりません。私たちは筋を通し、黒白をあきらかにしなければなりません。

六婦人団体がみごとな団結とチーム・ウオークによつて、ここまで運動をつづけ、ともかく都議をして、また杉並、渋谷等の区議をして、不正をにくむ婦人の力を幾分でも認識させたことは、大きな収穫といわなければなりません。殊に今度の運動において、主婦連合会、東京都地域婦人団体連盟のような家庭の主婦がまつさきに政治運動に乗り出したことは、特記されなくてはなりません。私たち六婦人団体が、今後ますます約束をかため、都政刷新のため協力を続けることが願われます。

× × ×

---

# 支部活潑に動く

## 〃教育委員に婦人を〃

### 要望書提出など

### 郡山支部

八月九日に開いた役員会の話合いに基ずき、新教育委員の任命について、要望書を関係筋に提出した他、九月十七日から開かれる郡山市議会には、新委員選任の件が上提されるので、是非市会を傍聴するよう、支部ニュースを通じて会員によびかけた。

要望書の要旨

「教育委員の選任に当つては、不当な支配に服する事なく、あくまで公正、中立、しかも人格高潔であり高い識見ある人。学校教育とならんで、青少年、婦人、その他各般の社会教育に、深い関心と理解ある人を希望するが、殊に母と子に最も関係の深い教育行政に当る委員には婦人こそ最適であり、又民主的な運営がなされるためにも、是非、新委員には婦人を加えて頂きたい。」

### 青森支部

新教育委員会法による教育委員の任命に当り、要望書を作成、県下六市七十四ケ町村に送付しましたこの事は新聞ラジオも取上げて報道いたしました。

会員三十名ですが皆それぞれ団体を持つていられるような有能な方達です。市川先生の御言葉のように少数精鋭主義でなるべく人選して入会をすすめて居ります。弘前市、八戸市にも入会者はありますが青森市が多いようです。

青森県に於いては、公明選挙運動も、又日頃の動きと共に目立つた存在になつて居ります。又今度は少年室と共催で労働省婦人少年局高橋課長の来県を機に売春問題についての座談会をもつことになつています。今後とも色々運動をつづけたいと思つていますが会員が少数なのと予算面で頭をなやまして居ります。いずれ書記の方から現在のはつきりした名簿御報告申上げます。（武田澄江）

### 京都支部

九月七日　松岡洋子女史講演会開催＝府市十七婦人団体共同主催

教育委員に是非半数以上の婦人を加えてほしいとの要望書を出すことを他団体に呼びかけ、府市地域連合婦人会を初め、十七の婦人団体の賛同を得て十一日京都府知事並びに府会、京都市長並びに市会に要望書を提出、府市共何名かの婦人委員を加える事を考慮中との話を知事、市長から聞いた。

同時に十一月改選される民生委員の世話人及び推薦委員及び民生委員にも過半数の婦人を是非加えてほしいとの要望書も同数の婦人団体の賛成を得てそれぞれ府市に提出した。

### 名古屋支部

九月二十六日に行われる市長選挙にそなえて、九月八日、十日の両日、市選管の協力を得てニュースカーを出動しての啓蒙宣伝。〃よく選べ、あすの市政をまかす人〃と標語入りの風船を配つて大好評であつた。

こんどの選挙は保守、革新の激戦である上に、婦人候補も混えて五名が立つており、市内は選挙戦に湧いている。

啓蒙する名古屋支部会員

### 秋田支部

参議院選挙の前日には、市選管の協力を得て、農村地帯に車を走らせ、チラシをまいて啓蒙運動。

七月十七、八両日、市社会教育課主催による婦人団体連合会指導者講習会に出席協力。中村支部長は第四分科会を司会、参議院選挙の反省をテーマとした討議が行われて、参会者の政治意識を大いに高めた。

新教育委員の任命に就ては、要望書を提出した。

### 松本支部

五月二日に総会を開き次の通り支部長等を選任した。

支部長花岡国子、副支部長松沢光子、須沢かつ代。事務局は松本市西堀橋の支部長宅、連絡は花岡国子氏宛お願いします。

### 会津支部

第四回総会

八月十三日＝第四回支部総会を開催、市川先生の御講演の後支部長村井柳子氏より挨拶があつて役員の改選にうつつた。

支部長　山室タカ
副支部長　鶴城地区＝岩崎トキ
城西地区＝遠藤タケ、行仁地区＝古川キン、日新地区＝渋川キミ、謹教地区＝丹野テイ、東山地区＝井上代志乃、城北地区＝正本キミ
会計＝三橋つた、佐藤みわ
会計監査＝小松幾代、鈴木さだ
庶務＝丹野てい

なお市川先生のお話は、国会に於て決定した法律の中で婦人に関するものゝ説明を伺い非常に有益であつた。

四時半終了、出席総数九十八名の盛会であつた。終了後四十名で市川先生を囲み夕食を共にし和気あいあい裡に散会した。―丹野記―

### 仙台支部

九月七日、東京での総会の報告を兼ね、来る二十日に行われる知事選挙について、東北大教授歴史科の高橋富雄先生からお話を伺う会を開いた。それによつて宮城県知事は、東北六県および北海道の知事の会長格にあり、貧乏な宮城県も政治には大いに力のあつた歴史的事実を認識することができたそれで今度は、自民党、社会党、保守系三候補の政見を聞く会を開くよう準備中である。

次に資金を得る道をひらくため財務部を置くようにした。

今後、会員を増加させるよう一同協力する旨決議した次第である

### 宮崎支部

十一月二十八日午後一時より社会教育会館で第二回財政セミナーを行う。講師は宮崎大学教授吉野城先生、お話は〃財政の諸問題〃国家、地方、家庭に関連して。なお協議事項として、売春禁止促進の件、十二月例会行事の件（公明パネルデスカツシヨン案他）を予定している。

### 上伊那支部

当支部は会員十名を辛じて保つているに過ぎませんが、やうやく信用も恢復し、公民館婦人会の連絡もよくなつて、小人数乏しい経済力で出来る仕事だけは協[illegible]して居ります。護憲連合にも常任委員として入つて居り末端の仕事は同盟支部として辱かしからぬ様やつて居りますからその点御安心下さい。（春日敏子）

### 武蔵野支部

八月二十日、藤田会長御出席のもとに、総会を開き、本年度の運動目標を定め、新役員を決定した。

支部長＝佐田信子、副支部長＝小池順子、中村君枝、会計＝福井俊子、書記＝林あや子。

藤田会長からは「婦人に政治意識を徹底させることを第一番の目標として、是非グループ活動を活潑にするように」とのお話があり、新支部長は「地域に合つた活動によつて御期待にそう努力をする」旨あいさつした。

教育委員の任命に就ては、去る七月の幹事会決定に基づき、「是非、婦人委員を一名乃至二名任命するよう」市長に申入れた。長崎に於ける原水爆禁止大会には、市及び市議会代表として会員三名が出席したので、その報告も聞き世界平和のための努力を惜しまぬ覚悟をあらたにした。

### 芝浦支部

六月に総会開催。本年度の運動目標として、①母と子の平和憲法を守りましよう②よい婦人議員を出しましよう③支部の発展に努力しましよう、を決定した。新役員は、支部長＝石井稲子、副支部長秋山まち、会計＝柳川とみえ、薮圭子、書記＝渡辺みよ子、補佐＝小鹿野よし子、深沢かめの。

もより会活動に重点をおき、月二回、コーラス会を開いたり無尽をしたりして、成績をあげている

新教委の任命に際して

港区では婦人区議を五名選出しており、これを他区に対し誇りに思つている次第だが、教育委員にも是非婦人を加えるよう今回支部として、港区海岸通り母の会会長及び民生委員をつとめている伊藤よね氏を候補にあげて、八月十五日早朝、支部会員四名で、区長、区議会正副議長、婦人議員、地元区議に対し推薦状を手渡した。なお、その際さらに婦人委員一名以上必ず加えるよう要望したが、当日面会できなかつた各会派の幹事長には日を改めて面会する予定でいる。

### 目黒支部

九月四日午後一時より目黒区公会堂の日本間で、総会を開いた。藤田会長が御旅行中で、特に市川顧問においで頂き、約三十名が出席して、支部役員の選出、運動目標等の協議が行われた。総会後、市川先生を囲んでの懇談会に移り有益なお話を伺つて、会員一同政治啓蒙のため一層努力するよう、覚悟を新たにした次第である。

支部役員は次の通り決定した。

支部長篠塚志摩子。副支部長香村つる子。書記荒巻よしゐ。会計川奈かつ代、菊池寨子。

### 新宿支部

新宿支部では第四年次総会を九月十二日（水）午後二時より下落合中村とめ氏宅で開いた。出席者二十八名。中村氏から本年度の運動目標案として

一、支部を強化拡充する為に会員をふやしましよう。
二、末端政治の認識を高め一票の価値を知らせる為に最寄会を度々開きましよう。

という二項目について説明があり、今迄新宿支部は本部の運動目標にならつてほとんど同じ様なものを掲げて来たが本年度は支部の現状にそくした具体的な目標を掲げて面目を一新し再出発することとなつたが新会員の方々からも小さな最寄会を地区別に度々開いてほしい。会合の通知、支部通信などをその都度出してほしい等々活潑な意見も出て一同賛成可決、次に会計元川氏より予算の説明があつてこれも原案通り可決した。役員の改選は議長指名による推薦委員に一任、その結果左記の方々が本年度の役員と決定した。

支部長　山本貞子
副支部長　薮壺美子、森美子
書記　高橋貞子、森美子（兼任）
会計　中野千代子、大島三三子

支部長は山本氏が再選されたがその他は新進気鋭の方が多く本年度の支部の活躍と発展とが期待されている。推薦委員会が開かれている間に支部の会員でもあり新宿区議でいらつしやる四谷信子氏より新宿の区政について有意義なお話しを伺う。そのあと御出席頂いた藤田会長より有権者同盟の目的及びそのあり方等についてお話しを伺う。有権者同盟の使命をはつきり再認識することが出来てまことによいお話しであつた。その後懇談になつてからは杉並支部長西村好江氏の今杉並区に起つている高木区長等三役が公益質屋運営資金の一部を分配した問題をめぐつて如何に区の財政がでたらめであるか、この問題を杉並支部として取り上げ度いという発言を中心にして話し会つたが出席者一同啓蒙されるところ多く私共婦人有権者の政治的自覚の必要性と同盟支部の啓蒙運動が如何に大切であるかを痛感して午後五時会を閉じた。

### 世田谷支部

七月に総会を開き、左の新役員を決定した。

支部長＝石和田茂子、副支部長＝湯川隆子、書記＝中村喜美子、杠（ゆづりは）あい子、会計＝坂元かね、岩田としえ。

本部の運動や資金獲得には、常に全面的に協力している。

### 杉並支部

九月八日（土）午後一時より第十年次支部総会を阿佐ケ谷会館に於て開催、左の如く支部運動目標を決定した。

一、区政に婦人の進出を図りましよう。
一、区政に関する関心を高めましよう。
一、会員の倍加に努めましよう

役員改選にうつり、左の如く決定

支部長　西村好江
副〃　松生徳子
会計　横田直子　三上英子
書記　田沢富子
幹事　福田さだ、田辺千代子、鈴木鶴子、金井婦美子、岡田大湊、児玉翠枝、加賀山素子、塩田きさの

続いて二時―三時まで藤田会長の講演を伺つた後、三選区長高木氏より区政を聞くことに予定されていたが、丁度杉並区に於ては公益質屋の利益金配分事件が報道陣により公表されていたので当支部としては、その真相をよく調査して後区長のお話を伺つた方がよいとの一同の意見によりこの日予定は取り止めることに決定、そのよう区長にお断りをした。

なお懇談後区長には決議文を提出することを決議した。

六十名余の出席者あつて盛会裡に終了した。

### 事務局だより

さわやかな秋風が、ここ事務局の窓辺にも訪れて、仕事の能率もぐんと上るようになりました。毎日「忙しいわねえ」と、嬉しい悲鳴をあげながら、終日支部や会員の皆さまとの連絡に使つた事務机に別れを告げるのは、夜も七時、九時を過ぎる日も珍らしくないという今日このごろです。藤田会長を迎えて、事務局の任務の重大さを、ひしと感じております事務局日誌から、本部の動きをお伝えしましよう。

九月一日　青梅の夜具地購入を交渉のため、西村好江、荒巻よしゐ両氏、青梅に出張。
九月三日　財務委員会。増田、荒巻、横田、西村、田上の諸氏出席
九月五日　組織委員会。荒巻、伊藤（恒子）徳三の諸氏集る。
九月六日　政運委員会。伊藤輝子、中村君枝、宮野、大橋の諸氏出席
九月七日　時局研究会。於参議院会館第二会議室。NHK解説委員平沢和重氏より「スエズ問題と日ソ交渉」に就てきき、よい勉強となつた。参会者九十名。この日、民芸と映画の切符を発送する。
九月八日　編集委員会。藤田会長宅にて、出席は会長、鶴田、谷林、中川、近藤、児玉勝子、神、幸（事務局）の諸氏。
九月十日　常任委員会
九月十一日　都議退職金問題の打合せ会に、政運委員会の伊藤、中村両氏出席。
九月十二日　前日に続き退職金問題打合せ会あり、伊藤氏出席。同日　国際連絡委員会。於藤田会長宅、出席は会長、野間、谷林、片岡、幸の諸氏。
九月十五日　編集打合せのため、会長、鶴田、神氏ら集る。午後市川先生の国会報告会に出席。
九月十七日　退職金問題反対研究会。於主婦会館ホール。同盟からの参加者は約五十名の傑努さだつた。
九月二十日　支部長会議。
九月二十七日　映画「マリー・アントワネツト」試写会。第一生命ホールにて。
九月二十九日　民芸公演「アンネの日記」観劇会、於俳優座。

みなさま、おかぜなど召さぬよう、お元気で！（伊藤康子）

### 入会案内

会員は
第一種　年　三〇〇円
第二種　年　五〇〇円
会友は
二十才未満の婦人を会友とする
賛助員は　年　三〇〇円
本同盟後援者　年　一、〇〇〇円
「婦人有権者」購読料　年　一五〇円

### 編集後記

新しく張り替えた障子の白さが眼にしみる様な秋、会員の皆様大いに御活躍のことと存じます。八九合併号を発送し終つてほつとした瞬間、頭に浮かんだことは十月号のプランをどうするかということ。追いかけられるつらさの中によろこびのあることを無理に発見しました。

本部もこのところ都議区議の問題で大活躍、その徹底を期するため全員努力して居ります。

郡山の菊池寿子氏にわざわざ上京して頂いて座談会をこころみました。又近藤真柄氏には続いて記事をお寄せ頂くことになりました皆様に喜こんで頂けると信じます

四面の支部通信、編集部をとまどわせるほどお送り頂いて感謝にたえません。各支部活動をこれによつて知ることが出来、一同喜こんでおります。

題字を替えたり、ケイのすき間を多くして風通しをよくしたり、紙を一段良いものにしてみましたいかがでしよう。

機関紙が、まさに校了になろうとしている時「郡山支部の太田緑子さん（元支部長・病院長夫人）が、今度福島県の教育委員に任命された旨、藤田会長宛に入電があつた」との報がもたらされた。喜んで書き添える次第。（鶴田）

代々木駅前
千代田鮨
婦選会館へおいでの節は是非御用命のほどおまちいたしております
電話淀橋（37）五〇七二番

投資の御相談は
株式・公社債・投資信託
東京・日本橋1の1
野村證券
電話（27）6461・7561
7961・7971
支店・全国主要都市

[illegible]婦人有権者同盟　電話淀橋（37）〇七二三番 [illegible]

# 支部活溌に動く
## 〃教育委員に婦人を〃
### 要望書提出など

**郡山支部**

八月九日に開いた役員会の話合いに基づき、新教育委員の任命について、要望書を関係筋に提出した他、九月十七日から開かれる郡山市議会には、新委員選任の件が上提されるので、是非市会を傍聴するよう、支部ニュースを通じて会員によびかけた。

要望書の要旨

「教育委員の選任に当っては、不当な支配に服する事なく、あくまで公正、中立、しかも人格高潔であり高い識見ある人。学校教育とならんで、青少年、婦人、その他各般の社会教育に、深い関心と理解ある人を希望するが、殊に母と子に最も関係の深い教育行政に当る委員には婦人こそ最適であり、又民主的な運営がなされるためにも、是非、新委員には婦人を加えて頂きたい。」

**青森支部**

新教育委員会法による教育委員の任命に当り、要望書を作成、県六市七十四ケ町村に送付しましたこの事は新聞ラジオも取上げて報道いたしました。

会員三十名ですが皆それぞれ団体を持っていられるような有能な方達です。市川先生の御言葉のように少数精鋭主義でなるべく人選して入会をすすめて居ります。弘前市、八戸市にも入会者はありますが青森市が多いようです。

青森県に於いては、公明選挙運動も、又日頃の動きと共に目立った存在になって居ります。又今度は少年室と共催で労働省婦人少年局高橋課長の来県を機に売春問題についての座談会をもつことになっています。今後とも色々運動をつづけたいと思っていますが会員が少数なのと予算面で頭をなやまして居ります。いずれ書記の方から現在のはっきりした名簿御報告申上げます。（武田 澄江）

**京都支部**

九月七日 松岡洋子女史講演会開催＝府市十七婦人団体共同主催

教育委員に是非半数以上の婦人を加えてほしいとの要望書を出すことを他団体に呼びかけ、府市地域連合婦人会を初め、十七の婦人団体の賛同を得て十一日京都府知事並びに府会、京都市長並びに市会に要望書を提出、府市共同名かの婦人委員を加える事を考慮中との話を知事、市長から聞いた。

同時に十一月改選される民生委員にも過半数の婦人を是非加えてほしいとの要望書も同数の婦人団体の賛成を得てそれぞれ府市に提出した。

**名古屋支部**

九月二十六日に行われる市長選挙にそなえて、九月八日、十日の両日、市選管の協力を得てニュースカーを出動しての啓蒙宣伝。

啓蒙する名古屋支部会員

〃よく選べ、あすの市政をまかす人〃と標語入りの風船を配って大好評であった。

こんどの選挙は保守、革新の激戦である上に、婦人候補も混えて五名が立っており、市内は選挙戦に湧いている。

**秋田支部**

参議院選挙の前日には、市選管の協力を得て、農村地帯に車を走らせ、チラシをまいて啓蒙運動。

七月十七、八両日、市社会教育課主催による婦人団体連合会指導者講習会に出席協力。中村支部長は第四分科会を司会、参議院選挙の反省をテーマとした討議が行われて、参会者の政治意識を大いに高めた。

新教育委員の任命に就ては、要望書を提出した。

**松本支部**

五月二日に総会を開き次の通り支部長等を選任した。

支部長花岡国子、副支部長松沢光子、須沢かつ代。事務局は松本市西堀橋の支部長宅、連絡は花岡国子氏宛お願いします。

**会津支部**

第四回総会

八月十三日＝第四回支部総会を開催、市川先生の御講演の後支部長村井柳子氏より挨拶があって役員の改選にうつった。

支部長 山室タカ

副支部長 鶴城地区＝岩崎トキ 城西地区＝遠藤タケ、行仁地区＝古川キン、日新地区＝渋川キミ、謹教地区＝丹野テイ、東山地区＝井上代志乃、城北地区＝正本キミ

会計＝三橋つた、佐藤みわ

会計監査＝小松幾代、鈴木さだ

庶務＝丹野てい

なお市川先生のお話は、国会に於て決定した法律の中で婦人に関するものゝ説明を伺い非常に有益であった。

四時半終了、出席総数九十八名の盛会であった。終了後四十名で市川先生を囲み夕食を共にし和気あいあい裡に散会した。―丹野記―

**仙台支部**

九月七日、東京での総会の報告を兼ね、来る二十日に行われる知事選挙について、東北大教授歴史科の高橋富雄先生からお話を伺う会を開いた。それによって宮城県知事は、東北六県および北海道の知事の会長格にあり、貧乏な宮城県も政治には大いに力のあった歴史的事実を認識することができた。それで今度は、自民党、社会党、保守系三候補の政見を聞く会を開くよう準備中である。

次に資金を得る道をひらくため財務部を置くようにした。

今後、会員を増加させるよう一同協力する旨決議した次第である。

**宮崎支部**

十一月二十八日午後一時より社会教育会館で第二回財政セミナーを行う。講師は宮崎大学教授吉野城先生、お話は〃財政の諸問題〃国家、地方、家庭に関連して。なお協議事項として、売春禁止促進の件、十二月例会行事の件（公開パネルデスカッション案他）を予定している。

**上伊那支部**

当支部は会員十名を辛じて保っているに過ぎませんが、やうやく信用も恢復し、公民館婦人会の連絡もよくなって、小人数乍ら経済力で出来る仕事だけは協力して居ります。護憲連合にも常任委員として入って居り末端の仕事は同盟支部として恥かしからぬ様やって居りますからその点御安心下さい。（春日 敏子）

**武蔵野支部**

八月二十日、藤田会長御出席のもとに、総会を開き、本年度の運動目標を定め、新役員を決定した。支部長＝佐田信子、副支部長＝小池順子、中村君枝、会計＝福井俊子、書記＝林あや子。

藤田会長からは「婦人に政治意識を徹底させることを第一番の目標として、是非グループ活動を活発にするように」とのお話があり新支部長は「地域に合った活動によって御期待にそう努力をする」旨あいさつした。

教育委員の任命に就ては、去る七月の幹事会決定に基づき、「是非、婦人委員を一名乃至二名任命するよう」市長に申入れた。長崎に於ける原水爆禁止大会には、市及び市議会代表として会員三名が出席したので、その報告も聞き世界平和のための努力を惜しまぬ覚悟をあらたにした。

**芝浦支部**

六月に総会開催。本年度の運動目標として、①母と子の平和憲法を守りましょう②よい婦人議員を出しましょう③支部の発展に努力しましょう、を決定した。新役員は、支部長＝石井稲子、副支部長＝秋山まち、会計＝柳川とみえ、瀬歩子、書記＝渡辺みよ子、補佐＝小鹿野よし子、深沢かめの。

もより会活動に重点をおき、月二回、コーラス会を開いたり無尽をしたりして、成績をあげている。

新教委の任命に際して

港区では婦人区議を五名選出しておりこれを他区に対し誇りに思っている次第だが、教育委員にも是非婦人を加えるよう今回支部として、港区海岸通り母の会会長及び民生委員をつとめている伊藤よね氏を候補にあげて、八月十五日早朝、支部会員四名で、区長、区議会正副議長、婦人議員、地元区議に対し推薦状を手渡した。なお、その際さらに婦人委員一名以上必ず加えるよう要望したが、当面会できなかった各会派の幹事長には日を改めて面会する予定でいる。

**目黒支部**

九月四日午後一時より目黒区公会堂の日本間で、総会を開いた。藤田会長が御旅行中で、特に市川顧問においで頂き、約三十名が出席して、支部役員の選出、運動目標等の協議が行われた。総会後、市川先生を囲んでの懇談会に移り有益なお話を伺って、会員一同政治啓蒙のため一層努力するよう、覚悟を新たにした次第である。

支部役員は次の通り決定した。支部長篠塚志摩子。副支部長香村つる子。書記荒巻よしゑ。会計川奈かつ代、菊池繁子。

**新宿支部**

新宿支部では第四年次総会を九月十二日（水）午後一時より下落合中村とめ氏宅で開いた。出席者二十八名。中村氏から本年度の運動目標案として

一、支部を強化拡充する為に会員をふやしましょう。

二、末端政治の認識を高め一票の価値を知らせる為に最寄会を度々開きましょう。

という二項目について説明があり今迄新宿支部は本部の運動目標にならってほとんど同じ様なものを掲げて来たが本年度は支部の現状にそくした具体的な目標を掲げて面目を一新し再出発することとなったが新会員の方々からも小さな最寄会を地区別に度々開いてほしい。会合の通知、支部通信などをその都度出してほしい等々活発な意見も出て一同賛成可決、次に会計元川氏より予算の説明があってこれも原案通り可決した。役員の改選は議長指名による推薦委員に一任、その結果左記の方々が本年度の役員と決定した。

支部長 山本貞子
副支部長 籔嶋美子、森美子
書記 高橋貞子、森美子（兼任）
会計 中野千代子、大島三三子

支部長は山本氏が再選されたがその他は新進気鋭の方が多く本年度の支部の活躍と発展とが期待されている。推薦委員会が開かれている間に支部の会員でもあり新宿区議でいらっしゃる四谷信子氏より新宿の区政について有意義なお話しを伺う。そのあと御出席頂いた藤田会長より有権者同盟の目的及びそのあり方等についてお話しを伺う。有権者同盟の使命をはっきり再認識することが出来てまことによいお話しであった。その後懇談になってからは杉並支部長西村好江氏の今杉並区に起っている高木区長等三役が公益質屋運営資金の一部を分配した問題をめぐって如何に区の財政がでたらめであるか、この問題を杉並支部として取り上げ度いという発言を中心にして話し会ったが出席者一同啓蒙されるところ多く私共婦人有権者の政治的自覚の必要性と同盟支部の啓蒙運動が如何に大切であるかを痛感して午後五時会を閉じた。

**世田谷支部**

七月に総会を開き、左の新役員を決定した。

支部長＝石和田茂子、副支部長＝湯川隆子、書記＝中村喜美子、杠（ゆづりは）あい子、会計＝坂元かね、岩田とえ。

本部の運動や資金獲得には、常に全面的に協力している。

**杉並支部**

九月八日（土）午後一時より第十年次支部総会を阿佐ケ谷会館に於て開催、左の如く支部運動目標を決定した。

一、区政に婦人の進出を図りましょう。

一、区政に関する関心を高めましょう。

一、会員の倍加に努めましょう。

役員改選にうつり、左の如く決定。

支部長 西村好江
副〃 松生徳子
会計 横田眞子
三上英子
書記 田沢富子
幹事 福田さだ、田辺千代子、鈴木篤子、金井婦美子、岡田大綾、児玉翠枝、加賀山素子、塩田きさの

続いて二時―三時まで藤田会長の講演を伺った後、三選区長高木氏より区政を聞くことに予定されていたが、丁度杉並区に於ては公益質屋の利益金配分事件が報道陣により公表されていたので当支部としては、その真相をよく調査して後区長のお話を伺った方がよいとの一同の意見によりこの日予定は取り止めることに決定、そのよう区長にお断りをした。

なお懇談後区長には決議文を提出することを決議した。

六十名余の出席者あって盛会裡に終了した。

代々木駅前
千代田鮨
婦選会館へおいでの節は是非御用命のほどおまちいたしております
電話淀橋（37）五〇七二番

**入会案内**

会員は
第一種 年 三〇〇円
第二種 年 五〇〇円

会友は 二十才未満の婦人を会友とする。 年 三〇〇円

賛助員は 本同盟後援者 年 一、〇〇〇円

「婦人有権者」購読料 年 一五〇円

**事務局だより**

さわやかな秋風が、ここ事務局の窓辺にも訪れて、仕事の能率もぐんと上るようになりました。毎日「忙しいわねえ」と、嬉しいけれど悲鳴をあげながら、終日支部や会員の皆さまとの連絡に使ったる事務机に別れを告げるのは、夜も七時、九時を過ぎる日も珍らしくないという今日このごろです。藤田会長を迎えて、事務局の任務の重大さを、ひしと感じております事務局日誌から、本部の動きをお伝えしましょう。

九月一日 青梅の夜具地購入を交渉のため、西村好江、荒巻よしゑ両氏、青梅に出張。

九月三日 財務委員会。増田、荒巻、横田、西村、田上の諸氏出席

九月五日 組織委員会。荒巻、伊藤（恒子）徳三の諸氏集る。

九月六日 政選委員会。伊藤輝子中村君枝、宮野、大橋の諸氏出席

九月七日 時局研究会。於参議院会館第二会議室。NHK解説委員平沢和重氏より「スエズ問題と日ソ交渉」に就てきき、よい勉強となった。参会者九十名。この日、民芸と映画の切符を発送する。

九月八日 編集委員会。藤田会長宅にて、出席は会長、鶴田、谷林中川、近藤、児玉勝子、神、幸（事務局）の諸氏。

九月十日 常任委員会

九月十一日 都議退職金問題の打合せ会に、政選委員会の伊藤、中村両氏出席。

九月十二日 前日に続き退職金問題打合せ会あり、伊藤氏出席。同日 国際連絡委員会。於藤田会長宅、出席は会長、野間、谷林、片岡、幸の諸氏。

九月十五日 編集打合せのため、会長、鶴田、神氏ら集る。午後市川先生の国会報告会に出席。

九月十七日 退職金問題反対研究会。於主婦会館ホール。同盟からの参加者は約五十名の優秀さだった

九月二十日 支部長会議。

九月二十七日 映画「マリー・アントワネット」試写会。第一生命ホールにて。

九月二十九日 民芸公演「アンネの日記」観劇会、於俳優座。

みなさま、おかぜなど召さぬよう、お元気で！ （伊藤 廉子）

**編集後記**

新しく張り替えた障子の白さが眼にしみる様な秋、会員の皆様大いに御活躍のことと存じます。八九合併号を発送し終ってほっとした瞬間、頭に浮かんだことは十月号のプランをどうするかということ。追いかけられるつらさの中によろこびのあることを無理に発見しました。本部もこのところ都議区議の問題で大活躍、その徹底を期するため会員努力して居ります。

郡山の菊池寿子氏にわざわざ上京して頂いて座談会をこころみました。又近藤真柄氏には続いて記事をお寄せ頂くことになりました。皆様に喜んで頂けると信じます。四面の支部通信、編集部をとまどわせるほどお送り頂いて感謝にたえません。各支部活動をこれによって知ることが出来、一同喜こんでおります。

題字を替えたり、ケイのすき間を多くして風通しをよくしたり、紙を一段長いものにしてみましたいかがでしょう。

機関紙が、まさに校了になろうとしている時「郡山支部の太田緑子さん（元支部長・病院長夫人）が、今度福島県の教育委員に任命された旨、藤田会長宛に入電があった」との報がもたらされた。喜んで書き添える次第。（鶴田）

投資の御相談は
株式・公社債・投資信託
東京・日本橋1の1
野村證券
電話（27）6461・7561 7961・7971
支店・全国主要都市

Published by League of Women Voters of Japan No. 889, Sendagaya 5—chome, Shibuya-ku, Tokyo, Japan

---

(1) 第11巻11号 （昭和22年8月21日第三種郵便物認可） 婦人有権者 昭和31年11月1日発行 （毎月一回一日発行）

**同盟の立場と目的**

一、政党には中立、選挙には推薦応援を致しません
一、婦人の間に婦人有権者としての自覚をよび起し、正しい選挙を行うようすすめると共に

# 婦人有権者

一、私共が選んだ議員や、議会や政府、政党を見まもり、意見を出したり
一、よい婦人議員や、よい婦人役人が多数出るよう運動します。
一、又民主主義の逆行に反対し婦人の既得権を失わないよう努力します。

## 退職金問題
# 行政訴訟で追求
## 〃都財政を公明に〃
## 婦人団体提訴のはこび

都議会議員の退職金反対運動に立っている六婦人団体が、九月二十六日、代表者九名を以て東京都監査委員に対し監査請求の挙に出たことは既報の通りだが、その後も熱心な署名運動や退職金を受けた都議宛にアンケートを送り、或いは衆議院地方行政委員会へ陳情するなど具体的運動を展開して、大きく世論喚起の成果をあげてきた。

### 監査委の回答には不服

提出された監査請求は、東京都監査委員中川喜久雄、山田孝雄の両氏により監査されたが、十月十五日に受取った回答は要するに「違法でない」というもの。この二人の監査委員は、落選議員の中から知事によって委嘱されており、知事の意見を無視しては存在し得ない立場の人々であってみれば、この回答はむしろ当然のことで、予期してはいたものの、まことに不服にたえないものであった。

### 第二回都民大会から

初志の貫徹を期する六団体では、これ迄の経過を広く一般に知らせ、今後の運動方針をも協議するため、十月十七日、四谷主婦会館に第二回都民大会を開催。報道陣も含む約三百名が参集して、緊張した雰囲気の裡に活溌な意見を交換、討議が重ねられたが、この席上春野鶴子主婦連副会長より、慰労金についての中西都議会議長及び小山幹事長の談話が報告された。これは第二回都民大会の打合せ会が開かれた十五日夕刻、その席へ藤田孝子都議が、自民党代表と称して持参した文書によるもので、両氏は次のようにのべている。「慰労金の支出は違法でないことが、監査の結果確認された。しかしながら本問題に関しては都民感情を考慮して、とくと協議の上最善の方途を講じたいと思う」と。

適法と主張しながらも譲歩する動きをみせているのは、世論が痛かった証拠であり、このことは運動の成果の一部というべきであろう。弁護士の久米愛氏は「監査委員は、都知事の委嘱した人々で、いわば同じ穴のむじなである。自分達のしたことを、その仲間の者が適法であると断定するなどは実におこがましいことだ。都民感情を考慮して云々というのは、一部を返還して慈善事業に寄附する、といった意図のように聞いているが私達は先方のやったこと自体が違法だというのだから、そんな筋違いの方法で納得は出来ないことで行政訴訟を起す権利のあることを、法律家の立場から皆さんに申上げるが、あくまで筋は通してゆきたいと思う」と挨拶。参議院議員市川房枝氏も、最後まで運動の精神を貫くよう激励された。

討議の結果、大会の決議は、行政訴訟の手段をとることに一致、その手続、時期等については六団体幹部に一任。又、監査の結果には不服であり、婦人団体側の要求は、退職金の全額返還によって都議会の誠意を示して貰うことであり、いわゆる最善の方途の内容もその線にそったものでありたい、という大会の意思を、中西都議会議長及び小山幹事長宛に伝えること。（十月二十三日要望書手交）同時に有権者の政治意識を啓発して、苟くもこの問題に対して納得のいく行為をとらないような議員は、次の選挙で必ず落すところまで、運動の精神を盛り上げ、隅々にまで滲透させようという決意を固めたのであった。

### 違法とする理由

ここに監査請求書にみられる都議の退職金支給が違法であるとする六団体側の理由をあげ、併せて両監査委員の、これに対する反論の概略を述べてみると次のようなことになる。

（一）本件は過去及び現在におけるわが国地方自治法制の精神に照して違法である。理由は①議員は原則として他に職業を持つ傍ら、非常勤的に職務を行うことが許されているのだから、常勤の一般公務員の場合とは異り、退職金といった性格のものは受けるべきでない。この意味で、改正自治法第二〇四条は、新たに給与等の支給制限を設けたのではなく、従前の自治法の主旨を明確に立法化したものに過ぎない。②明治以来の既得権だというが、旧憲法時代の議員は実費弁償だけを受けて、報酬は貰っていなかったから、退職に際して慰労金を出すことは、その人が議員としての任務のために失った本務の損失を補う意味から、必要な処置だったと考えられるが、現行法による議員は既に報酬を受けているのだから同一の扱いをする理由はない③「死亡又は退職した場合に支給する」建前の退職金を在職中の議員に贈与した―これは退職金の贈与額及びその算定の方法が、一般職員の退職一時金より有利なこと、在職年限によって算定されていること等からみて、功労に対する褒賞ではなく退職金とみるべきであり、従ってその支給は違法である。

（二）退職金に関する事項は、地方自治法第一四条第一項にいわゆる「行政事務の処理」に関する事項として、条例を以て定めるべき性質のものであるのに条例でない知事内規に基いて処理したこと。又、予算を伴う事項であるのに、議決を経ないで処理した点は、地方自治法第二三四条第一項前段の規定に照し知事の権限をこえた違法行為である。

（三）本件は知事内規の明文にも反した違法支出である。同規程の第一条に「議員の死亡又は退職した場合に支給する」とあるのに、現任の議員に対して贈与しているからで、任期満了は退職とは認め難い。又、自治法改正により退職金の支出が禁止されるのを見越し、内規を秘かに改めて支出したと考えられる点は昭和三十一年法律第一四七号を潜脱する行為である。

（四）退職金に要する経費は、議会費に計上するのが当然であるにもかかわらず、これを都庁費から支出したことは、款の流用であり、昭和三十一年度予算に反した違法支出である。又都庁費内部の各項の流用を、議会の議決を経ずに行った点も違法である。

### 監査委の反論

以上に対する監査委員の反論は、要するに①改正以前の地方自治法には議員の退職金支給を禁止する何らの規定もなかったこと②議員に対して退職金を支給することは適当でない―とはいうものの、それは「在職中の功労にむくゆる目的で贈与する慰労金」までも不適当だという意味ではない。議員の報酬は、あくまでも、具体的な勤務の対価として支給するものであり、慰労金は、在職中の綜合された又は特定顕著な功労に対して、それをねぎらう目的で贈与されるのだから、過去、現在を問わず、慰労金の本質には何ら変りがなく、従って請求人の指適するような論理は成立しない云々（といって、こちらが何ら法的根拠なしに公金を処理した点を違法としているのに対し、都側は「規定がないから出しても違法ではない」と言い又退職金ではなく「慰労金」だと言いくるめることで適法性を主張しているなど、紙面の都合で反論は省略するが、解釈の仕方は白と黒以上に違っているのである。

そこで「婦人有権者」編集部では、監査請求の回答写しを、都立大学教授戒能通孝氏に見て頂き、その御意見をうかがってみた。

## 違法である
### 戒能通孝氏の意見

退職金支給の根拠となっている知事内規が、秘密扱い文書だという点が先ず問題だ。民主政治の精神からいえば本来、知事の意見で勝手に秘密文書をつくること自体が既に違反なのだが、それは暫くおくとしても、退職金は明らかに、条例にも規則にもない―即ち公開された一切の規定によらずに、贈与された。知事が、このように公金の処理を自由になし得るものとすれば予算編成は全く無意味となってくるし、又かかる秘密事項を理由に、掴みどりで何でも出来る―という慣例を作り上げる惧れがあるわけだ。何に限らず現金の出入を伴う事項は、秘密文書に委いて扱うべきではないと思う。次に予算流用の点だが、これは款の移動と考えるべきで、当然予算を伴う事項なのだから追加予算を議会に提出して、審議すべき性質のものであった。予算というものは、款、項、目までを一応報告して議会の承認を得ているのだから、たとえ同款内の移動でも、秘密規程によって行うべきではない。通常議会に対しても、都議会に対しても、予算措置をとり得る時期であったにも拘らず、公正な審議にかけなかったのは、納得出来ない。こうしたことは、各款の中に、ふくみ資産をやたらに作り、流用は勝手、という慣例をつくる。議員に退職金を出すのならば、その予算を組むための項目を設けておくべきであり、予算編成の技術面からみても、大変まずいやり方で、私はこうした流用には賛成出来ない。

次に既得権―ということを楯にしているけれども、自治法の改正は、その既得権をなくするため（無論他に幾つか理由はあるが）になされたのだから、法の精神からいえば、たとえ施行以前の行為でも違反である。

在職議員に支給した点も、正当に貰えるものなら、過去に任期が切れた時、議員は請求の訴えを起すべきだった。それを黙っていた点から推察すると、過去には在職中退職金を貰うことはなかったのではないか―即ち二月の内規改正で新しい権利を設定したのではないかと考えられる。内規改正をしたことが、直接脱法行為であるか否かは、その当時に、自治法改正によって将来退職金が禁止される動きのあることを知っていてなされたのか否かで判定されるけれどもその立証は大変困難である。

ともあれ、都知事が何ら法律的な根拠なしに、多額の公金を処理した事実は否定出来ず、都監査委員の適法とするところを裁判所が認めるかどうかは疑問である。監査の結果に不服ならば、監査請求書に署名捺印した人は、仮に一人でも、行政訴訟を起す権利があるのだから、第二段の訴訟で争うことは当然だ。

### 運動を通じて主張すること

この運動を通じて私達が強く主張したいことは、依怙地や、単なる勝敗が目標の抗争ではなくて、あくまで都の財政を公明にするために、大儀名分を明らかにしたいからの訴訟であり、これをきっかけに、都民が都の財政に深い関心を持ち、苟くも違法がある場合は、個人でも追求する権利のあることを、広く知って貰いたいのだ、ということである。その意味から運動が腰砕けにならず、最後まで筋を通すためにも、運動に携るものが常に歩調を揃えることが必要であり、都議側のなしくずしの緩和政策に引っかかってはならないということである。又先に行った陳情に対して、十月二十五日、大矢地方行政委員長は「適法と決ったからには、委員会では取上げられない」旨談話をもって回答された。それにつけても、既に一部に漂いはじめている妥協的空気が、このことで更に強められることも懸念されるが、運動の将来のためには充分警戒しなくてはならない。

### 自治法改正とのからみあいなど

これに就て武蔵大学教授の芹沢彪衛氏は、こういっておられる本来、地方分権であり民主的である筈の地方自治法が、ここ二三年来次第に改正されて、中央集権化の傾向が強くなっており、これを阻止すべき立場の地方公共団体議員がその質の悪さを理由にされて、結果的には中央集権の動きに拍車をかけている―という事実である。これは微妙な絡み合いになってくるけれども、地方財政の尨大な赤字を防止することが自治法改正の理由の第一となっているのに、みだりに米国視察に出たり、調査と称する大名旅行を企てたり、とかく地方財政の乱費、乱脈は目だっている。

これらを理由に民主的法律の一条づつが、絶えず奪われてきている傾向は、大いに警戒すべきであり、結局はそうした反動攻勢の餌にされぬような、立派な議員を選ばなくてはならないということである。

**十一月時局研究会**

日時 十一月十七日（土）午後二時より四時
場所 参議院会館第二会議室
課題 自・社両党の婦人対策をきく
講師 自民党婦人局長 最上英子氏
社会党婦人部長 赤松常子氏
（予定につき、変更があるかも知れません）
会費 三十円
主催 日本婦人平和協会
日本婦人有権者同盟
婦人問題研究所

### 主張
## 退職金問題にのぞむ態度
会長 藤田たき

東京都知事が都議へ退職金を支給したことは違法であるとして六婦人団体が提出した監査請求に対し、監査委員は適法であるとの回答をいたしました。

勿論私たちはこの回答以外のなにものをも期待してはおりませんでした。監査委員四人のうち二人は退職金を貰っている同じ仲間のことですから、監査資格はなく除外されました。しかし残る、議員ではない二人の委員も知事、都議の鼻息をうかがわずには存在できない人たちであってみれば、この決定はむしろ当然のことです。私たちがそれを知りながらあえて監査を請求したのは、第二のステップ、即ち私たち有権者に許されている行政訴訟を行うための足固めにすぎなかったのです。

一方、婦人団体の猛攻にへきえきした都議たちは、この適法の決定に気をよくしながらも、うしろめたさを禁じ得ず、退職金の一部を返す、自主的に社会事業などに寄附するなどといい出しました。

私どもはこの一部返済、あるいは寄附申出によってまどわされてはなりません。すでに〃あんまりことを荒立てず〃の気持が見えはじめていることを警戒しなければなりません。なぜならば私たちは、三千五百万円の金は決して少ない額ではありませんが、この金を自主的にはき出すかどうかを問題にしているのでなく、私たちの血税を、一片の内規の改訂によって、退職金を受くべからざる人々に支給することが違法である、勝手に知事が予算を流用することは違法である等々と主張しているのです。まだその事情を知りながら貰ったのは、議員としてあるまじき行為であると主張しているわけなのです。監査委員が適法であると決定したからといって、また一部を寄贈してもらったからとて引きさがるのであったら今後、第二、第三の退職金問題が各地にひろがることを恐れなければなりません。私たちは筋を通し、黒白をあきらかにしなければなりません。

六婦人団体がみごとな団結とチーム・ウオークによって、ここまで運動をつづけ、ともかく都議をして、また杉並、渋谷等の区議をして、不正をにくむ婦人の力を幾分でも認識させたことは、大きな収穫といわなければなりません。殊に今度の運動において、主婦連合会、東京都地域婦人団体連盟のような家庭の主婦がまっさきに政治運動に乗り出したことは、特記されなくてはなりません。私たち六婦人団体が、今後ますます約束をかため、都政刷新のため協力を続けることが願われます。

× × ×

日本婦人有権者同盟 電話淀橋（37）〇七二三番

座談会

# 支部とグループ

（下）

## 組織活動よもやまばなし

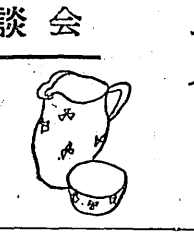

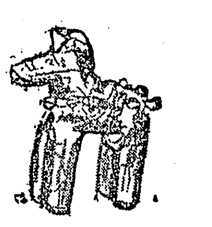

語る人

（敬称略 五十音順） 司会 鶴田勝子

市川房枝（参院議員・同盟顧問）

菊池壽子（同盟郡山支部長）

藤田たき（同盟会長）

吉田美知子（東京ＹＷＣＡ）

### =財務の苦労=

鶴田　次にお金つくりですが―本部も年中苦労してゝ唯今、映画と芝居の切符売りをやつてるところです。支部の御苦労も同様だと思うんですが、何か良い打開策はないものでしようか？

藤田　Ｙさんはそんな点お上手ですから、吉田さんどうぞ―。

### =Ｙでは=

吉田　苦労は御同様、私共のところもエレベーターが動かないのを新しくしたいのですが、百五十万いるのだそうです。建物が古いので維持費がとてもかゝるんですよ、ですから経常費の他に年間百五十万くらい、募金―小口のもの―をやつています

鶴田　寄附ですか？

吉田　そうです。十月が募金の月ですが、大体年度初めに、募金の目標をきめます。今年は何のために募金するか、どんな方法で、主婦の会員はどの位を受持つか、といつた風に。会員の中でグループ所属の主婦は四百人くらいですが、つくるのは十五万円くらいですね。中には会費を払えない会員もいますのでそういう人は、グループの会員ではあつても、Ｙの会員でない場合もあるわけです。でもそんな人達でも、雑巾を縫つて「Ｙで使つて下さい」と寄附（他から買つてるのを買わずに済む）したりなんかして、会のため尽してくれます。そのことが直接会員運動だといつていますので

菊池　会友というか、仕事の面で手助けするメンバーがあつてもいゝですね。

吉田　Ｙでは払える人が会費を払い、グループの精神を体得している方なら、会費に関係なく会合に出てきてもらいます。

それから会費は月賦払いでも良いことにしています。

### =矯風会では=

市川　矯風会のやり方は外国式で、一寸変つてますね。会場でこれこれのお金が入用だという演説をしてから、出席している支部の人達の間で、五万とか十万とかせり上げてその場で決るんですね。それを支部へそれぞれ持ち帰る、というわけです。

吉田　せり上るような勢いがあるとよろしいんですけど、私達の方は、大体の目標額があるので、せり上るよりも、時にはせり下つたりしまして…。

藤田　そういうことをすると、同盟の支部では、非常にお困りでしようかね？

菊池　地方支部の会員で、何か本部でカンパする時、言つて呉れゝばそういう機会に出よう、という人もありますよ。

鶴田　でも近い支部でないと出来ないことですね。

### =有権者同盟では=

市川　同盟では大分前に、石鹸（ミラクル）を売つたりしましたね、遠くの支部でもそれを買つて協力してもらえる…。

藤田　えゝ、今はふとん地を売つていますよ。

吉田　同盟さんはリベートをお出しになりますか？

藤田　切符を売つて貰うと一枚に就ていくら、と支部へ割戻すこともあります。ふとん地もそうです。

### =支部では=

吉田　支部が何か事業をした時本部へその何割かを出す―ということは？

藤田　それはありません。

菊池　支部も御同様苦しいものですから――

市川　結局、支部の実力、というか、基礎が出来るまでは本部が助けるし、支部がしつかりしてきたら、反対に支部が本部を応援する。というゝき方が一番いいでしようね。賛助会員も外国人や男子だけでなく、お金を出すだけの婦人もあつてよいわけだから、規約をかえても良いんじやないですか？

菊池　そうですね、女の賛助員があつてもいい。会員となると何か束縛されるし、重荷になるけれども、経済面の援助なら出来る、という人もいますから―

吉田　支部の誕生までは本部で援助なさるのですか？

藤田　援助とは言えませんけど支部をつくりたいと言つてくると、本部ではそれらの会員について審査したり、機関紙を送つたり、精神的な支持はしますよ愈々二十名以上会員が出来て、支部結成と決れば、役員がいつたりもしますし―。

### =集会のもちかた=

菊池　私達、福島支部と連絡して、県連合とまではゆかなくても、それに近いものをつくろうと、努力することにしました。

藤田　東京には連合会があるけれど、そういうのが出来ると便利ですね。

市川　地方でも同一県内に三つ以上支部があれば、連合会をつくれますよ。

鶴田　それから若い会員を獲得したいという要望があるんですが、それについて……。

吉田　若いという標準は？

鶴田　まあ二十代の意味ですね この年代の人は身軽るだから、何かにつけて出やすいのじやないかと思います。同盟は三十代四十代の会員が多いんですが、大てい家庭にお子さんがいたりして、活動が制限され勝ちだと思うのですが……。

吉田　三十代なら若い方ですよ二十代の若い人はよく働いて下さるのですが、結婚前の人が多いでしよう？余りよく働いて下さると「お嫁入りに差支える」なんておうちの方から文句が出たりして、結局引つこんでしまつたりします。

市川　若い人が会合にきても、親子ほど年齢のちがう人達の仲間には入りにくいから、勢い会合にも出にくくなるでしよう？だから別に青年部みたいなものをつくつて遊びも少し加えたりしていけば良いかも知れない。

### =新有権者に対し=

菊池　私共の支部では、成人の日に毎年何か新有権者に配つて話をきいたり呼びかけていますが、こんどは学校に連絡つけて卒業生を少しづつ会員に貰うことにしようか、なんていつています。会合に若い人を集めるのには苦心していますが、講演は勉強だから固い話でも仕方がありませんね。ただ何かレクリエーションがつかないと集らない

吉田　若い人の集りが少いのは話が固いからとびつかない、というより、その捉え方にあるのじやないですか？例えば今問題の太陽族の問題にしても、若い人の問題の捉え方は、その角度が違うでしよう？そういう意味で、若い人向きの捉え方をするということが、いゝのじやないでしようか？必ずしもレクリエーションとは限らないのではないでしようか？

### =運動目標は=

鶴田　お話はちがいますが、同盟の今年度の運動目標の第一に「世界平和のため現憲法を守りましよう」とありますね、ある支部ではこの字句のもつニュアンスからずいぶん抵抗があるらしくて、運動がしにくいと訴えてきてますが、どうしたらうまく理解され、運動もし易くなるでしようか？

菊池　同盟の中立性をどこまで守り、理解させるか、ということになりますけども、福島ではこの五月三日に憲法を守る会というのが出来て、加盟を勧められました。この会は福島大の教授が主になつて、県内の革新派の人々に広く呼びかけてつくつた会なのですが、水さんと太田さんが集会に出てみたら、出席者の殆どが地区労とか、社会党の支部長、書記長といつた人ばかり出ているのだそうです。それで、私は慎重に構えた方がいゝとお二人にも言つてるのですが、未だ発表はしないで、憲法を学ぶ会のような形でやつていますが、名前は、水さんや太田さんのを出しておいて、出てくるのは党籍のある人ばかりだというのは少々おかしいと思います。お二人にいつそのこと脱けなさいといつているところですけど―。その他、東京に本部をもつ或る婦人団体の支部もありますけどその団体のいき方が、本部と支部では違うのです。だからそこと協力することは、原爆禁止と平和を守ることしかやらない団体かと、街の人は誤解する場合があるわけです。郡山では水さんも、共産党だなんて言われるのですが私はＮＨＫの対談に出ましたら相手の人が政党色のハツキリした人だつたので、声の主を聞き違えたとみえて、私の方が社会党だと思われてしまいました。

こんな問題はいつぱいありますけれど、過渡期の現象で仕方がないのじやありません？

鶴田　結局、時間をかけて、じつくり解つて貰うまでは、刺激の強いような表現は努めて避ける―そんな心構えでしようか

菊池　だからポスターなんかも本部から送られたからといつて必ず使わなくたつて、地区の情勢に応じて適当にすればよいと思います。

### =こんな場合=

市川　同盟の地方支部に風当りが強いという原因の一つは、最近、保守党が攻勢に出ていて、地方の婦人団体の幹部を、しきりに引張つている。中にはそういうのがあるんじやないですか？ 最近それを非難する声が強くなつているので、一段と先方は尖鋭化しているんでしよう？とやかく言つたら、私達はあくまで婦人の立場から運動しているわけで、それが偶然社会党の政策を支持する形になつたからといつて、社会党とは違うのだといえば良いわけですよ。唯、保守の色の濃い会員がそのために退会を申出る、というような場合は、これ、やむを得ないと思いますね。婦人としての立場から党派をこえて手を繋ぐべき問題が沢山あるんですから、同盟会員に保守派の人がいても、少しも不思議はない筈ですけども、やはり党籍ある人は党議に従わなくてはならないから、党で、重要な立場にある人には、少くとも支部の役員なんかは遠慮してもらうべきでしようね。

鶴田　お話はつきませんが、時間もきたようですから、この辺のところで―。

---

解説

# お米の話

児玉勝子

▼十月一日からお米の配給制度が大巾に改正されました。この改正で、東京では十軒のうち八軒までは配給量が減る、と米屋さんの話です。皆さんのお宅ではいかがでしたか。

珍らしく二年つづきの豊作でこのところ端境期でも政府の手持米は五百万石も余つているというのに変な話だ。一体今度の改正はどういうことになつたのだろう。と少し調べてみました

× × ×

▼改正の主な点

①―基本配給が全国一律に十日分（うち二日以内は準内地米をあててもよい）となつた。

（前は十五日、生産県では内地米だけで十五日、消費県では内地米八日、外米七日）

②―希望配給を十日とし、ヤミ値に応じて生産県、消費県別に次の四つに分け、価格に差をつけた。

甲地＝東京、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫……七分搗一〇キロ八四五円、一升にして約一一七円。

乙地＝北海道、群馬、埼玉、山梨、岐阜、静岡、三重、奈良和歌山、広島、山口、徳島、愛媛、高知、福岡、長崎、鹿児島……七分搗一〇キロ八二〇円、一升約一一五円。

丙地＝茨城、栃木、千葉、滋賀、岡山、香川、佐賀、熊本、大分、宮崎……八〇〇円、一升約一一二円。

丁地＝青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟、富山、石川、福井、長野、鳥取、島根……七八五円で一升約一一〇円

③―年令別配給基準量を一切やめて、平均一人一日当り三六五グラムとした。

（幼児の二二〇グラムから、食べ盛りの子供、青年の四〇五グラムまで、七段階になつていた区別がなくなつて、全部同じ量となつた。従つて大きい子供、大人が主な家庭では配給がへり、幼い子や老人のいる家庭ではふえる）

④―七分搗一本だつたのを、七分搗と白米の二本建とした。

（この値段、七分搗だと基本配給甲地で約一一八円。白米なら基本配給約一二〇円、希望配給は甲地で約一二一円。尚改正前にも白米はあつたが、これは希望者の委託加工のたてまえで、搗き減り分だけ配給量が少くなつたが今度のは正常な配給だから減らない）

⑤―基本配給値の労務加配がなくなり、希望配給値の職場配給―給食用―となつた。

（一五〇種類の労務加配をやめ、五〇種別の職場配給とした）

⑥―妊婦、病人はもとのまゝで基本配給

以上の他、今まで内地米と同じ値であつた指定外米―いわゆる準内地米を、十五円安の七五〇円（一〇キロ）にした。業務用は外米ばかりだつたのを、希望配給値で内地米もあてること等々。

× × ×

（麦と普通外米は統制外）

▼さて以上ごらんになつて、安い基本配給を押え、高い希望配給が増えているのにお気づきになつたでしよう。

豊作つづきで、古米も余つているなら、基本配給をふやしてくれゝばいゝのに、と消費者の私達は思います。それがどうしてこういうことになつたのか。

こゝで一寸お米行政について調べてみました。

▼お米や麦についてのいろいろな問題は、食糧管理法（昭和十七年制定）によつて農林省食糧庁が一切の仕事に当つていることはご存じでしよう。

前は割当供出―これでは戦時中強制割当でとかくの話題を起したものですが、去年からは事前売渡申込制、つまり予約制となり、これによつて食糧庁は農家から、農林大臣が米価審議会などの意見をきいてきめた、その年の生産者価格（今年は一万七十円）で買い上げます。

具体的にいうと、各地の農協組合が主となり、小数の集荷業者（農林大臣認可）が個々の農家から集めた玄米が、指定の卸売業所の所を経て指定小売業者（配給所）へ回り、七分搗や白米になつて私達の台所へ来る、というわけです

× × ×

▼ところで、一万七十円に集荷手数料一二〇円で買い上げた玄米を、七分搗にすると、石当り一万八四〇円になりますが、基本配給値だと石当り一万七一〇円ですから、これだけでも政府は損をします。その上卸、小売の手数料、倉庫料など見込むと、損はもつと大きくなります

損をしないためには、買い上げ価格を安くするか、消費者価格を高くすれば簡単ですが、農家を保護し、一般家庭の経済も考えると今のところそのどちらも一寸むり、そこで損を覚悟の、いわゆる二重米価制度が行われているわけです。

これだけならまだいいとして例の黄変米が目下八三万石も倉庫の中で眠つて居り、その為の保管料もいるというわけで、それ等が積り積つて三十年度末には一七〇億円もの赤字になりました。

▼お米に関する会計は政府の一般会計とは別に、食糧管理特別会計―いわゆる食管会計というのがあつて、そこでまかなつているのですが、この赤字をどうするかということが大きな問題となつて来ました。

× × ×

尤も、一ころ損をしていた外米や外麦も、この頃はもうかつています。しかしとてもこれだけでは赤字の穴埋めには足りない、そこでもうかる希望配給を奨励する改正が生れた、とざつとこういうことになります。

もう一つこの合理化は統制撤廃への第一歩だという見方もありますが、河野農相はそのつもりはないといつているようです

そして今度の改正は、戦中戦後のように米の集荷に苦労した時代がすぎて、幸い豊作もつづきこの頃では米は集りすぎて却つて配給面の苦労が出て来たので実情に即した合理化を行つたのだといつています。

又この合理化で、財政面では一般会計から一〇〇億円出してくれればやつて行けるといつています。

× × ×

果してその通りうまくゆくかどうか―政府のねらいとは逆に、生産地やその附近ではヤミ値が配給値を割る所さえ現われ消費地でも基本配給はとるがもうかる方の希望配給は辞退が多い。又豊作でお米があふれているのでうどんやパンよりお米の御飯が好かれて、これもうかる外麦の売れ行きがおちる。という状態がすでに出て来ています。

いつそ統制を外したら、といつても、そうなれば莫大な資本をもつた第三国人や米商人の手に握られて農家は買いたたかれ一般家庭は中間商人の利益に奉仕する結果にもなり兼ねない。

等々お米の問題はなかなか複雑です。

社会党では今度の合理化には反対で、二重米価による差額は防衛費をけずつてあてればよいといつています。

さて皆さんはどうお考えになりますか。

---

## 茶の間

この欄は支部めぐりといつた意味で、地方色ゆたかな各支部からのお便りを集録するために設けました。茶の間の気楽さで読みながらお互いを理解し、明日への活動の一助ともなればと思い、今月は東京の芝浦支部から御寄稿頂きました。

### よちよちある記

芝浦支部 Ｙ・Ｙ

文化都市東京の中心に在り乍ら工場の煤煙とトラックの埃に包まれた特殊地域にある芝浦支部は、凡そインテリ層とは縁遠い最も庶民的な支部と云えよう。自然その歩みも幼稚で正によちよち歩きであるけれど、庶民地域の支部拡張に何等かの参考にもなるかとその活動の二三を拾い上げて見よう。

●月例最寄会　支部結成の数ケ月前から始められた無尽を兼ねた最寄会は、当支部誕生の土台になつている。月二回のこの会合は誰もが想う事を遠慮なく話合える雰囲気を持つのが第一の目的でもある。無尽も元より主婦同志の事なので大した金額でもなく、籤もおみくじ式のごく単純なもの。それでも纒つた出費のある月は、籤を引く眼の色も只ならぬ人もあり、無念にも籤に外れた人が当つた人を拝み倒す光景も和やかな笑いの中に屡々見られる。無尽が終ると本部其他の会合に出席された役員の報告を聞き乍ら打ち融けた座談が始まる。或は身近な子供の教育の話等から発展して区政への註文、選挙との結びつきなど時を忘れて話合う。その折の会員の希望から各種議員の方や本部の方、時には学校の先生の講話講演会はなるべくバラエティに富んだ話題を選び会員外の方方への呼びかけと啓蒙に役立たせている。

●コーラス　工場の騒音に明け暮れる殺風景な芝浦に少しでも潤いのある生活をという願いから最近最寄会の一同でコーラスが始まつた。之を機会に若い人達にも呼びかけ楽しい雰囲気に溶け込んで貰い、新会員獲得の一助にとの念願である。別に先生もなく会員中の心臓の強いのがリーダーになつて極く易しい歌曲を取上げ、一と時を童心に帰り聲え調子は外れようとも伸びのびと声を合せる愉しさは又格別である。尤も今の調子ではあの難しい婦選の歌を美しいコーラスで流せる日の来るのは何時の事だろうか。

●民謡、民謡ブームに刺戟されて民謡を是非という一部熱心な会員の集りが正式な先生を招いて週一回、木曜の晩に開かれている。これには会員外の参加も多く男子も合せて二十人近く、仲々の盛会である。斯んな処からも焦らずに同盟の良い理解者を発見したいものである。

●日曜最寄会　昨年から相当数有力な会員の移転があり一時は歯の抜けた寂しさだつたが、その方達が折々芝浦を懐しんで来られるのも同盟の褒りあればこそだろう。そうした方や昼間職場に働かれ平素の会合に出にくい方達が月一度日曜に、矢張り無尽を兼ねて集つている。その日は出来る限り暇な会員も出席して互に交情を温め、職場にある方々の新鮮な知識の吸収に努めたいと思つている。

以上まだまだ幼稚園の芝浦支部に皆様のよい御助言を頂ければ幸せである。

× × ×

## 共同運動

### 売春対策

売春禁止法制定促進委員会が売春対策国民協議会と改称して十月一日より発足しました。会長に久布白落実氏、事務局長に日本婦人有権者同盟の前会長であつた斉藤きえ氏。売春のない住みよい清潔な社会を生み出すのは、私達国民一人一人の自覚と認識次第。「売春は社会悪なり」という考えに立つて、すべての人が立ち上つてほしいと望むものです。ところがある筋の話によれば、第二十四国会に於て売春防止法の実施に伴う関係業者の転廃業等に対する国家補償はできないということが決められているのにも拘らず、何とかして国家補償をかちとろうというあくどい業者の陳情が増え、之に呼応してある幾人かの自民党議員は国家補償問題をむし返そうとしている噂も流れています。まごまごしていると売春防止法は骨抜きにされそうな雲行きです。この様な情勢に対処し売春問題に対する世論を更に喚起し、一部業者の捲返し戦術をはね返し、売春防止法の完全な実施を期する為強力にデモを行うこととなり、十月十九日売春対策国民協議会の名の下に売春防止法完全実施要求国民大会を行いました。

思いめぐらせば去る五月二十四日売春防止法は数回の流産経験を経て漸く日の目を見ましたが同法のバツクボーンをなす保護更生に関する規定の実施は明春四月から、刑事処分には更に二カ年の猶予期間が認められるという工合ですから、今後あの手この手の捲返し運動があるであろうことは想像に難くありません。婦人の力、国民の力を結集して明るい社会の建設に努力致しましよう。

尚明春四月より発足する婦人相談所等の設置に付ては、目下着々と準備が進められて居り、婦人相談員（全国で四六八名）の人選も進行している模様ですが良識と信念とを具えた有能な婦人代表が多数選出されることを衷心より希望してやみません。

（常任委員　中村君枝）

### 憲法擁護

この十一月は、皆様御承知の様に、憲法月間でございます。敗戦をけい機として生れたこの憲法は、人間平等、民主的平和国家建設を目標として、きめられたものなので、私達今迄、不平等に扱われていた婦人にとつては、この憲法によつて、はじめて男女平等の権利をかく得したのだと思います。ところが朝鮮動乱のころより、再軍備、逆コース風潮があらわれ、いわゆる封建的な昔日の夢を追う人々の間に、改正論がいわれはじめました。けれども有識者の間に激しい反対の声があげられました。この憲法を改正したなら、それこそ過去において、日本をあやまらした軍国主義が復活し、婦人や労働者の権利がうばわれて惨めな生活がくりかえされるのは必至だからなのです。

そして、憲法を無視して再軍備を強行し、また、改悪しようとする動きに対して、去る昭和二十九年憲法を守る会を中心に革新政党、労組、農民組合、文化団体が集つて憲法擁護国民連合が生れました。婦人有権者同盟も、この連合に参加しております。憲法改正反対の国民の与論は、去る七月の参院選挙に反映されて、その結果向う三年間は国会での、憲法改悪発議を阻止することが出来ましたが、決してその意図を放棄したわけでなくむしろ改悪のための準備活動を企てゝ居ります。

特に婦人の身近かな問題をあげますと、家族制度を復活しようとしている事に用心せねばなりません。私達婦人は人間としての基本的権利を、この憲法によつて、保障されているのですから、この憲法月間を機会に、なぜ、憲法を守らなければならないのか、また憲法を守るためには、私達の一票一票がどんなに貴重なものかを、もう一度認識して、憲法を守るため、具体的に実践する様努力致しましよう

（常任委員　荒巻よしゑ）

## =財務委員会報告=

九月には二回も催し物を開きましたが、おかげをもちまして好評を頂き、後記のような成績をあげることができました。当日の模様を一寸おしらせ致しましよう。

一、九月二十七日（木）第一生命ホールでの〃マリー・アントワネツト〃試写会は前夜からラジオで台風襲来を報道し、当日は朝から風速十五米、都内は小中高校とも臨時休校で、同盟事務所は問合せの電話に忙殺されたが、一同の意気で台風を押し止めようとばかり強行を決定し万端手配をする。

役員は早くから会場につめ、心待ちするうち、一時前から強風にもめげず、お客様は続々と会場につめかけ、予定通り一時半より藤田会長の挨拶、平林たい子氏の史実に基づいたマリー・アントワネツトのお話があり続いて総天然色映画〃マリー・アントワネツト〃の上映に移つた。午後三時、場面が最高頂に達した頃、台風は東京上空を通過、定刻四時の散会の時には、青空をのぞむほどであつた。

二、九月二十九日（土）大学婦人協会と共催で、民芸「アンネの日記」観劇会を俳優座劇場で開催する。前日までに切符は売切れの盛況で、楽しい観劇のひとときをすごした。

増田　勢以子

試写会

| | |
|---|---|
| 収入 | 一二二、八一〇円 |
| 支出 | 六一、五三七円 |
| 利益金 | 六〇、二七三円 |

民藝

| | |
|---|---|
| 収入 | 七四、八五〇円 |
| 支出 | 五三、〇〇〇円 |
| 利益金 | 二一、八五〇円 |

## 布団ばなし

近藤眞柄

十月は財務委員会の矢つぎ早やの攻勢で、遊ばせてもらつたが、仕事もふえた。映画と芝居と布団生地がきたからである。

生地があつてみれば、新らしくもしたし、縫いかえもしたくなるのが人情というもので、雨と寒さに追われて、キユウキユウするわけである。綿合せ柄合せをしているうちに、「婦人有権者」の編集委員会のとき、「財務で扱つてる布団地は、どんなのですか。」「お宅なんか青梅の布団地なんて悪るいものおつかいにならないわね」という会話を小耳にはさんだことを想い出したのである。うちの娘たちは、新しい布団だとよろこんでいるけれど、そうだつたつけだけれど私はこれでいこう。木綿夜具地は、最低のものだ。木綿布団につきまとう想い出があるからである。

☆ ☆ ☆

私の父は娘に残しおく一つの文章のはじめに「マガラよ、お前の家はたいへん貧乏でありました。……」と書いているように、一生貧乏に終つた人であつた。けれども貧乏が好きであつたのではなく、貧乏をなくしたかつたのである。

☆ ☆ ☆

ある年、母の手が廻らなくて夜具を注文したときのこと。銘仙がとても安いし、年もとつたことであるし、軽るくてすべりがよく、ためにもいいと母は考えて、それを注文したところ、絹夜具にくるまることを潔よしとしない父は、「いいものを着ればいいに違いないが、多少の余裕のあるにまかせて、このくらい、このくらいと思うのが、大間違いだ。少しの違いだからといつて、絹のものを着るなんて浅ましいことだ」と頑張つてとうとう木綿のものととり替えさせた。昭和初年のことであるから、総額六、七円のものであつて、木綿と絹の差は一円六十銭也。こんなやかましいことをいうガンコ親爺ですと、そのころ私は書いたことがあつた。

☆ ☆ ☆

現在はもちろん、そのころにしたところで、割合が安くて、軽くて、ためによくて格式も上等なら、絹という形に拘泥するなど、愚の骨頂だと誰しも思うことである。古風な片意地な時代ずれのした、さみしい抵抗だと人は笑うであろう。

たしかにそうだ。しかし「このくらい、このくらいと思つているのが大間違い、少々安いからといつて絹をきることが浅ましい」というところを、私は捨てたくないのである。議会運動にしても、議員生活態度にしても、選挙運動にしても、万人の幸福をそこなうものでない立場とその意志、いうなれば青梅の木綿生地で通すものが、欲しいと思うのである。

こんなことを云つて青梅織元の外交員と思われ、財務委員会の宣伝ときこえたらギヤフンである。

無試験入学許可
新学期受付中（先着順定員〆切）
津田スクールオブビズネス
外国銀行 貿易商社社員 秘書養成
津田英語會（昼・夜）
期間 三ケ月
初歩より大学程度まで二百二十余クラス
大学受験科・数学科・高校生の部・中学生の部
講師 大学教授、外人並びに斯界権威者
開講 十月六日
津田英文タイプ
高校二年修程度の英語の実力を要す
初心者を対象として懇切指導
中央線千駄ケ谷駅前

品質日本一
味がよくて割のきく
ヤマサ醤油

入学随時
あさがやクッキングスクール
講師 主婦の友講師 岡松喜与子
日経新聞講師 宮田彰子
阿佐ケ谷駅南口広場前 ＴＥＬ（39）四三九三

どうせ習うなら
中野料理学園で
園長 瀧沢清子
月謝三百円 週一回午前・午後・夜間
中野駅南口二分 電（38）三八五五

益々好評をいたゞくはり薬！
効能
肩のこり 腰の痛み うちみ くじき
神経痛 リウマチ 頭痛 歯痛
イチバン
ニチバン
東京 日絆薬品工業株式会社 大阪

高田外語
語学と受験の大殿堂
語学部（十月六日新学期開始）
英・独・佛・スペイン・中国語
初歩より大学程度まで（五〇クラス）
受験部（随時入学可）
大学受験綜合補習科
東大一橋組（二学級）一般大学組（五学級）早大組（六学級）
大学受験随意選擇科
英・国・数・理科・社会科・テスト科等（三五クラス）
東京都新宿区諏訪町二四三 電（37）七六六九
都電・国鉄・高田馬場駅すぐ上

（1） 第11巻12号 （昭和22年8月21日 第三種郵便物認可） 婦人有權者 昭和31年12月1日発行（毎月一回 一日発行）

# 婦人有權者

### 同盟の立場と目的

一、政党には中立、選挙には推薦応援を致しません
一、婦人の間に婦人有権者としての自覚をよび起し、正しい選挙を行うようすすめると共に
一、私共が選んだ議員や、議会や政府、政党を見まもり、意見を出したり
一、よい婦人議員や、よい婦人公務員が多数出るよう運動します
一、又民主主義の逆行に反対し婦人の既得権を失わないよう努力します。

定価一部拾円（郵税四円） 編集兼発行人 藤田たき 発行所東京都渋谷区千駄ケ谷五ノ八八九婦選会館 日本婦人有権者同盟 電話淀橋(37)〇七一三番 振替東京一九五四〇九

## 第廿五臨時國會開かる

紀平悌子

第二十五臨時国会は、昭和卅一年十一月十二日召集された。今度の国会は、去る七月の参議院半数改選以来始めてのものであり、今期は廿五日間、召集当日の各党勢力は次の通りである。

| 衆議院 | | 参議院 | |
|---|---|---|---|
| 自民 | 二五七 | 自民 | 一二四 |
| 社会 | 一五三 | 社会 | 八一 |
| 小会派ク（労農四共産二） | 八 | 緑風 | 二九 |
| 無所属 | 二 | 無所属ク | 八 |
| | | 第一七控 | 四 |
| | | 共産 | 二 |
| 欠員 | 七 | 欠員 | 二 |
| 計 | 四六七 | 計 | 二五〇 |

× × ×

此の臨時国会には一つは戦後の我国外交に画期的な意義をもつ四つの協定、即ち日ソ共同宣言を始め、通商航海議定書、漁業条約、海難救助協定ー二つはストライキ規制法（電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律附則第二項の規定に基き、同法を存続させる旨の国会の議決を求める件）などが提出されている。

今後国会の審議は此の二つを中心に展開されることが予想出来る召集日の衆議院は、四つの協定の為「日ソ共同宣言等特別委員会」の設置等をきめた。ところがスト規制法の取扱いに関し、政府が「委員会審議を省略してほしい」と要求書を衆参両院に提出した為に当初から与野党の対立となつた

### 参議院と議長選擧

一方参議院では、半数議員の改選後の国会にのぞみ、慣例によつて松野議長（自民）の辞表が提出された。これを受けた寺尾副議長（自民）は、ただちに議院運営委員会にかけて辞表の取扱及後任議長の問題をはかつた。さきに各党勢力に示したように、自民党が半ばを占める参議院では、前国会のように自民党が正副議長を独占する気運が濃厚であつた。そのためこの問題は開会前から各党各派の関心の的であり、社会党は「二大政党の原則からいつて副議長は第二党たる我党にゆづるべき」と主張し、緑風会は「正副議長共党籍を離脱すべき」と唱えてきた。

これよりさき十一月七日、第十七控室では、松野議長、石原議院運営委員長宛次の要望を行つている。

要望書

第廿五臨時国会の召集を前にして、私共は参議院の議長、並びに副議長がその職責の重大性に鑑み厳正公平不偏不党たるの必要性を再認識し、将来本院の議長並びに副議長に選出せられたる者にして党籍ある場合にはその党籍を離脱するの慣例を作られんことを要望致します。

昭和卅一年十一月七日
第十七控室 鮎川義介
八木幸吉
江藤 智
市川房枝

これは、廿四国会の最後にも同趣旨の要望を行つたものであるが廿四国会の乱斗の一つの原因は、議長、副議長とも自民党が占めるという異例な議院構成にあるとの判断によるものである。イギリスでは議長の党籍離脱は慣例であり我が国でも帝国議会当時衆院の正副議長は概ね党籍を離脱し、国会になつてからも第十六国会に於て衆院の堤、原正副議長も党籍を離れている。この主張は緑風会の今回のそれと一致し、更に社会党もこれに同調した。

召集当日の衆議院議員運営委員会は、この問題をめぐつて深更まで紛糾した。

席上社会党は、「議長が辞表を出したのに同じ条件にある副議長が何故辞表を出さないか」と、テーブルを叩いてつめより、松野議長の出席を要求して拒否され、この為議院運営委員会はものわかれとなり、十一時すぎ休けいのまま散会となつた。

この夜、党籍離脱を主張する社会、緑風、第十七控室等の連合で議長は案外緑風会の候補に行くのではないかとまで予想された。翌十三日、自民党議長候補松野鶴平氏に対抗して、緑風会は石黒忠篤氏を候補に挙げ十七控室にも協力の申入れがあつた。一方社会党では、副議長選挙の際に社会党候補を……という含みで緑風会に提携を望み十七控室にも協力を求めた十七控室は之に賛成したが、緑風会は応じなかつた。このため議長職権で開かれた本会議に、社会党は全部白票を投じた結果、投票総数二三三票で、松野氏（自民）が一二一票を得て当選、石黒氏は無所属クラブより一票第十七控室（八木、市川）より二票を含めてわずか二一票で敗退した。ついて午後七時五十分本会議を再開、寺尾前副議長が一一七票で再選、社会党羽生三七氏は七五票で敗れたその他は二二票ー豊田雅孝、七票ー千田正（無所属クラブ）一票ー田村文吉の諸氏に分れ、まとまりがなかつた。

続いて十四日、社会党では開会式後の本会議冒頭に「党籍離脱に関する決議案」上程を予定、緑風会や十七控室等に同調を求めたが緑風会の協調を得られず時期を待つこととなつた。

### 十二月時局研究会

日時 十二月十五日（土）午後二時より四時まで
場所 新宿文化会館、（新宿一丁目御苑前）
課題 スエズを中心とする最近の民族運動の特長
講師 東大教養学部教授 江口朴郎氏
会費 三十円
主催 日本婦人平和協会 日本婦人有権者同盟 婦人問題研究所

### 規制法の取扱い廻り審議遅れる

十四日には、開会式が予定されていたが衆議院では、十二、十三日と引続いて「スト規制法」の取扱いをめぐつて激しく対立開会式の予定がたたなかつた。「ストライキ規制法」は吉田内閣の手で第十六国会に成立した。

吉田内閣は此の法律を普通の法律として期限をつけないものにしたかつたが、世論や、社会党の激しい反対と当時の改進党の調停によつて三年の期限つきの法律となつたものである。ところが普通の時限立法は、其の期間がすぎると廃止されるのだが、この法律にはその期限がきれてから開かれる最初の国会が召集されたら召集後十日以内に政府はこの法律の存廃について国会の議決を求めなければならないとしてある。

しかし社会党では「政府が『委員会省略』の態度をあらためない限り国会の本格的議事に入れない」と主張し続けた為、十五日には天皇を迎えて開会式を行つただけで首相、外相の演説を行うに到らなかつた。

然し十五日午後、衆院議長益谷氏の斡旋により両党は次第に歩みより政府も十六日省略撤廃を了承した。十六日夕刻に参議院へ、十七日には衆議院に対し「委員会省略」を撤回したので衆院社会労働委員会に付託された。開会以来四日間を空費した臨時国会もやつと軌道にのり、十六日午後は衆参の本会議で鳩山首相の所信及重光外相の外交演説が行われ、十七日には与野党が代表質問を行つた。

尚このスト規制法の存続は、自社両党の話し合いで両院に審議日数を折半し、十一月二十六日夜衆本院会議を通過し、直ちに参院に送られた。が社会党は参議院での審議終了については、約束していない上、参議院社会労働委員会の委員長は社会党の千葉信氏なので円滑に議決の運びに至ることは難しいと思われる。この法が成立した十六国会では、参議院の委員会審議でもみ続け、遂に委員会を省略して本会議への中間報告となり強行採決したが、三年後の今日同様のめぐりあわせになつたわけである。

社会党は、前国会の乱斗事件を省みて「乱斗はしない」建前であるが、この採決に当つては一波乱は免れまい。

今国会のもう一つの懸案〃日ソ共同宣言など対ソ関係四議案〃は自民党内に多少の反対はあつても社会党が全面的に支援しているので、臨時国会での承認は間違いないとみられる。

この他第廿五臨時国会継続審査法律案は、衆議院で継続審査の法案四十三件、参議院での継続審査の法律案十五件、このうち婦人関係では衆議院で継続の衆議員議員立法ー美容師法案、母子年金法案がある。

尚二十五臨時国会に新たに提出された法案は次の通りである。

内閣提出法律案は、在外仏貨公債の処理に関する法律案等三件、内閣提出条約六件
内閣提出議決を求める件二件
衆議院議員提出法律案ー健康保険法等の一部を改正する法律案等三件
参議院議員提出法律案ー健康保険法等の一部を改正する法律案一件
（右提出案件は十一・二十六参院議事課調）

## 主張 三十一年をかえりみて

会長 藤田たき

昭和三十一年も残り少なくなりました。思えばこの年は私ども婦人にとつて多事な一年でした。婦人参政十周年を記念する数々の行事、家族制度復活反対と憲法擁護、教育委員会法の改悪反対、殊に売春防止法の制定促進、それに参議院議員選挙等なに一つとして婦人に、そして本同盟も目標とするところに深い関係をもたぬものはありませんでした。尚現在において私たちのエネルギーが東京都議の退職金問題に多分に消費されつつあります

それにつけても喜びにたえないのは、参議院議員の選挙の結果悪法改正の発議も今後少なくとも三ケ年は不可能となつたこと、そして実に廃娼運動はじまつて以来八十余年にして、とにもかくにも国家の意志として売春を悪と断じ、売春業者を絶滅せんとする単独法、売春防止法が成立したことであります。

しかしながら今日私たちはこれ等の結果をもつて安堵することのできないのは勿論であります。現に「売春防止法の円滑な施行を期するための行政措置要項」は〃自民党の了解を得なければ〃の理由で今なお閣議決定をみない状態です。そしてそれは要項の主眼点が関係業者の転廃業の促進について①旅館、飲食店への転業については健全な営業目的をもつものに対してのみ許可する。②転廃業者に対しては助成金を出さず、あくまで業者の自主的決断を促す等を明らかにしていることが業者を刺戟し、業者とのつながり深い一部政治家により劃策となつてあらわれているからであります。法律さえ通ればあとは無関心であつてはならない好い例であります。

また昭和三十一年は婦人有権者同盟自身にとつても多事多難な年でありました。延期に延期を重ね、七月末漸く開かれた総会後本部役員会も殆んど新人によつて構成され、経験少なくとまどうことも度々です。しかしその意気や高く、各支部もまた新しき決意をもつて来年こそはと意気ごんでいます。

十周年記念事業の一つ、〃婦人の投票がどんなふうに役立つているとお思いになりますか〃のアンケートに対し、回答をよせた国会議員、文化人、かつての婦選運動者等、三七四名中二六六名は、〃役立つている〃と回答し、しかもそれは婦人の地位の向上、家族制度復活反対、憲法擁護、再軍備反対等に役立つていると述べています。私どもはこの回答を多とすると同時に、更に更に精進しなければなりません。

男子に比し二〇〇万も多い婦人有権者の政治啓発のため大いに頑張りましよう。

× × ×

## 自・社両黨の婦人對策をきく

ー十一月の時局研究会からー

自民党山下春江（参院、厚生政務次官）社会党藤原道子（参院、社会労働委員）の両氏から両党の婦人対策についてお話を伺つた。

### ＝社会党では＝

▼職場に於ける婦人への差別待遇の排除、▼家族制度復活反対、▼売春の完全防止及びその法律を無効とするための運動に対する警戒又対策費（厚生施設や相談所に婦人相談員をおく経費）二十億円を主張、▼農村の封建的慣習の打破生活改善、計画産児、▼働く母親の為に保育所増設、保育料国庫全額負担、▼家内工業法を制定して内職婦人を搾取から守るため来る通常国会に法案提出の予定、▼綜合母子福祉法の制定、その骨子は左の通りである。

医療費 全額国庫負担、結核に重点をおき、五カ年の経費として三千五百億円を計上、予防、治療、アフターケアの三段階にわたる。

母子年金 対象約七十五万人、月額三千円支給、経費百八十億円を計上。（他に老齢者月額千円、身体障害者月額二千円の年金制度を設ける）

母子福祉貸付の全額国庫負担 半額が地方財政負担であつたが、赤字財政のためその恩典を充分受けられない。その隘路を打開する。

母子家庭に於ける子女の就職 両親の揃わない子女の就職に当り、国家が身元保証をして平等なる就職が出来るようにする。

### ＝自民党では＝

▼有料、無料の養老院増設、老人年金制度を設けるため基礎調査を必要とするので、その審議会を設置する経費を来年度予算に計上している。これ等の経費は軍備の中止は出来ないが昭和三十二年から二年間漸増の約束を一時停止して貰い、浮いた経費を全部社会保障費につぎ込みその間の軍備は専ら科学技術の面からの内容充実を計り、人員を増さない方向をとる。

綜合母子福祉法の制定 対象は生活保護を受けている約二十万世帯及びボーダーライン層

年金と現物給与 現在制度はあるが活用されてい[illegible]額七百円に引[illegible]費を引かず支[illegible]つ代五百円、学[illegible]初入学に千円[illegible]中学入学に六[illegible]現行の生活保[illegible]収入がある場合[illegible]りするので、文[illegible]を与え勤労意欲[illegible]

医療 母子貸付[illegible]入れ現金で貸付[illegible]無利子、二十[illegible]子女結婚資金貸[illegible]典を祝うため[illegible]

住宅 建設省営[illegible]宅のうちから母[illegible]厚生省の所轄下[illegible]費の十分の八を[illegible]位の低家賃家屋[illegible]

税の減免 生業[illegible]ろうとしている[illegible]とのないように[illegible]い徴税によりそ[illegible]

売春対策では[illegible]かに提出するよ[illegible]を要請し、悪質[illegible]ため十二分の力[illegible]

×

以上の様な婦[illegible]多方面の対策を[illegible]疑応答が交わさ[illegible]予算の不当支出[illegible]国民の最も必要[illegible]障制度が何によ[illegible]るかを今一度静[illegible]住みよい世の中[illegible]私達の責任、そ[illegible]インドを再認識[illegible]る。

投資の御相談は
株式・公社債・投資信託
東京・日本橋1の1
野村證券
電話(27)6461-7561
支店・全国主要都市

---

## 議員さんはこうありたい

### 私は退職記念品料を寄付した

碧南市議 内田あぐり

本市ではさる四月二十九日第三期碧南市議会議員の一般選挙が行われました。私は再選されたため第三期の市議会議員として就任しました。

さる八月二十日、碧南市長名をもつて第二期議員に対し退職記念品料が平均一人当り二万六千円也が支給されました。これは議員報酬月額六千五百円に対し、四カ年分として四倍の額が支給されたのであります。議長副議長の職にあつたものは、その額が就任日数に比例して算出されましたので、二万六千円以上の額になります。私は昭和二十八年五月二十七日除名され、十二月二十八日除名処分執行停止が決定されたため、六千五百円の十二分の七が減額されてあり、退職記念品料として届けられたのは二万二千二百十円也でありました。

三十一年度一般会計予算の議会費の中には、議員退職記念品料として七十七万三千円也が明記されており、議会で議決成立しております。予算審議の時期中には自治法の改正が国会で論議されていても、その改正点について十分知る由もなかつたので、私はこの点について議会で質疑するほどに意識がありませんでした。いよいよ改正法が公布されそのプリントを渡され通読するにおいて、

第二百四条の二「普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も、法律またはこれに基く条例に基かずには、これを第二百三条第一項の職員及び前条第一項の職員に支給することができない」

との条文を明確に知りました

右条文中、第二百三条第一項の職員の中には明らかに普通地方公共団体の議会の議員が指摘され、市会議員に対して退職記念品料を支給することは、法律またはこれに基く条例によらなければ支給することができないのであります。しかして、日本で現在公布、施行されている法律には、市会議員に対して退職記念品料を支給するを可しとするものはありません。従つて、市会議員に対して退職記念品料を支給する事は違法であります

私は、市役所の小使さんが、これを届けられた時、拒否したかつたのでありますが、小使さんには罪はありませんし、また私のところにくるまですでに大多数の前市会議員が受領の印を押しております。ここで私が拒否するとなにかまた売名行為呼ばわりをされるのがいやだつたので、受領の印を押しました。

しかし私は心中隠かでなく直ちにこれを持つて市役所に出かけました。市長は不在でしたので助役にこの違法をなじりましたが、助役は改正法は九月一日からの施行であり違法ではないと言われ、事務局長まで呼んで私に受納することを勧められました。私は寄付したいと申しましたが助役は「それなら婦人会とか養老院とかへ寄付しなさい。よろこばれます。」と言われますので「寄付なら私の自由意志です。私は受けるべきでないからお返ししたいのです。」と押問答を繰り返しましたが市長が不在であるため在庁の時返そうと思い「それでは善処しましよう。」そのまま持つて帰りました。

その後市長が在庁の時をうかがつて数回話そうとしましたが仲々その機を捉えることが難しく延引いたしました。市長は、議会人として苦労した人だけに私の気持が判つたようでありました。「なんとかよい方法を考えましよう。」と言われ「待つてくれ。」との事で、私は市長から何とか話があるものと待つていました。八月も過ぎ九月になつても市長からこのことについて話がありませんので、遂に私は返納の手続きを考えて、会計課に書類作成を頼みました。会計課長、収入役が「市長、助役に聞いてからにして下さい。また何分のお返事を致しますから待つて下さい」とのことで待つていました。しかしこれも二、三日たつても話がありません。そこでやむを得ず、九月二十一日中野市長に宛て「改正地方自治法の精神を遵守しこれが返納の意志を持つだが、認められないのでやむを得ず受領し、改めて直ちにこれを赤字財政補填の資に加えられたく寄付したい。」旨の寄付採納願を提出しました。これにより私は、三十一年九月二十一日づけの納付金額二万二千二百十円、一般寄付金、碧南市金庫発行の領収証を受領した次第です。

### 国鉄値上げに予防線

十河国鉄総裁は、十月二十九日昼、退職金問題に立ち上つている六婦人団体の会長、幹部を総裁公館に招いて懇談藤田会長、伊藤政運委員長が出席した。

ー詳細は次号でー

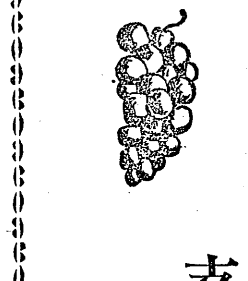

## 支部だより

### 札幌支部

北海道支部連合会の結成については、函館支部、網走支部に連絡をしたところ、函館支部は十月十三日来札、当夜札幌支部会員と共に相談することになつており、網走支部よりは万事、二支部にまかせ報告を待つとの返事があつた。

道、市教委については婦人の任命を要望し、市のほうは今まで男子ばかりのところ今回はじめて地域婦人会長であり支部会員の戸津美佐子氏が任命された道のほうは未定だが、教育委員のほか、道、市に対し、選挙管理委員に婦人を起用すること民生委員には名誉欲だけの男子を廃し婦人をもつと起用するよう要望した。

八月、来道された公明選挙連盟常務理事の田辺定義氏と山高しげり女史との座談会に支部長小端千恵子が出席した。その際「道も市も選挙管理委員は不熱心な年寄りが多いこと、もつと真面目な婦人を多く起用して常時啓蒙をすることが第一であること。また連盟はもつと予算を要求獲得して、一般の啓蒙団体に援助してほしい」と要望した。

また中央の支部のように政治活動をすると、目覚めの遅い地方一般婦人は敬遠するので、まだまだゆつくりと、自分たちの生活と政治とが直結しているのだということだけを知らせ、さとらせた上で、立ち上らせることが大事だと思う。こういつた点他の方々の御意見も伺いたい

そして、次ぎにぶつかる問題は、その講演会費などをどのようにしてまかなうかということで映画などを見せて人を集め時局問題を納得のゆくように胸にたたませるのは、地方ではなみ大ていではない。同盟の会員五十名、六十名が本当に真剣に考えなくてはならないことだが、何にでも仕事をいいつけられるのは困る、機関紙だけ読んでいるつもりだつた、もつと勉強した上でないと駄目だといつて役員を拒まれたり、実情はいづれも同様と思うが、三年を経てもこの状態で、力の足りないことを歎いている。しかし「婦人有権者」九月号の主張「先づ政治意識の徹底を」を読み一日もじつとしていられない気持になつた十月は時局懇談会を開催する予定でいる。また当市発行の市政だよりの他、道政だよりが道庁より発行されているが、これを毎月、二、三の婦人団体によびかけては読んでもらい、各団体からも喜ばれている。

なお、十月四、五の両日、選挙管理委員会制度制定十周年記念に当り、全国選挙管理委員中央会議が開催されたが、この席上、札幌支部は、去る参議院選挙における公明選挙の功労により、全国八団体の一つに加えられて太田自治庁長官から表彰された。

### 名古屋支部

かねて注目の新教育委員会法による教育委員の任命については、幾度か申入れをしたにも拘らず、県教委五名は男子ばかりで婦人は任命されず、去る参議員戦に落選した加藤かつさんは復帰できなかつた。

市のほうも全部入れ替り、ようやく婦人が一名任命されたが県市併せて従来婦人三名のところ一名限りになつた。しかし栗本志津子さんの夫君が、教委に任命された。

明るく民主的な市政実現への期待は、百三十万市民の世論として今次選挙に強く打出されたが、九月二十九日招集された小林市長再選後初の定例市議会はその第一課題とする新教育委員の同意をめぐつて紛糾した。多数野党である自民党市議団が革新市長の小林市政に鋭い対立の態度を示し、実に延々十七時間に及ぶ波乱の論争を重ねたすえ遂に話合いは決裂し、市議会の機能は麻痺状態に陥るに至つた

県、市の協調を念願し、その上に市民のための市政がしかれることを熱望した一般の期待はみごと裏切られて小林市政今後の難航が予想され、市議会不信の声も高まりつつあるやに見受けられる。

教育委員任命の人事問題が、多数野党の自民党により反対され曲折したことは、中立を原則とする教育が政治力により支配された感があり、まことに遺憾のきわみであつた。

なお十月定例講座を六日午後一時半より、中日新聞社第一会議室で開いた。講師は同新聞社経済部の加藤武雄氏で、日ソ交渉、スエズ問題などの解説を伺つた。尚十三名が聴講した。

### 澁谷支部

（一）区長及び議長に対し、教育委員に婦人を選出してほしいと要望し、支部会員の一人をその候補者として履歴書を提出した。しかしその結果としては支部よりの持駒はけられて区長推せんの元民生委員黒川圀子氏が任命された。きくところによると、選出条件として団体推薦は一切しりぞけたという。

（二）渋谷区において、改正自治法実施に一日先立つて約二千万円という区民にとつては莫大なお金を、二十四万区民中の一部である約千五百人の教員及び区の吏員に、退職慰労金という不明朗な名のもとに、支給したことが判明したので、当支部も所属している区婦人団体連絡協議会（八団体のうち二団体不参加）の名に於て、その血税の濫費を究明するために要望書を提出し、その場で議長、副議長各会派幹事長と話し合い、解答を十月末日までにするという約束をして散会した。

（三）十月例会として二十九日午後一時より新教育委員黒川圀子氏を招いて親しく話し合う会をひらいた。

### 世田ヶ谷支部

旧聞になりましたが、今夏八月九日原水爆禁止世界大会が長崎で開かれ、一般婦人団体として同盟の本支部が代表を出すことになつた。中村喜美子が参加と決つたが病気のため、石和田茂子が出席した。九月二十九日同大会の報告会を駒沢小学校で催し盛会であつた。

九月十七日支部役員会を開き藤田会長の御出席を得て今年の支部運営について、「もより会のようなものをなるべく多く開くこと」などのお話を伺つた。

また十月一日より新教育委員会制となるにつき、地域の婦人団体と広く横の連絡を取つて運動したため、当初男子のみ予定されていた区教育委員に、一名の婦人を加えることに成功した

十月八日都議の退職金反対運動の一つとして主婦連世田谷支部と合流し、下北沢駅で署名運動を行い、約三千名の署名を得た。

ラツキーカード付謝恩サーヴイス中
御家庭に一缶！
日東紅茶

### 事務局だより

秋もだんだん深まつて会館の庭の木もそろそろ紅葉して参りました。四、五日前には庭の柿の木の鈴なりになつた実を市川先生はうれしそうにチョキチョキもいで、バケツに一杯もつていらして、研究所の人達と数の当てつこをするなど、秋らしくてたのしい風景も見られましたでは事務局からのお便りをいたしましよう。

十月一日 都議退職金反対署名運動を新宿駅で行う。六団体共同、藤田会長始め同盟より約十名参加
▼四日 編集委員会、於会長宅、会長、鶴田、近藤、児玉、谷林、幸出席
▼五日 支部連合会、於会長宅、西村、野倉、石沢、荒巻、石和田、石井、籔、稲垣、田村、小池（以上各支部）会長、松浦、幸（以上本部）出席
▼十日 新宿駅にて都議退職金反対署名運動、婦人平和協会と共同にて、会長始め都内支部会員多数、事務局参加、午前十時半より午後五時まで熱心な協力により三千五百名の署名を得た。
同日小池支部連合会長は衆議院地方行政委員会調査室長円地氏に主婦連、春野氏と面接に出むく。
▼十二日 都議退職金反対運動打合せ会、於主婦連、小池幸（事務局）出席
同日売春対策国民協議会打合せ会、於東京YWCA、伊藤（事務局）出席
▼十三日 時局研究会、於婦選会館、参会者約四〇名
▼十五日 都議退職金監査請求の回答あり同盟より会長 小池、幸参加して監査委員会に出むく。
同日編集委員会、於事務局鶴田、神、幸出席
▼十六日 都議退職金反対運動打合せ会、於主婦連、藤田会長、小池、幸出席
▼十七日 都会議員退職金問題追求第二回都民大会、於主婦会館
▼十九日 売春防止法完全実施要求国民大会、於東京YWCA
▼二十日 編集委員会、於婦選会館、鶴田、中川、神、幸出席
同日護憲連合打合せ会、於東京弁護士会館、荒巻、伊藤（事務局）出席
▼廿二日 中央委員会準備打合せ会、於事務局、高橋みき、事務局員
同日、近藤真柄、鶴田勝子印刷所へ今後の交渉のため出むく
▼廿三日、都議退職金反対問題で中西都議長と面接、同盟より、小池、幸参加
▼廿五日 衆議院地方行政委員長大矢氏に都議退職金問題の件につき面接同盟より伊藤（事務局）小池、幸参加、同日売春対策国民協議会第一回打合せ会、於婦風会、中村君枝出席
▼廿七日 ダンスパーティ開催約三〇〇名参会

### 入會案内

| | | | |
|---|---|---|---|
| 会員は | 第一種 | 年 | 三〇〇円 |
| | 第二種 | 年 | 五〇〇円 |
| 会友は | 二十才未満の婦人を会友とする | 年 | 三〇〇円 |
| 賛助員は | 本同盟後援者 | 年 | 一、〇〇〇円 |
| 「婦人有権者」購読料 | | 年 | 一五〇円 |

### 編集後記

〇おほめや激励のお便りを頂き嬉しく心から御礼申上げます

〇印刷屋を替える替えないの検討や、少しでも安く、しかも白い紙を交渉することなどで少々おくれましたことをおわび申上げます。

〇東京は雨多く、紺碧の秋空を見るよすがもなく、今日は又印刷屋の校正室で騒音にとじ込められて赤いペンを走らせております。

〇この号から御覧の様に紙が白くなり、風通しをよくいたしました。いかがでございますか。皆様方からも充実した紙面を作り出すための御投稿を鶴首してお待ちいたして居ります加えて広告の方もよろしく御願いいたします。

〇編集委員の一人近藤真柄氏が本文原稿の他に、技術面にも力を入れて下さることになりました。百万力を得た感激を皆様と共によろこびたいと思います。

鶴田勝子

最高の技術とパーマ液
美容室 日新
パーマネント コールド 四五〇円
電気 三〇〇円
京王沿線・下高井戸映劇ナラビ
TEL・(32)三四〇一

Published by League of Women Voters of Japan No. 889, Sendagaya 5-chome, Shibuya-ku, Tokyo, Japan

# 議員さんはこうありたい

## 私は退職記念品料を寄付した

碧南市議 内田あぐり

本市ではさる四月二十九日第三期碧南市議会議員の一般選挙が行われました。私は再選されたため第三期の市議会議員として就任しました。

さる八月二十日、碧南市長名をもつて第二期議員に対し退職記念品料が平均一人当り二万六千円也が支給されました。これは議員報酬月額六千五百円に対し、四カ年分として四倍の額が支給されたのであります。議長副議長の職にあつたものは、その額が就任日数に比例して算出されましたので、二万六千円以上の額になります。私は昭和二十八年五月二十七日除名され、十二月二十八日除名処分執行停止が決定されたため、六千五百円の十二分の七が減額されてあり、退職記念品料として届けられたのは二万三千二百十円也でありました。

三十一年度一般会計予算の議会費の中には、議員退職記念品料として七十七万三千円也が明記されており、議会で議決成立しております。予算審議の時期中には自治法の改正が国会で論議されていても、その改正点について十分知る由もなかつたので、私はこの点について議会で質疑するほどに意識がありませんでした。いよいよ改正法が公布されそのプリントを渡され通読するにおいて、

第二百四条の二「普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も、法律またはこれに基く条例に基かずには、これを第二百三条第一項の職員及び前条第一項の職員に支給することができない」

との条文を明確に知りました

右条文中、第二百三条第一項の職員の中には明らかに普通地方公共団体の議会の議員が指摘され、市会議員に対して退職記念品料を支給することは、法律またはこれに基く条例によらなければ支給することができないのであります。しかして、日本で現在公布、施行されている法律には、市会議員に対して退職記念品料を支給するを可しとするものはありません。従つて、市会議員に対して退職記念品料を支給する事は違法であります

私は、市役所の小使さんが、これを届けられた時、拒否したかつたのでありますが、小使さんには罪はありませんし、また私のところにくるまですでに大多数の前市会議員が受領の印を押しております。ここで私が拒否するとなにかまた売名行為呼ばわりをされるのがいやだつたので、受領の印を押しました。

しかし私は心中隠かでなく直ちにこれを持つて市役所に出かけました。市長は不在でしたので助役にこの違法をなじりましたが、助役は改正法は九月一日からの施行であり違法ではないと言われ、事務局長まで呼んで私に受納することを勧められました。私は寄付したいと申しましたが助役は「それなら婦人会とか養老院とかへ寄付しなさい。よろこばれます。」と言われますので「寄付なら私の自由意志です。私は受けるべきでないからお返ししたいのです。」と押問答を繰り返えしましたが市長が不在であるため在庁の時返そうと思い「それでは善処しましよう。」とそのまま持つて帰りました。

その後市長が在庁の時をうかがつて数回話そうとしましたが仲々その機を捉えることが難しく延引いたしました。市長は、議会人として苦労した人だけに私の気持が判つたようでありました。「なんとかよい方法を考えましよう。」と言われ「待つてくれ。」との事で、私は市長から何とか話があるものと待つていました。八月も過ぎ九月になつても市長からこのことについて話がありませんので、遂に私は返納の手続きを考えて、会計課に書類作成を頼みました。会計課長、収入役が「市長、助役に聞いてからにして下さい。また何分のお返事を致しますから待つて下さい」とのことで待つていました。しかしこれも二、三日たつても話がありません。そこでやむを得ず、九月二十一日中野市長に宛て「改正地方自治法の精神を遵守しこれが返納の意志を持つたが、認められないのでやむを得ず受領し、改めて直ちにこれを赤字財政補塡の資に加えられたく寄付したい。」旨の寄付採納願を提出しました。これにより私は、三十一年九月二十一日づけの納付金額二万三千二百十円、一般寄付金、碧南市金庫発行の領収証を受領した次第です。

### 国鉄値上げに予防線

十河国鉄総裁は、十月二十九日昼、退職金問題に立ち上つている六婦人団体の会長、幹部を総裁公館に招いて懇談藤田会長、伊藤政運委員長が出席した。

—詳細は次号で—

# 支部だより

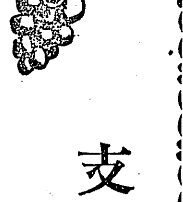

### 札幌支部

北海道支部連合会の結成については、函館支部、網走支部に連絡をしたところ、函館支部は十月十三日来札、当夜札幌支部会員と共に相談することになつており、網走支部よりは万事、二支部にまかせ報告を待つとの返事があつた。

道、市教委については婦人の任命を要望し、市のほうは今まで男子ばかりのところ今回はじめて地域婦人会長であり支部会員の戸津実佐子氏が任命された。道のほうは未定だが、教育委員のほか、道、市に対し、選挙管理委員に婦人を起用すること民生委員には名誉欲だけの男子を廃し婦人をもつと起用するよう要望した。

八月、来道された公明選挙連盟常務理事の田辺定義氏と山高しげり女史との座談会に支部長小端千恵子が出席した。その際「道も市も選挙管理委員は不熱心な年寄りが多いこと、もつと真面目な婦人を多く起用して常時啓蒙をすることが第一であること。また連盟はもつと予算を要求獲得して、一般の啓蒙団体に援助してほしい」と要望した。

また中央の支部のように政治活動をすると、目覚めの遅い地方一般婦人は敬遠するので、まだまだゆつくりと、自分たちの生活と政治とが直結しているのだということだけを知らせ、さとらせた上で、立ち上らせることが大事だと思う。こういつた点他の方々の御意見も伺いたい。

そして、次ぎにぶつかる問題は、その講演会費などのどのようにしてまかなうかということで映画などを見せて人を集め時局問題を納得のゆくように胸にたたませるのは、地方ではなみ大ていではない。同盟の会員五十名、六十名が本当に真剣に考えなくてはならないことだが、何にでも仕事をいいつけられるのは困る、機関紙だけ読んでいるつもりだつた、もつと勉強した上でないと駄目だといつて役員を拒まれたり、実情はいづれも同様と思うが、三年を経てもこの状態で、力の足りないことを歎いている。しかし「婦人有権者」九月号の主張「先づ政治意識の徹底を」を読み一日もじつとしていられない気持になつた十月は時局懇談会を開催する予定でいる。また当市発行の市政だよりの他、道政だよりが道庁より発行されているが、これを毎月、二、三の婦人団体によびかけては読んでもらい、各団体からも喜ばれている。

なお、十月四、五の両日、選挙管理委員会制度制定十周年記念に当り、全国選挙管理委員中央会議が開催されたが、この席上、札幌支部は、去る参議院選挙における公明選挙の功労により、全国八団体の一つに加えられて太田自治庁長官から表彰された。

### 名古屋支部

かねて注目の新教育委員会法による教育委員の任命については、幾度か申入れをしたにも拘らず、県教委五名は男子ばかりで婦人は任命されず、去る参議員戦に落選した加藤かつさんは復帰できなかつた。

市のほうも全部入れ替り、ようやく婦人が一名任命されたが県市併せて従来婦人三名のところ一名限りになつた。しかし栗本志津子さんの夫君が、教委に任命された。

明るく民主的な市政実現への期待は、百三十万市民の世論として今次選挙に強く打出されたが、九月二十九日招集された小林市長再選後初の定例市議会はその第一課題とする新教育委員の同意をめぐつて紛糾した。多数野党である自民党市議団が革新市長の小林市政に鋭い対立の態度を示し、実に延々十七時間に及ぶ波乱の論争を重ねたすえ遂に話合いは決裂し、市議会の機能は麻痺状態に陥るに至つた

県、市の協調を念願し、その上に市民のための市政がしかれることを熱望した一般の期待はみごと裏切られて小林市政今後の難航が予想され、市議会不信の声も高まりつつあるやに見受けられる。

教育委員任命の人事問題が、多数野党の自民党により反対され曲折したことは、中立を原則とする教育が政治力により支配された感があり、まことに遺憾のきわみであつた。

なお十月定例講座を六日午後一時半より、中日新聞社第一会議室で開いた。講師は同新聞社経済部の加藤武雄氏で、日ソ交渉、スエズ問題などの解説を伺つた。尚十三名が聴講した。

### 渋谷支部

（一）区長及び議長に対し、教育委員に婦人を選出してほしいと要望し、支部会員の一人をその候補者として履歴書を提出した。しかしその結果としては支部よりの持駒はけられて区長推せんの元民生委員黒川園子氏が任命された。きくところによると、選出条件として団体推薦は一切しりぞけたという。

（二）渋谷区において、改正自治法実施に一日先立つて約二千万円という区民にとつては莫大なお金を、二十四万区民中の一部である約千五百人の教員及び区の吏員に、退職慰労金という不明朗な名のもとに、支給したことが判明したので、当支部も所属している区婦人団体連絡協議会（八団体のうち二団体不参加）の名に於て、その血税の濫費を究明するために要望書を提出し、その場で議長、副議長各会派幹事長と話し合い、解答を十月末日までにするという約束をして散会した。

（三）十月月例会として二十九日午後一時より新教育委員黒川園子氏を招いて親しく話し合う会をひらいた。

### 世田ヶ谷支部

旧聞になりましたが、今夏八月九日原水爆禁止世界大会が長崎で開かれ、一般婦人団体として同盟の本支部が代表を出すことになつた。中村響美子が参加と決つたが病気のため、石和田茂子が出席した。九月二十九日同大会の報告会を駒沢小学校で催し盛会であつた。

九月十七日支部役員会を開き藤田会長の御出席を得て今年の支部運営について、「もより会のようなものをなるべく多く開くこと」などのお話を伺つた。

また十月一日より新教育委員会制となるにつき、地域の婦人団体と広く横の連絡を取つて運動したため、当初男子のみ予定されていた区教育委員に、一名の婦人を加えることに成功した

十月八日都議の退職金支給反対運動の一つとして主婦連世田谷支部と合流し、下北沢駅で署名運動を行い、約三千名の署名を得た。

### 事務局だより

秋もだんだん深まつて会館の庭の木もそろそろ紅葉して参りました。四、五日前には庭の柿の木の鈴なりになつた実を市川先生はうれしそうにチョキチョキもいで、バケツに一杯もつていらして、研究所の人達と数の当てつこをするなど、秋らしくてたのしい風景も見られましたでは事務局からのお便りをいたしましよう。

十月一日 都議退職金反対署名運動を新宿駅で行う。六団体共同、藤田会長始め同盟より約十名参加

▼四日 編集委員会、於会長宅、会長、鶴田、近藤、児玉、谷林、幸出席

▼五日 支部連合会、於会長宅、西村、野倉、石沢、荒巻、石和田、石井、数、稲垣、田村、小池（以上各支部）会長、松浦、幸（以上本部）出席

▼十日 新宿駅にて都議退職金反対署名運動、婦人平和協会と共同にて、会長始め都内支部会員多数、事務局参加、午前十時半より午後五時まで熱心な協力により三千五百名の署名を得た。同日小池支部連合会長は衆議院地方行政委員会調査室長円地氏に主婦連、春野氏と面接に出むく。

▼十二日 都議退職金反対運動打合せ会、於主婦連、小池幸（事務局）出席

同日売春対策国民協議会打合せ会、於東京YWCA、伊藤（事務局）出席

▼十三日 時局研究会、於婦選会館、参会者約四〇名

▼十五日 都議退職金監査請求の回答あり同盟より会長 小池、幸参加して監査委員会に出むく。

同日編集委員会、於事務局鶴田、神、幸出席

▼十六日 都議退職金反対運動打合せ会、於主婦連、藤田会長、小池、幸出席

▼十七日 都会議員退職金問題追求第二回都民大会、於主婦会館

▼十九日 売春防止法完全実施要求国民大会、於東京YWCA

▼二十日 編集委員会、於婦選会館、鶴田、中川、神、幸出席

同日護憲連合打合せ会、於東京弁護士会館、荒巻、伊藤（事務局）出席

▼廿二日 中央委員会準備打合せ会、於事務局、高橋みき、事務局員

同日、近藤真柄、鶴田勝子印刷所へ今後の交渉のため出むく

▼廿三日、都議退職金反対問題で中西都議長と面接、同盟より、小池、幸参加

▼廿五日 衆議院地方行政委員長大矢氏に都議退職金問題の件につき面接同盟より伊藤（輝）小池、幸参加、同日売春対策国民協議会第一回打合せ会、於矯風会、中村君枝出席

▼廿七日 ダンスパーテイ開催約三〇〇名参会

### 入會案内

会員は 第一種 年 三〇〇円
第二種 年 五〇〇円
会友は 二十才未満の婦人を会友とする 年 三〇〇円
賛助員は 本同盟後援者 年 一、〇〇〇円
「婦人有権者」購読料 年 一五〇円

最高の技術とパーマ液
美容室 日新
パーマネント コールド 四五〇円 電気 三〇〇円
京王沿線・下高井戸映劇ナラビ
TEL・(32)三四〇一

ラツキーカード付謝恩サーヴイス中
御家庭に一缶！
日東紅茶

### 編集後記

○おほめや激励のお便りを頂き嬉しく心から御礼申上げます

○印刷屋を替える替えないの検討や、少しでも安く、しかも白い紙を交渉することなどで少々おくれましたことをおわび申上げます。

○東京は雨多く、紺碧の秋空を見るよすがもなく、今日は又印刷屋の校正室で騒音にとじ込められて赤いペンを走らせております。

○この号から御覧の様に紙が白くなり、風通しをよくいたしました。いかがでございますか。皆様方からも充実した紙面を作り出すための御投稿を鶴首してお待ちいたして居ります加えて広告の方もよろしく御願いいたします。

○編集委員の一人近藤真柄氏が本文原稿の他に、技術面にも力を入れて下さることになりました。百万力を得た感激を皆様と共によろこびたいと思います。

鶴田勝子

Published by League of Women Voters of JaPan No. 889, Sendagaya 5-chome, Shibuya-ku, Tokyo, JaPan

---

（1） 第11巻12号 （昭和22年8月21日 第三種郵便物認可） 婦人有権者 昭和31年12月1日発行 （毎月一回一日発行）

# 婦人有権者

### 同盟の立場と目的

一、政党には中立、選挙には推薦応援を致しません
一、婦人の間に婦人有権者としての自覚をよび起し、正しい選挙を行うようすすめると共に
一、私共が選んだ議員や、議会や政府、政党を見まもり、意見を出したり
一、よい婦人議員や、よい婦人公務員が多数出るよう運動します
一、又民主主義の逆行に反対し婦人の既得権を失わないよう努力します。

定価一部拾円（郵税四円）
編集兼発行人 藤田たき
発行所 東京都渋谷区千駄ケ谷五ノ八八九婦選会館 日本婦人有権者同盟
電話淀橋(37)〇七一三番 振替東京一九五四〇九

# 第廿五臨時國會開かる

紀平悌子

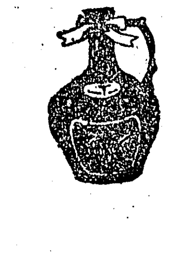

第二十五臨時国会は、昭和卅一年十一月十二日召集された。今度の国会は、去る七月の参議院半数改選以来始めてのものであり、今期は廿五日間、召集当日の各党勢力は次の通りである。

| 衆議院 | | 参議院 | |
|---|---|---|---|
| 自民 | 二九七 | 自民 | 一二四 |
| 社会 | 一五三 | 社会 | 八一 |
| 小会派ク（労農四共産二） | 八 | 緑風 | 二九 |
| 無所属 | 二 | 無所属ク | 八 |
| 欠員 | 七 | 第一七控室 | 四 |
| | | 共産 | 二 |
| | | 欠員 | 二 |
| 計 | 四六七 | 計 | 二五〇 |

× ×

此の臨時国会には一つは戦後の我国外交に画期的な意義をもつ四つの協定、即ち日ソ共同宣言を始め、通商航海議定書、漁業条約、海難救助協定 — 二つはストライキ規制法（電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律附則第二項の規定に基き、同法を存続させる旨の国会の議決を求める件）などが提出されている。

今後国会の審議は此の二つを中心に展開されることが予想出来る

召集日の衆議院は、四つの協定の為「日ソ共同宣言等特別委員会」の設置等をきめた。ところがスト規制法の取扱いに関し、政府が「委員会審議を省略してほしい」と要求書を衆参両院に提出した為に当初から与野党の対立となつた

### 参議院と議長選擧

一方参議院では、半数議員の改選後の国会にのぞみ、慣例によつて松野議長（自民）の辞表が提出された。これを受けた寺尾副議長（自民）は、ただちに議院運営委員会にかけて辞表の取扱及後任議長の問題をはかつた。さきに各党勢力に示したように、自民党が半ばを占める参議院では、前国会のように自民党が正副議長を独占する気運が濃厚であつた。そのためこの問題は開会前から各党各派の関心の的であり、社会党は「二大政党の原則からいつて副議長は第二党たる我党にゆづるべき」と主張し、緑風会は「正副議長共党籍を離脱すべき」と唱えてきた。

これよりさき十一月七日、第十七控室では、松野議長、石原議院運営委員長宛次の要望を行つている。

要望書

第廿五臨時国会の召集を前にして、私共は参議院の議長、並びに副議長がその職責の重大性に鑑み厳正公平不偏不党たるの必要性を再認識し、将来本院の議長並びに副議長に選出せられたる者にして党籍ある場合にはその党籍を離脱するの慣例を作られんことを要望致します。

昭和卅一年十一月七日
第十七控室 鮎川義介
八木幸吉
江藤智
市川房枝

これは、廿四国会の最後にも同趣旨の要望を行つたものであるが廿四国会の乱斗の一つの原因は、議長、副議長とも自民党が占めるという異例な議院構成にあるとの判断によるものである。イギリスでは議長の党籍離脱は慣例であり我が国でも帝国議会当時衆院の正副議長は概ね党籍を離脱し、国会になつてからも第十六国会に於て衆院の堤、原正副議長も党籍を離れている。この主張は緑風会の今回のそれと一致し、更に社会党もこれに同調した。

召集当日の衆議院議員運営委員会は、この問題をめぐつて深更まで紛糾した。

席上社会党は、「議長が辞表を出したのに同じ条件にある副議長が何故辞表を出さないか」と、テーブルを叩いてつめより、松野議長の出席を要求して拒否され、この為議院運営委員会はものわかれとなり、十一時すぎ休けいのまま散会となつた。

この夜、党籍離脱を主張する社会、緑風、第十七控室等の連合で議長は案外緑風会の候補に行くのではないかとまで予想された。翌十三日、自民党議長候補松野鶴平氏に対抗して、緑風会は石黒忠篤氏を候補に挙げ十七控室にも協力の申入れがあつた。一方社会党では、副議長選挙の際に社会党候補を……という含みで緑風会に提携を望み十七控室にも協力を求めた十七控室は之に賛成したが、緑風会は応じなかつた。このため議長職権で開かれた本会議に、社会党は全部白票を投じた結果、投票総数二三三票で、松野氏（自民）が一二一票を得て当選、石黒氏は無所属クラブより一票第十七控室（八木、市川）より二票を含めてわずか二二票で敗退した。つづいて午後七時五十分本会議を再開、寺尾前副議長が一一七票で再選、社会党羽生三七氏は七五票で敗れたその他は二二票—豊田雅孝、七票—千田正（無所属クラブ）一票—田村文吉の諸氏に分れ、まとまりがなかつた。

続いて十四日、社会党では開会式後の本会議冒頭に「党籍離脱に関する決議案」上程を予定、緑風会や十七控室等に同調を求めたが緑風会の協調を得られず時期を待つこととなつた。

### 十二月時局研究会

日時 十二月十五日（土）午後二時より四時まで
場所 新宿文化会館、（新宿一丁目御苑前）
課題 スエズを中心とする最近の民族運動の特長
講師 東大教養学部教授 江口朴郎氏
会費 三十円
主催 日本婦人平和協会 日本婦人有権者同盟 婦人問題研究所

### スト規制法の取扱い廻り審議遅れる

十四日には、開会式が予定されていたが衆議院では、十二、十三日と引続いて「スト規制法」の取扱いをめぐつて激しく対立開会式の予定がたたなかつた。「ストライキ規制法」は吉田内閣の手で第十六国会に成立した。

吉田内閣は此の法律を普通の法律として期限をつけないものにしたかつたが、世論や、社会党の激しい反対と当時の改進党の調停によつて三年の期限つきの法律となつたものである。ところが普通の時限立法は、其の期間がすぎると廃止されるのだが、この法律にはその期限がきれてから開かれる最初の国会が召集されたら召集後十日以内に政府はこの法律の存廃について国会の議決を求めなければならないとしてある。

しかし社会党では「政府が『委員会省略』の態度をあらためない限り国会の本格的議事に入れない」と主張し続けた為、十五日には天皇を迎えて開会式を行つただけで首相、外相の演説を行うに到らなかつた。

然し十五日午後、衆院議長益谷氏の斡旋により両党は次第に歩みより政府も十六日省略撤廃を了承した。十六日夕刻に参議院へ、十七日には衆議院に対し「委員会省略」を撤回したので衆院社会労働委員会に付託された。開会以来四日間を空費した臨時国会もやつと軌道にのり、十六日午後は衆参の本会議で鳩山首相の所信及重光外相の外交演説が行われ、十七日には与野党が代表質問を行つた。

尚このスト規制法の存続は、自社両党の話し合いで両院に審議日数を折半し、十一月二十六日夜衆本院会議を通過し、直ちに参院に送られた。が社会党は参議院での審議終了については、約束していない上、参議院社会労働委員会の委員長は社会党の千葉信氏なので円滑に議決の運びに至ることは難しいと思われる。この法が成立した十六国会では、参議院の委員会審議でもみ続け、遂に委員会を省略して本会議への中間報告となり強行採決したが、三年後の今日同様のめぐりあわせになつたわけである。

社会党は、前国会の乱斗事件を省みて「乱斗はしない」建前であるが、この採決に当つては一波乱は免れまい。

今国会のもう一つの懸案〃日ソ共同宣言など対ソ関係四議案〃は自民党内に多少の反対はあつても社会党が全面的に支援しているので、臨時国会での承認は間違いないとみられる。

この他第廿五臨時国会継続審査法律案は、衆議院で継続審査の法案四十三件、参議院での継続審査の法律案十五件、このうち婦人関係では衆議院で継続の衆議員議員立法—美容師法案、母子年金法案がある。

尚二十五臨時国会に新たに提出された法案は次の通りである。

内閣提出法律案は、在外仏貨公債の処理に関する法律案等三件、内閣提出条約六件
内閣提出議決を求める件二件
衆議院議員提出法律案—健康保険法等の一部を改正する法律案等三件
参議院議員提出法律案—健康保険法等の一部を改正する法律案一件
（右提出案件は十一・二十六参院議事課調）

# 主張 三十一年をかえりみて

会長 藤田たき

昭和三十一年も残り少なくなりました。思えばこの年は私ども婦人にとつて多事な一年でした。婦人参政十周年を記念する数々の行事、家族制度復活反対と憲法擁護、教育委員会法の改悪反対、殊に売春防止法の制定促進、それに参議院議員選挙等なに一つとして婦人に、そして本同盟も目標とするところに深い関係をもたぬものはありませんでした。尚現在において私たちのエネルギーが東京都議の退職金問題に多分に消費されつつあります

それにつけても喜びにたえないのは、参議院議員の選挙の結果憲法改正の発議も今後少なくとも三ケ年は不可能となつたこと、そして実に廃娼運動はじまつて以来八十余年にして、ともかくにも国家の意志として売春を悪と断じ、売春業者を絶滅せんとする単独法、売春防止法が成立したことであります。

しかしながら今日私たちはこれ等の結果をもつて安堵することのできないのは勿論であります。現に「売春防止法の円滑な施行を期するための行政措置要項」は〃自民党の了解を得なければ〃の理由で今なお閣議決定をみない状態です。そしてそれは要項の主眼点が関係業者の転廃業の促進について①旅館、飲食店への転業については健全な営業目的をもつものに対してのみ許可する。②転廃業者に対しては助成金を出さず、あくまで業者の自主的決断を促す等を明らかにしていることが業者を刺戟し、業者とのつながり深い一部政治家により謀策となつてあらわれているからであります。法律さえ通ればあとは無関心であつてはならない好い例であります。

十周年記念事業の一つ、〃婦人の投票がどんなふうに役立つているとお思いになりますか〃のアンケートに対し、回答をよせた国会議員、文化人、かつての婦選運動者等、三七四名中二六六名は、〃役立つている〃と回答し、しかもそれは婦人の地位の向上、家族制度復活反対、憲法擁護、再軍備反対等に役立つていると述べています。私どもはこの回答を多とすると同時に、更に更に精進しなければなりません。

また昭和三十一年は婦人有権者同盟自身にとつても多事多難な年でありました。延期に延期を重ね、七月末漸く開かれた総会後本部役員会も殆んど新人によつて構成され、経験少なくとまどうことも度々です。しかしその意気や高く、各支部もまた新しき決意をもつて来年こそはと意気ごんでいます。

男子に比し二〇〇万も多い婦人有権者の政治啓発のため大いに頑張りましよう。

× × ×

# 自・社兩黨の婦人對策をきく

—十一月の時局研究会から—

自民党山下春江（参院、厚生政務次官）社会党藤原道子（参院、社会労働委員）の両氏から両党の婦人対策についてお話を伺つた。

### ＝社会党では＝

▼職場に於ける婦人への差別待遇の排除、▼家族制度復活反対、▼売春の完全防止及びその法律を無効とするための運動に対する警戒 又対策費（厚生施設や相談所に婦人相談員をおく経費）二十億円を主張、▼農村の封建的慣習の打破 生活改善、計画産児、▼働く母親の為に保育所増設、保育料国庫全額負担、▼家内工業法を制定して内職婦人を搾取から守るため来る通常国会に法案提出の予定、▼綜合母子福祉法の制定、その骨子は左の通りである。

医療費 全額国庫負担、結核に重点をおき、五カ年の経費として三千五百億円を計上、予防、治療、アフターケアの三段階にわたる。

母子年金 対象約七十五万人、月額三千円支給、経費百八十億円を計上。（他に老齢者月額千円、身体障害者月額二千円の年金制度を設ける）

母子福祉貸付の全額国庫負担 半額が地方財政負担であつたが、赤字財政のためその恩典を充分受けられない。その隘路を打開する。

母子家庭に於ける子女の就職 両親の揃わない子女の就職に当り、国家が身元保証をして平等なる就職が出来るようにする。

### ＝自民党では＝

▼有料、無料の養老院増設、老人年金制度を設けるため基礎調査を必要とするので、その審議会を設置する経費を来年度予算に計上している。これ等の経費は軍備の中費につぎ込みその間の軍備は専ら科学技術の面からの内容充実を計り、人員を増さない方向をとる。

綜合母子福祉法の制定 対象は生活保護を受けている約二十万世帯及びボーダーライン層

年金と現物給与 現在制度はあるが活用されていない寡婦年金を月額七百円に引上げ無税で生活保護費を引かず支給する。幼児におやつ代五百円、学童に年一着の服、初入学に千円程度のランドセル、中学入学に六百円程度の手提鞄

現行の生活保護費受給者は別途収入がある場合受給費が差引れたりするので、立直るためには援助を与え勤労意欲をさかんにする。

医療 母子貸付の項目に医療費を入れ現金で貸付ける。一年据置、無利子、二—三年間に返済。

子女結婚資金貸付 一生一度の聖典を祝うため

住宅 建設省管下にある第二種住宅のうちから母子住宅を抜きとり厚生省の所轄下におく。国が建設費の十分の八を負担、月額五百円位の低家賃家屋をつくる。

税の減免 生業資金等により立上ろうとしている母子家庭が容赦ない徴税によりその芽をつまれることのないようにする。

売春対策では 行政措置要綱を速かに提出するよう党幹部に善処方を要請し、悪質性病の蔓延を防ぐため十二分の力を注ぐ。

× × ×

以上の様な婦人、子供に関する多方面の対策を伺い、熱心なる質疑応答が交わされたが、要は国家予算の不当支出を厳重に監視し、国民の最も必要としている社会保障制度が何によつてはばまれているかを今一度静かに考え、平和な住みよい世の中を作り出すための私達の責任、そしてその運動のポイントを再認識させられたのである。

（文責在記者）

投資の御相談は
株式・公社債・投資信託
東京・日本橋1の1
野村證券
電話(27)6461・7561 7961・7971
支店・全国主要都市

# 昭和三十一年度 第二回 中央委員会

秋も深まつた十一月八日東京婦選会館において恒例の中央委員会が開かれた。本年度の各地方、各支部の中間報告を重点とし、その他目下本同盟が追求している地方自治法改正に対する都議の退職金問題及び予て辞意を表明していた児玉第一副会長の件等を協議するため、各支部長の参加をも得て、拡大中央委員会の形で行われた。

前夜来の冷めたい雨も開会の午前十時にはほぼ止んで出席予定者の顔も揃い、松浦三知子さんの司会で会は始められた。

出席者は次の通りである。

（敬称略順不同）

本部＝市川房枝、藤田たき、松浦三知子、谷林美枝子、荒巻よしゑ、横田直子、小林時枝、伊藤輝子、増田勢以子、加藤しげ代、鶴田勝子、高橋みき、田沢富子、黒田静子、中村君枝

中央委員＝伊藤恒子、田上喜美子、野間久子、任田かしく、中村とめ、三上英子、原田公恵、水芳枝、河原みや

支部＝西村好江（杉並）尾高綾子（渋谷、兼中央委）篠塚志摩子（目黒）石和田茂子（世田谷）佐田信子（武蔵野）秋山まち子（芝浦代理）山本テイ（新宿）田村なか（中野代理）小端千恵子（札幌）内田あぐり（西三河兼中央委）高橋輝子（仙台代理）永安きん（名古屋代理）中島歌子（宮崎）田中あや（前橋）小池順子（東京都支部連合会長）

傍聴者＝鈴木とく子（杉並）徳三多緒子、武田チエ子（芝浦）香村つる子（目黒）

× × ×

小端千恵子さんの開会の辞に続き横田直子さんの指導で婦選の歌を力強く合唱し藤田会長、市川顧問より次のような挨拶が行われた

**藤田会長挨拶要旨**

「会長に選ばれその席について今日まで、なにもかも新しくなつた上に不馴れな点もあつて、皆さんの御期待に添えない事もあると思うが、私としてはまず気持よく仕事をさせて頂いた。市川顧問にもいろいろと心を使つて頂きまた再検討委員の方々には引続いて諮問委員としてお願いしており、各方面よりの御協力に感謝している。同盟の運動としては今、都議の退職金問題を追求していることは新聞等で御承知の通りだが、他方同盟本来の仕事として私たちの周囲にいる有権者一人一人を目覚めさせることが大切だと思う。地味な運動だが、これはたゆまずにやらなくてはならない。蔭で働く事務所の人たちにも感謝すると共に今後とも皆様の御協力をお願いする次第である。」

**市川顧問挨拶要旨**

「会長が非常に熱心なので特に手伝う必要もないほどだが、私としてはいわれたことについてはやつているつもりである。しかしなんといつても会をまとめて引つぱつてゆくのは会長の力であつて、前に同盟が危機に追いこまれたのは会長がいなかつたからだと思う。藤田氏が以前会長に就任した時は教職にあり、その他いろいろな事情で会長として充分に動けないようだつたが、当時とは異り、今回は実に積極的で一寸意外なほどよくやつていられる。私としてはこんなに嬉しいことはないわけで、今後を期待したいと思う。」

市川顧問の親愛の情溢れる言葉に出席者一同なごやかな笑いにつつまれ、自己紹介を終つて司会は藤田議長と交替し、本部支部の報告が午後にわたつて熱心にまた詳細に行われた。（支部報告は四面に記載。）

ついで議題に入り次の通り協議決定をみた。

**1、第一副会長児玉琴枝辞表提出に関する件**

かねてより多忙のためという理由で辞表を提出されており、常任委員会では一時副会長代理として小林時枝氏に依頼したが同氏も多忙であるとして辞退されたため東京都支部連合会長の小池順子氏を候補として推すことになつた旨議長より報告提案され、佐田武蔵野支部長より紹介の言葉が述べられた。これにより満場一致で小池氏の副会長就任を承認し、伊藤政治運動委員長より歓迎の挨拶があつた。ここに小池氏は第一副会長として東京都支部連合会長を兼任することとなつた。

**2、地方自治法改正に対する退職金問題に関する件**

前に支部連合会報告として小池連合会長より経過報告がありさらに伊藤政治運動委員長より見通しについて、説明が行われた。ついで内田あぐり、横田直子、荒巻よしゑ、佐田信子その他各氏により活潑な質疑応答が重ねられた結果行政訴訟にもつてゆくかどうかは情勢を判断した上、従来通り常任委員会に一任することになつた。

**3、次期総会々場に関する件**

仙台支部より会場を提供したい旨の申出もあつたが確定的ではないので、大体前回通り東京で行うという見込みで保留とし地方より申出があつた場合にはこれを受けてもよいということにする。

以上本部より提案されていた各協議事項について活発な論議が交わされ、終りに小池支部連合会長より副会長就任の挨拶が行われた。最後に小端副会長より閉会の辞が述べられ、会を閉じる頃には、短い秋の日はすでに暮れかかり、婦選会館の庭は一層秋色を濃くしていた。

◇ ◇ ◇

## 新支部誕生予告

中央委員会の支部報告後、野間久子氏より大田支部（仮称）結成について報告があつた。責任者は野間氏の他近藤真柄、森田よし子の二氏で、会員三十余名を擁し来る十一月二十日結成式を行う予定（註＝結成式は都合により十一月二十八日に変更された）

## —懇談会—

中央委員会の緊張した空気から解放され、ひとときを記念撮影に過した後、市川顧問藤田会長を囲んで夕食を頂きながら懇談会が開かれた。今回は特に諮問委員の方々が招待され、高橋千代、前島ふく西村好江、野村かつ子、森美子の五氏が出席され、高橋千代氏より、若い方達の活躍を期待する旨の挨拶があり、小池新副会長の司会で、教育委員民生委員の改選、北海道の冷害、世界母親大会のことなど意見を交換した。終りに北京の見本市に行かれた野村かつ子氏より、第一次五ケ年計画のもとで耐乏生活を送つているという中共のお話を伺い過ぎゆく時を惜しみながら七時半散会した。なお諮問委員会は再検討委員会のメンバーと旧役員の中から、藤田会長が依頼したもので、今までに二回会合を開き、財政問題、都議の退職金問題等を検討した。委員は次の十二氏である。市川房枝、平林たい子、上代たの、渡辺松子、近藤真柄、松生徳子、森美子、前島ふく、西村好江、大月照江、野村かつ子、高橋千代

---

## 久保山すず子さんに

### 近藤真柄

今回あなたが、国連に原水爆使用禁止を訴えるため、渡米されるということを新聞で知りました。

御主人の御不幸以来、あなたのお名前は忘れられないものであり、お子さんと御老母をかかえてのお暮しに、明日の米の心配はなくても、御心労多いこととお祭し申上げておりました。

しかし大きな社会的の犠牲者は、ああまたかと思うほどつづいています。

砂川基地の問題にしてもそうです。現地へいらつしやつた方の激怒はもちろんですが、新聞雑誌、映画の伝えるあの状態をみて下さい。いやだ、情けない思わず目をつぶつてしまうではありませんか。

何の面目あつて、日本人同志が、あんなむごい争いをしなくてはならないのでしようか。ハンガリーのニュースもみて下さい。何だつて性こりもなく戦火をあげなくてはならないのでしようか。

スエズ問題にしても、そうでしよう。どこかが強引であるから、どこかに反抗がおこるのです。

私はあなたのお使いが、十二分に果せるよう願い、期待しています。けれども、あなた及び数人の代表の出席で、この大仕掛けな殺人機構がくつがえされるとも思えません。強引な大国が青菜に塩のようになるとも考えられません。

マナスル山頂に日本とチベツトの旗をかかげて、踏破の成功を喜んだとはいえ、日本人だけで出来る成功ではないと同様です。食糧、衣料、気象の研究、山を愛する人の意気と健康と深慮、国境を越えた人類の握手、それらの協和があつてこそ得られた成功です。

世界平和という最高峰を目ざす私どもの務めもまた実に多く実に困難であります。

日本において原水爆禁止の要望がこんなに強く激しいのに、依然として使用前提の実験だ[illegible]りかえされることは大国の権力がのさばつているからです。

私どもの力は、大国支配にたいし蟷螂の斧でありましよう。また時局が切迫して、風前の灯となるかも知れません。けれど灯を消してはいけない。斧を下ろしてはいけない。

久保山さんの奥さん！

この灯と斧をもつ態度をくずさないで下さい。

ニユースの餌食、好奇の的に終らないように。

☆ ☆ ☆

---

## 解説

# 國鉄運賃の値上げ問題

### 野田喜久子

今度国鉄が運賃の値上げ案というのを決めました。国民の足としてまた日本経済の動脈として私達の生活に密接なつながりをもつ国鉄のことですから、その運賃の値上げに対しては私達もうかうかしては居られません

### ▼国鉄の値上げ案

十月三十日に国鉄が理事会で決めた値上げ案によると来年四月から貨物旅客の運賃が平均して一割八分上ることになります

東京新宿間一〇円が二〇円に東京中野間二〇円が三〇円に、また、東京大阪間三等八七〇円が一〇二〇円、急行券を入れると一一七〇円が一三八〇円となります。その反面庶民には縁のない特急一等は飛行機に客をとられない様にするため、現行が三等の四倍だつたのを三倍にして値下げしています。

通勤定期では割引率が減るため、東京鎌倉間など一ケ月一〇八〇円が一五三〇円と四割もはね上りますし、東京渋谷間五八〇円が七〇〇円になります。

通学定期では割引率は変りませんが同じく東京鎌倉間六〇〇円が七七〇円、東京渋谷間三三〇円が四〇〇円となります。

一方貨物運賃についてみますと、石炭を福岡県伊田から京都まで十五トン貨車で運ぶと現行二万九〇〇〇円が二万四八六〇円お米を新潟県新発田から東京秋葉原駅迄送ると一万二〇〇〇円が一万三三九〇円と約二割上り、最高は北海道のシベチヤから東京隅田川駅までの原木で四万一一〇円が五万九二〇円と約三割の値上げになるとのことです

### ▼値上げの理由

今度の値上げについての国鉄の云い分は、「色々努力はしたが、今のままではどうしても激増する輸送量をさばくだけの設備の改善が出来ない。つまり1多くの荒廃した施設や車両の取替え、2、線路、車両など設備の拡充、3、電化、デイーゼル化など設備の近代化をしなければならない。このために三二年度から三六年度迄の五ケ年計画というのをたてた。この計画達成のためには総額五〇二〇億円一年度約一〇〇〇億円の設備資金が必要だ」と云うのです。ところが現行の運賃ではこの五カ年間の収支は収入が一兆五三五七億円、支出が一兆四二六五億円で、差引九二億円だけが自己資金として設備資金にあてられるだけです。ですから差引三九二八億円が不足となり、借入金を一三五〇億円を限度とするとなお残る二五七八億円は自己資金として確保しなければなりません。これを運賃値上げにまとうというわけで、自動車収入などを除いた五カ年間の運賃収入雑収入額を一兆四三三六億円と見込むと一割八分の値上げをしなければならないというのです。

### ▼値上げの影響

国鉄の値上げ案がそのまま実現されたとすればどうでしよう

先ず第一に、家計が負担しきれぬ程の値上げであるかどうかは別として、私達の通勤通学賃が嵩みます。ハイキングや旅行のさいにも運賃がもつと安ければと一層頭を悩ますことでしよう。第二に国鉄が値上げをすれば、私鉄もバスも値上げをしないでしようか。現に国鉄の値上げを見越して私鉄バスが値上げを申請しているときいています第三に貨物運賃の値上げは全般の物価の値上げを招く危険があります。前例によると石炭が約二割、原木が約三割の運賃値上げになつていますが、この様な[illegible]げは産業界に及ぼす影響が少なくないとみられています

以上の様に国鉄運賃の値上げが国民生活に投げかける大きな波紋を考えると、値上げの実施には慎重の上にも慎重を期すことがのぞまれます。

### ▼反対側の云い分

今度の値上げに対しては反対の声が各方面から起つていますが主なものを拾つてみましよう

第一に国鉄が根本的に経営を合理化しない限り何度値上げしても健全な財政には立直れないという意見です。一寸私達の目にふれたところだけでも、無賃パスの乱発、退職国鉄幹部の公舎居坐り及び不当低価格による私宅との交換などがあります鉄道弘済会、交通公社などいわゆる外郭団体との関係に大いに改善の余地があるといわれています。こうした団体に研究委託という名目でお金を出したり、このつながりのために回収すべきお金を取立てなかつたり、或いは高い価格で資材を買入れたり、工事を請負わせたりしているのです。運賃値上げをする前にまずこの様な不合理をなくすよう血の滲むような努力をするべきだという厳しい批判が寄せられています。

その他、超満員の中央、山手線や東海道の三等旅客でもうけて、二等で損をするなど、儲かつているところと損をしているところと同率に（一等など却つて値引きして）値上げするというやり方に対して反対が叫ばれています。

更に、現在の国鉄設備の老朽化は戦争中の国家政策にもとずく酷使によつて生じたものである以上その復旧は当然国家の負担において行われるべきであり運賃値上げによつて現在の利用者のみに負担させるのは間違つているとの意見もあります。

### ▼運賃の決め方

国鉄は明治五年開通以来、鉄道局、鉄道省などといわれ、政府が直接その経営に当つてきましたが昭和二十四年六月から新たに「日本国有鉄道」という公共企業体として発足しました。独立した企業として能率の向上を目ざすかたわら、公共性を弱めないように政府や国会から種種な制限をうけることが「日本国有鉄道法」によつてきめられています。

国鉄は先に理事会で値上げを決定し、運輸大臣に申請しましたがそれだけでは未だ決つたことにはならないのです。運輸大臣は申請の内容について審査し調査資料を作つた上で運輸審議会に諮問し、その意見を尊重して公正な案をつくり、内閣の承認を経て「国鉄運賃法の一部を改正する法律案」として国会に提出しなければなりません。国鉄予算はその運賃同様両院の議決を経て本決りとなります。

ところが運賃のきめ方について一部には「国会が直接その決定に関与することをやめて、政府部内に運賃決定のための特別の審議機関を設ける」ようにとの意向もあるときゝます。「値上げ賛成で選挙民に対しマイナスとならずにすむから有難い」とばかりとびつく与党議員も多いことだからと案ずるむきもありますが、今回は、この方式の改正は行わないと云つています

☆ ☆ ☆

十二月から開かれる次の通常国会で運賃値上げが審議されるといわれています。慎重に審議がつくされた上で世論にそつた議決がなされてほしいものです

昭和32年用
女性版 私の日記
装本・カット 堀文子画伯
このような日記があつたら……と言う、若い女性の希望にこたえて、初めてできた美しい色刷日記。女流画家の堀文子先生の精魂こめた装本とカットも、他には見られない独得のものです。趣味・教養の最新実用知識も満載
定価 260円

昭和32年用
模範家計簿
…主婦日記兼用…
〃家計簿なら主婦の友社〃と定評ある模範家計簿が発売されて、例年以上の大売行です。
▲つけやすいように改良に改良を加えた新版
▲記入欄を大増ページして用紙も上質紙使用
▲洋食器セットが三百名様に当る大懸賞つき
定価 190円
東京神田スルガ台 振替東京一八〇番
主婦の友社

---

# 支部連合會の動き

### 小池順子

九月二十日の東京都支部連合会で会長としての当番を武蔵野支部が引受けることになりましたが佐田支部長は市会議員、調停委員などでお忙しいため私が代つてこれから皆様方と御一緒に仕事をさせて頂くことになりました。ところが今回の中央委員会では許らずも副会長の大任を仰せつかり、辞退申上げてもお許しがなく、止むなく皆様の御協力のもと、お使い役としてこの席を全うさせて頂くことに決心致しました。ふつつかな者でございますが、どうぞよろしくお願い申上げます。

× ×

東京都支部連合会と致しましては都議の退職金問題を追求するため、同盟を代表して五婦人団体と共に運動を行つております。詳細は本紙に逐次伝えられている通りですが、十月十七日に主婦会館で開いた第二回都民大会の決議に従い、中西都議会議長、小山自民党幹事長の「都民感情にこたえるため最善の方途を講じる」という言明に対して、十月二十三日六婦人団体の代表が中西議長に面会し、全額返納を希詔する旨の要望書を手渡しました。その時中西議長より「皆さんの言う最善の方途と私達の願うところと一致しない筈はないから、是非一致するよう努力する」との確約を得て別れた次第です。

× ×

ついで二十五日には地方行政委員会が開かれることになり前に請願してあるので、大矢委員長（社会党）に面会を求め経過を問いただしたところ「監査の結果違法でないとされ、これというきめ手もないので委員会としては取り上げることはできないが、全国的に、地方自治法の改正に伴つてこのような行為がなされたことは甚だ遺憾である。今後絶対にこのようなことのないよう自治庁に通達する」というような至極あいまいな返答でした。違法でないといわれたから取り上げられないとは一体どういうことでしようか。それならばこの衆院地方行政委員会が取り上げ問題にしている砂川のことなど政府側にしてみればいささかも違法なものではない筈です。国会が私共の訴えるようなことを取り上げないで、どうしてその機能を全うできるでしようか。大矢委員長は私共に同行した新聞記者に対しては「社会党議員も受け取つているから取り上げないのではない」と言明したそうですが前述の理由は明らかに、逃口上に他ならないと判断せざるを得ません。しかしともかくも委員長より返答を聞いた上は今回は致し方なく、ここで一応打切つて引き上げました。

× × ×

卅一日には各団体の会長会議を開き十一月いつぱい中西議長の善処方を見守り納得のゆかない時は大会での決議通り行政訴訟にもつてゆくよう決定いたしました。こうして静観状態が続くうち十一月十四日に中西議長より面会の申込みがあり、代表が行つたところ最善の途を講ずるどころか「我々は当然貰うべきものを受け取つたのであるからあなた方がどこまでも受け取るべきでないというのなら話合う必要はない。が自分としては話合えばわかると思つている」というまことにおかしな答えを受け、もうこれで議長とは交渉の余地のないことを知つて、最後の目標に向つて運動を開始しなければならない決心を新たにした次第です。

× × ×

なお慎重を期すため、各団体において会員の声を聞き基本的態度を協議決定した上、改めて会長会議により最終段階に突入することとなりました。その詳細は次号で御報告できると思います。以上簡単ながら支部連合会の動きとして御報告致します。

× × ×

## 國鐵総裁に招かれて

### 伊藤輝子

十月二十九日、どしやぶりの雨の中を十一時半から都議の退職金問題で立ち上つている六婦人団体の会長、幹部が国鉄総裁公館に招かれました。

昼食をはさんだ懇談会に、本同盟からは藤田会長と私が出席いたし、主婦連六名、地婦連四名、YWCA一名、大学婦人協会二名、平和婦人協会一名の十六名と十河総裁外五名の方達と懇談いたしました。

先づ最初に参宮線事故の不祥事のおわびと、当時の模様を声をつまらせて総裁から報告があり、私共もあらためて目頭のあつくなる思いをいたしました。

総裁は事故を未然に防ぐにはどうしても運転従業員たちの生活ことも考え、仕事中にはすべてのことを忘れ、仕事に没頭出来る状態にしてやらなければならないと考えていますと、御尤な人情論でポツポツ国鉄値上げ問題の本論に入つてこられました。レールは取り替えなければあぶないし、色々としなければならない設備が山積しているというくわしい説明が縷々のべられ、各国と日本の国鉄の比較に話はすゝみました。

広報部の若い方は「日本の様に運賃の安い国はどこの国にもありません。第一他の物価とくらべて見て下さい、安過ぎますよ、値上げ反対の気持は全くわかりませんねエ」とだんだん押しつけがましい意見も出て来ました。

私は「国民の生活が苦しいから理由の如何にかゝわらず、それにともなう物価の値上り等考えると反対せざるを得ない」とのべ、東北線や奥羽本線のみじめな状態等話し、もう少し東北に住む人たちのことも考えてほしいと何年来の不平をのべました。他の団体の方たちもそれぞれ質問をしたり、意見をのべて居られましたが、話がどうどうめぐりになつて来ましたので、藤田会長も私も次の会合があり一足先きに失礼いたしました

☆ ☆ ☆

## 横顔

**第一副会長　小池順子**

どんな細かいところも見逃がさないという注意深さと、表面とはおよそ反対の仕事への情熱をもつていられる。前武蔵野市教育委員。つい先日、表彰を受けられた。東大教授でいられる御主人と四人のお子様があり、よき家庭の主婦でもあられる。

**第二副会長　小端千恵子**

現在札幌支部長であり、婦人少年室員として活躍していられる。理智的で端正で地味なその風ぼうがそのお仕事の上に多くの効果をもたらしている。

家庭のよき主婦であり現在北海道冷害地救援で東奔西走していられる。

（鶴田）

## アンケート

新教育委員任命に当り、各支部にアンケートを出しその回答を得ました。その質問事項は

一、婦人委員を任命するよう要望書などをお出しになりましたか

二、任命の結果婦人委員が選ばれましたか。総数も御記入下さい

三、婦人委員はどのような仕事をしてきた人ですか。経歴所属政党など御記入下さい。

回答

—会津若松支部—

一、県婦人会と合同で各支町村会に要望書を出した。

二、県下四十名の婦人が選ばれた

三、会津若松市五十嵐委員は女子師範卒三十一年間の教員生活中婦人校長及び県教育委員組合婦人部長をつとめた。

—網走支部—

一、婦人議員と協力し運動した。

二、一名

三、聖ペテロ教会牧師夫人で幼稚園の保母もしていられる林清子氏。三三才の主婦です。

—仙台支部—

一、人選の関係上要望書を出しませんでした。

二、県教育委員一人、市教委一人

三、県教育委員　新明綾子。児童福祉委員、大学教授夫人で革新系の人

市教育委員　朴沢綾子、朴沢学園々長　保守系の人

## 茶の間

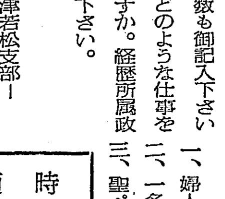

この欄は支部めぐりといつた意味で、地方色ゆたかな各支部からのお便りを集録するために設けました。茶の間の気楽さで読みながらお互いを理解し、明日への活動の一助ともなればと思い、今月は北海道の函館支部から御寄稿頂きました。

## 全裸の心をこそ

### 函館支部　平出ふさえ

昨夜はひどい風、オートバイにのつて走つていても、どうかすると吹きつけられて思わぬ方向へ車輪がむく。今朝はとても寒かつた。とうとう初雪がふりました。往診往診。医者になんてなるんでなかつた。それなのに自分の肉体や精神を試すためその意欲がムラムラとつのる。「行つてきまーす」私は何時だつて元気はいい。

朝から晩まで、いや、四六時中の気の張り方、何時かは参ると思いつつもう十八年。まだまだピンピンしている。商売とは云えよくまあ続くものである。

扨て、今日は午後から又会合がある。又時間に全部集まらず、終るのも例によつておそくなるのだろうと思うと先づ会合になんか出たくない。

口では新生活運動を唱えながらその根本精神さえ守れない。でも自分もその一人であつてみれば、憤慨の持つて行き処がない。婦人会と言うものは悪るいけど嫌だ。他の会員との折り合い、云い合い、然し同盟の会員だけでは人数の上で何も出来ない。だからこそ我々は横だの縦だのの連絡をとり真からの手を握りたいと思うのに—他の会を観てると人事とも思われず一時は自分の不徳のなすところと反省もしばしばしたが、それはかりではなさそうだ。

我が同盟ばかりスムーズにいつても函館全体の婦人会の会合となると全く面倒になる。

反省会をやれば何時も同じ結論となる。曰く「自分の所属の会の本当の使命を思いその会員たる自覚を忘れざること」等々……。

つまんないつまんない。我々は一体向上出来ないのか。

我々は偉くなくてもいい。一つ一つに誠実であつてほしいと私は願う。お風呂に行つた時思つた。体の立派な健康そのものの全裸の姿で長屋のおばさんもいる。小料理やのねえさんもいる。奥さんもいる。良家の娘さんもいる。しかしその内容が即ち立派とはすぐはいえないかも知れないが、私のいいたいのは全裸の心の姿をみたいのだ。又みた様な気もしたのだ。あれです。それに着たり、喋べつたりすればこそ又違つてくる。外見的の物で価が出てくるなら情けない我々は馬子にも衣裳であつてはいけない。健康な精神と健康な肉体こそ必要である。

私はそこに本当の人間の真価と誠を求めたい。

この土台の上にたつて我々はのびて行かねばならない。我々は大きな仕事の山のふもとにいる。一歩一歩孫子の代まで上りつづけるだろう。一つ一つに向つて夫々が誠をとつてたち向う。

勇気と決心をもつて、婦人よ賢くあれ!!婦人よ努力家であれ！も心から叫びたい。

—私の診察室の一齣—

「先生この子は偏食で困ります。」あれもいやこれもいやでこんなにやせておりますがどうしたらいいのでしよう」「坊やは何が好き？」坊やは母親の顔ばかりみている「どんな物をあげてますか」「そうねバターやベーコンやチーズや……」坊やはみなまで云わせず「母ちやんベーコンつて何だい？チーズつて何だい？そんなものみたこともくつたこともネーヤー」

× × ×

ある寒い夜中にギヤアギヤア泣きつづける赤ん坊をおんぶして若い母親が見えた。

「どうしたんですか」「先生さつきから泣いてばかりいてとまらないんです。よくみて下さい」「時時こう云うことあるんですか」「いいえ始めてです」と言うので診察をしたがどこも異状ない。

「変ですネ どこも悪る くないのに」相変らず片つ方ではギヤアギヤアやつている。私もホトホト困りビタミンBの甘い薬に水をわつてのました。処が例の赤ん坊はグイグイとのみ、のみ終つたら又泣く、今度は母親におつぱいもやる様にいつたら赤ん坊は凄い勢いで吸いついた。私はこれを呆然と眺めていた。間もなく赤ん坊はスヤスヤとねむつた。この時赤ん坊より母親より私の方が安心した。

「奥さんこの赤ちゃん何時間おきの授乳ですか」「四時間おきです」「では八時の分をのませましたか」「アツ忘れてました」あゝ可愛そうな赤ん坊よ、彼女はおなかがすいてたのでした。

「奥さんお腹のすくのは大人ばかりではなく赤ちゃんだつてすくんですよ」

入学随時
あさがや クッキングスクール
講師 主婦の友講師 岡松喜与子
日経新聞講師 宮内彰子
阿佐ケ谷駅南口広場前
TEL（39）四三九三

おそるべき食物
天野慶之
農林技官・農学博士
新聞・雑誌に一大反響を呼んだ問題の書！
あなたは毒をたべている！とこの本は警告している。多年の食品衛生研究と豊富な実例をもつて「着色食品」「晒される食物」「いつわりの食物」のおそるべき実態を抉る。筆致は辛らつで皮肉とユーモアに富んでいる。主婦必読の書。　新書版・一三〇円
朝日新聞評　家族の健康を守る主婦が本書にかかれたような知識を身につけていることが望ましい。これは栄養学以前の問題だからである。
山代巴　最初の長編
荷車の歌
第五版発売中　B6判上製美本　定価二二〇円
広島の一寒村の女性を愛情をこめて描いた感動の名編。目下松竹で映画化中
【サンデー毎日評】これまで、救いのない暗さにおいてしか描かれなかつた農村婦人を、これはその深い心の底にはいりこみ、明るい可能性で描いた。
筑摩書房　東京都千代田区神田小川町2　振替東京165768

高田外語
語學と受驗の大殿堂
（十二月一日受付開始）
語學部（一月七日新学期開講）
英・独・佛・スペイン・中国語（初歩より大学程度まで五〇クラス）
受驗部（一月七日新学期開講）
大学受驗綜合補習科（東大組・一般大学組・早大組—計一三クラス）
大学受驗随意撰択科（英・国・数・理科・社会科・テスト科等々三〇クラス）
冬期（年末年始）大学受驗大講習（英・数・国—十二月二十六日より）
力と熱と懇切の！　高田外語
東京都新宿区諏訪町二四三　電（37）七六六九・都電・国鉄・高田馬場駅すぐ上

無試験入学許可
外国銀行　貿易商社社員　秘書養成
津田スクール・オブ・ビジネス
開講　一月七日
期間　三ケ月
初歩より大学程度まで二百二十余クラス
新学期受付中
津田英語会
大学受験科・数学科・高校生の部・中学生の部　（夜・昼）
講師　大学教授、外人並びに斯界権威者
高校二年修了程度の英語の実力を要す
津田英文タイプ
初心者を対象として懇切指導
中央線千駄ケ谷駅前

婦人有権者

## 同盟の立場と目的

一、政党には中立、選挙には推薦応援を致しません
一、婦人の間に婦人有権者としての自覚をよび起し、正しい選挙を行うようすすめると共に
一、私共が選んだ議員や、議会や政府、政党を見まもり、意見を出したり
一、よい婦人議員や、よい婦人公務員が、多数出るよう運動します
一、又民主主義の逆行に反対し婦人の既得権を失わないよう努力します。

## 石橋新總理と婦人

参議院議員 市川房枝

自由民主党大会で総裁に選挙された石橋湛山氏は、十二月廿日召集された第廿六通常国会のへき頭に行われた首班選挙で、内閣総理大臣に指名されました

参議院に於けるこの選挙で、私は、石橋氏が多数党の総裁であるという理由で同氏に投票しました。総理の選挙は信任投票ではなく、民主主義政治のルールとしての儀礼的なものであるとの、前からの私の信念からでした。

尤も此度の石橋氏の場合には右の儀礼的だけでなく、石橋氏に或程度の親近感と期待を持つて投票しました。

今から二十余年前、昭和の初め頃の事ですが私は「婦人団体の幹部は現実の経済の動きを知らなければならない、そのための勉強の小さいグループをつくつては」と考え、当時婦人団体の経済問題の講師として、よくわかる話をして下すつた石橋氏に相談しました。

氏は早速賛成、「会場や事務や講師を提供しよう」と仰有つて下さり、爾来二十余年に亘り多い時には毎月一回宛婦人経済会を開いて来ました。共産党婦人議員であつた苅田アサノ氏、NHKの西清子氏には何れも東洋経済社員としてお世話を願つたのでした。

この会を通じて私達は石橋氏が戦争中強い戦争反対論者で、はつきりした自由主義者であつたことを知つて居り、従つて終戦後同氏が追放になつた時、私共婦人経済会員もその解除に協力しました。

追放時代同氏は私共の会合で民主的な文化団体の結成を提唱され、又あなた方婦人は軍事基地反対運動をやるべきだと仰有つた事もありました。

尤も近年の同氏は、自民党の閣僚として相当変られたようであり、再軍備反対、憲法改正反対の立場をとつている私とはへだたりがあり、選挙の応援等もお辞退をしていた次第でした。

此度総裁、総理大臣となられても自由民主党のワクがあり、又周囲には所謂政治屋が多数いるので、氏自身としても所信を貫くことは中々困難であり、私共も石橋内閣の政治のやり方に反対をしなければならぬ事が多々出て来るだろうと思います。

然し現在の自民党を、民主主義の下に於ける明るい保守党に脱皮せしめること、官僚から汚職者が出ないよう綱紀を粛正すること、施政の上に婦人の参加をはつきり反映せしめること等は是非とも実現して戴き度それは決意さえなされば、或程度御出来になることゝ思われます。

なお最後に、出来るだけ早い時期に国会を開催して、国民大衆の支持を確保されるよう、石橋氏に希望いたします。

## 新春の言葉

平林たい子

昨年の婦人団体の活動は、政党外の婦人活動の分野をはつきり示した。政党が取り上げない問題で、当然婦人活動の対象になり得ることが沢山ある。

特に、自治体を対象とする仕事は、婦人団体にまかされた大きな分野であると思う。

アメリカでは、自治体部門の担当分野が、婦人議員によつて占められているそうだ。

東京のような混み入つた未完成の都会の政治は、完成した欧米の都会よりむづかしいから、欧米の慣例をそのままあてはめるのもどうかと思う。けれども将来婦人議員の手に引受けるために、今から都政に通じておくことはよいことだ。

一層の御奮斗を祈る。

## 一月時局研究会

日時 一月十九日（ ）午後二時より四時
場所 婦選会館
演題 国際連合と婦人（仮題）
講師 東大教授 横田喜三郎氏（交渉中）
会費 三十円
主催 日本婦人平和協会 日本婦人有権者同盟 婦人問題研究所

## 懇談会御通知

左記により、新年会をかね、理想選挙に関心をお持ちの方々との懇談会を開きます。友人お誘い合わせ、御出席下さい。

▼三十二年一月十二日（土） 午後一時半―四時
▼婦選会館（市川自宅前）

御出席御希望の方は前以て御通知下されば好都合です。

市川房枝

## 主張

## 國際連合と婦人の役割

会長 藤田たき

ついに日本の国際連合加盟も実現いたしました。ながい国際的孤独のあとをうけ、夜あけの思いです。私は日本が、そして公選せられた石橋総裁を主班とする内閣が、正々堂々、この外交の舞台において、常に是を是とし、非を非とする態度を堅持し、満場一致日本の加盟を決議した世界各国の期待にこたえることを祈るものであります。そしてそのためには国民の一人一人が深く国連を理解し、強力な支持を与えることこそ肝要であります。

さてこの国際連合と婦人の役割はどうでありましょう。国際連合憲章前文は〃基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認し〃とその冒頭において、男女の同権を主張し、次に第八条において〃国際連合のその主要機関及び補助機関に男女がいかなる地位にも平等の条件で参加する資格があることについて、いかなる制限をも設けてはならない。〃ことをうたつています。従つて国連には婦人の地位委員会が設けられ婦人の地位を男性のそれにまで引き上げる努力が終始つづけられていますし、国際連合総会、理事会、各種委員会並びにILO、WHO、ユネスコ等の専門機関にも相当数の女子代表、顧問、随員が各国によつておくられ、かつ、多数の有能な女子職員が事務局に働いているのであります。

過日、婦人有権者同盟、YWCA、婦人矯風会、大学婦人協会、婦人平和協会の国際的つながりをもつ五団体が、重光外相に会見、日本代表に少くとも一名の女子を加えること、婦人の地位委員会への日本の選出に努力すること等を要請したのも、国連に対する婦人の役割の重要さの認識の上に立つものでありました。外相は考慮を快諾いたしましたが、その実現をみなかつたのは、保守党内に〃女なんか問題にならぬ〃の意見があつたとのことです。若し真実ならば国連の精神をふみにじること甚しいものであるといわねばなりません。

私どもは国連に婦人の問題を昭和三十二年の新しき課題として、真剣にとりあげ、世界平和への婦人の役割の一端を果したいものであります。

× × ×

## 久米愛

十年一昔という言葉を使えば戦争は昔終つたことになる。しかしその影響や痛手はまだ生々しいし記憶は新しい。そして昔終つた戦争の結果として今尚世界の平和がおびやかされている其の間、日本は敗戦国として永い間占領され、全面か一部講和かという議論のうちにやつと独立国となり、問題として残つた日ソの国交も回復した。旧臘待望の国連加盟もかなつて世界で一人前になつた。めでたいといえばめでたいが、あたりまえの事があたりまえにはこんだといえばそれまでで、何もお祭り騒ぎをしてめでたがる事ではない。問題は今日を出発点として日本が将来加盟国としてどんな働きをし、世界平和にどれだけ寄与し得るかということであろう十年間に、日本婦人の地位は大きく前進した。もつとも理想通りではなかつたかも知れないが、選挙権さえなかつた戦争前の事を考えると目覚しい変化は認めなければなるまい。婦人有権者同盟も婦人の政治教育や社会教育に随分よい仕事をして来たと思う。しかし、これからは婦人の視野を世界に広め、その上で日本の社会を考えるようにしたいものだ。日本が国際的に認められれば認められるほど、婦人の地位が高まりその権利が大きくなればなるほど、婦人のなすべき事が無限に拡がつて行く。

☆ ☆

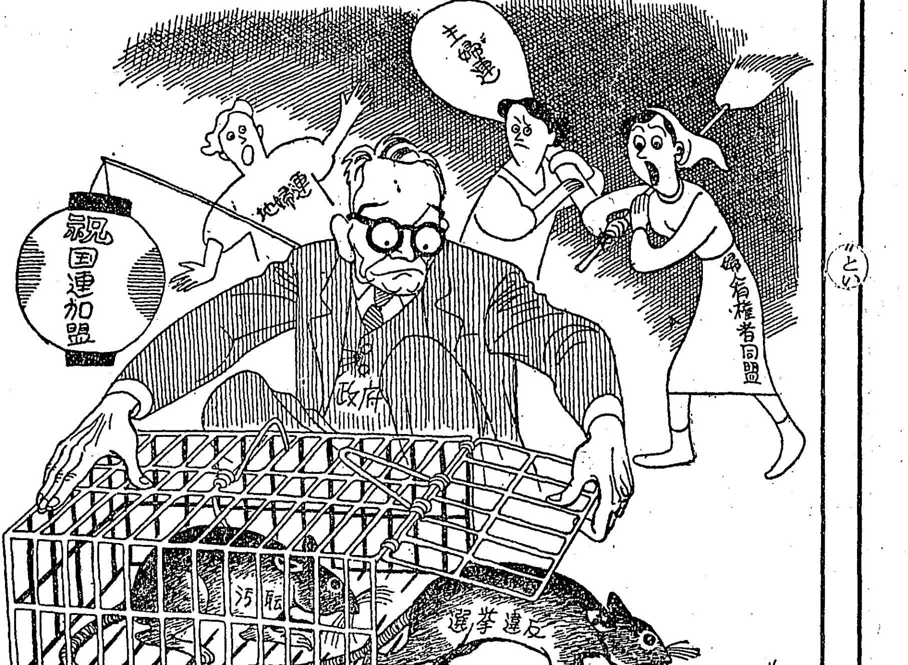

社会戯評 とんだお祝い 加藤悦郎

品質日本一 味がよくて割のきく ヤマサ醤油

天然果汁とコーヒー サニー 八重洲二ノ五 TEL (28)八〇一四 (29)三六九八

新年おめでとう （お申込順）

文京区保護司会副会長 宮川英子 東京都文京区関口台町一六
日本婦人平和協会名誉会長 上代たの 東京都世田谷区祖師ケ谷二ノ一三三
世田谷区会議員 小畑マサエ 東京都世田谷区太子堂三九六
全国地域婦人団体連絡協議会理事長、全国未亡人団体協議会事務局長 山高しげり 東京都世田谷区上馬町二ノ八五 電話(42)五七六二
衆議院議員 山口シヅエ 東京都台東区竹町一三五 電話下谷(83)九二四一―五 九二五一―五
東京都議会議員 浦部武夫 東京都文京区指ケ谷町一四六 電話小石川(92)〇八九三 二八八三
日本婦人有権者同盟顧問委員 森美子 東京都新宿区戸塚四ノ八四四 電話東京三六局(36)二九〇二
加藤清子 浦和市常盤町二ノ六
高群逸枝（たかむれ） 東京都世田谷区世田谷四ノ五六二
日本婦人有権者同盟中央委員 任田かしく 東京都中央区八重洲柳中通 電話(28)八〇一四
野田静子 東京都目黒区柿の木坂二九四
吉田武子 東京都文京区原町七八
石島菊枝 東京都豊島区駒込一ノ九九 駒込住宅四三四号
婦人文化新聞社 有田アサノ 豊田春江 静岡市人宿町一丁目一ノ五 電話三一三〇九
丸岡秀子 東京都世田谷区船橋町一三九
日本婦人有権者同盟中央委員 国際連絡委員 野間久子 東京都大田区田園調布四ノ三六 電話大田(72)二九七五
三輪田繁子 東京都千代田区九段三ノ四
日本婦人有権者同盟渋谷支部 会員一同 東京都渋谷区代々木西原九六九 尾高綾子方 電話東京三七局(37)四四一五
加藤壽々子 長野県松本市旭町
日本社会党新宿支部婦人部長 新宿区議会議員 四谷信子 東京都新宿区若葉町一ノ一〇

定価一部拾円（郵税四円） 編集兼発行人 藤田たき 発行所 東京都渋谷区千駄ケ谷五ノ八八九 婦選会館 日本婦人有権者同盟 電話淀橋(37)〇七二三番

---

# 活発な支部の動き

### 杉並支部

西村好江

第一種会員五十三名、第二種会員十六名賛助員五名を擁しているが、総会で決めた各支部並に一人一名の会員獲得を実現したいと努力している。しかし目下杉並区長の問題で東奔西走しているため思うように実現せず、自分から提案したことだけになんとかしなければと考えている次第である。区長問題については杉並区政刷新同盟に加入して明るい区制をと努力している。

### 澁谷支部

尾高綾子

教育委員の任命に際しては区長区議宛に要望書を提出し、婦人が一名任命された。月末には月例会を催し新婦人委員を囲んでの懇談を行うことになつている。例会には無尽などもやつて会を楽しくするようにしている。北海道の冷害に対しては、米ひとにぎり運動に参加し協力している。支部の資金としては日用品の取次ぎ販売なども行いこれに当てている。

### 目黒支部

篠塚志摩子

都議退職金反対の署名運動には町内会にも呼びかけて行つた。新教育委員に婦人一名を任命するよう努力して成功した。その他区議会の浄新強化を計るよう運動している。

### 新宿支部

山本ティ

発足が遅かつたのでまだあまり仕事もしていないが、会員獲得のため会費の月払い制度を併用している。下部組織の強化に力を入れ一般婦人を啓蒙したいと思つている。新教育委員には松下実（みつ）女史が任命され大成功だつた。

### 武蔵野支部

佐田信子

十月三十一日、午後一時半から林あや子氏宅で、本市の婦人市会議員（榎本よし代、小竹美知、佐田信子、大橋春枝）を招き市政についての懇談会を開催致しました。出席者約四十名、

〇地方自治法の改正に伴ふ市の条令、規則の一部が改正された点について説明
〇財政再建計画（三ケ年計画）を説明
〇衛生問題（汲取り、塵芥処理等）上下水道、道路等につき懇談
〇この後本部、支部の動きにつき報告①都議の退職金問題、②売春防止法及び婦人相談委員③以上熱心に説明質疑応答があり予定時刻を一時間も突破して五時散会致しました。

この集りで一般家庭婦人も市政に対しては相当深い関心があり、こういう機会を求めて居られることが判りましたので各地に順次開催して、一層理解と協力を高め度いと申し合せました。 以上

### 芝浦支部

秋山まち子

現在会員五十七名で例会は地区別に家庭的な会合をもつようにしている。新教育委員については八月十五日に要望書を提出したが婦人はとうとう任命されなかつた。

### 世田谷支部

石和田茂子

前支部長の中村喜美子氏が病気のため余り活発に動いていない。新教育委員の任命に際しては各団体との共同運動が効を奏して婦人一名を出すことができた。しかし政治的な力に影響されなかなか思うようにゆかなかつたのは残念でならない。

### 中野支部

田村なか

十月に総会を済ませたばかりで出発が遅れた。月に一度もより会を開いてゆくつもりで、十月には星野あい先生宅で開き、十一月には江古田方面で行う予定でいる。新会員も十数名獲得することができた。

### 札幌支部

小端千恵子

道、市の教育委員には同盟の会員が任命された。また去る参議院選挙の際に、公明選挙運動を行つた功労により自治庁より表彰を受けた。組織の拡充強化の方針に従い、室蘭と浦川町に支部を作るよう努力している。

### 郡山支部

水芳枝

十月七日総会を開き藤田会長に御出席頂いた。支部の資金獲得のため映画の前売券を扱つて利益を得ることができた。機関紙に添えて郡山の支部月報を発行しているがもつと充実したものにしたいと思つている。県、市の教育委員には同盟の会員が一名宛選ばれた。

### 仙台支部

高橋輝子

時局研究会をもつて会員相互の勉強をしている。新教育委員には県、市ともに一名づつ婦人が選ばれた。

### 西三河支部

内田あぐり

新教育委員の任命に際して要望書を提出。四年制の委員に会員より一名が選ばれた。（当市は任期はクジではない）機関紙「婦人有権者」の読書会も続いて行つている。

### 名古屋支部

永安きん

市長選挙の際には公明選挙運動に協力した。市教育委員には婦人が一名任命されたが、新教委の任命をめぐつて初の定例市議会は非常に混乱した。また会員に自民党婦人部所属の人がおり、今年度の目標「平和憲法云々」でもめた。しかし市川先生にも来名頂き解決した。

十一月の定例講座は市政懇談会とし、八日午後二時より栄図書館で開催。講師には名古屋市第一助役横井氏を招き、約四十名の聴講者が集つた。（二、三のクラブ、婦人会共催）

先ず、市民の日常生活は市政とどのようにつながているか例を挙げて説明があり、この関心の有無がどれほど市政に影響を及ぼすものかを話され、続いて市政の総論的解釈の後質問に移つた。

一、民生委員の選挙の是否
一、現在の米の希望配給に対する要望
一、住宅、衛生等に関する陳情

右の他多数の質疑応答あり時のたつのも忘れ四時半終つた。

品質日本一 味がよくて割のきく ヤマサ醤油

### 諏訪支部

伊藤花子

四月十日に婦人参政十周年記念行事を各種の二十団体と共に行い、その実行委員長に当支部長北原芳子氏が選ばれ市民会館にて講師に齋藤きえ先生をお招きして市長、市会議長、各労働団体及び地元の出身社会党の原茂代議士、前保守党代議士小川氏など名氏が出席の上盛大に行つた。

教育委員の任命については是非共婦人を一名加えてほしいと特に支部長が申入れをして置いたのに残念乍ら実現にならず、本年度は参議院選あり、又日本の祭の三大奇祭に数えらるる当地名物の七年に一度の御柱祭が、四月、五月と十月とにありのびのびになつていた総会を十一月五日に行つた。今年も余す処少くなり、役員改選はせず現在通りになす事に決定した次第でございます。湧口みよ氏が今回中央委員になられ張切つて会の為に運動される事と思う。 以上

### 秋田支部

中村政子

県、市、郡の福祉関係と推薦会に左の要望書を提出致しました。

要求書

此の度民生委員児童委員の改選期に当り、母子世帯並に児童が保護の対象となる場合の多い事にかんがみて、社会事業に熱意ある公正な婦人を民生委員児童委員に推薦され、尚全委員の半数まで増員される事を要望致します。

昭和三十一年十一月

### 鹿児島支部

鹿児島支部も本年度の支部長に藤武五百子氏と決定、教育委員に婦人を入れて頂く事等に努力致し、当支部としては会員でもある沖野氏を推薦致しました。

県議の殆んどが自民党に入党したような鹿児島県で同盟の動きは白眼視されて行くようですがそれだけに使命も重い事と、経済と暇をつかつて田舎の方へも進出し、今まで話し合う機会のなかつた分野を開拓して行きたいと務めております。

### 坂城支部

森弓子

九月六日 坂城支部総会

出席者半数になりませんでしたので役員改選は次期総会まで延期、本部総会の報告を終つて町長をかこみ教育委員には良識ある人を選んで頂くようお願いしました。

十月二日、会場持ちまわりの最寄会を四谷地区に開き、会員の努力により農繁期にもかかわらず、約五十名の出席を得て婦人参政十周年のスライド、テープコーダー「草もち」等見たり聞いたり多大の感銘を与え、その後同盟の立場、目的についての質問に答え、坂城支部の運動目標を説明し参会者に共感を呼びました。政治の勉強は先ず足元の区政よりとの話しから一区より二名以上の婦人議員を出しましようと、もより会第一歩は成功でした。その他支部の小さな集りにスライド、テープコーダーを持ち込み皆が発言出来るようにという処まで行きました。このように末端の啓蒙に努力して居ります。

### 都城支部

四月十五日 市議会各委員長を招き市政を語る座談会を開催。

五月二十日 例会

（1）串間まさえ氏の東京、名古屋方面の視察（生活改善実践部落見学）の報告
（2）婦人会員のなやみや指導者のあり方について話し合う。

六月十七日 例会

（1）本部総会出席者の決定と、三十一年度運動目標について協議原案通り承認する事に決定。
（2）公明選挙の推進、政治意識の徹底について話しあう。

九月二十二日 例会

（1）本部総会の模様について串間まさえ氏の話をきく

十月二十日 例会

（1）十月一日より宮崎市にて開催の九州ブロツク婦人大会第一分科会（婦人団体と政治）の報告を永野つや氏にきく。 以上

### 宮崎支部

中島歌子

長崎での原水爆禁止大会には代表として一名会員が出席した。

教育委員には一名、会員が選ばれた。同盟のあり方について社会党ではないかといわれるが、絶対中立を主張している。機関紙の宮崎版として「宮崎婦人有権者の友」を発行している。

### 前橋支部

田中あや

会員は二十名ていどで例会を毎月行つているが婦人層が一致していないので、まとめるのに困難を感じている。新教育委員にも全部男子が任命された。

### 上田支部

河原みや

昨年発足したばかりで、六名の理事が運営をしており、教育委員民生委員などを囲んでの会をもつことになつている。教育委員には婦人は一名選ばれた。

× × × × ×

## 編集後記

一九五六年もあわただしく暮れようとして居ります。

桜、くぬぎ、プラタナス、柿と色とりどりの紅葉にかこまれた編集室では、今月は実務担当の神さんにたおれられ、近藤、伊藤、幸各氏ともども、暗くなるのも忘れて割付けに余念がありません。我が子に晴着をきせつけている様な気持、楽しくしかも真剣にペンを運んで居ります。

顧えりみれば、編集技術の面に用紙の面に、又資金面にとずい分あたふたとした毎月を送りましたしかし皆様の御助力と会長及び編集員全員のお力によつてここまで型を調えることが出来ました。心から感謝いたして居ります。来年こそは軌道にのせた車をフルに走らせたい欲望にかられて居ります今までより以上の御援護と送稿とをお待ちいたして居ります。

お寒さも日に増し厳しくなります。どうぞお元気で、すばらしい新年をお迎え下さいますように。

## 秋の会員紹介

自七月廿三日至十月廿三日
敬称略（ ）内紹介者
自七月廿三日至十月廿三日

第一種会員

志田フミ、武田智恵子（以上芝浦支部）鈴木志な、神尾悦子、大脇寿美子、山口千代、新見壽美子（以上名古屋支部）須沢光子、大久保藤枝、保刈けい（以上松本支部）小原寿代子、中島玲子（以上京都支部）平石政江、小川道子、加藤静子、宮川初枝、志村さとじ（以上渋谷支部）中野千代子、石毛梅子、横村隆江、菅井せい、西山ミサヲ、近江ひろ、古川義子、星野祐子、高橋貞子、原田芳子（以上新宿支部）根本文子、桑野マサ天太多壽子（以上函館支部）松田郁子、小川富子、宮崎和子（以上武蔵野支部）金原とり子、赤羽鈴子（以上上伊那支部）太田さい、稲垣佳子、高橋せつ、土屋富佐子外山ヒロ、雪山みち子、三神英子倉田伊津子（以上中野支部）岸志津、竹原千世、大田艶子、遠藤多賀子、遠藤春枝、太田曖代子、板野寿（以上岡山支部）河村八千代池崎千代、久保テル子、久恒成代（以上別府支部）原田リエ（札幌支部）堀内和子、源川美代子（以上増田せい子）佐藤幸代（滝上安家）吉沢かなめ、滝口美保子、根岸ツヤ、高橋静江、長島恭、黒須いち子、関根きよ子（以上伊藤恒子）田辺成、木崎ミチ、井上たけ子（以上佐藤幸代）沖野キクエ、植村美子、春名英代、大島友子、川連拡子、遠藤すみ子（以上黒田静子）青木ふみ、青木伶子、清水千枝子、平田敏子（以上藤田たき）工藤邦子（荒巻よしゐ）鈴木ハツノ（横田直子）勝淑子（谷林美枝子）石川ハナ（吉山享子）吉田育代（設楽晴子）中田はる（小林みさを）植原ハル、保柳妙子（以上野間久子）幸寿恵、中島悦子、首藤芳子（以上本部）

第二種

田上喜美子、谷林美枝子、野間久子、藤井元子、常田貞子、松本フミ、星野操、中川暢子（以上藤田たき）比留間萌子（谷林美枝子）幸淑香（幸寿恵）吉田歌子（武蔵野支部）外山静子、西沢誠佐子（以上新宿支部）

賛助員

幸関一（幸寿恵）菅原キミ（函館支部）

## 事務局だより

冬も間近に迫り、皆様はもうお仕度に大童の事と存じます。事務局も冬は吹上御殿と異名を取るだけあつて、椽の下より吹上げる風のためゴザが持ち上り思わず火鉢にかじりつきたくなつて了います。お隣りの婦人問題研究所も今日は大掃除をかねて冬仕度に総動員でした。ますます寒くなつて参ります。お体を御大切に御活躍の程お祈り致しております。

事務局日誌より

十一月五日会計監査のため荒巻よしゐ来訪
十一月六日午前十一時より編集委員会開催於婦選会館
同日午後一時半より第五回常任委員会開催
十一月八日三十一年度第二回中央委員会開催、午前十時より於婦選会館、同日午後五時より八時まで地方代表と顧問、会長を囲んで懇談会
十一月十四日都議退職金問題で中西都議長と面会、同盟より小池順子、中村君枝、幸寿恵参加
十一月十七日時局研究会開催於参議院会館第二会議室、参加者約四十名
同日於婦選会館、午後七時より十一時まで都議の問題で六団体会長会議開催、同盟より藤田会長、小池順子、中村君枝、幸寿恵出席
十一月二十日松浦三知子、中村君枝、寄附貰い打合せのため来訪
十一月三十日事務局大掃除吹上御殿の汚名をそそぐよう工夫致しました。
十一月二十六日政治教育委員会開催、於婦選会館、午後一時半より三時半まで
同日機関誌割付のため鶴田編集委員長来訪
十一月二十八日大田支部発会式、本部より市川顧問、藤田会長、荒巻よしゐ出席 以上

## 藤田會長地方支部訪問

十一月のうち地方へ講演旅行に出張された藤田会長は十四日十五日は別府支部、十九日松本支部二十三日には秋田支部を訪問し、支部[illegible]々と懇談した。

## 入会案内

会員は 第一種 年三〇〇円
第二種 年五〇〇円
会友は 二十才未満の婦人を会友とする 年 三〇〇円
賛助員は 年一、〇〇〇円
婦人有権者購読料年 一五〇円

最高の技術とパーマ液
美容室 日新
パーマネント コールド 四五〇円 電気 三〇〇円
京王沿線・下高井戸映劇ナラビ TEL・(32)三四〇一

特許のヤシマ箒
馬毛製のブラシ箒は
角度が自在に回転し
ほこりを立てずに
細かい塵までよく取れる
―三越本店で販売―
ヤシマ産業株式会社
東京都文京区根津八重垣町65
TEL駒込(82)2697・5459・7625